

## 第350回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
9月19日	木	本会議	開会 会期の決定（22日間） 議案の上程39件（予算2、条例9、その他5、報告23） 提出者の説明 尾崎知事
20日	金	休 会	議案精査
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	（祝日）
24日	火	休 会	議案精査
25日	水	休 会	議案精査
26日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西内(健)議員 石井議員 吉良議員
27日	金	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 土森議員 田所議員
28日	土	休 会	
29日	日	休 会	
30日	月	本会議	質疑並びに一般質問 上田(貢)議員 森田議員
10月1日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 横山議員 坂本議員 中根議員 山崎議員 武石議員 上治議員 野町議員 橋本議員
2日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 塚地議員 浜田議員 上田(周)議員 金岡議員 田中議員 土居議員 依光議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
3日	木	休 会	委員会審査
4日	金	休 会	
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	

7日	月	休 会	
8日	火	休 会	委員会審査
9日	水	休 会	
10日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程（第17号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第2号—議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 米田議員 採決 議案の上程（議発第8号） 討論 坂本議員 採決 継続審査の件 閉会

## 第350回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（9月19日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6

### 第2日（9月26日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26
諸般の報告	27
質疑並びに一般質問	
西内(健)議員	27
1 政治姿勢（任期12年間の評価、後継知事に対する期待、副知事からの感想、職員への言葉、安全保障、地方創生と東京一極集中の是正、経済成長と財政健全化）について	27
2 災害対策（市町村における国土強靱化地域計画策定への支援、豪雨災害対策推進本部の取り組みと課題）について	30
3 第1次産業の振興（Next次世代型こうち新施設園芸システムの効果、環境制御技術の普及、スマート農業、新規就農者の推移、農業次世代人材投資事業	

予算減額の影響と今後、制度変更への対応、中山間地域等直接支払制度第5期対策に向けた取り組み、農地を守る活動を行う組織への取り組み、農地中間管理事業、農福連携拡大に向けた人材育成、スマート水産業、スマート林業) について……………	31
4 港湾振興（コンテナ貨物取扱量増加に向けた航路開拓、エアフェンダーの整備）について……………	34
5 教育（特別の教科道徳、県立高等学校再編振興計画後期実施計画における学校統合、統合後の跡地利用、須崎総合高等学校の施設整備、県立高等学校の食堂の維持、校務支援システムの導入）について……………	35
6 高齢者対策（高齢運転者の認知機能検査、地域公共交通網形成計画の実効性、トンネル照明LED化と道路区画線）について……………	36
尾崎知事……………	37
岩城副知事……………	41
堀田危機管理部長……………	41
西岡農業振興部長……………	43
田中水産振興部長……………	47
川村林業振興・環境部長……………	48
村田土木部長……………	48
伊藤教育長……………	49
宇田川警察本部長……………	53
川村中山間振興・交通部長……………	53
西内(健)議員……………	54
石井議員……………	54
1 政治姿勢（4期目不出馬の会見後の反響、地方重視の国政による県政施策、残された期間の職務）について……………	54
2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（事前合宿誘致と相互交流）について……………	55
3 消費税の増税（国の財政運営、円滑な制度移行に向けた取り組み）について……………	56
4 管理型産業廃棄物最終処分場（地質・ボーリング調査）について……………	56
5 元ルネサス高知工場従業員の雇用（丸三産業株式会社の現状と雇用の展望、川谷刈谷工場用地への企業誘致と雇用確保）について……………	57
6 観光振興（観光客動態調査結果を生かしたれんげいこうち広域都市圏の取り組みとの連携、四国4県連携によるニーズの把握）について……………	57
7 四万十川（観光資源、メガソーラー建設予定、条例の見直しによる規制強化）について……………	58
8 保育（会計年度任用職員制度への移行に伴う懸念、保育士不足の解消、待機児童解消と保育士確保、市町村の保育所再編計画、幼児教育の現状と課題、	

保育士等キャリアアップ研修の現状と臨時保育士のキャリアアップ) について……………	59
9 発達障害と療育（早期診断・療育の理解と啓発、保育士からの助言体制づくり、専門医師の育成と健診体制の強化、県内の受け皿拡大、療育施設の質の向上、グレーゾーンの子供たちへの支援、療育的な保育の実践、ヘルプマークの認知度向上、部局間の連携体制) について……………	61
尾崎知事……………	63
近藤商工労働部長……………	67
吉村観光振興部長……………	69
川村林業振興・環境部長……………	70
伊藤教育長……………	70
福留地域福祉部長……………	75
石井議員……………	77
尾崎知事……………	78
近藤商工労働部長……………	78
川村林業振興・環境部長……………	78
伊藤教育長……………	79
福留地域福祉部長……………	79
石井議員……………	79
吉良議員……………	80
1 政治姿勢（安倍首相の改憲や戦争認識への評価、税収構造の推移、富の偏在と貧困の拡大というゆがみの是正、日米貿易交渉、歴代自民党政権による農業政策及び根本からの転換、認可外保育施設の無償化、副食費無償化に向けた補助制度、乳幼児医療費助成制度の予算減少、子供の医療費無償化の拡充) について……………	81
2 全国学力テスト（順位数値の競い合いに子供たちが追い込まれることへの危惧、次期教育大綱での目標設定、実施方法の見直し、県版学力テストの取りやめ) について……………	85
3 特別支援学校の整備（知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会、保護者や学校関係者との意見交換、岐阜県の取り組みに対する感想と将来を見据えた抜本的な改善) について……………	86
4 四万十川流域へのメガソーラー建設計画（四万十市と事業者への対応、住民との合意を図っていない事業者への事業許可、想定外の洪水対策の提示、景観保全対策の実証、FIT法に基づく対応姿勢、設置期間終了後の実効ある安全対策、知事の所見と対応) について……………	88
尾崎知事……………	89
伊藤教育長……………	94

川村林業振興・環境部長	98
吉良議員	99
尾崎知事	101
伊藤教育長	102

### 第3日（9月27日）

出席議員	103
欠席議員	103
説明のため出席した者	103
事務局職員出席者	104
議事日程	104
質疑並びに一般質問	
西森議員	105
1 政治姿勢（地方発展のための国の制度変更、道州制）について	105
2 SDGs（所見と認知度向上の取り組み）について	106
3 日本一の健康長寿県づくり（心臓病・脳卒中による死亡状況、循環器病対策推進計画及び対策に向けた決意、認知症高齢者数の推計、認知症対策に関する条例・計画の策定、新たな課室の設置、全市町村での産婦健康診査事業実施への支援、救急電話相談事業の導入）について	107
4 キャッシュレス社会（県税などの支払いへのキャッシュレス対応と仮想通貨による可能性）について	111
5 浄化槽（合併処理浄化槽への転換、浄化槽台帳、県有施設での転換）について	112
6 教育（公立小中学校普通教室における空調設備の設置及びブロック塀の改修・撤去、特別教室・体育館への空調設備の設置及び体育館の避難所指定状況、プログラミング教育必修化の課題と取り組み、今後の期待）について	112
7 新たな管理型産業廃棄物最終処分場（安全な施設建設についての決意、施設整備にとって致命的な事項、整備・運営主体と設置許可申請の時期、環境アセスメントの内容・スケジュール）について	113
8 あおり運転（検挙の実態及び今後の取り組み）について	114
尾崎知事	114
鎌倉健康政策部長	118
福留地域福祉部長	120
村田土木部長	121
伊藤教育長	122

川村林業振興・環境部長	124
宇田川警察本部長	125
西森議員	125
土森議員	127
1 今後の高知県について	127
2 高知版ネウボラ（母子健康手帳交付時における支援サービスの周知、関係部 門間で切れ目のない連携した支援）について	129
3 ファミリー・サポート・センター（病児・病後児預かり）について	129
4 教育（デジタル技術を教える教員の育成・確保、国旗・国歌の指導、教員の 負担軽減、多様なスポーツニーズへの対応、「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴 史」と「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用）について	130
5 治水対策（四万十市具同地区の排水対策）について	132
6 高知版Society5.0の実現について	133
7 高知県のデジタル化（県庁でのRPA実証実験、AIの導入、超高速ブロー ドバンド環境の早急な整備）について	134
8 産業振興計画などのバージョンアップについて	134
尾崎知事	135
鎌倉健康政策部長	136
福留地域福祉部長	137
橋口文化生活スポーツ部長	138
伊藤教育長	138
村田土木部長	141
近藤商工労働部長	141
君塚総務部長	142
土森議員	143
田所議員	143
1 政治姿勢（今後の国政での尽力と次期知事に対する期待）について	143
2 教員の働き方改革（メンター制、ストレスチェックの回答率向上とメンタル ヘルス対策、長時間労働の要因及び現場の意識調査、統合型校務支援システ ムの課題と対策、資金管理システムの導入）について	144
3 児童虐待（法改正による課題と新たな取り組み、若手児童福祉司の育成、一 時保護所の運営実態、第三者評価制度の導入、一時保護解除の基準と対応ミ スの予防策）について	145
4 就職氷河期世代の就職（実態調査、正社員での就労に向けた支援）について	146
5 8050問題（ひきこもりの実態調査、40代以上の方への支援と相談の場の拡充、 民間との連携と支援、就職氷河期世代の雇用問題との関連と対策）について	147
6 参議院議員選挙（現行憲法下での合区解消、若者の投票率向上、移動期日前	

投票所の効果と利用拡大) について	148
7 障害者就労 (テレワークの就労支援事業の成果と拡充、テレワーカーのサポートと民間との協力、中小企業での雇用促進と I C T の活用、農福連携に係る国の補助事業の成果と今後の取り組み、農福連携の可能性と県域への拡大) について	149
尾崎知事	151
伊藤教育長	152
福留地域福祉部長	155
近藤商工労働部長	160
土居選挙管理委員長	162
西岡農業振興部長	163
田所議員	163
福留地域福祉部長	164
田所議員	164

#### 第4日(9月30日)

出席議員	167
欠席議員	167
説明のため出席した者	167
事務局職員出席者	168
議事日程	168
諸般の報告	169
質疑並びに一般質問	
上田(貢)議員	169
1 政治姿勢(移住政策)について	169
2 教育(定時制・通信制教育研究の実施体制、多様化するニーズへの対応、教員の海外研修制度、教育改革に向けたビジョン、I C T 導入に係る課題、プログラミング教育に関する支援)について	170
3 福祉避難所対策(確保に向けた取り組み、支援人員の確保、障害種別ごとの指定、大型福祉仮設住宅などの検討)について	173
4 観光振興(四国観光キャンペーンの推進とアドベンチャーツーリズムの展開、応援村でのよさこい披露、客引きの取り締まり)について	175
尾崎知事	177
伊藤教育長	178
福留地域福祉部長	181

吉村観光振興部長	182
宇田川警察本部長	183
上田(貢)議員	184
森田議員	185
1 政治姿勢（3期12年間取り組んできた施策の評価、地方重視の国づくり）について	185
2 尾崎県政の成果と課題及び今後の取り組み（南海トラフ地震対策、インフラ整備、教育分野、中山間対策、保健・医療分野、観光分野、文化生活スポーツ分野）について	186
3 爆音バイクの取り締まりについて	192
4 副知事から見た尾崎県政（産業振興計画、知事との11年間）について	193
尾崎知事	194
堀田危機管理部長	195
村田土木部長	196
伊藤教育長	196
川村中山間振興・交通部長	197
鎌倉健康政策部長	198
吉村観光振興部長	199
橋口文化生活スポーツ部長	200
宇田川警察本部長	200
岩城副知事	201
森田議員	202
尾崎知事	203
森田議員	203

---

## 第5日（10月1日）

出席議員	205
欠席議員	205
説明のため出席した者	205
事務局職員出席者	206
議事日程	206
諸般の報告	207
質疑並びに一般質問（一問一答）	
横山議員—（尾崎知事、君塚総務部長、川村中山間振興・交通部長、井上産業振興推進部長、吉村観光振興部長、鎌倉健康政策部長、村田土木部長）	207

1	中山間振興と仁淀ブルー観光戦略（次期県政に望む取り組み、中山間地域の経済成長率の増加、福祉・教育分野の高度化、5Gの重要性、整備状況、課題、光ファイバーの整備状況、未整備地域の解消、地域おこし協力隊の継続雇用、県版地域おこし協力隊、仁淀川のポテンシャル、観光客受け入れ環境の整備、仁淀川を生かした観光地づくり）について……………	208
2	仁淀病院を初めとする自治体病院のあり方（公立・公的病院に関する厚生労働省の分析結果、県の判断、自治体病院の意義と必要性、経営状況、求められるマネジメント能力及び高めるための支援、地域医療構想調整会議での議論、住民の不安払拭に向けた取り組み、今後のあるべき姿）について……………	213
3	事前防災のための中小河川・道路の維持修繕（中小河川整備によるストック効果、3カ年緊急対策による維持管理、大規模出水後の対策、予算の確保、要修繕と診断された橋梁数、修繕に着手している橋梁数、交付金による市町村の修繕事業費、今後5年間の対策）について……………	218
坂本議員一（尾崎知事、西岡農業振興部長、川村林業振興・環境部長、田中水産振興部長、福留地域福祉部長、堀田危機管理部長、近藤商工労働部長、村田土木部長）……………		
1	地方重視の国政への転換（今の国政への所感、内部からの転換、米軍基地負担に関する提言の実現、事前復興に関する要望の実現、県庁職員の長時間労働）について……………	221
2	産業振興計画（農業・林業・水産業の平均年収を示す数値）について……………	224
3	南海トラフ地震対策（避難行動要支援者に対する行政の事前対策、公助による支援の仕組み、車椅子利用者の安全な避難、防災製品の開発、避難所の確保、高知市における不足分の避難先、事前の地域間交流への支援、仮設住宅の確保策、トレーラーハウス型仮設住宅の活用）について……………	226
4	生きづらさの解消（断らない相談支援、アウトリーチ支援員）について……………	230
5	県立大学図書館の蔵書除却処分（業務実績評価の妥当性）について……………	230
中根議員一（尾崎知事、橋口文化生活スポーツ部長、伊藤教育長、君塚総務部長、近藤商工労働部長）……………		
1	女性差別撤廃条約選択議定書批准への認識について……………	232
2	こうち男女共同参画プランの推進（12年間で踏まえた課題、申請書等の性別欄への配慮、性的マイノリティー問題の研修、電話相談窓口の周知、学校の男女混合名簿、学校の多目的トイレ、市町村に広げる取り組み、男性職員の育児休業取得者数、100%取得に向けた取り組み、総務省通知の受けとめ、企業への助成制度の周知、所得税法第56条の廃止）について……………	233
3	学校給食の安全性（地場産食材の使用割合、食材の安全チェック体制、地産地消、安全な食材使用の課題）について……………	239
4	保育園の粉ミルク（購入ルート）について……………	241

山崎議員—（君塚総務部長、福留地域福祉部長、伊藤教育長）	241
1 障害者雇用（働きやすい環境づくり、県内企業におけるモデルとなる取り組み、企業と自治体の連携）について	242
2 高知国際中学校・高等学校（国際バカロレア認定校での派遣研修の成果の活用、ボトムアップ型の合意形成と校内体制、管理職の研修）について	244
3 中学校・高等学校の部活動（休養日の現状、今後の指導）について	246
4 特別支援学校（職業教育、企業との連携、職業教育に重点を置く特別支援学校の設置）について	248
5 理科教育設備（現状、県立学校・小中学校での理科教育設備整備費等補助金の活用状況、環境整備）について	249
6 療育福祉センター（更生相談所としての指導・助言）について	251
武石議員—（尾崎知事、伊藤教育長）	253
1 3期12年間における県政運営（県の状況の変貌、政策提言における留意点、国と地方の協議の場の設置活動、全国知事会・社会保障常任委員長としての活動、対話と実行の姿勢、職員の意識改革）について	253
2 高等学校におけるA I教育の推進について	258
3 小規模校の存続について	259
上治議員—（尾崎知事、西岡農業振興部長、吉村観光振興部長）	260
1 産業振興計画の総括について	260
2 農業の活性化（野菜の加工販売の必要性、高知県農協による総合的事業）について	262
3 日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」を生かした地域の活性化（中芸地域への誘客、認知度向上のための支援）について	263
野町議員—（西岡農業振興部長、近藤商工労働部長、井上産業振興推進部長、尾崎知事、鎌倉健康政策部長、村田土木部長）	265
1 農業振興（農業技術センターの役割、長期ビジョンの策定、技術開発プロジェクト、I T関連企業の誘致、高知県園芸連への思い、J A高知県の販売戦略、集出荷場の再編、アメリカへの輸出戦略、農業発展に向けた知事の思い）について	265
2 東部地域の医療体制確保（取り組み状況、看護師確保の実態と見通し、知事の思い）について	271
3 平成30年7月豪雨災害からの復旧（今後のしゅんせつ工事、安芸川における大規模特定河川事業）について	273
橋本議員—（川村林業振興・環境部長、田中水産振興部長）	274
1 林業振興（大型製材工場の役割、地域製材事業者への影響、公費投入額、直近の経営指標、債務超過の経営状態、認識時期、これまでの対応）について	274
2 水産振興（漁村に対する現状認識、定年退職者・女性の担い手としての育成・	

確保、生産性の向上、収入格差の拡大、関連産業の担い手育成・確保) について……………	277
--	-----

第6日(10月2日)

出席議員……………	283
欠席議員……………	283
説明のため出席した者……………	283
事務局職員出席者……………	284
議事日程……………	284

質疑並びに一般質問(一問一答)

塚地議員一(鎌倉健康政策部長、福留地域福祉部長、尾崎知事、伊藤教育長)……………	285
--	-----

- 1 妊産婦への支援施策(成育基本法の成立、分娩取り扱い医療機関の現状、無産科医療圏の解消、妊産婦への支援施策、栃木県方式による医療費助成、県単独助成制度、分娩しやすい体制の整備、産婦健康診査事業が活用されていない原因、市町村負担の軽減、子育てサークルへの支援、一般不妊治療費補助金の活用促進)について……………285
- 2 子供の貧困対策(子どもの貧困対策推進法の改正、県計画の見直し、法理念の啓発、市町村計画策定への支援、こども食堂の開設状況、運営費補助の見直し、食材確保の取り組み、校内での朝食提供状況と取り組み)について……………290

浜田議員一(尾崎知事、福留地域福祉部長、伊藤教育長、西岡農業振興部長)……………	295
--	-----

- 1 福祉政策(ひきこもり者の現状、事件後の相談状況、高齢者支援の現場での発見事例、その後の対応に係る支援体制、伴走型就労支援、福祉側から見た農福連携、農福連携を広げるための人材育成、農福連携の推進)について……………295
- 2 障害者支援(重症心身障害児・者の現状、事業所の整備状況、両者のマッチング状況、事業所が少ない地域での課題、レスパイトケア)について……………299
- 3 教育政策(インクルーシブ教育システムの構築、公立小中学校の特別支援教育への支援、歴史副読本「中高生が学ぶふるさと高知の歴史」)について……………301
- 4 農業政策(パーシャルシール包装の現状、コスト低減、日本一の産地としてあるべき姿)について……………303

上田(周)議員一(吉村観光振興部長、村田土木部長、堀田危機管理部長、鎌倉健康政策部長、川村中山間振興・交通部長、尾崎知事)……………	305
--	-----

- 1 仁淀ブルー(原点である安居溪谷への訪問、今後のPR、県道安居公園線の整備、幅広い流域関係団体との連携)について……………305
- 2 中山間対策(電力網維持に向けた暴風対策、人工呼吸器を装着している在宅難病患者数、長期停電時の生命維持に係る備え、高知県次期過疎対策検討会

のメンバー、庁内推進チームでの議論、高知県次期過疎対策検討会での議論、過疎債ソフト事業の継続、提言のスケジュール、昭和の合併前旧市町村単位での過疎地域の特例、知事が一番苦労した点、今後の最大のポイント) について……………	306
金岡議員— (尾崎知事、川村中山間振興・交通部長、川村林業振興・環境部長、西岡農業振興部長、堀田危機管理部長、吉村観光振興部長) ……………	312
1 中山間対策 (SDGs を踏まえた実施、市町村への支援) について……………	312
2 持続可能な農林業 (循環林、将来の林相、Next次世代型施設園芸農業、迅速な普及、棚田の米作、種子法廃止後の種もみ等の生産状況、地域での優良・安価な種もみの採取、在来種の保護) について……………	314
3 暴風対策としての樹木の事前撤去について……………	318
4 期間限定で行った小さなイベントや体験プログラムの継続について……………	319
田中議員— (尾崎知事、西岡農業振興部長、鎌倉健康政策部長、福留地域福祉部長、村田土木部長、堀田危機管理部長、吉村観光振興部長、川村中山間振興・交通部長、岩城副知事、宇田川警察本部長) ……………	320
1 自然災害 (気候変動による影響、農作物の被害想定、農業用ハウスへの対策、畜産における停電への備え、長期停電への対策、医療的ケアが必要な方への対策、発電機購入への助成制度を含む支援、浄化槽への対応、食料の備蓄、停電復旧作業の連携等に関する関西電力と和歌山県の協定、四国電力との協定締結、対策のあり方) について……………	320
2 国際的な取り組み (INAP会議への参加、今後の展望、国際チャーター便年間100往復の実現、国際定期便の就航、統括部署の必要性、新ターミナルビルの整備スケジュール) について……………	326
3 高齢者対策 (運転免許証の自主返納、交通事故の現状、防止対策、市町村での移動手段確保への支援) について……………	329
土居議員— (尾崎知事、川村林業振興・環境部長、近藤商工労働部長、橋口文化生活スポーツ部長、吉村観光振興部長、井上産業振興推進部長) ……………	332
1 SDGs (世界的な若者の環境意識の高まり、まち・ひと・しごと創生総合戦略と産業振興計画におけるSDGsの視点) について……………	332
2 プラスチックごみ問題 (基本認識、海洋プラスチックごみ対策、代替製品の開発) について……………	334
3 食品ロス削減 (法施行を踏まえた取り組み、国民運動ロゴマーク「ろすのん」の活用) について……………	336
4 観光と文化 (歴史文化施設の入り込み客数、高知城歴史博物館・坂本龍馬記念館の磨き上げ、観光・文化部門の継続的な協議の仕組みづくり、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」におけるプロモーション、外国人観光客誘致のための歴史・文化体験の活用、「カーニバル00in高知」の盛り上げ)	

について	337
5 食品産業支援拠点について	341
依光議員一（尾崎知事、岩城副知事、井上産業振興推進部長、伊藤教育長）	342
1 知事の「対話」への思いについて	342
2 産業振興計画（策定前後の状況、県庁職員のスキル、検討時の苦勞）について	343
3 食品加工業（振興、人材育成）について	348
4 SWOT分析とマトリックス分析の活用について	350
5 高知家（コンセプト）について	351
6 知事の施策の進め方について	352
7 東京事務所（役割や機能の変化）について	353
8 商工会・商工会議所（期待する役割）について	354
9 山田高校新学科開設に向けたPRについて	354
決算特別委員会の設置	355
議案の付託	356
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	356

---

## 第7日（10月10日）

出席議員	359
欠席議員	359
説明のため出席した者	359
事務局職員出席者	360
議事日程	360
諸般の報告	361
委員長報告	
上田(貢)危機管理文化厚生委員長	361
西内(隆)商工農林水産委員長	363
土居産業振興土木委員長	364
今城総務委員長	366
採決	368
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第17号）	368
尾崎知事	369
議案の上程、採決（議発第2号—議発第6号 意見書議案）	369
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	370
米田議員	370

議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	372
坂本議員	373
継続審査の件	375
閉会の挨拶	
桑名議長	375
尾崎知事	376

## 巻末掲載文書

委員会報告書	379
意見書に関する結果について	384
議案の提出について	387
人事委員会回答書	389
議案付託表	390
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	394
議案の追加提出について	396
意見書議案の提出について	
議発第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書議案	397
議発第3号 災害時の停電長期化防止と早期復旧への取り組み強化を求める意見書議案	400
議発第4号 農協改革に関する意見書議案	403
議発第5号 再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書議案	406
議発第6号 防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書議案	408
議発第7号 大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案	411
議発第8号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書議案	413
継続審査調査の申出書	416
委員会審査結果一覧表	418
議決一覧表	419

## 招 集 告 示

### 高知県告示第359号

高知県議会定例会を、令和元年9月19日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和元年9月12日

高知県知事 尾崎 正直

### 議 員 席 次

1番	土 森 正 一 君	2番	上 田 貢太郎 君
3番	今 城 誠 司 君	4番	金 岡 佳 時 君
5番	下 村 勝 幸 君	6番	田 中 徹 君
7番	土 居 央 君	8番	野 町 雅 樹 君
9番	浜 田 豪 太 君	10番	横 山 文 人 君
11番	西 内 隆 純 君	12番	加 藤 漠 君
13番	西 内 健 君	14番	弘 田 兼 一 君
15番	明 神 健 夫 君	16番	依 光 晃一郎 君
17番	梶 原 大 介 君	18番	桑 名 龍 吾 君
19番	森 田 英 二 君	20番	三 石 文 隆 君
21番	上 治 堂 司 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

## 第350回高知県議会定例会会議録

令和元年9月19日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君

34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君  
 36番 米田稔君  
 37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会事務局長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君

代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 麻岡 誠 司 君  
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘田 均 君  
事務局 次長 行宗 昭 一 君  
議事課 長 吉岡 正 勝 君  
政策調査課長 織田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯田 志 保 君  
主 幹 春井 真 美 君



議 事 日 程 (第 1号)

令和元年 9月19日 午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
  - 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
  - 第 2 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
  - 第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
  - 第 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
  - 第 5 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
  - 第 6 号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案

- 第 7 号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 13 号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計

歳入歳出決算

報第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別  
会計歳入歳出決算

報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算

報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別  
会計歳入歳出決算

報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉  
資金特別会計歳入歳出決算

報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資  
金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業  
団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成  
事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会  
計歳入歳出決算

報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改  
善資金助成事業特別会計歳入歳出決  
算

報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金  
助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特  
別会計歳入歳出決算

報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別  
会計歳入歳出決算

報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金  
特別会計歳入歳出決算

報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算

報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会  
計決算

報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算



午前10時開会 開議

○議長（桑名龍吾君） ただいまから令和元年9

月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



### 諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づく公立大学法人の平成30年度における業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月2日徳島県で開催されました四国4県議会正副議長会議及び8月22日山口県で開催されました中国四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末379、384ページに掲載〕



### 会議録署名議員の指名

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

9番 浜田 豪太君  
22番 山崎 正恭君  
34番 中根 佐知さん



### 会期の決定

○議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月10日までの22日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月10日までの22日間と決しました。



### 議案の上程、提出者の説明

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末387ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和元年度高知県一般会

計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和元年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題などについて御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと思っております。

12年前、私は、全国的な景気回復の流れから取り残されている高知県の窮状を何とかしたい、ふるさと高知に活力を取り戻すため私の全てをささげたいとの思いから、政治家としての一歩を踏み出しました。多くの方々からお力を賜り知事に就任させていただいて以来、私が県政運営の基本としてきましたのは、対話と実行の県政の実現であります。県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、さまざまな対話を通じてお知恵を賜る。そして、それらを踏まえて立案した施策をスピード感を持って実行する。さらに、その結果を踏まえた新たな対話を通してまた新たなお知恵を頂戴する。こうした姿勢をこの12年間持ち続けるべく努力してまいりました。

まことに多くの県民の皆様のお協力を賜り、この間82回に及ぶ、対話と実行座談会の機会を持たせていただき、また対話と実行行脚として全市町村をそれぞれ1日、2期目、3期目を通じて2巡させていただいたところです。こうし

た機会を通じて県内の実情と地域の課題を学ばせていただいたことが、県政運営の全ての基盤となってまいりました。

あわせて、時代の大きな流れを捉えた施策展開に心がけるとともに、時代の流れを県勢浮揚の追い風とすべく、外部からさまざまな活力を呼び込むことにも努めてまいりました。政府の審議会などの委員として、また全国知事会の役員として、そして何より高知県の知事として、数々の政策提言を行うとともに、県内外の多くの経済団体や企業の皆様と協定を結んでいただき、県勢浮揚の後押しを賜ってまいりました。

こうした基本姿勢のもと、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの5つの基本政策と、中山間対策の充実強化などのそれらに横断的にかかわる3つの政策それぞれについて、県庁職員とともに、課題に正面から向き合い、PDC Aサイクルを徹底し、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、全身全霊を傾けて取り組んでまいりました。

災害に強い県づくりを目指すとともに、昭和50年代から続く少子高齢化と人口減少のもたらす負のスパイラルの克服に向けて、多くの県民の皆様に御指導いただきながら、こうしたさまざまな施策を10年以上にわたり展開してまいりました結果、各種の経済指標に見られますように、下降・縮小傾向にあった県勢は明確に上昇傾向に転じるようになってまいりました。

しかし、本県には、中山間地域の窮状を初め、いまだに多くの課題が山積しております。そして、防災・減災の取り組みもさらに加速していかななくてはなりません。県勢浮揚に向けた歩みをより力強いものとしていくため、災害から県民の皆様の命を守るため、今後も積極的な政策運営が求められます。

現在、各分野の成果と課題を率直に分析し、新たな施策の展開に向けた検討を重ねていると

ころです。任期の限り高知県知事として、新たな時代に向けて知恵を出し、汗をかいてまいる所存であります。

今議会では、経済の活性化を初めとする基本政策などを着実に推進するため、総額85億2,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額2億2,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、経済の活性化に関しては、中国最大のオンライン旅行会社と連携し、中国市場を中心とするプロモーション活動を展開するとともに、IT・コンテンツ関連産業の集積を加速するため、立地企業の初期投資などを支援してまいります。また、日本一の健康長寿県づくりに関し、地域包括ケアシステムの構築に向け、療養病床から介護医療院への転換などをより一層推進するとともに、南海トラフ地震対策に関し、喫緊の課題である住宅の耐震化などを一段と加速してまいります。さらに、台風第10号により発生しました道路や河川などにおける被害について、そのダメージを除去するとともに、事前防災にも資するよう、迅速な復旧に努めてまいります。

私は、知事就任以来、山積するさまざまな政策課題に対して迅速かつ積極的な施策の展開に努めると同時に、常に中期的な展望のもとに財政規律を維持し、県財政の健全化に努めることも重要であるとの考えのもと、毎年度の予算編成に取り組んでまいりました。結果として、例えば津波避難タワーの整備を初めとする防災対策や高速道路などのインフラ整備が進展する中においても県債残高の縮減が図られてきたところであり、近年は臨時財政対策債を除いた残高も、国の経済対策に呼応して県債の発行額が大幅に伸びる前の平成7年ごろの水準で安定的に推移してきております。また、財政調整的基金の残高についても、安定的な財政運営に必要な

一定規模が確保されてきたところです。

今般、例年と同様に今後の中期的な財政収支について試算を行った結果、南海トラフ地震対策や大規模事業などに必要な経費のほか、社会保障関係経費の増加による影響を見込んでもお、引き続き安定的な財政運営に一定の見通しをつけることができたものと認識しております。

今後とも、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを一層徹底するとともに、本年6月に立ち上げた行政サービスデジタル化推進会議などの取り組みを通じて、県民サービスの向上と行政事務の効率化を図っていく必要があります。

あわせて、地方交付税制度など国の動向に大きく左右される本県の財政構造を踏まえ、国に対して一般財源総額の確保に関し積極的な政策提言を行うなど、安定的な財政運営に向けた不断の取り組みが必要であるものと考えております。

続いて、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

平成21年4月に産業振興計画の取り組みをスタートさせて以来、人口減少による県経済の縮みという本県が抱える積年の課題を克服するため、官民協働、市町村政との連携・協調により全力で挑戦を続けてまいりました。この約10年半の間、PDCAサイクルによる検証を徹底しつつ、地産外商を戦略の柱として、ボトルネックを解消し、牽引役を育て、経済の好循環を創出する一連の取り組みを、多くの県民の皆様にご協力を賜りながら進めてきたところであります。

産業振興計画においては、みずからが持てる強みを生かす、弱みをも強みに転じるという基本的な考え方のもと、本県の誇る第1次産業を核として、そこから派生する食品産業、ものづくり産業、観光産業といった産業群の振興を図るとともに、自然災害を通じて得たノウハウを生かした防災関連産業の振興や、第1次産業の

現場などからのニーズ抽出を通じた課題解決型の産業創出に重点的に取り組んでまいりました。さらに、近年はIT・コンテンツ関連産業の集積などにも取り組み、地場産業の高度化にも努めているところです。また、こうした施策を特に中山間地域で展開するよう努めるとともに、あわせて県内全域により力強く経済効果を波及させるため、クラスター化や県内外のネットワークづくりにも取り組んでまいりました。

この間の取り組みを振り返りますと、平成21年度からの第1期計画では、地域アクションプランなどの事業の立ち上げに尽力するとともに、事業者の皆様の外商活動をサポートするため地産外商公社を設立するなど、さまざまな仕組みを整え、具体的な取り組みをスタートいたしました。続く平成24年度からの第2期計画では、外商の拡大の流れをさらに大きなものとするため、県内外のネットワークづくりに努めるとともに、次世代型こうち新施設園芸システムを初めとする各産業分野の核となる事業の展開を開始するなど、地産の強化により重点的に取り組み、またそれらを支える人材の育成や移住促進の取り組みを抜本強化いたしました。

さらに、拡大してきた地産外商の成果を拡大再生産の好循環につなげていくためには、民間の活力を生かして新たな成長の種となる事業をつくっていくことが重要となることから、平成28年度からの第3期計画では、継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みを各産業分野において意図的に構築するとともに、起業や新事業展開を促す取り組みを抜本強化したところであります。あわせて、地域により大きな波及効果をもたらすための地域産業クラスターの形成や、各般の取り組みの土台となる事業戦略の策定と実行の支援を重点的に進めてまいりました。

こうしたこれまでの取り組みを通じて、各分野の地産外商は飛躍的に拡大し、生産年齢人口

の減少と連動する形で減少傾向にあった各種生産額は、明確に増加傾向をたどるようになってまいりました。その結果、本県のGDPは、平成13年度から平成20年度までは名目で13.7%、実質で7.3%のマイナス成長であったのに対し、平成20年度から直近の平成28年度までは名目で6.3%、実質で3.8%のプラス成長に転じております。さらに、1人当たり県民所得についても、平成20年度と平成28年度を比較すると、全国の8.4%増に対し本県は16.3%増と、全国を大きく上回る伸びを見せているところです。

こうしたことから、本県経済は、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下にあってもむしろ拡大する経済へと構造を転じつつあるものと捉えております。しかしながら、1人当たり県民所得の絶対水準は全国の83.3%にとどまっておりますし、人手不足や後継者不足は一層深刻化しております。また、本県人口の社会減については、以前の全国的な景気回復期と比べ2分の1程度に改善してきているとはいえ、平成20年度以降、年平均で1,950人程度の減となっております。

今後も人口減少が続く中、本県経済の拡大基調を先々にわたり維持し続ける必要があります。そのためにも産業振興計画における地産外商の取り組みをさらに発展させていく必要があります。その際には、時々の経済状況やデジタル化の進展といった大きな時代の流れを的確に捉え、本県が時代の最先端を歩むことができるよう創造性を大いに発揮させながら、一連の施策を絶えず進化させていくことが重要であると考えております。

続いて、各産業分野の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、農業分野では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、産地の強化と国内外への外商拡大によって農家の所得向上を図り、さらに

生産を支える担い手の確保・育成につなげるといふ好循環の構築に向けて、さまざまな施策を展開してまいりました。

具体的には、オランダから学んだ環境制御などの先進技術を本県の実情に合わせて改良した、次世代型こうち新施設園芸システムを県内各地に普及させるよう取り組んできたところであり、また、集落営農の組織化や中山間農業複合経営拠点の整備など、中山間地域の農業を支える仕組みを構築するとともに、流通販売面では流通規模に応じた販路開拓や販売体制の強化に努めてまいりました。さらに、担い手の確保に向けて、産地みずからが就農希望者を募集する、いわゆる産地提案型の取り組みを進めるとともに、平成26年度に設置した農業担い手育成センターのカリキュラムの充実などにも努めてまいりました。

こうした取り組みにより、農業者の高齢化などによって販売農家戸数や耕地面積が減少する状況下においても、本県の農業産出額等は平成20年の1,026億円から、直近の平成29年には17.1%増の1,201億円にまで増加しております。また、次世代型ハウスの整備は昨年度末までに209棟、46ヘクタールまで広がり、主要野菜7品目における環境制御技術の導入率は約50%に上っているところです。しかしながら、今後も厳しい産地間競争に打ち勝っていくためには、さらなる生産力の強化や外商の拡大のほか、生産現場や集出荷場における労働力不足への対応なども必要不可欠であります。

こうした課題を踏まえ、まずは産地をさらに強化するため、現在延べ140人を超える研究者や45社の企業の皆様に参画いただき、13の研究テーマ群とこれらに横断的にかかわる3つの研究課題から成る、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトに取り組んでいるところです。今後、このプロジェクトをさらに加

速させ、本県施設園芸農業の飛躍的な発展を図るとともに、一連の取り組みを通じて開発されたシステムや機器を国内外への地産外商につなげるにより、県内に施設園芸農業関連産業群を創出していくことを目指してまいります。さらに、農産物の輸出拡大の取り組みを本格化させるほか、労働力確保対策の強化、ロボットなどを活用したスマート農業の本格展開なども推進していく必要があるものと考えております。

林業分野では、山で若者が働く全国有数の国産材産地の形成を目指して、豊富な森の資源を余すことなく活用すべく、川上から川中、川下にわたる総合的な施策を展開してまいりました。

具体的には、施業地の集約化や高性能林業機械の導入など生産性の向上に努めるとともに、四国では最大級の製材工場を初めとする木材加工施設の整備や、中小製材工場の経営力強化に向けた事業戦略の策定など、県産材の加工力の強化を推進してまいりました。あわせて、新たな木材需要の創出を目指して、まず平成25年には全国に先駆けて県内にCLT建築推進協議会を設立し、続いて平成27年には私が共同代表を務める、CLTで地方創生を実現する首長連合を立ち上げ、全国の自治体や経済団体とも連携して木造建築物の普及促進などに取り組んできたところです。

また、県産材のさらなる販路拡大に向けて、昨年4月にTOSAZAIセンターを設置し、施主となる方々に対して事例紹介や技術面での提案を行うなど、積極的な営業活動にも取り組んでおります。さらに、担い手の確保に向けて、平成27年度に設立した林業学校を昨年度からは林業大学校とし、初代校長に世界的建築家の隈研吾先生をお迎えして、日本の林業をリードする人材を育成しているところであります。

これら一連の取り組みを進めてきた結果、昨年の原木生産量は、平成20年に比べ54.5%増と

なる64万6,000立方メートルにまで拡大しており、中山間地域における雇用の促進と所得の向上につながっているものと受けとめております。しかしながら、本年度の目標とする原木生産量78万立方メートルにはいまだ達しておらず、今後、原木増産対策をさらに強化するとともに、あわせて将来の森林資源の確保に向けて再造林を一層進めていく必要もあります。加えて、市場ニーズに応じた付加価値の高い製材品の供給体制を強化するとともに、経済同友会や全国知事会の国産木材活用プロジェクトチームなどとも連携し、国産木材のさらなる活用に向けた機運の醸成に官民挙げて取り組むなど、全国的な木材需要の拡大を一層進めていく必要があるものと考えております。

水産業分野では、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現に向けて、これまで地産外商の拡大を図るとともに、担い手の確保対策や水産業クラスターの形成に取り組んでまいりました。

まず、地産の強化に関しては、黒潮牧場の整備を進め、釣り漁業の操業の効率化を図るとともに、養殖業や定置網漁業への企業誘致などに取り組んでまいりました。あわせて、人工種苗の生産拡大にも取り組み、クロマグロやカンパチなどの量産技術の確立に一定のめどを立てることができました。さらに、地域アクションプランなどを通じた産地加工の取り組みは、現在19件にまで拡大してきているところです。

また、外商の強化に関しては、少量多品種という本県水産物の特性を生かして販路を拡大するため、平成26年から高知家の魚応援の店の取り組みをスタートさせました。現在、登録店舗数は大都市圏を中心に1,000店舗を超え、その取引額は4億円に達する見込みとなっております。

さらに、国内市場が縮小する中、活力ある海外市場へ販路を拡大するため、海外の見本市への出展や東南アジア市場への販路開拓などにも

積極的に取り組んでいるところです。加えて、担い手の確保に向けて、就業相談から就業後のフォローアップまでを一元的に支援するワンストップ窓口として高知県漁業就業支援センターを立ち上げ、全国トップクラスの支援体制を整えました。

こうした一連の取り組みの結果、漁業就業者が減少する中においても、宝石サンゴを除く本県の漁業生産額は、目標とする460億円前後で推移しております。また、水産加工出荷額についても、平成27年以降は目標とする200億円をおおむね達成しておりますし、このほど宿毛市において新たな大型水産加工施設が本格稼働したことから、さらに出荷額の増加が見込まれるところです。

他方、今後も漁業就業者の減少が見込まれる中、漁業生産額を維持し、漁業者一人一人の暮らしを守っていくためには、引き続き担い手の確保に努めるとともに、効率的な生産流通体制への転換を図っていくことが不可欠であります。このため、水産業のIoT化を進める高知マリンイノベーションの取り組みを強化するとともに、水産加工施設のさらなる立地やそれを核としたクラスターの形成、定置網漁業や養殖業への企業参入を地元の方々とともに進めるほか、アメリカなど新たな市場への輸出拡大に向けた取り組みも一層拡充していく必要があるものと考えております。

食品分野については、平成21年に県外への外商活動のメインエンジンとなる地産外商公社を設立し、翌年には首都圏での外商拠点となるアンテナショップまるごと高知を開設するなど、官民協働の基盤を整えた上で、地産と外商それぞれの取り組みを総合的に進めてまいりました。

まず、地産の強化については、まるごと高知でのテストマーケティングなどを通じて市場ニーズを捉える機会を継続的に提供するとともに、

食のプラットフォーム事業などにより県内事業者の商品開発を強力に支援してまいりました。その結果、地産外商につながる商品が多数生み出されており、例えばまるごと高知で年間に扱う商品数は、当初の1,400商品程度から近年は2,500商品程度にまで増加しております。

また、外商の強化について、国内においては、地産外商公社の活動範囲を全国に広げ、量販店や飲食店などへの営業活動や展示商談会への出展といったさまざまな外商活動を展開してまいりました。その結果、公社が主催する展示商談会などに参加する県内事業者数は、平成22年度の34社から昨年度は190社にまで拡大するとともに、公社の支援による外商の成約金額も、平成23年度の3億4,000万円から昨年度は42億4,000万円にまで増加してきたところです。

さらに、海外への輸出に関しては、海外支援拠点を設置し、パリやロンドンといった世界的な情報発信地でのプロモーション活動なども展開してきた結果、輸出に取り組む県内事業者数は平成21年度の8社から昨年度は100社にまで拡大するとともに、昨年の食料品の輸出額は14億5,000万円となり、平成21年の28.5倍にまで伸びてきたところです。

こうした一連の取り組みにより、平成29年の本県の食料品製造業出荷額等は平成20年より19.8%増の1,089億円となっており、今や食品分野は本県の地産外商を牽引する産業へと成長してきたものと考えております。しかしながら、全国的に地産外商の取り組みが活発になる中、他県との競争に打ち勝っていくためには、より一層付加価値の高い商品の開発や国内外での販路開拓をさらに力強く支援していくことが必要となってまいります。

このため、今後は食品加工技術の高度化や県版HACCP認証制度のバージョンアップを図り、海外も視野に入れた商品づくりを促進する

ほか、県内の地域商社による外商活動を一層後押しするなど国内でのさらなる販路拡大を図るとともに、日本貿易振興機構とも連携して輸出拡大に向けた支援体制を一層強化していく必要があるものと考えております。

商工業分野においては、企業の製品開発や生産性向上などの地産の強化とあわせ、販路開拓への支援といった外商の強化を図るとともに、これらの土台となる事業戦略の策定・実行支援や産業人材の育成・確保などの取り組みを推進してまいりました。また、地域の商工業の振興を図るため、商工会や商工会議所などと連携して、商店街の活性化や事業者の経営計画の策定・実行を支援する取り組みを進めてきたところがあります。経営計画の策定件数は、これまでに1,800件を超えております。

このうち、ものづくりの振興については、ものづくり地産地消・外商センターを中心に、県内企業における事業戦略づくりから高付加価値な製品開発、設備投資による生産性の向上、県外さらには海外までの販路開拓を一貫して支援してきたところでもあります。この結果、事業戦略を策定した事業者数は本年度中に200社に達する見込みであり、またセンターが外商活動をサポートした事業者数は昨年度は220社に上り、その成約額は66億8,000万円と、取り組みを開始した平成24年度の約27倍にまで増加しております。

また、多くの自然災害に見舞われてきた本県の弱みを強みに転じる取り組みとして振興を図ってきた防災関連産業については、これまでに147件の製品や技術が防災関連産業交流会において認定され、これらの売上額は平成24年度に6,000万円であったものが昨年度は68億4,000万円となるなど、新たな産業群として着実に成長しております。

こうした取り組みの成果も相まって、本県の

製造品出荷額等は、大企業の生産拠点再編に伴う大幅な減少があった電子部品を除くと、平成20年に5,057億円であったものが平成29年には5,560億円となり、9年間で9.9%増加しているところです。しかしながら、海外市場が不透明感を増し、また人手不足が深刻化するなど企業を取り巻く環境が変化する中、本県のものづくりをさらに飛躍させるためには、企業の付加価値の高い製品づくりや新たな販路開拓の取り組みなどを絶え間なく後押ししていくことが重要であると考えております。このため、企業ごとの課題に対応した事業戦略の策定と実行を各種施策を通じてより強力に支援するとともに、商社とも連携して外商エリアのさらなる拡大を目指していく必要があるものと考えております。

観光分野では、本県の豊かな自然や食、歴史など、魅力ある観光資源の強みを生かして、幅広い産業の振興と地域の活性化につながるようさまざまな取り組みを進めてまいりました。

具体的には、NHK大河ドラマ龍馬伝の放送効果を最大限生かすことを狙いとした平成22年の「土佐・龍馬であい博」を皮切りに、翌年の「志国高知 龍馬ふるさと博」、「リョーマの休日キャンペーン」、大政奉還や明治維新から150年を迎えることを契機とした「志国高知 幕末維新博」などを相次いで開催するとともに、「楽しまんとはた博」を初めとする地域博覧会など、地域の主体的な観光振興の取り組みを支援してまいりました。これらの博覧会やキャンペーンの過程において、市町村や事業者の皆様と緊密に連携しながら、数多くの観光商品をつくる、その観光商品を県外に向けて売る、本県を訪れる観光客の皆様に満足いただけるようもてなす、さらにこれらの活動を支える観光人材を育成するといった一連の施策群を展開してきたところがあります。

本県における県外観光客入り込み数は長らく

300万人台で推移していましたが、こうした一連の取り組みにより、平成22年には435万人を記録し、その後も平成25年以降6年連続で400万人台で推移しており、昨年は441万人と過去最高を更新しました。また、観光総消費額についても、平成20年には777億円であったものが平成25年以降6年連続で1,100億円前後で推移しており、観光は本県経済を支える産業へと大きく飛躍してきたものと捉えております。

こうした中、国際観光に関しては、近年クルーズ客船の寄港の増加に伴い外国人観光客の入り込み数がふえるとともに、外国人延べ宿泊者数も昨年は過去最高の約7万9,000人泊と、平成23年当時の4.8倍にまで伸びてきているところではありますが、ここ数年その伸びは足踏み状態となっております。

このため、来年のオリンピック・パラリンピック東京大会を追い風とすべく、海外の重点市場に設置したセールス拠点を中心として、団体や個人向けの旅行商品のさらなる造成や積極的なプロモーション活動などに取り組んでいるところです。さらに今後は、本年6月に協定を締結した中国最大のオンライン旅行会社シートリップと連携するなど、オンラインを通じて本県の認知度向上に努めるとともに、よさこいを活用したプロモーションの取り組みも一層進めてまいりたいと考えております。

引き続き、令和7年の目標である県外観光客入り込み数470万人以上と観光総消費額1,410億円以上の達成を目指し、市町村や事業者の皆様との連携を強化して魅力ある観光商品の造成を進めるとともに、国内外へのセールスやプロモーション活動を効果的に展開することにより、本県へのさらなる誘客拡大を図っていく必要があるものと考えております。

なお、本年2月からスタートしております「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」

については、これまで体験プログラムなどの磨き上げを進めてきた結果、現在580件のプログラムが特設ウェブサイトに登録されており、開設当初の1.7倍にまでふえております。

また、本年2月から8月までの県内66の観光施設の利用者数は約194万人と、過去最高の県外観光客入り込み数を記録した昨年の同期とほぼ同水準となっております。このうち、東部地域の観光施設においては6.5%増となるとともに、西部地域の施設についても8.1%増となるなど、本キャンペーンの目的の一つである中山間地域への誘客も着実に進んでいるところです。

さらに、11月からは、冬場の閑散期においてナイトタイムエコノミーによる集客と消費額の拡大の取り組みを定着させることを目指して、昨年度に引き続き「高知 光のフェスタ」を開催し、高知城を初め県内各地において光のアートなどを生かした夜間イベントを実施することとしております。

今後も、さらなる誘客拡大に向け、国内外の旅行会社やメディアと連携し、切れ目のない取り組みを展開していくことが重要であると考えております。

人口減少が進む中、地域や産業の担い手を確保するとともに、県経済の活性化につなげるため、県外からの移住促進を主要テーマとして掲げ、市町村や民間事業者の方々と連携してさまざまな取り組みを進めてまいりました。

具体的には、高知家プロモーションと連動した移住PRを初め、移住ポータルサイトなどを活用した積極的な情報発信を行うとともに、移住・交流コンシェルジュの配置や県外での移住相談会の開催、市町村における相談体制の充実などに努めてまいりました。さらに、平成29年度には、こうした一連の取り組みをオール高知の体制でより連携を強化して進めていくため、県内全ての市町村と関係団体の参画のもと、移

住促進・人材確保センターを設立したところでは、

こうした取り組みの結果、本県への移住者数は、平成23年度の120組、241人から、昨年度は934組、1,325人と大幅に増加しており、本年度も先月末時点で前年同期比8.3%増の485組、686人と、年間目標1,000組に向けて堅調に推移しております。しかしながら、移住者の呼び込みに向けて地域間の競争は年々激しさを増しており、目標である年間1,000組の定常化、さらにはそれを上回る移住の実現を図るためには、一連の移住促進策をさらにバージョンアップする必要があると考えております。

このため、新たな移住潜在層の掘り起こしに向けて、各産業分野で関係人口の創出・拡大を図っていくとともに、ターゲット別の戦略的なアプローチを強化して、移住潜在層を段階的に本県への移住へとつなげていく取り組みを加速していく必要があるものと考えております。

また、本県産業の持続的な成長を支える重要な取り組みとして、人材育成に積極的に取り組むとともに、起業や新事業展開の促進にも注力してまいりました。

まず、産業人材の育成については、平成22年度に「目指せ！弥太郎商人塾」を、平成24年度からは土佐まるごとビジネスアカデミーを開講し、ビジネスの基礎から実践までを体系的に学べる各種プログラムを展開しており、これまでに延べ2万人を超える方々に御参加いただいております。また、平成27年度に開設した産学官民連携センターココプラでは、これらの各種プログラムを展開するとともに、県内大学の技術シーズを紹介する講座を開催するなど、産学官民の連携によるイノベーション創出のきっかけづくりに取り組んでまいりました。

さらに、継続的に新たな挑戦が行われる環境をつくることが重要であることから、平成29年

度からは起業の総合支援プログラムである、こうちスタートアップパークを開始し、事業の準備段階からプラン磨き上げまでの一貫サポートを行っており、先月末現在で延べ747人の方々に御参加いただくとともに、起業サロンの会員数も392人となり、着実に増加してきております。これらの取り組みなどを通じて起業や事業化に至った件数は123件、新商品の開発件数は804件に上っているところです。

今後は、こうした一連の取り組みのさらなるバージョンアップに努めることはもとより、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトのような、当該分野の課題解決を図るとともに新事業を次々と生み出すプラットフォームを、各分野ごとに構築することを検討してまいります。このプラットフォームに県内外の大学や企業が持つ知見や高度な技術などを呼び込むことにより、地方発のイノベーションを高知から多数生み出していくことを目指してまいります。

現在、世界的にIoTやAIなどの最先端のデジタル技術の革新が社会や経済のあらゆる分野に変革をもたらしており、本県においても、こうした時代の変化に先駆けて、デジタル技術を通じてさまざまな分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を進めていく必要があります。このため、次の3点を柱とした取り組みを全力で実行しているところです。

1点目は、IT・コンテンツ関連産業の集積に向けた取り組みであります。これまで企業誘致や人材育成などの取り組みを一体的に進めてきた結果、累計の立地企業数が20社となり、新規雇用者数も280人を超えております。また、IT・コンテンツアカデミーの受講者が延べ6,000人を超えるなど、人材育成についても順調に進んでおります。こうした人材育成の取り組みが

本県ならではの強みとなって、企業立地がさらに加速してきており、現在新たに4社との間で立地に向けた協議を進めているところです。

2点目は、課題解決型の産業創出プロジェクトの取り組みであります。このうち、まずニーズ抽出発のプロジェクト創出については、第1次産業を初め医療や福祉、防災などのあらゆる分野において、最先端の技術を活用して課題解決を図るとともに、開発された製品やシステムなどの地産外商を促進する、高知デジタルフロンティアプロジェクトに取り組んでおり、現在150を超えるニーズを抽出、公開して、企業との意見交換などを行っているところです。また、技術シーズなどを有する企業からの提案を受け、本県を実証フィールドとしてプロジェクトを展開する、シーズ提案発のプロジェクト創出の取り組みを本年度からスタートしており、現在いわゆる5Gを活用した実証実験の実施など、企業からいただいた提案の具体化に向けて協議を進めているところです。

3点目は、県内企業のデジタル化を推進し、生産性向上や新たなサービスの創出などを進める取り組みであります。本年4月にデジタル化総合相談窓口を設置し、現在企業からの相談に対してアドバイザーの派遣やIT企業とのマッチングを行うといった支援に取り組んでおります。

今後も、こうした一連の取り組みを総合的に推進することにより、IT・コンテンツ関連産業の集積が課題解決型の産業創出を促進し、これが呼び水となって関連産業の集積がさらに進むという好循環の創出を図っていくことが重要であると考えております。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

私が知事に就任した当時、県民の皆様の健康面に関しては、壮年期男性の死亡率が全国より

1.3倍も高いなどという深刻な課題がありました。また、全国に先行して人口減少と高齢化が進む中、特に県土のほとんどを占める中山間において、地域の支え合いの力が弱体化していることや医師不足などへの対応が求められてまいりました。さらに、社会のさまざまな構造変化や経済的な要因などを背景に、県内の一定数の子供たちが虐待や非行、いじめといった困難で大変厳しい環境に置かれているといった課題への対応も求められてきたところです。

このため、県民の皆様がそれぞれ住みなれた地域で安心して暮らし続けられる県づくりを目指して、平成22年2月に日本一の健康長寿県構想を策定し、以後毎年バージョンアップを図りながら各課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを要約いたしますと、大きく次の3つとなります。第1は、県民の皆様の健康を維持し、特に壮年期男性の死亡率の改善を図ること、第2は、地域地域において医療や福祉のサービス資源を確保し、あわせてそれらを連携させることにより、日常生活から入院、在宅までの切れ目のない支援体制を確立する高知版地域包括ケアシステムをつくり上げること、第3は、厳しい環境にある家庭をリスクに応じて適切に支援するとともに、個々のニーズに応じて子育て支援サービスを提供する高知版ネウボラを構築することであり、これらの取り組みを推進することにより、日本一の健康長寿県の実現を目指してきたところであります。

以下、この3点についてこれまでの取り組みを御説明申し上げます。まず第1に、県民の皆様の健康維持、特に壮年期男性の死亡率の改善について、これまで、疾病のリスク要因を持つ層に対するハイリスクアプローチと、子供たちを含む若い世代や無関心層など県民全体を対象とするポピュレーションアプローチの双方から

取り組んでまいりました。ハイリスクアプローチとしては全市町村を巻き込んだ糖尿病など血管病の重症化予防対策を進め、ポピュレーションアプローチとしては疾病やリスク要因の早期発見、早期対処を目指して、がん検診や特定健診の受診率向上などに取り組んでまいりました。

平成28年度から取り組んでおります糖尿病の重症化予防対策については、徹底した受診勧奨を行った結果、約700人の方々を適切な治療へとつなぐことができました。また、40歳代、50歳代の肺がん検診や乳がん検診の受診率は目標としていた50%を上回り、その他のがん検診の受診率も大幅に伸びております。さらに、全国と比較して低調だった特定健診の受診率についても全国を上回る伸びを見せており、今では全国平均と比較して遜色のない水準になってまいりました。加えて、平成28年度からスタートした高知家健康パスポートの取得者が当初の目標を大幅に超える4万人に達する見通しとなるなど、県民の皆様の健康意識は着実に高まりつつあるものと感じております。

こうした意識の高まりと関係者の御努力により、長年の課題であった男性の壮年期死亡率は平成21年と平成29年を比較すると7割程度となるまでに改善してまいりましたが、依然として全国より高い水準にあります。このため、引き続き県民の皆様の健康維持と壮年期男性の死亡率改善に向けた取り組みを力強く進めていく必要があるものと考えております。

第2に、高知版地域包括ケアシステムの構築については、県内の地域地域において医療・介護・福祉などのサービスが適切に提供され、結果として県民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けられることとなるよう、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

まず、医療の分野では、地域で求められる医師の確保に向けて、医師養成奨学金の拡充や高

知大学医学部への寄附講座の設置などにより若手医師の増加を図るとともに、地域でかかりつけ医として患者を適切なサービスにつなげることができる総合診療専門医の養成に努めてまいりました。また、地域地域において患者一人一人にふさわしい療養環境を確保することを目指して、地域医療構想に基づき、それぞれの地域における医療提供体制の最適化を図る取り組みを進めているところです。

さらに、中山間地域においても急性期の医療がしっかりと受けられるようドクターヘリを導入し、290カ所を超える離着陸場を整備したほか、在宅医療の確保に向け、訪問看護サービスの充実なども図ってまいりました。昨年度の実績を見ますと、ドクターヘリの出動は661件、県独自の支援策による訪問看護サービスの利用は約9,300回に上っております。

また、福祉の分野では、制度サービスのすき間を埋め、子供から高齢者までの生活を支える地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターの整備を進めてきた結果、現在サテライトを含めて約290カ所に設置され、県内各地で広く定着してまいりました。あわせて、訪問介護など在宅サービスの充実を図るための支援にも取り組んできたところです。

これらの取り組みにより、各地域で医療・介護・福祉のサービス提供体制が一定整ってまいりましたことから、現在各地域に地域包括ケア推進監を配置するなどして、それぞれのサービス資源をネットワークでつなぐ取り組みを進めております。各地域において、日常生活における健康づくりや介護予防から入退院、在宅生活までを切れ目なく支援する体制が構築されるよう、市町村や関係機関の皆様と力を合わせて取り組んでいるところです。

第3に、厳しい環境にある子供たちをサポートする高知版ネウボラの構築に向けて、幼少期

の子供たちに対しては主に保護者の生活や就労面などへの支援を強化し、学齢を重ねるに従って子供たち本人を対象として、放課後の学習の場の充実や学校と地域とが連携した見守り体制づくりなどに取り組んでまいりました。子供たちの将来の道が閉ざされないことがないよう、貧困などさまざまな要因による負の世代間連鎖を断ち切るという強い思いで、保健、福祉、教育の連携に意を用い、子供や家庭が抱える課題の解決に向けて全力で取り組んできたところであります。

この中でも特に、乳幼児健診の受診率の向上など母子保健の取り組みを充実させることに加えて、母子保健と児童福祉との連携強化に注力してまいりました。具体的には、乳幼児健診など母子保健の取り組みの中で把握されたリスクケースを関係機関に迅速かつ的確につなぐことができる体制の構築を目指して、市町村の母子保健部門と児童福祉部門、児童相談所、さらに保育所や幼稚園などの連携強化に努めてきたところであります。

さらに、とりわけ重大な課題である児童虐待対策について、平成20年の大変痛ましい死亡事案を教訓とし、子供の安全を第一に、必要があればちゅうちょせずに保護することを基本姿勢として、これまで児童相談所の体制の抜本強化などに取り組んでまいりました。あわせて、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営を通年できめ細かく支援するなど、市町村における児童虐待への対応力の強化も図ってきたところであります。

しかしながら、児童虐待の通告や対応は後を絶たず、依然として一定数の子供たちが厳しい環境に置かれております。引き続き、こうした子供や家庭を早期に支援できるよう高知版ネウボラの取り組みを県内全域に広げ、行政と地域が連携した見守り体制をさらに充実強化する必

要があると考えております。

社会保障制度の持続可能性そのものが課題となる中、人々のQOLの向上を図りつつ社会保障に係る負担を軽減し、あわせて社会保障制度を支える力を強くする必要があるとの考えのもと、全国知事会議では昨年7月、健康立国宣言を決議いたしました。この宣言に基づき、私が委員長を務める社会保障常任委員会を中心に、全都道府県参加のもと、22のワーキングチームにおいて先進事例や優良事例の横展開を図るなど、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みを精力的に進めてきております。さらに、本年5月には国と地方の意見交換会を立ち上げ、定期的に政務レベルや実務者同士の意見交換を行うなど、国の政策形成に地方の実情を反映させる仕組みの強化に努めたところであります。

今後も、こうした取り組みを継続することにより、国と地方が互いに方向性を共有しながら、適切な役割分担のもと、一体となって持続可能な社会保障制度の構築に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

私が知事に就任した12年前、残念ながら本県の子供たちの学力は全国最低水準にあり、特に中学生の学力は、例えば数学では全国平均正答率を10ポイント近く下回るという大変厳しい状況にありました。さらに、暴力行為の発生率や不登校の出現率、体力や運動能力についても全国ワーストクラスであるなど、教育行政において解決すべき課題が山積しておりました。子供たちの将来のため、みずから学び、主体的に課題を乗り越えられる知・徳・体の力を育むという教育を実現したいとの強い思いから、この12年間、教育委員会と連携し、教育改革の取り組みを全力で進めてきたところであります。

具体的には、まず喫緊の課題である学力の向

上に向けて、平成20年に緊急プランを県教育委員会において策定し、単元テストの充実や放課後の学びの場の拡大などの取り組みを進めてまいりました。続いて、平成24年からは教育振興基本計画重点プランに基づき、学校経営におけるP D C Aサイクルの確立やスクールカウンセラーの配置による教育相談体制の充実などを図ってきたところです。

さらに、平成28年には私も参加する総合教育会議において、子供たちの知・徳・体のさらなる向上を目指して、教育等の振興に関する施策の大綱を策定いたしました。この大綱では、大きく5つの取り組みの方向性を掲げております。

まず、第1の方向性であるチーム学校の構築については、中学校における教科の縦持ちの導入や高等学校への訪問指導を行う学校支援チームの設置など、授業改善を徹底するための仕組みの構築を図るとともに、いじめや不登校に外部の専門家とも連携してチームで対応する校内支援会の確立などを進めてきたところです。

また、第2の厳しい環境にある子供たちへの支援については、放課後における学習支援を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡大を図るなど、就学前も含めた切れ目のない支援体制の構築に取り組んできたところであります。

このほか、地域との連携・協働、就学前教育の充実、生涯学び続ける環境づくりを図るため、地域学校協働本部の設置や保・幼・小の円滑な接続に取り組むとともに、昨年7月には、全国初となる県市の合築による新図書館等複合施設オーテピアを整備したところです。

これらの一連の取り組みをP D C Aサイクルを通じて継続的に発展させてまいりました結果、本年度の全国学力・学習状況調査において、小学生の学力については、例えば算数は全国6位となり、平成19年当時の43位から大きく上昇し

ております。また、中学生については、国語と数学を合わせた総合順位が全国46位であったものが過去最高の39位となり、全国平均にあと一歩という状況にまで改善してまいりました。また、小中学生の体力や運動能力についても、現在はほぼ全国水準に達しており、特に中学生男子は平成29年度以降常に全国平均を上回るなど、着実に改善してきているところです。

しかしながら、不登校については、学校内外における支援体制が整備された結果、高等学校においては全国水準にまで改善してまいりましたものの、小中学校における出現率は依然として高く、さらなる対応が求められる状況となっております。

以上のようなこれまでの成果と課題を踏まえ、現在次期教育大綱の策定に向けて、総合教育会議などにおいて議論を重ねているところです。次期大綱においては、特に次の3つの施策を重点的に強化する必要があると考えております。

まず1点目は、不登校の児童生徒への支援についてであります。未然防止の取り組みとして、兆候の段階から教員間で児童生徒の情報を共有する体制を強化するとともに、県東部・西部における心の教育センターの相談支援機能を強化して初期対応を充実させるほか、教室外や学校外においてもさまざまな学習の場を選択肢として確保し、子供たちの社会的な自立を支援する取り組みを強化していく必要があると考えております。

2点目は、中山間地域における教育の振興についてであります。地域間の教育機会の格差解消に向けて、今月から栲原高等学校など5校において遠隔教育システムを活用した放課後の進学補習が本格的にスタートしたところであり、来年度からは中山間地域の10校において単位認定が可能な遠隔授業が実施される予定となっております。さらに今後は、I C TやA Iなどの

先端技術の活用によって、生徒一人一人の習熟度に応じて最適な学習内容を提供する個別指導も実現可能となると見込まれます。中山間地域のみならず、県内全域において積極的にデジタル技術を活用し、教育内容の一層の充実を図る必要があると考えております。

3点目は、デジタル化社会を担う人材の育成についてであります。本県の子供たちが将来Society5.0の担い手として活躍できることとなるよう、プログラミングなどデジタル技術に係る教育内容の充実を図るとともに、高等学校と大学が連携した高度なデジタル分野の学習指導体制の整備などにも取り組む必要があると考えているところです。

次期教育大綱におけるこれらの施策の具体化に向け、総合教育会議においてさらに議論を深めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

私は、東日本大震災の約1カ月後に被災地に赴き、甚大な被害を目の当たりにして、想定外をも想定した対策の必要性を痛感いたしました。以来、東日本大震災の教訓や地震・津波想定などを踏まえ、従前の南海地震対策行動計画を抜本的に見直して、平成25年6月に第2期南海トラフ地震対策行動計画を策定し、さらに平成28年度には第3期行動計画としてバージョンアップさせ、県民の皆様を守る対策、助かった命をつなぐ対策、生活を立ち上げる対策に全力で取り組んでまいりました。

このうち、まず命を守る対策については、一刻も早く津波避難空間を整備するために、市町村の財政負担を実質ゼロにする県独自の交付金制度を設けるなどして取り組みを進めてきた結果、計画総数1,445カ所の避難路・避難場所の整備は全て完了し、津波避難タワーも計画総数119基に対して111基完成するなどしてまいりました。

また、沿岸地域の19市町村全てで津波避難計画を策定するとともに、市町村や地域住民の皆様と連携し、避難訓練や避難経路の現地点検を実施することにより、計画の実効性の向上にも努めてきたところであります。さらに、住宅の耐震化については、これまでに約9,000棟の耐震改修が行われるとともに、公共施設の耐震化もおおむね完了しております。

次に、命をつなぐ対策については、約21万人分の避難スペースを確保し、避難所運営マニュアルの作成や資機材の整備を進めるとともに、県内8カ所に総合防災拠点を設置したほか、道路啓開計画や物資配送計画など応急期に必要な諸計画も策定いたしました。加えて、前方展開型による医療救護体制の確立にも取り組み、地域ごとの行動計画の策定を完了したところです。

さらに、生活を立ち上げる対策については、災害公営住宅の整備指針を策定したほか、事業者のBCP策定を支援するためのさまざまな取り組みを進めており、また各産業分野におけるBCP策定にも着手したところです。

こうした本県における取り組みに加えて、国家的な課題として南海トラフ地震対策に取り組む必要性を訴えていくため、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議を立ち上げ、全国知事会とも連携しながら国などへの政策提言も行ってきました。こうした活動も推進力となって、南海トラフ地震対策特別措置法の制定を初め、緊急防災・減災事業債の2度にわたる期間延長、浦戸湾の三重防護や土佐湾から日向灘における地震津波観測網の事業化などにつなげることができたものと考えております。

以上のようなさまざまな取り組みの結果、最大クラスの地震と津波が発生した場合の想定死者数は、平成25年5月時点の約4万2,000人から本年3月時点で約1万1,000人へと、約74%減少

しております。

本年4月からの第4期行動計画においては、これまでの行動計画を土台として、より難易度の高い課題にも正面から立ち向かうとともに、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期までを視野に入れた取り組みを具体化していくこととしております。特に、過去の大規模災害で多くの方々が犠牲となった要配慮者への支援対策を強化することとし、迅速な避難のための個別計画の策定支援や福祉避難所確保の取り組みなどを進めているところです。また、南海トラフ地震臨時情報を生かして、一人でも多くの県民の皆様の命を守るため、空振りを恐れず具体的な対応をとるとの基本方針のもとで対策を進めております。

引き続き、第4期行動計画に基づき、命を守る対策のさらなる徹底を図るとともに、これまで掘り下げてきた命をつなぐ対策をより幅広く展開し、あわせて生活を立ち上げる対策を具体化していくことにより、想定死者数を限りなくゼロに近づけ、また早期の復旧・復興が可能となるよう全力を挙げて取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

インフラの整備が全国水準から大きく立ちおくれしている本県では、整備水準を少しでも引き上げることが県勢浮揚をなし遂げるために不可欠であることから、国などに対して積極的に政策提言を行いながら、地域の実情を踏まえた基盤整備に全力で取り組んでまいりました。

中でも、四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震など大規模災害が発生した際に県民の生命を守る命の道であるとともに、地域の経済活動を支える最も重要なインフラであることから、他県の知事と連携し、また平成27年6月からは全国高速道路建設協議会の会長として、早

期のミッシングリンク解消を強く訴えてきたところではあります。

こうした取り組みなども経て、県内における供用延長は平成19年度末時点の86キロメートルから本年度末には152キロメートルとなる予定であり、この12年間で大きく延伸してまいりました。さらに、8カ所、67キロメートルが事業化されており、これらを合わせた総延長は計画延長の8割を超えております。

現在、各区間において順次調査や工事が行われており、四国8の字ネットワークの完成に向け、一步一步着実に前進しているところです。引き続き、県管理道路の整備にも積極的に取り組み、中山間を初めとする県内各地域の道路ネットワークの整備を着実に進めることが重要であると考えております。

南海トラフ地震発生時において、人口が集中し社会基盤が集積している県中央部の被害を最小化するためには、浦戸湾などの津波対策が急務であります。このため、浦戸湾の三重防護対策の事業化に向けて国に政策提言を重ねてまいりました結果、平成28年度に国の新規事業として採択されました。第1ラインである高知新港の防波堤や、第2・第3ラインである浦戸湾の海岸堤防などの一日も早い完成に向けて、国、県、高知市が密に連携し、スピード感を持って整備を進めているところです。あわせて、南国市から土佐市にわたる高知海岸などでは、平成23年度から国と県が連携し、海岸堤防の耐震補強工事が迅速に進められております。

こうした取り組みのほか、高知新港のメンバーズの供用開始により、大型客船の寄港回数が大幅に増加したことや、長年の懸案であった早明浦ダム再生事業が新規事業化したことなど、県内各地で着実に整備が進められておりますが、本県のインフラ整備は他県と比べてまだまだ立ちおくれしている状況にあります。引き続き、全

国知事会や他県ともしっかりと連携し、あらゆる機会を通じてインフラ整備の必要性を強く訴えていく必要があるものと考えております。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

県土の約93%を占める中山間地域は、農業や林業といった第1次産業はもとより、豊かな食や文化、観光資源など、本県ならではの強みを有する地域であり、本県の中長期的な発展の源となる地域でもあります。しかしながら、中山間地域においては、多くの皆様が住みなれた地域で暮らし続けたいという思いを持たれている一方で、人口減少に伴い地域が衰退し、さらに若者が流出するという負のスパイラルに直面してきました。

このため、中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ないとの強い思いのもと、平成24年度から中山間対策を抜本強化し、生活を守る取り組みに加え、産業をつくる取り組みを政策の柱として位置づけ、県政の各分野において施策の展開を図ってまいりました。

まず、産業をつくる取り組みでは、第1層として、基幹となる産業を育成する産業成長戦略、第2層として、各地域で地域資源を生かして地産外商に取り組む地域アクションプラン、さらに第3層として、第1層、第2層の取り組みが届きにくい中山間地域の小規模な集落を対象とした集落活動センターの取り組みという3層構造の政策群を相互に連携させることにより、地域の隅々にまで経済効果をもたらすネットワークづくりを進めてまいりました。

特に、中山間対策の核となる集落活動センターについては、平成24年度のスタートから7年半の間に県内各地で着実に広がりを見せており、先月末までに30市町村、54カ所で立ち上がり、さらに30カ所程度で開設に向けた準備が進んでいるところです。それぞれの集落活動センター

において、日用品の販売や配食サービスなど住民の日常生活に欠かせない取り組みが行われており、さらには産業振興計画の取り組みなどと連動した経済活動を展開するセンターも増加してきております。今や集落活動センターは、中山間地域における暮らしや経済活動を支える拠点として、あったかふれあいセンターとともに重要な役割を担うようになっております。

次に、生活を守る取り組みでは、人々の暮らしを守るさまざまな生活支援の取り組みを推進してきた結果、水道未普及地域における生活用水供給施設の整備率が74.1%まで上昇したほか、32市町村において移動手段的確保対策が実施されるなどしてまいりました。また、鳥獣被害対策については、集落ぐるみで防除対策と捕獲対策を進めてきた結果、昨年度の農林水産業被害額は1億4,000万円と、ピーク時の平成24年度より約6割減少するなどの効果があらわれてきているところです。

県内の人口動態を見ますと、高知市、南国市及び香南市を除く中山間の31市町村では、平成20年度から平成28年度までの8年間に生産年齢人口が18.1%減少し、依然として厳しい状況が続いておりますものの、これらの市町村の名目GDPはこの間5.8%のプラス成長となり拡大基調に転じるなど、明るい兆しも見えてきております。

今後も、中山間地域が持つ豊かな資源を生かして、地産外商につながる事業を育て、域外からの移住も含め担い手を育む取り組みを各分野で展開し続けていくことが重要であります。住みなれた地域で暮らし続けたいとの県民の皆様の思いに応えていくためにも、中山間の潜在力を生かした各般の取り組みを力強く推進していく必要があるものと考えております。

少子化は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国家的な課題でありますことから、

私は全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国などに対し、少子化対策を国策の中心に据え、国と地方が総力を挙げて取り組むよう強く訴えてまいりました。また、本県においても官民協働で、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージの各段階に応じた総合的な対策に取り組んできたところです。

まず、出会い・結婚については、地域で出会いのサポートを行う婚活サポーターやこうち出会いサポートセンターの取り組みなどを通じて、支援を希望する方々に対する出会いの機会を創出してきたところであり、これまでに236組の成婚報告につながっております。また、妊娠・出産・子育てについては、先ほど申し上げました高知版ネウボラの取り組みなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の充実に努めているところです。

さらに、少子化対策をより大きな効果につなげるため、高知県少子化対策推進県民会議を設置し、官民協働による県民運動として取り組みを進めております。例えば、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けた、育児休暇・育児休業の取得促進宣言には、466の企業や団体の皆様に賛同いただいたところであり、年々仕事と子育ての両立を応援する機運が高まりつつあると感じております。

この間、本県の合計特殊出生率は、平成21年の1.29を底に回復基調にあり、そこからの伸び率は全国を大幅に上回っておりますものの、昨年の合計特殊出生率は1.48となり、平成29年の1.56を下回る残念な結果となりました。このため、今回の結果に至った要因をより詳細に分析し、出生率の力強い回復に向けて、県民の皆様のお出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられるよう、ライフステージの各段階に応じた対策をさらに強化していく必要があるも

のと考えております。

女性の活躍の場の拡大に向けては、結婚や出産・育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、子育てや就労を社会全体で支援する仕組みづくりに取り組んでまいりました。例えば、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターについては、平成28年度から国の補助基準に満たない少人数での立ち上げを県独自に支援してきた結果、現在7市3町に広がってきております。引き続き、市町村と連携しながら、センターの県内全域への普及と事業の拡充に取り組む必要があると考えております。

また、女性の就労を支援する取り組みについては、平成26年度に開設した、高知家の女性しごと応援室において、これまでに約2,100人の方々から相談をお受けし、700人を超える方が就職されるなどの成果があらわれてまいりました。今後も、相談者一人一人に寄り添ったきめ細かな就労支援を行うとともに、働きやすい職場づくりへの支援などに取り組んでいく必要があるものと考えております。

文化芸術の振興については、県民の皆様が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを初め、歴史文化の継承と発展、さらに文化芸術を観光振興や産業振興につなげるための取り組みを進めてまいりました。

具体的には、平成29年3月に新たに高知県文化芸術振興ビジョンを策定し、高知県文化財団の体制を強化して、文化芸術活動への支援や文化芸術の振興を担う人材の育成などに取り組んでまいりました。これにより、延べ80の団体や個人の皆様のお文化芸術活動を発表する機会を創出するとともに、昨年度からは文化芸術を観光振興や産業振興に生かすための講座を開催し、延べ278人の方々に御参加いただいたところで

す。

また、「志国高知 幕末維新博」の開催を契機として、高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館新館などの整備を行い、貴重な資料の収蔵や展示、調査研究に係る環境を大幅に充実させ、本県の歴史文化の底上げも図ってまいりました。あわせて令和3年に、高知県が設置されてから150年を迎えることを契機として、新たな県史の編さんに着手することとしており、有識者から成る基本方針策定準備検討委員会を立ち上げたところです。この新たな県史の編さん過程を通して、歴史や民俗、自然などの各分野に関する資料の発掘や保存、研究を一層進め、その成果を広く県民に発信するとともに、県民共通の財産として後世に残し、本県の歴史文化などのさらなる振興につなげてまいりたいと考えております。

スポーツの振興については、近年国民体育大会における県の総合成績が下位に低迷していることや、県民の皆様は運動習慣が十分に根づいていないといった課題の抜本的な解決を図るとともに、スポーツの振興を地域や経済の活性化にもつなげていくことを目指して、高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げ、産学官民の連携のもと各種施策を進めてまいりました。現在、昨年3月に策定した第2期スポーツ推進計画に基づき、3つの柱とこれらに横断的にかかわる施策についてPDCAサイクルを徹底しながら取り組んでいるところです。

まず、1つ目の柱であるスポーツ参加の拡大に関しては、持続可能な地域スポーツ活動の推進に向けて、これまでに6市町で地域スポーツハブの取り組みが始まり、それぞれの地域で多様なスポーツ機会の創出に向けた活動が広がってきております。

次に、2つ目の柱である競技力の向上に関しては、現在レスリングやソフトボールなど12の競技において全高知チームを立ち上げ、強化練

習や県外遠征、指導者を対象にした実践研修を計画的に進めているところです。また、高知県スポーツ科学センターを本年4月に開設し、スポーツ医科学面からのサポートなどにも取り組んでおります。

3つ目の柱であるスポーツを通じた活力ある県づくりに関しては、プロやアマチュアスポーツの合宿誘致などのほか、スポーツツーリズムの推進に取り組んでおり、特に平成25年に始まった高知龍馬マラソンは今や国内外から約1万2,000人に御参加いただくなど、国内のみならず海外からも認知される大会に育ってまいりました。

さらに、これら3つの柱に横断的にかかわる施策である、オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興については、シンガポールを初めとする各国ナショナルチームの県内での事前合宿などが本格化してきており、今月にはラグビーワールドカップ2019に出場するトンガ代表チームの事前キャンプも行われました。

今後も、関係団体の皆様と連携して、地域におけるスポーツ活動の活性化やさらなる競技力の向上に努めるとともに、スポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大を図るなど、スポーツ推進計画に掲げた目標の達成に向けて着実に取り組んでいく必要があるものと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和元年度高知県一般会計補正予算などの2件です。このうち、一般会計補正予算は、先ほど申しあげました経済の活性化などの経費として、85億2,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案など9件です。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議

案など5件です。

報告議案は、平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算など23件であります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

これまで御説明申し上げましたとおり、私は知事就任以来、県勢浮揚を目指して全力で取り組みを進めてまいりました。長年にわたる懸案課題にも真正面から取り組み、例えば県中央地域における公共交通機関の再編、高知競馬の経営再建、県土地開発公社の保有地に係る債務処理、香南工業用水道の本格稼働、さらには新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備などといったさまざまな懸案の解決に道筋をつけるべく努力を重ねてまいりました。これらに取組んだ厳しかった日々を思いをいたすとき、本当に多くの方々からお力添えを賜ったことがまざまざと思い出されます。この場をおかりして、改めて深く感謝申し上げます。

今般、私は、より一層地方を重視する国政の実現に向けて、新たな挑戦を行うことを決意いたしました。高知県の知事としての経験を踏まえて、これからの我が国のあり方を思いますとき、今こそ地方の力を生かす国づくりが求められていると確信いたします。

東京などの都市の力に加えて、本県など地方の潜在力を生かし切ってこそ我が国の持続的な発展は可能となり、そのことによって地方の暮らしを守ることにも可能となります。地方の実情を国の政策立案過程に反映させることが一層求められておりますし、さらには本県のような多くの課題を抱える地方みずからの努力を強力に後押しする国を挙げた取り組みが、これまで以上に求められているものと考えます。

こうした国づくりに向けて、これまで12年間に私が培ってきた政治や行政経験を生かして、微力ながらお役に立ってまいりたいとの思いを

強くしているところです。

今議会が私にとりまして最後の定例会となります。これまでの3期12年間、県政運営に対し御指導、御鞭撻、御協力を賜りました県民の皆様、県議会の皆様、県庁職員の皆様を初め多くの方々に、改めて心から感謝申し上げます。12月6日までの残る期間、県勢浮揚に向けた歩みをとめることなく、知事としての職務に精励する所存であります。引き続き御指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

この12年間、まことにありがとうございました。



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明20日から25日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月26日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月26日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時26分散会

## 令和元年9月26日（木曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

令和元年 9月26日 午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第5号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第13号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成30年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算

- 報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(3人)

午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

第3号議案及び第4号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うもの及び法律の改正の趣旨を考慮したもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末389ページに掲載〕

質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番西内健君。

(13番西内健君登壇)

○13番（西内健君） おはようございます。自由民主党会派の西内健でございます。議長のお許しをいただき、会派を代表して質問に入ります。よろしく願いいたします。

尾崎知事は先月21日、次の知事選挙に出馬をしない意向を表明されました。3期12年の間に、産業振興計画や南海トラフ地震対策、日本一の

健康長寿県構想など5つの基本政策を掲げ、県勢浮揚に取り組み、先日の提案説明において、下降・縮小傾向にあった県勢は明確に上昇傾向に転じるようになってきたと述べられました。

就任当初、厳しい財政のもとでの予算編成や、中央への政策提言を効果的に行うための東京事務所の機能強化、また政策企画課の設置などの組織再編などを行い、県政運営に取り組みました。そして、2期目には、平成23年度に発覚した談合問題での対応や、土電問題から端を発した中央地域の公共交通機関の再編など、多くの難題に取り組んでまいりました。そして、3期目の今期であります、新食肉センターや新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備にも取り組んでいます。

12年にわたる産業振興計画などの取り組みによって、県内GDPや1人当たり県民所得の向上など、多くの経済指標は上昇を示しており、大きな成果をもって国政に挑戦されることを表明されました。

最後の提案説明でもこれまでの取り組みについて述べられましたが、改めて、就任当初に苦心した点や、公共交通再編及び県経済を考慮した談合問題対策などを振り返り、12年の任期についての評価を知事にお伺いします。

また、12年間の成果を引き継ぎ、拡大していくことになる後継の知事に対して期待するところを尾崎知事にお伺いします。

知事の12年間、中央への政策提言や対話と実行などの活動を内部で支えてきたのは、当初の4年間は十河前副知事、そしてあとの8年間は岩城副知事でございます。副知事は、また最初の産業振興推進部長として、尾崎県政の看板政策の取りまとめも行われました。

岩城副知事に、これまでの尾崎県政12年間について感想をお伺いいたします。

県政において、議会を初め県民の多くの方々

が感じているのは、やはり県庁職員の皆さんの意識の変化だと思います。事業計画の策定などにより進めてきた産業振興計画と同様に、県の業務においてもPDCAサイクルを機能させることで、職員に今までにない経営的な考えを導入されました。そして、スクラップ・アンド・ビルドなどを行い、課題解決先進県として事業を行う上で、職員削減の厳しい中、効率的な行政運営が行えたのは、県庁職員の仕事への取り組み方と意識改革によるものだと考えます。

この12年間一緒に仕事をしてきた県庁職員の皆様に対し、知事からの言葉をお伺いいたします。

次に、国政への新たな挑戦を掲げた知事に対して3点質問をしたいと思います。1点目として安全保障、2点目として地方創生と東京一極集中の是正、そして3点目に経済成長と財政健全化に関してお伺いします。

まず、1点目の安全保障についてであります。現在の我が国の周囲を見渡せば、昨今の日韓関係の険悪化、北朝鮮によるミサイル開発及び繰り返される発射実験、ロシアによる北海道方面での領空侵犯、そして中国による積極的な海洋進出など、我が国を取り巻く国際情勢は緊迫化しております。

特に中国においては、一帯一路構想とA I I Bによる領土的野心を隠しておらず、スリランカの港における99年間の租借地化などを見ると、19世紀から20世紀における列強の帝国主義時代をほうふつとさせるものであります。また、米中の、関税摩擦に隠れた安全保障上の主導権争いを見ると、今後の米中の軍事バランスの変化に注意を払わねばならず、日米安保体制への何らかの影響を考慮する必要もあると思います。

我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、知事の安全保障に対する御所見をお伺いします。

次に、2点目の地方創生と東京一極集中の是

正についてお伺いします。安倍政権は東京一極集中の是正に向け、地方創生を掲げ、地方の活性化策を積極的に支援するとともに、2020年までに東京圏の転出入を均衡させることを目指しました。しかしながら、一極集中の是正は一向に進んでおらず、むしろ加速傾向にあることが、総務省の住民基本台帳人口移動報告から見るができます。東京圏の転入超過数は、リーマンショック直後減少が続いていましたが、景気回復とともに拡大に転じ、歯どめがかかる兆しが見えていません。

ここで、少し話がそれますが、現代の経済界の主流である新自由主義経済について考えてみたいと思います。新自由主義とは、皆さんも御存じのように、政府の積極的な民間への介入に反対し、小さな政府を目指すとともに、古典的な自由放任主義も排し、そして資本主義の自由競争秩序を重んじる立場及び考え方とされています。

日本においても、特にバブル崩壊以降、新自由主義的な考え方が経済界を支配してきました。バブル崩壊当時、本来なら政府が積極的に財政出動を行い景気を立て直す必要があったにもかかわらず、逆に公共事業費などの予算を削減してきました。民間がリストラをして借金返済を行っているときに政府が国債を発行して予算を拡大することは問題であるといった声が高まり、小さな政府を目指さざるを得ない状況になったわけであります。そして、政府よりも民間企業のほうが効率的に経営ができるはずだとされ、民営化できるものは可能な限り民営化したほうがよいとされ、例えば高知県なんかでも、指定管理など民間委託が進んでまいりました。また同時に、民間企業が投資しやすい環境をつくり出すために、規制緩和が進められました。この結果、大企業において過去最高益を更新し、内部留保が拡大をしています。

そして、最近の東京都における建築物の容積率の緩和はタワーマンション群を出現させ、そして1棟建築されれば1,000人単位で居住者がふえ、東京の人口を増加させています。地方においては行政の効率化の名のもとで、この20年間に、320万人いた地方公務員が270万人に削減され、結果として地方から雇用が喪失いたしました。民間でも正規から非正規に雇用が移り、企業は費用を流動化させることで賃金の上昇を抑えています。

規制緩和と行政の効率化といった新自由主義に基づく政策が所得の格差を広げ、また都市と地方の格差を広げている現状です。そして、地方だけではなく都市においても、若い方々は結婚したくてもできない、子供をつくりたくてもつukれないといった状況で、少子化の原因になっているとも考えられます。

民営化や規制緩和を進める新自由主義的な考え方では、東京一極集中の是正と地方創生の実現は厳しいと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

この項最後に、経済成長と財政健全化についてお伺いをいたします。我が国のGDPは高度経済成長期に大きく伸長しましたが、バブル崩壊以降は低成長期に入り、長期にわたって停滞しています。第2次安倍政権が誕生し、アベノミクスを掲げて取り組みを進めたことで底がたい成長を続けていますが、インフレ目標である2%を達成できず、デフレからの脱却は道半ばの状態です。

国と地方を合わせた長期債務残高は1,100兆円を超えて1,200兆円に迫ろうとしており、財政破綻の懸念があるとされ、政府は財政健全化を目指し、2020年度までの基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目標に掲げましたが、2025年以降に先送りとされました。プライマリーバランスが改善すれば債務残高の

対GDP比の上昇が抑えられ、財政破綻することはないと考えられていますが、財政危機から脱出するためにプライマリーバランスの黒字化を達成したアルゼンチンとギリシャの2国では、景気が悪化して税収が減ったことにより、結局は両国は財政破綻状態に陥りました。

ここで、先ほどお話ししました新自由主義的な経済論とは異なる、最近話題となっている現代貨幣理論、いわゆるMMTについて少し話をしたいと思います。

MMTの基本的な考え方は、自国通貨を発行できる政府は債務超過による財政破綻はあり得ないとしています。高いインフレを招かない限り、政府の債務がふえても問題はないとしています。財政赤字を悪とみなすのではなく、経済にとって必要不可欠なものと考え、従来の発想の転換を図るものです。国債発行が、民間貯蓄によって買い支えられているのではなく、民間貯蓄を増加させるものと考えております。ですから、政府債務の残高が、将来世代への負担の先送りではなく、格差は生じる可能性はありますが、将来世代の貯蓄を増加させることになると考えます。国債残高がふえるということは、政府の負債を増加させるだけでなく、国民の資産を増加するという点を捉えているわけです。

前内閣官房参与の藤井聡氏は、政府にとっては赤字の国債だが国民の側から見れば黒字であるから、国民黒字国債だと言えばよい、こういうふうにも言っておられます。国債が民間貯蓄をふやすものであるなら、国債の償還は国民の貯蓄を減らすものになります。したがって、財政健全化を目指すことは国民経済を貧困化させることにつながります。

このようなMMTに対する批判は次の2つがあります。1つは、財政赤字の拡大はインフレを招く。そして2つ目は、同じく財政赤字の拡大は民間貯蓄の不足を招き、金利を高騰させる

という批判であります。

しかしながら、1つ目の批判については、現在の日本の状況を見れば明らかなように、財政赤字が増加してもデフレに苦しんでいる状況であります。仮にインフレになった場合には、財政支出の削減や増税によって対応可能としています。また、ノーベル経済学者のポール・クルーグマンやクリントン政権時代の財務長官であるローレンス・サマーズなどの主流派経済学者でさえ、デフレや低インフレ下での財政出動の必要性や有効性を認めています。そして、2つ目の批判については、財政赤字の拡大が民間貯蓄の不足を招くとしていますが、MMTの理論では、先ほどの考え方で示されたように、財政支出の拡大は民間貯蓄を逆に増加させることから、間違った認識であるとしています。

MMTがよい意味でも悪い意味でも注目を集めているのは、現代の主流派経済からすると異端の経済論であります。机上の学問にはない、経済の実態を事実として捉えた理論と思われるからであります。

低成長にあえぐ我が国にとって、災害対策や社会保障費など、年間10兆円程度の財政支出の増額を行うことは、MMTの理論としては問題なく、支出した分だけ経済成長につながると導けます。経済成長と財政健全化の両立を政府は掲げていますが、現在の日本はまだまだ景気回復途上の段階であり、財政健全化より財政支出の拡大による経済成長を目指すべきだと私は考えます。

以上を踏まえて、経済成長と財政健全化について知事の御所見をお伺いします。

次に、災害対策についてお伺いします。

本年に入っても、5月中旬の宮崎県、鹿児島県、また8月下旬の佐賀県、福岡県、長崎県における記録的な大雨、そして9月の台風15号が千葉県において大きな被害をもたらしました。

被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

ここ数年、線状降水帯を伴う集中豪雨が頻発し、時間当たり雨量がこれまでに経験したことのないレベルで数時間継続するため、各地で大きな被害が発生しています。また、我が国はその地理的特性のため、地震や台風、火山の噴火など数多くの災害を経験してきました。歴史的に見て、これらに対処するために我が国の土木技術の発展がなされてきましたが、バブル崩壊以降の公共事業費削減により、防災対策の必要性が希薄になったと感じるところです。

国において、近年の激甚化する災害に対処する必要性などから、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。7兆円規模の総事業費の内訳を見ると、堤防かさ上げなどの防災・減災を目的とするインフラ整備に約3.6兆円、生活インフラの機能維持を目的とする交通網整備などに約3.4兆円を投じるとされています。

そんな中、先月行われた国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において、今後、予算の重点化、要件化、見える化をすることにより、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取り組みを一層促進する方向が示されました。それによると、令和2年度は地方公共団体で策定された地域計画に基づき実施される取り組みまたは明記された事業に対し、重点配分や優先採択を行うこと、令和3年度は地域計画の策定が交付要件とされる要件化になることを検討しているとのこと。このため、県内市町村においても地域計画の策定が急がれますが、現状、地域計画を策定しているのは高知市と佐川町のみと聞いています。

今後、他の市町村における地域計画の策定支援などについて危機管理部長にお伺いします。

県は、昨年、頻発化する豪雨災害に対し通年

で対応する必要性から、高知県豪雨災害対策推進本部を立ち上げました。通年での豪雨対策の実施体制を全庁的に行い対策の強化を図っていますが、立ち上げから約1年が経過をしました。この1年の取り組みの状況や見えてきた課題について危機管理部長にお伺いします。

次に、第1次産業の振興についてお伺いします。

県は、平成21年度にオランダ王国ウェストラントと友好園芸農業協定を締結し、平成23年度から高知の気候条件や栽培品目などに合わせてオランダの技術を改良して導入を行い、湿度管理や炭酸ガス発生装置など環境制御技術を使用することにより、生産性や収量が大幅に向上しました。平成26年度には次世代型こうち新施設園芸システムの普及を図り、整備面積は46ヘクタールに上り、環境制御技術は50%の農家に普及しています。そして、県はNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトの推進に取り組むこととしています。栽培、出荷、流通におけるI o Pクラウドを構築して、AIなどを活用し、営農支援を目指しています。

これまででも、気象データやハウス内環境データなどを用いた栽培管理や生産管理の最適化や収量増加を図ってきていますが、今後プロジェクトの取り組みによってどのような効果が期待されるのか、農業振興部長にお伺いします。

環境制御技術を今後一層普及させるためには、既存の製品などの廉価版や簡易版などの開発が必要になるのではと考えます。

大学の研究機関や企業との研究開発においては、農家ニーズを上回る、いわゆる技術者のジレンマといったものが生ずる杞憂もありますが、今後の環境制御技術の普及に当たっての取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

また、水田の多面的機能の維持や担い手不足対策として、I o Tやロボット技術の活用によ

り省力化や生産性向上などを図ろうとするスマート農業の取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

農水省の調べによりますと、全国の農業経営体数が120万を割り込み、過去10年で最少となりました。特に、小規模の家族経営体の減少に歯どめがかかっていない状況とのことであります。また、2018年の全国での新規就農者数は、前年と同水準の5万6,000人弱でありましたが、他産業との人材獲得競争が激しさを増し、2014年以降2万人を超えていた49歳以下の若手新規就農者数が2万人を割り込みました。

このように、全国的には、生産基盤を再建する上で重要な役割を果たす新規就農者がふえていない状況にあります。特に若手新規就農者の確保においては、他産業並みの収入の確保や省力化などによる労働環境の向上などの課題が挙げられます。

高知県における近年の新規就農者全体及び若手新規就農者の推移について農業振興部長にお伺いします。

新規就農は経営が不安定なため、特に農家出身以外の若者らにとって生活の安定を考えた場合、新規参入のハードルは非常に高いものとなっています。

新規就農を促す国の事業として、研修期間に最大150万円を2年間交付する準備型と、定着に向け最長5年間同額を交付する経営開始型の2種類により新規就農者を支援する、農業次世代人材投資事業があります。同事業は制度化されて以降、新規就農者の確保、定着に貢献してきました。

しかし、今年度から、年齢を原則45歳未満から50歳未満に引き上げ対象を拡大したにもかかわらず、国の予算は率にして12%、金額で20億円以上の減額となっています。このため全国において、経営開始型の新規採択を予定する新規

就農者に対し、いまだ交付決定ができない自治体や、全額交付の確約ができないまま半額分の上期支払いを決定した自治体があるとのことであります。同事業の信頼が揺らげば新規就農者数は減少するおそれがあり、本県農業の生産基盤再生にも影響が出てまいります。

農業次世代人材投資事業の予算減額に伴う本県への現在の影響と、同事業の今後の見通しについて農業振興部長にお伺いします。

また、同事業の準備型において、これまでは先進農家研修について、研修生の身分が不安定であり、また研修がしっかり行われていないなどの声が農林水産省に寄せられていたことから、働き方改革も踏まえ、準備型の支援対象外とされました。

研修受け入れ機関としての先進農家の役割は大きいところがありますが、高知県において制度変更にどのように対応を行うのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、農地と担い手の確保についてお伺いします。中山間地域等直接支払制度が2020年度から第5期を迎えるに当たり、県内でも担い手不足などから、面積減少の検討や継続が困難とする集落営農組織等が半数以上存在いたします。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地の耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通して多面的機能を確保する観点から、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な農地について、集落等が維持管理していく協定をつくり、これに従って5年以上継続して農業生産活動等の作業が実施されることを条件に、交付金が集落等に支払われる国の制度であります。

県においては、今後も高齢化や人口減少が進む中山間地域において、持続可能な農地維持の仕組みの再構築を重視するとしていますが、中山間地域等直接支払制度の第5期対策に向けた

今後の取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

一昨年より、主食用米は、国による数量配分から生産地主体で生産量を定める生産調整見直しがなされております。昨年は主食用米価格が安定しており、本年も全国的に主食用米の生産意欲が高いとのことでもあります。米価維持のためには、生産量を前年から10万トン前後減らす必要がありますが、7割の都府県で前年並みを維持する見込みとなっております。農水省では、主食用米から飼料用米などへの転換を促し、交付金を受ける申請期限の延長を行いました、転換は足踏み状態であります。

私の地元須崎市では、JA出資法人みのみが中山間農業複合経営拠点となり、農地を守る取り組みとして農家から委託を受け、15ヘクタールほど飼料用米の生産を行っています。しかしながら、飼料用米の平均収量が低く、水田活用の直接支払交付金を受け取っても1反当たり2万円ほどの赤字が出ているとのことで、今後の法人経営にとって大きな課題となっております。

農地を組織が守ることは、水田の多面的機能の維持に重要であり、耕作放棄地の発生防止につながっています。農地を守る活動を行う組織に対する県の取り組みについて農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

5月の通常国会において、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化の加速化に向けた関連改正法が成立しました。平成26年に、農地の分散状態を解消し、担い手に農地の集積・集約化を図るため、出し手から農地を借り受け、それを担い手に集約するための仕組みとして、農地中間管理機構が創設されました。

今回の法改正の目的は、担い手不足の状況の中、少ない人数でも生産性の高い農業が実現できるように、AIやロボットなどの技術革新の効果を適用させる目的などから、生産基盤であ

る農地の集積・集約化を加速させることであります。法改正を受けて、農水省では、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段である人・農地プランをより実効性のあるものにするための工程を、あわせて示しております。担い手不足が予想される高知県にとって、スマート農業の推進を図る上で、今後も農地の集積は重要であります。

県内の農地中間管理事業のこれまでの実績と法改正を受けての今後の取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

最後に、農福連携について伺います。政府は、4月に農福連携等推進会議を設置し、6月に農福連携等推進ビジョンを取りまとめました。ビジョンの中で、農福連携を実践する農家への調査において、7割を超える農家で障害者を人材として貴重な戦力と評価していることに着目し、農業の労働力確保につながるとしています。

今後も取り組みの拡大が進むと考えられており、課題として、農業、福祉、両方の実態がわかっている人材の育成が必要とされています。農水省では、本年度から双方のつなぎ役の育成に向けて支援事業を設けています。

本県における農福連携をさらに拡大していくため、つなぎ役となる人材育成にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、水産業にとっても高齢化、担い手不足の課題は大きく、IoTなどを活用したスマート水産業への取り組みが全国的に進められています。

沿岸漁業では、ベテランの漁業者は勘と経験によって海流や風向き、水温などといった環境条件を把握して最適な漁場を探してきました。しかしながら、近年の沿岸漁業においては、よい漁場が減少しており、時間や燃料をかけて沖合に出ても思ったほどの釣果が上げられず、費

用倒れとなっています。各種のデータを用いてよい漁場予測が可能となれば、生産性や効率性が上昇し、漁業者の所得向上にもつながることから、スマート化への取り組みの期待が持たれています。

また、養殖漁業は、魚の状態をチェックしながらの餌やりや魚の数の確認、網の掃除などを足場の悪い海上で行っています。陸上からの水中ドローンの遠隔作業によって、生けすの中の魚の状態を把握し、また給餌作業などの自動化による餌料の無駄を省くことで、作業の省力化や効率性、生産性の向上を図ることができます。

また、市場情報などサプライチェーンの分野においても、IoTの活用は進んでいると聞いています。沿岸や養殖以外の分野においても、スマート水産業の推進は、高知県における担い手不足などの課題解決につながります。

我が県のスマート水産業の取り組みの現状について水産振興部長にお伺いします。

林業の分野においても、ドローンによる空撮や航空レーザ計測などにより森林情報のデータ化や共有化を図り、施業の集約化が進んでいます。あわせて、地理情報システムを活用することで、森林データの全国標準化とデータの蓄積を目的とした森林マネジメントシステムが可能であると言われていています。高齢化、担い手不足といった課題はほかの1次産業と一緒であり、課題解決に向けた取り組みが急がれます。

高知県におけるスマート林業の取り組みの現状について林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、港湾振興についてお伺いします。

知事は12年にわたり、産業振興計画の推進を初め地産外商、貿易の振興に取り組んでまいりました。高知新港におけるコンテナ取扱量も5年連続で増加、過去最高となっています。一方で、中に荷物が入っている、いわゆる実入りコンテナは、昨年が前年比で5.7%減少しており、

県は今後、県内の集荷の割合を高め、新しい荷物の掘り起こしにも努めたいとしています。

本年4月に神戸港との内航コンテナフィーダーが休止したため、現在高知新港のコンテナ定期航路は韓国航路の2社による週2体制の就航であります。今後この2社が経営統合するとの話もあります。韓国国内においてはトラック業界などのストライキが頻発することから、例えばパルプを韓国経由でアメリカから輸入している県内の製紙業では、原料調達に日数を要する場合があるとのこと。また、現在の日韓関係を考慮した場合、急な就航の変更や停止といったケースも想定する必要があります。

一方で、来年3月には高知新港に新たな大型のガントリークレーンが設置される予定で、これまで受け入れが厳しかった大型貨物船の受け入れが可能になるとのことで、今後は韓国以外の定期航路の開拓も視野に入れることも必要ではないかと考えます。

今後のコンテナ貨物取扱量の増加に向けて、新たな航路開拓は効果的であると考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

高知新港では、本年も数多くのクルーズ船が寄港し、高知市内などでは多数の外国人観光客を見かける機会がふえました。

今後も順調にクルーズ船の寄港は続くものと予想されますが、船会社からの声として、エアフェンダー、いわゆる船の舷側から、空気の入ったゴムのようなものですが、これの整備を求める声があります。既存の防舷材による接岸では、船体への着色の問題や、クルーズ船は両舷がほぼ垂直となっており船体と岸壁の距離が近いため、乗客の乗りおりにおいて階段が急となって、安全性確保の観点などから要望があるとのこと。

エアフェンダーの整備により安全性が高まることで、より寄港しやすくなるといった声もあ

ります。また、防災面から見て、南海トラフ地震の発生時においては、船体の両舷が急角度になっている自衛艦などを初めとする各種船舶が接岸する利便性が高まるとのことです。

高知新港へのエアフェンダーの整備について土木部長にお伺いをいたします。

次に、教育に関して。

まずは、道德教育についてお伺いします。道德を定義するのは非常に難しいと思いますが、一つの定義の仕方として、歴史の中で生まれ、地域で共有された価値といったものではないでしょうか。

現代の教育が科学重視になっている中で、科学とはある意味トレードオフの関係にある道德を教科化する意義は非常に重要であります。また、高齢化や社会の一体感が薄れていく中で、地域共同体が辛うじて残っている現在の日本において、教科として学校教育の中で取り入れる時期としては、最後のチャンスではないかと考えます。

小学校においては昨年度から、そして中学校において本年度から、特別の教科道德が始まりました。道德科が目指すものとして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と同様に、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うこととされています。既に始まっている小学校では、地域や学校、子供たちの実情に応じて、工夫しながら道德の授業を行っています。

中学校での取り組みも同様であると思いますが、特別の教科道德について、これまで現場はどのような状況にあるのか、また今後どのように充実していくのかを教育長にお伺いします。

次に、県立高等学校再編振興計画についてお伺いします。生徒数の大幅な減少への対応などから策定された同計画ではありますが、本年度は、再編振興を実現するための具体的な後期実施計画の開始年度となっています。

前期実施計画において、高知西高等学校と高知南中学校・高等学校の統合、そして須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合がなされました。後期においては、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合を予定しております。

前期における両校の統合までの経験をどのように今回の統合に向けて生かすのか、教育長にお伺いします。

私の地元須崎市では、旧須崎高等学校の校舎や体育館、グラウンドなどの跡地に対して、各種団体から利活用の要望の声が上がっています。津波浸水予測地域に位置していることから、跡地利用などについても多くの課題があるものと考えます。同じことは、高知南中学校・高等学校でも言えると思います。

両校の校舎など跡地利用に向けた現状と今後の方向性について教育長にお伺いします。

また、須崎総合高等学校では、野球部が現在も旧須崎高等学校のグラウンドを利用しています。当初、統合に当たって、須崎総合高等学校に隣接する形でグラウンドの整備案が示されていきました。統合当時、卒業生のOB会などからは、通学路やグラウンドを含めて、これらの整備といったものに対して強い要望が出されていました。

新たな通学路も含めた今後の施設整備について教育長にお伺いします。

次に、県立高等学校の食堂についてお伺いします。現在、特別支援学校を除く県立高等学校35校のうち、19校に食堂が設置されています。法人によるものが13校、個人によるものが5校、組合によるものが1校であります。

平成23年度以降において、室戸、安芸、高岡、高知海洋、清水の5校において食堂が廃止されています。主な廃止理由としては、生徒数減少による経営の悪化を挙げています。また、山田、高知東工業、高知南、高知工業、春野の5校に

において事業者が撤退した後、他社が参入または交代をしています。夏休みなどの営業できない期間が多く、パートさんなどの確保も難しいことから、食堂経営は厳しく、今後も撤退や廃止されることが予想されます。

子供たちの学習・生活環境を考える上で、県立高等学校の食堂の維持に向けた対策が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

教員の多忙化対策としての小中学校への校務支援システムの導入についてお伺いします。システム導入の効果として、教員に生まれた時間や労力を児童生徒と向き合う時間に当てることができ、教育の質の向上が図られるとしています。また、教員の働き方改革につながるとともに、災害時の生徒情報の滅失防止にもつながります。しかしながら、県内市町村においては、導入に要する経費とともにランニングコストの負担に関して、導入に対し消極的な意見があったと聞いています。

市町村の校務支援システムの現状と今後の市町村に対する支援について教育長にお伺いします。

最後に、高齢者対策に関して幾つか質問をさせていただきます。

ことしに入っても、池袋での親子が死亡した事故を初めとする高齢者ドライバーによる運転事故が数多く報道されています。高齢者ドライバーに対し、運転免許証の自主返納を促すような内容の報道も見かけられます。しかしながら、中山間地を多く抱える我が県において、免許証の返納は高齢者にとって、生活必需品の購入や病院への通院が困難となり、すぐさま生活に支障を来すこととなります。中山間を初め、高齢者世帯や独居世帯が多い我が県において、免許証を保持していくことは生活にとって必要不可欠であります。

平成29年3月に、道路交通法の改正により、

高齢運転者の免許更新時における講習制度が見直されました。改正された講習制度では、70歳以上75歳未満の高齢者が運転免許証の更新を行う際には、双方向型の講義や実車訓練など、2時間の高齢者講習を受講することとなっています。そして、75歳以上の高齢者は、まず認知機能検査を受けて、その後、認知機能検査の判定結果により分類され、それぞれの分類ごとに高齢者講習を受講することとなっています。

認知機能検査及び高齢者講習は2回に分けて、受講機関である指定の自動車学校で行われます。地域によっては、自動車学校まで3時間以上かけて2度行く必要があることから、自動車学校で聞いた話によりますと、途中で事故に遭ったり、また帰り道に迷ったりと、そういった高齢者も少なくないとのことでもあります。そのような状態で運転することが適切なのかといった問題はありますが、先ほども申し上げたように、運転免許証がなくなれば即座に生活に窮することとなります。

高齢者講習は実車訓練があることから、自動車学校で受けなければなりません。認知機能検査については受検場所を、例えば各警察署で行うなど、高齢運転者にとって利便性を考えてもよいのではないのでしょうか。

今後の認知機能検査における受検場所や体制整備について警察本部長にお伺いします。

運転免許証を返納するなどした高齢者にとって、生活の足としての地域の公共交通機関が重要になります。国が公共交通に関して推進している主要な施策の一つに、地域公共交通網形成計画の作成があります。これは、平成26年度に成立した改正地域公共交通活性化再生法において打ち出された施策で、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築するための計画を、地域の実情に応じて作成しているものであります。

嶺北、また東部において、高知県内各地域において地域公共交通網形成計画を作成していますが、計画の実効性をどのように高めていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

最後に、最近多くの高齢者の方々からお悩みのお声をいただいております。まずは、県道を中心にトンネルの照明が暗いといった声であります。トンネルの照明灯は、道路照明施設設置基準に基づき設計速度やトンネルの延長などに応じて設置していますが、高齢者にとっては暗く感じるということです。高齢者が多く住む中山間地ほどトンネルが多く、高齢者が安心感を持って通行できるためにも、明るさの確保は必要だと考えます。県内のトンネルにおいては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用してLED化を進めていると聞いてはおりますが、早急に対策が求められます。

また、同じく、道路区画線が薄くなり、また消えているといったところも多く見られ、高齢者の方々が中央線を越えて運転をしている、そういった状況を見かけるといった声も多く聞かれます。中山間地域の道路においては、区画線が視線誘導の役割を担っているところも数多いわけでありです。

トンネル照明のLED化や区画線については、高齢化が進む本県の道路利用者の安全・安心の通行に資する施策であるため、これらの取り組みをしっかりと進めるべきだと考えますが、土木部長にお伺いしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内健議員の御質問にお答えをいたします。

まず、就任当初に苦心した点や、これまでの県政運営を振り返っての評価についてお尋ねがございました。

この12年間を振り返りましたとき、まず就任

当初に私が最も苦心したのは、県勢浮揚に向けた体制の整備、すなわち県勢浮揚を可能にする政策群をつくり上げていくことでありました。当時は、経済の活性化や中山間対策の充実強化などに向けた構えが、必ずしもできているという状況にはなかったと私には思えたことから、県民からいただいたお知恵をもとに、職員とも議論を重ねながら、新たな政策群を一からつくり上げていくということに大変苦心したところでもあります。

また、南海トラフ地震対策を、最大34メートルの想定津波高に備えるよう抜本的に強化することにも大変苦心いたしました。当時の想像を絶するような想定津波高に対して、いかに県民と県土を守る抜本対策を講じていくかについて、職員とともに苦勞しながら考え抜きましたことが思い起こされます。あわせて、この震災想定へのダメージは、ただでさえ厳しい県経済状況に大きなマイナスダメージを与えるほか、県民の心理を全体的に非常に後ろ向きにしてしまうことも懸念されたところでありまして、スピード感を持って震災想定への対抗策を講じることが重要だと覚悟を決めて取り組んでまいりました。

さらには、議員のお話にもありました、県中央地域における公共交通機関の再編や談合問題への対応を初め、高知競馬の経営再建、医療センターの企業団による運営への移行、県土地開発公社の保有地に係る債務処理、香南工業用水道の本格稼働、さらには新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備など、長年にわたる懸案課題にも真正面から取り組んでまいりました。

このように、この12年間は、悩み考え抜いた12年間でありました。厳しい判断が求められる場面も多々ございましたが、多くの県民の皆様、県議会の先生方、県職員に支えられ、御協力を賜ってまいりました。

私に対する評価につきましては、今後県民の

皆様に御判断いただくことになると思いますが、一つ申し上げさせていただくとすれば、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、課題から逃げずに、がっぷり四つに真正面から取り組んだこと自体は、私として自負するところであります。

次に、後継の知事にどのようなことを期待するのかについてお尋ねがございました。

今後の県政を考えますとき、今まさに上昇傾向にある、県勢浮揚に向けた勢いをここでとどめることなく、引き続き伸ばしていくことが必要であると私は考えております。すなわち、これまで産業振興計画などさまざまな施策を10年以上にわたり展開してまいりました結果、本県のGDPはプラス成長に転じ、1人当たり県民所得も全国を大きく上回る16.3%増となるなど、県勢は明確に上昇傾向に転ずるようになってまいりました。一方、上昇傾向にあるとはいえ、いまだ残る中山間地域の窮状や、1人当たり県民所得の絶対水準が全国の83.3%にとどまるなど、多くの課題が山積をしております。その解決に向けては、地産外商を軸とした産業振興計画や南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県構想など、今の政策群を継続、強化し、さらに発展させていくことが求められるものと考えているところです。

次期知事に対しては、以上申し上げた取り組みをぜひ進めていただけるよう期待申し上げます。また、その際には大きな時代の流れを捉えて、これを本県の追い風とするような施策を講じたり、さまざまな力を外部から取り入れるべく取り組んでいく必要があると考えております。

例えば、2025年に開催が予定されている大阪・関西万博と連動した経済活性化策を講じたり、現在世界的に広がりつつあるIoTやAIなどの最先端のデジタル技術の革新の波を捉えて、

新しい産業創出や地場産業の高度化などを進めていただくことなど、新たな取り組みも視野に入れながら、県勢浮揚をなし遂げていただきたいと考えております。

次に、一緒に仕事をしてきた県庁職員に対する私からの言葉についてお尋ねがございました。

私は、知事に就任して以来12年間、県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、さまざまな対話を通じてお知恵を賜る、対話と実行を重ね、それらを踏まえて立案した施策をスピード感を持って実行するとともに、PDCAサイクルを回して、よりよい施策となるよう不断の見直しを行うことを徹底してまいりました。産業振興計画を初めとする県勢浮揚を目指す取り組みにおいて、ささやかなりとも一定の成果を上げることができたのは、関係者の方々とともに、県庁職員の皆さんが課題に正面から向き合い、懸命に頑張っていたからこそだと考えております。

この間、行財政改革の取り組みの推進により200人程度職員数が減少し、より効率的な行政運営が求められるとともに、取り組めば取り組むほどさらに難易度の高い課題に直面するなど、職員の皆様には御苦勞も多かったことと思います。私からは、そのような中においても、所属の仕事のミッション、意義や、それを実現するための道筋を共有することでモチベーションを高く維持することが重要であると、何度も申し上げてまいりました。そのような意識のもと、職員の皆さんにはモチベーション高く頑張っていたものだと考えております。

実際に昨年、仕事の量と職場の支援の状況に係る職員アンケートをもとに、健康リスクについて分析を行ったストレスチェックの数値を見ると、全国平均を100とした場合に高知県庁は77にとどまるという良好な結果が出ているところでもあります。

職員の皆さんとは、時には夜遅くまで議論を

重ね、ともにさまざまな施策を練り上げ実行していく中で、やればできるという思いを分かち合っていました。12年間の取り組みで得られた成果を職員の皆さんとともに喜び合いたいと思うとともに、心から感謝し、敬意を表したいと考えております。

職員の皆様には、引き続きさらなる県勢浮揚に向けて頑張ってくださいと考えておりますし、私もどのような立場であれ、その取り組みを応援してまいりたいと考えているところで

す。重ねてになりますが、まだ私の任期満了まで2カ月余り残っておりますが、この12年間本当に職員の皆様にはお世話になりました。心から感謝を申し上げたいと思います。

次に、安全保障に対する所見についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障の環境を見ると、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射や核実験、中国による海洋進出や軍事力の拡大、さらには領土問題等の不安定要素、保護主義による貿易摩擦があるなど、問題が多様化し厳しさを増しており、特にアジア太平洋地域において緊張が高まっている状況にあります。

政府の最も重要な責任は国民の命と平和な暮らしを守り抜くことであり、その責任を果たしていくことが安全保障の根幹であります。我が国の平和と繁栄を確固たるものとしていくためには、まず平和外交を一層強力に展開していく必要があると考えておりますが、あわせて我が国を取り巻く現実を直視して、安全保障の基盤を強化しなければなりません。

これまでに直面したことのない安全保障環境の中で、我が国の安全保障については、我が国自身の外交努力や防衛力のほか、日米安全保障体制、国連を中心とした国際社会との協力を組み合わせることで確保されるものと考え

ております。我が国の安全は、我が国一国では守ることができず、国際協調によらなければならないという状況にあります。とりわけ、日米安全保障条約に基づく安保体制は、我が国の安全保障はもとより、アジア太平洋地域の安定化にとっても極めて重要であると考えております。日米両政府が努力を続けることにより、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は強固なものとなっており、このことは地域の平和と安定に寄与していると考えております。

政府には、アジア太平洋や世界の平和と繁栄のために、今後とも同盟国や諸外国と緊密に連携していただきたいと考えており、また政府もそうした考えだと認識をしているところでございます。

次に、民営化や規制緩和を進める新自由主義的な考え方では、東京一極集中の是正と地方創生の実現は厳しいのではないかとのお尋ねがありました。

私は、東京圏と地方とが対立するのではなく、東京圏と地方がそれぞれの強みや特色などを生かしてともに発展し、多様な個性を持つ日本をつくっていくことこそが、東京一極集中の是正と地方創生の実現を両立させる道ではないかと考えております。

東京圏においては、日本の国力の向上のためにも、世界と闘い、常に進化する都市であり続けることが必要不可欠であります。そのためには、我が国の国際競争力を高め、海外から投資やすぐれた人材を呼び込んでくることが重要であり、国においては、積極的な政策展開に加え、民間の活力を最大限に生かす大胆な規制緩和や民営化をさらに進めていくことが重要であると考えております。

他方で、東京圏だけが発展し地方が衰退すれば、地方の若者が出生率の低い東京圏にさらに流出し、我が国全体の人口減少が加速するなど

といった事態を招くこととなります。これを防ぐためには、世界と競争する東京圏に負けない魅力を地方が持つこととなるよう、地方において、世界と闘う地場産業をさまざまにつくり上げていくことが大事だと考えるところです。

近年、地方においては、アベノミクスの後押しを受け、雇用や経済状況が改善するなど明るい兆しが見え始めておりますが、多くの企業が集積する東京圏はそれを上回るスピードで発展しており、地方と東京圏との格差はむしろ広がり、東京一極集中は加速している状況にあります。こうした状況を克服し、地方への若者の定着を促すためには、第1次産業など地方の持つ本来の強みを生かし、世界で競争することができる地場産業を地方において創出することが何よりも重要であります。そして、こうした取り組みを特に中山間地域において展開することにより、本県のような地方の本来の強みの源である中山間地域にこそ若者が定着できるようにしていかなければなりません。

これをなし遂げるためには、本県のように小規模で零細な事業者が多く、また産業や技術の集積が少ない地方では、規制緩和や民間活力のみでは難しく、行政の役割が大変重要になると考えております。具体的には、新たな分野を切り開くといったスタートの段階では、行政が前面に立ち施策を推進する必要もありますし、行政みずからが民間の皆様の参画を促すプラットフォームをつくり、参画した民間の潜在力を引き出すために積極的にサポートすることも必要であります。

このため、本県では、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、産業振興計画において、こうした点を特に重視して進めてきたところがあります。とりわけ、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトのように、地場産業とデジタル技術の融合、発展を生むプ

ラットホームをさまざまな産業分野で構築し、地方においてイノベーションを数多く生み出すことが、地方創生をなし遂げる上で大変重要だと考えております。

このような形で、世界と闘うことができる、競争できる地場産業を全国各地で創出するとともに、田舎でも都会と同等の暮らしの質を提供することができれば、地方と東京圏の格差が縮まり、多くの若者が地方に残ることを選択するようになり、ひいては東京一極集中の是正と地方創生の実現につながるものと考えております。

国においては、地方創生推進交付金などにより、地方の創意工夫を凝らした取り組みをこれまで以上に後押ししていただくとともに、真の地方創生の実現に向けて、地方の力を生かす総合的な支援策を息長く展開していただくことを期待しております。また、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gなど地方の振興に不可欠なインフラの整備促進についても、中山間地域も含め、大いに後押ししていただきたいと願うものであります。

最後に、経済成長と財政健全化についてお尋ねがございました。

我が国が直面するさまざまな課題に対応していくためには安定した財政運営が必要であります。財政規律を重視する余り、予算を縮減することのみにとらわれることがあってはならず、真の経済成長を実現する施策であれば、ちゅうちょなく先行投資を行うことが重要と考えます。また、少子化対策や防災・減災対策など、一時的に予算は必要となるものの、早期に取り組みを進めることで将来の財政負担の大幅な軽減にもつながる施策についても、しっかりとした予算措置を行う必要があると考えております。

一方で、現在国と地方の長期債務残高は1,000兆円を超えておりますことから、無駄な歳出を徹底して削減することや、新たなデジタル技術の

活用による行政の抜本的な効率化、QOLの向上と両立させる形での社会保障費の適正化などの取り組みも必要だと考えております。

今年の骨太の方針においても、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもと、新経済・財政再生計画の実施だけでなく、成長戦略実行計画や地方創生などを推進することにより、2020年ごろの名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指していく方針が示されております。

私としては、無駄な歳出の削減、デジタル技術の活用などによる行政の抜本的な効率化、さらには、支える力を強くし、QOLの向上とも両立させる形での社会保障費の適正化などに取り組んでいくことに加えて、防災・減災対策など将来の財政負担の軽減にもつながる施策、さらには我が国にとって真の経済成長をもたらす施策への先行投資などを実行していく。こうした、単年度主義にとどまらない、中長期的な視野を持った複合的な取り組みを進めることで、経済成長を図りつつ財政健全化につなげていくことが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 尾崎県政12年間についての感想についてお尋ねがございました。

私は尾崎県政発足後、総務部副部長、産業振興推進部長、副知事として、知事とともに仕事をさせていただきました。

この12年間の感想ということですが、まず第1に、知事の仕事に対する姿勢、熱意でございます。経済の活性化を初めとする5つの基本政策や、中山間・少子化対策等に真正面から立ち向かい、必ず目標を達成するという強い意志のもと、一歩たりとも歩みをとめることがなかった12年間だったと思います。時代の流れに敏感に、新たな課題に対してはすぐに次の手を打ち、

ハードルを越えていくという姿勢を貫き、類いまれなるリーダーシップを発揮されたと感じております。

第2には、職員の意識や仕事への取り組み方の変化です。知事就任当初、職員の間で、今度の知事、結構きついぞという声もちらつき、ざわざわとした雰囲気もありました。しかしながら、議論に議論を重ね、県民のために成果を求めていく知事の姿勢を受けて、職員の意識は着実に変化をし、県民の皆様丁寧に説明しながら積極的に仕事を進めていくようになりました。県勢浮揚に向けて、県民の皆様との対話を通じ、スピード感を持って仕事を進めていく姿勢を職員が共有できたことは、これからの県政運営における大きな財産になるものと考えます。

職員のたゆまぬ努力と県民の皆様からの御意見、お力添えもあり、この十数年間、さまざまな経済指標に見られますように、県勢は上昇傾向にあると言えます。しかしながら、本県にはまだまだ多くの課題が山積しています。このため尾崎知事退任後も、これまでの12年間の取り組みを生かしつつ、今後とも職員とともに、官民協働、市町村政との連携・協調によりながら、現在の県勢浮揚の上昇傾向を継続していけるよう取り組んでいくことが必要であると考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 災害対策に関して、まず市町村の国土強靱化地域計画の策定をどのように支援していくのかのお尋ねがございました。

国土強靱化地域計画は、地域が直面する大規模自然災害によるリスクを明らかにし、その対策を計画的に推進するために策定するもので、南海トラフ地震対策にもつながるものと考えております。

これまで、市町村に対しては、担当者会やブ

ロック別の課長会を通じて地域計画の策定について働きかけを行うとともに、策定に要する費用について支援を行ってきましたが、多くの市町村で策定できていないのが現状です。

こうした中、国は、地域計画の策定と地域の国土強靱化の取り組みを一層促進させることを目的に、防災・安全交付金等の34の交付金、補助金について、地域計画に基づき実施される取り組みまたは明記された事業に対し、来年度以降重点配分することを決定し、令和3年度には地域計画への位置づけを交付要件とすることも検討しています。加えて、府省庁ごとに配分方針を事前に公表し、重点配分状況について実績を取りまとめ公表する見える化も実施されることとなりました。

県としましては、市町村における地域計画の策定を進めるため、まずは11月に国と合同で、昨年12月に改定された国の基本計画や、ことし6月に改定された国の地域計画策定ガイドラインについての説明会を開催することとしています。また、県の地域計画について本年末をめどに改定し、市町村の計画づくりの参考としていただくとともに、地域本部等による助言や財政支援を行うなど、市町村が早期に計画策定できるよう取り組んでまいります。

次に、豪雨災害対策推進本部の1年間の取り組みの状況や見えてきた課題についてお尋ねがありました。

昨年9月に立ち上げた豪雨災害対策推進本部において、豪雨や台風への事前対策を、これまでの間、全庁を挙げて大きく3つの方向性で進めてきました。

まず1つ目として、豪雨災害によるダメージを取り除いて、後の大きな被災を防止するよう進めてきました。特に河川に堆積した土砂や流木の除去は、予算を増額して対応を加速してきております。

次に2つ目として、豪雨災害に備えるためのインフラが未整備となっている箇所の整備を強化してきました。具体には、本県が政策提言して実現した中小河川の治水対策や、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の事業を最大限活用し、予算を大幅に増額するなどして対応してきております。

3つ目として、ソフト面での対応強化も非常に大事だと考え取り組んできました。例えば、本県がこれまでの災害対応の経験で培った実践的な時系列での行動を、高知県災害対策本部タイムラインとして本年4月に取りまとめました。各部局ではこのタイムラインをもとに、先を見越した事前の準備を行うなど、早目早目の対応を行っております。

こうした中見えてきた課題としては、まずインフラ面では、3か年緊急対策による集中投資で整備が加速するものの、十分に形成されるには言いがたい状況にあります。防災のために有効なインフラ整備が継続的に進むよう、予算面で工夫するとともに、継続的に国に働きかけることが必要だと考えております。

また、ソフト面での課題としては、県民の皆様に避難意識をいかに高めていただくかという点が挙げられます。県民の皆様には、みずからの命はみずから守る意識を持っていただき、県や市町村は、県民の皆様が適切な避難行動をとれるよう全力で支援することが必要だと考えております。

県では、県民の皆様に向けた啓発・広報活動や防災情報の充実に取り組んでおり、例えば、大雨のときに命を守るための行動を5つのお願いとしてSNSや動画サイトで周知したり、防災情報をリアルタイムに提供するためのアプリの開発や、河川の水位計の増設も行っているところです。

今後も引き続き、本県全体の防災・減災能力

を上げていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトの取り組みによってどのような効果が期待されるのかのお尋ねがございました。

これまでの次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みでは、ハウス内の温度やCO<sub>2</sub>濃度などの環境データに基づいて栽培管理を見直すことで収量や品質を高める技術の確立を図ってまいりました。

昨年度から取り組みをスタートしましたNext次世代型こうち新施設園芸システムでは、農業分野でのSociety5.0を実現していくため、I o P——インターネット・オブ・プランツのコンセプトのもと、これまでの次世代型の技術にAIやIoTなどの先端技術を融合させて、さらに生産性や付加価値を高め、誰でも簡単に活用できる進化型のシステムとして確立することを目指しております。

具体的には、これまでの環境データや気象データの活用に加えて、集出荷場で日々得られる収量や品質等の出荷データや、画像解析で得られる作物の生育状況データ等のさまざまな関連情報を収集、蓄積し、AI等により解析し、有益な情報として生産者にフィードバックできるデータ共有基盤I o Pクラウドの構築と活用を目指しています。

この効果としましては、生産面では、さらなる栽培管理の最適化を図っていくことで、特に野菜が不足し高単価となる冬場の収量増の実現が、また販売面では、数週間先までの精度の高い出荷予測が可能となり、契約販売等による安定販売が期待されます。さらに、たくみのわざとも言われる篤農家の熟練の技術やノウハウが見える化することで、農業経験のない新規就農

者等でもたくみのわざの早期習得などが可能となることや、省力化のための機器やシステムの開発につなげていくことが期待されます。

こうした一連の取り組みを通じまして、本県の施設園芸農業の飛躍的発展と、地産外商にもつながる施設園芸関連産業群の創出、集積を目指してまいります。

次に、今後の環境制御技術の普及に当たっての取り組みについてお尋ねがございました。

環境制御技術につきましては、これまで県内各地に配置した14名の環境制御普及推進員による指導や、119カ所に設置をしている学び教えあう場での活動など、JAと連携し普及に取り組んでまいりました。その結果、増収増益につながる技術としての理解が進み、導入農家も毎年増加し、現在ナスやピーマンなど主要7品目で50%を超える農家の皆様に普及してきています。

環境制御技術の効果を実感した農家では、さらなる収量増のために、炭酸ガスの施用に加え、湿度管理や日射比例による水管理など、より高度な管理に取り組む農家が増加しており、統合的な環境制御を行う機器やシステムが求められる一方で、コスト面や操作面などに対する不安から導入をためらう農家の皆様からは、より安価で使いやすい機器等も求められています。今後、さらに環境制御技術を進化させ普及していくためには、簡易なシステムからより高度なシステムまで、さまざまな農家のニーズに合った研究開発が必要と考えています。

そこで、昨年度からスタートしたNext次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みとして、開発された最新の技術や製品を紹介するフェアや、研究者と機器メーカーに加えてIT企業も参加する情報交換マッチング会を開催する中で、農家の皆様の声を直接にお聞きしながら、研究開発を進めています。

こうした取り組みにより、それぞれの農家の

経営規模や所得目標に応じて最適な機器やシステムを幅広い選択肢の中から導入できるよう、開発と普及に取り組んでまいります。

次に、本県のスマート農業の取り組みについてお尋ねがございました。

農業の担い手の減少や高齢化が深刻化する本県では、水田の維持や担い手不足対策としまして、IoT、ロボットなどを活用したスマート農業を積極的に導入し、省力化や生産性の向上を図っていく必要があると考えており、中山間地域などの条件不利地域でこそ、その効果が発揮されるものと認識しております。

現在、県内でのスマート農業の導入に向けた取り組みは、本山町の水位センサーによる水稻の水管理の省力化、四万十町のドローンによる防除や直進機能がついた田植え機、ラジコン式草刈り機などを活用した水稻作業の省力化、土佐市のアシストスーツや掘り取り機によるショウガ収穫作業の軽労化、高知市のドローンによるユズ防除作業の省力化などがございます。

これまでの実証では、水位センサーにより水稻の水管理に要する時間が約25%削減されることや、防除作業にドローンを活用することによって作業時間が、ユズでは4分の1以下、水稻では10分の1以下と大幅に短縮されること、直進機能がついた田植え機では運転手の作業負担が軽減されることなどの効果が確認されております。

今後は、こうした実証を県内各地で積み重ねながら、省力化や生産性向上の効果が確認された技術につきましては、国や県の事業を活用して生産現場への導入を進め、中山間地域の維持・発展にもつながるスマート農業の早期の普及拡大を図ってまいります。

次に、新規就農者全体及び若手新規就農者の推移についてお尋ねがございました。

県では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目

指し、年間320人の新規就農者の確保を目標に、各産地が受け入れ体制を整備して新規就農者の確保・育成を図る、産地提案型担い手確保対策に取り組んでいるところです。こうした取り組みにより、本県の新規就農者数については、産業振興計画スタート前の平成20年度に114人であったものが、29年度は265人、30年度は271人と増加をしております。一方、新規就農者のうち49歳以下の若手新規就農者については、平成20年度に92人であったものが、29年度は216人、30年度は199人と増加はしたものの、近年は各産業で人手不足が顕在化する中、伸び悩んでいるところでございます。

農業者の減少、高齢化が進展する中、持続可能な地域農業の実現を図るためには、若い世代の農業参入を促していくことが重要であると考えます。このため県では、若い世代へのPR強化を図るとともに、研修体制の整備や資金面での支援など、農業に参入しやすい環境を整備することで、若い世代の農業参入の促進を図ってまいります。

次に、農業次世代人材投資事業の予算減額の影響及び今後の見通し、制度変更への対応についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

農業次世代人材投資事業は、農業を始める意欲と能力のある方に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付することから、本県の産地提案型の担い手確保対策などを推進する上で極めて重要なものとなっております。

本県での交付実績については、事業が創設された平成24年度から30年度までの7年間において、就農前の研修期間に最長2年間交付される準備型については202人が受給をされています。また、就農後の営農定着のために最長5年間交付される経営開始型については468人が受給され

ており、このうちの97%が定着しているなど、新規就農者の確保・育成に大きく寄与をしています。

こうした中、働き方改革も踏まえ、研修生がより安定した身分で研修に専念できる環境を整備することが必要との声が国に寄せられたことから、先進農家研修については、本年度から農の雇用事業に一本化され、準備型の支援対象外になるとともに、本事業の予算が昨年度と比べ削減をされました。

今回の本事業の見直しについては、先進農家研修が中心となっている本県の新規就農者の確保・育成対策に、より大きな影響を与えることが懸念されましたことから、見直しの情報を得た昨年12月以降、農林水産省と協議を重ねてまいりました。その結果、市町村やJA、県の出先機関等で構成される地域担い手育成総合支援協議会が研修機関となり、先進農家に研修生を派遣し実践研修を行うことで、準備型の支援対象として認められることとなりましたことから、この仕組みをしっかりと活用してまいりたいと考えております。

一方、予算の削減につきましては、他県と同様、本県においても、要望額に対して当初配分額が下回っていたことから、本年4月に予算の確保など国への緊急提言を行うとともに、各市町村とも調整しながら必要額を精査し、現在配分されている金額の範囲内で前期の申請に対して交付を行いました。

また、例年予算の執行状況を踏まえて国から後期に追加配分が行われることから、継続的に国に対して働きかけを行い、事業実施に必要な予算の確保に努めてまいります。

今後とも、国に対して農業次世代人材投資事業の継続及び必要な予算の確保を求めていくとともに、当該事業を活用することで、県内各産地の担い手となる若い世代の新規就農者の確保・

育成に努めてまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度の第5期対策に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

中山間地域における農業生産基盤の下支えとなる中山間地域等直接支払制度は、本年度が第4期対策の最終年度となっており、来年度から5カ年にわたる第5期対策に移行いたします。

現在の4期対策においては、初年度となる平成27年度に、農業者の高齢化や活動の取りまとめ役の不在といった理由から取り組みを断念または面積を大幅に減少した集落が多数に上り、本県では前年度の17%に当たる1,160ヘクタールの取り組み面積が減少したところです。

平成29年度に各集落に対して行いました5期対策に関するアンケート調査におきましても、議員御指摘のように、次期対策では取り組みの継続を断念する、または面積を減少させると答えられた集落が全体の約62%に上っており、5期対策の初年度となる来年度につきましても、取り組み面積が大幅に減少することが懸念されているところです。

このため、本年6月に開催されました国の、第8回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会の場におきまして、中山間地域における農地維持活動の厳しい現状を県として訴えてまいりました。国においては、こうした地方の実態を踏まえ、これまで集落が活動の継続をためらう要因となっていた、交付金の遡及返還に関する規定を見直すなどの制度改革が、今般の概算要求に盛り込まれたところです。

県としましては、本年度に入り、取り組みの継続が困難な集落等に対して、集落協定の広域化や事務支援の体制整備が進むよう、市町村とともに集落への働きかけを行っているところです。今後は、市町村や集落の代表に対して、5期対策に向けた制度改革の内容を周知するとと

もに、集落個々の実情を踏まえた対応策の検討などにより、取り組み面積が減少することなく5期対策に移行されるよう、市町村と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、農地を守る活動を行う組織に対する取り組みについてお尋ねがございました。

農業者の減少、高齢化が進む中、地域の農地を守っていくためには、個々の農家による農地の管理だけでは限界があることから、地域全体で農地を維持していく仕組みづくりが必要となっています。

このため、県では、国の日本型直接支払制度を活用し、地域で取り組む農地の維持管理や農業生産活動を支援することで、生活基盤をしっかりと下支えし、その上で、地域の核となる経営体である集落営農と中山間農業複合経営拠点が両輪となり、営農活動を行いながら、地域の農地を維持管理する取り組みを推進しています。

現在、県内の集落営農組織は平成20年度の130組織から224組織に、中山間農業複合経営拠点は平成27年度の4組織から21組織に増加しています。これらの組織が今後も地域の農地を守る活動を継続していくためには、収益性の改善や作業の効率化などにより、経営の安定化を図っていくことが重要となっています。

このため、県では、これらの組織に対して、収益性の高い園芸作物の生産拡大や、今後必要となってまいります省力化機械やIoTなどスマート農業の導入を、ソフト・ハード両面から支援しているところです。また、法人組織に対しては、経営コンサルタントなどの専門家が一貫してサポートする体制を整備し、経営改善に向けた事業戦略の策定からフォローアップまでを支援するとともに、経営管理できる人材の育成など、組織体制の強化にも取り組んでいます。さらに、地域内の複数の組織が連携して、農地の利用調整やオペレーターの確保、ライスセン

ターや農作業機械の共同利用などを進めていく組織間連携の取り組みも推進をしています。

今後も、こうした取り組みを進めることで、農地を守る活動を行う組織の強化を図り、持続可能な地域農業の実現につなげてまいります。

次に、農地中間管理事業のこれまでの実績と今回の法改正を踏まえた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の農地中間管理事業の実績については、平成26年度から30年度までの累積で560ヘクタールの農地を担い手に貸し付け、その結果、担い手への農地の集積率は25年度の19.6%から30年度には32.4%まで向上をしました。

こうした中、本年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部が改正され、人・農地プランの実質化の推進が法律に位置づけられるとともに、機構の活用促進を図るための制度改正が行われました。

人・農地プランは、地域の話し合いに基づき、地域における中心経営体や農業の将来のあり方などを明確化するものであり、農地中間管理機構が担い手に農地の集積・集約化を図る上でも重要なものです。一方、プランの中には農地の出し手、受け手が明確になっていないものも見受けられることから、今回の法改正では、農地の利用状況を地図化し、農地の集積・集約化の対象となる担い手を明らかにする人・農地プランの実質化を支援するため、市町村及び農業委員会が、農業後継者の確保の状況や農地所有者の利用の意向に関する情報の提供などの協力を行うこととされました。

また、機構による農地の借り入れと貸し付けについては、これまで集積計画と配分計画の両方が必要であったものが、市町村による集積計画のみで一括して権利設定を行うことが可能となるとともに、地域の話し合いによりまとまった農地を機構に貸し付ける地域に交付される地

域集積協力金について、中山間地域での要件が大幅に緩和されるなど、制度の見直しも行われました。

県としましても、各地域が行う人・農地プランの実質化に対し、市町村及び農業関係団体と協力して支援に取り組むとともに、今回の制度の見直しの内容や制度の積極的な活用について市町村や農業関係団体に周知を行うことなどにより、農地中間管理事業の活用を促進し、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

最後に、農福連携をさらに拡大していくための人材育成の取り組みについてお尋ねがございました。

県が本年1月に実施した農福連携の実態調査では、トマトの収穫やナスの袋詰め、ニラの調整といった農作業に、農家で191名、JA集出荷場で72名の障害者が従事されており、受け入れ農家からは、仕事が丁寧、なくてはならない人材と頼りにされております。

一方で、受け入れ経験のない農家では、障害者には複雑な作業は難しいという意識があり、また福祉事業所では、農業は作業内容がわからず踏み出しにくいといった意識がございますし、受け入れた農家からも、受け入れ当初は作業の指導方法や接し方に戸惑ったといった声も聞かれています。こうしたことから、農福連携をさらに拡大していくためには、農業と福祉の相互理解と、効果的なマッチングやフォローアップを担う人材の育成・確保が課題であると認識しています。

このため、まずは農福連携促進コーディネーターを配置し、農家と就労継続支援B型事業所とをマッチングする取り組みを開始したところです。また、フォローアップを担う人材につきましては、国の農福連携支援事業の活用も視野に入れながら、先進事例の調査や、農業・福祉両分野の専門家からの助言・指導などを通じて、

障害特性を踏まえた作業の指示、障害者への配慮事項などを農家にアドバイスできる人材の育成・確保に取り組んでまいります。

こうした農業と福祉のつなぎ役となる人材の育成・確保によりまして、障害者の就労促進と定着、農福連携のさらなる拡大につなげてまいります。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) 本県のスマート水産業の取り組みの現状についてお尋ねがございました。

就業者の減少が見込まれる中、漁業生産額を維持していくためには、担い手の確保とともに、効率的な生産流通体制へ転換していくことが必要です。このため、生産から流通までの各段階におけるIoTの活用などにより、水産業のスマート化を図る高知マリノイノベーションの取り組みを進めているところです。

具体的には、まず生産段階では、釣り漁業の操業を効率化するため、黒潮牧場にレーダーやソナー、魚群探知機を設置し、魚の集まりぐあいなど、漁業者が出漁の判断に活用できる情報を提供するシステムの構築に取り組んでおります。

さらに、水温や海流などのデータをもとにしたメジカの漁場予測や、キンメダイ漁の操業の支障となる潮流を予測するシステムの構築に着手しており、予測結果を試験的に漁業者の皆様提供し、御意見をいただいているところです。

また、定置網漁業に被害を及ぼす急潮については、既に室戸岬沖において発生予測が可能となっており、ほかの定置網漁場における急潮予測に取り組んでおります。

養殖業に被害を及ぼす赤潮については、漁業者が早期に対策を講じることができるよう、赤潮プランクトンの発生を微量な段階で検出し、その結果を漁業者の皆様提供しており、海洋

環境や気象条件などのデータとあわせて解析することで、赤潮の発生予測システムの構築を進めています。また、お話のありました養殖作業の効率化につきましては、民間事業者によるAIを搭載した自動給餌機の開発を支援してまいりました。

流通段階では、産地市場における作業の効率化を図るため、水揚げされた魚の計量や入札結果などのデータを自動で一元的に管理するシステムの開発に取り組んでおり、本年度中に黒潮町佐賀の魚市場に導入するとともに、今後ほかの市場へも展開してまいります。

こうした生産から流通に至る一連の情報については、漁業者や流通事業者が共有できるプラットフォームを構築し、一元的に発信してまいります。今後も、このようなマリンイノベーションの取り組みを強力に進めることで、効率的な生産流通体制の構築を目指してまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

**○林業振興・環境部長(川村竜哉君)** 高知県におけるスマート林業の取り組みの現状についてお尋ねがございました。

スマート林業を推進するためには、議員のお話にありましたように、航空レーザ計測などにより森林情報の高度化を図り、林業事業者等とのデータの共有化などが重要となってきます。また、川下のニーズに応じた木材生産を行うための仕組みづくりなども重要な要素となります。

本県では、平成30年度に林野庁が実施しました航空レーザ計測データを活用して、路網整備に必要な地形解析や森林情報の高度化、共有化を図ることとしております。本年度は、香美市において、モデル的に樹種別の分布状況や資源量の把握など、詳細な解析をすることとしております。今後は、香美市のモデルをベースとして、県内全域の地形解析や森林情報の高度化、共有化を進めてまいりたいと考えています。こ

のにより、森林経営管理制度の円滑な運用に資するとともに、得られた地形情報や森林資源情報をもとにして、事業地の集約化や作業システムの改善など、森林施業の効率化や省力化を進めてまいります。

また、スマート林業の取り組みを活発化させるため、林業事業者や林業関連団体、市町村など行政機関を対象に講習会を開催し、ICTなど先端技術を取り入れた魅力のある林業を目指して、関係者の意識を高める取り組みを行っております。

さらに、将来的には、川上、川中、川下が連携して、ICTを活用したサプライチェーンマネジメントの構築が必要と考えております。このため、関係者の協議を進めていくための推進フォーラムを設立し、取り組みをスタートさせたところでございます。

今後も、スマート林業を推進するため、森林情報の高度化、共有化や、効率的なサプライチェーンマネジメントの構築などに取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

**○土木部長(村田重雄君)** まず、高知新港の今後のコンテナ貨物取扱量の増加に向けた新たな航路開拓についてお尋ねがありました。

高知新港の実入りコンテナ貨物取扱量は、昨年は、悪天候により寄港できなかったなどの理由から減少したものの、産業振興計画に取り組む前の平成19年と比較すると約1.7倍と着実に伸びており、地産外商や貿易の振興などの成果が港湾利用に反映されております。

現在、高知新港には、韓国・釜山港を中心とする2つの外航航路があり、また運航している韓国船社2社は事業統合を進めております。同一の港、同一の船社を利用する物流環境では競争性が働かず、コストの高どまりなどが懸念されることから、外航航路に多様性を持たせるこ

とが重要だと考えております。

特に東南アジア方面の航路開拓は、取引のある県内業者が多く、利便性向上や物流コストの縮減、県産品の競争力強化につながることから、最も効果的であるとと考えております。東南アジア方面の航路誘致に向け、コンテナ船社に対し、集貨に活用できる補助制度等について説明するなど、継続的にセールス活動を行っており、訪問した船社からは、貨物量を一定確保することが航路実現に必要であると伺っております。

県としましては、引き続き、高知新港を利用する貨物量の増加に向け、県内外の貨物の集貨や農林水産物の輸出拡大に取り組むとともに、新たな航路を想定した貨物の掘り起こしに向けた荷主との情報交換も積極的に行い、新たな航路開拓につなげていきたいと考えております。

次に、高知新港へのエアフェンダーの整備についてお尋ねがありました。

エアフェンダーは、接岸時の船体及び岸壁の損傷防止を目的として、船体と岸壁の間に浮かべる空気式防舷材です。必要に応じて岸壁に取りつけることができ、大型クルーズ船の寄港時などに、岸壁に設置されている防舷材の厚みを超えた距離を保持することが可能となります。

平成28年度には、大型クルーズ船社から接岸時の船体へのさらなる衝撃緩和などを理由に、エアフェンダーの整備要望がありました。整備内容を精査した上で、高知新港に設置している防舷材の性能を説明し、部分的に防舷材を追加することで船社と協議が調い、その後寄港に結びつけました。

また、大型の自衛艦の寄港に当たっては、必要に応じて自衛隊がみずから所有するエアフェンダーを運搬、設置しております。

今後、より大型のクルーズ船や自衛艦などの特殊な形状の船舶の寄港に当たっては、船社及び関係機関等と十分な協議を行い、安全で円滑

な寄港が実現できるよう、エアフェンダーの導入についても検討してまいりたいと思います。

最後に、トンネル照明のLED化や道路区画線の取り組みについてお尋ねがありました。

トンネル照明は、道路照明施設設置基準に基づき整備しており、これまで消費電力が少ないなどライフサイクルコストにすぐれた低圧ナトリウムランプを多く設置してきました。近年は、より消費電力が少なく、光の色が太陽光に近く、照らされた物の色を識別しやすいため、より明るく感じられるLEDランプの利用が拡大しております。県でも、これまで40本のトンネルの更新や新設の際にLEDランプを設置してまいりました。

現在、国では、昨年7月の西日本豪雨災害や、昨年9月の北海道胆振東部地震による電力不足を受けて、重要なインフラ機能を維持することを目的に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を進めており、トンネル照明のLED化もこのメニューに含まれております。このため県では、この対策予算を積極的に活用し、県が管理する204本のトンネルのうち、さらに117本の照明をLEDランプに交換するよう取り組みを進めております。

また、区画線の引き直しについては、国の交付金事業の対象となっていないため県単独事業で整備を行っており、定期的な更新はできていないものの、利用者からの要望や道路パトロールなどの結果により必要と判断される箇所について、順次整備を進めております。

今後とも、高齢化が進む本県の道路利用者が安全で安心して道路を利活用できるよう、トンネル照明のLED化や区画線の明瞭化などについて、国の施策も積極的に活用しながら取り組みを進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小中学校におけ

る特別の教科道徳の実践状況と今後の充実策についてお尋ねがございました。

小中学校で導入された特別の教科道徳の授業では、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、「考え、議論する道徳」となるよう転換が求められております。

県教育委員会では、特別の教科道徳への質的転換を図るため、平成27年度に道徳の授業モデルを掲載した道徳教育用指導資料集を作成、配付いたしました。また、平成27年度からの3年間で、各地域で道徳教育を牽引する道徳推進リーダーを39名育成し、研修会等において、それぞれのリーダーによる授業実践の報告や授業公開を実施してまいりました。さらに、平成30年度から10の小中学校において、「考え、議論する道徳」の授業づくりや評価のあり方についての研究を進め、全ての学校の道徳担当教員を対象に授業公開等を行ってまいりました。

これらの結果、それぞれの学校や教員に、これまでの道徳の時間と違った、子供たちが主体的に考える特別の教科道徳の授業イメージが定着しつつあり、授業の質的な改善が図られてきております。

今後は、学級担任以外の教員がより道徳授業にかかわりを持っていく工夫や、学校教育全体で道徳性を育てる取り組み、家庭や地域と連携した道徳教育の実践等をさらに推進していく必要があります。

このため、道徳科授業づくり講座として、教員が主体的に「考え、議論する道徳」のあり方、かかわり方を学習する機会を各地域で多く開催していくとともに、各学校の道徳の授業づくりについて、各教育事務所による指導・支援も充実していくこととしております。加えて、特別の教科道徳の授業を各教科と関連させながら年間を通して発展的に実施されるよう、指導内容

や方法をまとめた冊子を作成し、校内研修などで確実に活用することで、授業の質をより一層高めてまいります。

次に、県立高等学校再編振興計画の前期実施計画における経験をどのように後期実施計画の統合に向けて生かすのかのお尋ねがございました。

学校の統合につきましては、学校関係者の皆様はもちろん、将来高校生となる子供たちを初め、広く県民の皆様にかかわる重要な問題であり、前期実施計画の策定時には、統合対象校や校名などについて検討過程などの事前の説明が十分にできていなかったことなどから、関係者の皆様に混乱を招いてしまったという反省点がございました。

そのため、後期実施計画の策定に当たっては、市町村長や教育長、学校関係者を初めとする地域の皆様の声を直接お聞きするため、県教育委員がそれぞれの地域にお伺いして、公開の教育委員会協議会を18回開催いたしました。この中で、学校関係者の皆様に丁寧に御説明し、御意見を伺いながら、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合についても御理解をいただき、統合後の校名について安芸中学校・高等学校とすることで御了解をいただいているところです。

両校の統合に向けて、この4月からはそれぞれに副校長を配置し、両校と県教育委員会事務局で準備会を立ち上げ、教育目標や教育課程を初めとした教育の内容、校章や校歌、制服の取り扱いなどについて検討を始めております。今後、来月には制服の取り扱い、また令和3年度までには校章と校歌の取り扱いについて、両校の学校関係者の御意見を丁寧にお伺いした上で、県教育委員会として決定してまいりたいと考えております。また、統合する学校の施設整備につきましては、両校と協議を行いながら、令和

5年度に予定しております開校に向けて、県東部地域の拠点校としてふさわしい施設となるよう取り組みを進めてまいります。

統合した新しい安芸中学校・高等学校が、県東部地域の拠点校として活力ある学校づくりを推進し、地域の小学生、中学生とその保護者から進学を希望される学校となるとともに、両校の学校関係者の皆様を初めとする地域の方々から信頼される学校となるよう、両校と県教育委員会がしっかりと連携して取り組んでまいります。

次に、旧須崎高等学校等の校舎などの跡地利用についてお尋ねがございました。

ことし4月に開校しました須崎総合高等学校は、体育館の新築や校舎の増築に伴いグラウンドが若干狭くなりましたことや、統合により部活動数も増加したことから、グラウンドを整備するまでの間十分な練習環境を確保するため、野球部など一部の部活動が、津波避難場所や避難経路の確認を徹底した上で、旧須崎高等学校のグラウンド、テニスコート等を使用しております。また、これらの施設を部活動が使用していない場合には、ことし4月から、須崎市を通して、スポーツの振興や社会教育の振興のために各種団体に御利用いただけるようにしております。

現在、本館などの校舎部分に残っている備品等については、有効活用するために、須崎総合高等学校やその他の県立学校への搬出作業を適宜進めているところでございます。須崎市におきましては、来年度以降旧須崎高等学校の本館を含めてさらなる利活用拡大の意向があり、現在須崎市において具体的な検討が進められているとお伺いしておりますので、備品等の搬出作業を本年度中に完了させ、須崎市との協議を進めてまいりたいと考えております。

他方、高知南中学校・高等学校につきまして

は、現在中学1年生から高校3年生までの生徒が在籍しており、令和2年度の入学生が中学校と高等学校の最後の入学生となります。その生徒たちが卒業する令和4年度末まで、学校として校舎等を使用してまいります。

統合が完了します令和5年度以降の校舎及びグラウンド等の利活用につきましては、同校が高知市の避難所として指定されていることから、高知市の御意見もお伺いしながら、災害時などの安全が十分に確保できる範囲において、県教育委員会で検討することに加え、知事部局や県警などの関係機関にも意見を聞きながら、活用等について検討してまいりたいと考えております。

次に、須崎総合高等学校等における新たな通学路を含めた今後の施設整備についてお尋ねがございました。

須崎総合高等学校については、県立高等学校再編振興計画の前期実施計画において、教育環境の充実のため、グラウンドの整備なども検討することとしているところです。

このグラウンドの整備に当たりましては、学校へ向かう道路の道幅が狭く、工事車両の通行による粉じんや振動など周辺住民の方々への影響が予想されますことから、県と須崎市との連携のもと、須崎市が整備を計画している、学校への新たな通学路ともなる須崎市道を使用することを想定しております。このため、グラウンドの整備については、市道の整備に向けた取り組みの進捗状況を考慮しながら、市道の完成後速やかに実施できるよう、学校の意向確認など事前の検討を進めていきたいというふうに考えております。また、市道につきましては、現在須崎市において、整備に向けた地質調査等の取り組みを進めていただいております。

引き続き、須崎市と連携して、地域の方々のご意見にも十分配慮しながら、須崎総合高等学

校の教育環境の充実に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、県立高等学校の食堂についてお尋ねがございました。

高等学校の食堂は、法令上、設置を義務づけられているものではありませんが、文部科学省が示している、学校施設の整備に際し必要な留意事項を示した高等学校施設整備指針においては、学校が生徒の生活の場でもあることから、食堂は標準的に備えることが重要なものとされております。しかしながら、議員のお話にありましたように、近年、運営事業者が撤退し、後継の事業者も見つからず、食堂が廃止となる学校が出てきております。

その背景には、学校の食堂がほかの公共施設の食堂と異なり、利用者が生徒や教職員に限られることや、営業時間が昼休みに限定されており、また夏休みなどの長期休業中は営業できないこと、価格設定が抑えられているといった制約に加えまして、生徒数の減少や、コンビニなど学校外で昼食を購入し持参する生徒が増加したことにより、経営が厳しくなっていることが考えられます。

これまでも、学校では食堂の存続に向けて、生徒、教職員に食堂の利用を呼びかけたり、県教育委員会としましても、建物の使用料や共益費などについて可能な範囲で負担軽減策を実施してまいりましたが、食堂維持に向けてはさらなる対策が必要だと考えております。

一つの例といたしまして、生徒数400人規模の高等学校では、1日当たり160人程度の利用がないと経営が成り立たないといった具体的な数字も食堂事業者から伺っております。今後、こうした食堂事業者の状況や要望もお聞きしながら、各学校に応じた具体的な対応策の実施に向けて、学校、PTA、生徒会代表などに事業者も加えた、食堂継続のための検討委員会の設置なども

検討してまいりたいと考えております。あわせて、県教育委員会としましても、PTAとの連携なども含めまして、食堂事業者の負担軽減策について、引き続き検討をしてまいります。

最後に、市町村立学校への校務支援システムの導入の現状と今後の市町村に対する支援についてお尋ねがございました。

児童生徒の出欠管理や成績処理など、市町村立小中学校の教職員が担うさまざまな事務の軽減を図る校務支援システムにつきましては、本年4月より業務削減効果を検証する効果測定重点校となる5校に先行導入した後、この2学期から高知市など26市町村、195校の小中学校において運用がスタートしております。来年4月には、統廃合が予定されている一部の学校を除き、全市町村の小中学校への導入が完了し、今後、教職員がどの学校に異動しても同じシステムを活用して効率的に業務を行える環境が整ってまいります。

導入当初は、各教職員が利用方法を習得し業務手順に順応する必要があるなど、一時的な業務負担が見られますので、全ての管理職や教員などを対象とした研修の実施に加え、システムに関する専用のヘルプデスクを設置し、各学校に混乱が生じることのないよう、しっかりとサポートに努めているところです。来年4月からの導入に向けて準備を進めている市町村に対しても、同様に丁寧なサポートを行ってまいります。

校務支援システムは、全国の市町村教育委員会の多くが、教員の働き方改革を推進するために導入を希望する一方で、多額の費用負担が課題となり取り組みが進まない現状を踏まえ、高知県では県が主導し、各市町村固有の様式なども統一しながら、同じシステムを全市町村が共同利用することで、負担軽減を図る全国のモデルとして一括導入を進めてまいりました。

システムの利用者は市町村立学校の教職員であります。構築経費については、県において、国の事業の採択を受け、国費の対象とならない経費はその半額を負担するなど、可能な限りの財政支援も行ってまいりました。また、運用経費に関しては、県が、代表して調達を行う中で、当初の計画から約3割の経費を削減するなど、市町村の運用コスト縮減にも積極的に取り組んできたところであり、各市町村の御理解も得て、本年4月には全市町村との間で費用負担に関する協定書を交わしております。

各市町村においては一定の費用負担が伴いますが、本システムの活用により教職員の業務の大幅な負担軽減が図られ、これに伴い生み出された時間を児童生徒へのきめ細かな指導に充てるなど、子供たちの教育のさらなる充実も図られますことから御理解をいただきたいと考えております。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 今後の高齢運転者の認知機能検査における利便性向上のための受検場所や体制整備についてお尋ねがございました。

現在、認知機能検査は、原則として全て、県下に11校ございます指定自動車教習所に委託しており、年間約1万8,000人の方が同検査を指定自動車教習所で受検している状況でございます。

ところで、この認知機能検査の対象である75歳以上の免許保有者であります。今後継続的に増加し続け、2030年には現在の約1.4倍になることが予想されているところであり、その検査体制をどのように整備していくかは、県警察においても重要な課題となっているところでございます。

こうした中、県警察では本年4月から、身体の障害などの理由により特別な補助を必要とする方、受検期限が迫った方で指定自動車教習所

での期限内の受検が困難な方などに限りまして、認知機能検査従事者の資格を取得した免許センター職員が免許センターまたは警察署等において認知機能検査を直接実施する運用を、試行的に実施しているところでございます。試行開始後、昨日までに、免許センター職員が18人の受検者の方に対しまして認知機能検査を直接実施しているところでございますが、その中には、身体の障害を理由とした方の受検のために室戸警察署へ、また期限切迫を理由とした方の受検のために宿毛警察署へそれぞれ免許センター職員を派遣して、認知機能検査を直接実施した実績も積んできているところでございます。

今後、こうした免許センター職員による認知機能検査の直接実施の試行の状況を分析、検証し、指定自動車教習所の受け入れ体制や、指定自動車教習所から遠方に居住する高齢者の方の利便性など、総合的に検討した上で、引き続き検査体制を整備しつつ、高齢運転者の負担軽減に資するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 県内の各地域で作成している地域公共交通網形成計画の実効性をどのように高めていくのかのお尋ねがありました。

議員お話のとおり、高齢化が進む中、地域の公共交通の重要性は今後ますます高まっていくものと認識しております。

県内では、現在11の市町村において、それぞれの地域の関係者が課題を共有し、その解決に向けた公共交通網の形成計画を作成しており、加えて嶺北地域や東部地域では、県の主導により、市町村をまたぐ広域的な公共交通網の形成計画を作成しています。それぞれの市町村ではこの形成計画を具現化するため、地域の方々や関係者の声を聞きながら、公共交通をより利用

しやすくする取り組みを協議しており、県も、その協議の場に参画し、支援策の活用方法についての助言や先進事例の紹介など、さまざまな支援を行っているところです。

このような形成計画に基づく市町村の取り組みによりまして、低床バスの導入や駅へのエレベーターの設置といったバリアフリー化の推進、コミュニティバスの導入に伴う路線再編や、結節点での乗り継ぎの改善によるネットワークの確保など、公共交通の利便性の向上につながっています。

県としましては、引き続き市町村に対し、課題解決に向けた財政的支援や他地域の取り組み事例の紹介などを行い、市町村との連携のもと、公共交通で移動しやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

○13番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁をありがとうございました。第2問は、特にはございません。

最後に、尾崎知事に対しまして、12年間、県勢の浮揚に向けて邁進されたことに心より御礼を申し上げます。

私は、やはり県経済——特に産業振興計画をつくったということが、県がこの縮小する高知県経済において手を携えていく姿勢が、県の経済のさまざまな指標の上昇につながったものだと思います。事業者において、事業計画をつくり、しっかりと予算を組んで、また実績と比較し、改めて計画をつくり直す。まさに県内の事業者にとって、なかなかなかった、PDCAをしっかりと回す、この仕組みができたのも、産業振興計画のおかげであったのではないかと思います。そして、そのための仕掛けとしまして、土佐まるごとビジネスアカデミーであるとか、そういったものを機能させながら、この県勢浮揚にしっかりとつなげてまいったところではないかと思っております。

最後に、知事はこの12年間の実績を携えて、国政挑戦の意欲を示されました。地方の実情を知る立場として、しっかりとそれらの声を今後、国政の立場に立たれたときには伝えていただきながら、国のため、そして高知県のため活躍されることを祈念いたしまして、私の一切の質問といたします。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時10分再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番石井孝君。

（28番石井孝君登壇）

○28番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井です。県議会議員として2期目の負託をいただきました。これからも、県民の皆様へ寄り添った身近で温かな県政をつくるためにこの会派県民の会の基本姿勢のもと、しっかりと奮闘してまいります。私自身、初の会派代表質問となります。知事初め執行部の皆様、よろしく願いをいたします。

初めに、今議会が最後となる尾崎知事の政治姿勢についてお伺いします。

先月21日、尾崎知事の4期目不出馬の会見により、県内に大きな波紋が広がりました。これまでの12年間の尾崎県政は、県民から高い支持を得てきました。全国知事会でのリーダーシップ、国への積極的な政策提言を行いながら、経済の活性化などの5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる政策として中山間対策の充実強化などを掲げてこられました。目標に対する

成果や各種の経済指標が、知事のすばらしい功績を物語っています。

また、4年間ではありますが、県議会議員として、知事の県政運営の手腕と魔法のような答弁を目に耳にしていまいりました。率直に知事の4期目に期待し、御指導を賜りたいと感じていただけに残念です。

新聞報道でもありましたように、7月の世論調査で約67%が尾崎知事の続投を望む結果でした。一方で、これまでの目に見える成果とその結果による評価から、国政への期待感を持つ県民の声も寄せられています。

もう一方では、12年前多くの政党や関係団体から推される万全の布陣から誕生した尾崎県政が、各政党や会派と一定の距離感で、対話と実行を基本に県民目線で県政運営を行ってきたにもかかわらず、自民党内で競合する山本有二衆議院議員との党内調整を経ないまま、次期の衆議院議員選挙に高知2区から自民党公認候補として立候補を目指すことを表明し、高知2区の広田一衆議院議員に挑む構図になったことを鑑みて、去就のあり方について、初心を忘れていないのではないか、人情的にどうなのかといった声もあります。

さまざまな波紋を広げた8月21日の記者会見は、まさに県政界には激震が走り、多くの県民が今後の行く末に関心を持つこととなりました。特に、御自身の後継者のPRと知事選挙への応援を力強く語った尾崎知事の発言には、私は違和感を抱きました。

後継者指名という強烈なトップダウンに、県民からも尾崎知事らしからぬとの意見もありますが、会見以降これまでの反響についてどのように感じていらっしゃるのか、知事にお伺いします。

これからの高知県も、引き続き課題先進県として多くの課題を克服していかなければなりま

せんが、会見において、秋の知事選には出馬せず国政挑戦を決意した、課題先進県の知事としての経験と東京時代の行政官の経験を生かし、国政をより地方重視にしていくために我が身をささげたいと語られました。

そこで、国政がより地方重視となれば県政施策がどのように進むと考えるのか、知事の御所見をお伺いします。

知事は、基本政策のさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策をスピード感を持って展開するとして県政運営に取り組みられました。それでもなお、尾崎知事をもってしてもこれまで進めることができなかった施策こそが、今後の県政の重要事項であり、懸案事項であると思います。

今議会の知事提案説明でも、任期の限り高知県知事として、新たな時代に向けて知恵を出し、汗をかいてまいる所存であり、残る期間、県勢浮揚に向けた歩みをとめることなく、職務に精励する所存と述べられました。

後継者の知事選の応援をするよりも、知事が12年間でなし得なかった事柄や現在挑戦している困難な課題への道筋を示し、新知事にしっかり引き継いでいただくことを残された期間で全うしていただきたいと願いますが、知事のお考えをお伺いします。

課題や懸案事項への道筋を示した上で尾崎知事が新たなステージで活躍されることを、県民は期待していると思います。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会についてお伺いします。

先日20日、ラグビーワールドカップが開幕しました。プールAの日本代表は、初戦を30対10でロシアに勝利しました。かたさが目立った、苦しみながらも勝利との見出しが出ておりました。次は、世界ランキング1位のアイルランドとの一戦です。格上のチームに対して正々堂々

と立ち向かい、善戦することを期待しています。また、高知県に事前キャンプに来ていただいたトンガ代表の今後の御健闘を心よりお祈り申し上げます。

来年には、東京オリンピック・パラリンピックも開幕予定であり、世界的なスポーツイベントの開催によって日本に注目が集まっています。開閉会式でのよさこい演舞の実現に向けた取り組みにも期待をしております。

高知県にも、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした海外チームの事前合宿に来ていただくこととなっています。誘致に御尽力いただいている関係者や、合宿中の通訳業務等の支援をしていただける、大学生を中心としたキャンプサポーターの皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。誘致に当たっては、高知県シンガポール事務所による仲介や、オランダとの友好園芸農業協定を生かしたもの、またカヌーなどは自然条件等の立地を生かした取り組み、さらには住民団体の交流をきっかけとしたものまで幅広く展開していただいています。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に向けたさらなる誘致の展望と、誘致をきっかけとした外国との産業や教育などさまざまな分野の相互交流を深めていくことも必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

来月から始まる消費税の増税についてお伺いします。

昨年度の国の税収は約60兆円、バブル期の1990年度の約60兆円をわずかに超え過去最高税収となりました。1990年と2018年の内容を比較すると、所得税と法人税を合わせて12兆円の減収に対して、消費税による増収が13兆円となっています。1,100兆円を超え毎年膨らみ続ける国の借金は一休いつまで続くのかとの不安の声や、毎年増大する社会保障費により、来月からの消費

税率2%の増税分である5.6兆円も、その半分の2.8兆円は借金返済、あとは教育・子育てに1.7兆円、社会保障に1.1兆円を充てることとなっていますが、すぐに財源不足になり、これまで繰り返してきたように、新たな消費税の増税議論と法人税の減税が始まるのではないかと不安の声もあります。

借金がふえ続け、消費税増税と法人税減税を繰り返してきたこれまでの国の財政運営について知事の御所見をお伺いします。

来月から始まる消費税の増税では、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を利用した消費者に対して、購入額の5%もしくは2%分をポイントやキャッシュバックで還元する期間限定の施策も実施されますが、還元の仕組みが多様であり、消費者や企業に混乱が生じないかといったことが懸念されています。

また、今回新たに食品などを8%に据え置く軽減税率が導入されることとなりましたが、複数の税率を管理していくためのレジスターの買い替えなどの体制整備や、同じ飲食料品であっても店内飲食では通常10%の税率が適用されることへの対応など、円滑な移行に向けて県内企業からの困惑の声も耳にしているところでございます。

そこで、円滑な制度移行に向けて、キャッシュレス決済のポイント還元事業や軽減税率の仕組みの周知など、これまで県内企業に対してどのように取り組まれてきたのか、また今後引き続きどのように取り組まれていくのか、あわせて商工労働部長にお伺いします。

次に、管理型産業廃棄物最終処分場についてお伺いします。

これからの県政における継続した課題としては、管理型産業廃棄物最終処分場の整備への取り組み課題や新食肉センター建てかえに関連する課題、ルネサス高知工場跡地と従業員の雇用

問題、南海トラフ地震対策のさらなる推進、教育の充実、産業振興、観光振興、会計年度任用職員制度の導入や行政改革の推進など、人口減少と少子高齢化が進む中で、県の勢いや県経済を取り巻く多くの事業と問題や課題があります。

管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関しては、この間、丁寧な地元説明のもと、着実にその整備に向かっていくと聞いております。今後の地域振興策に地元も期待していることでしょう。

知事は、6月定例会の質問に対して、川の増水や地下の空洞の有無など地元の皆様の不安については、「御不安をしっかりと解消していくためにも、ボーリング調査を初め、建設予定地の地形状況等に応じた調査や設計等、億単位の多額の予算を伴う対応が必要であること」、また「今後、調査を進めていく過程においても、節目節目で調査結果を公開し、説明していく、調査などの結果により、致命的な事態が明らかになれば、加茂地区での施設整備は中止することとする」との答弁でした。

地質・ボーリング調査は、その結果いかんによっては致命的な事態にもなりかねませんし、多額の予算を伴い、時間的にも余裕のない、大変重要な管理型産業廃棄物最終処分場の加茂地区での最終決定を左右します。

そこで、今回の地質・ボーリング調査は、1社のみによる調査ではなくセカンドオピニオン的に別の調査業者の調査も実施し、その調査結果も踏まえることで、現在の予定地に処分場を建設する場合の安心の担保とすべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

次に、元ルネサス高知工場従業員の雇用についてお伺いします。

ルネサス社は2015年12月に工場閉鎖を表明して承継先を探していましたが、見つからないまま昨年5月に閉鎖されました。その後、協力し

て承継先探しを続けていた県の紹介をきっかけに、昨年の10月に、コットン製品の製造・販売で業界首位の愛媛県大洲市の丸三産業株式会社に譲渡されました。その後、同社は約35億円を投じて建物改修や設備投資を実施し、本年6月の操業開始を予定して求人を募ってきました。また、段階的に大規模な投資に踏み切る方針が打ち出されております。

記者会見した知事は、関係者の尽力に感謝したい、閉鎖後に退職してまだ就職先が決まっていない人たちや、配置転換で県外に出た人たちに紹介したいと話されました。昨年5月の閉鎖には間に合わなかったものの、県の御尽力により工場誘致が実現したことは、すばらしい成果であると言えます。敬意と感謝を申し上げます。一方、知事も言及されています、閉鎖で退職した方々や配置転換となった方々への対応が求められています。

丸三産業では工場閉鎖により県外に配置転換された元ルネサス高知工場従業員なども受け入れる予定とお聞きをしておりますが、現在の操業状況と雇用状況、今後の雇用の展望について商工労働部長にお伺いします。

知事も、ルネサス社が当時抱えてくださっていた雇用量に達していくためにも、もう一段、川谷刈谷工場用地等に企業誘致をしていくことが大事で、トータルとしてルネサス社以上の雇用を目指すと言われております。

川谷刈谷工場用地への企業誘致の進捗状況と元ルネサス高知工場従業員の雇用確保の方策について商工労働部長にお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

ことしの2月1日から来年の年末までの予定で、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」がスタートしています。今議会の知事提案説明にもございましたように、自然&体験キャンペーンのスタートから約半年、県外観光客入

り込み客数も順調であること、また中山間地域への誘客も着実に進んでいるとのことでした。今後も、自然体験を前面に押し出しながら、これまで磨き上げてきた高知の食や歴史、文化を融合させた、知事の観光振興の集大成とも言えるキャンペーンの展開に期待しています。

先月、産業振興土木委員会の県外調査にて、世界遺産登録されている合掌造り集落で有名な岐阜県の白川村を訪問しました。その際に、観光振興策についてその現状と取り組みや課題を御説明いただきました。

白川村では2018年から、大手通信事業者が提供する情報通信技術を使用した約80万人規模の観光動態調査が行われていました。民間のビッグデータを活用することで、正確で精度の高い観光動態調査が解析できるようになったとのことでした。この動態調査では、1時間ごとの人口を24時間365日把握することができます。1時間ごとの人口増減を、国・地域別、性別、年代別、居住エリア別に把握できます。入出空港別、前後滞在地別、滞在日数別、経過日数別など、日帰りや宿泊の判別も含め、どの期間にどこからどこへ何人移動したかも把握できます。エリア内に滞留する人口とエリア間を流動する人口も判定できます。

本県では高知市において、れんけいこうち広域都市圏における平成30年度事業として、別の手通信事業者が提供する携帯電話の位置情報ビッグデータを活用した観光客動態調査を実施しています。観光客の属性や移動軌跡等の調査及び分析を行うことにより、客観的な根拠に基づいた効果的な観光施策の立案につなげることを目的として実施しています。

そこで、県として、この調査分析結果を生かしたれんけいこうち広域都市圏で進める周遊促進の取り組みと県の観光施策を連携させるべきと思うが、観光振興部長の御所見をお伺いしま

す。

このれんけいこうちの観光客動態調査は、約3万人の国内来訪の観光客動態調査となっています。外国人観光客については、四国運輸局がサンプル数500人程度の四国エリアにおける訪日外国人旅行者の周遊動態・趣向分析調査を行っています。

費用対効果の面からも難しい課題ではありますが、一度四国4県で連携して、外国人観光客も含めたもう少しサンプル数の多い動態調査を行い、より詳細な振興策を立案するためにニーズの把握に努めてはどうかと考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いします。

また、県外出張では南信州の体験型の観光振興を学ぶ機会がございました。それぞれ地域の自然や文化を生かしたすばらしい取り組みであると感じました。当然のことながら、高知県の強みである自然や食や文化を生かした観光振興策が重要となります。

次に、観光に関連して、四万十川についてお伺いします。

世界的にも有名な日本最後の清流四万十川では、釣りやカヌー、キャンプ、最近ではSUPなどの体験メニューに加え、自然を満喫する屋形船の周遊コースもあります。本県を代表する観光名所の一つとして、引き続き四万十川の観光振興に取り組むことが必要だと思います。今後、インパクトのある新たな四万十川観光の振興策に期待をしています。

知事は日本最後の清流四万十川を観光資源としてどのように捉えているのか、お伺いします。

現在、残念なことに四万十川でメガソーラーの建設計画が進んでいます。多くの住民から反対の声が上がっています。屋形船が回遊するのどかな自然の中に、幾ら目隠し用に植栽するとはいえ、川沿いの過去に浸水した土地にメガソーラーを建設することは、重要文化的景観や安全

性の面からも賛成できないと反対運動が一つになりつつあります。先週20日には、四万十市議会において、メガソーラーの建設反対の陳情が採択されました。

今月8日から9日にかけて本州を襲った台風15号は、千葉県を中心に甚大な被害をもたらしました。大規模停電が長期間続き、被害の全容が把握できていないまま、屋根の補修作業による転落事故など二次災害が相次いでいます。被災された方々、二次災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。その千葉県市原市のため池の水面にある千葉・山倉水上メガソーラー発電所において、台風の強風でフロート架台が破損し、複数箇所から火災が発生しました。首都圏の災害は、寺田寅彦先生の「文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその激烈の度を増すという事実」との言葉が胸を刺します。

四万十川沿いに設置されようとしているソーラーパネルについても、こうした危険性を否定できないのではないのでしょうか。台風の多い高知県、昔から暴れ川の別名を持つ四万十川、過去の水害でははかれない最近の局地的な集中豪雨といった面からも、このメガソーラー建設に私は反対の立場で行動しておりますが、現在の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例では、景観対策と危険性の排除対策さえあれば容易に許可できてしまうのではないかと心配をしています。極端に言えば、条例上の対策さえ施せばどこでもメガソーラー建設が許可できる条例なのかとも考えてしまいます。

四万十川沿いにおけるメガソーラー建設予定について知事の御所見をお伺いします。

また、今後高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例を見直して、四万十川沿いの土地の利用についてはその規制を強化すべきと考えますが、林業振興・環境部長のお考えをお伺いします。

次に、保育についてお伺いします。

今議会に条例案が提案されていますが会計年度任用職員に関しては、県の条例案を参考に多くの市町村も12月議会の提案に向けて準備していることと思いますが、保育行政など市町村独自の課題があります。

全国的にも保育士不足が叫ばれる中、県内でも多くの市町村が、年度当初から臨時職員に頼った保育行政を行っています。来年度から会計年度任用職員となる臨時の保育士さんのこれまでの実績をどのように前歴換算するのかといった近隣市町村での処遇の違いによっては、年度当初から必要な保育士が配置できないなどの争奪戦になりかねません。

県内の保育所や幼稚園の子育て支援を管轄する立場から、臨時保育士の会計年度任用職員制度への移行に伴う市町村間での保育士の争奪などの懸念に対して教育長の御所見をお伺いします。

さきにも述べました消費税の増税により来月から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。あわせて、賃上げによる保育士増員のための増税ともなっています。

増税分による保育の無償化と保育士の賃上げによって県内の保育士不足の解消が図られるのか、今後の展望について教育長に御所見をお伺いします。

また、待機児童の解消や速やかな保育士の配置と確保に向けた県の取り組みについて教育長にお伺いします。

保護者は、保育士が確保できているのかどうか、どのような内容の保育が行われるのか、無償化による保育の質の低下はないだろうか、また何歳から受け入れて、何時から何時まで預かりがあって——送り迎えと仕事のバランスを図りながら、大事な子供を預ける保育所や幼稚

園を決めます。しかし、市町村では、財政難や児童数の減少、保育所の老朽化などの理由により、保育所の廃止や新たな施設整備などの再編計画が着々と進んでいます。

幼保支援が子供たちにとって重要な時期であるという認識のもと、保護者のニーズと市町村が進める保育所の再編計画について、教育委員会としてどのようにかかわっているのか、教育長にお伺いします。

私はこれまで、就学前のゼロ歳から6歳までの幼保支援の重要性について質問をしてきました。以前、幼児教育が国家にとって最も費用対効果が高いという教育経済学の研究に関する質問をしました。これは、ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマン教授の研究です。

また、運動や体育は、生活や仕事など生きていく上で必要な対処力、創造力、自制心、根気強さといった、社会的能力の向上に資する可能性が大きいとされる非認知スキルを高めるため、運動を得意とする子供と苦手な子供の二極化が顕著になる前段階の幼児期に、運動の楽しさを体感することも子供たちの社会性を育む上で大切だといった趣旨の質問もしてきました。

脳科学的な分野からも、特に6歳までの教育が肝心だと言われています。なぜなら、脳を使う資質の約9割は6歳までに完成されてしまいます。幼児期に爆発的につくられていく脳の神経ネットワークも、6歳を境に脳の神経ネットワークの発達にブレーキがかかります。また、6歳で右脳から左脳に主導権が移ります。その役割が決まるまでに興味ある刺激を受けて、右脳と左脳をつなぐ脳梁を鍛え、全脳が使えるパイプルーが大切だと言われています。

こうした背景からも、現在世界各国が幼児教育に予算を投入しています。6歳で能力が固定化してしまうのに義務教育が6歳からでは遅いと考え、イギリスでは5歳、オランダでは4歳、

フランスでは2019年度から3歳で義務教育をスタートさせることとなりました。カナダでは、ゼロ歳から1人の子供に対して1人のベビーシッターをつけるプログラムがあり、デンマークでは、チャイルドナースと呼ばれる幼児教育のスペシャリストを育成しています。チャイルドナースは、国の負担で利用時間の制限もなく各家庭の要請により派遣されます。このように先進国は、幼児教育の質の向上と強化へ動いています。

こうした世界的な動向も踏まえて、日本の幼児教育の現状と課題について教育長の御所見をお伺いします。

現在の日本の教育システムにおいて、義務教育を早めることは容易ではありません。すぐに、科学的根拠に基づく先進的な幼児教育を実践するならば、保護者とその家族への支援と、ゼロ歳から6歳を預かる保育士と保育所の充実強化が必要だと思います。特に、未来を創造していく子供たちの大事な発育時期を預かる保育士には、デンマークのチャイルドナースのような幼児教育のスペシャリストとしての充実強化が理想的だと感じています。

保育士のキャリアアップと処遇改善については、2017年4月に厚生労働省より、保育士等キャリアアップ研修の実施についての通知がありました。「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」こととされており、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」こととされています。

近年、子供や子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化、複雑化する中で、保育士にはより高度な専門性が求められるようになり、日々の保育士としての業務に加

え、各種の研修機会の充実によってその専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務に当たっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

乳児保育や幼児教育、障害児保育、保護者支援・子育て支援などの専門分野別研修とマネジメント研修、保育実践研修などが盛り込まれていますが、現状各保育所が保育士の配置基準を満たすために苦慮する中で、多忙な保育士がこの保育士等キャリアアップ研修を生かしているのか疑問を感じます。さらに、臨時の保育士に頼った保育行政が続く中で、臨時保育士のキャリアアップや処遇改善についても検討すべきではないかと感じます。

県内における保育士等キャリアアップ研修の受講状況と課題について教育長にお伺いします。また、臨時保育士のキャリアアップについて、県としてどのように取り組んでいるのか、あわせて教育長にお伺いします。

預かり保育から、専門性の高い幼児教育としての保育が求められる時代だと思えます。そのためには、保育士の確保による多忙感の解消、そして保育の質の底上げに向けた体制の構築が求められています。これまでの体制を抜本的に見直さなければ、子供たちの、ひいては日本の未来が危ぶまれている状況にあるのではないのでしょうか。

次に、保育に関連して、発達障害と療育についてお伺いをします。

先日、「県内特別支援校 教室不足」との新聞記事がございました。社会や保護者の理解を背景に、特別支援学校に通う知的障害のある児童生

徒がふえ、専門対応に苦慮しているとのことでした。記事には、不足する教室やスペースを探し回る実態や環境整備に対する保護者からの訴えを受けて、県教育委員会は本年度、支援学校新設も含めて対応策の協議をスタートさせ、年内には具体的な方向性を固める方針とありました。

2005年に発達障害支援法が施行されて以降、発達障害については、その保護者はもちろん、医療関係者や保健・福祉・教育関係者に広く知られ、近年では社会の理解もある程度進んできたように思います。

発達障害の主な障害とされるのは、自閉症スペクトラム障害（ASD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）の3つです。それら、複数の特性をあわせ持っていることも少なくないそうです。重度の発達障害から軽度の発達障害までさまざまです。発達障害は外見からはわかりにくく、その症状や困り事は十人十色です。

また、発達障害の特性はあるが、診断基準を満たさないグレーゾーンと言われる、はっきりと見きわめづらい状態にある子供もいます。診断基準を満たす場合に比べ、困難は少ないと思われがちですが、理解や支援が得られにくいなどグレーゾーンならではの悩みもあります。

さらには、発達障害に対する周囲の対応によって引き起こされる二次障害もあります。二次障害には、不眠やパニック、集団への不適應、不安障害、統合失調症、鬱病などが挙げられます。一口に発達障害と言っても、こうした複雑な状況下にあります。

さきに述べたゼロ歳から6歳までという幼児教育が一つの目安になるのは、発達障害の子供も同じです。6歳までに適切な教育を受けることができれば、苦手を克服する脳の神経ネットワークが構築でき、生きていく上での困り事を

随分と軽減できると言われています。運動も同じです。体幹が弱い傾向にある発達障害の子供は、座っていられず寝転びたがる傾向にあるそうです。しかし、幼児期に楽しく運動することを知れば、時間がかかっても解消することができるそうです。また、ハーバード大学では、6歳までに効果的な療育を受けられれば、IQを平均27ポイント上げることができるとしています。これは知的障害のある子供のIQが平均以上になるということです。

発達障害の子供の生きづらさは、幼児期に適切な教育を受けることで解消できることがあります。さらには、類いまれな才能を引き出せるよう支援することで、将来にわたってすぐれた才能を生かして活躍できる可能性も大いに秘めています。発達障害の子供たちへの幼児期における適切な教育とは、ただの預かり保育ではなく、社会に出るためや自立するためだけの訓練でもありません。自尊感情を育み、個性を認め、自分からやってみようとする姿を引き出す療育を指しています。

今回の質問に当たり、多くの施設関係者や保護者の皆様にお話を伺いました。まだまだ勉強不足な面もありますが、世界の潮流や科学的根拠、先進的な民間施設の事例を知り、幼児教育と療育の重要性を改めて強く感じました。

発達障害の子供に対しては、乳幼児健診での早期発見、早期療育、早期支援の必要性が認識されていますが、現実的にはさまざまな課題があります。まず重要なのは、疑いがあるならば、なるべく早い段階で発達障害かどうかの診察を受けることです。子供が何か問題を抱えているかどうか最初に気づくのは、保護者か保育士が多いはずですが、しかしながら、保護者が子供の何らかの障害を認めたくないという心情に駆られ、受診することをためらうケースがあるそうです。

最近では、発達障害の疑いがあるので受診してみてもどうかと勧める先生や保育士もふえてきているとのことですが、ある保育士からは、最初に相談してから約2年後にようやく保護者から受診への決心をいただいたという話も伺いました。第一歩は、発達障害に対する保護者や家族への理解が必要です。

発達障害に対する早期診断と早期療育が子供の未来を切り開くのだという理解と啓発が肝心だと考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

子供の抱える問題、いわゆる発達障害等の早期受診には保育士の気づきから保護者への助言がしっかり行われる体制が必要だと考えますが、教育長に御所見をお伺いします。

しかし、早期受診にこぎつけたとしても、発達障害の診断ができる医師が少ないことも問題視されています。1歳半、3歳児の幼児健診や子供のために複雑な思いを抱えて診察に訪れたとしても、医師が発達障害に詳しくない場合など経過観察として判定が先送りされ、療育の開始がおくれてしまう現状もあります。

そこで、発達障害の診断ができる専門的な医師を育成することや、医療的な立場からも早期受診のために健診体制の強化が必要と考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

これらの道筋を経て、やっと早期療育の入り口にたどり着きます。次は、速やかに利用できる療育の体制整備が求められます。診断基準の変更や社会的な認識の高まりから、近年発達障害とされる子供はふえています。よって、療育を受けられる場が足りなくなっているのではないのでしょうか。文部科学省の調査によると、発達障害の可能性のある子供は推計で約60万人とされていますが、そのうちの4割弱は特別な支援を受けていないとのこと。多くの子供たちが療育を受けられず、社会に出て活躍できる

足がかりをつくることができないのは、本人にとっても社会にとっても痛手だと思います。

児童発達支援センターも含め県内の療育の受け皿の拡大について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

次に求められるのは、発達障害の子供の状況に合った的確な療育の質の確保となります。さきに述べたように、発達障害の子供たちの状況は十人十色です。障害の子供に合った治療、教育を行う児童発達支援センターは、県内療育施設の中心的な役割を担うセンターとして大変重要です。

児童発達支援センターにおける療育の質の向上を図る取り組みと、県内の療育施設に対する質の底上げ策について地域福祉部長にお伺いします。

次は、グレーゾーンの支援が必要ではないでしょうか。さきに述べましたように、発達障害の特性はあるが、診断基準に満たないグレーゾーンにある子供たちへの支援をどうするかという問題です。こうしたグレーゾーンに当たる子供たちも、幼児期に適切な療育が受けられることで、苦手な部分を大きく改善することができるのではないかと考えます。

このグレーゾーンの子供たちに対する療育的な支援について地域福祉部長のお考えをお伺いします。

このようなグレーゾーンの子供たちは、その診断も曖昧で、明確な療育を施すことも困難かもしれません。また、定型的な発達をしている子供の中にも、隠れ発達障害のような子供やこれだけは苦手だという子供もいるのではないかと思います。

そこで、保育所において全ての子供たちに療育的な保育を実践してみてもどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

あとは、社会の理解がさらに進むことに期待

しています。高知県では昨年の7月から、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が受けやすくなるよう、赤い札にプラスとハートマークが白抜きされたヘルプマークを配布しています。

県民に対するヘルプマークの認知度向上への取り組みについて地域福祉部長にお伺いします。

発達障害の子供を抱える保護者の苦勞ははかり知れないものがあると思います。そうした保護者は、医療面のサポートも生かした日常的に役立つ個別の支援計画を立ててくれるような、療育的な視点を持つ保育士の加配を速やかにつけていただくことが理想となります。しかし、実際は保育士不足により速やかな加配は難しく、熱心な保育士も日々の業務に追われ、療育の勉強をする機会になかなか恵まれないのが現実ではないでしょうか。さらには、医師の専門性、グレーゾーンへの対応、療育の受け皿の拡大と質の向上、社会の理解などなど、理想に向けた道のりはまだまだ遠いように思います。

今後、保育・療育の充実を図っていくためには、知事部局の福祉担当部局、医療担当部局、そして保育を所管する教育委員会が連携して取り組むことが必要不可欠と考えます。

そこで、療育を取り巻く各部局間の連携体制について地域福祉部長にお伺いします。

教育や保育、福祉、医療の一部とした捉え方の療育では、発達障害等を抱える子供たちの未来を切り開いてあげることは難しいと思います。医療や介護・福祉などと同じレベルに療育を据えて、後の県の機構改革も見据えて抜本的に取り組む領域として御検討いただきますようお願い申し上げます、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事選4期目への不出馬と国政への挑

戦を表明した会見以降の反響についてお尋ねがございました。

私の去就表明については、各方面から評価していただく声や御批判の声など、さまざまな御意見をいただきました。こうした御意見は真摯に受けとめなければならぬと思っているところです。また、今は残された任期の限り、職務に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、先日の去就会見では、尾崎県政を継承、発展していただける方を見つけることができたので、その方に私自身として知事選への立候補をお願いしている旨を申し上げました。これは、今後の県政運営を見据えた際の、私なりの候補者の選択肢を県民の皆様提案させていただいたものにすぎず、当然のことではありますが、あくまで最終的には選挙で有権者の皆様がどの候補者を選択されるかお決めになることとなります。

私といたしましては、今の県勢浮揚の傾向をさらに伸ばしていくためには、今の県政上の政策群を継承し、発展させていくことが必要であると考えさせていただいております。他方で、4期目の知事選に立候補しないという決断を下した者として、その責務をみずから果たせないのであれば、この流れを継承する意志と能力を持つと私が考えさせていただいた方を次期知事選の候補者の選択肢としてお示しすることにより、私なりの政治的責任を果たそうと考えたところであります。

次に、国政がより地方重視となれば県政施策がどのように進むのかのお尋ねがございました。

提案説明でも申し上げましたとおり、我が国の持続的な発展を可能とするためには、東京などの都市の力に加えて、豊富な資源や多様な産業、人材などを有する地方の潜在力を生かし切

ることが何より重要であると考えております。今後は、国の政策立案過程において、より地方を重視した2つの方向での取り組みが重要であると考えているところです。

1点目は、国の政策立案段階から地方の実情をより一層反映することであります。例えば、地域包括ケアシステムを初めとする社会保障制度の構築などにおいては、都市と地方では大きく事情が異なりますし、また地方間でも状況が違っていることから、必要となる施策もおのずと異なってまいります。このため、国の政策に地方の意見が十分に反映されることとなれば、それぞれの地方の実態に合った施策展開が可能となるものと考えられます。

2点目は、地方みずからの努力を力強く後押しすることであります。本県においては、例えば南海トラフ地震対策や産業振興計画を初めとする高知の実情を踏まえた独自の施策を展開しているところですが、これらを実施する上で一定の財源を必要とするのもまた確かであります。こうした地方独自の施策展開を国が持続的かつ強力に後押ししてくれることとなれば、地方として中長期的に計画性を持って、より速いペースで取り組むことが可能となるものと考えております。

こうした取り組みが講じられることによって、国政がより一層地方重視となれば、さらに地域地域の実情に合った施策の展開が可能となるとともに、本県など地方独自の施策についてもなお一層骨太かつスピード感を持って実施できるようになるものと考えております。そして、このことが東京一極集中の是正と若者が住み続けられる地方の創生の実現につながっていく政策的基盤となるものだと考えるところです。

次に、後継者の知事選の応援をするよりも、知事が12年間でなし得なかった事柄や現在挑戦している困難な課題への道筋を示し、新知事に

しっかりと引き継いでいくことを残された期間で全うすべきと考えるがどうかとお尋ねがございました。

現在も、経済の活性化などの5つの基本政策と中山間対策の充実強化など、それに横断的にかかわる3つの政策それぞれについてPDCAサイクルを徹底し、課題を洗い出して改善点の検討をするとともに、新たな視点を盛り込んだ施策展開について構想するなど、それぞれの政策群のバージョンアップに向けた検討協議を行っているところであり、残された任期の限り、こうした知事の職務に全力で取り組んでまいり所存であります。

一方で、県勢浮揚に向けた歩みをより力強いものとしていくためには、現在の県政運営を継承、発展していただける意志と能力を持った方に次代を託すことが必要不可欠であると私は考えております。各政策群の磨き上げに任期の限り力を尽くすとともに、この次代へのバトンタッチを実現すべく努力することも私の政治的責任だと考えているところでございます。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿の誘致についてお尋ねがございました。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中のトップアスリートの卓越したパフォーマンスなどを通じ、人々に夢と感動を与え、スポーツへの関心が高まる絶好の機会です。あわせて、事前合宿の誘致などを通じて大会参加国・地域との相互交流を図り、地域や経済の活性化につなげるための絶好の機会でもあり、こうした機会を生かすため、本県でもさまざまな取り組みを進めてきたところです。

平成28年7月には官民協働で招致委員会を立ち上げ、これまで関係団体等と連携して事前合宿の誘致活動を展開してまいりました。その結果、平成30年4月にチェコ共和国、シンガポ

ールの両国と事前合宿の実施に向けた覚書を締結し、本年7月から8月にかけてシンガポールの水泳、卓球、バドミントンの各代表チームが合宿を行い、また本年11月と来年の大会直前にはチェコ共和国カヌー代表チームの合宿が予定されています。さらに、キルギスのレスリングやチェコ共和国の陸上競技チームの合宿を誘致すべく、これまでの活動で培ったネットワークを最大限活用して関係者に働きかけているところです。

また、誘致をきっかけとしたさまざまな分野の相互交流については、現在7つの市町と連携して、ホストタウンに登録している8カ国とさまざまな交流を実施しております。例えば、シンガポールスポーツスクールと県内の中学生、高校生との相互交流や、チェコ共和国カヌー代表選手による県内ジュニア選手への指導などのスポーツ交流のほか、ホストタウン登録国との異文化交流など、さまざまな取り組みを進めているところです。

今後、こうした取り組みが大会終了後もレガシーとして継続され、本県全体の地域や経済の活性化につながるよう、引き続きしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

次に、消費増税と法人減税を繰り返してきたこれまでの国の財政運営についてお尋ねがございました。

国の長期債務残高は、高齢化の進展による社会保障費の増、景気後退やデフレ脱却のための経済対策に係る経費の増などにより、毎年増大をしてまいりました。

こうした中、消費税については、社会保障の安定財源として制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するために段階的に税率の引き上げが行われてきたものと承知しております。また、法人課税については、課税ベースの拡大による税収確保に配慮しつつ、企業の活力と国

際競争力を維持するため、実効税率の引き下げや投資減税が行われたものと承知しております。

我が国の厳しい財政状況に鑑みれば、持続可能な社会保障制度を確立するための消費増税など、財源確保に向けた取り組みは非常に重要であります。同時に、持続的な経済成長を促し、税収をしっかりと確保していく法人減税などの取り組みも、財政健全化を達成するに当たって必要であると考えます。

今後も、国において税制改正に取り組まれる際には、引き続き財源確保の観点とあわせ、経済成長の観点も踏まえた議論がなされることが重要だと考えております。あわせて、歳出面でも、少子化対策や防災・減災に資する施策など将来の財政負担の軽減につながる施策や、無駄な歳出を徹底して削減することなどに取り組むとともに、よき経済成長をもたらす施策をしっかりと進めていくことにより、県財政健全化につなげていくことが重要であると考えます。

次に、管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けて実施する地質・ボーリング調査は、1社のみでなく別の調査業者の調査結果も踏まえることで、施設を建設する場合の安心の担保とすべきではないかとのお尋ねがありました。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場につきましては、本年6月に佐川町及び佐川町議会から、佐川町加茂における施設を受け入れる旨の御回答を正式に頂戴しました。これを受けまして、6月議会において、地質調査や施設の基本設計など関連する予算をお認めいただいたところで、現在、これらにつきましては全て発注を終え、実際に現地における作業を開始するための準備を行うなど、施設の早期整備に向けた取り組みを行っております。

この取り組みのうち、地域住民の皆様が御不安に感じられております建設予定地の地下の空洞につきましては、ボーリング調査などにより

地下の地質分布の状態を確認するとともに、地盤の電気の伝わり方を調査することにより地下の状況を確認することとしております。その結果を踏まえ、空洞と思われる箇所が見つければ、その箇所において追加のボーリング調査などを実施して空洞の有無を確認してまいります。仮に空洞が確認された場合には、さらにその大きさなどを詳しく調べていくこととしております。

この地質調査などによって得られますデータは、同一の区域内で別の地質調査業者が実施した場合でも、調査内容や方法などが大きく異なることはなくほぼ同じデータが得られることが見込まれるため、1社による調査で十分であると考えているところです。

他方、調査により得られましたデータは、専門的な知見に基づき多角的に分析していくことが非常に重要であると考えており、県では、地質、廃棄物処理などの専門家から成る施設整備専門委員会を設置し、各専門分野の委員の皆様にご生データを個別にお示しし、客観的な視点により御意見を頂戴していくこととしています。

なお、仮に地下に空洞が確認された場合には、この施設整備専門委員会において、その対処方法や施設の安全性などにつきまして詳細かつ慎重に検討していただいた上で、県として建設工事は是非について結論を出していくこととなります。また、調査により得られましたデータや施設整備専門委員会へ出された御意見などにつきましては、節目節目で情報を公開させていただくとともに、住民の皆様にはわかりやすく御説明させていただきたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、地元の住民の皆様には安心をいただけるよう丁寧に取り組んでまいります。

次に、四万十川を観光資源としてどのように捉えているかのお尋ねがありました。

四万十川は、日本の原風景とも言える美しい

景観に恵まれており、日本最後の清流と聞けば、多くの人その名を思い浮かべることができるだろうと考えております。そうしたことから、私は世界に誇れる観光資源でもあると捉えているところです。

このため、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」におきましても、四万十川の知名度を生かし、日本最後の清流で楽しむカヌー、サイクリング、屋形船、火振り漁などを積極的に売り出しております。また、日本在住の外国人専門家を活用しながら、外国人観光客にとっても訴求力の高い観光資源として、旅行商品の造成と販売の強化も図っているところです。

加えて、新たな体験・滞在メニューを創出する取り組みとして、流域の市や町、地域の皆様を中心に、清流の景観が広がる自然空間の中でダイナミックな体験ができるジップラインや、ゆったりとした特別な時間を過ごせるキャンプ場の整備に向けた準備も着々と進められております。

既に圧倒的な知名度を誇る四万十川ですが、こうしたたゆまぬ磨き上げにより、さらなる魅力や価値を生み出す、今後においても大いに期待すべき観光資源でもあると考えているところです。

最後に、四万十川沿いにおけるメガソーラー建設予定についてお尋ねがございました。

流域に日本の原風景とも言える風情を残しながら、地域固有の生活や文化、歴史と密接にかかわる四万十川は、日本最後の清流とも呼ばれ、高知県の貴重な資源であるとともに、県民、そして国民共有の財産でもあります。この貴重な財産を後世に引き継いでいくため、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例、いわゆる四万十川条例を制定し、人と自然が共生する循環型の地域社会の創造を目指して、四万十川の保全と流域の振興を図っているところ

です。

現在、建設計画が持ち上がっている太陽光発電施設の予定地は四万十川条例が適用される地域となっておりますことから、条例の許可権限を持つ四万十市において、事業者と建設計画の内容について協議されているとお聞きをしております。

四万十市におかれましては、地域の皆様が特に懸念されている危険性の排除や景観の保全といった点、すなわち洪水時に太陽光発電施設が破損したり流出したりするのではないかとといった懸念、また景観の保全のために植栽を予定している竹や樹木が本当に根づくのかといった懸念について、しっかりと四万十川条例に照らし合わせた上で、適切に許可、不許可の判断をされるものと考えており、県も市に対してさまざまな助言を行っているところです。

また、本県が策定した、太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインでは、地域の合意を得た上で事業を進めていただくよう事業者に求めているところですが、貴重な財産である四万十川流域においては、事業が地域と調和したものとなることが特に重要であることは言うまでもありません。

県としましては、引き続き事業者に対し、地元理解を得るための努力を丁寧に行っていただくよう求めてまいりますとともに、防災上の観点も含め、条例の趣旨に沿った結論となるよう、四万十市に対してもさまざまな助言を行ってまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、消費税の円滑な制度移行に向けて、キャッシュレス決済のポイント還元事業や軽減税率の取り組みの周知など、県内企業に対してどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組んでい

くのかとのお尋ねがございました。

県内事業者へのキャッシュレス決済システムの導入は、ポイント還元による需要の平準化のみならず、住民の利便性の向上やインバウンド需要への対応においても大変重要になってまいりますことから、可能な限り広めていきたいと考えています。また、あわせて軽減税率制度につきましても混乱が生じないよう周知を図っていく必要がございます。

このため、県では、国が実施するキャッシュレス・消費者還元事業や軽減税率制度の内容とそれらの支援策について周知をするため、今年度当初より地元金融機関と連携して、県内10カ所でのセミナーや少人数での勉強会を開催してまいりました。また、このほかにも商工団体や税務署などによるセミナーや個別相談も多数実施されています。

ことし7月に実施したアンケート調査では、高知市中心商店街のキャッシュレス決済の導入率は、昨年10月の調査で63.6%であったものが67.2%と若干の上昇にとどまるものの、スマートフォンを使ったQRコード決済が可能な店舗は7.6%から34.3%と大幅に上昇しております。他方、高知市を除く中山間地域の商店街においては、手数料負担の問題や手続の煩わしさ、現金払いがメインであるといった理由から、その導入率は22.1%と依然低く、十分に理解が進んでいるとは言えない状況であると考えております。また、軽減税率につきましても、さまざまなケースが想定され、戸惑いの声をお聞きしております。

10月以降、年内には改めて導入率の調査を行いますとともに、キャッシュレス・消費者還元事業は来年4月末まで申請が可能となっておりますので、引き続き導入率の低い地域を中心に勉強会などを継続し、さらなる導入の拡大に努めてまいります。あわせて、導入後の事業者か

らの運用上のお困り事の相談にも商工団体と連携して対応しますとともに、キャッシュレス決済可能な店舗が一目でわかるような掲示物を作成、配布することで、混乱が生じないようにしっかりと取り組んでまいります。

次に、丸三産業株式会社は元ルネサス高知工場従業員なども受け入れる予定とのことだが、現在の操業状況と雇用状況、今後の雇用の展望についてお尋ねがございました。

ルネサス高知工場の閉鎖に当たりましては、従業員の皆様の雇用が維持・継続されますことを第一に考え、譲渡先の確保や従業員の雇用対策に全力で取り組んでまいりました。昨年5月末の工場閉鎖までの決定には至りませんでした。昨年9月に、コットンを中心とした医療衛生品等の原料製造において国内シェアの90%を超える丸三産業株式会社への譲渡が決定されました。この間、ルネサス社や香南市と連携した取り組みはもとより、県議会からの強力な御支援をいただき、譲渡先の確保が実現しましたことに心から感謝を申し上げます。

従業員の皆様の雇用対策としては、高知労働局や県、香南市などでルネサス高知工場雇用対策連絡会議を立ち上げ、支援体制を整えるとともに、ルネサス社は全従業員から個々の希望をお聞きし、雇用の維持に努めてきたところです。その結果、昨年5月末時点では、約160名の方が県外の工場へ配置転換を希望され、県内での再就職を希望される方が協力企業も含めて約90名おられました。現時点で再就職希望の方のほとんどが就職されている状況だとお聞きをしています。

現在、丸三産業では、元ルネサス高知工場の改修工事と並行して新工場の建設も進めながら、順次さらし綿や不織布の製造に係る設備も導入され、この7月からは工場の一部操業を開始し、11月末には竣工式が予定をされているところで

す。

採用に当たりましては、元ルネサス高知工場の従業員を積極的に受け入れていくお考えを持っていただいております。既に雇用されている五十数名の方の中には、県外へ配置転換されていた方を含め元ルネサス高知工場の従業員が一定数含まれているとお聞きをしております。今後、令和3年11月を目途に段階的に投資を行う計画であり、フル操業時には100名規模の雇用には達する見通しとなっております。

県といたしましては、丸三産業の人材確保に向けて会社説明会などの積極的な採用支援を行う中で、やむを得ず県外へ配置転換となった方々への情報発信に努めてまいります。

最後に、川谷刈谷工場用地への企業誘致の進捗状況と元ルネサス高知工場従業員の雇用確保の方策についてお尋ねがございました。

川谷刈谷工場用地への企業誘致につきましては、丸三産業株式会社の進出を契機として県の工業用水道が本格稼働となりますことから、工業用水道の使用といった分譲の必須条件を撤廃し、製造業を対象に本年1月から3月までを期限として改めて公募をいたしました。同用地の公募に当たっては、従来から同用地に関心のある企業や新たに問い合わせのありました県内外の約50社の企業への訪問等を通じて立地の条件を紹介するなど、活用の検討をお願いしてまいりました。

こうした取り組みにより、応募がありました活用計画について、外部の有識者を交えた立地企業選定委員会において、事業計画や雇用の創出効果、県内産業への波及効果などの項目により審査を行い、分譲候補先となる企業を選定したところです。現在、選定した企業が立地に向けた準備のため関係する機関との調整を進めており、条件が整いましたら、分譲契約を締結する予定となっております。

当該企業の計画ではフル操業時に約40名の雇用の創出が見込まれておりますほか、同用地の近隣に位置する香南工業団地においても製造業5社の全てが操業を開始しており、フル操業となった際には新たに約100名の雇用が創出される計画となっております。これらの企業と丸三産業の操業により、約240名の新たな雇用が創出される見込みでございます。

今後は、こうした企業のアフターフォローをしっかりと行うとともに、令和2年度完成予定の仮称南国日章工業団地への企業立地を推進することにより、トータルとしてルネサス高知工場以上の雇用の確保に努め、配置転換などにより県外へ出られた方々の県内就職の選択肢を広げてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、れんけいこうち広域都市圏の周遊促進の取り組みと県の観光施策の連携についてお尋ねがありました。

現在、れんけいこうち広域都市圏では、高知市から県内各地へ観光客の周遊を促進するため、議員のお話にもありました昨年度の調査結果を生かした旅行商品の造成に向けて、新たな観光資源や自然体験プログラムなども組み込んだ複数の周遊ルートが開発が進められています。この周遊ルートは、中山間地域への誘客や県内での滞在時間の延長と観光消費の拡大につながるものであり、県が進める観光施策とも連動しますことから、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」においても大いに活用させていただきたいと考えています。

具体的には、キャンペーンの特設ウェブサイトなどにおいて、周遊ルートを広くPRするほか、県外の旅行会社に対する観光説明会やモニターツアーなどの場において積極的にセールスを行ってまいります。また、本県を訪れてから具体的な周遊プランを決める観光客の方々もい

ますことから、観光コンベンション協会ですうした方々向けに旅行商品化を図り、JR高知駅前の高知観光情報発信館とさてらすにおいて販売することとしています。

このように、れんけいこうち広域都市圏における周遊促進の取り組みと県の観光施策がしっかりと連携することで、観光客のさらなる誘致と新たな経済効果の創出につなげてまいりたいと考えています。

次に、四国4県で連携して、外国人観光客も含めたニーズの把握に努めてはどうかのお尋ねがありました。

県では、これまで観光統計調査などのさまざまなデータを活用し、国内外からの誘客施策を立案してまいりました。特に、海外からの誘客に向けては、観光庁や日本政府観光局の統計から訪日ニーズのトレンドをつかむとともに、重点市場に配置する海外セールス拠点から、本県観光に関する要望のほか四国をめぐる旅行商品の傾向などの情報を得て施策に反映させてまいりました。

四国4県が連携した観光振興につきましては、4県を初め観光関係事業者など多くの会員が参画する、広域連携DMO法人である四国ツーリズム創造機構において、四国を一体的に売り出し誘客を図る取り組みを進めております。四国ツーリズム創造機構では、実際に四国を訪れた外国人と日本人観光客の立ち寄り先や移動手段などの旅行動態を把握するため、ことし3月にアンケート調査を行い、今後も継続されることとなっています。

県としましては、観光振興策を立案する上で、これまで活用してきたデータに加え、このアンケート調査の分析結果も生かしていきたいと考えておりますが、この調査自体まだ始まったばかりということから、今後検証や見直しが図られるとも伺っております。その際には、ほかの

3県の御意見も伺いながら、例えば、より詳細なニーズの把握や、より多くのサンプル数の確保といったアンケート調査の充実について、四国ツーリズム創造機構に対して積極的に働きかけてまいりたいと考えています。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 四万十川条例を見直して、四万十川沿いの土地利用についてはその規制を強化すべきではないかのお尋ねがありました。

四万十川条例は、四万十川の景観保全などを目的として土地の形状変更や建築物の建設などの開発行為を規制しており、規制の内容につきましては、これまでも社会情勢の変化などを受け、見直しを行ってまいりました。平成30年4月には、四万十川の景観を保全する観点から施行規則を改正し、一定規模を上回る太陽光発電施設を建設する場合は、四万十川から、また四万十川沿いの国道、県道から、施設が見えないよう植栽や木柵で遮蔽することを義務づける許可基準を設けるなど、規制を強化したところでございます。

このように、四万十川条例においては、景観の保全の観点では規制を強化してきておりますが、他法令の規制の状況も踏まえながら、規制の内容については検討を重ねていく必要があるものと認識しております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、臨時保育士の会計年度任用職員制度への移行に伴う懸念についてお尋ねがございました。

会計年度任用職員の給与につきましては、平成29年6月の総務省通知によりますと、「職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえて適切に定めるべきもの」とされております。

会計年度任用職員である保育士の給与につきましては、各市町村において、こうした考え方にに基づき、会計年度任用職員となる全ての職についての検討がなされる中で適切に定められるものと考えており、県教育委員会事務局が6月から8月にかけて市町村を訪問し、保育担当課からお話をお聞きしたところでは、多くの市町村において、保育士以外の職とともに会計年度任用職員の職全体として総務担当課を中心に検討が進められているという段階でございました。

今後、各市町村ではこうした検討をさらに深められ、会計年度任用職員の他の職種とのバランスも図られながら保育士の給与が決定されることとなりますが、現時点でも臨時的任用職員である保育士の給与水準は市町村によって異なっていることなどから、会計年度任用職員である保育士の給与水準につきましても市町村によって異なることを見込まれます。

加えて、各市町村においては、現時点でも給与面だけでなく、休暇をとりやすくするための職場ローテーションの工夫、ICT化の推進といった働きやすい職場環境づくりなど、それぞれに保育士確保のための努力をしているものと承知しております。こうした市町村間の競争は、それぞれの市町村の規模や地理的な状況も異なる中、一定はやむを得ないものと思われませんが、県全体の保育士確保に向けましては、県教育委員会として引き続き各市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、県内の保育士不足の解消に向けた展望についてお尋ねがございました。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化に当たっては、3歳以上の全ての子どもと、ゼロ歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の子供の幼児教育・保育に係る利用者負担が無償化の対象となります。

無償化による入園者の増加とそれに伴う保育

士の不足が懸念されておりますが、高知県においては、3歳以上の保育所、幼稚園等の利用率が本年4月1日現在で98.3%と高く、既にほぼ全ての子どもが保育所、幼稚園等を利用しております。また、未入園の児童数に対して利用定員のあきも十分ある状況でありますので、無償化によって大幅な保育士不足は生じないものと考えております。

また、平成25年度から国においては消費税等を財源とした保育士等の処遇改善を進めており、本県においても、平成26年度以降正規雇用の保育士が年々増加するとともに、年度当初に保育士を確保できないために発生している待機児童数は、平成29年度の73人をピークに本年度は35人にまで減少してまいりました。

このように、保育士不足は改善傾向にあり、本年度当初に34人の待機児童が発生している高知市においても、8月に開催しました県・市連携会議におきまして、高知市として令和3年度当初の待機児童解消に取り組むとの方向性が示されております。今後、それに向けまして高知市において保育士の確保が進むこととなりますので、保育士不足の状況もさらに改善するものと考えております。

県教育委員会としましても、引き続き高知市を初め各市町村と連携し、養成施設等の新規卒業生の確保やさらなる処遇改善などについて研究、検討を進め、保育士不足の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、待機児童の解消や保育士の確保に向けた県の取り組みについてお尋ねがございました。

近年、ゼロ歳、1歳といった低年齢からの保育所利用がふえてきている中で、保護者の育児休業明けなど年度途中からの入所希望があった際に、保育所等において受け入れに必要な保育士の確保が難しいことが待機児童発生の一つの要因となっております。

県教育委員会としましては、これまで保育士修学資金貸付による県内保育士の確保や、福祉人材センターでの保育求職者と雇用者のマッチングなど、保育士確保に向けた取り組みを進めてまいりました。また、待機児童の発生を防止するため、ゼロ歳から2歳の低年齢児の年度途中からの入所に備え、保育所等において年度当初からあらかじめ保育士を配置する場合の経費に対して、県独自の補助を行っております。

こうした取り組みや保育士等の処遇改善により、待機児童数は年々減少し、保育士不足は解消に向かいつつありますが、保育所等が十分な保育サービスを提供するためには、保育士を安定的に確保するとともに、その定着を図る必要があることから、10月に市町村の保育士確保に向けた取り組みの状況を調査するとともに、離職者を含む保育士の有資格者を対象にアンケート調査を実施し、その結果などをもとに保育士の就業促進や離職防止のための新たな取り組みを検討することとしております。

また、保育士の確保については全国的な課題であることから、ことし8月に全国知事会を通じて国に対して保育士の処遇改善、潜在保育士の就職・再就職支援の強化、保育士修学資金貸付等事業の継続実施のための財政措置等の要請を行ったところであり、引き続き国の動向を確認しながら、こうした提言を行ってまいります。

次に、市町村が進める再編計画について、教育委員会としてどのように関わっているのかとのお尋ねがございました。

市町村における保育所などの再編計画については、まずは保護者や地域住民などの関係者の方々の御意見を十分にお聞きした上で、子供たちや保護者の方々の立場に立って方向性を定めた後、具体的な検討協議を深め、最終的には議会での審議を経て実施されているものと承知しております。

市町村における保育所の設置や運営につきましては、保育の実施義務を負う市町村が当該市町村における民意を踏まえ児童福祉法等の規定に基づき実施するものであり、県教育委員会としましては、市町村が再編計画の検討を進められる過程において個別の事案の是非に対して意見を述べる立場にはありませんが、市町村には訪問時を含め機会あるごとに子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービス等の内容についてのお話をお伺いし、さらなるサービスの向上について要請を行っているところです。

県教育委員会としましては、各市町村において、児童福祉法等の規定に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかな保育が積極的に提供され、児童がその置かれている環境等に応じて必要な保育を受けることができるよう、引き続き各市町村に対し必要な助言や支援を行ってまいります。

次に、日本の幼児教育の現状と課題についての所見についてお尋ねがございました。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、近年では世界的にも幼児教育・保育が子供の未来を左右するものとして注目されるようになってきました。

このため、日本においても、待機児童解消のための施設確保など量的な拡大を図りつつ、さらに質の高い教育・保育を目指すため、昨年度から実施となった幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえた教育・保育が進められているところです。具体的には、保育所、幼稚園等から高校までを見通した、幼児教育において育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が示され、環境を通して行う教育・保育を基本としながら、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる指導を行うこととしています。

また、教職員一人一人がその資質を向上させ

ることが重要であることから、職務内容に応じた専門性を高めること、協働するチームとなって組織的な取り組みをすることが求められており、国においては平成28年4月に幼児教育研究センターを設置し、幼児教育に関する効果的な研究活動が開始されるとともに、最新の研究成果について積極的に広く普及する取り組みも進められてきているところです。

一方、日本の幼児教育の課題としましては、OECDの調査から、2015年の就学前教育に対する教育支出のGDP比がOECD加盟国の中で最も低い国の一つであるという実態があります。また、加盟国の中では日本とアイルランド以外は公的な教育機関で幼児教育を受けているものの、日本では就学前教育を受ける子供の4分の3が私立の保育所・幼稚園等に在園する状況となっているため、就学前教育に対する家庭の負担が重いともされております。

こうした課題を解消することも含めて、国においては幼児教育・保育の無償化などが実施されてきたものと承知しておりますが、県としましても、これらの施策がさらに充実していくよう、教育・保育の質や教職員の資質や専門性の向上に向けて、本県で独自に作成しました園評価の手引きや教育・保育の質向上ガイドライン等を活用して就学前教育の充実を図ってまいります。

次に、保育士等キャリアアップ研修の受講状況と課題、臨時保育士のキャリアアップの取り組みについてお尋ねがございました。

本県では、平成30年度から保育士等キャリアアップ研修を実施しており、昨年度は延べ722人、今年度は延べ822人の保育士等が受講しております。この研修を受講することにより保育士等のキャリアアップが図られるとともに、令和4年度からは処遇改善等加算の要件に本研修の受講が加えられる予定であることもあり、研修に対

する認知度が上がり、受講者数の増加につながっていると考えております。

研修の実施に当たっての課題としては、1科目3日間の受講が必要であり日程的な負担があることや、代替保育士の確保に苦勞していること、研修場所が高知市内であるため特に幡多地域からの参加が難しいことなどがございます。こうした課題に対して、研修日程を早期にお知らせすることで計画的に代替保育士を確保できるようにすることや、代替保育士を雇用する経費に対する支援制度の活用も呼びかけているところです。また、大方高校のテレビ会議システムを活用し、一部の科目については幡多地域においても受講できるようにしております。

キャリアアップ研修は、保育者としてのキャリアアップと処遇改善、そして各園の保育の質の向上にもつながりますことから、引き続き施設管理者などに積極的な研修受講を促してまいります。

臨時保育者の研修につきましては、障害児保育や保育環境など一部の研修を土日開催とし、臨時職員も参加しやすい日程となるよう配慮しているところです。また、幼児教育アドバイザーなどが各園に出向いて研修する際には、可能な限り臨時職員も参加するよう呼びかけております。あわせて、市町村や施設管理者に対して訪問時や機会あるごとに、臨時職員の研修への参加や、受講が困難な場合は研修を受講した職員による報告や伝達等を要請しているところです。

臨時保育士であっても、就学前教育・保育の質の充実に向けて資質や専門性の向上を図る必要があることから、全ての保育者に対して学びの機会を確保するよう、引き続き市町村や施設管理者に対して研修への参加を要請してまいります。

次に、発達障害などの早期受診のための保育所等における体制づくりの必要性についてお尋

ねがございました。

発達障害等に限らず支援の必要な子供を早期に発見し、専門機関等へ確実につないでいくために、日々子供にかかわっている保育者の果たす役割は大変重要だと考えております。また、目の前の子供の変化やつまずきにいち早く気づき、家庭や関係機関との連携を密にしながら、早い段階からその子にとって何が必要か、どういった支援が効果的かを保育所、幼稚園等の各職員がチームで考えていく必要もあります。

このため、県教育委員会としましては、保育所等への指導などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置し、特別な支援を必要とする子供の実態を把握しながら園と面談をし、管理職や保育者に必要な支援に対する助言をしたり、専門機関との連携を図ったりするなどして、子供の育ちを支える体制づくりを支援しております。

さらに、各園において、子供が自立して生きていくことも見通して個別の指導計画を立て、組織的にかかわっていけるよう、親育ち・特別支援保育コーディネーターが指導計画の立て方や記録のとり方について指導・助言を行うことで、保育者の気づきや子供理解の力が向上し、子供や保護者に対する支援の充実にもつながっております。

親育ち・特別支援保育コーディネーターを配置していない市町村においては、保育者が保健師やスクールソーシャルワーカー等と連携し、支援が必要と思われる子供については複数の職員で確認を行い、適切な支援につなげるようにしております。

また、全ての園において、子供の状況に合わせた保護者への支援が適切に行われるよう、家庭への支援の中核となる親育ち支援担当者の配置を要請するなど、養育に対する支援体制づくりを進めているところです。

今後も、このような取り組みをさらに充実させ、保育者の資質の向上を図り、保護者への助言体制を強化してまいります。

最後に、保育所において全ての子供たちに療育的な保育を実践してはどうかとのお尋ねがございました。

保育所等においては、一人一人の子供たちの発達を理解し、その発達過程に応じた教育・保育を行っておりますが、さらに療育的な保育も含めた障害児保育や特別支援教育に関する知識や技能の習得が重要でありますことから、平成26年度から新規採用保育者から管理職まで全てのキャリアステージにおいて、障害のある子供に関する専門的知識と実践力を高める研修を実施しております。この研修は、各園から事例を持ち寄り、子供の状況に応じた指導方法を検討し指導計画を立てるなど、日々の保育の実践につながるような内容としております。また、研修で得た学びを園に持ち帰り、園全体で組織的・計画的な支援を行うよう指導しております。

さらに、専門的な知識や経験を有する作業療法士、言語聴覚士、療育福祉センターや特別支援学校、福祉保健所の職員などで構成する巡回相談チームを、要請のあった保育所、幼稚園等へ派遣する事業も行っており、この事業の実施により、障害の特性に応じた関係機関による支援や各園における適切な指導を充実させるとともに、関係機関を含めた地域ネットワークの構築を図るようにしております。

また、先ほど答弁しましたように、親育ち・特別支援保育コーディネーターや各園での親育ち支援担当者の配置により、保護者への支援体制も充実させているところです。

今後も、引き続き発達障害等の障害理解に関する研修を積み重ねるとともに、専門職による巡回相談チームの各園への訪問機会をふやすことなどにより、療育的な保育も含め保育所等に

おける子供への対応力を向上して、日々の教育・保育に当たるよう取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、発達障害に対する早期診断と早期療育の理解、啓発についてのお尋ねがございました。

発達障害の子供に対する早期療育は、子供自身の発達が促進されるとともに、保護者の子育ての不安などにも対応することができることから、乳幼児健診等における早期発見を進め、診断の有無にかかわらず、早い段階から子供と保護者を支援していくことが重要と考えております。そのためには、広く発達障害への理解と啓発を図ることが必要であるため、本県では県立療育福祉センターにおいて、発達障害児・者の支援に携わる方や一般の方を対象としたセミナーを開催するとともに、関係機関などからの要請に応じた講演などを行っており、平成18年度からこれまでの間に延べ約3万人以上の方に参加いただいております。

また、早期療育を行うためには、何より保護者が子供の障害を受けとめ、理解することが重要です。このため、まず最初に保護者と接することとなります乳幼児健診の従事者を対象に、保護者の気持ちに寄り添い支援を行うことができるよう、カウンセリング技術の向上を図る研修などを実施しております。さらには、子供の成長が気になる保護者に向けて、子供の発達の見方や悩んだときの対応のポイントなどをわかりやすく記載したリーフレットを作成し、乳幼児健診の際などに配布できるよう取り組んでいるところです。

今後とも、フォローが必要な子供が早期に療育支援につながるよう、医師を初めとした医療職や保健師、保育士などと連携し早期発見を進めていくとともに、保護者の理解の促進や支援の充実を図ってまいります。また、引き続き支援

に携わる方や県民の皆様への啓発に取り組んでまいります。

次に、発達障害の診断ができる専門的な医師の育成や、早期受診のための健診体制の強化についてお尋ねがございました。

発達障害の診療につきましては、発達障害に関する関心の高まりや乳幼児健診等における早期発見の取り組みが一定進んできたことに伴い、専門的な医療を提供できる医療機関への受診を希望される方が増加しています。このため本県では、県立療育福祉センター内に設置した高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおいて、発達障害の専門医師の養成に取り組んでおります。具体的には、発達障害の診断に携わる医師の臨床技術の向上のため、定期的な研修会や学習会などを開催しており、これらに参加している県内の医師は、平成24年度のセンター設立時の9名から現在は17名に増加しています。さらに、本年度に高知大学医学部に開設された児童青年期精神医学講座と連携を図りながら、専門医師等の人材の養成を進めていくこととしています。

健診体制については、乳幼児健診従事者の対応力向上のための研修会を開催するとともに、健診の場に心理職や言語聴覚士等の専門職を派遣するなど、早期発見の体制の充実に取り組んでおります。また、健診後フォローが必要な子供が医療機関や療育施設などの適切な支援の場に早期につながるよう、専門医師への受診の前に心理などの専門職が子供の発達の状況をアセスメントし、保護者に療育について助言を行う体制の整備にも取り組んでいるところです。

今後とも、発達障害の診療体制の充実に向け、専門医師の養成に取り組むとともに、市町村と連携して診断前から地域で適切な療育支援を行うことができる体制の整備を進めてまいります。

次に、児童発達支援センターも含めた県内の療育の受け皿の拡大と質の向上、県内の療育施設に対する質の底上げ策についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えします。

まず、療育施設の量的な面といたしましては、個別の療育支援に加えて、専門的な相談支援や保育所等訪問支援などの機能を持つ児童発達支援センターについては、現在6カ所に設置されております。これまで新規開設や機能強化への支援に積極的に取り組んできており、今後新たに3カ所開設される予定となっているところであります。また、就学前の子供を対象に個別の療育支援を行う児童発達支援事業所は、現在23カ所に設置されており、この4年間で約2倍になるなど量的な拡大は進みつつあります。

しかしながら、これらの療育施設は安芸圏域と高幡圏域ではそれぞれ1カ所のみを設置となっているなど地域偏在があり、身近な地域で早期療育支援を行うためにはさらに量的拡大を図る必要があります。

次に、療育施設の質の向上の面では、個々の子供の特性に応じた適切な支援計画を策定することが重要です。その役割を担う児童発達支援管理責任者の養成研修の修了者は211名となっており、専門的な人材の養成が進んできているところであります。また、平成28年度からはより高い専門性を持った人材を養成するため、現場実習を中心とした9カ月間の集中的かつ実践的なスーパーバイザー養成研修を実施しております。さらに、児童発達支援事業所や保育所等の職員の専門性の向上を図るため、発達障害の特性や支援方法などを学ぶ発達障害児等支援スキルアップ研修を実施するなど、療育支援の質の底上げに取り組んでいるところであります。

今後、こうした取り組みをさらに進め、療育施設の量的な拡大と専門性の高い人材の養成

にあわせて取り組んでまいります。

次に、グリーゾーンにある子供たちに対する療育的な支援についてお尋ねがございました。

発達の気になる兆候が見られるものの診断のつかないグリーゾーンの子供についても、社会性や言語などの発達を伸ばすとともに、子育てを支援するため早期に発見し、一人一人異なる子供の状況に応じた適切なフォローを早い段階から受けられるようにすることが重要です。

こうしたグリーゾーンの子供についても早期の療育支援が必要な場合は、医師の診断がなくても療育施設を利用することができるようになっておりますので、先ほど申し上げましたとおり療育施設の量の拡大と質の向上を図ってまいります。あわせて、こうした子供の多くは保育所や幼稚園等に通っているため、日常的に子供と接する保育士等の支援力の向上を図る必要がありますので、教育委員会と連携して研修の充実に取り組んでいるところであります。

今後も、このような取り組みを通じて、支援が必要な子供がノーケアとならない体制づくりをさらに進めてまいります。

次に、県民に対するヘルプマークの認知度向上への取り組みについてお尋ねがございました。

ヘルプマークは、障害の種別を問わず、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が身につけることで、必要な支援を受けやすくするものであり、光や音に過敏に反応したりコミュニケーションが難しいなどの特性がある発達障害の子供にとっても支援を受けやすくするツールとなります。

本県では、昨年7月のヘルプマークの配布開始後とし6月末までの配布数は約2,500とまだまだ少ない状況ですので、必要な人に配布できるよう普及啓発を強化する必要があります。このため、発達障害のある子供やその保護者にヘルプマークを十分活用していただけるよう、今

後は保育所や療育施設などを通じてヘルプマークの趣旨や利用方法などについて周知を図ってまいります。

あわせて、ヘルプマークを所持している人が必要な支援や配慮を受けられるよう、マークの趣旨について引き続き広報紙やテレビ、ラジオなどで広く周知を行いますとともに、コンビニや量販店の協力をいただくなど、効果的な普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、各部局間の連携体制についてお尋ねがございました。

発達障害に関する療育においては、発達の各ステージに応じて、保健、医療、福祉、教育がしっかりと連携することが大変重要となります。このため、就学前における支援の内容を小学校に確実に引き継ぐ、引き継ぎシートやつながるノートの活用により、一貫した支援が受けられるよう取り組みを進めてまいりました。

また、発達障害児への支援においては、これまでも早期発見や人材育成、保育所への巡回相談など、各部局が連携して取り組みを進めておりますが、一人一人の子供の状況に応じたより効果的な支援をしていくためには、さらに県全体で保健、医療、福祉、教育などの関係機関がそれぞれの取り組みや課題などの情報を共有し、地域の実情に応じた支援策を検討する必要があります。このため、平成28年度に発達障害者支援地域協議会を立ち上げ、各部局が連携して課題の解決に向けた支援策の検討を行っているところです。

さらに、支援が必要な子供がノーケアとならないよう地域で支援していくためには市町村の対応が重要であるため、各市町村において個別のケースごとに、地域の保健、医療、福祉、教育などの関係者が情報を共有し、支援の内容や役割分担などを協議しながら、連携して支援する体制が構築されるよう、市町村の支援などに

取り組んでまいります。

○28番（石井孝君） それぞれ御答弁を賜りました。幾つか第2問をさせていただきたいと思えます。

まず知事に、12年間お疲れさまでございましたということなんですけれども、最後の県知事の政治責任として、これまでの流れを引き継いでいける後継者の方の応援が必要だというような捉え方でいいのかなということで、その応援が必要というのは、選挙も含めて知事選挙で応援をしていくということなのか、改めて伺いたいと思います。

それから、商工労働部長、雇用も拡大予定、それから新しい選定も立地も進んでいるということで、引き続き御尽力を賜るようお願いを申し上げます。

それから、観光振興部長は、動態調査はれんげいこうちの中でやっている部分も含めて、これからサンプル数の多いものをとるのに当たっては、4県でやるのに非常に予算的にもお金がかかるんじゃないかというようなことも話をされておりましてけれども、白川村のほうの80万人サンプルは数百万円のような話でございました。もう少し、どういうところの通信会社のデータがとれるのかといったことも含めて、これまでの観光の統計の裏づけとしても、一度大きくやってもらえればなというふうに思っております。

それから、林業振興・環境部長には、メガソーラーの条例強化について検討していくというようなことも含めてお話をいただきました。現状、ガイドラインも含めて業者に話をしていくということなんです、県の権限としてメガソーラー建設を踏みとどめるような方法があるのかどうか、教えていただければと思います。

それから、教育長は、保育士の不足について今後保育士も臨時も含めて確保できるような方

向性に向かっているということだと思わなければならない、もう一方で、研修、研修でなかなか現場の保育が追いつかないとか、臨時さんだけになっているというような現場の話も聞いております。非常に臨時の保育士さんの確保にも悪戦苦闘しているということで、まずは受け皿を広げて多くの保育士さんに入ってもらい、それから質を上げていくということになります。臨時保育士さんのキャリアアップというのが非常に難しいのであれば、やはり正規職員化をしていくという流れも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

これは財源も含めて非常に厳しい課題かもしれませんが、国にそうした提言であったり、県独自に正規化に向けた支援というのができないものか、お伺いしたいと思います。

あと、児童生徒数が減る中で、保育士だけたくさん確保してもということがあるかもしれません。広域で連携をしていくような保育行政のあり方みたいなものも考えてみるというのは一つの手かなというふうに思いますが、そういう視点はないか、お伺いしたいと思います。

それから、地域福祉部長には、本当に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。本当に厳しい環境の子供たちを何とか社会に出て苦勞のないようにしてあげたいという親の切なる願いを、しっかり応援していただけるものだというふうに思っております。

療育は、先ほどの話もありましたように、医師の診断があろうがなかろうが受けられるということなんですけれども、保護者によっては、どういうルートで診察に行き、療育にたどり着くまでに結構時間がかかったり、わからなかったりというようなことがあります。ちゃんと窓口に来てもらえば、そのまま行けるという道筋もあるかもしれませんが、非常に一人で思い悩んでいるというような話もよく耳にしま

す。それから、社会が全体でそれを支えるような仕組みがないと、やはり先ほど言いましたように二次障害みたいなのがあるところでは私は絶対いけないというふうに思っております。

よろしければ、療育の充実強化と、多様性が認められる社会に向けた療育とか地域福祉について地域福祉部長にもう一回、覚悟といいますか、療育をしっかりと頑張るんだというようなお話をいただければと思います。

以上、第2問とします。お願いします。

○知事（尾崎正直君） 私の今後についてお話がありました。私が先ほど答弁したとおりであります。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 何より、フル操業に持っていくという今後のアフターフォローで、雇用の新たな創出を生み出していくということが大変大切だと思っております。

アフターフォローの中では、雇用の確保ということがもちろん第一なんですけれども、地産外商、それから輸出も含めて取り組まれている企業もごございます。そういった外商、例えば海外での販売をお手伝いするといった形で事業規模自体を拡大していただいて、フル操業に持っていくというようなお手伝いも視野に入れて動いておりますので、香南市とともに全面的にバックアップしてまいります。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県として、太陽光発電を踏みとどまらせるような権限がないのかということをごございました。

今回の場所につきましては、四万十川条例に基づく回廊地区ということで条例上の指定しかかかっておりません。その他の法令上の指定がないということで、条例に基づく四万十市の権限という状況になっております。

この条例上の権限につきましては、市町村に任せるとすることで措置されておりますので、これについての県の権限というのは現状では

ちょっと難しいかというふうに考えております。

ただ、そのほかの森林ですとか、あるいは森林の中でも保安林といった場合には、県なり国なりの権限というものがございまして、その場所に応じた規制というところで、今後とも他法令の状況も見ながら、規制のあり方については検討してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（伊藤博明君） 保育士の確保に向けては、先ほどお話ししましたように、各市町村でも努力され、待機児童の解消に向けて、確保に取り組まれているということですが、やはり非常に重要な課題であるという認識については変わっておりません。

御答弁いたしましたように、保育士の確保に向けて、まず10月に、各市町村がどういった取り組みをされておったか、しっかりと調査をさせていただきたいと思っておりますし、資格者の方についてもいろいろアンケートをしてみたい。そういった形の中で、県としてもどういったことができるのかということについて、改めて検討していきたいというふうに思っております。それから、国に対しましては、先ほど御答弁しましたように、就職とか再就職支援の強化であったり、資金の確保であったり、必要な対策については要請をこれからも続けていきますし、そういった中で取り組みをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

また、研修につきましては、新たに教育要領であったり保育指針とかができて、それから特別な支援を要する子供たちの研修とか、さまざまなことが要請されてきております。ちょっと多くはなっておりますし、研修が多いというお話は聞いておりますけれども、何とかそこを効率的に、先ほどのテレビ会議システムのお話もしましたが、いろいろな工夫をしながら保育士の資質の向上に向けての取り組みもしっか

りやっついていかないと考えております。確保と同時に、これからまた努力をしていきたいというふうに思っております。

○地域福祉部長（福留利也君） 発達障害につきましては、平成17年の発達障害者支援法の施行以降、発達障害に関する社会の理解がかなり進んできているというふうに思っております。

しかしながら、乳幼児健診等でフォローが必要な子供さんの保護者の方につきましては、やはり不安な気持ちが非常に大きいというところがございまして、市町村と連携をしまして、親御さんの不安な気持ちに寄り添いながら、子供さんの障害の受容が早くできるように支援して、早急に適切な療育支援につながっていくように、今後もそうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○28番（石井孝君） それぞれ丁寧な御答弁を賜りましてありがとうございます。

教育長、広域でというのはまた検討していただければというふうにも思いますし、市町村だけ独自でやっていくというのは非常に難しい課題であるかもしれませんので、そうしたことの視点も踏まえてお願いしたいと思います。

知事におかれましては、12年間、改めましてお疲れさまでございました。あの記者会見以降、さまざまな波紋を広げているように私は思っておりますけれども、残された期間はぜひ、一挙手一投足に気を配りながら、感謝と人情を大切に、高知県のよりよい未来に向けて、高知県知事として有終の美を飾っていただくことを期待申し上げます。全ての質問を終わります。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩



午後 3 時20分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） お許しが出ましたので、日本共産党を代表して、順次質問をさせていただきます。

今議会は、尾崎知事が11月の知事選に出馬せず、次期衆院選挙に高知2区から自民党公認で出馬することを目指すと表明した直後の定例会ですので、まず3期12年間の尾崎県政の評価並びに私たち県議団の県政への姿勢を述べさせていただきます。

尾崎知事は、第1次安倍内閣の官房副長官秘書官の経歴がある官僚出身で、自民党政治と距離の近い政治家であると思っていました。しかし、橋本前県政の積極面を継承する姿勢を早々と明らかにし、県民に軸足を置いた県政運営に当たり、私ども県議団の論戦や県民の声にも耳を傾け、暮らしを守る施策での制度的後退を余儀なしとせず、積極果敢な施策を展開しました。それゆえ、私たちは2期目、3期目の知事選では対立候補を立てず、是々非々の立場で、暮らしを支える側面を前進させる姿勢をとってまいりました。

国の悪政のもとで、第1次産業の低迷、若者の県外流出、人口減、少子高齢化、また南海トラフ地震など、県民の命と暮らしを守る課題に対し、地元資源に光を当て内発的発展の産業政策や、医療・福祉を雇用面からも重視する施策、学校図書館支援員の創設やスクールソーシャルワーカーの手厚い配置、耐震リフォームの積極的推進、また旧陸軍歩兵第44連隊跡の購入など、私たちの提案とも共通する施策を実施してきま

した。

国政にかかわる問題でも県民の立場から、核ごみ処理施設の否定、米軍機の低空飛行訓練に対して騒音測定器を設置し中止を求め、国が隠し続けたアメリカ・ビキニ水爆実験核被災船員に対しては健康相談会を実施し、国に救済を要望しています。また、脱原発の立場で四国電力の株主総会で主張するなど、伊方原発の1、2号機の廃炉に貢献したと言えます。

問題点、課題の一つは、目先の学力テストの全国順位向上を目標とした教育行政です。それは深刻な教員多忙化、教員不足を加速させ、子供たちの成長をゆがめるものであり、私たちは予算修正提案も行い、厳しく対峙してまいりました。

そして、何よりも大きな弱点は、県民の暮らしの厳しさ、地方衰退の元凶となっている、国の悪政の根本的転換を求める立場にないことです。自民党政治のもとでも、県民の実態に基づいたきめ細かい努力を積み上げれば、一定の前進を築くことができることを証明したことは、私は大変重要だとは思いますが、やはり県政の取り組みだけでは、若者の県外流出、少子化、人口減の流れを大きく変えるところまでは行かず、限界が示された12年ではなかったでしょうか。私たちは、農産物の輸入自由化、暮らしと営業を破壊する消費税増税など、異常なアメリカの言いなり、そして大企業中心の自民党政治を放置しては、県政の努力も無に帰すと指摘し続けてきましたが、その弱点は期数を重ねるごとに顕在化しました。

TPPについて述べますと、当初は反対を表明していましたが、現在は、しっかり国内対策をと容認に変わりました。消費税増税については、8%時には、今上げるべきではない、景気や弱い立場の人に大きな影響を与えるとしていましたが、現在は、社会保障の安定財源として

最もふさわしいと、10%増税の積極的肯定へと踏み込んできました。

安倍首相が執念を燃やす憲法改悪では、1期目には、憲法第9条については平和の維持や発展に大きく貢献してきた、これをしっかり守ることが必要であると述べていましたが、2期目は、歴代の自民党政府の見解をも無視し、集団的自衛権の一部容認の、9条空洞化につながる安保関連法案に理解を示す立場をとりました。その後も、緊急事態条項の創設を訴えるビデオメッセージを改憲派の集会に送っています。最近では、参院選挙区の合区解消を改憲理由として掲げ、県民を改憲の土俵に乗せる役割を強めてきたと言えます。

尾崎知事が国政に挑むという、それ自体は個人の自由の問題ですが、それは、県民の暮らしの実態をもとに国に提案、要望するという、尾崎県政の積極面を支えてきた有能な職員、職場、県庁という足場を失い、その上に平和・暮らし・地方破壊を進めている国の悪政の流れにみずから身を投ずということであれば、これまでのような積極的役割を果たせるかどうかは、おのずと明らかだと考えるものです。

私たちは、引き続き、県民の皆さんと築いてきた積極面をさらに前進させ、国の悪政から暮らしを守る姿勢を貫きます。そして、この間の市民と野党の共同をさらに発展させる立場に立ち、皆さんとよく話し合い、共同の候補者を擁立し、県民の暮らしと命に寄り添う温かい高知県政実現のために全力を尽くす決意を、以上表明するものです。

次に、知事の政治姿勢についてお聞きします。

まず、憲法問題です。千葉県で台風による被害が拡大しているもとで発足した第4次安倍政権は、改憲をなし遂げることを最大の使命に掲げています。しかし、さきの参院選では、安倍政権は参議院で改憲発議に必要な3分の2の議

席を失い、自民党も9議席後退し、単独過半数を失いました。共同、時事、朝日などの世論調査を見ても、安倍首相のもとでの憲法改正に反対が賛成を上回っており、改憲を国民が求めていることがはっきりと示されたのが、さきの参院選の結果です。

安倍総理が改憲に暴走するのは、侵略戦争と植民地支配の加害の歴史を否定するところに原点があります。国内外の平和を願う人々の声を反映して生まれた日本国憲法を、連合国軍総司令部の、憲法も国際法も全くの素人の人たちがたった8日間で作った代物だと蔑視したのも、そのあらわれです。日本国憲法の源流には土佐の自由民権運動の思想が息づいていること、また日本共産党が戦前から掲げていた政策が反映したものであるなど、日本国民の平和と民主主義を求めてきた歴史を無視し、侮辱する発言です。

また、安倍首相は、終戦記念日の全国戦没者追悼式で一貫して侵略戦争での周辺アジア諸国に対する加害責任に触れず、反省の言葉を排除したことに、歴史修正主義の立場であることが象徴的にあらわれています。国際的な到達点は無視し、侵略の定義は定まっていないと詭弁を弄したこともあります。

知事は、平和憲法が国民の間に定着しているもので、憲法第9条はしっかり守るということが立脚すべき立場と明確に述べ、憲法の源流に自由民権運動があることを土佐人として誇らしいとも答弁しています。

自民党公認を目指す政治家として、安倍総理の改憲の立場、侵略戦争だったことを認めない立場をどう評価しているのか、知事にお聞きいたします。

次に、貧困と格差の拡大についてお伺いします。2011年9月議会で、私は、日本の所得再配分機能がOECD諸国の中でも最低クラスであ

るとの統計も示し、是正が必要なことを述べ、知事に社会保障など社会権の意義についてただしました。そのとき知事は、社会権は、20世紀になって社会国家の理想に基づき、特に社会的・経済的弱者の方々を保護することにより、社会における実質的な平等を実現するために保障されることとなった人権であると認識しておりますと答弁しました。

しかし、現実の日本社会では、格差と貧困が拡大し、子供の貧困、若者の非正規雇用、学生を苦しめる高い学費と奨学金という名の大きな借金、高齢者の孤独死、老老介護、8050問題などが大問題となっているように、基本的人権、社会権がじゅうりんされている現実が広く存在していることは論をまちません。その最大の原因は、自公政治による異常な大企業中心、国民・労働者犠牲の政策がとられ続けてきたことにあります。それは、税収構造を見れば一目瞭然です。

消費税3%であった1990年度の国の税収は60兆1,000億円です。消費税率8%の2018年度の税収は60兆4,000億円と、わずか3,000億円の増にとどまっています。消費税収は4.6兆円から17.7兆円へと4倍、額にして13.1兆円も確かにふえています。その3,000億円分、率でいうとわずか2.3%しか反映しておらず、残り97.7%、12.8兆円という莫大な国民の血税はどこかに使われて税収に反映していません。なぜそうなるのか。それは、法人税収が18.4兆円から6.1兆円も減り、所得税収も26兆円から6.1兆円も減り、両税合わせ12.2兆円もの減に食われてしまったからです。

1989年の消費税創設以来、過去30年の消費税収は349兆円にもなりますが、同じ時期に法人税は地方分を含めて281兆円、所得税、住民税も267兆円減ってしまいました。消費税収は、大企業と富裕層向けの減税、優遇税制で消えたその税収の補填に使われたのが真実であり、消費税頼

みではいつまでたっても社会保障も教育も財政もよくなりません。

税収構造の推移をどう認識していらっしゃるのか、社会保障のための安定財源というのは国民をだますためのスローガンでしかなかったのではないかと、知事の認識をお聞きいたします。

消費税導入時と現在の企業の経常利益と法人税収の割合を見てみますと、1997年度は、企業の経常利益27.8兆円、そのほぼ半分が法人税です。2017年度の経常利益は3倍の83.6兆円になったにもかかわらず、法人税収は3倍化していません。税収は11.7兆円と逆に減少しています。特に安倍政権のもとでは、大企業は史上最高の利益を上げ続けましたが、日本経済全体には還流せず、資本金10億円以上の大企業の内部留保は116兆円もふえて449兆円にも膨れ上がりました。

日銀による国債の大量購入、日銀や年金基金などによる株式購入という、異常で出口も見えない愚かな政策による円安、株高の演出で、富裕層に巨額の金融資産が集中し、アメリカの経済誌フォーブスが発表した日本の長者番付上位40人の資産は、安倍政権の7年間で7.7兆円から18.6兆円と2.4倍にもふえました。

OECDが実施している各国の時間当たりの賃金——残業代も含まれますが、それについての調査結果で、日本は過去21年間で8%減っており、主要国の中で唯一の賃金がマイナスした国ということが示されました。ちなみに同期間に、イギリスは93%もの賃金増、1.9倍です。アメリカは82%、フランスは69%、ドイツも59%、1.59倍へとふえています。そして、お隣の国、韓国は167%の増加、2.67倍と賃金が上がっているんです。所得が再配分されるどころか、国民から大企業、富裕層に逆に移転しているという、日本の異常な姿を示すものです。

大企業、富裕層に富が偏在している上に優遇

税制で税の空洞化がつけられる一方で、国民の貧困が広がっている、この政治が生み出したゆがみを正すことなくして日本社会の未来、地方の再生はないと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、農業問題についてお聞きいたします。8月25日の安倍首相とトランプ大統領との日米首脳会談で日米貿易協定が大筋合意され、昨日発表されました。その内容は、まさに失うだけのFTAです。

農産物についてはそもそもTPP水準が大問題だったわけですが、それさえも守れませんでした。TPPは、牛肉、豚肉の関税は段階的に削減することになっていますが、先行したTPP11に米国が劣後しないようにとそんたくし、段階的削減期間を飛び越して、昨年12月に発効したTPP11の水準に一気に適用させるとしています。

TPP11では、米国も含めた12カ国全体の輸入枠を、米国が抜けた11カ国でそのまま適用させた品目が、乳製品も含めて33品目もあります。これらについて、日米2国間で米国枠をまた新たに設定すれば二重枠となり、完全なTPP超えとなります。乳製品などについて二重枠の設定が見送りになったので、現時点でTPP水準を維持しただけであり、自国分の乳製品などを米国が放棄するわけではなく再協議は時間の問題で、TPP超えを回避したと考えるのは早計だと考えます。

加えて、余剰となっているアメリカの飼料用トウモロコシ270万トンをも日本の民間に買わせる約束をさせられました。政府は、新たに発見された害虫の食害を輸入の理由づけにしていますが、大規模な食害は発生していません。そもそも食害が懸念されている日本の飼料用トウモロコシは、葉や茎を青刈りして発酵させる粗飼料であり、米国から輸入しているのは濃厚飼料と

なるトウモロコシの実であり、全く別物で代用できるものではありません。要するに、使い道のないものに数百億円もの日本のお金が使われることとなります。これも実質的なTPP超えです。

一方、日本政府がメリットとして強調してきた自動車関税は、撤廃どころか20から25%の追加関税発動を避けることに必死のていたらくです。25%関税を押しつけられなくてよかったという論調がありますが、そもそもアメリカの特定国を狙った25%関税適用などは、国家安全保障を名目とした明白なWTO違反です。しかし、日本政府は反論すらしていません。自由貿易が重要だと言いながら、理不尽なアメリカの要求に屈服しているのです。

農政に詳しい鈴木宣弘東大教授は、「25%の関税に脅されて、やはり差し出すだけになった。恐ろしいのは、味をしめた米国大統領は、引き続き25%関税をちらつかせることで、際限なく日本に「尻拭い」・「肩代わり」を要求してくるということである。」と指摘しています。

日米FTA交渉は、知事が大事だとする自由貿易に真っ向から反する内容ではないでしょうか、知事の認識をお聞きいたします。

安倍政権のもとで、食料自給率は過去最低の37%にまで低下しました。基幹的農業従事者は2010年の205万人から2019年の140万人へと減少し、その42%は70歳以上です。近い将来、大量リタイアによる農業者の激減は避けられません。耕作放棄地も年々ふえ、今や全耕地面積の約1割に達しています。

歴代自民党政権の農業政策の破綻は明白になっていると考えますが、知事の認識をお聞きします。

農林漁業の安全保障の機能、多面的機能を重視し、価格保証や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、また若者が安心して就農

できる条件の整備などで多様な担い手を大幅にふやす方向への転換が求められます。

輸入自由化、大規模化・競争力一辺倒の農政を根本から転換することが急務と思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、幼保無償化についてお聞きいたします。消費税増税と一体で、10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。しかし、今回の制度設計は幾つかの重大な問題点を抱えています。

第1は、今日の待機児童問題の根幹をなしている保育士不足、保育士の貧困な処遇に対する抜本的な手だてがなされていないことです。

第2は、保育士不足とも関係しますが、子供の安全、命に対して、無責任な制度設計だということです。認可施設の基準でさえOECD加盟国では最低レベルにとどまっていますが、同改定では、国の認可外保育施設指導監督基準——これ自体保育士の配置が認可保育所の3分の1という低いものですが、その最低基準すら満たさない状態の施設も、5年間無償化の補助対象としています。

2004年から2018年の15年間で、全国の認可外施設での保育中の事故で亡くなった子供の数は137件で、死亡事故発生率は認可施設の2.2倍となっています。認可外保育所に預けていて子供さんを失った高知市内の母親は、事故があつて初めてその保育士配置基準を知り、まさか子供の命を守れないと思われる基準の施設が堂々と営業しているとは思わなかった旨、語っています。今回の改定で、基準に満たない小規模事業所が次々と立ち上がるのではないかと懸念の声が出ています。子供の安全、成長と発達にとって極めて重要な時期を担う保育の質が低下させられる危険があります。

認可外保育施設が幼保無償化の対象となることに対してどのように対応していくのか、教育長にお聞きします。

第3は、今回の無償化において幼稚園との整合を図るとして、これまで保育の一環として保育料の中に含まれていた副食費が実費徴収されることとなりました。批判の声に押されて、免除の範囲を年収360万円まで拡大しましたが、保育所での事務の煩雑化、また滞納世帯の保護者と緊張関係が強られるなど、保育士不足に拍車をかけることとなります。この実費徴収について、引き続き無償とすることを表明する自治体が次々とあらわれています。

内閣府は5月30日、幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会の資料である、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQの中で、「これまで市町村が単独事業により利用者のさらなる負担軽減を講じてきた部分についても、国や都道府県の負担が入ることになります。」「このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」として、「適切に対応いただきたいと考えています。」と明記しています。そこで、県内の幾つかの自治体を調べてみますと、軽減される負担額で十分副食費の無償化を実現できる額となり、高知市や南国市などはこの9月に予算措置を講じることを決定しています。

県段階で言いますと、秋田県は、25自治体のうち半数以上の14自治体、5市7町2村が、全ての対象児童の副食費を無料にする方向です。同県では既に、無償化に合わせて、多子世帯の副食費を助成する県と市町村の共同事業を立ち上げることを決めています。この助成事業に、市町村が独自に上乘せして行われるものです。うち4町1村では主食費も無償です。同県の担当者は、秋田でも少子化、人口減少が進むもと、助成事業は子育て世帯を支援するもの、やはり経済的支援が一番求められていると語っていま

す。

秋田県のような副食費無償化への県の補助制度を県内の全自治体に適用した場合、予想される県負担額はどれだけになるのか、県補助制度を創設し、子育て支援への県の決意を示すべきではないか、知事にお聞きいたします。

次に、子供の医療費無償化についてをお伺いします。尾崎県政では子育て支援を重視してまいりました。特に、全国的にもおこなっていた中学校給食が須崎市の2校を除いて実施となり、子供の医療費無償化も、高知市も小学校卒業、他の自治体は中学校卒業以上へと前進を見ています。私たちも市町村議員や住民の方々と力を合わせ、実現に力を尽くしてまいりました。中学校給食実施では、県が積極的に市町村に働きかけたと承知しております。

しかし、残念なのは、この医療費無償化の前進部分と中学校給食の実施において、県の独自財源はほとんど支出されていないということです。反対に、県の乳幼児医療費助成制度の予算額は、制度が拡充していないために少子化を反映し、予算規模は2010年度の4億9,500万円から2017年度3億9,900万円と、1億円も減っています。

子供の医療費無料化について、県下の市町村が住民の願いに応え財政出動の努力をしてきた一方で、県の乳幼児医療費助成制度予算が1億円も減っていることをどう評価なさっているのか、知事にお聞きいたします。

厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで助成している市区町村は、通院と入院ともに全体の3割を突破しております。中学校卒業までと合わせると、通院も入院も約9割に達しています。高知県の子供の半数は高知市にいます。その高知市の小学校卒業までの医療費無償化の費用は10億800万円かかっていますが、うち県負担は2億円にとどまっています。高知市では、

中学生の無償化の市民の声に対し、全て市の単独財源となることを挙げ、2億円の財源は厳しいと説明をしている状況があります。

知事は、国に対しては、全国一律の子供の医療費助成制度をつくるよう要請しているとおっしゃいますが、県としてやる気がないとの表明にも聞こえるとの住民の指摘も聞こえてまいります。

県も、高知市初め市町村と足並みをそろえ、子供の医療費無償化の拡充に予算出動すべきと思いますが、知事にお聞きいたします。

次に、全国学力テストについてお聞きいたします。

今議会、知事提案説明の教育の充実の項で、知事は、この間チーム学校の構築など幾つかの施策を述べた後、これら一連の取り組みを進展させてまいりました結果、全国学力・学習状況調査の小学校算数が43位から6位と大きく上昇しておりますと述べています。この発言は、公教育のさまざまな施策の目標を学テに収れんさせてきたことをくしくも示すものです。公教育は、個人の価値を尊重して、人格の完成を目指して行われるものです。全国学テの順位を競い合うために、子供たちは学校に毎日通っているではありません。

全国学テの目的は学力・学習状況を把握、分析するもので、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮すると、文科省自身も示しています。

しかし、知事の発言は、学校長や教員をして、結局は学テの順位数値で結果を出すことに子供たちを今まで以上に追い込むことになると危惧するものですが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、次期教育大綱では基本目標に、現行大綱のように、小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す、中学校の学力は全国平均以上に引き上げるとの、序列競争をあおる目標設定はすべきでないと考えるものですが、知事にお聞きいたします。

学テの現場での弊害は何度もこの議場で取り上げてまいりましたが、実際、追い込んだ結果生徒の指導死を招いた、10年連続で学テ日本一の福井県の例を本年2月議会でも取り上げました。福井県では2017年の中学3年生の自殺を契機に、県議会が、自殺に追いやった教員の不適切な指導の背景には学力を求める余り業務が多忙化し精神的ゆとりを失ったことがあったとして、本県でも実施している県版学テなどの取り組みを学校裁量に任せることなどを含む、教育行政の根本的見直しを求める意見書を可決した例です。

2月議会時に紹介できなかった、福井県議会総務教育常任委員会委員長で自民党の斉藤新緑県議のコメントを御紹介いたします。「福井県は、学力日本一ではなく学力テスト日本一です。学力テストの平均点を上げることにどれほどの意味があるのか。福井型教育とって新たな施策をどんどん打ち出す一方で、これまでの施策を減らすことをしないため、教員の仕事は常にふえ、学校現場で悲鳴が上がっています。授業準備ができない、蓄積した疲労で授業のパフォーマンスも落ちるとの声も届きました。尋常でない多忙化のもと、教員のストレスは限界に達しています。常任委員会では、この状態を解決しない限り同じような事件は防げないと考え、教育行政のあり方について意見をまとめました。子供たちには問題意識を持って、多様な物の見方、考え方、生き方を学んでほしい。ふるさとを担う人間づくりを目標にした教育を目指すべきです」、これは、まさに本県の状況にそのまま

当てはまるものではないでしょうか。

学テを利用し、競争をあおり、見せかけの一時的な学力というものの数値を追う指導はもう限界に来ていることに、私たちも気づくべきです。本県では、学テを受けることを拒否する生徒、保護者も出始めています。2018年には広島県が、業務改善の視点から県独自の学力テストを休止すると、福井県に続き、県版学テ取りやめの方向性を決定しています。

2月議会での県版学テへの私の問いに教育長は、学テについては継続してやっていくというふうに考えておられますと答えていますが、さきに述べたように、学力・学習状況を把握、分析するものであるならば、全国学テに毎年63億円も使う必要はなく、数年に一度で、そして抽出で十分であると考えますが、改めて教育長にお聞きいたします。

また、福井県や広島県が県版学テを現場裁量にしたり休止したことをどう認識していらっしゃるのか、また本県の県版学テや単元テストは取りやめるべきだと思いますが、あわせて教育長にお聞きいたします。

次に、特別支援学校新設についてお聞きいたします。

ちょうど1年前の9月議会で私が、そして続いて12月議会で中根議員が取り上げて、教室不足など過密・過大規模化の実態を告発し、知的障害児学校を新設するよう提案を行いました。教育長は、直ちに学校現場を訪問し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について具体的な検討策を検討していくと、前向きな姿勢を示されました。そして今、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会が設置され、検討が進められています。

検討委員会設置の目的を示した要綱第1条は、高知県における知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課

題に対し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について検討することと述べています。しかし、この間の2回の検討委員会の審議経過は、その目的から離れ、目先の課題解決のみに審議を誘導しようという県教委事務局の姿が見られます。

最も重要な一つである規模の問題について、審議をこれから積み重ねて決めていく第1回検討委員会であるにもかかわらず、何といきなり、山田特別支援学校校区に40人から50人規模の対応が必要と人数まで示して、事務局である県教委みずからが案を示す始末です。その姿勢は2回目にさらにエスカレートします。現特別支援学校について増築は困難である、そして施設の新築については、調査の結果高知市に適当な土地はない、あっても整備期間4年から5年かかると否定的見解を並べ立てた一方、既存施設を活用した整備なら複数の情報があるなどと、審議の方向性を特定の方向に導く意図的記述が報告という形で委員に示されています。まさに県教委主導そのものです。県教委事務局案ありきの提案をするのであれば、何も検討委員会が必要ありません。

教育長は、県民に十分な審議を保証するために検討委員会に審議を諮問したのではないですか、お聞きします。

この10年間、一貫して渦巻いていた声と願い、取り組みが大きな流れになってきています。障害児と保護者、学校現場、医療・福祉関係者、県民が、豊かに学べる教育の実現を目指して、高知市に小・中・高、寄宿舎のある県立の100名規模の知的障害特別支援学校をつくろうと呼びかけています。自立する力をつけてほしい、小学部から高等部まで地域で手厚く見てもらえる学校が欲しい、地域で障害児が大切にされ安心して学べる教育条件を整えてほしい、寄宿舎とスクールバスは絶対必要、子供がふえ学校が過

密化で教室もカームダウン室もない、少ないなどなど、声と願いがいっぱいです。

今、高知市立の特別支援学校に130名の児童生徒が学び、約100名は日高や山田の特別支援学校に通っています。子供も保護者も学校の先生も、多忙な労働とますます厳しい暮らしの中で、成長と発達、穏やかで幸せな日々を願っています。

第2回特別支援学校の在り方に関する検討委員会の協議の概要の末尾に、「会議終了後、会長と事務局で協議し、次回検討委員会までに、知的障害特別支援学校及び各市教育委員会を対象に「特別支援学校に対するニーズ調査」を行うこととなった。」と付記されています。手順はさきに述べたように、検討委員会で審議して決定したのではなく、会長と事務局が勝手に審議を経ずして決めたことは問題です。しかし、ニーズ、意見を聞くことは極めて重要であることは言うまでもありません。

今回の検討委員会の目的からいっても、保護者やこれら学校をつくる会の皆さん、そして誰よりも現場で奮闘する学校の皆さんと意見交換、懇談することは、極めて有意義ではないでしょうか、教育長にお伺いいたします。

先日、県議会総務委員会が、岐阜県、岐阜清流高等特別支援学校を訪問して、当該支援学校と県の特別支援教育の取り組みを視察、研修しています。地域で学び地域で育ち地域に貢献するを基本理念とする、子どもかがやきプランと改訂版に基づいて、この間新たに8校を新設し、20の特別支援学校を整備しています。そして、子供の増加による施設の狭隘化の解消と社会的自立のための教育の充実が急がれていること、県も議会も厳しい財政状況の中でも特別支援学校の整備については別問題との認識に揺るぎはなかったと思いますとの説明に、同僚議員は大きな衝撃を受けたと話しています。こうした全国の先進的な取り組みに学び、検討委員会の目

的にある抜本的な改善、解消への審議にも真正面から臨むべきです。

さきの視察は教育次長も同行していたとのことですが、次長からの報告を受けての感想及び、山田特別支援学校の過密・過大規模化の緊急な改善はもちろんですが、関係する知的障害特別支援学校適正化等、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について真摯に向かい合うべきと考えますが、教育長の御所見を伺います。

最後に、四万十川メガソーラー建設計画についてお聞きいたします。

観光客からも人気が高い佐田の沈下橋の約1キロメートル上流に、大規模太陽光発電所、メガソーラーの整備が計画されています。出力3メガワットで、8.3ヘクタールの河川敷に太陽光パネルを約4ヘクタール設置するというものです。

多様な生態系や景観を守るため、大規模な造成や建造物を制限する四万十川条例を県は制定しています。2016年、2018年の過去2回の当該地へのソーラー計画は、同条例に基づき、水害のおそれ、景観破壊、住民の反対を理由に不許可にした経緯があります。そして2018年4月、同条例には、許可が必要な工作物として太陽光発電も新たに追加されています。にもかかわらず、今回は四万十市長が許可しそうだと新文書などから感じている住民の皆さんが、四万十市、そして県に対する憤りと批判の声を大きくしています。業者が数次にわたり県との問い合わせや協議を行っているのに訴訟をちらつかせる強硬な姿勢を示しているのは、県と市の対応に何か非があったからではないかという疑念も起こってきています。

県は、四万十市並びに事業者とどのような協議、連絡、接触を行ってきたのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

知事は今月13日の記者会見で、本県が策定し

た太陽光ガイドラインでは、地域の関係者に対する事業内容の説明、協議を行い、地元合意を得た上で事業を進めるように求めていると発言なさっています。しかし、9月13、14両日に開かれた佐田、三里での地元説明会は、本来主催すべき事業者が一人も来ずに四万十市が行うという、前代未聞の開催となっています。

知事が言う国、県のガイドラインに照らすと、住民との合意を図ることはなから無視し怠っている事業者に事業許可を出すことがあってはならないと考えるものですが、林業振興・環境部長にお聞きします。

今回の事業計画には多くの問題点があります。県として、四万十市に対ししっかりと助言をするためにも、以下の点について明確な答弁を林業振興・環境部長に求めます。

第1に、この事業は昭和38年8月豪雨、約1万3,400立方メートル・パー・セカンドの水位を基準にしており、その1.19倍、約1万6,000立方メートル・パー・セカンドの洪水が発生した昭和10年8月の水位を無視していることは問題です。近年の集中豪雨は、予測を超えるものが頻発しています。また、当地は遊水地として機能を果たしてきたところでもあります。太陽光パネルや施設が流されれば、佐田の沈下橋にひっかかり被害を大きくします。さらに、パネルには有害物質を含むものもあり、下流5キロメートルにある水源地が汚染される危険性も発生します。四万十川下流の特産品であるアオサへの影響など、市民生活に甚大な被害を及ぼすことが予想されます。

当該地が河川法適用外の建設場所であるとしても、水位や遊水機能の補填や施設の流下などに関して、想定外の洪水対策を実証データとともに提示することなしに建設を認めない姿勢を県、市とも示すべきではないかと考えますが、どうお考えか、お聞きします。

第2に、景観保全のため遮蔽することが必要ですが、事業者の木と竹の植樹計画で遮蔽ができるのか、川の景観が保たれるのか、そもそも砂利のあった河川敷で竹や木が根づくのか、それらを担保する実証データの提出がない限り事業許可を認めるべきではないと考えるが、どうか。

また、改正FIT法は、事業計画と関係省庁や地方自治体からの情報提供などをもとに、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は認定取り消しができるとなっており、さきの四万十市議会では、遮蔽ができない状態であれば発電させないという執行部答弁もなされています。

県も、FIT法に基づく対応姿勢はこの四万十市と同様の考え方なのか、お聞きします。

第3に、今回の事業主は東京都港区にある2014年設立の株式会社で、資本金300万円、従業員3人の小さな会社と聞いています。設置後に施設の流出やパネルの自然発火など問題が発生した場合、事業者が迅速かつ適切に対応できるのかは甚だ疑問です。

太陽光パネルの設置期間25年間及び設置期間終了後の実効ある安全対策を担保させるべきだと考えますが、どうお考えか。

市長の許可容認姿勢に、地元住民や観光業者、漁業関係者は危機感を抱き、四万十川観光遊覧船連絡協議会、四万十川中央漁協青のり組合、四万十川リバーアクティビティ連絡協議会、四万十川を後世に伝える会、四万十川の景観を大切に守りたい市民の会、四万十ふるさとの自然を守る会など6団体は、四万十川のイメージが悪くなる、景観が損なわれる、防災上も問題だと、不許可を求める要望書を市長に提出し、署名も9月18日段階で5,460筆となっています。

そして、四万十市議会では9月21日、四万十川流域における大規模太陽光発電を許可しない

よう求めた陳情書を賛成多数で採択いたしました。この議会の決定は非常に重いと言えます。

今回のメガソーラー建設計画について知事の所見と対応をお聞きいたしまして、私の1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍総理の改憲の立場、侵略戦争であったことを認めない立場をどのように評価しているのかとお尋ねがありました。

安倍総理は改憲について、困難な挑戦だが必ずやなし遂げると意欲を示した上で、野党各党もそれぞれの案を持ち寄って、憲法審査会で憲法のあるべき姿について与野党の枠を超えて活発な議論をしてもらいたいと述べておられます。

私も、これまで申し上げてきたとおり、現行憲法が制定されてから70年が経過しており、現行憲法で必ずしも対応できない根本的な事柄が生じているのであれば、憲法改正について徹底した議論を行うことが必要であり、国会においてしっかりと議論を進めていく必要があると考えております。

また、さきの戦争に係る歴史認識について、安倍総理は、戦後70年を迎えるに当たり、閣議決定もされた平成27年の内閣総理大臣談話において、我が国はさきの大戦における行いについて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明してきました、こうした歴代内閣の立場は、今後も揺るぎないものでありますとしており、歴代内閣が持ち続けてきた思いを引き継いでいくことを明確にされているものと考えております。

私といたしましても、戦争の教訓を風化させることなく、平和のとうとさ、平和を愛する心を次の世代に伝えていくことは我々に課せられた使命であると考えているところであります。

次に、税収構造の推移と社会保障のための安

定財源についてお尋ねがございました。

まず、税収構造については、御指摘のあった平成2年度はバブル経済下であり、法人税収、所得税収とも過去最高水準にありました。その後、バブル崩壊による不況やリーマンショックによる景気後退により、平成21年度には平成2年度に比べ、法人税は12兆円減の6.4兆円、所得税は13.1兆円減の12.9兆円と、税収が大きく落ち込みました。そこから、近年はアベノミクスの取り組みなどにより税収が回復し、平成30年度は平成21年度に比べ、法人税は5.9兆円増の12.3兆円、所得税は7兆円増の19.9兆円となっております。平成21年度以降、3回、法人税の実効税率の引き下げが行われておりますが、単なる減税とならないよう課税ベースの拡大などをあわせて行っており、平成23年度以降は法人税は増収傾向が続いております。

国、地方を合わせた消費税収については、平成元年の導入以降、平成9年の引き上げまでは7兆円程度、平成26年の引き上げまでは12から13兆円程度、その後は22兆円程度で安定的に推移していると認識しております。このように、近年の動向を見ると、法人税、所得税、消費税いずれも増収となっているところであります。

この消費税の引き上げ分については、社会保障の安定財源としてしっかり使われていると認識をしており、実際に数字を見ても、平成2年度から平成28年度にかけて社会保障給付に係る国と地方の負担分は、16.2兆円から47.7兆円へ30兆円以上増大しており、この金額は消費税収入の増額分を超えております。

消費税は、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代などの特定の者への負担が集中せず、経済活動に与えるゆがみが小さいとされています。そのため、幅広い国民が負担する消費税は、少子高齢化社会における社会保障の安定財源として

ふさわしいものであると考えているところです。

次に、特定の大企業等に富が偏在している状況を踏まえ、政治によるゆがみを正す必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

政府においては、アベノミクスによる成長と分配の好循環をつくり上げる中で法人の内部留保が拡大していることに関連し、法人に対して賃上げの要請や税制上のインセンティブを付与することを通じて、企業の収益を賃上げや設備投資につなげていく取り組みを進めているものと承知しております。また、所得再分配機能を強化する観点から、平成27年分以降の所得税の最高税率を5%引き上げており、加えて今般の消費税引き上げに当たっては、低所得世帯に対する高等教育の無償化や介護保険料の軽減、低年金者に対する給付金の支給などを実施することとしております。

このように、国においてさまざまな格差是正策が講じられてきたものと承知していますが、私としては、今後とも全ての世代の方が安心して暮らせる社会の実現に向けて、さらに格差是正の取り組みを進める必要があると考えているところです。

そのためには、国全体として地域間格差を是正することが大きなポイントになるものと考えており、地方創生の推進など地方の経済の底上げに資するさまざまな取り組みを、格差是正の一環としてより骨太に講じていく必要があるとも考えているところでございます。

次に、日米貿易交渉についてお尋ねがございました。

日本時間の本日未明、日米両首相によって新たな貿易協定の最終合意がなされました。これまでの報道によりますと、議員のお話にもありましたように、輸出面では、米国が離脱する前のTPPで予定されていた自動車や関連部品の関税撤廃は見送られたものの、懸念されていた

自動車への追加関税の発動は回避されることとなり、かつ関税撤廃についても継続協議となっております。あわせて、多くの工業製品の関税撤廃や引き下げが行われることになったほか、牛肉については低関税枠が拡大されることとなりました。輸入面では、例えばTPPでは合意していた米の無関税枠の設定が見送られることとなりましたし、為替条項は盛り込まれておらず、引き続き金融政策が円滑に進むことが期待される所です。

詳細な内容は今後検証されることとなりますが、今回の協定は、両国双方のさらなる貿易拡大につながるものであり、自由貿易に真っ向から反するものではないものと考えている所です。

今後は、残された自動車などの品目について協議が続けられることとなります。また、農産品についても将来的に再協議を行うこととされています。政府においては、引き続き我が国として攻めるべきところは攻め、守るべきものは守るという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次に、歴代自民党政権の農政の破綻は明白になっているのではないかと、また農業政策の転換が急務ではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをします。

少子高齢化の進展により我が国全体で人口減少が進む中、農業の分野におきましても、農業者の高齢化などにより農家戸数が減少し、それに伴い耕地面積が減少するといった厳しい状況が続いております。こうした中において、我が国の農業が今後も産業として持続可能なものであるためには、経営の規模を問わず、多様な担い手が地域地域において農業を続けていけることが重要であると考えています。

国におきましては、平成11年に食料・農業・農村基本法を制定し、以降法に掲げる食料の安

定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、そして農村の振興という4つの基本理念を具体化するため、大規模化や競争力強化といった攻めの施策一辺倒ではなく、担い手の育成・確保対策や中山間地域の農業を下支えする日本型直接支払制度の推進など、地域農業を守るための施策についても講じてきたものと認識しております。

本県におきましても、産業振興計画のもと、国の制度も最大限有効に活用しながら、次世代型こうち新施設園芸システムの普及拡大の取り組みなどにより産地の生産力を高めるとともに、より生産条件の厳しい中山間地域においては集落営農や中山間複合経営拠点の整備を進めるなど、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、さまざまな取り組みを展開している所です。

こうした取り組みを進めてきました結果、本県の農業産出額は、平成20年の1,026億円から平成29年には17.1%増の1,201億円まで増加し、平成20年度には114人であった新規就農者数は、近年は毎年270人前後で推移するなど、各種の指標が上昇傾向に転じてまいりました。

今後も、国においては、最先端のAIやロボットなどの技術を活用したスマート農業の推進や、我が国のすぐれた農畜産物の輸出拡大といった攻めの施策とあわせて、本県のような中山間地域が多く高齢化が進む地域に対しては、守りの農業についてもきめ細やかな対策をしっかりと講じていただきたいと思います。

次に、保育所等における副食費の無償化に向けた県の補助制度の創設についてお尋ねがございました。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化に当たって、引き続き保護者負担となる3歳から5歳の子供の副食費について、秋田県においては、

世帯の所得等により保護者の負担割合を設定し、市町村が無償化または減免しようとする場合に県が補助する制度を創設したとお聞きしております。

高知県において、仮に県内市町村が3歳から5歳の子供の副食費を全面無償化しようとする際に県が2分の1の補助を行うとすれば、県負担額は年間約2億7,000万円となります。

なお、幼児教育・保育の無償化に当たっては、3歳以上の全ての子どもと、3歳未満の子供のうち住民税非課税世帯の子供の保育料等が無償となりますが、県内においては、9月13日時点で27市町村が3歳以上の全ての子供の副食費を無償とする方向で検討されていると承知いたしております。

これまで県では、高知版ネウボラの取り組みにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援体制の充実に努めるなど、子育て支援施策全体について、各施策の連携も図りながら充実強化を進めてきたところです。その中で保育料については、18歳未満の子供が3人以上いる世帯を対象として、3歳未満の第3子以降の保育料を軽減する市町村に対して補助してきたところですが、今後も、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりなど、少子化対策に資する施策全体をいかに充実させていくかなどを議論する中で、御指摘いただいた副食費についても検討されていくべきものと考えております。

次に、県の乳幼児医療費助成制度に関する予算が1億円減っていることに対する評価についてお尋ねがありました。

乳幼児医療費助成事業費補助金の予算につきましては他の予算と同様に、毎年、前年までの実績額などを考慮して計上しています。お話がありました2010年度は、前年度に新型インフルエンザが大流行したことから、ここ10年間で最も多い約4億9,500万円を当初予算に計上いたし

ました。他方、その後は助成対象となる乳幼児数が徐々に減少してきたことに伴い実績額も漸減したことから、2017年度の予算では、2010年度と比べ約1億円少ない約3億9,900万円を計上したものであり、決して県が裁量的に予算を削減しているものではなく、予算計上としては適切になされているものと考えております。

なお、直近の2018年度、2019年度は、対象となる乳幼児数が減少する中であっても、それぞれ2017年度に比べて微増の4億200万円、4億円を予算計上しておりますし、この予算については、疾病が大流行することなどの事情により実際の補助額が当初予算額を上回ることも想定されますが、そうした場合には補正予算を組んで、必要な助成金を市町村に交付することを予定しているものであります。

次に、県も高知市を初めとした市町村と足並みをそろえ、子供の医療費無償化の拡充に予算出動すべきではないかとお尋ねがありました。

子供の医療費の無償化の問題については、これまで申し上げてまいりましたように、子供が生まれ育った環境によって左右されず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、子供の医療費は国の責任において全国一律に実施すべきものだと考えております。こうした観点から、全国知事会などを通じて新たな子供の医療費助成制度の創設を国に提言してきたところであり、県としては、これからも引き続き全国での実施が実現するよう提言を行っていく必要があると考えております。

他方、県の助成制度を上回る就学期以降の子供の医療費無償化につきましては、各市町村において、既にそれぞれの置かれている状況や財政状況などを踏まえつつ対応しているところであり、県が中学校卒業までの医療費の助成の拡充を行ったとしても、単に市町村での財源の振

りかえになるだけで、本当の意味での子育て支援策の充実にはつながらないと考えております。

県としましては、引き続き市町村に頑張ってもらっている事業は市町村にお願いしつつ、あわせて県独自の他の施策を展開するなどして、限られた財源の中で、子育て支援の施策が全体としてさらに充実し、子育てしやすい環境となるよう全力で取り組んでいく必要があるものと考えているところです。

次に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねがございました。

本県の子供たちがこれからの時代をみずから力で力強く生き抜き、みずからの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要となります。このうち、知の分野において確かな学力をしっかりと身につけることは、子供たちがみずからの夢や目的を実現していくために大変重要であると考えております。

学力は、多面的、多角的に評価されるものであり、お話にあったこの全国学力調査だけで評価されるものではなく、他の学力調査や各種のアンケート調査、学校における日常の授業や子供の発表などから総合的に評価されるべきものであります。一方で、全国学力調査は、OECDなどの国際的な学力調査の結果や課題なども考慮しつつ、学習指導要領に示された目標、内容に基づき実施されるものであって、出題される問題にあっては、これからの生きる子供たちに必要な学力観が示された良問であると捉えております。さらに、その結果は、客観的に全国の状況とも比較検証できることに加え、学校での授業改善や県、市町村の施策の効果、成果をはかることにも利用することができるものであります。そのため全国学力調査は、多様な学力評価の指標、手法の中でも特に有効なものであると捉えているところです。

したがって、今後とも本県の教育施策の進捗管理やさらなる改善に向けて、全国学力調査は活用されていくべきものと考えておりますが、あわせて個々の子供たちの学力の定着状況は、先ほども申し上げましたように全国学力調査のみをもって把握、評価するものではなく、さまざまな視点を持って多面的、多角的に評価していくことが重要であるとも考えているところです。

次に、次期教育大綱における目標設定のあり方についてお尋ねがございました。

高知県の教育大綱では、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち、また、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を基本理念に掲げており、そのために必要となる力を一人一人の子供たちに育てることを大きな目標として各事業に取り組んでいます。その際には、県民の皆様とも目標を共有して、総力を挙げた取り組みとしていくためにも、具体的で客観的なわかりやすい数値目標を設定することが必要であります。

また、明確な数値目標が設定されていなければ、事業実施において選択する手段やそのボリュームが定まらず、その状況で事業を実施しても十分な成果は期待できません。さらに、適正で効率的な予算の執行という面や県民の皆様への説明責任という面からも、しっかりと数値目標を立てることが必要であります。そして、このような数値目標を設定するに当たっては、先ほども申し上げた、良問で構成され、かつ全国比較や経年比較も可能な全国学力調査の結果を活用することが有効であると考えています。

こうした理由から、これまでも全国学力調査における全国平均や全国順位を指標として、目標達成に必要な具体の取り組みを進めてきたところであります。この結果、本年度本県の小学

生の学力は引き続き全国レベル以上を維持し、中学生の学力が全国の平均集団に入ってきたことは大変うれしいことであり、学校や教員の皆様、そして各家庭の皆様の御努力、何より小中学生、子供たちの頑張り、これに敬意を表するところであります。

ただ、もとより全国学力調査の結果のみをもって学力の定着状況を把握しようとするものではなく、全国学力調査の結果以外から把握されるさまざまな事柄、学習シートや単元テスト、また授業中につくり上げた作品などを総合して、それぞれの子供の定着状況を把握しようとしてきたものと考えております。

次期教育大綱の策定に当たっては、全体としては現教育大綱の知・徳・体の分野における基本目標の設定を踏襲しつつ、不登校の児童生徒への支援など強化すべき分野についてはさらなる充実を図っていくこととしており、これらの各施策、事業についてしっかりと数値目標を設定していくことが必要となるものと考えているところです。

最後に、四万十川流域へのメガソーラー建設計画に対する所見と対応についてお尋ねがございました。

県は、四万十川の多様な生態系や景観を基礎とした流域の生活、文化及び歴史の豊かさを確保するとともに、持続的な発展を目指した流域の振興を図り、四万十川を県民・国民共有の財産として後世に引き継ぐことを目的として、四万十川条例を制定しております。このため、四万十川流域での開発行為については、自然環境との調和、景観の保全、そして災害時の安全性の確保が大変重要だと考えております。

今回の四万十川での太陽光発電施設の建設計画につきましては、地域の方々から、洪水時に太陽光発電施設が破損したり流出したりしないのかといった心配の声や、景観の保全のために

植栽が計画されている竹や樹木が本当に根づくのかといった点について、特に懸念されているとお聞きしております。

この建設計画に対し、地域の皆様が懸念されている洪水時の安全対策や景観との調和といった点などについて、四万十川条例に照らし合わせた上で、四万十市が適切に許可、不許可の判断をされるよう、県としても市に対してさまざまな助言を行っているところです。

また、現段階で事業者による地元への説明会は開催されていないとお聞きしておりますことから、県として、事業者に対して早期に説明会を開催し、地域の皆様の不安を解消するよう、努力を惜しまず丁寧に対話を積み重ねていただくよう、引き続き求めてまいります。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、認可外保育施設が無償化の対象となることに対する懸念についてお尋ねがございました。

認可外保育施設の設置、運営に当たっては、利用する子供たちの安全を確保することが大変重要であると認識しております。そのため、高知市の所管を除く県内の認可外保育施設に対しては、これまでも県が、子供たちの安全を確保する観点から、定期的に立入調査を実施しております。

今年度は、9月までに対象26施設のうち19施設に対して立入調査を実施しており、残りの7施設についても来月中に実施することとしております。これまでの調査の結果、認可保育所に準じた職員配置や、子供の数に応じた必要な保育室の面積などを定めた指導監督基準を満たしている2施設に対しては、その旨の証明書を発行しており、基準を満たしていない17施設に対しては、基準を満たすよう改善に向けて必要な指導を行っているところです。今年度は、8施

設に対し13項目について文書指導を行い、改善報告を求めています。平成29年度は、立入調査対象19施設のうち6施設に対し11項目について、昨年度は、調査対象3施設のうち1施設に対し2項目について文書指導を行い、全ての施設の改善を確認しております。こうしたことは、高知市においても同様に取り組んでおられるとお聞きしております。

さらに、認可外保育施設においても保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われるよう、毎年認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修を実施しております。このほか、保育士、幼稚園教諭等を対象としたさまざまな研修への参加も促し、保育内容の充実にも取り組んでいるところです。

今後も、子供たちの安全を確保するため、引き続き、届け出対象となる全ての認可外保育施設に対して指導監督基準に基づく立入調査を毎年度実施し、基準を満たしていない施設に対しては早急な改善と改善結果の報告を促すとともに、報告がない施設に対しては再度の立入調査を実施し改善に向けた指導を行うことにより、保育の質の向上に取り組んでまいります。

次に、全国学力・学習状況調査について、数年に一度の抽出による実施で十分ではないかとお尋ねがございました。

文部科学省では、この全国学力・学習状況調査の目的は大きく3つあるとし、1つ目は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、2つ目は、各学校における児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てること、3つ目は、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを挙げております。さらに、文部科学省において、この調査問題については、

これからの社会において求められる学力を具体的な問題として示しているものとされておりますので、教員はこの問題の意図などを学習し、授業改善に生かしていくことが重要となっております。

統計的なものとして、全国的な学力や学習状況の傾向や、都道府県別の傾向を把握するというのであれば、数年に一度の抽出による調査になるようにも思います。しかしながら、県教育委員会としましても毎年の施策の成果を把握し、改善点を検討するためのデータとして活用しておりますし、各学校においてもそれぞれで児童生徒の状況を把握し、学校ごと、学級ごとに応じた授業改善を行い、また小学校、中学校それぞれで卒業までに身につけておくべき学力について、児童生徒個々の状況に応じて教育指導を行うため、毎年悉皆で行っている本調査を活用しているものです。

このように学力向上に向けた検証改善サイクルを確立するためには、毎年度、全国学力・学習状況調査の実施とその結果の活用が大変有効であると考えております。

次に、福井県や広島県の県版の学力調査の扱い方についての認識と、本県が独自に実施する学力定着状況調査や単元テストについてお尋ねがございました。

文部科学省のホームページ公表資料では、平成30年度に独自の学力調査を実施している都道府県、指定都市は、小学校で46、中学校では47となっております。また、同資料では、福井県は全小中学校で県独自の学力調査を実施し、広島県は質問紙調査を実施していることが公表されています。いずれにしましても、それぞれの自治体には独自の教育課題があり、その解決に向けて効果的な施策が検討され、取り組みを進められており、福井県と広島県でも、それぞれの自治体の事情の中で今回の取り組みの変更が

判断されたものと認識しております。ただ、各県の事業や取り組みについても広く研究し、そのよさを本県の教育施策に生かしていくことは大切なことでありますので、さまざまな機会を活用して情報収集や研究を行ってまいりたいと考えております。

本県独自の学力定着状況調査は平成24年度から開始し、現在は小学校4年・5年生、中学校1年・2年生を対象に実施しております。これは、それぞれの学年で身につけるべき学力の定着状況を1年間のスパンで調査、把握して、一人一人の子供の強みや弱みを強化、補強した上で、次の学年へ進級させようとするものであり、あわせてこの調査結果を教員や学校の授業改善に資することを大きな目的としています。この県版学力調査を全国学力・学習状況調査とあわせて実施することによって、一人一人の子供の学力の定着状況を経年で把握することができ、それぞれの習熟に合わせたきめ細かな学習支援が可能となり、また授業改善サイクルの確立にもより有効に働くものと考えています。

また、単元テストは、一つの単元が終わる時点で学習内容が十分に理解され、定着されているかをはかり、習熟度に合わせた個別学習を進めるもので、特に積み重ねが必要な算数・数学において効果をあらわしています。このような取り組みにより、授業改善や学力向上に成果も上がっておりますので、現時点においては継続が必要であると考えております。

次に、検討委員会は、県民に十分な審議を保証するために審議を諮問したのではないかとのお尋ねがありました。

高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会は、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題に対し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について検討することを目的として、

本年6月に設置いたしました。

7月の第1回の会議では、教育委員会事務局から検討委員会に対して、議論に必要な情報として知的障害特別支援学校の現状や児童生徒数の増加要因、今後の児童生徒数の推計などを説明するとともに、それらに基づき、考えられる対応の方向性の案をお示しいたしました。8月の第2回では、委員会から提出の要請があった資料として、これまでの対応の状況について御説明し、その上で具体的な対応策について御意見をいただきました。

検討の大前提として、施設整備の必要性の有無及び施設整備をする場合にどの程度の規模とするかという点について、さまざまなデータから児童生徒数の推計を行い、その根拠を示しながら御説明いたしました。

本県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の推計については、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略における高知県人口の将来展望に基づいて算出いたしました。これには、インクルーシブ教育システムの推進等による減少要因は考慮しておりませんが、全児童生徒数における知的障害児童生徒数の割合が徐々に上昇していることから、平成30年度には0.97%であったものを令和2年度以降は1.01%まで上昇すると仮定して推計しております。その結果、県中央部の3校間で通学調整ができれば理論上現状の施設で対応できるものとなりましたが、地域性や通学の利便性を考慮すると、山田特別支援学校校区では40から50人規模の人数超過への対応が必要とし、委員の皆様にも確認していただいたところです。

これらは、課題解決の方法を検討していただくために、根拠をお示ししながら必要な情報を提示させていただいたものであり、決して事務局案ありきということではありませんし、検討委員会の議論を具体的に進めるためには、こう

いった情報を事務局が提示することが必要であると考えております。

今後とも、検討委員会においては、根拠をお示しして資料を提出するとともに、会議も公開し、透明性を確保しながら取り組んでまいります。

次に、狭隘化の対応に関して、保護者や学校をつくる会、学校の関係者と意見交換、懇談することについてお尋ねがございました。

検討委員会の委員には、医療や福祉の立場から知的障害のある児童生徒やその保護者とのかわりを持つ方々、保護者の代表として知的障害特別支援学校や小中学校のPTA連合会会長、関係自治体の教育長など知的障害特別支援学校にかかわる方々を委嘱し、さまざまな視点から幅広く協議いただいているところです。また、県中央部の各知的障害特別支援学校長もオブザーバーとして参加しております。

これまでに、教職員団体からは、6月に県教育委員会に対して、検討委員会の委員の選定や会議の持ち方に関する御要望を文書でいただきました。また、この教職員団体からは、7月には当検討委員会の委員に対して、施設整備等に関して、高知市内に100名規模の小・中・高一貫した、寄宿舎のある新しい学校の整備を求める提案書を送付されたこともお聞きしておりますし、8月にはこの教職員団体の方が県教育委員会事務局を直接訪問され、担当課においてお話を伺っております。

今後も、教育委員会として、いろいろな機会を通じて御意見をお聞きしてまいりますし、私といたしましても、来月から複数の職員団体や各種団体の方々といろいろとお話をする機会が既に具体的に予定されております。このような場において、この特別支援学校の整備についても意見交換させていただくことになると考えております。

最後に、岐阜県の視察の報告を受けての感想と、全国の先進的な取り組みに学び、将来を見据えた抜本的な改善や解消の方策について検討すべきではないかとお尋ねがございました。

岐阜県教育委員会では、特別支援学校の児童生徒数が増加し、教室数不足が深刻化した状況等を踏まえ、平成18年3月に特別支援教育の推進のために子どもかがやきプランを策定し、そしてこのプランに基づき、地域で学び地域で育ち地域に貢献するという子供たちの育成を目指して、各地域の特別支援教育の核となる特別支援学校8校を新たに整備しているとのことでした。また、その一つである岐阜清流高等特別支援学校は、平成29年度に開校した知的障害の生徒を対象とした高等部のみの特設支援学校で、1学年48人、全校生徒が137名となっております。

圏域ごとに8校の特別支援学校を計画的に整備された岐阜県の取り組みは大変興味深く、その背景や過程などについて詳しく勉強したいというふうに思いましたし、校舎については、8校のうち6校は統廃合となった高等学校等の空き校舎を活用しているとのことから、既存の施設を活用した効果的な取り組みが行われているという感想を持っております。

本県におきましても、山田特別支援学校の狭隘化と県中央部の知的障害特別支援学校の規模の適正化等については、早期に対応すべき重要な課題であると認識しており、検討委員会においては必要なデータをお示ししながら、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について、具体的な対応策を検討していただいております。今後、さらに2回の検討委員会を実施し、11月をめどに意見のまとめをいただき、意見のまとめをもとに、他県の取り組みも参考にしながら、本県に合った形でできるだけ早く課題解決に向けた具体的な方策を、県教育委員会として決定していきたいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 四万十川流域のメガソーラー計画についての一連の質問にお答えいたします。

まず、県は、四万十市並びに事業者とどのような協議、連絡、接触を行ってきたのかとお尋ねがございました。

今回の太陽光発電施設の建設計画に関し、条例や規則の解釈、運用について、四万十市から県に対して問い合わせや相談がございまして、随時助言を行っているところです。また、県の太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインに基づいて、地元への説明会を早期に開催するよう、事業者に対し県から直接要請を行っております。

次に、国や県のガイドラインに照らして、住民との合意を図ることを怠っている事業者に事業許可を出すことがあってはならないのではないかとのお尋ねがございました。

国が定めている固定価格買取制度、いわゆるFITの事業計画策定ガイドラインでは、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることが求められております。また、本県が策定している、太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインにおいても、工事の着手前までに地域の関係者に対し事業内容を説明、協議し、地域の合意を得た上で事業を進めるよう、事業者に対し求めているところでございます。

今回、太陽光発電施設の建設が計画されている場所は、過去にも反対運動が起こっている場所です。先ほどもお答えしましたように、県も四万十市とともに、早期に地元説明会を開催するよう事業者に対し要請しているところでございます。事業者側は、四万十川条例の許可を受けた後に地元説明会を開催する

との意向であり、これまで事業者による地元説明会は開催されておられません。

四万十川条例上は地元合意は許可の要件とはなっておりませんが、四万十川は地域で暮らす方々にとっても、また県民、国民にとっても貴重な財産でありますことから、事業が地域と調和したものとなることが特に重要であると考えております。このため県としましては、事業者に対し、早目早目に住民説明会等を開催し、丁寧な対応を重ねて地域との合意形成を図っていただくよう、引き続き求めてまいります。

次に、想定外の洪水対策を実証データとともに提示することなしに建設を認めない姿勢を示すべきではないかとのお尋ねがございました。

今回の建設計画では、昭和38年8月洪水の際に浸水した水位を想定して、太陽光パネルの高さや防護柵の設置などの洪水対策を講じるとお聞きしております。こうした洪水対策について、想定する洪水の水位の設定や洪水対策の内容が十分なものとなっているかどうか、専門家の意見も付しながら、科学的な根拠をもとに説明することを事業者に求めるよう、県から四万十市に助言しているところでございます。

また、事業者からの説明内容の妥当性について、四万十市においても専門家の助言を得ながら判断されるよう助言してまいります。

次に、事業者の植樹計画で遮蔽できるのか、川の景観が保たれるのか、竹や木が根づくのかといった実証データの提出がない限り許可すべきではないのではないかとのお尋ねがございました。

今回の建設計画では、四万十川条例施行規則に基づいて、太陽光発電施設が四万十川や川沿いの道路から見えないように樹木等で遮蔽することが必要です。このため、まずは事業者が専門家の意見を付して、建設計画で予定する竹や樹木が実際に根づくことを説明する必要がある

と考えております。

具体的には、植栽を計画する竹や樹木について、それぞれの樹種の特性に応じた土壌改良や植栽手順、また維持管理方法などに関し、専門家の意見を付して、技術的に根づくということが可能であることを具体的に説明するよう事業者に求めていくことを、四万十市に対し助言しているところでございます。

次に、県も、FIT法に基づく対応姿勢は四万十市と同様の考え方であるのかとのお尋ねがございました。

平成29年4月にいわゆるFIT法が改正され、関係法令の遵守が位置づけられ、法令違反があった場合には、関係省庁や地方自治体からの情報提供に基づき、経済産業省は事業者に対して必要な指導及び助言を行い、改善を命じ、最終的にはFIT認定の取り消しを行うことができることとなっております。

今回、四万十川で計画されている太陽光発電施設に関しましては、四万十川条例がFIT法の関係法令に該当することとなります。例えば、仮に発電施設の適切な遮蔽ができないなど四万十川条例に違反する事態が生じ、四万十市が速やかな是正の指導を事業者に対し行いました場合には、県としましては国に対し適宜情報提供を行い、FIT法に基づき速やかに対応いただくよう要請してまいります。

最後に、太陽光パネルの設置期間及び設置期間終了後の実効ある安全対策を担保させるべきではないかとお尋ねがございました。

まず、発電施設につきましては、事業者がFITの認定を受ける際に、保守点検の責任者や、保守点検及び施設の維持管理計画と、そのかかる費用を算定し、提出することが求められております。事業認定後は、自然環境や近隣への配慮を行いながら、この維持管理計画に基づいて、設備の保守、維持管理とともに災害の防止に努

めていただくこととなります。

発電事業終了後につきましては、太陽光パネルなどの発電設備は、関係法令を遵守した上で可能な限り速やかに撤去、処分することが求められております。その廃棄にかかる費用につきましては、FITの認定申請の際に資金の積立計画を提出することが求められており、その積立額につきましても毎年国に報告することが求められております。加えて、廃棄費用の積み立てが確実に行われるように、現在国において新たな制度の検討もなされているところでございます。

また、災害などにより発電施設が近隣に被害を及ぼすようなことがあった場合には、事業者が責任を持って適切かつ誠実に対応していくことが、国のガイドラインで求められております。

県のガイドラインでは、事業者は、市町村や地域から合意内容について協定書等の書面を求められた場合には、誠実に対応することとしております。

これらのことを踏まえて、災害発生時の補償や事業者の責任の範囲、事業終了後の設備の廃棄など、地域の方々が懸念される内容につきましては、事業者に、四万十市や地域の方々と丁寧話し合いを重ね、合意形成を図っていただくよう要請してまいります。また、その合意内容を協定書等の書面の形で明確に残していくことも必要であろうと考えます。

県内では、事業者と地元自治体が災害補償等に関する協定を締結した例もございますことから、こうした事例も参考にしながら、四万十市と連携して、地域の方々の懸念がなくなるような形で合意形成が図られるよう、事業者に対し誠実な対応を求めてまいります。

○35番（吉良富彦君） 2問を行います。

まず、学テですけれども、知事も、それから教育長も、多角的にということをおっしゃって

いますけれども、それは現場を知らない認識です。学テのみになっているんです。そのことを考慮せずにこのまま突っ走っていくということは、やはり絶対に許されないと思います。

学力テスト体制を問うという高知県民主教育研究所の冊子があります。これを見ますと、学力テストの正答率が大きく下がった。その結果、県教委から学校視察に来る機会がふえ、学力向上、正答率向上のための指導が頻繁に行われた。常に市町村教育長から校長に、学力調査の結果に関する話と正答率向上に向けた校内取り組みの指導が入っている。子供たちに時代の変化に対応できる力をつけろと言っているけれども、調査の結果が絶対的な学力の物差しとして使われるようになった。職員に余裕がなくなっている。職員の長所である個性を潰している。学校行事が削られ、学校がつまらない場所へと変化している。宿題も大変ふえている。その中で子供たちも、テスト偏重の中で美術や音楽など、それ以外の教科が軽視されがちになっている。学力テストが学校現場へ入ってから、夏休みだけではなく、冬休みも春休みも国語や算数の宿題が出されている。その量も多く、子供たちにとっては負担となっている。

高知市では、市教委が長期休業の前に、全ての学校がどれくらいの宿題を出したかを毎回調査している。テスト結果が悪かった学校には、市教委からの指導が入る。そのことで宿題がふやされる。過去問を解くことはもう当たり前になっている。そういう状況が——授業改善を目指すのではなく結果を上げるために、教職員だけでなく子供たちも振り回されているという、これが現場の実態ですよ。

知事も教育長も、本当にこれが私たちが求める学校現場の姿なのか、前回も言いましたけれども、「ねえ君、不思議だと思いませんか」という寺田寅彦のような問いが学校でできるような

ものになっているのか、ぜひ現場で教職員と一緒に膝を突き合わせて、さあどうですかということをお願いです。ぜひそういう場を——それはもう結構ですよ、それは思い込んでやっているわけですから、国も一生懸命。でもね、やっぱり出て行って、先生方どうですかと、子供たちの実態はどうですかと、喜んで学校へ来ていますかということ、ぜひ聞く場を持ってあげてほしいと思います。

それを実践しているところがあるんですよ。実は、知事も多分御存じだと思いますけれども、3年前に高知に来た鈴木大祐さんという教育研究者。彼は土佐町で、何と議会として、町内の先生方全部と一緒にあって、多忙化の問題、現場の問題を話し合っていて、そして子供たち、先生たちも大いに喜んでいて、やる気になっていると、自分たちの声を聞いてくれると——これは議会が、その常任委員会がやっているんです。やっぱり土佐町の教育委員会も、それについて評価はしていると思うんですね。

そういう取り組みを、ぜひ高知県としても、県教委としてもやっていただきたい。ただ地教委が出て行って、どうしてこんなに低いんやと、もっとやれ、宿題出せなんていう、こんな貧弱な指導のあり方があってはいけませんね。地教委に関しても、そういう土佐町の実践なんかを含めて例を示しながら、忙しいですけども、出て行って聞くという場をぜひ持っていただけたらと思います。

それから、教育大綱ですけども、順位のことでもそうですけれども、非常に私が気になるのは、学力状況調査における児童生徒の道徳性、自尊感情や夢や志、思いやり、規範意識で、全国平均を3ポイント以上上回るものにしなさいというのが目標に出ているんですよ。これは、「自分には、よいところがあると思う」、思うというのを全国平均より3ポイント上げろ。「いじめ

はどんな理由があってもいけないことだと思う」、「人の役に立つ人間になりたいと思う」、この思いを、内面の自由を、どうやって教育の現場で指導するんですか。どう思おうと、それはそれぞれの子供たちの状況で判断されるべきなんです。それを3ポイントあげろなんていう、内面の自由に踏み込むようなこの目標の設定の仕方というのは、ぜひ是正をすべきだと思います。

この2点について、知事に、そして教育長にもお伺いしたいと思います。

それから、四万十川のほうですけれども——もう時間がないですね。県が結局出ていって、ぎっちりやっているわけですよ。それは、市のほうにそういう専門家がなかなか少なくないということがあって、そういうことになっているんじゃないかと思うんです。やはり私は、市に移譲したというのを非常に今、後悔しているんです。

やっぱし四万十川、日本最後の清流で、観光資源としても大事なところですから、ぜひもう一度、人員もたくさんいるし、そういう専門家もいる県がそれを担当としてできるように変えていくべきだと思いますけれども、それについても御所見を知事にお伺いして、質問を終わりにいたします。

**○知事（尾崎正直君）** 学力テストについては、真の学力というものがあって、学力テストとの関係というのは恐らくこういうことだと思っております。真の学力が身につけているのであれば、結果として、学力テストの結果というのも向上していくであろうと。他方で、学力テストの結果がよいから、ゆえにもってして真の学力がついたとは必ずしも言えないと。そういう結果にあるんだろうと思っています。

前々から申し上げておりますけれども、本県の学力テストの結果が全国平均に比べても著しく低いという状況というのは、本当の学力とい

う点においても著しく低いというものがやっぱりその背景にあったので、学力テストの中でそういう結果があらわれてきたということであって、やはりこれはゆゆしき問題として、我々として努力を傾注しなければいけないということで取り組んできたものであります。

ただ、御指摘もありましたし、我々もそう思っていますけれども、目的とすべきは間違いなく知・徳・体も含め真の学力、これが非常に大事ということは間違いのないだろうと思います。ですから、学力テストの結果だけが自己目的化するということであってはいけないということは、それはよくよく気をつけないといけないと思いますし、もし学力テストの結果が自己目的化しているようなことがあるのであれば、その点については一定是正をするような取り組みは大事なことだろうと私も思います。

ただ、真の学力が身につけていけば、学力テストの結果においてもよい結果が出てくる。そういう中であって、やはり真の学力の状況というのを把握するための一つの手法として学力テストを生かすということ、このことは大事なことだと私は思っているところです。

そして、2点目の話でありますけれども、この道徳性について全国平均を3ポイント以上引き上げるということについて、内面の自由を侵害するののかという話であります。これも、子供たちにおいて自尊感情が高まっていけば、結果としてこのポイントも上がっていくだろうと、そういうふうに考えていまして、逆に言うと、このポイントを上げるということを自己目的化するということは、確かにあってはならないことだと思います。例えばアンケートにおいて、いいと答えなさいと言ったりしたりすると、これはもってのほかなのであって、そういうものではないだろうと思います。

ただ、道徳教育をしっかり施して、それが自

尊感情の向上とかにつながっていったのかなと、その結果が出ているのかなということ把握するときにおいて、何も操作をしないで、子供たちが素直に答えたその結果を一つ参照するという事は、それは十分あり得ることではないかと私は思っております。

3点目、四万十川条例についてということあります。今後この許可基準のあり方について、県としてどう関与していくかということ、さまざまな事例も踏まえて検討も重ねていかないといけないと思いますが、少なくとも現行の問題となっている事例について、新たに変更したものを遡及適用することはできませんから、四万十市において対応されることになるわけであり、しかしながら、我々としても、これに対して技術的助言などしっかり対応していきたいと、そのように考えるところです。

○教育長（伊藤博明君） 知事からもお話がありましたように、学テの件、自己目的化ということについては、私どもも、もちろんそういったことをやっているわけではない、そういう形になるということ、ちょっと問題があるかなというふうに思っております。

そういった学テの結果によって子供たちがどんどん追い込まれていくという、そういうようなことであってはならない話で、ここら辺については、しっかりと市町村教育委員会とも連携といいますか、協議といいますか、お話し合いもしていきたいと思っております。お話がありましたように、現場の先生方の声というのは非常に大事だと、私も常々現場へ行きたいというお話をさせていただいております。積極的にお話もこれからは聞かせていただいて、教育施策に反映していきたいというふうに思っています。

それから、大綱につきましても、いろんな生徒指導上の課題に対して、やっぱり自尊心を高めていくということが一番なんだろうと。その

高めていくということで、いろんな施策を打って、どういうふうに効果が出ているかをはかるために、子供たちのアンケートで、そういう3ポイントというふうなものを指標として使っております。3ポイントが目的ではなくて、やっぱり自尊心を高めていこうという授業が、やっていることがちゃんと成果が出ているのか、それをどうはかるのかというような活用ですので、指標のあり方も、次回以降この3ポイントを使うかどうかは別にしまして、何らかの指標はしっかりと設定していく必要があります。そういったことには取り組んでいきますけれども、学テも大綱の目標についても、数値ありきということではなくて取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時散会

## 令和元年9月27日（金曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君  
 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君  
事務局 次 長 行 宗 昭 一 君  
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
政策調査課長 織 田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯 田 志 保 君  
主 幹 春 井 真 美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 9月27日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 5 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正

する条例議案

- 第 9 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第 13 号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 15 号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 16 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

- 報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別  
会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉  
資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資  
金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業  
団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成  
事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会  
計歳入歳出決算
- 報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改  
善資金助成事業特別会計歳入歳出決  
算
- 報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金  
助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特  
別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別  
会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金  
特別会計歳入歳出決算
- 報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会  
計決算
- 報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会  
計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工  
業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関  
する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知  
県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成  
30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行  
います。

23番西森雅和君。

(23番西森雅和君登壇)

○23番（西森雅和君） おはようございます。公  
明党を代表して、知事初め執行部に質問をいた  
します。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

尾崎知事におかれましては、3期12年間にわ  
たり県勢浮揚に努めてこられました。心から敬  
意と感謝を申し上げるところでございます。12  
年間、県内の実情と課題を的確に捉え、スピー  
ド感を持って取り組まれたその成果は、今議会  
初日の提案説明であったとおりであります。

高知県として産業振興計画を平成21年4月に  
スタートさせ、農林水産業、商工業、観光など  
各分野の振興を初め、各地域の産業創出と振興  
に取り組んできました。その結果、マイナス成  
長であった我が県のGDPをプラス成長に変え、  
1人当たりの県民所得も、平成20年と28年の比  
較で、全国を2倍近く上回る16.3%増加させる  
ことができています。全国よりも少子高齢社会  
が加速する中で、また全国のどの都道府県も頑  
張っている中で、全国を大きく上回る伸びを見  
せているということは並大抵のことではありま

せん。また、平成22年に策定した日本一の健康長寿県構想をもとにした県民の健康の維持と医療・福祉の充実に向けた取り組みや、命を守り、命をつなぎ、生活を立ち上げるための南海トラフ地震対策、そして子供たちの教育の向上と子供たちへの支援を初めとする教育の充実などなど、高知県の状況は全てにおいて大きく前進してきました。

これも知事のリーダーシップのもと県職員が一丸となって、市町村との連携やさまざまな業界の皆様との連携、地域住民との連携によって進めてきた結果であります。尾崎県政が取り組まれた、これらの取り組みと成果を大いに評価するものであります。尾崎県政のもとで尽力された県職員の皆様にも心から敬意を表するものであります。

さて、国と地方との関係は、地方分権改革が進む中で役割分担が明確になり、機関委任事務制度の廃止や、国の関与のルール化、義務づけ・枠づけの見直しや、国から地方への事務・権限の移譲などが図られてきたところであります。しかしながら、地方には国の財政に頼らなければならない中での自治体運営など、厳しい現実と多くの課題があります。

そこで、尾崎知事に伺いたいと思います。高知県を初めとする地方が今後発展していくためには、国と地方の関係や財政面を含めた制度において、国の制度の何がどのように変わることで、あるいは国の制度の何をどのように変えることが必要と考えるのか、12年間の知事の経験を持ち、国政を目指す知事としてのお考えをお伺いいたします。

平成19年12月に尾崎知事が就任した翌年、私自身一般質問において、尾崎知事に知事の政治姿勢として最初に伺った質問が、道州制についてでありました。そして、今回尾崎知事への知事の政治姿勢の最後の質問として、道州制につ

いてお伺いをしたいと思います。

12年間県知事を務められ国政を目指す知事に、道州制についての御所見を改めてお伺いいたします。

次に、SDGsについて伺います。

私たちが住んでいる社会を未来に向けて持続させていくにはどうすればよいのか。少子高齢化、子供の貧困と教育問題、エネルギーや産業振興、大規模災害など、持続可能な社会づくりのために考えるべき課題はさまざまにあります。そして、世界に目を向け持続可能な地球社会を考えたとき、さらに多くの解決すべき課題が横たわっています。SDGsとは、国際社会が2030年に向けて誰ひとり取り残さない持続可能な世界の実現を目指す、17項目から成る国際目標であります。このSDGsは、2015年9月の国連サミットで採択され、2016年1月に発効されています。

国連が国際的な開発目標を設定するのは2度目です。最初の目標は、2000年の国連総会で採択されたミレニアム開発目標、MDGsであります。このMDGsには2015年までに達成すべき8つの目標が掲げられていました。このミレニアム開発目標、MDGs、実は日本では余り注目されておりました。それは、掲げられた目標が、貧困や飢餓の撲滅、初等教育の普及、幼児死亡率の削減などといった、主にアジアやアフリカなどの発展途上国が抱えていた課題に対するものだったからであります。

2015年に新たに設定されたSDGsが今、日本で注目されるようになったのは、SDGsで示された目標が、発展途上国のみならず、いわゆる先進国にも共通する目標だったからであります。2030年に向けて誰ひとり取り残さない持続可能な世界の実現を目指す17項目の国際目標の中には、貧困、飢餓、保健衛生、教育といったMDGsを引き継ぐ目標がある一方で、地球

の温暖化、生物多様性、持続可能なまちづくり、雇用と経済成長、クリーンなエネルギーなど、日本を含めた先進国が率先して取り組むべき目標が数多く含まれています。

そしてまた、SDGsは国だけが取り組む目標では決してありません。国を初め県や市町村といった行政、企業、団体、さらには私たち一人一人が世界の直面している課題に対して、自分のこととして捉え、それぞれの活動、生活の中に浸透させていくことが大切であります。現在、SDGsの認知度は国内において3割程度と言われています。まずは、誰ひとり取り残さない持続可能な世界のために、SDGsというものを地球に生きる私たち一人一人が知ることが必要であると思います。

そこで、知事にお伺いいたしますが、SDGsに対する御所見と、SDGsを県内のより多くの人に知ってもらうために今後どのような取り組みを行っていくのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて伺います。

日本人の死亡原因の1位であるがんについては、今までその対策を何度も質問してきたところでもあります。きょうは、がんに次ぐ日本人の死亡原因である循環器病の対策についてお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、現在日本人の死亡原因の1位はがんであります。平成29年においてありますが、年間約37万3,000人の方ががんで亡くなっています。日本人の年間死亡者数が約134万人ですので、3割近い人ががんで亡くなっているということになります。死亡原因として2番目に多いのは心臓病で約20万4,000人、次いで脳卒中の約11万人となっています。心臓病と脳卒中は、ともに血管の病気であり、生活習慣などにより血管の動脈の硬化が進むと動脈

の中が詰まりやすくなります。それが脳の血管に詰まれば脳梗塞となり、心臓の冠動脈に詰まれば心筋梗塞となります。

高知県では、平成29年において死亡原因の1位であるがんで亡くなった方は年間で2,456人、2位の心臓病では1,805人、3位の脳卒中は913人となっています。全国的には、75歳以上の後期高齢者になると、心臓病と脳卒中で亡くなる方を合わせた死亡者数が、がんを上回ると言われています。しかし、高知県では心臓病と脳卒中で亡くなる方を合わせた死亡者数が、既に全体としてがんで亡くなる方を上回っております。また、人口10万人に対する死亡率は、本県では心臓病が男性が全国3位、女性が1位と高く、脳卒中は男性13位、女性12位となっており、特に心臓病による死亡が全国と比較して高い状況となっています。

本県における心臓病と脳卒中による死亡状況を全国と比較してどのように分析しているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

我が国の平均寿命は、平成28年において男性が80.98歳、女性は87.14歳であり、世界トップレベルの長寿国であります。平均寿命と健康寿命——健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間でありますけれども、この差が、男性はマイナス8.84歳、女性はマイナス12.35歳で、平均寿命と健康寿命の差は男女平均で約10年というところあります。平均寿命と健康寿命の差の最大の要因が循環器病とされています。心臓病や脳卒中といった病気にかかることで後遺症が残ったり、入院を繰り返す可能性が高いからであります。また、介護が必要になる人、いわゆる要介護になる人の最大の原因は脳卒中であると言われています。心臓病と合わせると、要介護になる方の約25%が心臓病と脳卒中が原因とされています。

高齢社会が進む中で、このままでは循環器病

の患者数は一層ふえると見込まれています。そして、医療費や介護費もさらに膨らむことが予想されています。多くの方が長く健康で生き生きと生活できることが何よりも大切であります。そのためにも健康寿命をどうすれば延ばすことができるのか、大きな課題であります。

こうした中、国も動き出しました。昨年12月、脳卒中や心臓病などへの対策を強化する、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、いわゆる循環器病対策基本法が成立し、今年度中に施行されることとなっています。この法律によると、都道府県は循環器病対策の推進に関する計画を策定することとなっています。

高知県においては、今まで脳卒中や心臓病の対策に取り組んできているところではありますが、県として新たに循環器病対策推進計画ができれば、我が県の循環器病の対策がさらに進んでいくことになると思います。そして、この計画によって、医療体制の格差が是正され、身近な病院で適切な治療を受けられる体制が整えられていくことにも期待したいと思います。

脳卒中と心臓病は救急患者が多く、一刻も早い治療が欠かせませんが、拠点となる病院が整備されることで多くの患者さんが救われるようになります。そして、急性期のみならず、回復期から慢性期や要介護に至るまでの切れ目のない支援体制が構築されれば、患者の生活の質も高まってくると思われます。

また、脳卒中や心臓病は予防効果が大きいと言われています。塩分や脂肪分を抑えた食生活や運動によってリスクを軽減できます。こうした正しい知識を学校教育の場で普及することが、将来的に循環器病を減らすことに直結します。推進計画では、予防教育もぜひ盛り込んでいただきたいと思ひます。

さらに、がん登録のように脳卒中や心臓病に

対しても登録制度ができれば、患者数や生存率など正確な実態を把握することができることとなります。疾患登録が進み、今後有効な治療薬などの道が開かれることも大いに期待したいと思います。あわせて、保健・医療・福祉従事者の育成にも力を入れていただきたいと思ひます。

そこで、健康政策部長にお伺ひいたしますが、高知県の循環器病対策推進計画がどのような計画になっていくのか、循環器病対策に向けた決意とあわせてお聞きしたいと思います。

次に、認知症対策について伺ひたいと思ひます。今、少子高齢化が進み本格的な人口減少時代に突入しています。こうした時代の中で、一人一人が輝き、将来にわたる安心と希望が持ち続けられる社会をどう築いていくのか、これも大きな課題であります。

私ども公明党は、昨年でありましたけれども、全国約3,000人の全議員が地域に飛び込んで、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4つをテーマとしたアンケートを行う100万人訪問・調査を実施したところであります。私自身、この調査をする中で、課題解決に向けた具体的な取り組みの重要性を再認識したところであります。きょうは、この調査したテーマの中で介護アンケートについて、ここで少し御紹介させていただきたいと思ひます。

介護サービスを利用している人やその家族に、介護に関する困り事を複数回答で尋ねたところ、全体の約6割の方が、家族の負担が大きいと答え、約3割が、いざというときの相談先に悩んでいるということがわかりました。介護の負担が家族ばかりにのしかかることのないように、しっかりとした相談と適切なサービスの調整や提供ができる体制を築き上げなければならないと感じたところであります。

また、同じく介護サービスを利用している人やその家族に、日常生活で困っていることを複

数回答で聞いたところ、全体の主な回答として、通院36.4%、力仕事31.2%、買い物30.9%、認知症の人への対応29.2%といった順で困っていることがわかりました。しかし、この回答には地域の特徴も出ていました。例えば、東京では力仕事が43.8%と最も高かったわけですが、四国や北陸信越では認知症の人への対応という項目が最も高く、四国では42.3%、北陸信越では42.6%となっていました。

こういった結果からしますと、東京を初めとする都市部では、力仕事などを頼める人がいない独居や高齢者夫婦世帯を支えるサポートが必要とされており、四国や北陸信越を初めとする地方では、認知症の人への対応といった介護をする側を支えるサポートが必要とされているということがわかりました。

一方、調査では介護に直面していない人に、自分が介護を必要になったとき一番困ることを聞いたところ、経済的な負担と並んで、自分が認知症になったときと答えた人が多く、認知症に対して不安を持っている人が目立ちました。この調査によって、多くの人が認知症の人への対応であったり、自分が認知症になるのではないかとといった不安を抱えていることがわかりました。

さて、人生100年時代と言われておりますけれども、年齢と認知症は相関関係にあるとされています。80代では25%から30%の人が、90代では50%、100歳を超えると80%の人が認知症になると言われています。将来、我が国における認知症の人は、2025年に約700万人、2030年には約830万人に達すると見込まれています。世界的には、認知症の人は2050年には1億人を突破するとも言われています。

そこで、地域福祉部長にお伺いいたしますが、県内における現在の認知症高齢者の推計人数がどのようになっているのか、また今後の認知症

高齢者の人数の推計をどのように見込まれているのか、あわせてお聞きいたします。

少し余談になりますが、認知症の根治薬の開発も進められています。しかし、残念ながら見通しはついていません。認知症の半数を占めると言われるアルツハイマー病については、進行をおくらせる治療薬があるものの、病状を回復させる薬の登場までには至っていません。新薬の開発には、治験から発売まで10年から17年かかると言われています。治験の途中で目標とする効果が確認できず、開発を断念するといったことがほとんどで、新薬までたどり着くのは数万分の1の確率と言われています。新薬までの道のりは険しいものがあります。

さて、住みなれた地域で安心して老後を過ごせる環境づくりは重要でありますし、認知症になった人の視点に立った施策の必要性を強く感じるところであります。県内においては、昨年からは認知症の早期からの適切な診断や対応、認知症の人またはその疑いがある人やその家族への総合的な支援を行う事業が、市町村の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、県内全ての市町村で取り組みが始まっています。

こうした中、県としても市町村をサポートするさまざまな取り組みを進めております。具体的には、地域全体で認知症高齢者やその家族を見守る体制の構築が進むように、認知症地域支援推進員に対する研修を実施し、資質の向上を図る取り組みを行っています。そして、県内全市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの活動を充実させる支援や、かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修なども実施されています。また、認知症サポート医の養成を行い、認知症の初期から認知症の人をかかりつけ医と認知症サポート医が連携して支援する体制の強化や、もの忘れ・認知症相談医登録制度の普及なども行っております。

県内におけるこうした認知症対策は、現在高知県高齢者保健福祉計画の中で位置づけられて取り組みが進められているところではありますが、今後認知症高齢者がさらに増加していく中での認知症対策を考えたとき、認知症対策のための条例の策定や認知症対策に特化した高知県認知症対策のための推進計画をつくり、認知症対策に取り組んでいくことが必要であると考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

また、認知症対策として、65歳未満の現役世代で発症する若年性認知症の対策も課題であります。現在、認知症対策は高齢者福祉課で進められているところではありますが、認知症高齢者の今後のさらなる増加や若年性認知症対策への取り組みを考えると、機構改革による認知症対策のための新たな課もしくは室の設置の必要性を感じますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、国の補助金を活用した産婦健康診査事業について伺います。近年、共働きやひとり親世帯、核家族化がふえる中で母子が孤立しやすくなっており、出産直後の母親が育児への不安やストレス、出産後のホルモンバランスの変化などから、産後鬱になるケースもあります。産後鬱は、出産した母親の約1割が発症するとも言われています。幼子を抱えて孤立しがちな母親からのSOSをしっかりとキャッチし、産後鬱や新生児への虐待防止を図る観点から、産婦を心身両面から支えていく体制づくりが求められているところでもあります。

こうした中、平成29年度から産婦健康診査事業を実施する市町村に対して、国の補助により産婦さんへの公的助成が始まっていますが、県内で実施している市町村はまだありません。今後、県内全ての市町村において産婦健康診査事業が実施され、産後の早期の支援が強化されていくことを望むところでもあります。

そこで、健康政策部長にお伺いいたしますが、県内全ての市町村が産婦健康診査事業を実施していくために、市町村や医療機関向けのマニュアル作成なども必要であると思いますが、県として今後具体的にどのような支援を行っていくのか、お聞きいたしたいと思います。

次に、救急電話相談事業の拡充についてお伺いいたします。高齢者の増加で救急医療の需要はますます高まってきております。救急車による救急出動件数も近年増加の傾向を続けております。高知県における救急車の出動回数は、平成29年に4万1,056件であったものが、平成30年には4万2,414件と、1年間で1,358件増加しています。搬送された人も平成29年の3万8,258人から平成30年には3万9,368人と増加しています。高齢社会の進展により、この傾向は今後も増大すると見込まれております。そして、搬送される方の約半数が軽症者であるとも言われています。

今、全国では病気やけがをしたとき、電話で相談に乗ってもらえる救急電話相談事業として、#7119の導入などが進められています。この救急電話相談は、共通の短縮ダイヤル#7119に電話をすると医師や看護師などの相談員が対応してくれ、病気やけがの症状を把握して、急病やけがの応急処置の仕方や、救急車の要請が必要かどうかの助言、医療機関の案内などをしてくれるというものであります。

#7119の導入による効果は、消防面においては、潜在的な重症者の発見及び救護、軽症者の搬送割合の減少や、急ぎでないケースでの救急出動の抑制といったものが挙げられています。一方、医療面では、医療機関の負担軽減などの救急医療体制の円滑化や医療費の削減といったことが挙げられています。これらのことにより適正な救急医療体制の構築が可能となり、必要な人に必要な医療サービスが届く環境づくり

が進むことが期待されます。

現在、高知県では、一般財団法人高知県救急医療情報センターによって、病気やけがのときに医療機関を紹介する電話相談を行っておりますが、先ほど申し上げました急病やけがの応急処置の仕方や、救急車の要請が必要かどうかの助言などは行っていません。また、我が県では、平成19年度から小児救急電話相談事業、いわゆる＃8000が導入されており、現在年間4,300件を超える相談が寄せられ、大変喜ばれております。

そこで、健康政策部長にお伺いいたします。小児救急電話相談事業、＃8000の大人版とも言うべき救急電話相談事業の導入を高知県として行ってはどうかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、キャッシュレス社会についてお伺いをいたします。

キャッシュレスとは、紙幣、硬貨といった現金を使わずに支払い、受け取りを行う決済方法のことです。今、世界では現金を使わず、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンのアプリを活用して支払うスマホ決済が広がっています。

世界各国のキャッシュレス決済の割合を見ますと、韓国で89%、中国では60%、スウェーデンでは49%など、現金を使わない決済が主流となりつつあります。韓国では2020年までに少額硬貨の廃止を決定しているとも言われていますし、現金支払いの上限額を法律で定めるスウェーデンでは、既に鉄道やバスなどの交通機関での現金使用はできなくなっております。中でも急速にキャッシュレス化が進んでいる中国では、スマホに表示したバーコードをかざして決済できる電子決済サービスが、屋台や市場といった日常生活レベルにまで浸透しています。まさにキャッシュレス化は世界の潮流であります。

これに対して、日本のキャッシュレス決済の比率は20%程度で、世界の各国に比べれば普及がおくれています。日本がキャッシュレス化で出おけている理由として、世界に比べて治安がよく、現金を安心して使えるという環境があります。ATMが至るところにあり現金が使いやすい、また紙幣の製造に高い技術を持っており偽造紙幣が少ないという点も大きな要因であると言われております。

キャッシュレスには強みもあります。それは安全だということであります。クレジットカードを盗まれたら悪用されるといった印象が強いわけでありますけれども、紛失してもすぐに使用を停止することができますし、不正に利用されたときの補償制度もあります。そして、何よりの強みは短時間で決済でき、利便性も高いということであります。

一方で、使い過ぎが懸念されるといった声もありますけれども、賢く使えば心配はないように思われます。例えば、クレジットカードやデビットカードは一定の金額以上使えないように設定するなど、使い過ぎにブレーキをかける仕組みもあります。また、最近ではキャッシュレス決済とスマートフォンを連動させて、家計簿として利用できるアプリもできています。

政府でも、平成26年に閣議決定された日本再興戦略改訂2014において、来年のオリンピック・パラリンピックなどを踏まえ、キャッシュレス化に向けた対応策を検討するなど、これまで4回にわたりキャッシュレス推進の方針を打ち出しています。昨年閣議決定された未来投資戦略2018では、今後10年間に我が国のキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指すとしていますし、将来的には80%を目指すとしています。

高知県でもインバウンドなどの対応として、牧野植物園や足摺海洋館といった県有施設の入

場料の支払いをキャッシュレス決済する方向で進んでいますし、県立病院では既にクレジットカードでの決済ができるようになっています。

そこで、知事にお伺いをいたします。県税の支払いや県に対する使用料や手数料の支払いなどを、キャッシュレス対応ができるようにしてはどうかと考えますが、キャッシュレス社会に対する御所見とあわせてお伺いをいたします。

また、最近ではブロックチェーン技術を利用したビットコインやリップルなどといった暗号資産、いわゆる仮想通貨なども注目を集めています。今後、フェイスブック社によって発行が予定されているリブラは、世界の金融事情を大きく変えるのではないとも言われています。

そこで、知事にお伺いいたします。県税の支払いや県に対する使用料や手数料の支払いなどを仮想通貨により行う将来的な可能性について、仮想通貨に対する御所見とあわせてお聞きをいたします。

次に、浄化槽について伺います。

高知県において、四万十川や仁淀川を初めとする清流は大きな財産であります。これらの清流を保ち、河川や港湾など公共水域の水質の保全を図っていくことは、次の世代に対する私たちの責任であります。

高知県議会では、平成12年に高知県浄化槽設置推進に関する条例を議員提案により制定し、生活排水を処理する浄化槽の普及を進め、県民の生活環境の向上に取り組んでいるところであります。

こうした中で、浄化槽に関する課題も出てきております。それは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換ということでもあります。単独処理浄化槽は、高度経済成長期の1960年代に、トイレの水洗化に伴って普及し始めた浄化槽であります。この単独処理浄化槽は、し尿以外の生活排水はそのまま排水されるため、家庭

から出る排水の2割しか汚れを取り除くことができず、河川の悪臭や水質汚濁の原因になっているとも言われています。

このため、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となり、浄化槽の新設時においては、し尿と生活排水を同時に処理する合併処理浄化槽の設置が義務づけられたところであります。しかしながら、高知県においては平成29年度末現在、4万3,512基の単独処理浄化槽が稼働中でありあります。一方で、し尿と生活排水を同時に処理する合併処理浄化槽の県内における設置数は、5万7,077基にとどまっています。県内に設置された約43%が単独処理浄化槽のままです。

そこで、県内において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいない要因をどのように考えるのか、そして県内における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を今後どのように進めていくのか、土木部長にお伺いをいたします。

ことしの通常国会において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促す改正浄化槽法が議員立法により成立したところであります。来年4月に施行される改正浄化槽法では、県による浄化槽台帳の作成が義務づけられているわけですが、取り組みの準備は進んでいるのか、進めていく上での課題は何か、あわせて土木部長にお伺いいたします。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、県有施設の状況はどのようになっているのか、まずは隗より始めよで県有施設の転換を行うべきであると考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、子供たちの安全・安心を守る取り組みについてお伺いいたします。昨年、愛知県の小学校で、小学1年生が熱中症で意識を失い搬送先の病院で亡くなるという悲しい事故が発生し

ました。また、昨年6月には大阪の北部地震によって、児童がブロック塀の下敷きになり亡くなるという痛ましい事故が発生しています。こうした事故を二度と起こしてはなりません。

昨年の臨時国会で、公立小中学校などの全ての普通教室に空調設備の設置のための予算と、倒壊の危険性がある学校のブロック塀の改修や撤去を支援するための予算が成立し、現在各地で子供たちの安全・安心を守る取り組みが進められています。これによって、昨年9月現在30.7%であった高知県内の小中学校の普通教室における空調設備の設置率が、今年度中にほぼ100%になるということになります。

そこで、県内公立小中学校の普通教室における空調設備設置の進捗状況が現在どのようになっているのか、また倒壊の危険性がある学校のブロック塀の改修や撤去はどこまで進んだのか、あわせて教育長にお伺いをいたします。

今回の各小中学校における空調設備の整備は、普通教室における設置ということになっておりますが、今後は音楽室や調理室といった特別教室や体育館への空調設備の設置も必要になってくると思われます。特に、災害時に避難所となる体育館への空調設備の設置は重要であると考えます。避難所に指定されている学校体育館に空調設備を設置しようとした場合、国の緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債が活用できるわけです。

そこで、今後県立学校の特別教室及び体育館への空調設備の設置を進めるべきであると思えますし、市町村立の小中学校の特別教室及び体育館への空調設備の設置を働きかけるべきであると思えますが、いかがでしょうか、県内における公立学校の体育館の避難所指定の実態とあわせて教育長にお伺いをいたします。

次に、プログラミング教育について伺います。来年の4月から、各小学校においてプログラミ

ング教育が必修化されることになっています。パソコンやタブレット端末などを活用した授業は、児童にとってわかりやすく、学習意欲を高める可能性が高いとされており、学びの楽しさを広げるよい機会になっていくのではないかと大いに期待するところであります。

来年4月から必修化されるプログラミング教育は、コンピューターにおいて一定のプログラムの言語を用いてプログラムを作成するといったプログラミング技術自体を学ぶことではありません。今回のプログラミング教育は、プログラミング教育を通じて問題を認識したり、問題を小さく分けて解決策を考えたり、その解決策の手順や条件を明らかにするといった理論的な考え方を身につけることを育成していくものであります。

教育委員会では、プログラミング教育の必修化に向けて、今まで各学校におけるパソコンなどのハード面の準備や、カリキュラムの作成などのソフト面の準備を進めてきたことと思えますし、また教員の研修などに取り組んできていることと思えます。

そこで、教育長に、プログラミング教育の必修化に向けた準備状況と、見えてきた課題及び課題解決に向けた取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

問題に対する認識力を高め、解決策を考えたり、理論的な考え方を身につけるといったプログラミング教育を進めることは、ほかの教科にもよい影響を及ぼすことにもつながります。プログラミング教育によって、今後どのようなことを期待するのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場についてお伺いいたします。

6月、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地の受け入れを佐川町に受諾していた

できました。そして、6月県議会において地質調査や基本設計などの補正予算が承認され、現在施設整備に向けた取り組みが始まっております。今後とも、地域住民の皆様の不安や不満を解消しながら、建設に向けた真摯な対応を願うところであります。日高村の管理型産業廃棄物最終処分場の建設のときには、私も遮水シートの安全性などについて相当な議論もさせていただいたところであります。

そこで、知事に、安全な管理型産業廃棄物最終処分場の建設についての決意を改めて伺っておきたいと思っております。

次に、6月議会の知事の提案説明や各議員との質疑の中で、施設整備に向けた調査の結果、施設整備にとって致命的な事項が明らかになった場合には佐川町加茂での整備を中止することもあるといった内容の説明もありましたが、施設整備にとって致命的な事項とはどんなことが想定されるのか、知事にお伺いいたします。

次に、施設の整備・運営主体についてはどのようなようになるのか、施設の設置許可申請はいつのタイミングになるのか、あわせて知事にお伺いをいたします。

次に、環境アセスメントについてその内容とスケジュールを林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、社会問題化しているあおり運転についてお伺いしたいと思います。

一昨年、東名高速道路であおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し夫婦が死亡する事故をきっかけに、あおり運転が社会問題化しています。ことしに入ってから、高速道路の常磐自動車道において強制的に停止させられ窓越しに運転手が殴られる映像は、大きな衝撃を受けたところであります。また、今月東名高速道路では、盗難車を使ってあおり運転をしたあげくエアガンを撃つという信じられない事件ま

で起きています。

こうした事件を見るにつけ、大変不安に思っている方がたくさんいらっしゃいます。私も何年前前でありましたけれども、交差点で信号待ちをしているときに、車の後ろに大きなトラックにぴったりとつけられ、気持ちの悪い思いをしたことがありました。悪質で危険な運転に対しては、道路交通法に限らず、刑法の暴行罪など、あらゆる法令を駆使して厳正に対処してもらいたいと思っております。

そこで、警察本部長にお伺いをいたしますが、高知県におけるあおり運転による検挙の実態はあるのか、またあおり運転防止に向けた今後の取り組みについてお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方が発展していくために、国と地方の関係や財政面を含めた制度がどのように変わる必要があるのかとのお尋ねがございました。

地方がその潜在力を生かし、持続的に発展していくことを可能とするためには、大きく次の3つが必要であると考えております。

まず第1に、国の政策の立案段階から地方の実情を一層きめ細かく反映する仕組みの拡充であります。具体的には、私を初めとする全国知事会の訴えによりまして、平成23年度に法制化された、国と地方の協議の場などを質・量ともに拡充させる必要があると考えております。この点については、本年5月に、私が委員長を務めます社会保障常任委員会を中心となって、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国と地方の意見交換会を立ち上げ、定期的に政務レベルや実務者同士で意見交換を行う仕組みを構築したところであります。今後、まずこうした取り組みを社会保障以外の分野にも広げ、さまざま

まな国の政策形成に地方の実情をしっかりと反映させていくことが必要であると考えております。

第2に、地方独自の施策展開を国において持続的に後押しする制度の確立であります。本県を初めそれぞれの自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の施策を展開しているところです。こうした施策の実施に必要な財源について、例えば法律に位置づけることなどにより、単年度にとどまらず、国が持続的かつ強力に後押ししてくれることとなれば、中長期的に計画性を持って、より速いペースで地方も施策に取り組んでいくことが可能となると考えるところです。

第3に、地方財政の充実であります。そのための視点としては次の3つの点があると考えます。まず1点目は、地方全体の税財源の増額を図ることです。具体的には、地方交付税の総額をふやすことや、国から地方への税源移譲を行うことで、地方創生など今後地方がその実情に応じて取り組んでいくさまざまな施策の財源を確保することが重要であります。次に2点目は、本県のような人口が少なく財政力が弱い自治体でも十分な財源が確保できるようにすることです。具体的には、税収の偏在是正措置を今まで以上に進めることや、地方交付税の算定方法の改善を図っていくことが必要です。そして3点目は、国の交付金などの使い勝手をよくすることです。都市と地方、また地方間でも実情が異なることから、それぞれの地域の実態に合った施策展開が可能となるよう、交付要件などをさらに緩和する必要があると考えております。

こうした国における政策形成の仕組みや地方財政制度などが実現することによりまして、それぞれの地方の実情に合った施策が展開されるとともに、地方みずからの努力による施策が力

強く後押しされ、ひいては本県を初めとする地方の一層の発展につながっていくものと考えているところでございます。

次に、道州制についてお尋ねがございました。

私はかねてから、道州制の導入に当たっては3つの前提条件が必要であると申し上げてまいりました。第1に、道州制は単なる規模の拡大や数字合わせではなく、地域活性化に向けて、地域地域の実情に合った政策展開を可能とするものでなければならないこと。第2に、国と地方の役割分担を明確にし、地方の役割に見合った歳入と歳出の権限を移譲すること。第3に、他の地域と同じスタートラインに立つために、基礎的インフラなどの最低限の競争条件を整備することです。これらの条件が整わなければ、道州間だけでなく道州内の格差が広がり、本県のような人口が少なく中山間地域の多い県は、ますます取り残されていくことが危惧されるところであります。

こうした考え方は、平成20年に議員から御質問をいただいたときと全く変わっておりません。道州制に関しては近年議論が進んでおらず、国民の関心が高まっているとは言えない状況ではありますが、今後議論を進める際には、まず国において、なぜ道州制を導入しようとするのか、その理由や目的とあわせて道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示し、国民的な議論を巻き起こしていく必要があるものと考えております。

次に、SDGsを県内のより多くの人に知ってもらうために今後どのような取り組みを行っていくのかのお尋ねがございました。

世界的に人口が急増し、急激に経済的に豊かになっていく中において、SDGsが目指す誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、全世界共通の重要な課題であります。我が国においても、政府、地方自治体、企業やNGOなどがそれぞれの持ち味を

生かし、オールジャパンで目標の達成に向けて取り組んでいくべきであると考えております。

本県においては、産業振興計画や日本一の健康長寿県づくり、教育振興、防災・減災対策、自然エネルギーの推進など各般にわたる施策を進めておりますけれども、これらの目標の多くはSDGsの目標とも合致をいたします。例えば、産業振興計画は、SDGsの貧困、成長・雇用、イノベーションといった目標に該当しますし、例えば次世代型こうち新施設園芸システムや養殖漁業などの取り組みは、世界の飢餓をゼロにする目標にも合致するものであります。

このように、本県において展開している施策はSDGsの目指す目標に資するものも多々あるところですが、議員の御指摘のとおり、県内におけるSDGsの認知度はまだまだ低いものと考えられます。現在、国においては、SDGsの広報啓発活動として、目標達成に資する取り組みを行う企業や団体への表彰や、民間団体と連携したイベントの開催などに取り組んでいるところです。

県としましても、今後こうした国の取り組みも参考にしつつ、県の施策とSDGsをリンクさせた広報など、認知度向上のための効果的な手法について研究してまいりたいと考えております。

次に、県税などの支払いに対するキャッシュレス対応とキャッシュレス社会に対する所見についてお尋ねがございました。

近年、国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化する中で、議員のお話にもありましたように、我が国のキャッシュレスの決済比率は2割程度と低い状況にあり、政府は今後10年間にキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指して取り組んでいます。

こうしたキャッシュレス化の取り組みは、本県にとりましても県民の皆様の利便性の向上の

ほか、産業振興を推進する上で課題となっている人手不足への対応や中小企業等の生産性の向上、さらには国内外からの観光客の受け入れや消費額の拡大といった観点から、大変重要であると考えています。

これまで本県では、県立病院における医療費の支払いに対するクレジットカード決済を導入したほか、こうちふるさと寄附金においてクレジットカードの利用も可能といたしました。また、来月からは県税の支払いにおいて、全国的な取り組みとして、法人県民税と法人事業税を電子申告する際に電子納税が可能となるサービスを新たに開始いたします。さらに、県立施設では、牧野植物園において年内に電子マネーやクレジットカードなどによるキャッシュレス決済を導入する予定であり、足摺海洋館においても来年度の新館オープンに合わせて、キャッシュレス決済の導入に向けた準備を進めているところです。

今後もこうした取り組みをさらに広げていく必要がありますことから、高知県行政サービスデジタル化推進会議の場などを活用し、導入に伴う課題や費用対効果などさまざまな観点からの検討を行ってまいりたいと考えています。

次に、県税などの支払いを仮想通貨により行うことについての将来的な可能性と仮想通貨に対する所見についてお尋ねがございました。

いわゆる仮想通貨は、インターネット上で自由にやりとりされ、通貨のような機能を持った電子データであり、その性質から、決済、送金など経済活動にかかるコストが非常に安く、近年は買い物などの支払いや資金決済のツールとして利用される機会がふえております。その一方で、仮想通貨は、不正アクセスなどによる保管上のリスクがあることや、投資的要素が高く、利用者の需給関係などのさまざまな要因によってその価値が大きく変動する傾向にあることな

どが課題と考えます。

こうした状況から、これまでの現金等による収納に加え、法定通貨ではない仮想通貨を将来的に公金として収納することの可能性については、まだ判断できる段階には至っておりません。まずは、個人や民間事業者による利活用の広がりや、金融機能としての信頼性の高まりなどを見てまいりたいと、そのように考える次第でございます。

次に、安全な管理型産業廃棄物最終処分場の建設についての決意を改めて聞くところのお尋ねがございました。

本年6月に佐川町及び佐川町議会から、佐川町加茂において施設を受け入れる旨の御回答を正式に頂戴しましたので、7月2日には県と町の間で施設整備を円滑に推進するための確認書を締結させていただいたところです。

この確認書は、施設の安全性や周辺安全対策などに関して、県がこれまでに説明の場などで住民の皆様にお約束してきた事項、及び佐川町が町議会や住民の皆様にお聞きした御意見を踏まえた事項を明文化し、県と町との間で公文書として後世に至るまで引き継ぎ、しっかりとこれを確認し確実に履行していくためのものがございます。また、施設の整備及び運営に当たって、地域の皆様の安全の確保と生活環境の保全を図るため、最新の技術を導入するなど万全の対策を講じるとともに、施設廃止後も将来にわたり県が最終的な責任を負うことも明記しております。

これらについての具体的な内容は、今後の調査や設計などといった施設整備のために必要な取り組みを進めていく過程において、節目節目で情報を公開するとともに、地域の皆様に丁寧にその状況等を御説明し御意見を伺うこととしております。そのような場でも出された御意見を踏まえながら、安心・安全な施設の建設を進め

させていただきたいと考えております。

今月8日及び11日に加茂地区の皆様を対象として開催した説明会では、6月議会に関連予算としてお認めいただいた、測量、地質調査、基本設計などといった施設整備に向けた取り組みや、長竹川の増水対策、上水道の整備への支援、進入道路の再検討などといった周辺安全対策の取り組みについて、それぞれの実施内容やスケジュールなどを詳しく御説明させていただいたところです。その際にも、施設の安全性や今後の施設整備に向けた取り組みの進め方などに関する御意見や御質問を頂戴しておりますので、いただいた御意見を反映しながら、しっかりと取り組みを進めていき、安心・安全を担保してまいりたいと考えております。

加えて、専門家の御意見を取り入れることも非常に重要であると考えておまして、今後施設整備を進めるに当たっては、住民の皆様の御不安を解消するため、地質や廃棄物処理等の専門家などで構成する施設整備専門委員会を設置し、最新の知見や技術を導入することなどについて御意見を踏まえながら進めさせていただきたいと考えております。そうして出された御意見などについても地域の皆様にお示ししながら、安心・安全について御理解が得られるよう丁寧に取り組み、着実に、かつ安全に施設整備を進めさせていただく所存でございます。

次に、施設整備に向けた調査の結果、致命的な事項が明らかになった場合には佐川町加茂での整備を中止することもあるといった内容の説明があったが、施設整備にとって致命的な事項とはどんなことが想定されるのかのお尋ねがございました。

佐川町加茂の建設予定地は石灰岩採掘跡地であるため、これまでに開催しました地域住民の皆様への説明の場等におきまして、建設予定地の地下に空洞があるのではないかと御心配の声

をいただいているところです。

このため、6月議会においてお認めいただきました施設整備に向けた調査に関連する予算のうち、地質調査、地下水調査におきまして、建設予定地内の地盤に電気を流すことなどにより、地下の空洞の有無について詳細に調査を行ってまいります。今後実施します調査により、仮に地下に空洞が確認された場合には、地質や廃棄物処理等の専門家から成る施設整備専門委員会におきまして、その対処方法や施設の安全性などにつきまして、詳細かつ慎重に検討していただくこととなります。

その検討の結果、確認された空洞が相当広範囲に分布しているなど、工法等の工夫による対策が困難であるため、安全性を十分に確保した施設の整備が不可能と判断される場合が致命的な事項に該当することになるものと、現時点では想定をしているところでございます。

最後に、施設の整備・運営主体と施設の設置許可の申請のタイミングについてお尋ねがございました。

平成28年度に策定した、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想では、新たな管理型最終処分場は、公共関与の手法によって整備を進めていくこととしております。そのため、今後の建設工事や完成後の施設運用を見据え、公共関与による施設の整備・運営の手法について検討を進めているところです。

具体的な整備・運営の手法としましては、全国の事例を見ますと、県が直営で施設の整備・運営を行う方法、第三セクターを立ち上げて整備・運営を行う方法などに分けられます。また、本県におきましては、県や市町村などが出資した公益財団法人エコサイクル高知によって、現在のエコサイクルセンターが適切に整備、運営されている実績がございます。こうした状況も

踏まえまして、今後関係者と協議、調整を行ってまいりたいと考えております。

最終的には、施設の規模や構造、概算事業費などが見えてきた段階において、新たな施設の整備・運営主体を正式に決定していく必要があると考えており、その時期につきましては、測量や基本設計等の作業が一定進んだ本年度末ごろになるものと考えております。

廃棄物処理法に基づく施設の設置許可につきましては、令和3年度の建設工事の現地着手の時期までに許可を受ける必要があります。このため、その半年程度前には、生活環境影響調査の結果や設計図面等を添付した上で、整備・運営主体から県に対して申請を行う必要があると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、心臓病と脳卒中の死亡状況の分析についてお尋ねがありました。

心臓病や脳卒中は、年齢が高いほど病気にかかる方がふえる、また亡くなる方もふえる病気であり、死亡状況の分析には年齢構成が重要な要素となるため年齢調整死亡率を用います。

その年齢調整死亡率における心臓病の状況については、国が公表している直近の平成27年のデータでは、本県は全国平均より男女ともやや高く、男性が10万人当たり70.1人、女性が35.7人となっています。日本一の健康長寿県構想の取り組みを始めた平成22年のデータと比較しますと、男性の死亡率は12%低減したものの、全国での順位を見ますと13位から14位と1つ下がるにとどまっており、これは女性もほぼ同様の傾向であります。特に、心臓病のうち急性心筋梗塞の平成27年の年齢調整死亡率は、男女とも全国値を大きく上回って、男性が2位、女性が3位となっており、大きな課題と捉えておりま

す。

一方脳卒中については、同じく平成27年の年齢調整死亡率では、男女とも全国の値とほぼ同じで、男性が10万人当たり37.6人、女性が20.2人となっており、平成22年のデータと比較しますと、男性では35%低減しています。全国順位も7位から25位と大きく改善し、女性もほぼ同様の傾向となっております。

以上のことから、本県ではこれまでの取り組みにより脳卒中については男女ともに改善が見られるものの、心臓病についてはまだ課題があると捉えております。

次に、本県の循環器病対策推進計画の内容と今後の循環器病対策についてお尋ねがありました。

循環器病対策では、予防と治療の2つの取り組みを進めることが重要となります。まず、予防対策としましては、日本一の健康長寿県構想において、循環器病の大きな危険因子となる高血圧予防に取り組み、県内の520社に減塩の普及啓発のサポーター企業となっていただくなど、官民協働で減塩プロジェクトを展開してきました。また、家庭血圧の測定など保健行動の定着を狙いとした高知家健康パスポートは、4万人近くの方に取得していただいています。

一方、治療のための医療提供体制につきましては、血栓溶解療法を早期に開始するための脳卒中センターと脳卒中支援病院の整備、経皮的冠動脈形成術という詰まった心臓の血管を拡張する手術を行うための急性心筋梗塞治療センターの整備、さらにはドクターヘリの運用などにより、循環器疾患の患者に対して早期に治療を開始できるよう取り組んでいるところです。

こうした取り組みにより脳卒中の死亡は大幅に改善しましたが、今後は心臓病対策をより充実させる必要があります。発症を予防する生活習慣である運動や適正飲酒、禁煙等の健康行動

の定着にはまだまだ課題が残されていることから、さらなる予防啓発活動や、脳卒中や急性心筋梗塞が発症した際に迅速な救急要請を行えるよう、これらの初発症状の啓発を行ってまいります。

県の推進計画につきましては、まずは本年末の循環器病対策基本法施行後に国が基本計画を策定し、その後策定することになります。現時点では、基本法の趣旨とこれまでの取り組みを核として、議員からも何点か御提案いただきましたが、予防活動としての子供のころからの予防教育や発症疑い症状の普及啓発、心筋梗塞等の危険因子である糖尿病や慢性腎臓病の重症化予防対策の充実、また患者の迅速かつ適切な搬送及び医療提供体制の充実や、循環器対策の関係者の人材育成などを計画の中に盛り込むことになるものと考えているところです。国が基本計画を策定した後は、速やかに本県の推進計画を策定し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、県内全ての市町村が国の補助金を活用した産婦健康診査事業を実施していくために、どのような支援を行っていくのかとお尋ねがありました。

出産後はホルモンバランスの急激な変化や生活リズムの変化などにより、身体的にも精神的にも不調を来しやすい状態にあることから、早期に産婦の状況を把握し、適切な産後のサービスや医療につなげることが重要です。そのため、議員がお話しされましたように、平成29年度から国の事業として、出産後間もない時期の産婦を対象とした健康診査に係る費用の助成事業が始まっています。

県では、市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師、助産師等を対象とした周産期メンタルヘルス研修会を行う一方、市町村担当者会などで事業の内容を説明し、その実施を促してまいりましたが、現在のところ県内の市町村では、

この国の補助事業を活用した産婦健康診査事業は実施されていない状況です。市町村からは、周産期メンタルに対応できる医療機関が少ないことなどの課題が挙げられ、まずは県全体としての事務手続の統一化などの仕組みを県につくってほしいという声をいただいているところです。

そのため、準備期間を経て今年度から周産期医療協議会の部会として、産婦健康診査事業体制整備検討会を立ち上げ、県の産婦人科医会や医師会、助産師会、現場の医師、助産師、市町村保健師等の皆様に御協力をいただいて、市町村と医療機関の委託契約方法や、健診受診票や通知書の様式、さらには支援が必要な産婦に適切な支援ができるよう、市町村と周産期医療機関、精神科医療機関の連携体制など、健診事業のスキームについて検討しているところです。

お話のありました市町村や医療機関向けのマニュアルを作成することも含め、この検討会での議論をもとに、来年度以降できるだけ早期に全ての市町村において産婦健康診査事業が実施できるよう体制整備に取り組んでまいります。

最後に、小児救急電話相談事業の大人版とも言うべき救急電話相談事業の導入についてお尋ねがありました。

本県における小児救急電話相談事業、こうちこども救急ダイヤル、いわゆる＃8000は、平成19年12月から高知県看護協会に委託して実施しており、午後8時から日付が変わった翌午前1時まで、365日体制で小児科の経験豊富な看護師により、子供の保護者等からの電話相談に対し、急病、外傷への対応及び医療機関の受診の要否などについて助言をしております。

一方、高知県救急医療情報センターにおいては、24時間365日体制で、診療可能な医療機関の情報を電話及びインターネットで提供していますが、こちらは医療相談的な機能は有しており

ません。議員御指摘のように、年齢にかかわらず救急医療相談を行う事業が実施できれば、救急車や救急医療機関の適正利用や県民の安心につながる効果が期待できます。

国においては総務省消防庁が、住民の急病や外傷に対して救急車の要請や医療機関受診の要否、応急手当ての方法についてのアドバイスを行うとともに、適切な医療機関の案内等も行う救急安心センター事業の普及を推進しており、本年7月1日現在で10都府県、5市が実施をしております。

この救急安心センター事業を初め、救急電話相談事業を実施するに当たっては、本県のように医療人材の絶対数が少ない県においては、既に実施をしている小児救急電話相談事業についても利用の多い時間帯に限定し、かつ看護師のみが相談を実施しているように、電話対応を行う医師または看護師等の医療従事者の確保が課題となってまいります。また、高知県救急医療情報センターや小児救急電話相談事業との役割分担の再構築など、広く救急医療情報関係者間での協議も必要です。

そのため、今後消防行政を所管する危機管理部と連携をしながら、救急医療や消防機関等の関係者で構成する高知県救急医療協議会メディカルコントロール専門委員会において、本県での事業実施に向けて、課題やその解決方法等について検討していきたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、県内における現在の認知症高齢者の推計人数がどのようになっているのか、また今後の認知症高齢者の人数の推計をどのように見込んでいるのかのお尋ねがございました。

国においては、2014年度に行った、日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究の報告書による認知症患者の推定有病率をも

とに、65歳以上の認知症高齢者数を推計しています。この国の推計方法を、本県の9月1日現在の推計人口に当てはめて計算してみますと、認知症高齢者は約4万1,000人と推計されます。

また、同じ方法で2018年に公表された、国立社会保障・人口問題研究所の65歳以上の人口推計をもとに計算しますと、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年における本県の認知症高齢者は約4万5,000人、75歳以上人口がピークとなる2030年には約4万8,000人となると見込んでおります。

次に、県の認知症対策のための条例の策定や認知症対策に特化した推進計画をつくり、認知症対策に取り組んでいくことが必要ではないかとのお尋ねがございました。

本県の認知症対策につきましては、日本一の健康長寿県構想において重点施策として位置づけ、認知症高齢者御本人やその御家族の支援も含めたさまざまな施策に取り組んでいるところです。そうした中で、先ほど申しましたように、本県においても認知症の方がふえていくことが見込まれており、認知症施策の重要性がますます高まっております。

こうしたことから、認知症の総合的な施策の推進が求められており、県として認知症対策に関する計画を策定することに意義があるものと考えております。加えて、国会においても認知症基本法案が提出されており、同法案には都道府県の認知症施策推進計画の策定が盛り込まれています。こうしたことを踏まえて、本県計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、法案には計画策定に加え、国や地方公共団体の責務、認知症の予防、福祉サービスの提供体制や相談体制の整備など、認知症に関するさまざまな施策が盛り込まれています。認知症対策に関する条例につきましては、この法案

との関係も考慮する必要がありますので、そうした点も踏まえるとともに、県内の関係者の皆様の御意見もお聞きしながら研究してまいります。

最後に、認知症対策のための新たな課もしくは室の設置についてのお尋ねがございました。

本県における高齢者の認知症対策につきましては、介護保険制度と一体的に取り組む必要があることから、その多くの施策を高齢者福祉課が所管しております。一方、若年性認知症への対策や認知症疾患医療センターにつきましては、精神保健福祉の取り組みや精神科医療と関連しますことから、障害保健支援課が所管しております。

議員からお話のありました認知症対策のための新たな課や室の設置につきましては、認知症施策の重要性がますます高まっており、総合的な施策の推進が求められていることから、他県の組織体制なども参考にしながら、よりよい組織のあり方について検討してまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、県内において単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいない要因と、今後どのように進めていくのかのお尋ねがありました。

これまでも合併処理浄化槽の普及を推進するため、県では毎年地域のイベントや集まりなどさまざまな機会を捉え講習会を開催しており、市町村においても広報紙やホームページなどを活用し、合併処理浄化槽の啓発に努めてまいりました。しかしながら、合併処理浄化槽への転換は進んでおらず、その要因としては、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の設置者は、トイレが既に水洗化されており転換による日常生活でのメリットが感じられないことや、費用負担が大きいことが挙げられます。

国においても、単独処理浄化槽から合併処理

浄化槽への転換を課題と捉え、平成23年度には単独処理浄化槽の撤去にかかる費用が補助の対象とされました。さらに、本年度からは対象を拡大し、住宅内から浄化槽への配管にかかる費用や放流の配管にかかる費用についても補助の対象となりました。

県では、市町村に国の取り組みを周知し、市町村での補助制度の導入を働きかけてまいりました。合併処理浄化槽の設置に対する補助制度は、県内全ての市町村で導入されており、転換に対する国の補助制度につきましては、単独処理浄化槽の撤去に対する補助は7市町村、配管類に対する補助は3市町で導入されています。

今後も引き続き、単独処理浄化槽からの転換に対する補助制度について、市町村に積極的な活用を働きかけるとともに、これまでの住民を対象とした啓発に加え、浄化槽設置業者や保守点検業者を対象に補助制度の周知を図る説明会を開催するなど、さまざまな機会を活用し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、浄化槽台帳の取り組み状況と課題についてお尋ねがありました。

本県では、平成18年度から県独自の浄化槽台帳システムを運用しており、そのデータについては指定検査機関である一般財団法人高知県環境検査センターと情報共有を行い、法定検査の受検の指導、管理に活用しております。

浄化槽台帳に係る全国的な課題といたしましては、無届けの浄化槽や廃止済みの浄化槽の把握が十分できていないことなど、データの更新が不十分な点が挙げられます。浄化槽を利用するに当たっては、年に数回、定期的に清掃や保守点検を受けることが一般的です。そこで、国においては、その清掃や保守点検の結果を浄化槽台帳データにリンクさせるシステムを構築する予定と聞いております。

県といたしましては、年度内に公布予定の省

令に示される、浄化槽台帳に記載すべき項目を踏まえるとともに、国のシステム構築の動向も注視しながら、今後の県の台帳システムの検討を行い、適切な浄化槽の管理に努めてまいりたいと考えております。

最後に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、県有施設の状況と取り組みについてお尋ねがありました。

県有施設につきましては、現時点において浄化槽により生活排水の処理を行っている415の施設のうち、約8割が合併処理浄化槽となっておりますが、88の施設が単独処理浄化槽となっております。このうち、近々廃止する予定の3施設及び下水道の計画区域にある8施設を除く77の施設につきましては、合併処理浄化槽への転換が必要となっております。これらの浄化槽につきましては、個人設置の浄化槽に比べ規模が大きいのが多く、多額の費用が必要となることから、計画的に転換を進める必要があります。

県では昨年の10月に、将来的な整備目標を定めた高知県全域生活排水処理構想2018を取りまとめたところであり、下水道や合併処理浄化槽などによる汚水処理人口普及率を平成29年度の72.5%から、令和9年度に86%まで引き上げる中期目標を定めております。

この構想を踏まえ、合併処理浄化槽へ転換が必要な県有施設のうち、風呂や洗濯など単独処理浄化槽で処理しない生活排水が多い県営住宅や職員住宅などの住居施設29施設につきまして、構想の目標年度である令和9年度までの合併処理浄化槽への転換に向け、関係部局と調整を行っているところです。引き続き、合併処理浄化槽への転換につきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、公立小中学校の普通教室における空調設備設置の進捗状況や、

ブロック塀の改修や撤去の状況についてお尋ねがありました。

本県の公立小中学校の普通教室における空調設備の設置につきましては、昨年9月1日時点では、10市町村で設置率が100%、県全体で30.7%でしたが、本年9月1日現在では、20市町村と1学校組合で設置率が100%となり、県全体では56.5%まで対策が進んでおります。本年度末には県全体の設置率が98.8%となる見込みであり、統合を控えている学校や、生徒数の減少により使用しない教室などを除き、おおむね設置が完了する予定となっております。

また、公立小中学校のブロック塀につきましては、昨年8月に文部科学省が公表した緊急安全点検の調査結果では、外観に基づく点検により安全性に問題があるとされたブロック塀が24市町村、149校ありましたが、その後の対策により、本年4月1日現在では19市町村、100校となっております。今後、これら100校のうち85校につきましては本年度中に対策が完了する見込みであり、残り15校につきましても来年度に対策が実施される予定となっております。

なお、昨年8月の安全点検は緊急に実施する必要から、外観に基づく点検により実施されておりますので、内部点検まで行われていない32校のブロック塀についても早期に適切な対応がなされるよう、引き続き市町村に対して働きかけてまいります。

次に、県立学校や市町村立学校における特別教室及び体育館への空調設備の設置並びに公立学校の体育館の避難所指定の実態についてお尋ねがございました。

本県の県立学校における特別教室の空調設備につきましては、本年9月1日現在で設置率が60.2%となっております。今後は、校舎の長寿命化改修とあわせて、整備の進め方を検討していきたいと考えております。市町村立学校にお

ける特別教室の空調設備の設置率は、本年9月1日時点で47.1%となっております。昨年9月1日時点の34.5%からは12.6ポイント上昇しております。こちらにつきましても、市町村に対し国の補助制度などの財源活用を促すなど、順次設置が進んでいくよう働きかけをしてまいります。

また、格技場や体育室を含む体育館等の空調設備は、県立の特別支援学校の3カ所のみを設置されており、その他の県立学校及び市町村立学校への設置はされておられません。全国的な設置率も、高等学校が1.5%、小中学校が2.6%、特別支援学校でも22.4%となっており、設置が進んでいない状況です。

一方、県内の公立学校の体育館の避難所指定は、特別支援学校を含む県立学校では48校のうち36校、市町村立学校では290校のうち253校となっております。学校体育館は、子供たちの学習や運動の場であるとともに、その多くが災害時の避難所となっていることから、全国的にも空調設備の設置が求められているものと認識しており、引き続き国に対して、全国知事会などを通じて財政的な支援の拡充を要請していきたいと考えております。

次に、プログラミング教育の必修化に向けた準備状況と、見えてきた課題及び課題解決に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

来年4月から必修化される小学校のプログラミング教育は、算数や理科、総合的な学習の時間などの各教科等において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身につける教科横断的な学習となっております。各学校においては、パソコン等のハード面の準備や、プログラミング教育を各教科等において適切に実施するためのカリキュラムの作成などのソフト面の準備が必要となります。

具体的には、まずハード面については、国の

調査によると、公立小学校におけるパソコン等の1台当たりの児童数は、平成31年3月現在で高知県は全国第6位の4.8人といた上位にありますが、個々の市町村の整備状況にはばらつきが見られることや、プログラミング教育に有効なタブレット端末などの整備が十分でないことから、引き続き各市町村に対して地方財政措置の活用などによる整備を促してまいります。

ソフト面につきましては、プログラミング教育の狙いや指導方法について周知徹底を図るため、本年5月には教員や市町村教育委員会などを対象とした県教育委員会主催の学習会を、7月には各校情報教育担当教員を対象とした集合研修を、8月にはICT活用教育シンポジウムを開催し、有識者による講演やプログラミング体験、模擬授業などを通じて理解を深めているところです。

他方、教員からは、実践事例が乏しく、授業の中でどのようにプログラミング教育を取り入れるべきか判断しづらいとの声もあることから、本年度県内4ブロックに研究指定校を配置し、指定校において全国的にも著名なプログラミング教育の有識者による指導・助言を得ながら実証研究を重ね、授業の展開例などを示したモデルカリキュラムを作成し、各学校に周知していくこととしております。来年4月からの小学校のプログラミング教育の必修化が円滑に行われるよう、引き続き必要な取り組みを進めてまいります。

最後に、プログラミング教育への期待についてお尋ねがございました。

新学習指導要領に基づき、来年4月から必修化されるプログラミング教育は、意図した目的の実現のために、処理の最適な組み合わせなどを論理的に考えるプログラミング的思考を身につけることを目標としており、情報技術を効果的に活用しながら、論理的、創造的に思考し、

課題を発見、解決していくための力として、子供たちが将来どのような職業につくとしても普遍的に求められる力であるとされております。

また、AIやIoTの技術が高度化する時代においては、情報技術を手段として主体的に活用することが重要です。プログラミング教育を通してコンピューターの仕組みの一端を知ること、コンピューターを単なる便利な箱として捉えるのではなく、みずからの課題解決のための手段として、主体的に活用できるようになるものと考えております。

県教育委員会としましては、来年4月からのプログラミング教育の円滑な実施に向け、先ほど申し上げました各種の取り組みを推進するとともに、小学校、中学校、高等学校の各教育段階におけるプログラミング的思考力や情報活用能力の習得に係る体系的な学習のあり方などについて検討を進めてまいります。

本県の子供たちがSociety5.0の担い手として基盤となる力を身につけるため、プログラミング教育の充実は極めて重要であり、次期教育大綱の策定に向けても重点的に検討を行っているところです。今後、施策の具体化に向けてさらに議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、環境アセスメントの内容とスケジュールのお尋ねがございました。

今回整備する新たな施設につきましては、廃棄物を埋め立てする面積が、環境影響評価法または高知県環境影響評価条例に規定する面積要件よりも小さいため、法令に基づく環境アセスメントの対象施設には該当しませんが、この施設の重要性に鑑み、自主的に環境アセスメントを実施することとしております。また、廃棄物

処理法においては、最終処分場の埋立面積の規模にかかわらず、大気質、騒音、振動、悪臭、水質などに係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられる項目について、生活環境影響調査を実施することと規定されているところでございます。

今回の施設整備に当たりましては、埋立面積が法令の規定より小さかったために、環境アセスメントの対象外であった日高村のエコサイクルセンターを整備する際に実施しました任意の環境影響評価手続と同様に、廃棄物処理法において規定されている項目に加えて、施設を整備することに伴う動植物や景観への影響、工事中の騒音、振動、粉じん等による周辺環境への影響等の項目につきましても、評価を実施するように考えているところでございます。なお、調査項目などにつきましては、地域住民の皆様以案をお示しさせていただき、それに対する御意見も踏まえながら決定していきたいと考えております。

また、スケジュールにつきましては、環境影響評価に関連する予算を12月県議会にお諮りさせていただきたいと考えており、仮にお認めいただいた場合は、令和2年の冬季から四季を通じて調査を行い、その結果に基づく予測及び評価に取り組んでまいります。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 県内におけるあおり運転の検挙の実態及びあおり運転防止に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

いわゆるあおり運転につきましては、道路交通法等の法令で示された定義はありませんが、一般的には、前方を走行する車両に対する執拗な追い上げ、車間距離を詰めてのパッシングやクラクションの吹鳴、幅寄せなど、他のドライバーに危険を感じさせる悪質、危険な運転行為

を指して、あおり運転と呼ばれているものと承知しております。

あおり運転をめぐっては、御指摘のとおり傷害事件に発展したり、交通死亡事故が発生するなど社会問題化しているところでございますが、当県におきましては、昨年8月に高知自動車道において、50歳代の女性が運転する乗用車に対して著しく車間距離を詰めたり、進路前方に出て急ブレーキをかけるなどのあおり行為を行った運転手に対して、暴行罪を適用し検挙した例がございます。

また、あおり運転を未然に防止するため、車間距離保持義務違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反に対する指導取り締まりを推進し、その中で車間距離保持義務違反については、平成30年に34件を検挙し、本年は昨日現在で昨年の件数を上回る40件を検挙しているところでございます。

さらに、あおり運転の取り締まり及び未然防止への取り組みといたしまして、今月には高知自動車道におきまして、県警航空隊ヘリコプターと高速道路交通警察隊との連携による陸空一体の取り締まりといった、新たな手法による取り締まりも実施しているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き悪質、危険な運転が関係する事案に対して、道路交通法違反のみならず危険運転致死傷罪、暴行罪等あらゆる法令を適用して厳正に対処してまいります。

また、こうした取り締まりに加え、あおり運転の悪質性、危険性や、あおり運転を受けた場合の対処方法について、ドライバーに呼びかけるなどの広報啓発活動にも取り組んでいるところでございまして、あおり運転を許さない社会機運の醸成も図ることにより、あおり運転の絶無を期してまいりたいと考えております。

○23番(西森雅和君) それぞれ御答弁をいただ

きましてありがとうございました。

認知症対策、先ほど今後の認知症の方がどのくらいふえていくのかお聞きしました。高知県全体の人口が少なくなっていく中でふえていくということは、大変な時代を迎えていくんだなというのを改めて感じたところでありました。しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

あと環境アセスメント、処分場のことでありますけれども、今回の規模は環境アセスメントというよりもミニアセスで大丈夫な規模であるわけであります。私も、きょうどういった答弁が出るのかなというふうに思っていたんですけども、内容としてはミニアセスでもいいけれども、日高村でやった同等またそれ以上の調査をするという御答弁もいただきましたので、しっかりとまた安全のための取り組みを進めていただきたいということをお願いするところでございます。

いよいよ知事におかれましては、本当にお疲れさまでしたということを申し述べさせていただきます。思い起こしたならば、平成19年、12年前に知事が立候補するときに、私ども公明党は知事推薦を決定させていただいたところでありました。そのときに、知事と政策協定を結ばせていただいたんですね。知事も覚えていると思います。きょう傍聴席に来ています池脇さんと、黒岩さんと私、知事は公明党の控室に、そのとき後援会の事務局長をやっていた清藤さん、今の香南市の清藤市長と一緒に来られました。高知県の将来のために一緒に頑張っていきたいと思います。ということで、政策協定を結ばせていただいたところでありました。

きょう、それを見てみましたら、例えば、地元企業の育成と企業誘致を進める、雇用対策を進めるとか、あと農林水産業の振興と後継者不足への対応を図るとか、また防災・減災に関しては県立施設及び県立学校の耐震化を進める、

当時はまだ耐震化も100%ではないという状況もあってこういうことも一緒に取り組んでいきたいと思います。そして観光面では歴史や自然、食を生かした観光振興のさらなる推進を図りましょうということで、まさに今、県が取り組んでいた内容が平成19年に確認させていただいたところでありました。また、Iターン、Uターンの促進と受け入れ体制の整備充実、これも今移住促進という形で進めていただいているところでもあります。

こうした中であって、実は具体的な提案もさせていただこうということで、ドクターヘリの導入ということを1つ入れさせていただいたんです。そのときに3人で、これは知事ちょっと反応するかもしれないねという話になったんですね。それで、確認をお互いにしている中で、やはりドクターヘリのところでぱっと知事の目がとまって、ドクターヘリですか、これに関してはちょっと考えさせていただきたいということでありましたけれども、翌年導入に向けた検討会が立ち上がり、そして平成23年に高知県、四国で初めてのドクターヘリが導入をされたところでもあります。

ちょうど導入されたそのときに東日本大震災が発生し、高知県民の命を守る前に東北に飛び立っていきました。東北の皆さんの多くの命をこのドクターヘリが守った、私も花巻空港にとまっているアンパンマンのマークの入ったドクターヘリの写真を見たときに、本当によかったなということで感動もしたところでありました。

今、そのドクターヘリも高知で、去年は650ぐらいだったとお聞きしましたがけれども、多いときで800を超える活躍をして、多くの県民の皆様命を守る、そういった取り組みをしているところでもあります。これもやはり知事の英断があったればこそと、本当に感謝を申し上げるところでございます。

全てにおいて誠実に取り組まれました知事に、改めて敬意と感謝を申し上げるところでございます。どんな立場になっても、今後とも高知県をぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひますし、議場でこうして知事と向かい合うのも最後になるわけでありませう。少し寂しい思ひもするところでありませうけれども、最後に知事に、本当にありがとうございましたと申し上げ、私の一切の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番土森正一君。

(1 番土森正一君登壇)

○1 番(土森正一君) 自由民主党、四万十市選出の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私見を交え御質問させていただきます。

1995年1月17日午前5時46分に阪神・淡路大震災が発生いたしました。地震が起こった1週間後に尼崎のほうにボランティアに参加する機会をいただきました。大変な状況でしたが、7日間ほどの活動の中で、当時19歳の女性が、自分たちの家族や家が被災しているにもかかわらず、私たちと一緒にあって、自分のことは置いておいて、被災したふるさと尼崎のために、一言の泣き言も文句も言わず、かたくなにボランティアをしている姿を見たときに、当時漠然と生きていた私は大きな大きな衝撃を受け、そし

てふるさと四万十市に帰り、それ以来、数多くのまちづくり、地域づくり、人づくりの事業に参加、参画してきました。その中で、高知、四万十市を愛してやまない多くの皆様に出会えることができました。このことは僕の財産であり宝物でございます。

政治についてもよく語りました。と同時に、多くの市民の皆様がそれぞれの立場で政治に求めているものが違う、また政治に距離を感じている人がいるということもわかってまいりました。私は小さいときから政治が近くにあり、日本や高知の時々の政治の節目の選択の中で大きく方向性が変わるということは、父や多くの政治家の皆さんの背中を見てきて十二分に理解しているつもりです。政治は大事で大切です。私は、政治に距離を感じている人たちにも関心を持ってもらえるようにはどうしたらいいのか、高知のために、四万十市のために何ができるか、そう自分に問い、出した答えが今回の挑戦であり、志となりました。

私は、私たちの先人がつくり上げてきた豊かな日本に住んでおります。勤勉で正直で思いやりの心があつて、自己犠牲の精神を持ち、次の世代の幸せを思う祖先の皆様の奮闘があつたからこそ、世界で愛され、信頼されている今のこの日本があります。その感謝の心を忘れずに——私も、恐縮でございますが日本人のDNAを持っております。日本人の気概を持って、次の世代につなげていくために頑張っていく所存でございます。先輩・同僚議員の皆様、知事初め執行部の皆様、御指導よろしくお願ひをいたします。

日本は、右肩上がりの経済成長、人口増加に支えられた20世紀の社会情勢から一転して、21世紀は低経済成長、人口減少と全く逆の状況になり、これまでの行政主導の画一的なアプローチの限界が見えてきているところです。人口急減、少子高齢化、Society5.0の到来、グローバ

ル化の一層の進展など、社会の激しい変革の中にあります。今、世界の国々は、この日本が抱える国難とも言える課題をどう乗り切っていくのかを注視して、見守っております。それは、これから自分の国にも少子高齢化の波が押し寄せてくるからです。日本がうまくこの課題を乗り切れば、これからも世界に貢献していける国になるのではないかと思います。

そういう中で、国に15年先行して、人口減少など大きな課題に取り組んでいるのが、我が高知県でございます。高知県は尾崎知事の卓越したリーダーシップで、その課題解決に向けて果敢に挑戦をしているところであり、5つの基本政策を総合的に組み合わせた、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行し、大きな成果を上げてきているところであり、平成30年度の本県の有効求人倍率は1.27倍、県内実質GDPを産業振興計画に取り組む前後で比較しましても、7.3%のマイナスから、平成20年度から28年度は実質3.8%のプラスになっており、人口減少下においても拡大する経済に転じており、また高知県の移住者は、平成23年度120組であったものが平成30年度には934組、1,325人まで増加しております。

高知市、南国市、香南市を除く31市町村、すなわち中山間の市町村の経済指標も、名目GDPが、平成13年度からの7年間は15.4%のマイナスから、平成20年度からの7年間は6.7%のプラス成長に、また合計特殊出生率も、平成21年の1.29から昨年1.48となり回復基調にあります。

このように高知県は尾崎知事のもと、日本の地方創生政策をリードしております。このような状況下の21世紀において行政に求められるのは、新しいものをつくり続けるのではなく、既にある多くの人や資源を最大限に活用できる政策をつくること、これが尾崎知事が就任してから掲げてこられた、対話と実行行脚だと思って

おります。

私が尊敬してやまないのは――尾崎県政がしっかり地に足をつけて、決して背伸びすることなく果敢に挑戦してきて、この高知県の成長が国やほかの地方自治体の皆様に称賛され続けているのは、この高知県民の皆様や資源をしっかりと信頼していたことだと思うんです。地域を支えていくことは、そこに住む県民、市民の皆様への信頼と力が必要だということ、ここに尾崎県政の本質があると思っているのは私だけではないと思います。

まさしく対話と実行の中で生まれてきた官民協働の概念のもとで、課題を共有し、各分野で協議会を立ち上げて、スピード感を持って対応できる行政となって、産業振興計画は大きな成果を上げました。尾崎知事が築いてこられました12年間は、間違いなく高知県政のレガシーとなるはずですよ。すばらしいリーダーのもとにはすばらしい高知県の職員の皆様がいることを忘れてはいけないと思っております。この12年間、尾崎県政を懸命に支えてこられました十河元副知事、岩城副知事初め、歴代の執行部の皆様、高知県全職員の皆様がいたからこそ、県勢の浮揚ができたと思っております。

しかし、20年後、30年後の日本や高知の将来を考えると、さらに大きな課題が待ち受けております。本年度、高知県は人口が70万人を割りました。このまま何もしなければ、2040年推計人口では53万6,514人になると言われております。私のふるさと四万十市も、2040年には2万3,434人になると言われております。人口が減少するということは、つまり経済圏の縮小、公的機関の行政サービスの低下などに直結していきます。

高知県では2060年に55万7,000人に踏みとどまらせた上で、高知県の将来の展望を掲げて取り組みを行うとしておりますが、先日尾崎知事の

ほうから知事選不出馬、国政へ挑戦するというお話をいただきました。大変責任の重い決断だったと思っております。高知県全体が尾崎正直ロスに陥るのではないかと心配しております。私も、もっと近くにいてその情熱や志を感じて、県政において政治家尾崎正直のすごさを経験したかったのですが、残念でなりません。しっかりと次の方に引き継いで、尾崎県政を継承していただき、ますますの県勢発展のために、私も取り組んでいかねばならないと思っております。

これからの時代をつなげていくために、県庁においても、20年、30年後の高知の姿を描いていける、これからも官民協働で高知の未来をつくっていく、そうした思いを持った組織であることが必要だと感じていますが、知事の御所見をお聞かせいただければと思います。

次に、子育て、高知版ネウボラについてお尋ねいたします。

ネウボラはフィンランドで生まれた政策です。妊娠期から就学前までの子育て期までの切れ目のない、ワンストップ型の支援策です。高知県では高知版ネウボラを掲げ、市町村子育て世代包括支援センターを起点として、妊娠期から子育て期の切れ目のない総合支援をしているところがあります。子育て世代は本当に大変です。今、高知県においては核家族化や厳しい経済状況などを背景に、子供と十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者がふえていると感じています。

そういう中で、現在厚生労働省が昨年度把握した、日本で虐待されて死亡した子供の53.8%がゼロ歳児で、加害者の48.1%が母親となっておりとお聞きします。日本においては、妊娠・出産期と出産後1カ月以降で、母子支援を主に担う機関が分断されており、出産施設での健診は母子のみが対象で、医療的な視点が中心となり、パートナーを含めた家族全体を見ていませ

ん。行政にとっては、産前の学級は妊婦との接点になる機会ですが、主に初産婦の方が多く訪れており、経産婦との接点にはなっておりません。高知版ネウボラで進めている母子保健や子育て支援サービスの高い利用率が実現できたら、虐待などのリスクの早期発見、早期対応にもつながります。子供のより健やかな養育環境をつくることができると思います。

そこで、健康政策部長にお聞きいたします。妊娠が判明したら母子健康手帳が交付されますが、その機会に妊娠や出産・子育てなどの支援サービスについて、母親や父親を含む御家族に周知がなされ、利用していただく取り組みがなされているのか、現状をお聞きいたします。

また、妊娠期から就学前までの子育て期において関係各部門で切れ目のないバトンリレーがしっかりできているのか、現状について地域福祉部長にお聞きいたします。

支援策の一つにファミリー・サポート・センターがあります。子育ての援助を受けたい人、依頼会員と、子育ての手助けをしたい人、援助会員が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。両方を兼ねることもできます。

2000年の国勢調査で、沖縄県の多良間島の合計特殊出生率は3.14と高い出生率です。どうしてそんなに出生率が高いのか、多良間島で3年間そのことを調査した団体がいました。そこでわかったことは、この島には今でも互いに助け合う暮らしが残っていたということでした。子供を実の親だけでなく、周りの人も一緒に育てる環境があるということです。

ソーシャルキャピタルという概念があります。社会関係資本と訳されますが、簡単に言えば信頼、ネットワーク、お互いさまです。こうした意識は昔の日本には少なからずあったと思うのですが、だんだんと失われていきました。そう

いう観点から、ファミリー・サポート・センターの充実は欠かせないものだと思っております。

先般、四万十市にしまんとファミリーサポートセンターが開設されました。NPO法人スマイルはたっこ様に委託して、地域でゼロ歳児から病児、病後児もサポートしていくシステムです。ここまでのサービスは、しまんとファミリーサポートセンターが高知県で初めてだそうです。高知県の市町村に全て備えていくことができ、支え合っていく事業ができれば、多良間島のように子育てに優しい地域だということになって、子育て世代が高知県に移住してくることもつながると考えられます。

ファミリー・サポート・センターの現在の状況と、四万十市のような病児・病後児預かりも実施するファミリー・サポート・センターは今後ふえていくのか、文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、高知県の教育についてお聞きをいたします。

高知県の子供たちを取り巻く環境は、オール高知の教育改革によって、学力も以前と比べて全国に追いついてきたことは周知のとおりです。しかしながら、少子高齢化やSociety5.0の到来、グローバル化の一層の進展など、大きな変革の中にあって、複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに捉え、新しい価値観や行動を生み出すことが求められています。

文部科学省は、「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」を発表いたしました。小中学校時代では、Society5.0を迎え、社会の構造が劇的に変化し、必要とされる知識も急激に変化し続けることが予想される中、義務教育に求められるのは、常に流行の最先端の知識を追いかけるのではなく、むしろ、学びの基盤を固めることであると考えられるとした上で、経済格差や情報格差等が拡大し弱者を

生むことがないように、子供一人一人の個別のニーズに丁寧に対応し、同一内容だけ児童生徒に教える教育から、個々人の特性に応じた教育へとしています。

本議会の知事提案説明にもデジタル化社会を担う人材の育成をしていくとあるように、本県の子供たちが将来Society5.0の担い手として活躍できるように、プログラミングなどのデジタル技術にかかわる教育内容の充実を図るということは、とても重要なことだと思っております。と同時に、そのことを教えていく教員の育成と確保も急務だと考えておりますが、教育長の所見をお願いいたします。

私は、中学校、高校と明德義塾中・高等学校に在籍していました。毎朝、朝礼で国旗掲揚、国歌斉唱をしてまいりました。そして、最後にふるさとに向かって、御先祖様、お父さん、お母さん、御家族の皆様、本日も頑張りますと頭を下げる毎日でございました。今思えば、先生や同級生の仲間、先輩、後輩との毎日の生活が道徳教育であり、ふるさと愛や家族愛、思いやりの心や感謝の心を教えていただいたと思っております。

9月20日より、ラグビーワールドカップ日本大会が始まりました。日本代表の姫野選手が国歌を歌いながら涙ぐんでおりました。高知に合宿に来ていただいておりますトンガの選手も、国歌を歌いながら涙していました。ラグビー日本代表は練習の前に、リーチマイケル・キャプテンのかけ声のもと、国歌君が代をチーム全員で練習するときもあると聞いております。

このように国旗と国歌はその国の人たちにおいては大切なものと考えています。教科となった道徳教育を存分に活用して、ふるさと愛や思いやりの心、感謝の心を持った子供たちの育成を大いに期待すると同時に、国旗・国歌を子供たちに、とても大切なものだとして教えること

が大事で大切なことだと思っておりますが、教育長にお伺いいたします。

次に、教職員の皆様の負担の軽減でございます。私は中村小学校で4年間、中村中学校で2年間、PTA会長をさせていただきました。先生が多忙を極めていると、学校に寄らせていただいて現場感覚で実感しているところでありませう。そんなことから御縁をいただき、中村小学校で地域コーディネーターを今現在もさせていただいております。この活動が少しでも先生の負担減につながればと思っております。

総務委員会での視察で行った愛宕中学校の事例では、4月の先生の多忙な時期にPTA会費の中から工面をして、補助員を臨時で雇っているということでした。補助員の皆様のサポートが入れば当然先生の時間があくわけですが、そこに子供たちのために新しいことをしたいということで、結局負担軽減にならないことがあると聞いておりますが、そうすると本末転倒となります。

高知県としては先生の負担の軽減をどのように考えているか、教育長にお聞きをいたします。

次に、地域の子供たちのスポーツ活動です。子供たちが行っているスポーツのニーズ、文化芸術の多様化に伴い、新しい部活動をつくってほしいという要望が四万十市のほうでもあります。しかしながら、学校側としては、1人の先生が2つの顧問を掛け持つなど、今の制度のままでは限界が来ていることも事実です。地域で多様性を持ったスポーツの環境の整備をしていく必要があると考えております。

学校では外部の指導者の導入、地域では現在6市町村あるスポーツハブのさらなる推進などで、スポーツや文化芸術の分野において新しい環境が実現できれば、新しいコミュニケーションができることで子供たちの新しい未来へのチャレンジが開けていくのではないかと考えてお

りますが、多様性が問われる子供たちのニーズにどう取り組んでいくか、教育長の所見をお願いいたします。

次に、「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」という副読本についてお聞きをいたします。平成30年度に初版発行、令和元年に2版が発行されております。高知県の中高生にふるさと高知の出来事や偉人について広く知ってもらうことで、皆さんが国内外で活躍する大人になったときに、ふるさとについて熱く語るができるようになるなど、ふるさとに対する誇りや愛情が育まれることを期待して作成したということでございます。私もふるさと愛を育む教育は大切だと考えています。こんなに詳しくふるさとの歴史を書いた副読本は全国でも珍しいことだと思います。すばらしい取り組みであると同時に、「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」作成に携わった皆様に敬意を表したいと思っております。

ただ、この副読本の中に、吉村虎太郎先生の生家などが記述されている、近世～近代の関連マップを見てわかるように、高知県西部の歴史について記述が少ないように感じます。例を挙げていきますと、宿毛市から戊辰戦争に参加し活躍した機勢隊、この隊には後に早稲田大学の創立に貢献した小野梓先生も、16歳という若さで参加しております。幕末維新にかけて活躍した医者たちとして、土佐藩の医師、弘田玄沖先生、戊辰戦争での迅衝隊の病院頭取、弘田玄又先生、昭和天皇の従医であった弘田長先生、弘田長先生はシッカロールの生みの親でもあります。さらに、「高知の道徳」に掲載されておりました保育の父、佐竹音次郎先生も医者でした。幕末の志士、樋口真吉が提案してできた藩校である文武館は、後に中村小学校となります。

このように、高知県西部の歴史も偉人を数多く輩出しております。高知県西部の中高生は現在3,576名おります。教科書の中の関連マップを

開いたときに、私たちの住んでいるところは何もないのかと思う子供たちがいるのではないかと感じます。「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」の副読本で教えていく意義は大変重要だと考えております。

授業時間や、高知の子供たちにどういった活用がされているのか、また年月とともに改訂をしていく必要があると思いますが、教育長にお聞きいたします。

また、「高知の道徳」というもう一つの副読本は、道徳教育を家庭で行うという大切な取り組みとなっていて、全区域に配り終えていると思いますが、今どういった活用がされているのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、治水対策についてお聞きいたします。

昨年の7月には、平成最大の豪雨災害と言われております平成30年7月豪雨災害が発生し、多くの命が失われました。また、多くの家屋も損壊し、極めて甚大な被害が広範囲に及びました。高知県においても3名のとうとい命が失われました。高知自動車道の上り線、立川トンネル手前の立川橋が土砂崩れによって押し流されるなど、多くの爪跡を残したのは記憶に新しいところでもあります。改めて被災地の皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

四万十川流域におきましても、当流域の尾根を越える肱川水系におきまして、既存治水施設の能力を超える洪水により9名ものとうとい命が犠牲になるなど、四万十川を本川とする渡川水系でも同様に起こり得る災害と認識したところであり、流域の治水安全度の向上は急務であると感じたところでもあります。

このように、現状施設の能力を上回る洪水により、近年の水害では類を見ない被害を引き起こすなど、気象変動の影響などによる局所的豪雨の激化などが危惧されております。具同・楠島地区では、平成26年6月の豪雨により床上71

戸、床下25戸の浸水被害、平成28年9月の台風16号では中筋川と後川流域を中心に甚大な被害が発生し、特に中筋川では磯ノ川地点計画高水位8.37メートルを0.46メートル上回り、切迫した事態となりました。現在運用されております中筋川ダムの防災操作がなければ、計画高水位を大幅に越え、堤防の越流及び決壊にもつながるおそれがありました。

そういう意味において、具同・楠島地区で作成した相ノ沢川総合内水対策計画に基づき、国で整備する楠島放水路排水樋門の速やかな着手が望まれております。国、県、市が実施する対策計画となっており、県の放水路整備とあわせて国と市が歩調を合わせた整備が必要となります。

また、四万十市の入田地区では、過去より優良で広大な農地が存在しており、平成24年度から圃場整備事業を実施し、排水路の整備や農地の機械化を図っていますが、入田地区北側の内水は入田元池に集水され、それより先は唯一の排水先の入田樋門から四万十川に排水されているものであり、元池からの導入路断面に比べ著しく狭くなっており、排水能力が低い状況でございます。そのため、豪雨時には元池があふれ周辺田畑や道路が冠水し、そこから越流して井ノ上川へ流入し、その下流部における氾濫要因にもなっており、井ノ上川流域にも被害を及ぼしております。

また、入田樋門は完成してから83年を経過しており、老朽化の進行も危惧しているところでございます。国のほうには既に要望しているところではありますが、県のほうとしても国としっかり協調して整備していただくことによって、具同地区の市民の皆様の安心・安全な生活のために——また具同地区は商業施設が多数あり、四万十市、幡多郡、愛媛県の南予地方の経済圏を網羅しております。

具同、楠島、入田の治水対策を早急にしていくことは、高知県にとりましても大変重要な施策だと考えておりますが、具同地区排水対策につきまして、これからの取り組みを土木部長にお聞きいたします。

次に、高知版Society5.0についてお尋ねいたします。

平成31年2月度高知県議会定例会における尾崎知事の提案説明にもありましたように、我が国においては、IoTやAI、ビッグデータなどの最先端のデジタル技術の革新が、社会や経済のあらゆる分野に変革をもたらしており、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の社会、Society5.0の実現に向けた動きが急速に進化している、本県もその先端技術のデジタル技術を積極的に取り入れて、この過程を通じて開発されたシステムの地産外商や企業集積により産業振興を目指すと説明されておりました。

総務委員会のほうでも、高知県情報政策課より、高知県行政サービスデジタル化推進会議の立ち上げの説明をいただいたところであります。高知県全体のデジタル化を促すとともに、高知デジタルフロンティアプロジェクトやIoT推進ラボ研究会と連携・協力することにより、県内のデジタル産業の振興にもつなげていき、こういった取り組みを基盤とする5Gを初めとした新技術の活用基盤の整備などを国などへ積極的に働きかけていき、新しいデジタル技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく多様なニーズにきめ細やかなサービスを提供することにより、経済発展と社会的課題の解決を両立していくことで実現する社会は、ドローンの宅配業務への活用や遠隔医療、電子申請により自宅から各種行政において手続が可能になるとともに——教育、産業などあらゆる分野で取り組みを進めていこうとしているものであるとの

ことでした。

2020年には本格稼働すると言われております5Gは、総務省においては周波数割り当て指針において、4Gまでは人口カバー率が評価指標であったため大都市圏から基地局が敷設されましたが、5Gでは評価指標がエリアカバー率となり、必ずしも大都市圏を優先させる必要はなくなりました。5Gによって地方創生を推進したいという政策的意向がうかがえます。

さらに、地方における建物や土地の所有者からシステム構築を依頼された事業者なども、5G基地局の通信機材をそろえるだけで免許取得が可能となっております。簡単に言えば、これまでWi-Fiなどでつないできた工場内の通信インフラが向上し、遠隔地のカメラで現地を見ながらロボットや機械の遠隔操作ができるようになるローカル5Gという制度が検討されております。5Gの技術を活用する上では、高知県では、医療・介護での遠隔診療、遠隔手術、遠隔操作など、さらには自動運転機能など、Society5.0は地方におけるさまざまな社会問題の課題解決に有効だということです。

高知県は、その分野において実証実験を行える環境は十分にあるということ、その環境を活用してテクノロジーを生み出してくれるスタートアップ企業やベンチャー企業が数多くいるはずで、そのような企業やこれから起業される人と連携して、高知発のテクノロジーを各分野でつくることにより、日本や世界の国々に対して、経済、医療、介護、農業、教育などさまざまな分野で世界をリードし、高知県がその分野のプラットフォームになる可能性があると考えています。

高知版Society5.0の実現に向けて、高知デジタルフロンティアプロジェクト、IoT推進ラボ研究会との取り組みはすばらしいことと思います。その中で、高知県発のテクノロジーを生

み出すスタートアップ企業や起業していく人の支援、連携にどのように取り組んでいるのか、商工労働部長にお聞きいたします。

次に、高知県のデジタル化についてお伺いいたします。

高知県においては、AIやRPAといった技術を積極的に導入する方針と聞いております。

RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク、主に定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行、自動化する概念です。民間企業では数年前からRPAの導入が始まっており、大幅な省力化や処理速度の向上が実現されております。

愛知県は、平成30年度に民間事業者と共同でRPA導入による行政事務の効率化の実証実験を実施し、対象とした4業務全てで作業時間を削減するなど成果を上げているということです。

RPAを導入して、高知県におけるこのような定型業務の大幅な削減を目指すことは大事な施策だと思います。このことは高知県全体のデジタル化を促すことに向けて大切なことですが、まずどこの部署で実証実験を行っているのか、総務部長にお聞きいたします。

また、県の職員の業務のうち、AIを導入することによって省力化できるものはあるのか、またある場合は積極的にAIの導入を進めていくべきではないかと考えるが、その取り組みについても総務部長にお聞きをいたします。

高知県の未来を考える上で、デジタル技術のネットワークを整備していくことは大変重要な施策だと考えておりますが、いざ目の前の現実を見てみますと、12市町村で光ファイバーなどの超高速ブロードバンドなどの未整備地域が残されていると聞いています。四万十市のほうでも八束地区や蕨岡地区、後川地区などが未整備のままです。

高知県全体のデジタル化を促すとともに、自宅から各種行政において手続が可能になるよう、教育、産業などあらゆる分野で取り組みを進めていこうとしているものであるならば、高度無線環境整備推進事業などを活用して早急な整備が必要と考えていますが、総務部長の所見をお願いいたします。

高知県建設業協会幡多支部連合会青年部の皆様が、次のステージに進む若い世代の思いはどこにあるのか、また幡多の建設業の将来をどう考えていくかということで、幡多郡の高校3年生にアンケートを実施しました大切な資料があります。592人の高校生が協力してくれております。どこに行くことを考えているのかと申しますと、県外に行きますと答えた人が53%、県内に残りますと答えた人が36%です。ここで、地元に残りますと答えた人は9%です。このことから、県外に行く人に歯どめをかけるようにしていけないといけませんが、地元に残りたいと思う人が9%、この数字は衝撃です。県内希望の人たちは高知市に集中しているということでございます。

中山間地域の課題は多く、昭和35年から平成27年度までの中山間地域の人口は25万2,000人弱、約47%も減少しています。県内の地域格差にも歯どめをかけなければなりません。産業振興計画ver.4には、中山間地域の課題解決をしなければ県勢浮揚はなし得ないとしております。

そのためには、国土強靱化計画の予算を積極活用しインフラの整備を進め、地方道の整備をしていくことで、中山間の強みである農業や林業といった第1次産業はもとより、観光の資源の有効活用ができるようにしていくことや、高知県でのデジタル格差をなくしていくことによって、都会には絶対のない豊かな自然の中で、高知県の中山間地域でも教育、医療などが充実し、高知県に移住を考えている皆様がさらに移住し

やすくなる環境ができ、一度都会に出ていった人も帰ってこれる環境をつくらないといけない。東西に広い高知県に、IT企業のサテライトオフィスやテレワーク、IT・コンテンツ産業の人材育成や人材確保を目指していける環境を全県的につくることで、人材の流出に少しでも歯どめをかけることができるのではないかと思います。

先ほども申しましたように、Society5.0は、地方におけるさまざまな社会問題の課題解決に有効だと考えています。尾崎知事は、この第4次産業革命とも言われている大きな変革を最大のチャンスと捉えているものと思っておりますが、産業振興計画などのさらなるバージョンアップ、アップデートを繰り返していくことで、高知県が日本に誇れる地域になると確信をしているところでございますが、知事の所見をお聞きして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、官民協働で高知の未来をつくっていく思いを持った県庁組織の必要性についてお尋ねがございました。

私は知事就任以来、県職員に対し、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、本県の抱える課題に正面から向き合い取り組むこと、そしてPDCAサイクルを回すことにより常に施策を進化させ続けることを求めてまいりました。今後も当面の間、人口減少が続く中において、県民の皆様暮らしを守り、さらなる県勢浮揚をなし遂げていくためには、議員から御指摘のありましたように、20年後、30年後といった長期的な視野を持った上で、時代の大きな流れを捉えた取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

あわせて、私は、地方の活性化の要諦は、御

指摘のようにその持てる強みを生かすことにあると考えており、そういう意味において、地域に現にある資源を生かした地産外商など、地道な取り組みを続けていくことが極めて重要だと考えております。身近な資源を生かして取り組みを進めていくからこそ、地域の皆様との対話が不可欠であり、また時代の大きな流れを捉まえていこうとするからこそ、全国区の視点を持って、全国的なネットワークとのつながりをはっきりと築き、保っていくことが必要であると考えております。

このように、県民の皆様と、また県外のさまざまな取り組みをされている方々と官民協働で取り組みを進めていくという姿勢が、さらなる県勢浮揚を目指していく中で、引き続き求められるものと考えているところでございます。県民の皆様との対話とともに、県外の方々とのネットワークも大事にしながら、官民協働で県政運営を行っていく、今後もそういう県庁であるべきだと考えております。

次に、産業振興計画などのバージョンアップにより、高知県を日本に誇れる地域としていくことについてお尋ねがありました。

本県は、第1次産業革命のころまでは、豊かな農林水産物を生かして、また水力発電と紡績業などを興して時代の先端を走っていた県でありましたが、戦後の重化学工業化の時代においては、地理的な要因もあり、残念ながらその流れに十分に乗ることができず、その点では後塵を拝する状況にありました。

しかしながら、AIやIoTなどの最先端のデジタル技術の革新が社会や経済のあらゆる分野に変革をもたらす、今回の第4次産業革命においては、本県が再び時代の先端に行くことも可能ではないかと考えております。そのため、本県がIT・コンテンツ関連産業の集積地となることを目指して、産業振興計画において施策

を大幅に強化しつつ、人材育成や企業立地を促進するとともに、デジタル技術と第1次産業や中山間地域などを結びつけ、新たな付加価値を生み出し、地域の地場産業の高度化を目指すプロジェクトの創出にも挑戦をしてみたいです。

その結果、IT・コンテンツアカデミーの受講者は延べ6,000人を超えるなど、順調に人材育成が進んでおりますし、30件のプロジェクトの創出や20社の企業立地につながるなど、産業集積も図られつつあります。加えて、昨年度スタートしましたNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトには、延べ140人を超える研究者や45社の企業の皆様に参画をいただいております。施設園芸農業の飛躍的な発展と施設園芸農業関連産業群の創出に向け、手応えを感じているところであります。

こうした成果は、PDCAサイクルにより絶えず施策の効果を検証するとともに、新たな課題やニーズに対応して本県独自の施策を充実させてきたからこそであります。さらなる取り組みを進めていくためにも、このサイクルをしっかり維持していくことが大事であります。

お話にありました、高知県が日本に誇れる地域になるためには、第4次産業革命という大きな変革の中、今後さらに次の3点を柱として、攻めのデジタル化を官民挙げて進めていく必要があると考えております。

1点目は、企業誘致や人材育成などの取り組みを一体的に進め、IT・コンテンツ関連産業の集積をさらに加速化することです。このためには、県内外の多くの専門家や関係者とのネットワークを構築することが重要だと考えており、現に県外のエコシステムを構築されるネットワークの方々との交流に着手をいたしているところであります。

2点目は、課題解決型の産業創出プロジェクトをさらに進めることです。とりわけ大

切なのは、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトのような、その分野の課題解決を図るとともに新事業を次々と生み出していくオープンイノベーションプラットフォームを、さまざまな分野で構築することです。例えば、第1次産業の劇的な生産性の向上や教育の充実、さらには中山間地域の暮らしの質の向上などをテーマとして、このようなプラットフォームを構築していくことが考えられます。

3点目は、県内企業のデジタル化を推進し、生産性向上や新たなサービスの創出などを進める取り組みであります。そのため県庁においても、行政サービスのデジタル化を推進していく必要があります。行政事務の効率化や県民サービスの向上を図るとともに、これに関連して県内で製品やシステム開発を後押しすることが重要であります。あわせて、持てるデータのオープン化を図ることによりまして新たなサービス創出などを促す、そういう役目も果たせるものと考えられる次第です。

本県が時代の先端を走るためには、デジタル化など時代の新しい流れを捉え、大いに想像力を働かせ、他県に先駆けて本県独自の施策を展開していく必要があります。そして、これらを県内の各地域地域で展開することで、地域地域で若者が住み続けられる、そういう県土をつくっていく必要があるものと考えるところです。そのため今後も引き続き、多くの方々にお知恵を賜りながら、絶えず産業振興計画などの施策のバージョンアップを繰り返していくことが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 母子健康手帳の交付時に妊娠や出産・子育てなどの支援サービスについて、母親や父親を含む家族に周知され、利用していただく取り組みがなされているのか

とのお尋ねがありました。

母子健康手帳の交付は、特に初産の方にとって行政の保健師と初めて接する機会となることから、その機会を捉えて、妊婦御本人に限らず、その御家族の方に対しても、的確に安心して出産してもらうための情報や出産後の子育て支援の情報を伝え、利用を促すことが大変重要だと考えております。

現在、市町村で母子健康手帳を交付する際には、子育て世代包括支援センターあるいは母子保健担当課で、母子保健コーディネーターや地区担当保健師などが、まず安心して出産してもらうために、妊婦健診の受診券を交付して受診を促すとともに、妊娠中の支援サービスである両親学級や妊婦訪問などについての説明を行っています。

また、母乳・育児相談や乳児健診、さらには出産後、特に育児不安が高い方などを対象として実施している産後ケア事業などの説明も行っていきます。あわせて、県が作成した父子手帳や、県内の子育て支援サービス・相談窓口一覧などを盛り込んだ、高知版の母子健康手帳別冊といった冊子等の配布もしていただいています。その際、父親が同伴している場合には一緒に話を聞いていただき、夫婦一緒の子育ての重要性などについて説明しておりますし、両親学級や出生届で父親が来所した機会などを捉えて、サービスの周知等も行っております。

このように、父親を含む家族への情報の周知、利用を促す取り組みについては一定行われているものと考えておりますが、中には両親学級や産後ケア事業などのサービスが十分でない市町村もあります。このため県としては、引き続きサービスを提供するための体制整備に係る財政的支援のほか、妊産婦やその御家族の育児力の向上につながるアプローチができるよう、保健師等のスキルアップ研修会の開催などを行い、

全ての市町村でのしっかりとしたサービス提供に向けて取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 高知版ネウボラについて、妊娠期から就学前までの子育て期において関係各部門で切れ目のないバトンリレーができてきているのか、その現状についてお尋ねがありました。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を推進する高知版ネウボラは、母子保健や子育て支援、児童福祉に関する部門がしっかりと連携し、家庭状況を含め母親や子供の情報を共有しつつ、子供の成長段階に応じてそれぞれが担うサービスを適切に提供していく取り組みです。

具体的には、市町村の母子保健部門では、子育て世代包括支援センターなどにおいて、母子健康手帳交付時の面談等を通してアセスメントを行い、支援の必要な家庭には支援プランを作成し、産前産後のサービスを提供しています。また、身近な地域で親子が交流、相談できる地域子育て支援センターなどの利用を促すほか、個々の子育て家庭のニーズに応じた延長保育事業や一時預かり事業などの必要な子育て支援サービスが、保護者に適切に提供されるよう取り組んでいます。

そうした取り組みの中でリスクがある場合には、母子保健部門と児童福祉部門、保育所・幼稚園など子育て支援部門、さらには児童相談所と連携を強化し、早期の段階で適切に対応することで、虐待などの未然防止に努めているところです。

今後とも、こうした地域における子育てを支援する関係機関のネットワークが継続、発展していくよう、健康政策部や教育委員会と連携して、市町村の取り組みを支援してまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化スポーツ部長（橋口欣二君） ファミリー・サポート・センターの現在の状況と、四万十市のような病児・病後児預かりも実施するファミリー・サポート・センターは今後ふえていくのかとお尋ねがございました。

地域の支え合いによる子育て支援の仕組みでありますファミリー・サポート・センターにつきましては、平成28年度からは、国の支援制度に加え、本県独自で国の補助基準に満たない小規模なものも支援対象とし、その普及に向けて取り組みを進めてまいりました。その結果、現在は7市3町で開設をされており、活動の充実に向けて、会員数、活動数をふやすための取り組みなどが進められております。

中でも、開設当初から病児、病後児を預かるサービスを県内で初めて実施することとなった四万十市の取り組みにつきましては、県といたしましても、実施に不可欠な医療機関との連携体制づくりへの協力や財政的な支援などを行ってきたところです。

働きながら子育てしている方から要望が多いこのサービスの広がり、大いに期待しているところであり、他の市町村に対しましても四万十市の取り組みや県の支援制度をお知らせし、病児、病後児に対応できるファミリー・サポート・センターが県内全域に広がりますよう取り組んでまいります。

（教育長伊藤博明君登壇）

○教育長（伊藤博明君） まず、プログラミングなどのデジタル技術を教えていく教員の育成と確保についてお尋ねがございました。

プログラミングやデジタル技術などに関する教育を効果的に実施するためには、指導者の育成と確保が重要であり、県教育委員会としても必要な取り組みを進めているところです。具体的には、来年4月から小学校で導入されるプログラミング教育について、その狙いや指導方法

について周知徹底を図るため、研修会やシンポジウムなどの開催を通じて、指導力の向上に向けた取り組みを進めているところです。

また、プログラミングやデジタル技術に関する教育を各学校段階で充実させていくためには、現職の教員だけではなく、最新の知識、技能を有する外部の専門家などに授業に参画していただくことも重要です。県教育委員会としては、教員と外部の専門家などが組織的、協働的に教育課題の解決などに当たることができるよう、チーム学校の構築に向けた取り組みを推進しており、プログラミングやデジタル技術の指導の充実に向けて、外部人材を有効に活用していく方策についても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌の指導についてお尋ねがございました。

グローバル化が急速に進むこれからの社会において、子供たちは国際社会の一員として、多くの国の人々と協働しながら新たな課題に挑戦し、世界の発展に貢献していかなければなりません。そうした中で、信頼される日本人として存在するためには、高い道徳性や規範意識を持ち、郷土や国を愛する心に裏打ちされた日本人としてのアイデンティティと、我が国の歴史や伝統を尊重する態度を養うことが重要であり、同時に他国の伝統や文化に敬意を表する態度を育むことも大切なことです。

また、国旗・国歌には、その国の建国の由来や歴史、文化があらわされ、国民の理想や願いなどが込められているものであり、それらを尊重する態度を養うことは大変重要なことと考えております。

現在、学校においては学習指導要領に基づき、道徳の授業を中心に、全ての教育活動を通じて道徳性を養い、高める実践がされております。さらに、今回道徳が特別の教科となったことに

より、国を愛する態度や国際理解といった道徳的価値について、小中学校の全ての学級で、子供たちが議論し主体的に考える学習が行われるようになりました。

この上において、社会科や音楽科の授業の中で国旗・国歌に対する正しい認識を養い、全校種の学校の入学式や卒業式等において国旗掲揚と国歌斉唱が行われ、それらを尊重する態度がしっかりと育まれていく必要があると考えております。県教育委員会としましても、今後とも市町村教育委員会と連携を図り、適切な国旗・国歌の取り扱いや、特別の教科道徳の授業実践がなされるよう、指導・助言を行ってまいります。

次に、教員の負担軽減についてどのように考えているかとお尋ねがございました。

本年6月に、OECD加盟国・地域の中で日本の小中学校教員の勤務時間が最も長いとする調査結果が発表されましたが、本県においても同様に教員の長時間勤務の実態が見られます。

こうした教員の長時間勤務の改善に向け、県教育委員会では、教育大綱や第2期教育振興基本計画に働き方改革の取り組みの推進を位置づけ、学校組織マネジメントの向上、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用、この3つの柱のもと取り組んでいるところです。

しかしながら、お話にもありましたように、教師という職の使命感から、子供のためなら長時間勤務もよしとするという働き方を続けてきたところがあり、あいた時間ができる新たなことを行い、結果として教員の負担軽減につながっていない面があると考えております。また、これまでの働き方として、決められた時間内に仕事を終えることに関心が向いてこなかったことも一因であるということを考えております。

こうしたことから、教員の長時間勤務の改善に向けては、先ほどの3つの柱の取り組みに加

えて、教員一人一人が勤務時間を意識し、メリハリをつけた時間の使い方ができるよう、これまでの働き方に対する意識改革を行うことが大変重要になります。このため県教育委員会としましては、意識改革に向けた研修などの実施はもとより、働き方改革を推進するための全ての事業が教員の意識改革にもつながっていくよう、横断的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、多様性が問われる子供たちのスポーツニーズにどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

本県における運動部活動への加入率は、中学校体育連盟の調査によりますと、ここ5年ほどは約6割程度で推移しております。子供たちの運動部活動に対するニーズは多様化しており、県教育委員会としては、競技力を向上させたいというニーズに対して、競技の専門でない顧問教員の部活動支援ともあわせて、それぞれの学校の実情に応じて、運動部活動支援員や指導員など専門性の高い外部指導者を配置しております。

一方、中学校に希望する部活動がないので新しく部活動をつくってほしいといったニーズや、従来の部活動にはない新しい分野に挑戦してみたいといったニーズなどへの対応は、教員数や指導力等の課題もあり十分な対応ができていない現状があります。

こうした中、県内では中学校と総合型地域スポーツクラブが連携して、例えば学校の部活動にはない水泳や新体操等を、総合型地域スポーツクラブの施設で専門家の指導のもとで練習し、公式の大会にも出場する取り組みが始まっており、子供や保護者にも好評であるというふうにお聞きしております。

今後、県教育委員会としましては、運動部活動指導員等の配置を拡大するとともに、学校以

外の場でもスポーツができる環境整備に向け、県スポーツ協会などと連携して、子供たちの多様なニーズに応えられるよう努めてまいります。

次に、高知県の歴史や人物などに関する副読本「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」の活用状況や改訂の必要性についてお尋ねがございました。

「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」は、子供たちの郷土に対する誇りや愛情を育むため、中学校及び高等学校で学習する教科、科目や総合的な学習の時間等において活用できる副読本として作成したものであり、県内公立の中学校及び高等学校の全生徒に昨年度から配布をしているものです。

この副読本は原始から現代までの本県の歴史について、さまざまな出来事や人物の業績をできるだけ歴史の大きな流れに位置づけながら、中高生にとって、よりわかりやすい分量や内容となるよう配慮して作成しております。お話がありました県西部におきましても、幕末に外国の事情を日本に伝えた万次郎や、日本の工業化とその教育に尽力した竹内綱・明太郎父子の業績などを掲載しております。

現在の活用状況としては、県内中学校のおよそ86%、高等学校のおよそ83%が、授業やその他の学習活動において活用しております。具体的な活用内容としましては、中学校、高等学校ともに多くの学校が、歴史の授業において単元や学期といった一定の区切りに、日本の歴史との関連を確認したり比較したりする学習活動を行っています。また、長期休業中の課題レポートや、進学・就職試験の際に郷土のことを語るができるようにするための資料とするなど、子供たちがみずから本県の歴史についての学びを深める学習に活用しております。

今後も引き続き、副読本の活用事例などを共有し、副読本の活用をより一層進めてまいりま

す。また、今後活用を継続していく中で、お話にありました内容の改訂についても検討してまいりますと考えております。

最後に、道徳教育ハンドブック「高知の道徳」はどのような活用をされているのか、お尋ねがございました。

県教育委員会では、道徳の時間が新たに特別の教科道徳と位置づけられたことに合わせて、家庭や地域と連携・協力して道徳教育をより積極的、効果的に推進することを目的に、「家庭で取り組む 高知の道徳」を改訂いたしました。各家庭で本冊子を活用しながら、学校と家庭、地域が一緒になって地域ぐるみで道徳教育に取り組むこととして、国立、私立も含め、全ての小中学生に配布をしております。

この活用に当たっては、保護者等に向けて本冊子の活用場面や活用例を紹介した文書を学校を通じて配布したり、県が実施するPTA研修会等において本冊子活用の意義などを説明してまいりました。平成30年度末に実施した道徳教育の調査の結果では、小学校の99.5%、中学校の88.8%が、授業以外でも本冊子を活用したとの回答となっております。

また、その活用内容としましては、主にPTA研修会や保護者との懇談の場で活用している例や、学校便り等で紹介している例のほか、夏季休業中に、この冊子を読んで自分はどんな生き方をしたいかを文章にまとめ家庭で話し合うという課題を設定した例や、本冊子の中の郷土の偉人の話を家の人と一緒に読んだ後に、総合的な学習の時間にさらに詳しく地域の偉人について調べ発表するという授業実践例なども報告されるようになっております。このように、本冊子は学校での活用のみならず、学校と保護者や地域の方々が連携して取り組む道徳教育の中にも広がってきております。

今後も、各学校、各地域での活用方法を収集

し、効果的な活用事例などを、教員を対象とした研修会やPTAの会でお示しするなどして、「家庭で取り組む 高知の道徳」のさらなる活用に努めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 四万十市の具同地区における排水対策の今後の取り組みについてお尋ねがありました。

具同地区には、国が管理する中筋川と県が管理する3つの支川があり、上流から相ノ沢川、池田川、井ノ上川の順に中筋川に合流しております。中筋川では、国が上流で建設を進めてきた横瀬川ダムが令和2年に完成する見込みとなっており、これにより中筋川の洪水時の河川水位が低下することで、流入する支川にも治水効果が発揮されるものと期待されています。

県の管理する河川のうち相ノ沢川については未改修であり、流域でたびたび浸水被害が発生しております。特に平成26年6月の豪雨では床上浸水71戸の大きな被害があったことから、再度災害防止に向けて国、県、市が連携して浸水対策を検討し、相ノ沢川総合内水対策計画を策定いたしました。この計画の主要な対策である、相ノ沢川の支川となる楠島川の洪水を直接中筋川へバイパスする事業につきましては、樋門を国、放水路などを県、排水機場を市が整備することとし、3者が連携して早期の完成を目指し事業を進めております。池田川では、昭和47年から改修を進め、平成7年に約1.3キロメートルの改修が既に完了しております。

残る井ノ上川につきましては、昭和34年から改修を進め、昭和45年に阿曾池までの約2.2キロメートルの改修を完了しているものの、その上流部にある元池は四万十川へ直接排水する地形となっており、この排水を受け持っている入田樋門の断面が狭小であることなどから、元池周辺で農地等への浸水被害が頻発しております。

このため県では、元池から四万十川への必要な排水量を検討しており、この検討結果をもとに、元池の排水能力が改善されるよう、入田樋門を管理している国と協議してまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 高知デジタルフロンティアプロジェクトやIoT推進ラボ研究会との取り組みの中で、スタートアップ企業や起業していく人の支援、連携にどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

IoTやAIなどのデジタル技術の革新が急速に進展していく中、デジタル技術を積極的に活用して、あらゆる分野の課題解決と産業振興を図る高知版Society5.0の実現に向け、先ほど知事からお答えしましたとおり、人材育成と一体となったIT・コンテンツ関連産業の集積や課題解決型の産業創出、県内企業のデジタル化の推進などに取り組んでいるところです。

議員からお話がございました、高知デジタルフロンティアプロジェクトなど課題解決型の産業創出におきましても、これまでに30件のプロジェクトを創出するとともに、参画いただくIoT推進ラボ研究会の会員数もこの2年半で約2.3倍の204まで増加するなど、企業や研究機関などの関心の高まりを感じているところです。今後、こうした取り組みの効果をさらに一段高めていくためには、革新的な技術やサービスで新しい市場を開拓しようとしているスタートアップ企業や、みずからのビジネスプランを具体化しようとしている起業家との連携を図っていくことは、大切な視点であると考えております。

新たな起業に対する支援といたしましては、総合的な支援プログラムとして、こうちスタートアップパークにおいて、専門家によるアイデア段階から事業化までの一貫支援を行っているほか、本年度からは、首都圏の起業家から成長性の高い事業を創出するノウハウを学ぶ高知ビ

ジネスデザイン塾を開始したところです。さらに、首都圏のスタートアップ企業が集積するコミュニティを運営する企業等と連携し、県からの情報発信や県内企業との交流イベントの開催などを行うことで、課題解決に向けた実証実験のフィールドとして、スタートアップ企業を県内に呼び込むための取り組みにも着手したところです。

今後は、さらにそういったネットワークを広げ、県内外から意欲的な企業や研究者などが結集し、創造的な交流活動を通じて、県内で新しいイノベーションが持続的に創出されるオープンイノベーションのプラットフォームづくりを推進することで、高知版Society5.0の実現に向けた取り組みを加速化してまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 高知県のデジタル化について、まずRPAの実証実験についてお尋ねがございました。

今年度は、大量のデータ処理を要する業務で、定型的な作業を反復して行う事務を対象としまして、4つの部署で実証実験に取り組んでおります。具体的には、財政課におきまして、人件費を推計する表のデータから約400の所属ごとのデータを作成する業務、高齢者福祉課におきまして、県内67の特別養護老人ホームの入所申し込み状況に関する調査結果から市町村に配布するデータを作成する業務、教職員・福利課におきまして、人事異動情報から教職員名簿の原稿を約500の所属別に作成する業務、産学官民連携センターにおきまして、研修会等の受講料の徴収に係る財務会計システムへの入力及び納入通知書を作成する業務であります。

今後、これらの効果を検証した上で、来年度はさらなる対象業務の拡大、必要なシステムの整備のほか、RPAをみずから活用できる職員の育成に取り組んでいきたいと考えております。

次に、県職員の業務へのAIの導入についてお尋ねがございました。

AIは、膨大な情報を蓄積してパターンを学習させることによりまして、人間が行っている知的な作業の一部を実行することのできるシステムであります。音声や画像の識別、ニーズや数値の予測、作業の自動化など、さまざまな用途での活用が既になされているところであります。

県行政におきましても、今後多くの分野で活用されることが想定されますけれども、現在取り組んでおります高知県行政サービスデジタル化推進計画の検討作業の中では、例えば土木工事の設計書のチェックでありますとか、農業現場での病害虫の画像診断、会計事務などにおきまして、対話方式で自動的に質問に回答するシステムなどを導入していくこと、こういったことなどが具体的な業務として挙げられているところであります。

AIに加えまして、今ほどお答えしましたRPA、こういったものの活用範囲は今後ますます広がっていくと考えられます。行政事務の効率化や県民サービスの向上が期待されますことから、他県での活用事例なども参考にしながら、積極的に導入を検討していきたいと考えております。さらに、行政サービスのデジタル化の推進によりまして、デジタル技術を活用した行政課題の解決や産業振興にもつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、超高速ブロードバンドの未整備地域への早急な整備についてお尋ねがございました。

超高速ブロードバンドの環境は、住んでいる場所を問わず、さまざまな情報発信・収集が可能となることから、移住促進や産業振興などに必要不可欠なものと考えております。このため県といたしましても、未整備地域の解消に積極的に取り組んでまいりました。

現時点では、お話のありましたとおり12市町村において未整備地域が残っております。今年度は、お話のありました四万十市を含め、3市町が国と県の補助事業を活用いたしまして、一部地区の整備を行うこととしているところであります。

残る未整備地域につきましては、今年度国の新たな補助制度といたしまして高度無線環境整備推進事業が創設され、これによって多くのケースで従来よりも手厚い財政支援が受けられることとなりますので、市町村に対しまして、制度の活用をより一層働きかけますとともに、整備計画の立案や検討をサポートするなど、引き続き超高速ブロードバンドの整備の促進に努めてまいります。

○1番（土森正一君） 質問に対しまして、本当に丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。拙い質問に対しまして、初めてで大変緊張しておりましたが、本当にありがとうございました。

また、尾崎知事にとりましては、12年間本当にありがとうございます。思えば西土佐から対話と実行行脚が始まって、それから高知県の歴史が大きく変わってきたことを、今のこのように思い出します。僕は消防団で出初め式に出しておりまして、本当に光り輝く尾崎知事を見たときに、本当にすばらしいなと思っておりました。父、土森正典も、多くの政治家人生の中で、知事とともに過ごしました12年間が一番充実していた政治家の年だと私に常々言っております。尾崎知事の思いと、そしてまた父であります土森正典の思いも一緒になって、高知県政のために一生懸命これから頑張ってまいります。よろしく願いいたします。

最後に、尾崎知事に対しまして、高知県民の一人として、夢と希望を、そして勇気を与えていただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。知事、本当にありがとうございました。

一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。  
午後2時14分休憩



午後2時40分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番田所裕介君。

（27番田所裕介君登壇）

○27番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。

先立ちまして、私は4月の改選において、立憲民主党唯一の県議会議員として送り出させていただき、本日初めて登壇する機会をいただきました。県執行部並びに県職員の皆様、そして先輩議員並びに同僚議員の皆様にはさらなる御指導をお願いする次第であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。それでは、議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、尾崎知事の政治姿勢について伺います。

高知県は、少子高齢化、人口減少、そして南海トラフ大地震を想定した防災対策などの多くの課題に直面しております。尾崎知事は、平成19年から現在に至るまでの12年間、本県の直面するこれらの課題に真摯に向き合い、高知県の発展に尽力されました。経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの5つの政策、そしてこれらを組み合わせた高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に、官民協働、市町村政との連携・協調のもと取り組み、効果を出してこれら

ました。有効求人倍率の上昇やGDPのプラス成長はその一例であります。

高知新聞の調査では、83.5%の県民が尾崎県政に満足しており、そして66.9%の県民が尾崎知事の続投を望んでおり、県民からの評価の高さがうかがえます。問題に真摯に取り組み、確実に成果を出す姿勢が、県民からの厚い信頼につながっていると感じております。尾崎県政での政策を推進し、結果を出していくことが、これからの我々の課題であると考えております。

尾崎知事は19日の本会議開会日の挨拶の中で、今こそ地方の力を生かす国づくりが求められている、地方の実情を国の政策立案過程に反映させることが一層求められ、多くの課題を抱える地方みずからの努力を強力に後押しする国を挙げた取り組みが必要と、国政に向けての新たな挑戦への決意を述べられたところであります。

知事にお伺いします。知事が3期12年、高知県の発展に取り組んできた中で、地方の潜在力をどのように感じ、そしてその潜在力を最大限に引き出して地方を活性化していくために、国政において今後どのように御尽力されたいと考えているのか、またそのために次期知事にどのような県政運営を期待するのか、御所見を伺います。

次に、教員の働き方改革についてお伺いします。

人口減少が顕著な高知県において、次世代を担う子供への教育は非常に重要であります。そのために、学校教職員がゆとりを持ち教育活動に当たることができる環境整備が大切であります。本県では、平成31年3月改訂、第2期高知県教育振興基本計画第3次改訂版にありますように、教育長会議や合同研修などにより、高知市を初めとする市町村教育委員会との関係をより強化し、連携・協働による子供への教育及び

教員の環境整備に取り組んでいくことと存じます。

教員の労働環境の整備においては、若手教員が育つ環境、そして教師間の協力関係の構築が必要です。県教育委員会ではメンター制の考え方に基づき、若年教員をOJTにより育成する手法を全ての小学校で取り入れることとしております。特に、平成31年度メンター制を活用した人材育成実践研究事業として、メンター制を実践的に研究する小学校を指定し、その研究成果の普及を目指しております。

そこでお伺いします。現在までのメンター制の進捗ぐあいについて教育長の御所見をお伺いします。

近年、職務の多様化、複雑化に伴う学校教職員の長時間労働が問題視されています。あかるいまち6月号によると、2018年の高知市内モデル校データでは、健康障害リスクが高まる教職員の割合が小学校で約44%、中学校で約62%、また過労死ラインの教職員の割合は小学校で約10%、中学校では約21%にも上っているという結果が出ています。

一方で、教員の現状を把握するストレスチェックの回答率が半数程度でした。回答率の向上による確かな現状把握が、さらなる対策には必要不可欠であります。

ストレスチェックの回答率を向上させるための対策について、そして過重勤務者のメンタルヘルス対策にどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

教員の労働環境を改善するため、本県ではチーム学校の取り組みの一つとして、働き方改革の取り組みを進めております。業務をしなければならない仕事、いわゆるマストを効率的に進め、することが望ましい仕事、いわゆるベターを削減することを呼びかけ、スクールサポートスタッフの配置や部活動指導員の配置を進めておりま

す。

そこでお伺いします。学校現場にて、教員の負担となっている業務内容、長時間労働をしなければならない要因、そして現場の声や意識を把握するための調査の実施について教育長にお伺いします。

県では統合型校務支援システムの導入により、指導要領や学習評価の業務等の電子化、掲示板機能を活用した会議時間の短縮など、業務の負担軽減を目指しています。しかし、例えば市が導入した通知表作成システムはシステム上のふぐあいも多く、これらの導入が逆に負担を増加させているケースがあるとの見解があります。

そこでお伺いします。このような現場の声を受け、この統合型校務支援システムに対して、県としての課題認識と今後の対策について教育長の御所見をお伺いします。

また、学校給食など、生徒の学校生活での費用の徴収も教員の仕事であります。7月31日、文科省は支払いの徴収業務の負担の軽減を目的に、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを通知し、学校給食費の保護者からの徴収・管理業務を地方公共団体がみずからの業務とすることを推進しております。

そこでお伺いします。高知市を含め、高知県全体でこれから資金管理システムを導入していく展望について教育長の御所見をお伺いします。

次に、児童虐待に対する対策についてお伺いします。

昨年から立て続けに発生している虐待による子供の死亡事件を受け、親の子供への体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を盛り込んだ、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、6月19日、参院本会議で全会一致により可決、成立し、一部を除き来年4月から施行されます。改正法では、親権者や里親、児童福祉施設長によるしつけとしての体罰禁止を明文化し、児童相談所

が子供の安全確保をちゅうちょなく行えるように介入機能を強化しております。また、転居の際の支援継続のため、転居先の児童相談所や関係機関との速やかな情報共有と連携強化、そして学校や教委、児童福祉施設の職員に守秘義務を課すことも盛り込まれています。

平成30年度、本県の児童相談所における児童虐待に関する相談受け付け件数は、前年度比31.3%増の595件であり、このうち虐待として対応した認定件数は、前年度比28.8%増の420件でした。48時間ルールの徹底やリスクアセスメントを実施し、児童虐待問題に積極的に取り組みを進めているところであります。

そこでお伺いします。改正法の可決、成立を受け、本県では、これらの現在抱えている課題に対して、そしてこれから児童虐待の問題に対して、どのような新たな取り組みを行っていくのかについて地域福祉部長の御所見をお伺いします。

県では、義務づけられている児童福祉司の設置基準をクリアしております。児童福祉司は全国的に増加傾向であり、平成12年度の1,313人から、30年度には約2.6倍の3,426人に増加しております。そして、児童虐待の相談対応件数も、12年度の1万7,725件から、30年度の速報値では9倍にふえて15万9,850件へと増加しております。相談件数の増加に伴い、児童福祉司が適切に相談に対処できる能力がますます求められております。しかし、全国的に見ると、現在児童福祉司の5割近くが勤務3年未満の若手で、経験が十分でないという現状があり、若手の児童福祉司の育成が課題です。

そこでお伺いします。本県では、若手の児童福祉司の育成にどのように取り組んでいるのか、地域福祉部長にお伺いします。

児童虐待の問題は、保護することが全てではなく、保護した後のケアも重要な課題でありま

す。保護後に、保護された児童を傷つける事態が発生しております。東京都では、東京都第三者委員がことし3月に提出した意見書で、児童相談所に保護された子供が最初に身を寄せる一時保護所での子供を管理するルールを、過剰な規制で人権侵害に当たると、そして一時保護所が常にほぼ満員状態で運営されており、職員が不足していると指摘しました。本県では、一時保護所の居室の個室化や緊急一時保護対応室の確保による機能の充実と体制の確保に取り組んでおります。

そこでお伺いします。一時保護所について、職員の不足など施設運営を含めて、現時点での運営実態とその課題について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

東京都での一時保護所での問題点は第三者制度により発覚し、第三者が評価する仕組みづくりの大切さが浮き彫りとなりました。本県では、一時保護所を第三者が評価する仕組みがないことから、こうした制度を導入する考えはないか、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

虐待を疑われる児童の迅速な保護とともに重要となるのは、保護を解除するタイミングであります。千葉県野田市の事件は、児童相談所が適切でない時期に一時保護を解除したことが、女兒の死亡へつながったケースです。

保護の解除についてお伺いします。この事件を鑑み、本県では、一時保護解除においてどのような基準を定めているのか、近年の児童虐待や児童相談所の対応ミスを踏まえ一時保護解除の対応の見直しは行うのか、不適切なケースの一時保護を解除してしまうミスを予防する対策について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

次に、就職氷河期世代の就業支援についてお伺いいたします。

就職氷河期世代と呼ばれる、バブル崩壊後の1993年から2004年ごろに大学や高校を卒業した

世代は、非正規雇用など不安定な働き方を続ける人が多く見られます。内閣府によると、この世代である35歳から44歳の約1,700万人のうち、非正規で働く人が317万人、フリーターは52万人、長期無業、ひきこもりの方は40万人に及んでおります。

国の就職氷河期世代への対策は、高齢者対策や財政再建が優先されてきた結果、後手に回ってきました。しかし、人材不足解消やひきこもり問題との関連もあり、就職氷河期世代への対策が、本年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針に盛り込まれました。就職氷河期世代を正社員として雇用した企業への助成金の拡充、短期間で就職に結びつく資格を得るための就業訓練の充実が、対策として行われる見通しです。

先月27日に、全国知事会の、就職氷河期世代の活躍支援プロジェクトチーム会議が開催され、愛知県をリーダーとし33都道府県が参加し、就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言が取りまとめられました。これには高知県も参加しており、就職氷河期世代の就職促進へ力を入れて取り組んでいくところであると存じております。人口減少及び高齢化に直面している本県では、さまざまな業種にわたり、担い手不足と人材不足に直面しております。就職氷河期世代の就職支援事業は、若い世代の担い手、労働力を確保していくという側面においても重要となってまいります。

そこでお伺いいたします。対策を講じていくために現状を把握する必要がありますが、本県では就職氷河期世代の実態調査を行う予定はあるのかについて商工労働部長の御所見をお伺いします。

他県でも取り組みが始まっています。例えば、埼玉県では正社員になろうプロジェクトを実施し、兵庫県宝塚市は就職氷河期世代を対象とし

た正規職員採用試験を今月実施いたします。

本県におけるいわゆる就職氷河期世代の正社員での就労に向けた支援についての認識、そしてどのような取り組みを行っていくのかについて商工労働部長の御所見をお伺いします。

次に、高齢化したひきこもりの方への支援についてお伺いします。

国では、ひきこもりの定義を、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態で、社会生活の再開が困難で、精神保健、福祉、医療の支援対象となる状態としています。

内閣府より2016年9月に、15歳から39歳までの広義のひきこもりの状態にある方が全国で推計54万1,000人、2019年3月に、40歳から64歳の広義のひきこもり状態にある方が全国で推計61万3,000人いるという調査結果が発表されました。

近年、ひきこもりの長期化、高年齢化に伴い、親が80代、ひきこもり本人が50代を意味する8050問題が深刻な状況にあると言われていています。KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査によりますと、ひきこもり本人の平均年齢は、2002年に26.6歳だったのが、2018年には35.2歳という結果になりました。3割で本人の年齢が40歳以上、そして親の年齢の平均は65.9歳でありました。

国のひきこもり支援はこれまで就労が中心であり、各地の地域若者サポートステーションで面接指導や職場体験を実施してまいりました。対象は原則39歳までで、短期間に就職率を上げることが主眼であったため、中高年層がこぼれ落ちた現実があります。当事者が支援を受けずに中高年になり、高齢化した親が支えるという状況が予想されるため、早急に対策を講じる必要があります。

厚生労働省は、各自治体に相談窓口の設置を促し、2009年度からは支援対象年齢に制限のない、ひきこもり地域支援センターの設置を促してきました。これを受け、本県では2009年に、ひきこもり地域支援センターを設置いたしました。しかし、都道府県と政令市に1カ所ずつであり、設置箇所数が十分とは言えず、身近な市町村での相談窓口設置が進むように厚労省が市町村への補助制度を設けたのは、今年度になってからであります。

そこでお伺いします。8050問題につきまして、これからさらなる支援の強化が必要になることが想定されます。そのために、本県での中高年のひきこもりの現状把握のために実態調査を実施すべきと思いますが、どう考えているのかについて地域福祉部長の御所見をお伺いします。

また、今まで支援が手薄であるとされていた40代以上のひきこもりの方に対して、現在どのような支援を行い、これからどのように支援を行っていくのか、そしてひきこもりの当事者や親族の相談の場をふやすため、ひきこもり地域支援センターの拡充やほかの相談窓口の設置などについて、あわせて地域福祉部長の御所見をお伺いします。

そして、公的機関が行えるひきこもり支援には限界があり、民間の企業やNPOなどのさまざまな機関との連携・協力が必要であります。民間企業やNPOとの連携、ひきこもり支援に取り組む民間機関に対してどのような支援を行うのかについて地域福祉部長の御所見をお伺いします。

8050問題は、さきに質問させていただきました就職氷河期世代の雇用問題との関連性が指摘されております。バブル崩壊後の不況下での就職活動の失敗や不安定な雇用が原因で、ひきこもりになった方も多いと指摘されています。内閣府の調査によると、中高年の当事者のうち25.5

％が40歳から44歳であり、このうち33.3％が、大学卒業と就職が重なる20代前半に初めてひきこもりとなっております。8050問題の解決には、就職氷河期世代の雇用問題、つまり安定した正社員としての雇用に取り組んでいくことが必要であります。

そこでお伺いします。就職氷河期世代の雇用問題と8050問題の関連性をどのように考えているか、これらの2つの問題に、労働行政の視点、そして福祉の視点でそれぞれどのように対策を講じていくのか、地域福祉部長並びに商工労働部長に御所見をお伺いします。

次に、参議院議員選挙に関連した質問をさせていただきます。

2016年にとり行われました参議院議員選挙と同様、ことしの7月にとり行われました参議院議員選挙でも、主な選挙の構図は自由民主党公認候補と野党共闘の候補との戦いでありました。前回の参議院議員選挙と異なり今回の参議院議員選挙では、主な候補者2名ともに高知在住の候補者でありました。その点において、県民の皆様は多少なりとも選挙を身近なものと感じたのではないかと思います。

しかし、いまだに徳島県との合区は解消されておらず、広大な選挙区であるため、候補者が地域住民と直接接する機会が十分にあるとは言えません。合区は投票率にも影響を与えております。初の合区選挙であった前回の本県の投票率は、過去最低及び全国最低の45.52％でした。隣県の候補者を知るのには難しい、面積が広く地域の声を国政へ届けてもらえないなどの声が出ています。私自身も日々の活動の中でこのような声をよく耳にしていまいりました。

合区解消に関し、尾崎知事は参議院議員選挙投票日翌日の7月23日に、鳥取県の平井伸治知事、島根県の丸山達也知事、徳島県の飯泉嘉門知事とともに、合区を解消するよう求める緊急

共同声明を發表されました。緊急共同声明は、合区した2つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなると指摘し、その上で民主主義と地方自治を守るため、参院選の合区の解消を強く求めると訴えております。

2017年、全国知事会は合区解消に向けて、参議院議員選挙の合区解消を柱とする憲法改正草案を公表しました。衆参両院の選挙を定める憲法第47条及び地方公共団体が固有の機能を持つよう規定した第92条の改正により、合区を解消することを求めています。今月3日に、全国知事会を開き、会長の飯泉嘉門徳島県知事が、合区の早期解消を求めている、その意味では憲法改正を早く求めたいと述べております。

知事にお伺いします。合区の早期解消のためには、さまざまな可能性を考慮し、多角的な議論を行っていく必要があります。憲法改正による合区解消を議論するとともに、公職選挙法の改正による合区解消についても議論し、検討する価値があると考えております。現行憲法下での公職選挙法の改正による合区解消について御所見をお伺いいたします。

今回の参議院議員選挙は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて3度目の国政選挙でありました。総務省によると、今回の選挙では18歳投票率は、前年に比べ約16ポイントダウンし35.62％、19歳投票率は、約11ポイントダウンし28.83％でした。18歳、19歳の投票率よりさらに低いのが、20代の投票率です。20代の投票率は全世界で最も低く、前回の参議院議員選挙では35.6％でした。若者の投票率向上は取り組むべき課題であります。

県では、高知県選挙管理委員会が選挙への理解や関心を高めることを目的とし、選挙に関する情報等を高知県選挙管理委員会公式SNSにて発信しております。また、選挙啓発を支援し

ていただける企業、団体を選挙啓発サポート団体として登録し、投票日や期日前投票に関するお知らせなどの御協力をお願いしております。有権者がより選挙に関する情報にアクセスしやすい環境をつくる努力を重ねています。

そこでお伺いします。若者の投票率向上に向けて、これから新たな取り組みとしてどのようなことを行っていくのか、選挙管理委員長にお伺いします。

若者だけではなく、高齢者や選挙に行くことが難しい中山間地域の住民の方が投票に行きやすいよう、投票環境の整備も重要課題です。今回の参議院議員選挙では、香美市、吾川郡いの町、高岡郡越知町の3市町において、車による移動期日前投票所を国政選挙では初めて導入し、設置箇所数は香美市、越知町で7カ所、いの町で10カ所でありました。

そこでお伺いします。今回の参議院議員選挙での移動期日前投票所の導入による効果について、そしてこれから移動期日前投票所の周知や利用者拡大に向けて、どのような取り組みを行うのかについて選挙管理委員長の御所見をお伺いします。

次に、障害者就労についてお伺いします。

全ての国民が互いに尊重し、理解し合える共生社会を実現していくために、障害者雇用の促進は重要な課題であります。法定雇用率が2018年4月に2.2%に引き上げられ、新たに精神障害も対象になったことが背景となり、企業の関心も高まっております。県内でのハローワークを通じた障害者の就職件数は平成30年度598件であり、過去最高でありました。

障害者が障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境整備を図るための選択肢として、ICTを活用したテレワークによる在宅雇用が注目されております。パソコンやインターネット等の活用による在宅勤務という雇用形態は、

障害者の能力に応じた働き方の可能性を広げ、就労機会の拡大をもたらすものであります。障害者雇用の需要は大都市圏に集中しており、求人充足率は東京や愛知で3割程度、大阪で4割程度となっており、地方に人材を求める企業が増加しております。テレワークは、地方で人材を確保するための手段として注目が集まっております。

需要が高まる一方、課題となるのは、テレワーカーとして就労するには訓練が必要となる点であります。そのため、就労継続支援B型事業所がコンサルタント会社などを通して、大都市圏の企業から訓練業務を獲得しなければなりません。

お伺いします。本県は2018年度からB型事業所を対象にテレワークの就労支援事業を行っておりますが、現在までの取り組みや成果について地域福祉部長の御所見をお伺いします。また、現在B型事業所は訓練業務の獲得においてコンサルタント会社を頼っている現状がありますが、B型事業所の訓練業務のために県として支援を拡充していくというお考えはあるのか、あわせて御所見をお伺いします。

首都圏の会社に県内在住の障害者がテレワーカーとして雇用された場合に、企業側が懸念するのは、遠隔地の社員の体調管理であります。雇用する企業のみが障害者のサポートを行うのではなく、地元の障害者就労機関のサポートも重要となり、地元の障害者就労機関と雇用主である企業の連携が必要不可欠であります。

そこでお伺いします。本県では、雇用主の企業とどのように連携し、テレワーカーとして採用された障害者のサポートを行っていくのか、御所見をお伺いします。また、テレワーカーとして採用された障害者を見守っていくということにおいて、重要な役割を果たすNPO等の民間機関とどのように協力していくのか、あわせて

て地域福祉部長の御所見をお伺いします。

障害者雇用を義務づけられているのは従業員45.5人以上の企業ですが、労働人口の減少が影響し、首都圏では企業規模にかかわらず、障害者雇用への企業の関心は高まっております。その一方、厚生労働省主導で平成29年9月から開催されてきた、今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会の研究会報告書では、中小企業の中には障害者を全く雇用していない企業、いわゆる障害者雇用ゼロ企業も多く、常用労働者100人以下の中小企業における障害者雇用は依然停滞していると指摘しております。

平成30年6月時点において、障害者雇用ゼロ企業は全部で3万1,439社です。そのうち、常用労働者100人未満の企業は約82%の2万5,826社、常用労働者100人以上300人未満の企業は約17%の5,553社となっているように、障害者を雇用していない企業のほぼ全てが中小企業です。

I C Tの活用により、より柔軟な働き方が可能になることで、中小企業での障害者雇用促進が期待されます。

そこでお伺いします。平成28年経済センサスによりますと、本県では10人から29人の事業所に勤務する人が7万8,960人と最も多く、これは従業者全体の28.3%であります。次いで、1人から4人が4万4,920人、5人から9人が4万2,588人の15.3%などとなっており、30人未満の事業所に全体の約6割が従事しております。100人以上の事業所は全体の0.7%を占めるにとどまっております。高知県では中小企業が大企業より多く、経済の中心となっていることがうかがえます。

中小企業での障害者の雇用をどのように促進していくのか、そしてテレワークに代表されるI C Tの活用が中小企業の障害者雇用に与える影響について地域福祉部長の御所見をお伺いします。

次に、農福連携の推進についてであります。農福連携において、農業側は、福祉と連携した障害者雇用により人材不足を補うことが可能となり、福祉側は、障害者が地域住民と交流する機会を創出し、一般就労に向けての体力・精神面での訓練に有効であるため、1次産業と障害者福祉の分野での相乗効果が望める取り組みであると考えます。

国では、農福連携による就農促進プロジェクトを行っており、5つの事業——農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言、そして好事例を収集し事業所間で共有するなどの意識啓発等、そして6次産業化への取り組み支援、並びに農福連携マルシェの開催支援、そして農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施し、補助率は10分の10であります。

本県において令和元年度は、5つのうち、6次産業化への取り組み支援、農福連携マルシェの開催支援、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援の3つの事業に取り組んでいるところであります。このうちマッチング支援では、農福連携促進コーディネーターが県内の就労継続支援B型事業所と農業者等とのマッチングを図り、施設外就労を促進する取り組みも始めております。

そこでお伺いします。本県において、国の補助金を活用して実施したこれらの3つの事業の成果について、また残り2つのまだ取り組まれていない事業に取り組んでいく考えはあるのか、どのように進めていくのかについて地域福祉部長の御所見をお伺いします。さらに、高知県独自の取り組みを行っていくのか、あわせて御所見をお伺いいたします。

農福連携において、農家や企業の方々に福祉との連携に関心を持っていただき、参加していただくことが重要であります。そのためには、

福祉側の視点だけではなく、農業側の目線に立って考えることが必要となってまいります。農業従事者減少に伴う担い手不足の中、農福連携は、人材不足解消につながる糸口となる可能性を指摘されています。本県においても、農業の労働力不足が深刻になる中、安芸地区などで農福連携の取り組みが行われているとお聞きしています。

そこでお伺いいたします。本県における農福連携の現状と、農福連携による人手不足解消への可能性、そして県域への拡大に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長の御所見をお伺いします。

以上をもって、私からの第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 田所議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後地方の潜在力を生かし地方を活性化するために、国政においてどのように力を尽くすか、また次期知事にどのような県政運営を期待するのかについてお尋ねがございました。

提案説明でも御説明しましたように、知事としての経験を踏まえ、これからの時代における目指すべき国のあり方を思いますとき、今こそ地方の持つ潜在力を生かしながら、人口減少下にあっても持続的に発展を遂げるといふ国づくりが必要であると考えています。

現在の我が国は、主として都市部を中心とした経済発展により成長してまいっておりますが、他の先進国と比較するとその成長率は低くとどまっています。仮に、ここに地方のさらなる成長を加えることができれば、我が国は他国に引けをとらない発展を遂げることが可能となるはずであります。

地方には、首都圏など大都市とは異なる、豊富な資源や多様な産業などのすぐれた潜在力が

あります。これらを生かし切ることで、我が国は都市部の成長とともに地方における成長がなし遂げられ、結果として国全体のさらなる発展につながってまいりますし、それが地方の人々の暮らしを守ることにつながり、おのずと東京一極集中の是正にもつながっていくものと考えているところです。

そうした地方の潜在力を生かし、地方の実態に即した施策展開が可能となるためには、何より本県における産業振興計画のような地方独自の努力が必要であります。あわせて、国においても、これを持続的、技術的、財政的になお一層後押しをする、かつこれを地方の自由度をさらに拡充する形で行う、このことが大切だと思っております。

国の政策立案段階から地方の実情をより一層反映させることや、地方独自の施策に対して、必要な財源負担を含め、国が一定のコミットメントを持って持続的、かつ強力に後押しすることが必要であると考えており、そのための法制から財政に至る対応強化が求められます。こうしたことによって、地方がそれぞれの創意工夫を持って、かつ中長期的視野に立った取り組みが実現できるよう、私としてもこれまでの経験を生かし微力を尽くしてまいりたい、そういう覚悟であります。

一方、今後の県政につきましては、今まさに上昇傾向にある県勢浮揚の勢いをとめることなく、引き続き伸ばしていくことが必要であります。上昇傾向にあるとはいえ、いまだ多くの課題が残っております。地産外商を軸とした産業振興計画や南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県構想など、これまで構築した政策も継続強化し、さらに発展させていく県政運営が求められると考えているところです。

次期知事に対しては、以上申し上げた取り組みをぜひ進めていただけるよう期待申し上げます。

おりますし、その際には大きな時代の流れを捉えて、本県の追い風とするような施策を展開したり、新しい力を外部から取り入れる取り組みも進めていただきたいと考えます。例えば、大阪万博と連動した経済活性化策や、最先端のデジタル技術革新の波を捉えた新しい産業創出など、新たな取り組みを視野に入れて、さらなる県勢浮揚に向けた県政運営を行っていただきたいと望むところであります。

次に、現行憲法下での公職選挙法改正による合区解消についてお尋ねがございました。

合区の問題は、現在対象となっている本県など4県にとどまる問題ではありません。人口推計によれば、都市部と地方部における人口偏在は今後さらに拡大することとなり、2025年には対象が20県程度にまで拡大することとなりかねません。このままでは、大都市部の議員がますます増加し、人口減少や少子高齢化などのさまざまな問題に直面している地方の議員はますます減少し、その声がより一層届きにくくなることが懸念をされるところであります。こうしたことから、合区制度は絶対に固定化させてはならないものであると考えております。

合区という事態を招いた根本原因は、現行憲法の地方自治の規定の少なさ、薄さに起因して、地方自治の重要性よりも1票の価値の平等が圧倒的に重視されてきたことによるものと認識をしております。

お尋ねにありました、現行憲法下での公職選挙法の改正による合区の解消については、暫定策としての可能性はあるものと考えておりますが、他方で現行憲法において、1票の価値の平等が地方自治に比して圧倒的に要請されている以上、おのずと限界があるのではないかと考えます。仮に、各県に1人の議員を選出できるようにした場合であっても、1票の価値の平等を守るために、大都市部の議員数が地方部の議員

数以上にふえることとなり、結果として地方の声が相対的に小さくなるおそれは否めない、例えばこういう限界があるのではないかと考えるところです。

このため、合区問題を抜本的に解決するためには、地方自治の規定を充実させる形での憲法改正が不可欠と考えております。これまで、全国知事会議などの機会を通じて憲法改正による合区の解消を訴えてきており、先月には本県で開催された中四国サミットにおいても、同種の決議が採択されたところであります。今後も、国会の動向に注視しながら、引き続き合区の解消を強く訴えていかなければならないと考えるところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、現在までのメンター制の進捗ぐあいについてお尋ねがございました。

平成26年度ごろから、教員の定年退職者数が大きく増加し、それに伴って新規採用教員がふえ、教員の急激な若年化が進んでいることから、若年教員を組織的なOJTにより育成する仕組みを整えることが急務となってきています。本県では、これまで中学校において教科の縦持ちなどを取り入れ、教員同士が学び合う仕組みを導入してまいりましたが、教科担任制でない小学校は他の教員とのかかわりが弱く、組織的なOJTが行われにくい状況にありました。

そこで本年度から、中堅教員や採用後一定期間を経た先輩教員が相談役や指導者として若年教員とチームを組み、OJTにより若年教員を育成していくメンター制を全ての小学校に導入し、そのうち初任者教員が配置されている小学校の中から、まず25校を指定して研究を進めています。県教育委員会としましても、メンター制を実効あるものとするための指導や助言、進

捗管理を行う研修コーディネーターを8名配置して、この25校の支援を行っています。

これらの学校では、メンティである若年教員とメンターである先輩教員が5名から10名程度でチームを組み、年間計画のもと定期的にチーム会を開催しながら、日々の業務の中において継続的に校内でOJTが実施されています。その中で、メンター教員が日常の授業をチーム内に公開し、また若年教員の授業を他の教員が参観して放課後等に指導を行う例や、メンター教員等が講師となり、学級経営や保護者対応等についてテーマごとに短時間の勉強会を開催している例、近隣の学校のメンターチームがお互いの取り組みについて交流し、市全体として充実を図っている例など、特色ある取り組みも見られるようになっていきます。

今後においても、順次研修コーディネーターの配置を拡充するとともに、互いに情報交換をする場の設定や、課題解決に役立つ好事例などを県内外から収集し、学校訪問や研修会を通して紹介するなど、メンター制のさらなる充実を努めてまいります。

次に、ストレスチェックの回答率向上の取り組みと、過重勤務者やメンタルヘルスの対策についてお尋ねがございました。

ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法に基づき、県立学校については県の教育委員会が、市町村立学校については市町村教育委員会が実施することとされております。

県立学校については全学校でストレスチェックを実施しており、受検率向上のため、実施期間中に受検状況を確認し、受検していない教職員がいる学校では、学校長から受検の勧奨をお願いするなどの取り組みを行っています。

市町村立学校につきましては、平成30年度には14市町でストレスチェックが実施されており、ストレスチェック制度が導入された平成28年度

の8市町からは、少しずつ実施市町村はふえてきているものの、市町村立学校の全体の実施率としては6割程度と低い状況にあります。このため、ストレスチェック制度の導入をさらに進めるに当たり、市町村教育委員会に対しては、県のストレスチェック実施要項や、導入しやすい単価で契約できる公立学校共済組合のストレスチェックシステムなど、参考となる情報の提供や助言を行っているところです。

次に、過重勤務者に対しては、県立学校では、所定の勤務時間を超える時間が一月当たり80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、医師による面接を希望する者に対して、医師の面接指導を実施しております。また、メンタルヘルス対策につきましては、県立学校の管理職、衛生管理者及び市町村教育委員会担当者等に対するメンタルヘルス研修の実施や、公立学校共済組合が実施している電話相談、ウェブ相談、医師による面談等、各種相談窓口の周知などに、公立学校共済組合と連携して取り組んでおります。

今後とも、教職員の働き方改革の取り組みの推進とあわせて、教職員の健康管理のさらなる充実を努めてまいります。

次に、教員の負担となっている業務内容や長時間労働の要因と、現場の声や意識を把握するための調査についてお尋ねがございました。

まず、文部科学省が業務実態を調査、把握し、平成27年7月にまとめた、学校現場における業務改善のためのガイドラインでは、教員が負担に感じている業務内容として、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成などが挙げられています。

また、教員の長時間勤務の主な要因につきましては、スクールサポートスタッフを配置した県内公立小中学校20校の昨年度の勤務実態を調査分析した結果、小学校では担任業務、授業研

究の担当や生徒指導の担当などの分掌業務の順で多く、中学校では部活動、分掌業務の順で多くなっております。

次に、現場の声や意識の把握につきましては、同じくスクールサポートスタッフを配置した公立小中学校を対象に、教員の働き方に関するアンケート調査を実施しております。昨年度と本年度の調査結果を比較してみますと、正規の勤務時間を意識して仕事をしている、働き方改革がなぜ推進されているか理解しているなどについての数値が向上するなど、意識改革が一定進んでいるものと考えております。

あわせて、これらの公立小中学校の管理職を対象にヒアリングを行い、時間外勤務の状況のほか、学校閉校日の実施状況や、部活動ガイドラインの遵守の状況、教職員の意識の変化などの把握にも努めております。

さらに、本年6月から7月にかけて、業務の改善なども含めた学校組織の改革に成果を上げている小・中・高等学校8校の校長を対象にヒアリング調査を行ったほか、6月から8月に教育センターの研修を受講した569名の教職員を対象に意識調査を実施し、学校現場でどのような業務で苦勞しているかといったことなども調査をしております。

今後とも、県教育委員会としましては、現場の声に耳を傾け、意識改革や業務改善等の状況もしっかり把握しつつ、教員の長時間勤務の解消に向け、市町村教育委員会や学校とも連携しながら、働き方改革の取り組みを推進してまいります。

次に、統合型校務支援システムに対して、県としての課題認識と今後の対策についてお尋ねがございました。

児童生徒の出欠管理や成績処理など、教職員が担うさまざまな事務の軽減を図ることなどを目的として、本年4月より業務削減の効果を検

証する効果測定重点校の5校において統合型校務支援システムを導入し、この2学期からは高知市など26市町村の小中学校において運用を開始しております。来年4月には、統廃合が予定される一部の学校を除く、全市町村の約95%の小中学校への導入が完了し、今後どの学校に異動しても同じシステムを活用して効率的に業務を行える環境が整ってまいります。

システムの導入に際しては、各教職員が利用方法を習得し業務手順に順応する必要があることから、効果測定重点校においては一時的に負担が増加したなどの声が上がっておりましたが、1学期間の運用を経て取り組みの定着が図られてきているところです。

また、既に同様のシステムを導入した大阪市では、導入初年度においては教職員1人当たり年間100時間以上の業務効率化が、取り組みが定着した2年目は、管理職においては200時間以上の業務効率化が図られたとの成果が報告されております。

このシステムの導入により、教職員の業務の大幅な負担軽減はもちろんですが、システムを活用して児童生徒の様子や欠席情報などを校内全体で共有することで、不登校の未然防止などへの効果的な活用について検討を進めているところです。

県教育委員会としましても、学校現場で円滑にシステムが導入されるよう、全ての管理職や教諭などを対象とした研修の実施や、専用のヘルプデスクの設置などを通じてサポートに努めておりますが、今後も利用者の声をお聞きしながら必要なシステム改善なども行って、学校現場の負担軽減に資する、より使い勝手のよいシステムとなるよう取り組んでまいります。

最後に、高知市を含む高知県全体で今後資金管理システムを導入していくことの展望についてお尋ねがございました。

文部科学省から本年7月31日付で全国の市町村ほか宛てに、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についての通知が出され、教職員の働き方改革の一環として、学校給食費について公会計化を促進するとともに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の公会計化の対象とはならない学校徴収金についても、未納者への督促等も含め徴収、管理を地方公共団体の業務とするなどして、学校の負担軽減を図るよう求めています。

これは、未納金の督促等も含めた徴収、管理については、基本的には学校、教師の本来業務ではなく学校以外が担うべき業務であることを示した、平成31年1月の働き方改革に関する中央教育審議会の答申を踏まえたもので、特に学校給食費については、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを示して、公会計化を促進して教員の業務負担を軽減することを要請しております。

公会計化等に向けては、学校を設置する市町村において、条例、規則の整備や体制の整備など、一定の準備期間が必要となると思いますが、今回の文部科学省の通知の趣旨にのっとり、今後各市町村において取り組みが進んでいくものと考えております。

なお、本県におきましては、現在市町村の公立学校において導入を進めております先ほどの統合型校務支援システムにおいて、学校徴収金管理機能をオプションで追加できるよう設定していますことから、市町村の希望に応じて活用していただくことにより、学校における学校徴収金管理の負担軽減等が図られていくものと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、児童虐待防止に関する改正法を受け、現在抱えている課題への取り組みと、どのような新たな取り組み

を行っていくのか、お尋ねがありました。

今回の法改正では児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等によるしつけに際しての体罰禁止や、専門職の配置などによる児童相談所の体制強化、児童虐待の防止及び早期発見のための関係機関のさらなる連携の強化などが主な柱となっております。

まず、体罰禁止に関しましては、法改正により体罰の禁止が明確化されたことから、体罰のない子育てについて、広く県民の皆様にご周知していく取り組みを強化していくことが必要であると考えています。このため、家庭における適切な子供への接し方について、リーフレットやSNSを活用して広く情報発信するとともに、地域子育て支援センターの講習会や乳幼児健診での育児相談、保育所、幼稚園、小中学校の保護者向け研修会などのさまざまな場を活用して、体罰や暴言が子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこと等を含め、理解の促進に取り組んでまいります。

次に、児童相談所の体制強化に関しましては、これまで本県では児童福祉司の人員増を初め、積極的に体制の強化を図ってまいりました。しかしながら、虐待通告による夜間の緊急保護や保護者対応が困難なケースの増加などにより、職員の精神的負担は大きくなってきております。こうしたことから、担当職員が日ごろのケース対応の中で課題を抱え込むことがないように、常に組織で情報共有し、組織として対応することを徹底して取り組んでおります。また、法的な対応や医学的見地などが必要なケースについては、弁護士や医師などの専門家に職員が随時相談できる環境を整えてきたところであり、引き続きこうした体制の充実に取り組んでまいります。

さらに、関係機関の連携強化に関しましては、虐待通告に係る子供の安全確認において、場所

などの情報が明確でない泣き声通告の場合に、子供をなかなか特定できないといった課題もごございます。こうしたことから、地域の保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員の方々や行政機関が、日ごろから地域の状況について情報共有を行い、速やかに安全確認ができるよう、子供の見守り体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、若手の児童福祉司の育成についてお尋ねがございました。

本県では、平成20年の大変痛ましい死亡事案以降、児童相談所の専門性を高めるため、社会福祉士などの有資格者を順次採用してまいりました。当時18名であった児童福祉司は現在30名にまで拡充しており、そのうち児童福祉司としての経験年数が3年未満の職員は約3割となっております。近年、虐待通告の増加とともに、複数の問題を抱える子供や保護者への対応など困難ケースも増加していることから、経験の浅い職員が日ごろのケースワークの中で課題を一人で抱え込むことがないように、職員の指導・援助体制の充実を図ることや、職員一人一人の専門性を高めていくことが大変重要と考えています。

こうしたことから、児童福祉司の指導、教育を担うスーパーバイザーの配置につきましては、国の基準では担当職員5人に対して1人とされているところを、本県では担当職員2人から3人に対して1人と手厚く配置し、OJTによるマンツーマンでの指導体制の充実を図っているところです。

また、担当職員のアセスメント力の向上を図るため、豊富な児童相談の経験を持つ外部アドバイザーを年間を通して招聘し、職員の経験年数に応じたケースの事例検討などに取り組んでおります。加えて、弁護士2名を非常勤職員として配置し、援助方針会議への定期的な参加や、

職員が随時弁護士に相談できる体制を整えるとともに、職員が小児科、精神科、法医学等の医師に日常的に相談できる環境を整え、法的対応力や医学的知見などの専門性の確保を図っているところです。

今後も、このような指導・援助体制による若手職員への指導育成に丁寧に取り組むことで、児童相談所の相談機能の充実と強化に努めてまいります。

次に、一時保護所の運営実態とその課題についてお尋ねがございました。

一時保護所では、子供の安全を確保するとともに、心身の状況や置かれている環境などを把握するため、子供の生活場面に寄り添いながら行動観察などを行っています。

まず、本県の一時保護所の状況でございますが、職員数については法令の基準を上回る配置としております。また、在所児童については今年度は1日平均が15名、在所期間の平均日数は約30日となっております。一時保護解除後の子供の行き先は約7割が家庭復帰となっており、残る3割が児童養護施設や里親への措置などとなっております。

こうした子供の多くは、虐待などにより、心のケアが必要であったり、自傷行為を繰り返す、あるいはコミュニケーションが苦手であるなど、さまざまな課題を抱えていますので、その子供一人一人の状況に応じた支援が求められており、職員はより高い専門性を身につける必要があります。このため、本年度は一時保護所の職員を対象に、子供たちの背景にある逆境体験を理解することや、ロールプレーによりこれまでの支援を振り返りながら子供への適切な対応力を身につけることなど、実践的な研修に取り組んでいるところです。今後は、さらに子供の自己肯定感を高めるための支援についての研修などに取り組んでまいります。

次に、一時保護所の第三者評価制度の導入についてお尋ねがございました。

先ほどお答えしましたように、一時保護所にはさまざまな状況にある子供が入所していることから、安全・安心な環境で、一人一人の状況に応じた適切な支援ができていくかといったことなどについて定期的に点検をしていくことは、子供の権利擁護の観点からも重要であると考えています。

こうしたことから、現在は弁護士が必要に応じて一時保護所の子供と面談を行っていますが、今後は子供自身が一時保護所での生活などについて積極的に自分の意見を発信できるよう、弁護士との面談を一時保護所の全ての子供に拡充することを検討してまいります。加えて、一時保護所における外部の評価機関による第三者評価につきましても、現在義務づけにはなっておりませんが、さらなる施設運営の質の向上を図るためにも、他県の取り組みも参考にしながら実施に向けて検討してまいります。

次に、一時保護解除の基準や対応の見直し、不適切なケースの一時保護解除の予防対策などについてのお尋ねがございました。

本県の児童相談所における一時保護解除につきましては、国のガイドラインに基づき、子供が家庭に帰った後も安全・安心に生活できるよう、子供の安全に危険性はないか、保護者が子供の養育改善に努力しようとする姿勢があるかなど、アセスメントを的確に行うとともに、関係機関と連携して地域の見守り体制を確認して実施しています。

具体的には、まず児童相談所の個別ケース検討会において、地域の保育所、学校、警察、民生委員・児童委員などの関係機関から意見聴取を行い、こうした情報を踏まえ、所長を初め児童福祉司や児童心理司、弁護士など、多職種の職員による協議検討を実施し、一時保護解除の

可否について総合的な判断を行っているところです。あわせて、一時保護解除後の子供と保護者に対する具体的な支援について、地域の関係機関と役割分担を行い、連携して見守り体制を構築した上で、一時保護の解除を決定しています。

このように、一時保護の解除の決定に当たっては、子供とその保護者の状況をしっかりと調査し判断する必要がありますので、所内での情報共有による組織としての対応を徹底させることが、判断ミスの防止につながるものと考えております。

また、一時保護を解除して在宅支援となった場合の対応については、定期的な児童相談所への通所や、児童相談所を初め関係機関が家庭訪問を実施するなど、最低6カ月間のモニタリングを行い、子供の安全を確認しております。在宅支援においては、このようなモニタリングが非常に重要であり、子供の養育に改善が見られない場合や家族の状況に変化があった場合などには随時アセスメントの見直しを行い、子供の安全が確保できない場合は、ちゅうちょなく再度の一時保護の判断をしているところです。

次に、ひきこもりの実態調査と、40代以上のひきこもりの人に対する支援やひきこもり地域支援センターの拡充、他の相談窓口の設置についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

県の精神保健福祉センター内に設置しているひきこもり地域支援センターにおける本年度の面接相談の実件数は、8月末現在で123件、そのうち40歳以上の方は13件となっています。40歳以上の方の相談内容は、心の健康や病気の治療、仕事や勤務などに関することなどさまざまな内容となっており、センターでは本人や家族と定期的に面談するとともに、相談内容に応じて、医療機関や就労支援機関などにつなぐ支援を

行っているところです。また、県内の市町村社会福祉協議会などの生活困窮者自立相談支援機関における、本年度のひきこもりに関する相談件数は、7月末現在30件で、このうち40歳以上の方は11件となっています。

しかしながら、ことし3月に公表された国の実態調査の結果などを踏まえますと、こうした相談窓口につながっている人以外にも、ひきこもりの人は相当数いることが想定されますので、どのように実態を把握し、支援策を検討するのかが課題となっております。

こうした中、県内のある自治体において支援をしている、ひきこもりの人の状況について、県において分析をいたしましたところ、40歳以上の方が全体の約6割を占めているとともに、国の実態調査と比べて、ひきこもりの期間が長期化している人や単身の人の割合が高いことなどが明らかとなりました。また、発達障害や精神障害、知的障害など障害のある方も多く、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする人や、就業を希望しながらもさまざまな事情により就職活動をしていない人など、それぞれの状況は非常に多様であることが想定されます。

このようなことから、ひきこもりの人の実態調査のあり方や総合的な支援策につきましては、関係機関や有識者の方々の御意見をお聞きしながら検討を行う必要があるものと考えており、来月には保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関や有識者、家族会の方で構成する検討委員会を設置することとしています。ひきこもり地域支援センターやその他の相談窓口の充実につきましても、この検討委員会での議論を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、民間企業やNPOとの連携と支援についてお尋ねがございました。

ひきこもりの人への支援に関しては、現在ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相

談支援機関を中心に支援を行っているところですが、民間企業やNPOとの連携をより強化し、官民が一体となった支援体制を構築していくことが重要であると考えています。このため、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談支援機関が開催している関係機関との連絡協議会などに、民間団体の方に参加していただき、情報共有を図っているところです。

今後は、市町村が開催するケース検討会に企業やNPOなどの方に参加をいただくことなどを通じて、さらに連携を強化してまいりたいと考えています。また現在、ひきこもりの方の就業体験の受け入れや居場所づくりなどでも民間機関の協力をいただいているところですが、こうした官民協働によるひきこもり支援体制の構築につきましても、先ほど申し上げました検討委員会で議論をしてまいります。

次に、就職氷河期世代の雇用問題と8050問題の関連性をどのように考えているか、福祉の視点でどのように対策を講じていくのかのお尋ねがありました。

就職氷河期世代の方は、現在30歳代半ばから40歳代半ばとなっており、中には社会とのつながりをつくることを含め、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要としている人もおりとされており、そうした状態が長く続くことになれば、将来8050問題となる可能性があると考えられます。

こうした方々には、まず福祉分野において相談窓口につなぎ、社会参加に向けて、生活の立て直しや居場所づくり、就労の準備、伴走型の就労支援などを段階的に行っていく必要があります。就労支援に当たっては、労働行政と連携して取り組むことが重要となっております。

このため、今後就職氷河期世代の方々の福祉と就労をつなぐプラットフォームが都道府県に設置されることとなっておりますので、福祉分野の

ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談支援機関などのひきこもり支援機関と、労働行政におけるジョブカフェうち、若者サポートステーション、ハローワークなどとの連携を一層強化して、ひきこもりの方の社会参加を支援してまいります。

次に、テレワークの就労支援に関する事業の現在までの取り組みの成果と、支援の拡充についてお尋ねがございました。

昨年度から取り組んでおりますテレワークの就労支援事業につきましては、国のモデル事業を活用し、一般就労が困難な在宅障害者や障害者就労継続支援B型事業所の在宅利用者を対象に、ICTを活用した就労支援体制を構築するものです。昨年度は、2つのB型事業所の在宅利用者10名を対象に支援事業を実施し、テレワークに使用するパソコンの導入からパソコンスキルの習得、実際に企業から発注された仕事に従事するまで支援を行い、テレワークを促進するための環境整備や支援体制について検証を行ったところです。

一方で、テレワーク業務の発注につきましては、現在県内企業からの発注がないため県外企業に頼っている状況ですが、B型事業所では企業開拓のノウハウや人脈が乏しく、人手の面でもみずから県外企業へ出向いて営業することは困難な状況にありますことから、新たな業務を確保していくことが課題となっています。

テレワークは障害のある方の働き方として有望であり、一層促進を図る必要がありますことから、今後は県内企業からの業務発注の掘り起こしなどを行い、安定的に業務を受注できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、遠隔地の企業と連携したテレワーカーの支援や、NPOなどの民間機関との協力についてお尋ねがございました。

県では平成29年度から、先ほど申し上げた国

のモデル事業とは別に、テレワークによる障害者の雇用を希望する大都市圏の企業による、県内での合同企業説明会を開催し、県内の障害者とのマッチングを支援してきております。こうした取り組みを通じて、現在までに6名の障害者がテレワーカーとして雇用されており、さらに今後数名の雇用が見込まれています。

一方で、雇用先の企業とテレワーカーとは遠く離れているため、孤独感から行き詰まり、就労の継続ができなくなることがありますし、企業側にとってもテレワーカーと連絡がとれなくなるといった心配があります。こうしたことから、これまでに雇用されたテレワーカーには、必ず県内の障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援施設などの民間支援機関がかかわり、定期的に面談や助言を行いながら、仕事の継続や生活面の支援をしているところです。今後とも、民間支援機関と連携し、テレワーカーのサポート体制を充実してまいります。

次に、中小企業での障害者の雇用促進と、テレワークに代表されるICTの活用が中小企業の障害者雇用に与える影響についてお尋ねがございました。

県では、法定雇用率未達成企業については、労働局等と情報共有しながら個別訪問しており、障害者雇用に対する理解を求めるとともに、障害者とのマッチングを行い、見学や実習の受け入れから実践訓練を経て雇用につなげるよう取り組んでおります。また、法定雇用義務のない中小の企業に対しましても、就労支援事業所からの個別のアプローチや障害者の職場体験の受け入れなどを通じて、障害者雇用の促進に取り組んでいます。

ICTを活用した障害者雇用については、テレワークに関しては、テレビ会議や電子ファイルの共有機能、電子決裁機能といったICTツールを活用することにより、遠隔地でも面談によ

る打ち合わせや共同作業ができたり、報告や確認作業の負担が軽減されるなど、障害者が働きやすい環境整備が進んでいます。さらに、今後はAIなどを利用することで、パソコン操作の一部が自動化され事務が効率化されることなどにより、これまで障害者には難しかった仕事ができるようになり、従事できる業務の幅が広がることが期待されます。

こうしたことから、中小企業においてもICTの活用により、一層の障害者雇用につながる可能性があるものと考えております。今後とも、商工労働部と連携しながら、テレワークを初めICTを活用した障害者雇用の促進に取り組んでまいります。

最後に、国の補助金を活用して実施した3つの事業の成果や、まだ活用していない補助事業についての考え方、県独自の取り組みの実施に関するお尋ねがございました。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクトについては、本県では国の補助金を活用し、6次産業化への取り組み支援、農福連携マルシェの開催支援、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援に取り組んでいます。1つ目の6次産業化への取り組み支援では、昨年度B型事業所が工賃向上アドバイザーを活用して、食材などの試作品の開発を行い、加工技術の習得や商品の付加価値の向上につなげております。2つ目の農福連携マルシェの開催支援では、昨年度末に高知市中心商店街や郊外の商業施設で、農産物の展示即売会の開催を支援しており、この取り組みに参加したB型事業所では、売り上げの増加や新たな顧客の獲得につながっています。3つ目の農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援では、今年度配置した農福連携促進コーディネーターが県内全てのB型事業所を訪問し、意向や課題を確認しながら農業生産者とのマッ

チングに取り組んでいます。

国の補助金を活用していない2つの事業のうち、農業技術の指導・助言につきましては、従前より障害者就労施設が農業振興センターから栽培技術の指導を受けておりますので、引き続き協力を得ながら取り組んでまいります。また、好事例の収集による意識啓発等につきましては、農福連携促進コーディネーターの活動などを通じて好事例を収集し、取り組んでまいりたいと考えております。

県独自の取り組みとしましては、ひきこもりの方などと農家等のマッチングを図る仕組みとして、市町村における農福連携支援会議の設置を、農業振興部と連携して支援しているところでございます。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、就職氷河期世代の実態調査を行う予定はあるのかとお尋ねがございました。

就職氷河期世代と言われる30代半ばから40代半ばの方々は、社会の担い手として中心的な世代です。先日、国から公表されたところによれば、2017年総務省就業構造基本調査等からの推計ではありますが、本県では、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方がおよそ3,500人、長期にわたり無業の状態にある方がおよそ1,700人とされています。

これらの方々が意欲を持ってみずからの能力を発揮できるよう支援していくことは、生活面での安定はもとより、昨今の人手不足の深刻化が進む中で労働力を確保していくという側面においても非常に重要なことであり、そのためには就職氷河期世代の就労実態やニーズから導き出される課題を把握することが肝要であると考えております。

このため、議員のお話にありましたように、本県も参画している全国知事会の、就職氷河期

世代の活躍支援プロジェクトチームが取りまとめた、就職氷河期世代の活躍支援に向けた提言の中で、支援対象者の実態把握を目的とした調査の実施と、調査結果の情報共有を国に要請しているところです。こうした実態の調査は、求職者の情報を把握しているハローワークや労働局、また福祉分野の機関との連携が必要不可欠となってまいります。

そうしたことから、経済財政運営と改革の基本方針2019において、今後労働局や県の労働関係部局、福祉関係部局等で構成するプラットフォームを都道府県別に構築することとされ、また厚生労働省からは、具体的なプラットフォームの役割として、支援対象者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等の検討や都道府県ごとのKPIの設定、また職業訓練などの就労支援に関する事業計画の策定や進捗管理などに一体的に取り組むことが示されております。県としましてもこれらに積極的に関与し、各機関と連携して実態の把握に努めてまいります。

次に、就職氷河期世代の正社員での就労に向けた支援についての認識と、どのような取り組みを行っていくのかについてお尋ねがございました。

不安定な就労状態にある方や長期にわたり無業の状態にある方等を正社員就職に結びつけるためには、求職者の個々の事情に寄り添った丁寧な伴走支援が必要となってまいります。また、求職者の就業に向けたスキルの向上や、求職者と求人企業とのミスマッチの回避を図ることも重要であると考えております。

本県では、平成16年に若者の就職支援の拠点となるジョブカフェこうちを開設して以降、就職氷河期世代の方を含めた求職者に対し、キャリアコンサルタントによる就職相談を初め、スキルアップに役立つセミナーの開催や、ミスマッチを防ぐことができる職場体験講習の実施など

を通じて、正社員としての就職に向けた支援に取り組んでまいりました。そうした取り組みの結果、平成30年度は、いわゆる就職氷河期世代に当たる35歳から44歳までの128の方が就職につながり、うち66人が正社員として採用されております。

さらに、本年度はジョブカフェこうちにおいて、求職者が就職するまで同じキャリアコンサルタントが継続して支援する、かかりつけ相談を導入するなど、相談者に寄り添った伴走支援を強化しております。

一方で、不安定な就労を続けてきた就職氷河期世代の正社員での就労においては、企業側の受け入れの増加につながる理解の促進と機運の醸成といった、環境を整えることも必要となっております。今後は、そうした環境整備に向けて、国においては、採用企業側への助成金によるインセンティブの強化や、短期間での資格取得と訓練や職場体験等を組み合わせた、出口一体型のコースが新たに創設されることになっております。また、その一環として、既に法律の運用が緩和され、ハローワークへの就職氷河期世代に限定した求人の申し込みが可能となっております。

県としましても、ジョブカフェこうちなどを通じてこういった情報発信に努めるとともに、関係機関と連携し、就職氷河期世代の方が、未来に希望を持てる正社員としての就労につながりますよう、積極的に取り組んでまいります。

最後に、就職氷河期世代の雇用問題と8050問題の関連性をどのように考えているか、これらの2つの問題に対して、労働行政の視点でどのような対策を講じていくのかとお尋ねがございました。

8050問題では、80代の高齢者の親とひきこもり状態の50代の子が同居することから生じる、経済的な困窮や世帯の孤立化などが指摘をされ

ています。就職氷河期世代の方の中には、希望に反して不安定な就労状態や無業の状態にある方も少なくないことから、今後年を重ねる中で8050問題がより切実なものとなり、かつ時間的にも切迫しているものと考えております。このため就職氷河期世代に対し、安定した正社員就労への支援に集中的に取り組んでいくことが、労働行政として重要になってくると認識をしております。

一方で、不安定な就労状態を続けてこられた方や、長らく無業の状態にあった方は、職業上の能力開発やキャリア形成の機会が少なく、また就職活動における大変厳しい経験などから、就労への不安感や、さまざまな悩みや課題を抱えている実態があります。

こうしたことから、県では、ジョブカフェこうちにおいて、キャリアコンサルタントによるかかりつけ相談とあわせて、相談者が自宅などからテレビ電話方式でキャリアコンサルタントに相談ができる、オンライン相談サービスを開始したところであり、ジョブカフェに相談に来ることに心理的な距離を感じておられる方も利用しやすい仕組みを整えました。今後は、就職氷河期世代の御家族の方を対象にした出張相談会の開催なども検討しているところです。

こうした取り組みを進めていく上では、それぞれの就労意欲の状況に応じて、福祉分野と連携していくことがますます重要になってまいります。今後、都道府県に設置されますプラットフォームの場などにおいても、ジョブカフェこうちや若者サポートステーションなどの就職支援機関と、県内のひきこもり支援機関や福祉関係団体等との横のつながりを一層強化して、就職氷河期世代の方々の支援にスピード感を持って取り組んでまいります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) まず、若者の

投票率向上に向けた新たな取り組みについてお尋ねがございました。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、若いころから投票の機会を通じて政治に参画することは、極めて重要であると考えております。しかしながら、今回の参議院議員通常選挙における県内の10代の投票率は24.58%と、前回と比べて6.35ポイント減少し、また20代の投票率も28.6%と、前回と比べて2.2ポイント減少しております。全年代の投票率が前回と比べてわずかながら上昇する中で、このような結果となったことは大変残念であり、当委員会としましても深刻に受けとめているところでございます。

当委員会では、これまでも小・中・高・大学生を対象とした選挙出前授業や、議員の皆様へ御協力をいただいております若者と議員との座談会の開催など、若年層を対象としたさまざまな啓発活動に取り組んでまいりました。加えて、本年4月の県議会議員選挙からは、携帯電話会社のメール配信サービスを活用し、18歳から39歳までの利用者を対象に、投票日の周知や投票参加の呼びかけを行うなど、新たな取り組みも開始したところでございます。

しかしながら、先ほどお話ししましたように、投票率の向上には必ずしも結びついていないことから、現在今後の啓発活動の参考とするため、教育委員会とも連携し、県内の高校3年生を対象にした選挙や政治に関する意識調査を実施しているところでございます。

今後も、若年層の投票率の向上につなげていくため、これまでの啓発活動を粘り強く続けていくとともに、現在実施している意識調査の結果や他県の事例なども参考にしながら、新たな取り組みにつきましても検討してまいります。

最後に、移動期日前投票所の導入による効果と、利用者の拡大に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が進行する本県の中山間地域におきましては、市町村が設置する期日前投票所から遠く離れた場所に集落が点在していることに加え、期日前投票所までの公共交通機関などの移動手段も限られていることなど、投票機会の確保が課題となってきたところがございます。移動期日前投票所の設置につきましては、このような中山間地域における投票機会の確保のための有効な手段の一つと考えており、これまでも各市町村に対して、設置に向けた助言等を行ってきたところでございます。

このような中、今回の参議院議員通常選挙では、1市2町において合計24カ所の移動期日前投票所が設置され、198人が投票を行っております。設置した自治体にお伺いしましたところ、対象地区の選挙人からは、移動手段のない高齢者でも自宅の近くで投票することができたという意見や、今後も引き続き設置してほしい、設置箇所をふやしてほしいなどといった、設置に肯定的な意見が多く寄せられたとのことでございました。

移動期日前投票所の設置につきましては、各地区の選挙人の状況や事務従事者の確保などを考慮した上、各市町村において判断していただくこととなりますが、先ほどお話ししましたように、中山間地域における選挙人の投票機会の確保の観点から有効な手段の一つでありますので、今後市町村に対して、今回明らかになった効果などについて周知するとともに、設置を希望する場合には個別に助言を行うなど、市町村における移動期日前投票所の設置に向けた取り組みを支援してまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 本県の農福連携の現状と人手不足解消への可能性、県域への拡大に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

農福連携は、議員のお話にもございましたように、昨年5月に市やJA等で構成する農福連携研究会が発足した安芸市などで取り組みが進んでおり、県が本年1月に実施した実態調査では、農家での収穫やJA集出荷場での袋詰め作業などに、263名の障害者が従事をされております。受け入れ農家からは、なくてはならない人材として頼りにされており、農福連携は、農業分野の人手不足対策として有効な手段の一つであると認識をしております。

しかしながら、農福連携はまだ一部の農家や福祉事業所にとどまっておりますことから、県域への拡大には、取り組みの周知と農家と障害者をつなぐ人材の育成・確保が必要と考えております。このため、専門家による講演、安芸市を含めた先進事例、活用可能な支援策の紹介などを行う研修会や、障害者と福祉事業所指導員に農作業を通して作業内容やポイントを知っていただく体験会などを、県内各地で開催しております。また、障害者に収穫や袋詰め作業などの作業手順をわかりやすく伝えることができるよう、動画マニュアルの作成にも取り組んでいるところです。

今後は、研修会や農作業体験会の内容の充実や開催回数増加を図るとともに、農家と障害者とのマッチングとフォローアップを強化するため、障害特性を踏まえた農作業の指示方法などを農家に対して的確にアドバイスができる人材の育成・確保を進めてまいります。こうした取り組みを関係団体の皆様とともに着実に実施することで、農福連携の県域への拡大につなげてまいります。

○27番(田所裕介君) 丁寧な御答弁を本当にありがとうございました。

私から何点かだけ、ちょっと申し上げさせていただきたい、このように思います。

教育委員会のほうにおかれましては、さまざま

まな取り組みをされている中で、成果も感じながらやられているという御答弁でございました。引き続き取り組んでいただきたいと思います。

あと現場の声ですね、さまざまあるかと思えます。働き方改革に関してはなかなか課題も多いということも、私も認識をしておるところでございますが、これはしっかりと現場の声を取り入れた上で対策を立てていただきたいと思います、このように強く要望するところでございます。

また、選挙管理委員会に関しまして、本当に私どもは選挙があるたびに、投票率の向上に苦慮しておるところでございます。その中で、移動期日前投票所は、私は可能性、さまざまなニーズがあるんじゃないだろうかと思っておるところでございます。また、各市町村と連携をしっかりとっていただいて、取り組みのほうを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それと、その中で1点だけお聞きをさせていただきます。地域福祉部長にお伺いをさせていただきます。先ほどの児童虐待の件につきまして、一時保護所の居室の個室化、あと緊急一時保護対応室の確保とかスーパーバイザーの設置、高知県は本当にここの取り組みがかなり先進的に進んでいるんじゃないかと、僕はそこは評価に値すると思いますか、素晴らしいと思っておるところでございます。

その中で1点、やっぱり他県の事故の事例を鑑みたときに、一定のルールを持った上で先ほどおっしゃられた取り組みをされているのか、第三者の評価をしているのかとか、そういうところを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○地域福祉部長（福留利也君） 本県の児童相談所における一時保護の決定や解除に際しての判断につきましては、国のガイドラインに基づき実施をしているところでございます。ただ、一

時保護の決定等をする場合には、先ほども申し上げましたように、全ての情報を職員が共有して、その上で多職種の職員で協議をして決定すると、必ず組織として決定をするということに徹底して取り組んでいるところでございます。そうしたことで、判断ミスが生じないように進めているところでございます。

それから、一時保護所につきましては、より子供の権利擁護の取り組みが求められていると思えますので、お話をしましたように、弁護士が子供全てに面接、面談をするというふうな体制を検討しますとともに、外部の評価機関による第三者評価、これについても今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○27番（田所裕介君） 丁寧な御説明を本当にありがとうございました。初めての質問でありまして、至らないところがありましたかもしれませんが、また引き続き御指導のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

私が質問させていただいた、おのおのものですが、人手不足が深刻な本県の中で、福祉とさまざまな部局、分野がしっかりと連携をすることによって、少しでも、人手不足解消とはいかなくても対策につながっていけばいいと、これに対して、やっぱりしっかりと横連携を持って取り組んでいただきたいと思います。どうぞ引き続きの取り組みをよろしくお願ひいたします。

そして、最後になりますが、尾崎知事におかれまして、12年間本当にお疲れさまでございました。この間の県勢発展において、もちろん尾崎知事の手腕、これはもちろんのことでございます。それと、県の職員の皆様の御尽力によって高知県は大きく前進をしている、このように私は感じておるところでございます。

尾崎知事におかれましては、今後も今までで

上に、またさらに国民と県民の声に耳を傾けていただき、新たなステージで政治活動に尽力していただきたい、このことを御期待申し上げます。私の一切の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明28日及び明後29日は休日でありますので、9月30日に会議を開くことといたします。

9月30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時18分散会

## 令和元年9月30日（月曜日） 開議第4日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員・長官職務代理者 小田切泰禎君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第4号)

令和元年 9月30日 午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第5号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第13号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成30年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算

報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算

報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算

報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(2人)

午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

2番上田貢太郎君。

(2番上田貢太郎君登壇)

○2番（上田貢太郎君） おはようございます。

自由民主党の上田貢太郎でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、早速質問に移らせていただきます。

さて、8月下旬の尾崎知事の国政挑戦表明は、多くの県民に大きな期待を抱かせると同時に、尾崎知事を失うショックのほうが大きいと感じた県民も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。全国トップクラスの少子高齢化と若者の県外流出、それらに伴う生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、そして本県GDPのマイナス成長と、そうした人口減少の負のスパイラルの

真ただ中、県勢がまさに崖っ縁状態であるところ、知事に就任された尾崎知事は、この3期、ひたすら走り続けてこられました。単に、傾きかかった県勢を立て直すのであれば、戦後日本がアメリカをキャッチアップしたように、他県の先行事例に手を加えることで、例えば地方創生に関してもそれなりの成果を残すことができたのでしょうか、この3期で本県をここまで浮上させたことは、ひとえに知事のリーダーシップとその能力、熱意のたまものと考えますし、本当、多くの方から将来に希望が持てるようになったという声を聞くようになりました。

ただ、今後の高知には模倣するランナーがないのも事実で、そんな中、国全体をどのように導き、その中から高知をどう浮上させるか、そんな思いからの国政挑戦であったのかと想像しております。

また、知事が提案された各種施策も多くのものが継続、進行しております。その中でも、特に移住政策については、平成23年度には120組、241人だったものが、平成30年度には934組、1,325人にまで達しており、飛躍的な成果を上げているものと評価させていただいておりますし、第3期産業振興計画に掲げる年間移住者数1,000組の達成、定常化に向けて、これからも施策が継承され、そして発展していくものだと期待しております。

そこで、この移住施策について1点御質問させていただきます。県の相談窓口を通じて本県に移住された方のうち、Uターンの方は3割程度だと伺いました。Uターン対策に熱心に取り組む島根県では、Uターン者の割合が約6割に上るといふことですし、他県に比べると本年のUターン者の割合が少ないのではないかと感じます。

年間移住者数1,000組の定常化、そしてさらなる移住者の増加を図るには本県出身者のUター

ンを着実に進めることが有効だと考えますが、Uターン対策の強化も含め、今後の移住政策について知事の御所見をお聞かせください。

次に、教育について御質問いたします。

まずは、定時制・通信制教育についてですが、定時制課程及び通信制課程は、教育の機会均等の原則のもと、昭和23年に制度が発足して以来、主として働きながら学ぼうとする青少年に後期中等教育の機会を保障する上で、大きな役割を果たしてまいりました。

今日、我が国の義務教育課程においては、いじめはもちろん発達障害の悩み、起立性調節障害で朝起きれない、詰め込み教育についていけないなどの悩みから、不登校に陥る生徒も少なくありません。こうした生徒たちの後期中等教育の受け皿としての役割を、現在の定時制・通信制課程において担っているのが現状で、県内には約1,000人の生徒が在学しております。

そうした中、文部科学省においては、多様なニーズに対応する教育の場として定時制・通信制課程の改善を図るため、高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業が実施されております。この事業では、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒や外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒の学習ニーズに応じた指導方法や、特性を生かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及することを目的に研究が行われています。

しかし、本県では、こういった研究事業に取り組んでいる学校は現在あるのでしょうか。少子高齢化が急速に進む本県では、県のバックアップのもと、生徒の就労状況や通学状況などに基つき学校生活に関する意識調査などを行い、定時制・通信制教育の役割や今後のあり方などについて、幅広く研究、議論を重ねる必要があると考えます。

そこで、まず御提案ですが、定時制・通信制

教育についてより実践的な研究を行うため、県内の中心となる学校の中に、定・通教育研究に関する事務局を設置することで、県としてこれからの定・通教育のあり方を研究するチームを発足させてはいかがでしょうか。そして、そうした研究を進めると同時に、研究校を指定して人事配置や施設整備等にも配慮し、全国に先駆けた取り組みを進めてみてはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

本年8月1日に開催された第70回記念全国高等学校定時制通信制教育振興会大会鹿児島大会において、京都府立清明高等学校の京都フレックス学園構想の発表がございました。全国的な少子化による生徒の減少で、本県においても、全日制であっても高等学校の統廃合が行われておりましたが、定時制においても生徒数の減少は深刻な問題となっております。そうした中、京都府では、従来の全日制・定時制高校の概念を超えるフリーなスタイル、いつでも誰でも学べるフレキシブルな教育内容、外部機関とつながるトータルサポート、特に学習、就労、自立支援といったところを柱にした、京都フレックス学園構想が打ち出されました。

私は、この発表内容を聞かせていただき、これからの定・通教育だけでなく、高校教育そのものを改革する新しい取り組みだとも感じました。さきにも申しましたが、さまざまな原因から不登校に陥り、十分な基礎学力が身につけていない生徒たちは、どの学校にもいます。しかし、そうした生徒たちや、発達障害などのより特別な支援が必要な生徒たちが多数存在しているのが定時制高校です。こうした学校では、生徒たちに新たな、そしてさまざまなことを教えていくのは非常に難しいと考えます。しかも、これから求められる教育とは、何を学ぶかではなく何ができるようになるかと言われていきます。だからこそ私は、今後定時制高校では、全日制

以上にみずから考える力をいかに身につけさせるかが、これからの教育のテーマではないかと考えます。

御承知のとおり、特別支援学校には研究部がございます。これは、主に授業改善についての研究が多いと聞いていますが、多様な環境で育ち、多様な生徒が学ぶ定時制高校にこそ、さまざまな視点で研究する研究部が必要なではありませんか。少子化による定員割れを補うためからか、普通高校でも特別支援が求められる生徒がふえているのではないかと聞いております。

この定・通教育研究部で取り組んだ成果を普通高校にもフィードバックさせる、あるいは普通高校から教員を派遣するなど、学校や職員間の交流を活発に行い、従来の、カリキュラムに沿ってそれを学ぶ教育から、考える力を養いそこから教養を身につける学びにつなげていく必要を感じております。

定時制、通信制の学校に入学する生徒のニーズが多様化し、その果たすべき役割も多岐にわたってくる中で、今後の本県の定時制・通信制教育をどのように充実させていくのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、次世代のリーダー的教育者の育成に関して御質問いたします。まず、海外研修を経験した、ある小学校の女性教員の手記の一部を読ませていただきます。

「私は小学校で教員をしており、長年、海外の教育制度に大変興味を持っていました。学生時代のアメリカでのホームステイや社会人になってからの海外旅行などの経験から、海外の人々が自己表現が豊かで、ユーモアにあふれているのを目の当たりにし、このような彼らの気質は教育に秘密があるのではと見え、ぜひ一度海外の学校へ行って現場を見てみたいと思っていました。その折に、日本でも小学校に英語を導入する流れがあったこともあわせ、既に日本語を

第二外国語として取り入れ、カリキュラムを整備しているオーストラリアに1年間インターンとして行くことを決めました。この1年の経験をもとに、現在国際理解教育を担当しています。日本の教育を客観的に見るができるようになり、日本の教育のよい面、改善していきたい点がはっきりとしてきました。また、日本の子供たちとオーストラリアの子供たちの交流を行うこともできたので、オーストラリアでの経験が非常に役立ったと思っています。何より、自分自身が物事に対して広い視野で見ることができるようになったと感じ、大変感謝しています。

次は、フィンランド研修に行った高校教員のものです。

「1年間の研修が終了し、フィンランドの理科教育について現場を見学しながら、その一部に携わりたいという出発前の目標は達成され、大いに満足している。少人数の教室、問答形式の授業、自学自習可能な教科書、データ・公式集持ち込み可の試験、専門家による学習カウンセリング、これらが有機的に結びつくことで、一人一人の生徒に考え方を理解させるという共通目標に向けた毎回の授業が行われていることがわかった。教員は、求められていることが担当教科を教えることだけなので、自分の時間をたっぷりと得ることができ、余裕のある生活ができている。指導要録が存在しないこと、部活の指導や宿泊行事の引率がないこと、進路指導は専門の学習カウンセラーが担当すること、校務分掌が圧倒的に少ないことなどを見るにつけても、日本の教員が忙し過ぎると感じた。お世話になった研修校とは、日本の勤務校との短期交換留学プログラムを開始することになった。お互いに第二言語である英語を使ってコミュニケーションをとりながら、フィンランドと日本での暮らしや学校生活を体験することで、英語が世界中の人々をつなぐ重要な言語であることを認識し、

異なる価値観を受容する心と広い視野を持った生徒が育つと信じている。この縁を大切に、新しい試みに挑戦しつつ、これからの教員生活をより充実させていきたい」とのことです。

この2つの手記は、インターナショナル・インターンシップ・プログラム、i i Pのインターンシップ制度に参加した教員のもので、お二人ともこの研修が貴重な経験、財産になったこと、これからの教員生活の糧になったことなどがうかがえますし、この手記からは、今後のグローバル化に対応した教育を進めていく上でのヒントも多く含まれているものと感じました。

文部科学省の方針、教育の情報化加速化プランの冒頭には、近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しており、子供たち一人一人がみずからの可能性を最大限に発揮するためには、主体的に考え、他者と協働しながら新たな価値の創造に挑むとともに、新たな問題の発見、解決に取り組むことが求められていますと書かれています。グローバル化とは、これまで存在した国家、地域など縦割りの境界を超え、地球が一つの単位になる変動の趨勢や過程であって、本県の教育委員会を中心とした縦割り教育の中からでは、グローバル化教育の実現は困難ではと感じております。

本県を担う次世代教育の発展のためにも、ぜひとも中堅・若手教員の海外研修制度を創設していただきたいと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、AIの進化と今後の社会、仕事のあり方、教育に関して御質問いたします。最近、サイエンス作家の竹内薫さんが「人工知能(AI)の進化～共存し、生き残る道とは～」と題して講演されています。ことし、高知市で行われた夏季大学でも、彼の講演が行われました。AIという言葉が、最近新聞や雑誌でよく出てきま

す。AIやIoT、ビッグデータを総称した第4次産業革命が世界中で進行しているのですが、日本は乗りおけています。

AIやロボット、IoTで人間の仕事の半分が消えると言われていますが、米国では既に会計士が失業して大変だと聞きます。会計士を1人雇うか、AIの会計ソフトに置きかえるか。後者のほうがコスト削減になります。近い将来、高知県庁にもAI化の波が訪れ、統計や予算などのデータ集積、備品や財務などの管理業務の人材は必要性が失われてしまう時代が目の前まで来ています。AIへの流れはとめられませんが、米国の会計士の失業問題でも、経営コンサルティングなど、考える力や創造性を持つ会計士は生き残ることができると言われております。

また、IoTは教育現場にも広がり、さきに文科省が発表した、全国公立学校のPCやタブレットの普及率は、5人の生徒に1台という数字が出されました。教育IoTが注目される背景には、政府が進める次世代教育へ向けた改革があります。2016年6月に、政府は日本再興戦略2016を発表しました。これは、人口減少が進む日本において、IoTやAI、ビッグデータといった新技術を活用し、生産性を向上させようという戦略です。そして、実際に多くの分野でこれらの活用は進んでおります。

そんな中、新たな産業創出を担う人材育成も重視され、教育改革が盛り込まれました。具体的には、アクティブラーニング、能動的学習の推進、そして初等中等教育では、プログラミング教育の必修化、また高等教育では、数理・情報教育の強化などです。それに伴い、IT活用による習熟度別学習、スマートスクール構想の推進といった、教育のICT化とIoT化を加速していくことも検討されています。

高齢化、少子化が進む本県として、教育やパブリックサービスの分野でも近い将来スマート

化が求められることは必然で、次世代の人材育成に積極的に取り組む必要があると考えますが、新たな教育改革に向けてどのようなビジョンをお持ちなのか、教育長のお考えをお聞かせください。

とはいえ、学校によっては、タブレット端末などに費用をかけて導入する意義を実感できない、導入しても使いこなせないといった声も多く聞かれ、これらの課題を解決する必要がありますが、今後のビジョンについて教育長にお伺いいたします。

最後に、プログラミング教育に関してお伺いいたします。文部科学省では、令和2年度からの小学校プログラミング教育の全面実施に向けて、平成30年3月に小学校プログラミング教育の手引等を作成し、実践事例の発信などの支援策を実施してきました。しかし現状では、まだまだ小学校教員の多くの方は、コンピュータープログラミングとは縁のない世界で学び、これまで教育指導を行ってこられたと思います。そのため、文科省のこうした方向性と新学習指導要領に沿った授業の実施に向けて、教育現場では不安が広がっております。

さらに、プログラミング教育は、基礎となる論理的思考はもちろんですが、高等学校以降における応用学習となりますと、PythonやBASICに代表されるプログラミング言語に関することなど、これまで以上に教員の専門知識と対応力が求められることが予想されます。こうしたことも踏まえ、教職員への指導力の向上に加え、そのサポート体制の充実も重要となるのではないのでしょうか。

プログラミング教育についての教員の指導力の向上に向けた取り組みと、ICT支援員などの配置によるバックアップ体制の充実について教育長にお伺いいたします。

次に、福祉避難所についてお伺いいたします。

福祉避難所は、東日本大震災で各所に開設され、大きくクローズアップされました。本県では、各市町村が指定する福祉避難所が徐々にふえてきており、昨年度末で214施設、約9,300人分が確保されており、第4期南海トラフ地震対策行動計画での目標、1万5,000人分の確保に向けて、市町村と連携した取り組みが進められているところですが、障害児を抱える保護者の中には家族での避難を考えられている方が少なく、そうした場合は、今後さらに多くの収容能力の確保が必要となります。

福祉避難所のさらなる確保に向けて今後どのように取り組むのか、地域福祉部長にお伺いします。

一方、要配慮者が単身で避難された場合には支援する人員の確保が必要ですが、一たび災害が起きてしまえば、収容型施設ではその施設の利用者の支援を引き続き行う必要があること、またその支援に必要な職員しか雇っていないこと、さらには訪問型事業所では利用者の安否確認や避難先の確認を行う必要があり、発災から7日から10日程度はその対応に忙殺されると考えられることなど、こうしたことから、その人材の確保には現在のところ課題が多いように感じています。

福祉避難所で支援に当たる人員の確保に今後どのように取り組むのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

また、県に対して視覚障害者団体から、その障害に特化した福祉避難所指定の要望が上がっていると聞いております。支援体制の一元化と人員の確保の面からも、そうした障害ごとの福祉避難所指定が望ましいのではないかと私も考えますが、そうした対応に関する地域福祉部長の御所見をお聞かせください。

次に、要配慮者関連でもう一点、大型福祉仮設住宅についてお伺いいたします。先日、危機

管理文化厚生委員会として、発生から約1年がたちました北海道胆振東部地震の被災地を訪問いたしました。そこで、昨年末全国初とメディアでも取り上げられ、大きな期待が寄せられていた大型福祉仮設住宅を訪問させていただきましたが、その仮設住宅の問題点を、事前に本県においても検証しておく必要を感じましたので、御質問させていただきます。

この大型福祉仮設住宅は、災害救助法に基づき国と道が半分ずつ負担し、厚真町と安平町の施設でそれぞれ被災された144人に対する仮設施設で、今回私たちが説明を受けたのは厚真町の施設でした。内閣府が所管する災害救助法によって建てられた福祉仮設住宅の定数、入所資格は、それまで入所していた施設で、当日被災した人数によりその規模が算出されております。また、空きベッドが出たとしても、その施設は被災した要配慮者でないと入所できないため、自宅が半壊以上被災したなど必要な要件が整わない、福祉サービスを希望する高齢者、障害者は、現行法では入居できません。

そこで、問題が持ち上がっているのが、社会福祉法人の運営の継続にさきの条件が重荷となり、苦しい状況に陥っている点であります。今回、説明を受けた社会福祉法人北海道厚真福祉会は、地震当日は108人を収容していたのですが、現在は85人と大きく減少しております。御承知のとおり、社会福祉法人は入居者の介護報酬によって運営されており、もともと定員130人の施設を運営していたこの社会福祉法人が、福祉仮設住宅では108人に減らされ、現在の入所者が85人となりますと、介護報酬も35%減少する計算になり、施設の再建はおろか、存続すら危ぶまれる状態に陥っております。また、仮設住宅である以上、入居期限が2年と定められており、約15カ月後には退居しなければならないという事情を抱えておられます。

本県でも、次の南海トラフ地震では複数の社会福祉法人が被災する可能性があり、既に前例となった大型福祉仮設住宅は高知でも建設されるのでしょうか、その運営を行う社会福祉法人そのものが破綻してしまえば、行き場を失った高齢者、障害者に対し、どのような福祉サービスを提供するのか。高齢化に拍車がかかる本県としては、この前例も踏まえ対策を講じておく必要があると考えますが、地域福祉部長の御所見をお聞かせください。

次に、観光についてお伺いいたします。

先日、日本航空の高知支店長と、高知県観光について意見交換を行いました。そこで、高知支店長から同社を中心にした四国観光キャンペーンのお話を伺いました。このキャンペーンは、関東圏などから四国を訪れる個人旅行者の四国内周遊を促すもので、宿泊と航空機、レンタカーの利用がパッケージにされた商品が同社や旅行会社のホームページなどで販売され、四国の情報が発信されることとなります。

この商品の特徴は、宿泊と航空機にレンタカーという二次交通手段を組み合わせ、異なる空港でレンタカーを乗り捨てても格安で利用できることです。このキャンペーン期間中、この商品を利用した方の人数を四国の4空港で見ると、高知龍馬空港が徳島空港に次いで僅差で2番目となり、また往復で異なる空港を利用したケースでは、高知龍馬空港の利用が多くなっております。また、宿泊日数が多くなればなるほど、高知龍馬空港を利用された方の数が多くなっており、せっかく四国まで来たのだから、食のランキング上位の高知に泊まって本場のカツオのタタキを食べてみようという観光客の意識にも働きかけたのでしょうか。四国内周遊を促すキャンペーンが、高知への誘客にも効果があるという結果があらわれたものと思われま

す。また、全日本空輸を中心にした四国観光キャ

ンペーンも行われており、期間中は機内誌や機内ビジョンで四国の情報が発信されるほか、宿泊と航空機に、四国内の観光地をめぐる周遊バスや、四国内に発着するどの空港でも乗り捨てできるレンタカープランなどをパッケージにした商品も販売されます。

このように、四国観光キャンペーンは、高知県への誘客に大きくつながるものとなっております。4県が協調したPRは現在でも行っているようですが、例えば四国温泉キャンペーンとして、祖谷・徳島県、仁淀川・高知県、十家集落・徳島県、別子銅山・愛媛県などをあわせた四国秘境キャンペーンなど、おもしろい企画も可能ではないでしょうか。

さらに、今私が注目しておりますのが、昨年の9月議会でも御提案いたしました、アドベンチャー・ツーリズムであります。アメリカにはアドベンチャー・トラベル・トレード・アソシエーションという組織があり、世界およそ100カ国、約1,300の会員を誇るこの団体が主催するアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットを、北海道が誘致しようとして動いております。

欧州では既に30兆円市場とも言われるアドベンチャー・ツーリズムですが、日本での現在の経済効果は約1兆円、道具やファッションなどのギアを含めると約2.3兆円に上るとの試算も出ております。このように、欧州市場と比較しても、国内市場には今後大きな伸びしろがあると考えられます。

しかし、地元のツアーエージェントやツアーガイドの育成、施設の改修支援などが必要であり、投じる財政もそれなりに必要になることも必然で、本県1県でというより四国4県が協調して、観光関連企業とも連携し、世界の富裕層等をターゲットにした次世代インバウンドの模索を始める時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、まず四国は一つと考えて、ぜひ四国観光キャンペーンを推進していくべきだと考えますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

また、前回は本県でのアドベンチャーツーリズムに関して質問をいたしました。四国をフィールドにしたアドベンチャーツーリズムを展開してはどうでしょうか、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

続きまして、応援村を活用したよさこいのPRについて御質問いたします。県では、国内200カ所以上、海外29の国や地域に広がった日本を代表する祭り、よさこいを海外で有名にすることで、よさこい発祥の地、高知の知名度を高め、観光振興につなげる取り組みを進めています。国内においては、東京オリンピック・パラリンピック開閉会式でのよさこい演舞を目指して組織した、2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会が、37都道府県、92団体と全国的な体制となり、海外においては、本年で19カ国、65名となったよさこいアンバサダーにより、海外でのネットワークも広がっているところです。

このような中、8月27日に第1回全国応援村実行委員会が開催されたとの新聞報道がありました。応援村は、地域の飲食、物販、スポーツ体験、VRなど、住民及び観光客に対するおもてなしを提供することができるプラットホームで、賛同する市町村を主催者とし、令和2年夏、全国2,000カ所に設置、2,000万人の来場者数を目指しております。規模は、大規模なものだけでなく中規模、小規模、例えば福祉施設、神社、廃校、体育館、保育園、放課後児童クラブ、事業所、庁舎スペース、公共ホールなどのパブリックスペース等を想定し、全国津々浦々、御自宅の近くで気軽に手軽に参加し応援できる環境を整えて、そのうち20地域を全国からの応募を踏まえ重要拠点と位置づける予定のようでありま

す。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合や、一般社団法人全国空き家バンク推進機構、また国及び道府県と連携し、都内の公園、都内大通りなどを舞台とした地方創生事業や全国の地域間連携事業などにつなげることも掲げています。本県でも聞くところによると、高知市は前向きに応援村の開設を検討されているとのことですが、ぜひ実現されることを期待しております。

このように、全国2,000カ所、2,000万人を目指して設置される応援村でよさこいの露出ができれば、全国はもちろん、世界によさこいをアピールする絶好の機会ではないかと思えます。

つきましては、全国展開される応援村でのよさこい披露に取り組んではどうかと考えますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

最後に、観光客の皆様の夜の楽しみを脅かす客引き・ぼったくり問題についてお尋ねいたします。皆さんも観光地を訪れると、やはり夜の楽しみは、なくてはならないものではないでしょうか。ところが今、高知の夜が安全・安心に楽しめる町ではなくなりつつあるのではないかと危惧しております。

本県には、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例がございます。その第8条には、「何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。」と書かれ、「(1)次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。」として、アからエの行為が挙げられています。私は、この条文は、路上や公園、駅の構内などで客引きを行うことを禁じた条例と理解しております。また、第14条には罰則も盛り込まれ、100万円以下の罰金、常習者には6カ月以下の懲役も定められています。100万円以下

の罰金というのは、極めて重大な犯罪行為ではないかと考えます。

9月21日から23日の3連休、高知市の繁華街で、ある客引きに飲み放題3,000円と誘われた2人の客が、店を出るときには8万円の請求をされたという支払いトラブルがあったと聞いております。実は、私も海外で同じような被害に遭ったことがあり、この一報には驚きと怒りを覚えました。さらに情報提供者に伺いますと、お盆を過ぎたあたりからこうした問題が多発し、繁華街の客足は減少し、その被害もエスカレートしているのではないかとのことです。

また、昨年には客引き行為を注意した女性が、その客引きの男性に後頭部を殴られ負傷し、私の知人がその女性に付き添い、高知署に診断書を持って被害届を提出するということがあり、現在高知署において捜査を行っているようですが、いまだ犯人検挙には至っていないと聞いております。

高知市繁華街の客引き行為やぼったくり被害がふえてくれば、多くの健全な飲食店が迷惑をこうむり、市民や観光客の多くがぼったくり被害に巻き込まれかねない状況に置かれていると言えます。そもそもこのトラブルは、県警及び所轄署が客引き行為そのものを取り締まっていれば、発生しなかった可能性の高い事案だと考えます。

私は、警察官による繁華街のパトロールや積極的な取り締まりを行うことが客引きを減少させ、ひいてはぼったくり被害の抑止につながるのではないかと考えていますが、路上での悪質な客引きを取り締まることはできないか、警察本部長の御所見をお聞かせください。

10月3日には、公益社団法人全日本不動産協会の第55回全国不動産会議が高知市で開催され、約1,200人の方が高知に集まります。また、来年のオリンピック・パラリンピックの時期に

は、多くの外国人の方々がこの高知にもいらっしゃることと思います。そうした方々が夜の高知に繰り出して、そうした被害に遭ったとしたら、その影響は御本人たちの被害にとどまらず、高知県のイメージダウンにもつながってしまいます。

ぜひ、健全な高知の夜を全国にアピールできるよう、繁華街におけるパトロールを一層強化していただくことを要請いたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをします。

Uターン対策の強化も含め、今後の移住政策についてお尋ねがありました。

本県への移住者数は、平成23年度の120組、241人から昨年度は934組、1,325人と、毎年その移住者数がふえ、大幅に増加をしてきているところでありまして、また本年度も8月末時点で前年同期比8.3%増の485組、686人と、年間目標1,000組達成に向けて堅調に推移をしているところであります。

本県に移住された方々には、地域の産業などの担い手として活躍していただいている一方で、本県の担い手不足、後継者不足は一層深刻化しております。また、本県の人口の社会減も、以前の全国的な景気回復期と比べ2分の1程度に改善してきているとはいえ、平成20年度以降、年平均で1,950人程度の減となっております。このため、次の2つの方向性により、移住促進策をさらに強化していく必要があるものと考えているところです。

まず1点目は、お話のありました、本県出身者のUターン促進策を強化することです。Uターン者をさらにふやしていくためには、県内の各高校・大学やその同窓会、さらには県内市町村などと連携をし、県外で暮らしている本

県出身者をできるだけ多く把握するとともに、その方々に、本県での暮らしや仕事などの情報を定期的に届けていくことが必要であり、その仕組みの構築に向けて検討を進めているところでもあります。

また、Uターンは、何よりもやりがいや生きがいを感じられる仕事を県内で見つけられるかどうか鍵になりますことから、引き続き移住促進・人材確保センターを中心に、各産業団体や市町村と連携をし、オール高知の体制で魅力的な仕事の掘り起こし、さらにはその効果的な発信を行ってまいりたいと考えているところです。

2点目は、引き続きIターン対策を強化していく必要があります。移住者の呼び込みに向けた地域間の競争が年々厳しさを増す中、Iターン者をさらにふやしていくためには、本県への移住を検討中の方に着実に移住していただくことに加え、まだ移住を十分に意識していないが本県とつながりのある、いわゆる関係人口をふやして、対象を拡大しながらアプローチを強化し、移住につなげていくことが重要だと考えております。

この点、本県は、こうちアグリスクールやフォレストスクール、高知家の魚応援の店、龍馬パスポート、首都圏IT・コンテンツネットワーク、よさこい祭りにかかわるネットワークなど、さまざまな分野において関係人口のプラットフォームを構築してきているという強みがあります。こうした関係人口プラットフォームへの参加者をさらにふやすとともに、新たなプラットフォームを各産業分野で創出することによりまして、それぞれのターゲットに応じた戦略的なアプローチを行い、より本県とのかかわりを深め、移住にもつなげていければと考えています。

こうした2つの柱を強力に進めるためには、移住促進・人材確保センターの役割が特に重要でありますので、センターの組織体制のさらな

る強化も検討していく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、定時制・通信制教育のあり方を研究するチームを発足させることや、研究校を指定して全国に先駆けた取り組みを進めてはどうかのお尋ねがございました。

定時制・通信制課程にはさまざまな学力や学習歴のある生徒が在籍しており、これらの生徒の多様な学習ニーズに対応するため、指導方法や教育内容について研究し、改善を図っていくことは、大変重要なことであるというふうに考えております。

現在、任意団体ではありますが、関係の14校全てが加盟して、高知県高等学校定時制通信制教育研究会が設置されております。この研究会では、生徒の支援方法や授業改善など、各校の課題や実態に即した研究活動を行い、地区別や全体での研究大会において研究協議や発表を行うことなどにより、よりよい定時制・通信制教育を目指し、県教育委員会とも連携した取り組みを進めております。さらに、全国またはブロックごとに開催されている定時制通信制教育振興会や研究協議会にも、毎回多くの高知県高等学校定時制通信制教育研究会の会員でもある教職員が参加し、他県の先進校の情報収集を行い、その内容を共有して、各校の実践に活用しております。

また、定時制、通信制において重要な課題となっている、ソーシャルスキルの育成や特別な配慮を要する子供たちへの支援などについては、県教育委員会が指定校や実践校を決定し、それぞれが研究を進めるとともに、成果を各校で共有する取り組みも進めております。

このように、定時制・通信制教育のあり方の研究や各課題の解決に向けた研究指定などが実

施されている体制にありますので、県教育委員会としましては、こうした取り組みのさらなる充実に向けまして、まずは高知県高等学校定時制通信制教育研究会などから御意見をお聞きしていきたいというふうに考えております。

次に、今後の定時制・通信制教育をどのように充実させていくのかとのお尋ねがございました。

近年、定時制・通信制高校には、従来の働きながら学ぶ生徒たちの教育機関としてだけではなく、中途退学や不登校を経験した生徒の学び直しなど、さまざまな困難を抱える生徒の自立の場として、幅広い役割が求められるようになってきております。本県でも、平成29年度の県教育委員会の調査によると、公立の定時制高校に在籍する全生徒のうち、中途退学経験者が約12%、不登校経験者が約31%となっております。

このように、さまざまな学習歴や多様なニーズを持つ生徒に対応するため、少人数での授業を生かした個別指導の充実や、平成26年度からは学習支援員を配置しており、本年度は延べ9人までふやしてまいりました。また、不登校を経験した生徒など、厳しい環境に置かれている生徒の支援のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家の方々にも御協力いただき、校内では養護教諭などが中心となって、個々の生徒の心のケアにも努めているところです。

一方、グローバル化やA I技術の進展など、生徒を取り巻く社会環境が急激に変化しており、予測が困難な社会に出て自立していくための基礎的な知識や社会的スキル、生涯学び続ける姿勢などを、高校生のうちに十分に身につけさせることができているかといった課題も見られます。

今後は、こういった課題に対応していくために、県教育委員会としまして、各学校におい

て、多様なニーズのある生徒に対応できる教育課程の見直しを初め、校長のカリキュラムマネジメントが進められるよう支援をしてまいります。また、さまざまな学習歴の異なる生徒の学習意欲を高めるために、遠隔授業の実施やタブレット等のICTを有効に活用する授業の実践研究を積極的に進め、定時制、通信制で学ぶ生徒一人一人の進路が保障できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、中堅・若手教員の海外研修制度の創設についてお尋ねがございました。

グローバル化が進展する中であって、指導に当たる教員もまた、海外に向けた広い視野を身につけておくことが重要となります。このため県教育委員会では、海外の日本人学校への教員派遣事業や国の研究指定校事業などを活用して教員を海外に派遣し、他国の教育や産業、文化などを体験し学ぶ機会を設けております。

具体的には、教員の長期海外派遣として、海外の日本人学校へ昨年度は6名、今年度は3名を、公募による選考を経て派遣しております。また、県立高等学校では海外語学研修として、ニュージーランドやイギリスなどで生徒とともに現地の学校を視察したり、英語学習プログラムに参加したりしております。語学研修以外でも、スーパーグローバルハイスクール事業などを活用して海外の企業などを訪問する機会を設けており、香港や台湾、タイ、シンガポールなど、複数の国との交流が行われております。昨年度は、これらの研修などにより、合計20人の教員が海外を経験しております。

これらの取り組みに加え、独立行政法人教職員支援機構が実施する英語教育海外派遣研修や、JICAが実施する教師海外研修など、既に国などの機関が実施するさまざまな研修のプログラムについて、県教育委員会としても積極的にその周知を図り、教員の参加を促してい

たいと考えております。今後も、こうした取り組みによって、中堅・若手職員の育成を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、次世代の人材育成と新たな教育改革に向けたビジョンについてお尋ねがございました。

AIやIoTなどの技術の高度化によるデジタル化社会の到来により、子供たちが将来求められる力や教育のあり方も変化することが予測されております。政府の教育再生実行会議では、技術の進展に応じた教育の革新などについて提言がなされたところであり、これらの動向も踏まえつつ、本県の教育改革を進めていくことが重要です。

現在、総合教育会議において、次期教育大綱の策定に向けた議論を進めているところですが、新たな大綱においても、これまでの基本理念を踏まえつつ、AI人材などの需要への対応や新技術の教育への活用など、デジタル化社会に向けた教育の推進についても取り組みの柱としていくことを検討しているところです。

本県の子供たちが、将来Society5.0の担い手として活躍できるようになるよう、プログラミングやデジタル技術に係る教育内容の充実や、高等学校と大学が連携した高度なデジタル分野の学習指導体制の整備など、施策の具体化に向け、総合教育会議において議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ICT導入に係る課題と今後のビジョンについてお尋ねがございました。

ICTやAIなどの先端技術の活用によって教育のあり方が大きく変化していく中であって、中山間地域が多く少子化が進む本県こそ、これらの技術を活用することによって得られる効果は、非常に大きいものと考えております。具体的には、既に栲原高等学校など中山間地域の学校5校において遠隔による放課後の進学補習をスタートさせているように、遠隔教育システム

を活用することで、地域間の教育機会の格差解消が図られるものと考えております。来年度からは、対象を10校に拡大した上で、単位認定が可能な遠隔授業を実施することとしており、成果を踏まえつつ、さらなる展開を図ってまいります。

また、来年4月に全市町村の小中学校で導入が完了する統合型校務支援システムの活用により、児童生徒の出欠管理や成績処理など、教職員が担うさまざまな事務の軽減も図られていくものと考えております。このシステムは、日々の教員の気づきなどを入力し共有することで、不登校の未然防止やいじめの早期発見に活用することも検討しております。

他方、議員御指摘のように、これらの技術は教員が使いこなしてこそその効果を発揮するものであり、現状においてはその定着が十分とは言えないと考えております。県教育委員会としましては、こうした先端技術の活用意義や効果的な活用方法について、研修会やシンポジウムの開催などを通じて教員や市町村教育委員会等への周知を図るとともに、本年度中にICT活用ハンドブックを策定し、各学校において活用いただくことも予定しております。

次期教育大綱においては、デジタル化社会に向けた教育の推進を検討の柱の一つとしているところであり、遠隔授業のさらなる展開や先端技術の授業への活用など、今後施策の具体化に向けた検討を進めてまいります。

最後に、プログラミング教育に関する教員の指導力向上と、ICT支援員などの体制の充実についてお尋ねがございました。

新学習指導要領の実施に伴い、来年度から初めて導入されるプログラミング教育を効果的に実施するためには、教員の指導力を高めるとともに、タブレットなどのICT機器などを効果的に活用していくことが重要です。

教員の指導力の向上については、大学などから専門家を招聘してシンポジウムを開催し、プログラミング教育の狙いや指導方法について周知徹底を図るとともに、プログラミング教材を実際に手にとって、その活用方策の指導・助言を受ける機会を設けるなど、実践的な取り組みを進めているところです。

また、議員の御指摘のとおり、ICTをプログラミングの授業で活用する際には、専門知識が要求される事前の準備などが必要になる場合があることから、ICTの技術者等を支援員として配置するなどにより、教員をサポートする体制を構築することが重要となります。

県教育委員会としては、これまでも市町村が策定する教育版地域アクションプランへの財政的な支援の中で、希望する市町村に対してICT支援員の配置に係る経費などについての支援を行っているところですが、来年度から小学校でプログラミング教育がスタートすることに加え、中学校、高等学校を含め、県全体でプログラミング教育の内容の充実、高度化やICTを活用した授業等の拡大を検討しており、それらも踏まえてICTの専門家の配置のあり方について、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、福祉避難所のさらなる確保に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県では福祉避難所の確保に向け、毎年度市町村の指定状況を確認するとともに、福祉避難所指定促進等事業費補助金により、福祉避難所に必要となる物資や機材の整備を支援しています。こうした取り組みにより、社会福祉施設を中心に指定数が増加してまいりましたものの、さらなる確保に向けまして、社会福祉施設のうち未指定となっている施設の早期指定とともに、福

祉避難所として利用可能な新たな施設の掘り起こしを行っているところです。

具体的には、新設されたグループホームやあつたかふれあいセンターなどを個別に訪問し、内諾をいただいた施設を市町村につなぎ、早期に指定されるよう取り組んでおります。あわせて、既に一般避難所として利用ができる施設として協定を締結している宿泊施設について、要配慮者が被災時に優先的に利用できるよう、市町村と連携して取り組みを進めているところです。

さらに、一般避難所で要配慮者を受け入れるため、危機管理部と連携して、要配慮者スペースの確保や必要な資機材の整備、避難所運営マニュアルのバージョンアップなどに取り組んでおります。

次に、福祉避難所で支援に当たる人員の確保についてお尋ねがございました。

福祉避難所の多くは、要配慮者の支援に当たる福祉の専門職を比較的確保しやすい社会福祉施設が指定されていますが、被災状況によっては人員の確保が困難なことも想定されます。このため、県と老人福祉施設協議会など7つの施設団体との間で締結した、災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援要請のあった施設に職員を派遣する体制や、県外を含めた応援職員の受け入れ体制などについて、施設団体と検討を行っているところです。

あわせて、要配慮者が自宅で受けていた福祉サービスを避難所でも継続して受けることができれば、要配慮者の避難生活の安定とともに支援人員の確保にもつながります。そのため、要配慮者の個別計画づくりに、日ごろ要配慮者を支援しているケアマネジャーなどの福祉の専門職にかかわっていただくことで、避難後における福祉サービスの提供計画が作成できるよう取り組んでいるところです。さらに、福祉避難所の運営に地域の協力が得られるよう、避難所の

運営訓練に地域住民の方々に参加していただく取り組みも進めております。

以上のような取り組みをさらに進め、避難所において要配慮者の支援に当たる人員の確保に努めてまいります。

次に、支援体制の一元化と人員の確保の面から、障害種別ごとの福祉避難所指定が望ましいのではないかとのお尋ねがございました。

要配慮者の障害の特性として、情報の取得や他者とのコミュニケーションが難しいことや、避難所における対人ストレスなど環境変化への適応が難しいことなどが挙げられます。このため福祉避難所には、一人一人の障害の特性に応じてきめ細かく対応できる環境の整備が求められることから、配慮が必要な方や家族が安心して避難生活を送ることができるよう、できる限りふだん使いなれた施設や、障害の特性に応じた支援を行うことができる施設が指定されることが望ましいと考えています。

福祉避難所の指定に関して障害者団体からは、ふだん使用している施設を指定してほしいという要望もいただいておりますので、市町村に対して、障害の特性に応じた施設の指定とともに、災害時における施設の広域利用の仕組みづくりについて働きかけてまいります。

最後に、北海道厚真町の大型福祉仮設住宅の例も踏まえた対策についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました、災害救助法に基づく応急仮設住宅として整備される大型福祉仮設住宅は、整備に当たって社会福祉法人等の経済的負担がないといったメリットがある一方、施設ではなく仮設住宅としての整備となることから、その入居対象者は被災者に限られ、整備後に空きベッドが生じても、被災者でなければ入居することができないものとなっています。

こうしたことを踏まえますと、施設としての

事業継続を前提として復旧を図る上では、発災直後の入所者の受け入れ先の確保から施設の再建までの対応について、事前に十分検討しておく必要があるものと考えています。具体的には、まず発災直後は、被災施設の入所者を他の施設に一時的に受け入れてもらうといった初期対応が必要となります。このため、施設間の連携が円滑に進むよう、先ほど申しました、県と施設団体との間で、災害時における相互応援に関する協定を締結しております。なお、こうした際には受け入れ先の施設で定員を超過することとなりますが、これまでの地震災害時には、国により定員超過が特例的に認められています。

次に、施設の復旧に長期の期間を要する場合には、仮設施設の整備が必要となってまいります。このような場合、国の社会福祉施設等災害復旧費補助金を活用することが可能となっております。その後の本格的な施設の再建の際にもこの補助金が活用でき、また仮設施設でも新たな入所者の受け入れが可能となります。なお、この補助金は、これまでの大規模災害時には補助率がかさ上げされ、法人の負担軽減が図られております。

県としましては、施設が被災しても、入所者の方の行き場がないといったことが起こらないよう、今後こうした発災直後からの施設再建モデルを、市町村や関係団体に周知してまいりたいと考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、観光振興について、四国観光キャンペーンの推進と、四国をフィールドにしたアドベンチャーツーリズムの展開についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

四国4県にはそれぞれ特色ある観光資源が凝縮されていますので、四国を一つと捉えて周遊を促進する、特別感のあるキャンペーンを実施

することは重要だと考えています。これまでの四国の観光キャンペーンとしましては、四国4県と四国ツーリズム創造機構が連携して、議員のお話にありました2つの航空会社のほか、NEXCO西日本ともタイアップした周遊キャンペーンをそれぞれ毎年実施しています。これらに加えて、平成29年にはJRグループとタイアップした四国デスティネーションキャンペーン、いわゆる四国DCが開催され、宿泊者の増加などにより、約107億円に上る経済効果につながったことが発表されています。そして、JR四国による積極的な誘致活動もあって、次回の四国DCにつきましては令和3年の開催が決まっています。

本県としましては、これらのキャンペーンを通じて四国への誘客をふやすことができるよう、ほかの3県とも連携して、観光資源の磨き上げや周遊ルート化、二次交通の整備なども積極的に進めてまいります。

また、アドベンチャーツーリズムは、自然、異文化体験、アクティビティの3つの要素で構成される旅行であり、旅行者の特徴として富裕層の割合が高いとされています。各県の特色ある自然景観や食、伝統文化、体験、そしてそれらを結ぶ四国遍路の道といった観光資源は、まさにアドベンチャーツーリズムの要素とも重なりますので、キャンペーンの展開に当たっては、この点にも着目しながら取り組んでまいりたいと考えています。

次に、応援村でのよさこいの披露についてお尋ねがありました。

来年は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、全世界から日本が注目をされ、海外から多くの観光客やメディアの方々などが訪れることとなります。県では、これを機によさこいを世界にアピールするため、全国のよさこい団体の皆様とともに、2020よさこい

で応援プロジェクト実行委員会を立ち上げ、さまざまな活動を展開しています。

具体的には、オリンピック・パラリンピック開閉会式などでのよさこい演舞と、訪日するアスリートや大会関係者、外国人観光客の皆様をよさこいでおもてなしをすることを目指して、演舞実現に向けた組織委員会への要望や、よさこいPRイベントの開催などを行ってまいりました。本年度は、新たに在日海外メディアと駐日大使館の広報部門を訪問し、世界に広がるよさこいの魅力をそれぞれの国に発信していただくようアピールしてまいりました。このような関係づくりによりまして、ことしの第66回よさこい祭りには、7つの国や地域の在日海外メディア11社に来高していただき、ニュース番組や新聞記事に取り上げられるなど、海外での露出につながりました。加えて、来年は実行委員会の主催による、全国のよさこいが東京に集うイベントの開催を検討しておりますので、今後とも在日海外メディアなどとの関係性を生かして、よさこいの認知度をさらに高めてまいりたいと考えています。

この折に、応援村が全国各地に設置されることになれば、実行委員会にとりましても、よさこいを披露する機会が大幅にふえることとなります。県としましては、この応援村も大いに活用させていただきながら、よさこいと発祥の地高知を世界でさらに有名にするとともに、本県への外国人観光客の誘致拡大につなげてまいりたいと考えています。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 路上での悪質な客引きを取り締まることはできないかとお尋ねがございました。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条は、風俗営業を営む者に対し、当該営業に関して客引きをすることや、客引きを

するために道路その他公共の場所で人の身辺に立ち塞がり、またはつきまとうことを禁止しており、加えて高知県迷惑防止条例第8条は、何人も公共の場所で不特定の者に対して、人の性的好奇心をそそる見せ物、物品もしくは行為またはこれらを仮装したものの観覧、販売または提供や、歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食させる行為またはこれを仮装したものの提供等の行為についての客引き行為など、公共の場所における迷惑性の高い悪質な行為を禁止しているものであります。

こうした悪質な客引き行為は、通行の妨げとなるほか風俗環境を悪化させる要因となることから、県警察では、制服警察官によるパトロールや私服警察官による取り締まりを実施するとともに、風俗営業所等の管理者に対しては、風俗営業等に関する法律に基づく講習を行い、客引きなどの禁止行為を行わないよう指導しているところであります。

こうした中、県警察に寄せられている客引きに関する相談でございますが、平成28年には20件あったものの近年は減少しつつあり、本年は、現在までに受理したものは2件であります。また、昨年2件、2名、ことしは2件、2名を、迷惑防止条例または風俗営業適正化法違反で、客引き行為で検挙しております。

なお、議員御指摘の傷害事件につきましては、関係者からの事情聴取、防犯カメラの精査、実況見分など、引き続き所要の捜査を継続しているところであります。

県警察といたしましては、議員御指摘のとおり、繁華街のパトロールや積極的な取り締まりは、客引きの減少など風俗環境の浄化につながると考えているところであります。今後も関係法令、県条例に基づき、悪質な客引きの取り締まりを一層強化するほか、飲食店や無料案内所等に対する法令遵守の啓発指導を重点的に実

施し、誰もが安心できる良好な風俗環境の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） 知事初め執行部の皆様には丁寧な御答弁、まことにありがとうございます。

今議会では、教育、防災、観光の3つの大きな課題から御質問させていただきました。それぞれ県でできること、産官、他県の協調なしでは不可能なこと、そして国の助成や法律の改正が必要なこと、それぞれ本県にとっては必要不可欠な課題であったと考えております。特に、災害救助法などに関しては、国会で論じていただきたい課題でもございます。

さて、尾崎知事にとっては今議会が最後の定例会ということで、大変寂しい気がいたしますが、しかし本当この4年間、知事にはいろんなことを教わりました。西高校と南高校の統廃合のときには大変失礼なことも申し上げましたけれども、しかしやはり結果的に、知事のおっしゃるようなすばらしい学校に生まれ変わりました。改めて、知事には敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

新たなフィールドへの挑戦ということでございますが、県民と交わした対話と実行の3期の経験で、県民の心は十分理解されていると考えておりますし、国会という新たなステージへの決意は、県の職員にとっても大きな希望の光となることでしょう。どういう立場になりましても、ぜひこれからも高知県をお願いしたいと思いますし、残された我々も、県勢浮揚の一助となりますよう努めてまいりたいと思います。

12年間、本当にお疲れさまでございました。全国ナンバーワンの知事でした。ありがとうございました。

以上で全ての質問を終わります。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午後1時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

19番森田英二君。

（19番森田英二君登壇）

○19番（森田英二君） お許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。自由民主党の森田英二でございます。

私は、きょうのこの質問では、自分の提案や提言はこの際1点を除き封印して、多くの県民が本当によくやってくれていると言う、この12年間の尾崎知事の実績にスポットを当てて、その貢献度を率直に評価する時間にしたいと思っております。

今、思い出すことがあります。それは今からちょうど12年前、当時まだ財務省の役人だった尾崎正直さんを東京に訪ねた時のことです。39歳だった当時の尾崎さんに、高知に帰って、高知県の今の窮状と一緒に立て直してくれないかと、仲間の議員5人で懇請をいたしました。当時の尾崎さんは財務省にいたこともあって、低迷を続ける高知県の各種の指標を他県と見比べながら、よく知られておりました。そうした低空飛行を続ける高知県について、いつか高知県の力になればいいなと思っていたと、そのときだったか、その少し後だったか、そのように言われたことを覚えております。ふるさとへの思いをずっと持ち続けてくれていたことを、とてもうれしく思いました。

そうしたふるさと高知への積もり積もっていた思いを、知事に就任された後は一気に吐き出すかのように、あらゆる施策を次々と打ち出し

て、私たちの期待に、この12年間で十分に、いや十二分に応えてくれました。そうした知事能力やエネルギーにも驚くばかりですが、その熱い心意気に、眠っていた県民の心も揺り起こされました。そのことで、今高知県の多くの指標がV字回復をしているところです。

私は、この春県議として再び復活を果たし、これでやっと、そんな尾崎知事とまた一緒に仕事ができるんだと喜びを感じていました。ところが、その喜びもつかの間、知事はもう一段ステージを上げて、国政への挑戦ということになりました。尾崎知事には、まだ4期目も5期目も高知にいてもらって、さらなる県勢浮揚に力をかしていただきたいという思いが、私はもちろん、多くの県民にもあったと思います。

しかし、知事はこれまでの経験から、地方の力を生かす国づくりをするためには直接国で働くほうが効果的だと考えたと言い、私も今は深く理解し、共感をしています。知事の高知県でのこの12年間の経験は、国に行つてこそ、さらに生きる体験であり、高知でやり切るよりも、日本国全体のことを考えると、真に価値ある決断だと、今は私の心にすんと落ちています。どうかその目的を果たすためにも、ステージを上げて存分に活躍されることを心から願っています。

これまでの質問の中で、同僚議員からそれぞれに知事に対して多くの慰労や感謝の言葉がありましたが、私からももう一度、知事のこれまでの御奮闘に、まずは触れさせていただきたいと思っております。

尾崎知事におかれましては、この12年間休むことなく、御本人はもとより県庁組織挙げて、県勢の発展、県民生活の質の向上や、安全・安心生活の確保に向けて、粉骨砕身、最大限の取り組みをしてくださりました。県民の一人として衷心より感謝を申し上げます。そして、あわ

せて心からの慰労とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

尾崎知事が高知県知事として就任されるまでは、高知県は47都道府県の中で、県の勢いを示す指標のその多くで最下位クラスに甘んじてきたことは、周知のとおりであります。尾崎知事の采配によるこの12年間の改革と刷新で、やればできるんだという自信が県民の間にも芽生えてきたように感じます。今後も、これまで尾崎知事と一緒に取り組んできた南海トラフ地震への対策や、産業振興計画に沿った各種産業の生産性の向上、そして教育の刷新やインフラの充実整備など、高知県の一層の飛躍、発展に向け、県民挙げてさらに一層頑張っていきたいと考えています。

そこで、知事は、これまで御自身の取り組まれてきた、これらもろもろの県政での施策について、その成果をどう評価されておられるのか、またその経過の過程での感慨につきましてもお聞かせいただければと思います。

また、知事は、この12月の任期満了をもって現職を終えられた後、衆議院高知県第2選挙区から次のステージへの挑戦を具体的に表明されておられます。知事はその際、国のあり方を地方重視に持っていこうとするなら、国の中に飛び込んで直接働くほうが効果的に仕事ができると考えたとあります。次は、どうかその思いがかなえられ、高知県民のみならず、日本国民のためにさらなる御貢献をされますことを心から願っております。

そこで、その地方重視の国づくりへの思いについて、知事からこの際、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

それでは以下、これまでの質問者と重なる部分も多くあると思いますが、御寛容にお願いし、各部長にお伺いをしていきます。

まずは、危機管理部であります。平成23年3

月の、1万8,000人以上の死者、行方不明者を出した東日本大震災が発生して以来、本県の地震・津波に対する取り組みが加速したのは当然であります。国はあの震災を受けてすぐ、今後想定外の被災があってはならないという決意のもと、最大クラスの被害想定を公表しました。そこには、本県で震度7の激震が30市町村で起こり、34メートルもの高さの大津波が襲来をする、中にはたった3分で津波が集落を襲うという、極めて深刻な被害想定がありました。

これを受け、知事は早速、高知県版の詳細な、震度分布と津波による浸水予測、そしてそれに伴う被害想定を作成し公表しました。これを受けて、これまでの取り組みをもう一段スピードアップさせ、抜本的に強化させた第2期の南海トラフ地震対策行動計画を策定したのであります。国のこうした最悪の被害想定にも、尾崎知事はひるむどころか、それに真正面から向き合うという力強い姿勢が、県民を大いに勇気づけてくれました。

それ以来、知事の、できることは何でもする、決して諦めないという決意のもと、着実に取り組みを進めてまいりました。そのことで、当初4万2,000人と想定していた死者の数も、今では1万1,000人にまで減少しました。

そして、次の南海トラフ地震では、津波から命を守ろうという県民の意識が、当初の20%から今では70%まで急上昇したのであります。ここまで県民の意識改革が進み、具体的な対策が進展したことは、県と市町村が一体となって強力な取り組みを進めてきたことがまず1点。そして第2点目として、市町村の取り組みを本気にさせたのは、国の緊急防災・減災事業債と、尾崎知事が決断して新しくつくった県単の交付金制度であります。これにより、市町村負担が実質ゼロで対策工事に取り組めるようになったのでした。

また、県が県内5カ所に地震対策の推進本部を設置して、市町村に対しマンパワーを支援したこともあるでしょう。とにかく、県が市町村の立場に立って支援策を実行したからであります。また、それに加えて知事は、本県独自の政策提言を国に対して行ったり、被害が想定される関係県の知事に呼びかけ、10県知事会議を組織して、知事みずからが代表世話人となり、国への要望書も取りまとめました。

さらに、全国知事会においても、地震防災の緊急提言をするなど、主導的な役割を次々と果たしてまいりました。また、南海トラフ地震対策特別措置法を制定したり、緊急防災・減災事業債を2度にわたって期間延長したり、さらには高知県沖に地震津波観測網を追加整備したりと、多くの成果に結びつけてくださいました。今後は、さらにこうした対策を強力に推進することで、今なお1万1,000人とされる想定死者数を、限りなくゼロに近づけていかなければなりません。そのためには、まだまだ多くの作業が残されています。

私の耳にも沿岸住民の方から、避難場所は整備されたが、高齢のため津波が来るまでに階段をよう上がり切れんかもしれんとか、設備が整っていない体育館で長期間避難生活するのはしんどいといった声もまだ聞かれます。それに加えて、海岸沿いの企業のBCP対策、また要支援者への支援など、まだまだ多くの重たい課題が残されています。

地震発生までの時間もいよいよ切迫してきました。30年以内に70%から80%で発生するので、こうした中、あらゆる面で頼り続けてきた知事がいなくなった後を、どう取り組まれるのか。

これまで尾崎知事とともに進めてきた南海トラフ地震対策の成果を改めてお伺いし、今後の課題への取り組みもあわせて危機管理部長にお

伺いいたします。

次は、土木部についてであります。高速道路の延伸や、河川、海岸などの安全度を上げていくインフラの整備は、大変地味な作業ではありますが、住民が安心して暮らしていく上で、さらには観光も含めた産業振興などに取り組む上でも、大変重要な事業であります。こうした事業効果を見据えながら、知事はこの3期12年間、県内のインフラ整備の推進に全力で取り組まれてきました。

特に道路では、全国高速道路建設協議会の会長として、高知にこだわらず全国を視野に入れて、その整備推進に大きな力を発揮されてきました。その結果、四国8の字ネットワークの県内整備率は、知事就任当時の33%から55%へと大きく飛躍しました。

私も参加させていただいた高知東部自動車道の、香南のいちー香南かがみ間の開通式におきましても、多くの住民から感謝の声を直接お聞きしました。私の地元土佐市においても、土佐市の中心部から高知市春野町に至る区間では、激しい渋滞に長年悩まされてきました。しかし、国道56号土佐市バイパスの開通によって渋滞はなくなり、高知自動車道と合わせ2本の幹線道路が整備されたことで、今では防災面や産業面などで大変大きな恩恵を受けております。

一方、河川事業では、土佐市の市街地やハウス農地が慢性的な浸水被害に悩まされ続けてきました。そんなことから、波介川を直接海まで連れていく導流路整備の事業が長年の悲願でありました。困難をきわめた地元調整を経て、平成24年に事業が完成したことで、その後の記録的な豪雨においても劇的な減災効果があらわれており、今は地元でもその効果を実感しているところであります。

また、平成26年8月の台風11号と12号では、いの町の宇治川流域や日高村の日下川流域にお

いて、それは甚大な浸水被害を受けました。そのときもまた、災害防止対策事業の重要性を説いた知事の政策提言によって、翌年度には新規事業に採択されました。現在は、それを受けて宇治川排水機場や日下川放水路などで、県、国、そして関係町村が一体となって改修や増設等の河川整備が進められています。

また、海岸事業では、年々南海トラフ地震の発生確率が高まる中、知事は国に対して、精力的に地震・津波対策の必要性を政策提言してくれました。その結果、本県にとって悲願でありました高知港海岸の直轄海岸整備事業、いわゆる浦戸湾の三重防護対策の事業が、これまた新規事業として採択されたのであります。

ほかにも、知事の所信表明にもありましたように、高知市を中心とする土佐市から南国市にかけての高知海岸におきましても、国による海岸堤防の耐震化工事が急ピッチで進められ、地域住民も非常に喜んでいただいております。

このように、知事が、就任以来インフラの整備に取り組んでこられたことで、地域安全度が格段に上がりましたし、産業や観光面におきましても大きく進展をいたしました。しかし、まだやるべきインフラ整備は多く残っています。

現在のスピード感を緩めることなく本県のインフラ整備を進めていくべきだと考えますが、今後の課題とこれからの取り組みについて土木部長にお伺いいたします。

次は、教育長であります。この12年間、県政が大きく変わった中の一つに、私は教育の分野も特筆できるものがあると思います。次世代の高知県を担う子供たちの学力面を筆頭に、教育のシステムや学習環境、そして先生方のモチベーションまでもの全てが大きく変革、向上したように思います。学校が変われば生徒も変わる、先生が変われば生徒も変わる。その意味で言うと、各学校に国旗が掲揚され、入学・卒業式の

ときには日の丸掲揚が、やっと高知県でも定着をいたしました。これで、高知県の学校現場もやっと全国並みになりました。

いよいよこれからがスタートであります。その上に知・徳・体を乗せていくこととなります。尾崎知事就任時の本県の子供たちの状況は危機的なものがありました。平成19年度の全国学力・学習状況調査では、中学校の数学は全国平均より10ポイントも低く、不登校の出現率と暴力行為の発生件数は全国ワースト2位、平成20年度の小学生の体力・運動能力は全国最下位であるなど、課題が山積をしておりました。

こうした状況に正面から向き合う形で、学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プランを策定し、理解度ごとの対応や、放課後にも学びの場を設けました。平成24年度には、高知県教育振興基本計画重点プランを策定し、教育の質の改善に一層力を注ぎ始めました。そのことで、平成27年度には、小学生の国語A問題では全国6位、算数Aでは全国13位にまで学力を伸ばしました。

そのころ、知事が、国の教育再生実行会議の委員として政府の議論に参画し、本県にも総合教育会議を設置しました。その上で教育大綱を策定し実現させたことは、本県教育のターニングポイントになりました。そして、児童生徒数の最も多い高知市との連携を重視して、知事・市長及び教育長連携会議を開催し、意見交換を重ねてきました。こうして県教委が高知市に指導主事を多く派遣することなどで、次第に高知市内の大規模校でも学力向上などの成果があらわれ始めています。

高知県は、長い間、私高公低と言われてきたその県立高等学校教育に、大きなメスを入れました。県立高校からも難関大学への進学を保障するという意味で、進学拠点校をつくりました。その一例として、例えば平成10年度から平成19年度までの10年間では、旧帝大への進学者数が

41名、そのうち東大が2名だったのに対し、平成20年度から平成29年度までの10年間では、旧帝大が105名、そのうち東大が8名と、大きく実績を伸ばしています。今では、公立高校の評価が一変しています。

こうした取り組みで本県学力も次第に成果を出し、知・徳・体のそれぞれもが着実に育まれ、小学校の学力は全国上位に、中学校の数学も全国平均にあと一步のところまで定着しました。また、学力のほかにも、意識調査によれば、高知県の子供たちもやっと自尊感情が向上し、夢や志を持てる子供たちが多くなってきました。そして、体力面でも全国水準にまで向上し、平成19年度と比べても大いに成長が見られます。今後とも、こうした不断の取り組みを続けながら、次世代の高知を担う子供たちを育み続けていかなければなりません。

私から見た教育成果はこのように捉えていますが、教育長はこの教育分野での12年間でどう総括され、今後はどのように取り組まれていくのか、お聞きをいたします。

次に、中山間対策についてお伺いいたします。県は、中山間地域に暮らす皆さんの生活やその思いを把握するため、初めての試みとして、平成23年度に大規模な集落実態調査を行いました。その規模は、1,359集落の地区長さん全員への聞き取りと、109集落に暮らす全世帯へのアンケート調査でした。その結果、10年後には今自分が住んでいる集落が消滅か大きく衰退しているだろうと答えた人が、75%を超えていました。しかし、それでも、その地区に今後も住み続けたいという人が77%もいたのです。ということは、そこに住み続けたい県民がいる限り、中山間への支援は絶対に必要ということになります。

この調査結果を受けて、中山間総合対策本部長でもある知事は、中山間地域の発展なくして県勢の浮揚なしと決意をされ、今は全庁挙げて、

中山間対策の抜本強化に向けて取り組みを進めています。

その基幹となる事業が、集落活動センターであります。この集落活動センターは、中山間の皆さんが廃校などに集うことで支え合い、そして小さいながらもそこに産業をつくり出すことなどによって、集落を維持していこうという仕組みであります。ここ最近では、特に大きな広がりを見せ、この集落活動センターは大変身近な存在となってきました。また、高知県でのこの事業展開が、国の政策であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の小さな拠点に位置づけられ、課題解決先進県として、今全国に注目をされ始めています。

一方、中山間で暮らし続けるための特に重要な課題として、生活用水の確保、そして高齢者の生活用品の確保、もう一つ、移動手段の確保があります。県はそこにも、市町村と協調して、財政支援と人的支援を積極的に行ってきました。

私の知る事業として、県中央部の中山間地で、県と市町村が一緒になって取り組み、15市町村にまたがる移動販売を行っている事業者がいます。これは、県がもうずっと前に車両購入費用を支援した事例の一つでもあります。山間地で暮らしているお年寄りに生活用品を届ける大切な事業ですが、それは住民にとってはもちろん、行政にとりましても大変ありがたい事業と言えます。この事業者は、6台の車で毎日移動販売をしながら、これまで三十数年間、山間部の高齢者の生活を支えてくれています。

そんな中、これまでに家で動けなくなっているお年寄りの方に何度も遭遇したとお聞きしました。本来、行政が行うべきはずの、いわゆる見守り事業も兼ねて行ってくれているんです。しかし、山間部の高齢者が次第に減ってきたことで、近年はこの事業も採算に合わなくなり、大きな赤字になっているとお聞きします。

そんな折、山の高齢者の方々から、生活していく上で、もしなくなったら大変ですとか、この移動販売車が来るのを待ち焦がれているし人にも会えるので安心できますとか、生活用品が入手できる唯一の方法ですといった、切実な声も届いています。今や、高知県の人口は70万人を切りました。中でも、中山間地域における人口減少はさらに著しい状況であります。

本県にとって永遠の課題でもあるこうした中山間の現状に対し、知事はこれまで先頭に立ってアイデアを出し、政策を考え、そして実行してまいりました。そして、集落活動センターを中心として、集落対策や生活支援を強力に押し進めてこられました。高知県という地勢や中山間事情は、一朝一夕に解決することは決してありません。ですから、何としてでもこうした県内の辺地に暮らす方々に対し、行政は、物も心も一緒に届く温かいサービスを、これからも続けていかなければならないと思うのです。

このように、これまで中山間に向けて行ってきた集落対策や生活支援の各事業ですが、それらの成果とまだまだ残る課題、そして今後への取り組みについて中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

次に、県民の命を守る保健と医療について健康政策部長にお聞きいたします。尾崎知事は就任当初から、全国に比べ高齢化が10年先行し、また同時に中山間地域の過疎化も急速に進行している高知県において、どうすれば県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるのかという、この重い課題に対し、真正面から全力で取り組んでくださっています。平成22年からは、日本一の健康長寿県構想を掲げ、中山間地や生活習慣という難題山積の課題に対し、具体的な対策を県民に示して、毎年毎年その施策もバージョンアップさせてきました。そして、本県の抱える根本的な課題に対し、重

点的に、かつ骨太の対策を講じ続けて来ています。

私は、この間のこうした尾崎知事の取り組みによって、保健・医療の分野でもとても多くの成果を上げてきていると、大変高く評価しております。例えば、県民の健康を守り、病気の重篤化を防ぐには、やはり疾病の早期発見、早期治療が大変重要になります。そこで、これまで大変低かった健診の受診率を上げるため、啓発もし、さらにははがきや電話で受診勧奨を徹底的行った結果、全国平均に大きくおくれをとっていた特定健診の受診率も、今ではほぼ全国並みにまでなりました。

また、この特定健診の受診率が公表されることで、市町村間でも健康への意識がはかれるデータともなり、よい意味で競争となって、県民の健康に関する意識も上がりました。さらに、私も制定に携わったところですが、平成23年度に施行された、高知県歯と口の健康づくり条例によって、健康な歯と口が担保され、生涯を健やかに、そして心豊かに暮らせるようになるなど、それぞれのライフステージに応じたQOLの取り組みが進められています。

また、ドクターヘリの導入や徹底した医師確保対策により、中山間地域でも安心して暮らすことができる医療の体制も整いつつあります。こうしたもろもろの尾崎県政の具体的な成果に対し、健診の大切さがよくわかった、自分の周りでも受診する人がふえてきたし自分も毎年受けるようにしているとか、歯周病の怖さを知り定期的に予防のため歯医者さんに行くようになったという、県民からの生の声が私の耳にも届いています。

また、尾崎知事は昨年4月、全国知事会の社会保障常任委員長という重責につかれ、国と全ての都道府県を巻き込んで、健康に関する分野ごとのワーキングチームを立ち上げました。そ

して、政府や都道府県の幹部クラス会合を開催するなど、国と地方の連携を一層進め、持続可能な社会保障制度の構築にも取り組んでこられました。このような尾崎知事の行動力を知るにつけ、医療・保健の分野でもとても頼もしく思っているところです。

そこで、健康政策部長にお聞きいたします。尾崎県政での成果の幾つかを私のほうから紹介させていただきましたが、こうした実績は氷山の一角だろうと思います。

そこで、保健・医療分野における尾崎県政の具体的な成果はどのようなことがあるのか、また取り組みを進めてきた中で見えてきた課題は何か、さらにこの先こうした課題を克服し、尾崎知事がこれまで進めてきた県民への健康政策をどう継承し、発展、遂行していくのか、部長の御所見をお願いします。

次は、観光振興部長にお伺いいたします。観光は言うまでもなく、とても裾野が広い産業です。例えば、宿泊を初め飲食や土産、交通などに加えて、おもてなしも含めれば、県民の全てがかかわる産業です。そんな中、高知の魅力といえば、食や豊かな自然、そして幕末の歴史に加えて、最大は高知県民の人懐こい人間性かなと思います。

そんな中、観光振興部がいち早く掲げた産業振興計画は、400万人観光と1,000億円産業にするというひとときわ高い目標でありました。また、このことで、行政も民間企業も県民も挙げて飛躍への取り組みを決意しました。折しもこの年、大河ドラマ龍馬伝の放送が決まっており、この機会を捉えて本県観光のビッグバンにつなげると、県議会でその意気込みを知事は表現されました。

そのとおり、知事みずからが広告塔となり、トップセールスにも立って来ています。すると、その年の県外観光客数と観光消費額は、対

前年比1.3倍超の435万人、1,010億円という大きな成果を上げたのです。このため、県民も一丸となってやればできるんだというメッセージとともに、大きな自信を私たちに与えてくれました。本県観光が新たなステージに向かい始めた瞬間でした。

そしてまた、提案説明にもありましたように、その後6年連続で県外観光客数は400万人台、観光総消費額は1,100億円前後で推移し、当初の目標を上回る実績を上げ続けています。

このように積極的に観光展開をしてきた結果、食に関しては、大手旅行雑誌社が実施するアンケート調査で、地元ならではのおいしい食べ物が多かった県として、11年間で1位6回、2位を3回獲得するなど、全国から非常に高い評価を連年いただいています。また先ごろは、中国観光最大手の旅行会社シートリップ社と連携協定を結ぶなど、今後の国際観光の進展にも大いに期待をしているところです。

そこで、観光分野におけるこれまでのこうした数々の成果を踏まえ、これまでをどう総括され、いつも先頭で旗振りをしてきていた尾崎知事がいなくなった後、どう展開されるのか、観光振興部長にお聞きいたします。

次は、文化生活スポーツ部であります。知事在任中、文化面でも時代の流れをうまく捉えた幾つかの大きな変革がありました。まず、高知城に隣接するにぎわいの中心部に、質感の高い高知城歴史博物館が新規に整備されました。一方、坂本龍馬像の建つ桂浜にも坂本龍馬記念館新館を整備。これからの高知歴史文化探訪の殿堂とも言える本格的な博物館が、一挙に2館もオープンしたんです。本県最大の売りの一つでもある幕末の歴史文化という観点からいえば、観光客誘致のための一大拠点としてのこの2館、これからの高知県観光の中核的存在となっていくことは間違いのないでしょう。

また、高知龍馬マラソンも第7回となり、今や1万2,000人もランナーが全国、さらには海外からも参加するまでとなり、冬の観光閑散期の一大イベントとして定着してきました。そのマラソンコースは、雄大な海や川が一望できる自然も売りの一つですが、それと同等に、コースの沿道で応援する高知県人の人柄の見える県民性も評価が大変高いようです。この高知龍馬マラソンは、今後もさらに企画を凝らし、充実・発展させていく価値があります。

一方、長年の課題であった私立学校の支援も充実させて、保護者の経済的負担の軽減と私学の経営安定を両立させました。また、大学改革におきましても、高知女子大学を共学化し、私立大学だった高知工科大学は公立大学として新たな学部もつくるなど、県内高校生の大学への進学機会を拡充しました。そして、この2大学を1つの法人として、新しく永国寺キャンパスを整備することで、今ではすばらしい大学環境となっています。

こうして明るい変身をしてきたここ最近の本県の文化面ではありますが、これまでの取り組みの成果、見えてきた課題、そしてスポーツ部門も含めた今後の展望について文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

まだまだ全部局について、尾崎知事在任期間中の取り組みや成果をお聞きしてまいりたいところですが、何分時間が足りません。

今回質問に取り上げなかった部署につきましても、例えば知事が外商セールスの先頭に立ち、製造品出荷額を大幅に上げるなどの成果を出した商工労働部。次世代型ハウスや環境制御技術を導入した新しい時代の農業で農業産出額を大幅にふやし、かつ若い担い手もでき始めた農業振興部。四国最大級の製材工場を誘致したり、木質バイオマス発電で山に活気を取り戻す一方、CLTという新しい建築素材を開発して林業の

活性化を軌道に乗せつつある林業部門。県経済を下支えする2代目の管理型産業廃棄物最終処分場の整備を佐川町に設置する道筋をつけた環境部門。宿毛地域に新しい水産加工施設を立地させたことで、海外への販路を視野に入れつつある水産業。また、知事就任直後の南国市でのあの痛ましい虐待死亡事案で、知事がこの本会議場で声を詰まらせながらも決意を述べ、その後一気に児童相談所体制を抜本的に強化させた、児童虐待を所管する地域福祉部。

このように、全ての部署がこの12年間でこれまでにない大きな変革を遂げ、それぞれがかなりの成果を上げるまでになりました。知事の思いを具体的な政策としてひたすら信じ、旗を振り続けてきたのは、言うまでもなく産業振興推進部であります。今、そうした成果が着実に芽吹き始めています。

このように、官民挙げての精力的な取り組みで、県政は一変したと言ってもいいでしょう。とはいえ、尾崎知事がなくなった後も高知県行政は永遠に続いていきます。今後も、さらに新しいアイデアと施策で一層磨きをかけ、PDCAを回し、県勢の浮揚につなげていかなければならないと、県議会も多くの県民も決意をしているところであります。尾崎知事を初め、各部局のこれまでの取り組みに心からの感謝を申し上げます。

次は、警察本部長に1点お伺いいたします。私の住む地域の人たちは、暴走族の放つ爆音にいつも悩まされています。それは地域によるのかもしれませんが、例えば私の暮らす土佐市の新居から宇佐にかけての県道には、ほぼ毎日のように爆音バイクがやってきます。連日、大変な迷惑ですから、以前は時々県警にも通報していましたが、目に見えた対応がないことから、今では地域の人々は諦めて泣き寝入りの日々です。

その爆音バイクは、夏場だけではなく寒い冬

場も、土日だけでなく平日も、そして夜だけでなく、昼間も夜中もやってきます。私たちが暮らす海岸沿いには、高齢者が多く暮らしています。また、その県道沿いには、多くのお年寄りが入っている介護施設もあります。そこには大きな病院もあり、お年寄りの方がたくさん入院しています。

この春、その介護施設の看護師さんから、その看護師さんは私の娘の同級生なのですが、私にラインが来ました。その内容とは、今夜私は夜勤です、暴走族が毎日やかましくて、その音でお年寄りがおびえて起きてきて、そして徘徊して困っています、何とかならないですか、英二さんというものでした。

もう随分前になりますが、暴走族たけなわのころ、それを取り締まる条例を、私たちは県条例としてつくりました。平成14年制定のその条例の前文には、暴走族等の暴走行為により平穏な日常生活が脅かされているとし、第3条で、県は暴走族等の根絶に関する総合的な施策を県の責務として策定し、これを実施するとあります。当時、それを受けて、県警本部の交通部内に暴走族対策チームのようなものをつくってくれ、取り締まり用の装備も買い込み、そのときは制圧をしてくれました。その後、しばらくは静寂を取り戻し、感謝したことでした。

でも、今は全く姿を変えた形で存在しています。3台、5台、8台の少人数のバイクのグループです。彼らのすさまじい爆音が、堤防から住宅側に倍になってはね返ってくるのです。地域の人たちにとっては切実な問題で、毎日のように安眠が妨げられて本当に困っています。他人に迷惑をかけない、もっと別のストレス解消はないものかといつも思います。

地域の人たちの安眠を守るため、どうか早期に適切な取り締まりを行ってほしいものですが、この際、警察本部長にお伺いいたします。

では、最後になりましたが、副知事にもお伺いいたします。岩城副知事は、副知事に就任される前、これまでも述べましたが、尾崎知事の基本政策のかなめである産業振興推進部で、初代部長として3年間務められました。そしてその後、引き続いて副知事の要職に抜てきされています。それから約8年がたちます。あらゆる能力がずば抜けて高い尾崎知事のすぐそばで、それを理解し支える一方で、3,400人もの県庁職員の相談相手として、いつも温厚に向き合う岩城副知事はその能力とお人柄、だからこそ戦後最長8年間という副知事としての在任期間であろうと思います。

その一方で、例えば県の積年の課題でもあった県中央部の公共交通、土電と県交の再編も、副知事の手腕でなし遂げられました。その意味でも、尾崎県政ではベストな女房役として、その良妻賢母ぶりを発揮されてきました。前の副知事十河さんは平成20年3月に就任されたとき、私の質問に対し、知事の背中を一生懸命追いかけていくが、知事のスピードは余りに速くて並走するのがやっただろうから、見失わないように何とかついていくと表現をされていました。

岩城副知事からはそんなことを一切聞かなかったのは、スピード感も周囲の見える景色も知事と一緒にだったのかなあと思ったりもします。尾崎知事と最も近いところで二人三脚をされたこの8年間とその前の3年間。本県は今、12年前と比べ革新的に生まれ変わったと言えます。尾崎知事が全庁挙げて自信満々に必死に取り組んできた、産業振興計画の実行のたまものでもあります。

そこで、その初代部長を務め上げられた副知事に、ここまで実った産業振興計画の成果についてお聞きし、問題があればそれもあわせて、これからの取り組みについてもお伺いいたします。

そして、尾崎知事と、あうんの呼吸で役割分担をされ、以心伝心で重要な役職をひょうひょうとこなしてこられた岩城副知事。今この熱い熱い尾崎知事との11年間で振り返られて、どのような感慨をお持ちになられているのか、最後に岩城副知事にお伺いいたします。

これで、第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 森田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これまで取り組んできた施策の成果に関する評価及び経過の過程での感慨についてお尋ねがございました。

この12年間は、下降傾向にあった県勢を何とか上昇に転じたいとの思いで、長年にわたる懸案課題に真正面から取り組んでまいりました。今思い出しますと、職員と議論を重ねながら、県勢浮揚に向けた政策群づくりに苦労してきた就任当初のことや、最大34メートルの想定津波高に絶望的な衝撃を受けながらも、いかに県民と県土を守り抜く対策を講じていくか、職員とともに知恵を出し合いながら、南海トラフ地震対策の抜本強化に苦労したことなどが思い起こされます。

このほかにも、高知医療センターの企業団の直営化への移行、さらにはオーテピアの整備、さらには香南工業用水道の本格稼働などなど、さまざまな懸案課題の解決に職員とともに汗を流してまいりました。

この間、私自身、時には本県にとって効果的な政策を朝から晩まで考え続け、また時にはがむしゃらに施策の実行に力を尽くしてまいりました。この間、対話と実行座談会、対話と実行行脚などを通じて、県民の皆様から貴重な御助言を多数いただきました。県議会の皆様方からも多数の御指導をいただいたところでありました。県民の皆様、そして県議会の皆様方に対し

て改めて深く感謝申し上げたいと、そのように思います。

また、振り返れば、職員とともに時には深夜まで議論をし続けたことが今も思い起こされますし、献身的に現場で災害対応に当たってくれた職員に感動したこともあります。ただ、いずれにも共通しておりますのは、いつの場合にもひたすらに頑張ってくれる職員の皆様が、私と一緒に働いてくれたということであります。改めて深く感謝を申し上げたいと、そのように思います。

こうしてこの12年間で振り返りましたとき、産業振興計画などさまざまな施策を展開したことによって県勢は上昇傾向に転じたと、一定の手応えを感じているところではあります。ただ、評価につきましては、今後県民の皆様にご判断いただくことになるものと思います。

1つ申し上げさせていただくとすれば、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、長年の懸案課題に逃げずに正面から取り組んできたこと自体には一定自負しているものがありますし、このことは、何より職員の皆様にとりましても、やればできるという自信につながったのではないかと考えているところです。

この間は、さまざまな懸案課題に取り組む厳しい日々でございましたけれども、県勢を一定上昇傾向に転ずることが仮にできたとすれば、県民の皆様、県議会の皆様、県庁職員の皆様に初め、多くの方々のおかげであります。改めて心から感謝を申し上げたいと、そのように思います。

次に、地方重視の国づくりへの思いについてお尋ねがございました。

私が考える地方重視の国づくりについては、大きく2つの重要な方向性があると考えます。第1には、国の政策立案過程において地方の実情をより一層反映させること、第2には、地方

独自の取り組みをより力強く応援することであり  
ます。

第1の、国の政策立案過程に地方の実情をより一層反映させるべきという点については、私自身、数々の政策提言を国に対し繰り返した経験から、そうした思いを持つに至ったものであります。全国知事会で社会保障関連の役員として活動した経験や、国に対し数々の防災対策などの政策提言を行う過程で、地方の意見を先に聞いてくれれば、より一層地方の実情に即した実効性のある施策が展開できたのではないかと、また地方行政の現場での混乱を回避できたのではないかと思う場面も、私自身として幾つか見てまいったところです。国における政策立案過程の中で早期に地方の意見を反映させることで、地方の現場における無用な混乱を回避できますし、地方にとってより有効な形で施策展開が図れると考えるところであり、こうした取り組みを可能とする制度づくりが必要であると、そのように考えます。

これまで、全国知事会などを通じて国と地方の協議の場の設立、さらには社会保障関連の、国と地方のワーキンググループの意見交換などを制度化する取り組みに尽力してまいりましたが、今後より一層そうしたプロセスが可能となるよう、微力を尽くしたいとの思いであります。

第2は、地方独自の取り組みをより力強く応援することについてであります。地方には、大都市とは異なる豊富な資源や多様な産業などのすぐれた潜在力が今もあり続けています。これらを生かし切ることができれば、大都市と同様に地方の成長がなし遂げられ、結果として国全体がなお一層発展し、それが地方の人々の暮らしを守ることもつながっていくと考えます。

このような地方の潜在力を生かす取り組みを推進していくためには、地方の実態に即した施

策展開が可能になるように、何よりも本県における産業振興計画のような地方独自の努力が必要ではありますが、あわせて国においても、これを技術的、財政的になお一層後押しをする、かつこれを地方の自由度をさらに拡充する形で行うことが大切だと思っています。すなわち、地域の実情を踏まえた地方独自の施策に対して、必要な財源負担を含めて国が一定のコミットメントを持って、持続的かつ強力に後押しすることが必要であると考えており、そのための法制から財政に至る対応強化が求められます。

あわせて、地方振興のためには国において一定の政策誘導が必要であると考えます。例えば、地方がその持てる潜在力を生かし、地域の力を結集して新しいイノベーションを生み続けることができるような場づくりが、地域地域で必要であると考えています。具体例を挙げると、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトなど、国の支援を得ながら地域の独自性を生かして取り組んでいる例でありますけれども、このような、地方において新しい時代を切り開くイノベーションを生むプラットフォームづくりを促す、こうした政策が重要であると考えているところです。

こうしたことにより、地方がそれぞれ創意工夫を持って中長期的視野に立った取り組みを推進できるようになる、そのようなより一層の地方重視の国政の実現に向けて、課題先進県の知事として12年間に私が培った政治や行政経験を生かし、微力ながら力を尽くさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 南海トラフ地震対策について、これまでの成果と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

南海トラフ地震対策については、被害の軽減

や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前準備など、県や市町村、事業者を初め県民がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた、南海トラフ地震対策行動計画を策定し、ハード・ソフトの両面からさまざまな対策を進めてまいりました。

その結果、公共施設や住宅の耐震化が進み、津波避難タワーを初めとする津波避難空間の整備が概成したことに加え、県民の皆様の津波からの早期避難意識率も大きく向上しました。また、県内8カ所に総合防災拠点を設置するとともに、道路啓開や物資配送の計画、応急救助機関の受援計画などを策定したことにより、必要な物資や支援を県内に行き渡らせるための体制が整ってまいりました。さらに、避難所の確保や運営マニュアルの作成、資機材整備といった、避難生活を円滑に送っていただくための環境整備も進むなど、対策は大きく前進しました。

しかしながら、住宅の耐震化や津波避難路の安全性の確保に向けて取り組みを継続する必要があるほか、過去の大規模災害で多くの方が犠牲となった要配慮者への支援対策については、個別計画の策定や福祉避難所の確保などにも取り組まなければなりません。

これまでの、行動計画を策定し、PDCAサイクルによる検証と改善を重ねていくという手法は、本県の地震対策を大きく前進させました。今後も対策を確実に進めていくためには、この手法により継続して取り組んでいくことが重要であると考えます。加えて、市町村に対するきめ細かな支援や、地震対策に不可欠な財源確保や制度整備についての国に対する働きかけも、引き続き行っていく必要があると考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) インフラ整備の今後の課題とこれからの取り組みについてお尋ねが

ありました。

道路や河川、港湾などのインフラは、南海トラフ地震などの自然災害から県民の生命や財産を守るとともに、産業や観光振興を下支えする基盤として、県勢全般に大きくかかわる大変重要なものです。このため県では、知事を先頭に、経済や防災など多面的な視点に立ってストック効果を定量的に示しながら、インフラの必要性について国などに対し積極的に政策提言を行ってまいりました。

また、庁内に社会資本整備推進本部を設置し、部局横断的にインフラ整備の進捗管理を行うとともに、産業や観光などの関係部局からのニーズも聞きながら、戦略的かつ効果的な整備について検討してまいりました。このような取り組みにより、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護事業、中山間地域の道路などの整備が着実に進み、県内の各地域でさまざまなストック効果があらわれてきているところです。

しかしながら、県内の道路整備などに対しては現在も多くの御要望をいただいている上、発生確率が年々高まる南海トラフ地震や、近年頻発する台風や集中豪雨といった災害への備えを考えると、本県のインフラ整備はまだ十分とは言えません。県経済の力強い成長をより確かなものとしていくためにも、引き続き、地域の生活や経済を支え、自然災害に備えるインフラを着実に整備していくことが重要です。

今後とも、あらゆる機会を通じて、国などに対しインフラの必要性や、整備に要する予算が確実に確保されるよう強く訴えながら、これまでのスピードを緩めることなく、インフラ整備に取り組んでまいりたいと考えているところです。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 12年間の教育改革の総括と今後の取り組みについてお尋ねがございま

した。

議員御指摘のとおり、平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果などから、当時の本県の子供たちの学力、体力、生徒指導上の諸課題の状況は、全国との比較において極めて厳しい状況にあることが明らかとなりました。県の教育行政を担ってきた教育委員会としてこの責任の大きさを痛感するとともに、全ての教育関係者が結果を真摯に受けとめ、それまでの教育のあり方を厳しく見直さなければならないとの強い思いと反省を抱いたところでした。

こうした状況も踏まえ、県の5つの基本政策に教育の充実が位置づけられる中で、県民の皆様が求める教育改革の実行を果たすべく、全力で取り組みを進めてまいりました。

具体的には、まず喫緊の課題である学力の向上に向け、小中学校においては、単元ごとの理解度の確認や放課後の学びの場の拡大に取り組むとともに、高等学校においては、学力定着把握検査による学習定着度の把握と、それに基づく授業改善などに取り組みました。

また、平成28年度に総合教育会議において、知事と教育委員会が協議を重ね策定した教育大綱においては、知・徳・体のそれぞれの分野で数値目標を設定するとともに、チーム学校の構築として、中学校における教科の縦持ちの導入や、高等学校への訪問指導を行う学校支援チームの設置、いじめや不登校に外部の専門家と連携してチームで対応する校内支援会の確立を推進するとともに、厳しい環境にある子供たちへの支援として、スクールカウンセラーなどの配置拡大や就学前を含めた支援体制の構築、特別な支援を要する児童生徒に対する支援の充実などに取り組んでまいりました。

こうした取り組みを市町村教育委員会や学校、県民の皆様とともに行うことにより、小学校の学力が全国上位となり、中学校も全国集団の中

に入ってくるなど、知・徳・体のそれぞれの分野で着実に成果が上がってきたものと考えております。

現在、次期教育大綱の策定に向けて総合教育会議において議論を重ねておりますが、次期大綱においては、これまでの取り組みをさらに拡充しつつ、依然として出現率の高い小中学校の不登校の児童生徒への支援として未然防止や初期対応などの充実を図るとともに、ICTやAI技術の活用による中山間地域における教育の振興、高校と大学の連携によるデジタル化社会を担う人材の育成などに、重点的に取り組んでいく必要があると考えております。これまでの成果と課題を踏まえつつ、今後も不断の教育改革に取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 中山間地域に向けて行ってきた集落対策や生活支援の各事業についてお尋ねがありました。

中山間対策につきましては、平成24年度に抜本強化を図り、生活を守る、産業をつくるの2つを政策の柱として、全庁を挙げて取り組みを進めてまいりました。

このうち、中山間地域の集落対策として推進してきた集落活動センターは、現在30市町村、54カ所で立ち上がり、さらに30カ所程度で開設に向けた準備が進むなど、県内各地で着実に広がってきております。それぞれの集落活動センターにおいては、住民の皆様が主体となって、生活用品店舗の経営などの生活を守る取り組みのほか、産業振興計画の取り組みとも連動した経済活動が展開されています。このように集落活動センターは、ネットワークの広がりとともに、地域における暮らしや経済活動を支える拠点として重要な役割を担っているところです。

一方で、こうした取り組みが将来にわたり継続し、さらに大きく発展していくために、経済

活動の強化に向けては、しっかりとした事業計画を立て、その活動を担う人材を確保していくことが重要であると考えています。このため、多様化する集落活動センターの活動段階に応じた財政支援に加え、センターの経済活動が基幹ビジネスとして確立されるよう専門家による伴走支援を行うほか、地域活動の担い手として重要な存在である地域おこし協力隊の確保、定着に向けた支援など、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、中山間地域における暮らしそのものを支える生活支援については、議員のお話にありましたように、これまで市町村と連携して、生活用水、生活用品、移動手段を確保する取り組みへの支援を行ってまいりました。

このうち生活用水の確保については、平成29年度から5カ年の整備計画を策定し、水道が普及していない地域における生活用水供給施設の整備に取り組んできた結果、整備率は74.1%まで上昇してきております。一方、計画策定時からの状況変化などにより、新たに整備が必要となった地域もございます。また、生活用品の確保については、移動販売車両の購入などへの支援により、買い物に不便な地域の課題解決に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、その間も地域商店の閉店や移動販売の撤退などにより、生活用品を確保することが以前にも増して困難な状況が続いているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、今後とも住民の皆様への暮らしに目を向け続け、地域の実情に即した、移動手段の確保を含む生活支援の取り組みを全力で推進することにより、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域が実現できるよう、市町村と連携し引き続き取り組んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 保健・医療分野の具体的な成果と課題、また今後課題の克服に向けて尾崎知事の政策をどう継承し、発展、遂行していくのかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

保健・医療分野では、県民の皆様健康を維持し特に壮年期の男性死亡率の改善を図る、そして地域地域に必要な医療提供体制を確保しその上で福祉サービスなどとの連携を図る高知版地域包括ケアシステムを構築するという、主にこの2つの方向性で、特に仕組みづくりということを意識しながら積極的に取り組んでまいりました。

成果としましては、議員からも何点か触れていただきましたが、健康的な生活習慣を子供のころから身につけることが極めて重要と考え、県作成の副読本を活用した健康教育を開始し、今では県内全ての小・中・高校で活用されるようになっておりますし、高知家健康パスポート事業には現在約4万人に参加いただき、健康づくりの県民運動として根づいてまいりました。

また、地域で医薬品や健康に関する相談などに対応する高知家健康づくり支援薬局については、現在304の薬局を認定するなど、県内全域に広がっています。さらに、高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、全市町村で医療機関、保険者などがプログラムのもと連携し、取り組みが進められています。

そして、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けての成果としては、若手医師の数が上昇に転じたことや、中山間地域における訪問看護サービスが充実してきたこと、県内3カ所の在宅歯科連携室により在宅歯科診療体制を確保できたことや、地域の薬局薬剤師による在宅での服薬指導体制が整備されつつあることなどが挙げられます。

一方、それぞれの取り組みが定着し、成果を

上げつつあるとはいえ、やはり今後も息の長い取り組みを要します。また、地域包括ケアシステムづくりでは、サービス資源をさらに充実していくとともに、それらを介護や福祉サービス資源とネットワークでつなぎ、日常生活から入退院、在宅生活までの流れを支援する仕組みづくりを、地域福祉部と一体となって確実に進めていかなければなりません。

尾崎知事は取り組みを検討するに当たり、大海に目薬一滴になっていないか、つまりそれが真に効果たらしめるものになっているか、効果が上がっているものについては、カバー率はどうか、部内及び部局間でのパス回しはしっかりとできているか、例えば1から5までがそろって初めて効果が発揮できるような場合に抜け落ちている部分はないか、そういう視点で効果の検証ができていくかといった点などについて、常に気を配っていました。先ほど申し上げました課題などについて、今後もそうした基本的考え方、姿勢を忘れず、これまでの取り組みを継承し発展させていきたいと考えています。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) これまでの観光分野の成果、見えてきた課題の総括と今後の展開についてお尋ねがありました。

観光分野では、観光地を意図的につくるという目的のもと、歴史や食、自然という強みを生かすことに重点を置いて、官民が一体となって観光地を磨き上げる取り組みを進めてまいりました。

第1期の計画では、大河ドラマ龍馬伝の放送を追い風に「土佐・龍馬であい博」を開催し、当時過去最高となる435万人観光を達成しますとともに、引き続き「志国高知 龍馬ふるさと博」を開催することで、大河ドラマ後の反動減を押しとどめてきました。この2つの博覧会の取り

組みにより、県内各地での体験型観光プログラムや周遊ルートづくりに弾みがつき、旅行商品化や本県の知名度アップに向けたセールスプロモーション活動を通じて、旅行会社による商品販売が進むという一連のノウハウが培われ、今日にしっかりと受け継がれてきたことが成果だと考えております。

第2期では、つくる、売る、もてなすという戦略を明確にして、400万人観光の定着に挑戦してまいりました。つくるでは、地域の核となる観光の拠点整備や土佐の観光創生塾による旅行商品づくりを進めますとともに、売るでは、リョーマの休日キャンペーンによるセールス活動、もてなすでは、龍馬パスポートの仕組みによる周遊の促進とリピーターの確保に努めてまいりました。加えて、この戦略のもとで3度にわたって開催しました地域博覧会を通じて、地域主体の観光地づくりが進んだことが何よりの成果であり、それぞれの広域観光組織にしっかりと引き継がれたことで、400万人観光が定着することにつながったと考えています。

第3期では、大河ドラマ放送時のにぎわいを定着させたいとの思いから、435万人観光の定常化を目標に掲げました。2年連続で開催した「志国高知 幕末維新博」では、歴史観光の基盤を整え、歴史を中心とした観光クラスターづくりを進めた結果、440万人観光を2年連続で実現することができました。さらに、現在開催中の「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」では、もう一つの強みである自然や体験資源をしっかりと磨き上げることで、より魅力的な自然・体験型の観光基盤を県内全域に整えているところです。

これまでの取り組みを通じまして見えてきた課題としましては、県外観光客入り込み数は右肩上がりの傾向で推移していますものの、観光総消費額は目標をやや下回っていることと、ク

ルーズ客船の寄港により外国人観光客の入り込みが定着する一方で、宿泊を伴う外国人観光客数の伸びは足踏み状態にあることだと考えています。

そのため、今後の展開としましては、観光分野が将来目指す姿に掲げる、世界に通用する本物と出会える高知観光の実現を目指し、歴史、食、自然・体験の3つの柱を生かして、外貨を稼ぐ観光地づくりを地域地域で着実に進めますとともに、国を挙げての取り組みも追い風にしながら、インバウンド観光への対応を抜本強化していくことで、本県観光のさらなるステージアップを図ってまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

**○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君）** 本県の文化生活行政にかかわる12年間の取り組みの成果と課題、またスポーツ部門も含めた今後の展望についてお尋ねがございました。

文化生活スポーツ分野におきましては、文化芸術やスポーツの振興を初め、私学・大学の支援、国際交流の推進など、県民生活に深くかかわります多岐にわたる取り組みを進めてまいりました。

文化芸術面では、高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館の新館を整備し、山内家資料など貴重な歴史資料の収蔵や展示環境が改善されたことにより、調査研究の進展と歴史観光の推進にもつなげることができ、これまでに両館合わせて約65万人の方に観覧をいただいております。

また、大学改革におきましては、県立大学の池キャンパスの拡充や永国寺キャンパスの整備、工科大学への新たな社会科学系学部の設置などを通じて、本県の高等教育の充実を図ることができました。

スポーツの振興につきましては、産学官民連携による県民会議のもと、スポーツ推進計画を策定し、スポーツ参加の拡大や競技力の向上、

スポーツツーリズムの推進などに取り組んでまいりました。特に、高知龍馬マラソンは、平成25年の開始当初に3,400人余りでありました参加者が、ことしは約1万2,000人となりました。豊かな自然の中を疾走できるコースや、おもてなしあふれる応援など、ランナーからの評価も高く、また5億円近い経済波及効果を生むなど、観光振興にもつながっているものと考えております。

県民の皆様が文化芸術やスポーツに一層親んでいただきますことはもちろんのこと、この12年間で築き上げた成果を生かし、観光振興や地域振興など、一層の経済の活性化にもつなげていくことが課題と考えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

**○警察本部長（宇田川佳宏君）** 騒音を伴うバイクの暴走行為に対する取り締まりについてお尋ねがありました。

県下の暴走族の情勢ではありますが、以前はリーダー以下幹部で構成された組織的な暴走族が集団で法を無視し、信号無視などの無謀運転を繰り返しながら走行する形態が主流でありましたが、共同危険行為等の禁止違反等の徹底した取り締まりにより、組織型の暴走族は壊滅状態となりました。近年は、過去のような法を無視して組織的に無謀運転をする車両は少なく、単独あるいは数台が単発的、ゲリラ的に空吹かしをしながら、低速で大きな排気音を立てて走行する形態が主流となっているところであります。

このような情勢の中、県警察では110番通報の分析、県民の皆様からの情報提供等に基づきまして、交通機動隊と管轄の警察署が連携し、あらゆる法令の適用を視野に取り締りに当たるとともに、整備不良が認められれば、検挙にとどまらず、道路運送車両法に基づく保安基準に適合させるための整備通告を行うなど、暴走行

為を排除するという強い姿勢で取り締まりに当たっているとあります。実際、本年8月末現在の県内の暴走行為の取り締まり出動延べ件数は287件となっております、昨年同期の168件と比べて119件増加しているところでありませ

す。特に、議員御指摘のありました最近の土佐市新居・宇佐地区におけます暴走行為につきましては、住民の方々からの取り締まり要望もあつたことから、管轄署である土佐警察署におきましても重要課題と捉えまして、7月からは交通課と地域課で取り締まりやパトロールを行っており、8月からは刑事生活安全課なども加わりまして、挙署一体での取り締まりを強化しているところでもあります。また、8月1日には警察本部と土佐警察署で合同取り締まりを行っておりまして、このときには検挙できる違反は認められませんでしたけれども、3台の車両に対して整備通告を行ったところでもあります。

こうした取り組みの結果、土佐市内の暴走行為に関する110番受理件数、それから土佐警察署への入電件数の合計は、7月に17件だったところですが、8月には8件に減少するなど一定の成果が認められましたことから、県警察といたしましても引き続き厳正な取り締まりを行ってまいりたいと考えております。

また、取り締まりに加えて、御指摘の高知県暴走族等の根絶に関する条例は、第3条で県の責務について定めているところでもありますけれども、県警察といたしましても県の責務の一環として、関係機関・団体、さらには学校、職場、地域社会などとも連携した、暴走行為の根絶に向けた各種対策——具体的には、蝟集場所として利用される駐車場などの部分閉鎖などについての施設管理者や道路管理者に対する協力要請、運転免許を有する高校生を中心に暴走行為をさせないための指導の実施などによります、

暴走行為追放の機運の醸成などにつきましても、引き続き推進してまいりたいと考えているところでもあります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、産業振興計画の成果と問題点、今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

平成21年度に産業振興計画をスタートさせ、知事とともに計画の全体像や各地域のアクションプランを説明するため、県下7ブロックを回りました。そのとき、スタート時点であったため、御理解をいただくのに多少時間がかかったことや、その後、地産外商の拠点でもあるアンテナショップまるごと高知をつくったとき、大変多くの皆様方からさまざまな御意見をいただいたことなど、今となつては懐かしく思い出されます。

その後、計画の実行段階においても全てが順調に推移をしたわけではなく、新たな課題も次々に出てまいりましたが、知事のリーダーシップのもと、その達成に向け、それぞれの分野で数値目標を掲げ、PDCAサイクルにより施策の効果を点検、検証しながら、さまざまな挑戦がなされてきました。

その結果、各分野の地産外商が飛躍的に拡大し、長年にわたって生産年齢人口の減少と連動する形で減少傾向にあった県内総生産や各分野の産出額は、明確に増加傾向をたどっており、本県経済は今や、人口減少下にあっても拡大する経済へと構造を転じつつあるところです。

こうした成果の一方で、人手不足、後継者不足はますます深刻化をしておりますし、1人当たりの県民所得の伸びは全国を上回るものの、まだ全国の絶対水準の8割程度にとどまっているという課題もあります。こうした状況も踏まえ、県内の事業者の方々や市町村長の皆様からも、今後とも産業振興に強力に取り組んでいた

だきたいとの声をたくさんお聞きしているところでは。

今後とも、本県経済の拡大傾向をより強固なものとしていくために、P D C Aサイクルの徹底と官民協働、市町村政との連携・協調のもと、新たな付加価値創造を促す仕組みの一層の充実や担い手確保策の強化など、産業振興政策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、尾崎知事との産業振興推進部長・副知事時代の約11年間を振り返っての感想についてお尋ねがございました。

これまでも申し上げてきたように、尾崎知事は3期12年間、いかにすれば高知県はよくなるか、そのためには何をすべきか、そして立てた目標は必ず達成するという強い信念のもと、全力で取り組んでこられたと思います。

前十河副知事は、知事を見失わないように何とかついていきたい、ついていくと言ったようですが、私は副知事就任後、早い段階で知事の後を追いかけるのは、これは無理だということで断念をいたしました。役割分担という名目で、政策提言やトップセールス等で不在がちな知事の留守をしっかりと守る、また知事代理として公務をこなす、その他庁内の種々の調整を行うことに重きを置きました。そういう点では、主要な政策の進捗管理を全て知事にお任せし、十分な補佐役をこなせなかったことを申しわけなく思っております。

ただ、その間も常に電話で連絡をとり合うとともに、会えば知事室で、また私の部屋で現況報告や種々の情報交換を行うなど、極力情報を共有することに努めました。

知事の県政運営の基本方針はさまざまありますが、その最も根本にあるのは、公明正大で、かつ正直に情報公開を徹底するということだったと思います。私もその思いを常に持ち、悪いことは悪いと正直に隠すことなく公にし、早い

段階で謝罪をする、そのことは結果として組織を、また職員を守ることになる、そういう基本方針を貫き通した8年間だったと感じています。

知事とともに過ごした期間の感想ということですので言わせていただきますと、年齢も性格も全く違う2人です。知事は決してそうお思いではないでしょうが、私としては相性が合って、気持ちよく仕事をさせていただいたと感じており、そのことに感謝をしています。

高知県の副知事という立場で言わせていただきますと、今回の退任表明は大きな柱を失うようで大変残念ではありますが、3,300名という多くの職員に、県民のための仕事の仕方、目標設定、目標達成の方法と多くの財産を残していただきました。今後は、その財産をしっかりと引き継ぎ、職員一丸となって県勢浮揚に向け全力で取り組んでまいります。

○19番（森田英二君） それぞれの部長から、率直な取り組みの経過や今後への取り組みも含めまして御説明をいただきました。

知事も聞かれたように、成果も上げたけれど課題もあるし、課題があってもこれからしっかりと取り組むんだと、これからへの抱負も聞かせていただきました。知事もこれからの段取りもあろうと思いますが、随分といい幹部が育っておりますので、御安心していただきたいと思っております。

もう一つ、まず警察本部長、7月、8月と、だんだんと成果を上げながら取り組んでいただいていることに心から感謝します。ぜひ、さらに一層の取り組みをよろしく願いたいと思います。

さっき鎌倉健康政策部長がおっしゃったときには、P D C Aをしっかりと回すんだ——もう金縛りのようにP D C Aを回される日ごろの庁議の状況がよくわかりまして、知事、副知事が顔を見合わせながら、ほくそ笑みながら俺の政策

はしっかり効いているなど——そこら辺のあうんの呼吸を見ました。しっかりPDCAを回すということが次への政策ステップを上げていくということにつながって、成果につながったんだなど、そんなことも感じました。

それから、知事がおっしゃいました、地方の実情をよく知った上で国政に当たることの大切さ、国の委員もしっかりされたようですので——さらにその地方の高知県のトップを、この疲弊とといいますか、権化で体験されたことを——山陰も東北も似たような県がありますので、知事の登板を待ち焦がれているのではないかな、そんなふうに思いますので、どうか自信を持って次のステップへ進んでいただきたいと思います。

副知事からは知事に対して感想がありました。気持ちよく仕事をさせていただいた、正直に隠し事をせずにやったことがよかった。いろいろと知事への評価がございましたが、もしよろしければ知事から一言、副知事の評価もお聞かせいただければと思いますが、これが2問です。

○知事（尾崎正直君） 先ほどは、大変過分にお褒めをいただきまして、まことにありがとうございます。実際にはさまざまに課題がまだまだ多く残っておるだけに、身も縮む思いで聞かせていただけてきたところでもあります。

また、知事が何々したというお話、御質問の中でたくさんいただきましたけれども、実際は県職員がやったことでありまして、本当に職員には感謝を申し上げたいと、そのように思います。

このPDCAサイクルを回すということについて、私は就任当初、このチェックの部分を担当に一から十まで自分でやっている、そういう時期もありました。しかし、最近は本当に山場を迎えたものとか、修羅場を迎えたものとかに特化して私がやればよい、あとはもう職員がどんどんやってくれる、そういう状況になってき

た。だからトータルとして、より大きな仕事ができるようになったんだというふうに思っています。

大変忙しい中で、職員がそれぞれ大変苦勞もしながら、創意工夫をしてくれています。それを全て事実上取りまとめていただいていたのは、その心身とも状況にも配慮しながら取りまとめていってくださったのは、この岩城副知事であります。8年間もつき合っていて、本当にありがたく思っているところでありまして、随分先輩ですけれど本当に気の合う方で、おかげさまで私も大変楽しく仕事をさせていただきましたことを、本当に心から感謝申し上げたいと、そのように思います。

先ほどお話もいただきましたように、県職員もこれまでも頑張ってきました。これからも頑張ってくれることと思います。私も任期の限り一生懸命——またさらに今後の課題の解決に向けて取り組みを進めたいと思います。12月7日からは退任しまして本当に浪人になりますが、そこから以降についても、何とか県職員の皆さんのお役に立てるような仕事もまたできればなど、そのように思わせていただいております。

本当に大変お世話になりましたことを、改めて心から感謝申し上げたいと、そのように思います。

○19番（森田英二君） 知事、これまで本当にありがとうございます。知事の意中の人で県政はつながっていきます。どうか次のステージで頑張ってくださいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明10月1日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたし

令和元年 9 月 30 日

ます。

午後 2 時 26 分散会

令和元年10月1日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 土森正一君
- 2番 上田貢太郎君
- 3番 今城誠司君
- 4番 金岡佳時君
- 5番 下村勝幸君
- 6番 田中徹君
- 7番 土居央君
- 8番 野町雅樹君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 西内隆純君
- 12番 加藤漠君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 森田英二君
- 20番 三石文隆君
- 21番 上治堂司君
- 22番 山崎正恭君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 大石宗君
- 26番 武石利彦君
- 27番 田所裕介君
- 28番 石井孝君
- 29番 大野辰哉君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 堀田幸雄君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 福留利也君
- 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 西岡幸生君
- 林業振興・環境部長 川村竜哉君
- 水産振興部長 田中宏治君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 原哲君
- 公安委員会長者 西山彰一君
- 警察本部長 宇田川佳宏君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第5号)

令和元年10月1日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第5号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第13号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成30年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算

- 報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

横山文人君の持ち時間は50分です。

10番横山文人君。

○10番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、本日より始まりまず一問一答のトップバッターを切らせていただきます。

まず、尾崎知事におかれましては、長きにわたり高知県のリーダーとして、これまで身を粉にして県勢の発展並びに産業の振興、県民福祉の向上、また厳しい環境にある中山間地域の振興に取り組み、その全てにおいて多大なる御貢献をされました。これまでの真摯な御活動に対し厚く御礼申し上げますとともに、しっかりと支えてこられました県庁の皆様の御努力に深

く敬意を表する次第であります。

このたびの質問においては、尾崎知事がリーダーシップを大きく発揮された政策について、引き続き県政課題の中心として据えてもらいたく議論をしたいと存じます。その課題とは、地方創生策と防災・減災、国土強靱化であり、本県においては中山間振興とインフラ整備の加速化、また強靱化であります。加えて、県民の誰もが安心して住み続けることのできる高知県を目指すに当たって、地域の中核病院である自治体病院のあり方と県の支援について議論をしたいと思います。

初めに、中山間振興であります。

知事は、中山間振興なくして県勢浮揚なしという強い決意のもと、3つの横断的な政策の一つに位置づけ、その課題解決に真っ向から取り組んできました。

そこで、これまでの中山間振興を踏まえ、次の県政に望む取り組みとはどのようなものか、知事にお伺いいたします。

**○知事（尾崎正直君）** 高知県の場合は、県土の大多数が中山間地域であります。この中山間が生きるかどうかは県全体の浮揚にかかわることでもありますし、またもっと言えば、さまざまな潜在的な強み、いわゆる都会にはない強みを持っている、これが中山間地域に多々あるさまざまな資源だと、そういうふうにも思っておるところです。中山間振興、これなくして県勢浮揚なし。こういう取り組みというのは、今後も継続していく必要があるだろうと思っています。

そのためにも非常に大事なことは、生活を守る取り組みとともに、中山間地域においていかに産業を興すことができるか、これが大事だと思っています。また、地域地域で地産外商につながる事業を育て、そこに移住促進も含めて担い手確保の取り組みを強化する、こういう取り組みは今後も継続していく、これが大事だと思っ

ています。

**○10番（横山文人君）** そのような中で、先月行われました産業振興計画フォローアップ委員会では、県内総生産をベースに算出した中山間地域の経済成長率が、2008年度から2016年度の8年間でプラス5.8%だったとのデータを示したところであります。今回の報告は、中山間対策が確実にその成果を遂げたことをあらわすと同時に、人口減少下においても縮まない経済が中山間地域に波及していることの証左と言えます。

そこで、この尾崎県政12年間の大きな成果と言える中山間GDPの増加について知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（尾崎正直君）** この高知市、南国市、香南市を除く31市町村のGDP成長率を見てみますと、平成13年度から20年度にかけては名目GDPマイナス15.4%、これが平成20年度から28年度になりますとプラス5.8%ということでプラス成長に転じます。これを1人当たりで見ると、1人当たり総生産額ということになりますけれども、平成13年度から20年度がマイナス7.9%、これが平成20年度から28年度になりますとプラス20.6%ということでもありますから、明確に上昇傾向をたどるようになっていることは確かだろうと思います。

ただ、幾つか問題があると思っていまして、これはトータルとしてはそうだということ、やっぱり地域によって大いに偏在があるだろうということが1つ、そしてもう一つ、何といたっても生産年齢人口の減少ということに歯どめがかかっている状況ではないということもあるわけです。ですので、先ほど申し上げた地産外商につながる事業をしっかりと地域で起こして、そしてそちらに移住促進も含めて担い手を確保する、こういう取り組みは今後も継続していかないとはいけません。

その際には、例えば地域アクションプランだ

とか、例えば林業振興を含めた産業成長戦略だとか、そういうより大型の産業政策と地域とをしっかりとリンクさせて、しっかりとした分業体制を県土の隅々まで張りめぐらせていく、そういう考慮というのも非常に大事だろうと思っています。産業成長戦略、地域アクションプラン、集落活動センター、こういう形で県内のネットワークをしっかりと張りめぐらせて、これをベースとして地産外商を進めていく、そういうことを今後も進めていく必要があるだろうと、そう考えるところです。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

これを受け、知事は、中山間地域は底なしの衰退と言われたりするが、そんなことは決してないとの認識を示しておられますし、以前にも、中山間対策はやらないという方策もあるが、何もやらなきゃ地域は終わる、だからやる、県庁は全力で地域をサポートすると述べ、その気概どおりに施策を遂行されました。そして、このたびのGDP増という成果につながったわけですが、一方で、出生率や人口の社会増減が改善しないとまだまだ厳しいとも指摘されております。そのため、産業振興だけでなく、福祉や教育分野での取り組みをもう一段高度化するよう求めております。

そこで、福祉や教育分野でもう一段高度化する取り組みとはどのようなものか、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） その産業の取り組みをしっかりと進めていくとともに、やはりもう一段、中山間地域で住み続けられる環境づくりというものの、このことをより骨太に講じていく必要があるだろうと、そういうふうに思っておるところです。

高齢者の皆様方ができるだけ住みなれた地域で住み続けたいということを実現するためにも、高知版地域包括ケアシステムづくり、これ

をしっかりと進めていく必要があるだろうと思っています。地域にかかりつけ医さんがいて、訪問看護、訪問介護も受けられる、いざというときにはドクターヘリを活用するなどして三次救急医療病院にもアクセスできるとか、例えばそういう体制をしっかりと県内各地でつくって、地域で住み続けられるようにする、そのことが大事だろうと思っています。

また、若い人が住み続けられる環境づくり、これを行っていくためにも、地域地域の教育の充実ということが極めて大事だろうと、そういうふうに思っています。例えば、西土佐において、またさらには吾北においてもそうでしょう。そしてまた、嶺北においてもそうですけれども、梶原もそうだろうと思います。高校を生かして地域の活性化を図っていかう、外部からもたくさん特色ある教育を行っていくことで生徒さんにも来てもらえるようにしよう、例えばそういうさまざまな地域の皆様の大変すばらしい努力が展開をされているところです。

これに、例えばICTを使った遠隔授業のシステムを充実させるなどして、中山間の高校でも大学進学のための授業をしっかりと受けることができるだとか、そういう環境をつくることで高校卒業まで少なくともその地域で子育てができるんだと。そういう環境をつくっていくことで若い人がもう一段、地域地域で住み続けられる。そういう環境をつくっていくことも大事だろうと思っています。

一言で言えば、住み続けられる地域をつくっていくために、教育と福祉のさらなる充実を図る、これを中山間でやる、これが非常に大事だと思っています。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そのような中、フォローアップ委員会において知事は、新たな通信手段である5Gがこれからの中山間振興にとり重要なものとなってくる

との見解を示されました。また、7月には地方創生担当大臣などに政策提言をされています。

そこで、改めて中山間地域における5Gの重要性について知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域で地産外商につながるような新たな事業を生み出していこうとするときに、この5Gを生かすことができれば、より高い付加価値、こういうものを生み出す事業をつくり出せるだろう、そういう期待があります。さらには、生活上、教育上さまざまな課題、こういうものの解決という点において5Gというのは大変役に立つはずです。

ただ、もう皆様御案内のように、5Gの整備のためには密度の濃いインフラ整備が必要になってくる。このことを、やはり人口が集中している地域で優先してやろうということになって、こういう5Gなどの整備が例えば首都圏だとか都市圏から中心にやられて、中山間地域が置き去りになるということになってしまうと、都市と地方の格差がさらに拡大するということになります。むしろこういうものは地方からやるべきだというふうに考えておるところでありまして、このことについて強く政策提言をしまいいりました。こういうことをこれからの日本はぜひ進めていかないといけないんだと、今後も政策提言をしっかり行っていきたいと、全国知事会とも連携して行ってまいりたいと、そのように考えています。

○10番（横山文人君） そこで、5Gは、先ほど知事も言われましたように、中山間地域においても首都圏におくれないように整備される必要性があると考えますが、現在ほどのような状況か、総務部長にお聞きします。

○総務部長（君塚明宏君） 5Gは、通信事業者から国に提出された開設計画がことし4月に認定されまして、9月20日にプレサービスが開始されたところでありまして、国は開設計画の審査

基準につきまして、4Gまでは人口カバー率としていたところ、5Gでは全国を10キロ四方のメッシュに区切った約4,500のエリアに対するカバー率に変更するなど、従来と比較して地方を重視していると認識しております。

とは言いながら、今知事からありますとおり、中山間地域など通信事業者の採算に乗らないエリアの整備がおくれることが懸念されますことから、本県におきましては、基地局整備支援の拡充などについて政策提言を行ってきております。その結果、国の概算要求におきましては、通信事業者が基地局を整備する際の支援制度の創設が盛り込まれたところでありまして、

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そこで、5Gを中山間地域に整備するに当たっての課題について総務部長にお聞きします。

○総務部長（君塚明宏君） 5Gの電波は4Gと比べて届く範囲が狭いために、基地局とこれをつなぐ光ファイバー網をより多く整備することが必要となりまして、そのための費用や整備期間が課題となります。特に、光ファイバー網につきましては、5Gだけではなく、携帯電話、超高速ブロードバンド等の基盤となりますことから、その整備が重要になるものと認識しております。

○10番（横山文人君） 光ファイバーについてですけれども、先日の土森議員の質問にもありましたが、私の地元いの町でも吾北・本川地域には光ファイバーの整備がされておらず、これまでも質問をさせていただきました。

そこで、改めて本県の光ファイバーの整備状況はどうなっているのか、総務部長にお聞きします。

○総務部長（君塚明宏君） 光ファイバー網を活用して提供される超高速ブロードバンドサービスにつきましては、5Gや4Gなどの無線通信を利用する移動系と、自宅や公共施設などで用

いられます固定系の2つに分かれてまいります。総務省から公表されている平成30年3月末現在の資料によりますと、移動系では本県の利用可能人口率は99.3%に達しておりますが、議員からお尋ねのありますのは固定系と思われます。

この固定系につきましては、県内の利用可能世帯率は94.2%となっております。県内12市町村で未整備地域が残っているところでもあります。

○10番（横山文人君）　そこで、光ファイバーの未整備地域の解消が肝要と考えますが、総務部長にお聞きします。

○総務部長（君塚明宏君）　未整備地域の解消に向けて取り組みを進めておりまして、今年度3市町が国や県の支援を活用いたしまして整備に取り組んでおります。来年度は、いの町を初め2町で整備着手を検討しているところでございます。

この5Gや超高速ブロードバンドの基盤となります光ファイバー網の整備が進むように、通信事業者や市町村に支援制度の活用を働きかけるとともに、情報共有を行いながら、引き続きしっかりサポートしてまいります。あわせて、国に対しては必要となる財源の確保をしっかり求めてまいります。

○10番（横山文人君）　どうもありがとうございます。

また、中山間地域にとっては、集落活動の中心となる人材の確保が今後にとり大変重要な課題であると言えます。現在本県において、集落活動センターのスタッフを初め、中山間地域で活動している地域おこし協力隊の方々には貴重な人材であり、現在多くの自治体が募集をかける中、本県は高い割合で現場に残ってくれています。

そのような中で、集落支援員として3年の期限が切られており、その後も残りたいのですが支援はありませんかというお話をお聞きします。

地域おこし協力隊で3年、その後集落支援員として残っても、市町村によっては集落支援員の期限が条例により定められている場合があります。

集落活動センターは、県が中山間対策の一目一番地として県内全域に広げている中、地域おこし協力隊を初めとするスタッフが欠ければ、経済活動はもとより、高齢化率の高いセンターの運営に支障を来すことも危惧されます。確かに、経済的に自立していくことは大切なことであり、ランニングコストも考慮すべきではありますが、中山間地域の人材確保は大変重要な課題であります。

そこで、集落活動センターの人材確保のために、地域おこし協力隊の継続について県として市町村と協議すべきではないかと考えますが、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君）　地域おこし協力隊、集落支援員は市町村の非常勤職員等として雇用しているもので、国が財政上の支援措置を行っており、とりわけ集落支援員については期限が限定されておりません。このため、市町村においては継続的に雇用された集落支援員がセンターの運営スタッフとして活動されることは、人材確保の観点からも効果的であり、重要であると考えております。

今後も、センターの運営スタッフの人件費や経済活動を高める支援策の活用とあわせて、担い手確保の事例の情報提供のほか、機会を捉えた市町村との協議を行ってまいります。

○10番（横山文人君）　ありがとうございます。

また、このたび県版地域おこし協力隊の導入も検討されているとのことですが、どのようなものか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君）　県版地域おこし協力隊は、全国の市町村が導入している地域おこし協力隊と同様に国の制度を活用するも

ので、国によりますと昨年度は全国で11の道府県で導入をされております。この制度の導入については、移住促進のさらなる強化に向けて、人材確保掛ける移住促進の取り組みの抜本強化策の一つとして、現在検討を進めているところでもあります。

高知県版の地域おこし協力隊としましては、県のさまざまな具体的な施策を中山間地域も含め地域に近いところで推進をしていくため、専門的な知識や技能を持つ人材を誘致したいと考えているところであります。例えば、地域におけるスポーツ指導や自然・体験型観光のガイドあるいはインストラクターなどさまざまな活動が考えられると思っておりますので、今後どういう分野にどういう人材が必要か、全庁的にニーズも把握した上で、制度設計に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

次に、仁淀ブルーを生かした観光地づくりについてお聞きします。

さきの知事の提案説明にもありましたように、観光は本県経済を支える産業へと大きく飛躍し、平成25年以降の入り込み客数は6年連続400万人台で推移、観光総消費額も同じく平成25年以降の6年連続で1,100億円前後で推移しております。このことは、中山間地域にも大きな恩恵があり、経済の寄与度では第3次産業が平成20年から平成28年までの間にプラス2.2%と大きく伸び、観光振興の取り組みが大きな成果としてあらわれています。

私の地元である吾川郡には、近年多くのメディアに取り上げられ、仁淀ブルーとして全国的な認知度も上がってきた奇跡の清流仁淀川がございます。

そこで、奇跡の清流仁淀川のポテンシャルをどのように捉えているのか、知事にお伺いいた

します。

○知事（尾崎正直君） この仁淀ブルーで知られます奇跡の清流仁淀川でありますけれども、本当に高知県が世界に誇るすばらしい観光資源だと、そういうふうに思っています。

大きく3点あると思っております。1点目は本当に源流部から河口部に至るまで、それぞれの地点においてすばらしい自然景観があるということだろうと思っております。河口部もすばらしい。また、安居溪谷、さらには中津溪谷、にご淵、こういう上流部もすばらしい。途中の地域においても、カヌーとかをやろうとしたとき大変すばらしいスポットがあるわけです。

2点目は、そういうすばらしい自然に根差したすばらしい産業が、この流域において根づいているということ。例えば、土佐和紙なんかはその典型だと思っておりますけれども、そういう産業が根づいているところです。

そして、3点目ですが、このようなすばらしい資源が比較的県庁所在地に近いところにおいて存在をするということ、このこともまた本県にとっては一つ大きな観光資源としての魅力にもなっているのではないかと思っています。ぜひこれを大いに生かすべきだと、そう思っております。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

先ほど知事にも触れていただきました、いの町のにご淵や土佐和紙文化、仁淀川町の安居溪谷、中津溪谷、長者だんだんの里、日高村の屋形船、越知町のスノーピークおち仁淀川キャンプフィールドなど、挙げれば切りがないほど自然の魅力が集まる仁淀ブルーであります。

一方、四国八十八景にも選ばれております安居溪谷では、行き違いのできない狭隘な県道を1.5車線の道路整備などにより改築する必要があります。こうした観光地に向かうアクセス道路の整備は、土木部において引き続きしっかりと

進めていただきますよう要請いたします。このほか、同じく四国八十八景の中津溪谷などでは、駐車スペースの整備を求める声もお聞きするところ です。

そこで、観光施設や観光スポットに付随する、例えば駐車場や遊歩道、トイレなどといった観光客の利便性を高めるための受け入れ環境の整備も進めるべきだと考えますが、観光振興部長にお聞きします。

○観光振興部長（吉村大君） 県では、自然&体験キャンペーンの展開に合わせまして、観光資源の整備主体となる市町村や観光事業者への補助金制度を拡充いたしました。例えば、仁淀川町ではこの制度を活用しまして、安居溪谷と中津溪谷でガイドツアーや物販の充実といった外貨を獲得するための磨き上げとあわせて、トイレの改修を行う予定です。

このように、この制度では観光資源の創出や磨き上げとあわせて、遊歩道や駐車場、トイレなどを整備する場合には補助対象としておりますので、今後とも市町村などのニーズをしっかりと聞きしながら、観光客の利便性を高められるよう、受け入れ環境の整備を進めてまいります。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そのような中、先日のフォローアップ委員会において、委員の方からの、観光において川を売り出す、川筋で観光クラスターをといったコメントに対し知事は、そのとおりであり、現在川上から川下まで観光施設が整い、外商に取り組んでいる、戦略的な取り組みにつなげていきたいと答えております。私もそう感じる場所であり、奇跡の清流仁淀川を生かすことは、観光振興のみならず、いの町の中心市街地活性化や中山間の振興にもつなげるべきものと考えます。

また、知事の提案説明にもありましたように、

現在県を挙げて展開している自然&体験キャンペーンなどの取り組みにより、中山間地域への誘客も順調に進んでいるところでありますが、今後県として自然&体験キャンペーンを通じて、仁淀川を生かした観光地づくりにどう取り組んでいくのか、DMOの形成も含め観光振興部長にお聞きします。

○観光振興部長（吉村大君） 県では、流域の自然や体験資源を生かした体験・滞在メニューの創出を支援しますとともに、これらを中心に、産業や暮らし、歴史、伝統文化などをつないだ多様な観光クラスターの形成を通じて、特色ある観光地づくりに取り組んでいます。

仁淀川の流域では、例えばスノーピークおち仁淀川キャンプフィールドとかわの駅おちを拠点に、仁淀川のお茶を活用したスイーツ工房や横倉山ガイドツアーなどをつなぐ観光クラスターの形成を進めています。現在、仁淀ブルー観光協議会においては、こうした流域全体の観光地づくりのかじ取り役となるよう、DMO化に取り組んでいますので、県としましてもこの取り組みをしっかりと支援するとともに、流域の市町村とも一緒になって、仁淀川を生かした観光地づくりを一層進めてまいります。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございました。

次に、仁淀病院を初めとする自治体病院のあり方と県の支援についてお聞きします。

地域医療構想実現に向けた取り組みが進む中、先月26日、地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、全国1,455の公立・公的医療機関等のうち、再編統合を促す必要があると判断された424の病院名が公表されました。御存じのとおり、その中には私の地元にある、いの町立国民健康保険仁淀病院など、県内5病院が含まれており、今後はこの公表結果を参考にしながら、公立・公的病院のあり方が検討される

こととなります。

そのような中で、自分たちの地域の病院がどうなっていくのか、住民の方々の不安や心配の声が地元でも聞かれるようになり、今後は一層強くなってくると思われます。

そこで、このたびの公表を受け、高北病院が、診療実績が特に少ない、また仁淀病院、土佐市民病院、J A 高知病院、高知西病院の4病院が、診療実績が類似かつ近接している医療機関があると判断された分析結果に対する県の御所見を健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 本県で対象となりました5つの医療機関は、第7期高知県保健医療計画におけます、いわゆる5疾病5事業の政策的な医療機能を担っておりますけれども、中には比較的近接した地域で類似の医療機能を有している病院もあり、県として今回の厚生労働省の分析結果は、再検証を促すものとして客観的なデータに基づくものであり、おおむね予想された結果と受けとめているところです。

○10番（横山文人君） そこで、県独自としてはこれらの病院に対し、データだけではない部分も含めどのような判断をお持ちなのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 要請対象の各医療機関は、それぞれ近接しつつもカバーしている診療圏域が大きく重なってはならず、当然ながらそれぞれの診療圏域で地域に根差した地域医療を展開しているものと認識しております。ただ、やはり地域の医療ニーズに対して、当該医療機関が有する医療機能でないと対応できないかどうか、所在市町村内における民間医療機関との医療機能の役割分担や将来の人口減を見据えて規模の見直し等の必要性はないかといった点については、しっかり議論し検証していく必要があると考えています。

○10番（横山文人君） ここで、少し仁淀病院に

触れてみますと、仁淀病院は昭和27年、当時の伊野町、宇治村、川内村、三瀬村、日下村、能津村の6町村による組合病院として開院されました。昭和47年に現在の場所に移転し、平成23年には全面建てかえも行い、地域住民の健康を支え続けてきました。病院の建物全体を免震構造にすることで、地域の重要な災害拠点病院となる機能を保持できるようになるとともに、可能な限り住みなれた町で生活を継続することができる包括的な支援・サービスの提供体制の構築を理念に、地域連携をさらに強化し、地域に開かれた病院として根差しております。平成29年の1日平均の患者数は184人、1日平均の入院患者数は85人とのことであります。

そこで、こういった自治体病院の意義や必要性について健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 地域住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるためには、医療は不可欠であり、例えば梶原町のように民間医療機関がないところでは、市町村が自治体病院を開設する意義は大きいですし、民間医療機関がある市町村でも、民間医療機関が提供できない機能を自治体病院が提供するという点で、意義や必要性は大きいというふうに考えています。

○10番（横山文人君） 仁淀病院は、今回診療実績が類似かつ近接している医療機関であるとして公表された県内の他の自治体病院と同じく、地元いの町には欠かせない病院であり続けてきました。また、官民を問わずそれぞれの病院は地域の住民にとって身近なよりどころであり、一方的な廃止や縮小は地域の歴史、誇りそのものを否定することにつながりかねません。

他方、地方自治体が運営する公立病院の置かれている状況は大変厳しく、総務省の発表によると、2017年度は公立病院へ8,083億円と多額の繰入金が入入されているにもかかわらず、病院

の赤字拡大はとまっております。背景には、深刻な医師不足や人口減少に伴う患者数減などさまざまな要因があるかとは思いますが、自治体の補填を除いた本業の赤字総額は2017年度に4,782億円となり、2012年度比で5割ふえていることが、日本経済新聞独自の算出で報じられております。総務省発表の公立病院決算には繰入金を含んでいるので、実態が見えにくくなっております。

公立病院には、山間へき地医療や民間病院が手がけたがらない救急や小児などの不採算医療を担う役割があり、公費の投入は意義があることだと捉えますが、このまま赤字を公費で埋め続けると自治体財政は悪化し、その他社会保障の分野にも影響しかねないのも事実であります。

そこで、県内自治体病院の経営状況はどうなっているのか、総務部長にお聞きします。

**○総務部長（君塚明宏君）** まず、お話のありましたとおり、自治体病院は救急医療などの不採算となりやすい医療サービスを提供する役割を担っていることが多いため、一般会計からの繰り入れが行われておりますが、この総務省が定める基準に基づく繰り入れに対しましては、地方交付税措置がなされているところであります。

県内では、仁淀病院を運営するいの町を含め7市町において病院事業を実施しておりまして、平成30年度決算におきまして、一般会計からの繰り入れ後におきましても経常損失が発生しているのは2病院となっているところであります。

**○10番（横山文人君）** こうした問題を抱える中、骨太方針2019では急ピッチの改革を医療提供体制に求め、急性期病床を初め地域の医療需要に基づいた必要病床との開きが指摘される中で、診療実績の見える化を通じ、公立・公的医療機関等に対し、地域医療構想に沿った医療機能の再編、病床機能の適正化に向けた決断を迫っております。その上で、再編統合の議論が必要と

判断されたことは、仁淀病院を初め、対象となった県内の自治体病院にとっては、大変重く受けとめざるを得ない公表だと言えます。

しかしながら、一口に機能集約やダウンサイジング、再編統合といいましても、地域の特性や交通の利便性など、机上では見えない個々の事情や課題があるように思われます。それらを執行するに当たって医療サービスが低下するようでは困りますし、かえって多大なコスト、事故が発生するのではないかと懸念もあります。

さきに述べましたとおり、地域の病院は地元の誇り、シンボルであり、健康福祉の担い手でもあります。我が国は2025年に向けて急激に社会変化が進み、本格的な少子高齢化社会が到来しようとしています。言いかえれば、地域の最重要課題は、高齢者をいかに支えるかであることに加え、若い世代が地元で安心して子供を産み育てられる環境がつくられること、それも地元の病院があつてこそであります。

その考えに基づいて、地元の高齢者や若者、子供たちの健康福祉を守るため、できる限り現状を維持した体制で、まずは自治体病院の最大の課題である経営不振を打破するための議論を重ねるべきと考えます。例えば、地方の自治体病院に不足されると言われるマネジメント能力を高めていく取り組みも一考ではないでしょうか。

そこで、医師を初めとする人的な医療資源の確保等、これまで多く議論されてきた諸問題とは別に、これからの自治体病院に求められるマネジメント能力とはどのようなものか、健康政策部長にお聞きします。

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 医療機関の運営におきましては、人材、設備、財源、情報の4つの経営資源をバランスよく見定める経営の基本としての能力はもちろんのこと、行政や医療関係団体などと連携して地域社会に貢献してい

く経営戦略も求められます。中でも自治体病院では、開設者である自治体の保健医療政策と整合性のとれた経営方針にまで高めていく、組織的なマネジメント能力が求められると考えています。

○10番（横山文人君）　そこで、自治体病院のマネジメント能力を高めるため、県としてできる支援とはどのようなものか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君）　県では、医療機関の組織マネジメントや組織管理面などについて助言を行います専門的アドバイザーの派遣や、職員の勤務環境改善を主眼としたものではありませんけれども、病院の事務長や看護管理者を対象とした研修を実施しています。また、本年度からは新たに、地域医療構想を推進するため、医療機関が診療機能の見直しや病床転換等を含めた経営戦略を立てるためのシミュレーションをするのに要する費用の助成を開始しています。

さらに、こうした取り組みに加えまして、高知大学医学部が開講している四国病院経営プログラムを紹介するなどして、自治体病院がマネジメント能力を高めるための支援を行っていきたいと考えています。

○10番（横山文人君）　日本病院会の相澤会長は、病院組織に欠如しているものはマネジメントであり、それは地域の需要に合った供給をしていくことであると述べ、現在国が掲げる地域医療構想に関しては、将来の地域利用の姿を描けていない、重要なのは病床ではなく質であると示唆しております。急性期や回復期の治療をするという今までの病院の概念を取り払い、患者の需要に合った供給体制に再編し、役割分担をすることで地域密着型の病院となることができ、結果、経営が改善、しかしそのためには病院の再編統合は避けて通れないと厳しい御指摘をされています。

6月に行われたワーキンググループでは、公立・公的医療機関等の具体的対応方針について、役割の代替可能性がある、また再編統合の必要性について特に議論する必要があるという視点から検証し、公立・公的医療機関等にしか担えない機能に重点化するとしながらも、厚生労働省地域医療計画課からは、代替可能性や再編統合の議論は難しく、一筋縄ではいかないこと、また他の医療機関に診療機能を移す場合、医師や設備などの体制を含めて検討する必要がある、地域の実情も踏まえ、地域医療構想調整会議で議論することが重要であるとの認識を示しております。

そこで、今回の公表を受けた自治体病院が地域医療構想調整会議の中でどのように議論されることとなるのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君）　まず、段取りとしましては、厚生労働省からの正式な通知を受けて、当該医療機関に対し具体的対応方針の再検証を要請することになります。各医療機関では、国から示されましたデータ等も踏まえて、将来の医療機能を再度検討いただき、その上で早期に中央区域の地域医療構想調整会議における議論を開始いたします。

スケジュールとしましては、今回の公表で使われております再編統合という言葉は、ダウンサイジングや機能の転換・集約等を含んでおりまして、いわゆる統廃合を前提としたものではありませんけれども、今年度中に地域医療構想調整会議において結論を得ることを求められておりまして、再編統合を行う場合であっても来年9月には結論を得ることが求められております。

県としましては、関係者間でしっかり議論し、合意形成ができますよう、調整会議の事務局として十分に議論をサポートしていくとともに、

市町村から要望があれば個別に相談に応じるなど丁寧に対応してまいります。

○10番(横山文人君) また、同ワーキンググループでは、総務省公営企業課準公営企業室長より、代替可能性があると言指しされれば廃止される病院とみなされ、医師や看護師が減るという不安が広がっているとのコメントがあり、今後の情報発信のあり方や資料の書きぶりに注意するよう要請がなされております。これだけでも、この問題がいかにか繊細で誤解を生じかねない、重大かつ慎重に対応すべき案件だと容易に想像ができますが、丁寧な議論はもちろんのこと、地域が主体的に考えるべき場面が必要だと感じます。

そこで、県としては今後議論を重ねられる中で、関係する市町村において住民の不安を払拭し理解を得られるよう、どのような取り組みをしていくのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 国は、今回の分析結果が直ちに当該医療機関の担うべき役割や再編統合等の方向性を機械的に決定するというものではなく、今回の分析方法では判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くしてほしいとの見解を示しています。

このため、再検証に当たっては、いわゆる2つの病院を1つにするといった統廃合を前提に進めるものではないこと、民間医療機関や類似、隣接する他の公立・公的医療機関等との役割分担を進めることが主眼であることなどについて、地域医療構想調整会議の場や県のウェブサイト等を通じてお示しをするほか、当該医療機関やその開設者から住民の方々に十分に説明ができるよう丁寧に助言をするなど、医療関係者や地域住民の不安の解消と御理解の醸成に努めてまいります。

○10番(横山文人君) ありがとうございます。

いずれにしましても、高齢者がふえ続け、現

役世代が減り続ける高齢化大国日本において、病院改革は切り離せない問題であります。とりわけ自治体病院のあり方に関しては、民間医療機関が担えない機能に特化するという理想に反して、存続そのものが危ぶまれている状況が続いています。

しかしながら、国策としてやみくもに統廃合や病床数を減らせばよいというのでは、医療難民をふやすばかりで根本的な解決とはなりません。このような時代であるからこそ、地域の中核病院である自治体病院の今後について、県がしっかり向き合い、対策を講じていくことが県民にとって大切なことであると考えます。

そこで、全国より高齢化が10年先行する本県の現状も踏まえ、自治体病院のあるべき姿としてどのようなところに期待するのか、知事にお伺いいたします。

○知事(尾崎正直君) 高齢化が進んだ本県、また中山間地域が多い本県においては、この各自治体病院において民間医療機関との適切な役割分担をした上でということになりますけれども、第1に、日常生活における健康づくりや介護予防から入退院、在宅生活までを切れ目なく支援する体制の一端を担っていくことが期待をされますし、2点目として、特に中山間地域では自治体病院を核として、近隣の医療機関との連携を通じた地域医療支援を行っていくということ、こういうことが大変に期待をされるところであります。

今後、市町村行政と住民、自治体病院の診療を担う医療従事者が共感できるような自治体病院のあり方というものを、地域で議論していただくということが何より肝要であろうかと、そのように思います。県としましても、地域住民の方々の思いを大切に丁寧に対応してまいりたいと、そのように考えるところです。

○10番(横山文人君) 本県における自治体病院

のあり方と支援について、ワーキンググループの公表直後の質問となりましたが、知事初め部長より丁寧に御説明をいただきました。今回の公表はあくまで国が機械的に算出したもので、これからが議論のスタートであり、決して統廃合ありきのものでないということがわかりました。

確かに、膨らむ社会保障費と厳しい財政運営の中で、医療費を削減するところは削減し、さまざまなサービスを最適化することで、後世にツケを残さないことは重要だと感じております。しかしながら、機械的な算出、マクロのみの視点では見ることのできないところ、地元の声や中山間地域の実情といったものを大切に拾い上げていくのが調整会議の仕事だと思います。

自治体病院はその町の投資先であり、自分たちの地域を今後どのようにつくり上げていくのかにおいて中心的な役割を担うものであります。その意味で、地域が主体となった議論を丁寧に重ねていただき、その考えやお声をこれからの調整会議においてしっかり反映させていただきますよう要請いたします。

次に、事前防災のための中小河川と道路の維持修繕についてお聞きします。

まず、河川についてお聞きします。昨年、本県にも甚大な被害をもたらした7月豪雨を初め、近年頻発かつ激甚化する災害において、中小河川の治水対策の重要性が改めて認識されたところであります。このような状況を受けて、知事は治水対策の予算の必要性を積極的に提言されてきました。8月23日付の高知新聞夕刊によれば、国の3カ年緊急対策の後押しもあり、県の本年度当初予算の河川事業費は91億4,500万円と前年度の1.4倍にふえ、県内の河川改修が急ピッチで進んでいると報じております。

しかしながら、本年度着手する事業以外にも県民から改修などの要望がある河川は多いとさ

れ、3カ年緊急対策後も十分な予算の継続が強く望まれます。また、こういった事前防災の予算確保には、国民に治水対策の必要性をわかりやすく説明することが不可欠と考えます。

そこで、中小河川の整備によるストック効果について知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 中小河川の整備によって流域の水害リスクが軽減をされると、地域の安全・安心が確保される、これはもう言うまでもないことでありますが、あわせて産業振興という効果も非常に大きいものがあるだろうと、そういうふうには思っております。現実には、平成26年の台風では日下川が氾濫をして、日高の皆様方は本当に大変な御苦勞をされたわけでございます。その後、国、県、村が連携して日下川の整備などを進めておりまして、その事業が完成すれば浸水被害が大きく軽減できるようになります。

実際、この事業が平成27年に開始されて以降、トマトを生産するハウスがこの地域で約4割増加をした。また、さらにはトマトを生かしたオムライス街道や産直品の販売所、次世代型ハウスを導入した県外企業が立地するなど、地域産業クラスターの形成ということにもつながっていております。こういう形で、やっぱり中小河川の整備では、ストック効果は非常に大きいと思います。

こういうことを訴えていく中で、3カ年の緊急対策が実現をしましたがけれども、恐らくこの3年だけでは終わらない、その後のこともらんで、逆に言えばこのストック効果をしっかりと説得的に対外的に訴えていくことも大事だろうと、そのように考えるところであります。

○10番（横山文人君） 県民の皆様の日常生活を守り経済を発展させていくためのインフラは、整備はもとより、適切に管理しその機能をしっかりと確保していくことが重要であります。河川

や道路の維持管理は、限られた予算の中ではありませんが、地域の御要望にお応えするべく、土木部においてさまざま検討を重ねられ、優先順位をつけながら行っていただいております。

中でも各土木事務所の裁量で対応できる、地域の安全安心推進事業は、地元の声にきめ細やかに、かつ速やかに実施していただける予算として、地域の皆様にも大変評判がよく、昨年度も700件を超える小規模な工事や補修、修繕といった維持管理に取り組みましたとお聞きしております。地域に密着した土木行政の最たる予算であって、今後も大いにこの予算の拡充を要請いたします。

このような中、近年全国的に災害が頻発かつ激甚化し、河川の氾濫により甚大な被害をもたらされるといったケースが出てきております。本県におきましても、昨年7月の豪雨やその後の台風等の襲来により、河川では堆積土砂や流木等による被害の拡大が懸念され、県では、7月の豪雨の直後より次の災害に備えて堆積土砂を速やかに除去するなど、河川の維持管理に精力的に取り組まれております。

そのような中で、河川における維持管理は、次の災害において被害の拡大を招かないためにも速やかな対応が求められるため、地元の声にきめ細かく対応できる予算が必要であると痛感しているところであります。

そこで、県は昨年7月の豪雨の後、国の3カ年緊急対策等を活用し、堆積土砂の撤去を初めとする河川の維持管理とダメージの除去に取り組んでこられました。その進捗について土木部長にお聞きします。

**○土木部長（村田重雄君）** 昨年の7月豪雨の影響を受けて、安芸川など複数の河川で堆積した土砂や流木は、昨年9月の補正予算によりまして緊急性の高い箇所から順次撤去を行わせていただいております。また、7月豪雨では被害が

発生しなかったものの、長年の土砂の堆積により浸水の可能性が高まっていることが判明した河川につきましても、国の3カ年緊急対策予算を活用しまして掘削等を実施させていただいております。

その進捗状況といたしましては、昨年9月の補正予算につきましては、本年9月末現在、全て発注済みでありまして、そのうち予算ベースで約60%が完了しているところです。昨年度の2月補正予算、またことしの当初予算で計上させていただいております3カ年緊急対策予算につきましては、本年9月末現在、約40%が発注済みとなっております。残工事につきましては、これからの非出水期に進捗を図ってまいります。

**○10番（横山文人君）** そこで、今回の取り組みが完了した後は、新たなダメージが蓄積しないように、大規模な出水の後には地域の皆さんのお声を聞きながら河川の点検を行い、適切に維持管理し、河道の流下能力を確保していくことが重要だと考えますが、土木部長に御所見をお聞きします。

**○土木部長（村田重雄君）** 本年度も既に台風や前線による豪雨に対応するため、土木部では19回の水防体制をとっており、出水後は毎回河川の点検を行っているところです。特に、台風10号による出水後の河川点検では、放置すると浸水の危険性の高くなる堆積土砂などが確認できましたことから、撤去などに必要な補正予算案を本議会に提出させていただいております。

引き続き、出水後は速やかに河川を点検いたしまして、新たに堆積した土砂を放置することなく、掘削等の必要な対策を行うなど適切な管理に努めてまいります。

**○10番（横山文人君）** そこで、たとえ大規模な出水がなくともダメージは日々蓄積されていくことから、県民が安心して暮らすためには一定の予算を確保し河川を適切に維持管理すること

が重要と考えますが、土木部長の御所見をお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 河川は、台風や豪雨の際だけでなく、自然の作用により土砂の堆積や樹木の繁茂等が経年的に変化するものであり、氾濫などによる被害を防止、軽減していくためには、河川の状態を定期的に点検し、掘削や樹木伐採などの必要な対策を行い、適切に維持管理することが大切であります。今後も、堆積しやすい箇所などの定期的な点検を充実させ、計画的な維持管理とそのために必要な予算の確保に努めてまいります。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

次に、道路インフラの維持修繕についてお聞きします。平成26年から、地方自治体にも橋梁やトンネルの点検が義務づけられ、5年に1度の定期点検は昨年度で一回りをしました。建設してから一度も点検がなされていなかった市町村管理の橋梁もあり、県内の道路インフラの老朽度合いが明らかになったと言えます。

そこで、その点検の結果、要修繕と診断された橋梁はどれぐらいあったのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 県及び市町村が管理する橋梁は1万2,588橋あり、このうち県管理の橋梁は2,576橋、市町村管理の橋梁は1万12橋でございます。点検で修繕が必要と診断された橋梁は県全体で1,689橋であり、このうち県管理の橋梁は320橋、市町村管理の橋梁は1,369橋でございます。

○10番（横山文人君） そこで、現在修繕に着手している橋梁はどれだけか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 平成30年度末時点におきまして、県全体で修繕が必要な橋梁1,689橋のうち、修繕に着手している橋梁は572橋で、そ

の着手率は約34%となっております。内訳といたしまして、県管理の橋梁におきまして修繕が必要な橋梁320橋のうち、修繕に着手している橋梁は190橋で、着手率は約59%、市町村管理の橋梁におきましては修繕が必要な橋梁1,369橋につきまして、修繕に着手している橋梁は382橋で、着手率は約28%となっております。

○10番（横山文人君） そこで、今年度の市町村の橋梁修繕に充てられた交付金はどれぐらいになるのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 今年度に防災・安全交付金事業で実施している市町村の橋梁修繕の事業費は、約27億円でございます。市町村道事業における交付金の全体事業費の約28%を占めております。

○10番（横山文人君） そこで、その予算規模で今後5年間で1,369もある橋の対策を完了させることができるかと考えているのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 各市町村では、1巡目の点検結果を踏まえまして、現在修繕設計等を行っており、詳細な所要額の把握は設計完了後になると思われれます。しかしながら、これまでの着手率を踏まえれば、今後5年間で少なくともことと同程度以上の予算が必要であると推察され、財政的にも技術的にも市町村の負担が増加すると考えております。

そのため、財政的な支援といたしましては、十分な橋梁修繕の予算を確保できるよう国に働きかけていくとともに、市町村の修繕計画を考慮した交付金の配分に努めてまいります。あわせまして、技術的な支援といたしまして、公益社団法人高知県建設技術公社による発注や施工管理などの支援を活用するとともに、国、県、市町村等で構成されます高知県道路メンテナンス会議などを通じまして、対策工法の技術的な助言などを行っていくことで、次の点検時期ま

でに必要な修繕が完了できるよう支援してまいりたいと考えております。

○10番（横山文人君） 時間となりましたので、ここで質問を閉じさせていただきます。知事初め執行部の皆様には、丁寧に御答弁をいただきありがとうございました。また、土木部長には、最後の御答弁を頂戴できず大変失礼しました。次回の質問時につなげたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、改めまして尾崎知事のこれまでの真摯な歩みに深く敬意を表しますとともに、私も県民のために引き続き汗をかいてまいることをお誓いしまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩



午前10時55分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

坂本茂雄君の持ち時間は40分です。

32番坂本茂雄君。

○32番（坂本茂雄君） 時間が余りございませんので、もう早速質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、地方重視の国政への転換についてを中心に知事にお伺いします。

知事は、地方重視の国政への転換のために、昨日までの他の議員に対する答弁でも、提案説明と同様、国の政策立案段階から地方の実情をより一層反映させること、さらには本県のように

な多くの課題を抱える地方みずからの努力を強力に後押しする取り組みという、より地方を重視した2つの方向での取り組みがこれまで以上に求められていることを述べられました。

より一層地方重視の国政にしていくためには、国の姿勢がその点で不十分だったと感じられたことがあったのか、お聞きします。

○知事（尾崎正直君） 現在も国において、地方創生だとか、さらには国土強靱化だとか、地方を重視しようという政策をさまざまに展開いただいているものと思います。

ただ、これからさらに人口減少が進んでいくという中において、やはりより一層、この地方創生の取り組みだとか、国土強靱化の取り組みだとか、こういうもののスピード感を上げていく必要があるだろうと、そのように考えるところです。また、そうすることによって、地方の潜在力を生かし切ることができれば、都市の成長と地方の成長と両方相まって、我が国のさらなる発展につながっていくだろうと思います。

また、豪雨災害などもどんどん激甚化してきているという中において、地方における国土強靱化ということの要請というのはますます高まってきている。現在も地方重視の取り組みは行われていますが、今後を展望しましたときに、そちらについてより一層強力に取り組みを進めることが必要だろうと、そういうふうにと考えるということでございます。

○32番（坂本茂雄君） より一層地方重視の国政にしていくためにということなんですけれども、知事選不出馬の記者会見で、全国知事会議で地方を取り巻く国政上の諸課題の多さを改めて実感した、国を地方重視に持っていくには、むしろ国の中に飛び込んだほうがより効果的に仕事ができると思ったと報道されておりました。

国の中に飛び込んだとして、尾崎知事は地方重視の国政へと内部から転換していくことがで

きるとお考えになっているのか、お聞きします。

○知事（尾崎正直君） 私は、国で17年ぐらい行政官として仕事をしておりました。それから、この12年間、課題先進県高知県の知事として取り組みを、仕事をさせていただいてまいりました。果たして私がどこまで仕事ができることとなるのかはわかりませんが、この経験を生かして、さらに言えば、地方重視の国づくりという志を持って微力を尽くさせていただきたいという私の所信を述べさせていただいたということでございます。

○32番（坂本茂雄君） 地方重視の国政の一つの課題でもあるかと思いますが、私は次の質問をさせていただきたいと思います。

昨年12月定例会の、全国知事会で2018年7月に取りまとめた米軍基地負担に関する提言で示した改定内容の中でも、訓練の事前通知と当該自治体の承認を最低でも認めさせるよう改定させるべきではないかとの私の質問に対して、県民の不安が払拭されるよう、事前の情報提供や配慮を求めるこの提言の実現に向けて、全国知事会の一員として継続的に取り組んでいきたいと答弁されていましたが、これは自民党内部から変えていけることだと考えているのか、お聞きします。

○知事（尾崎正直君） 特に私は、米軍の低空飛行訓練については防衛省などに事前の情報提供を求めてきたところでもあります。また、本年7月の全国知事会議でも、危険性を除去するために、例えば事前に訓練が行われるのであれば情報提供するであるとか、さまざまな工夫を今後もしていただく必要があるのではないかと発言もさせていただいたところでもあります。軍事機密であって、一定の限界はあるかもしれない。しかし、その中においてもさまざまな工夫ができるはずだと、私はそのように考えております。自民党内部においてそれができるかどうかと

いう御質問でありますけれども、自民党内部においても、このことは住民の安全を守るために必要なことだと考えるのであれば、私として、その実現に微力ながら努力をさせていただきたいと、そのように考えるところです。

○32番（坂本茂雄君） 今の沖縄県の民意と、そしてこの国の姿勢を見たときに、極めて困難な状況があるかと思いますが、知事がそういうふうに決意をされているのであれば、それはそれで一生懸命取り組んでいただけたらというふうに思います。

これも昨年12月定例会で事前復興について、全国知事会でも2015年に、平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において、超大型災害を想定した事前復興制度の創設を求め、準備して待つ事前復興から実践する事前復興への取り組みを要望していることについて質問をさせていただきました。

しかし、私たちはなかなか事前復興が前進しないと受けとめていますが、なぜ全国知事会が要望するこのことが実現しないと考えられるのか、お聞きします。

○知事（尾崎正直君） 私も防災対策、減災対策については、長年もう本当に全力を挙げて取り組んでまいりましたが、そういう中においても2つの点において、まだ私どもとして求める点の実現できていないと思っておるところです。その事前復興ということの、ある意味個別各論ということになるかと思いますが、1つは、事前の高台移転を力強く推し進めていくための制度、そしてもう一点が、災害時の医療救護体制を強化するということでございます。それぞれ、全く進んでいないというわけではありません。個別に一つ一つ新たな制度がつけられようとはしていますが、その被害のマグニチュードに対して、現状の制度ではまだまだ緒についたばかりだと、そういうふうに思ってお

ります。

なぜそうなのかということですが、1つには、巨額の財政負担を一時的に伴うことに対するためらいというものがあるだろうと思います。ただ、事前対策を講ずることのほうが、中長期的に見たら財政負担も小さい、こういうことをずっと訴えてまいりました。このことを説得的に訴えていって、単年度主義に偏らない中長期的な財政運営ということの実現に向けて、私として議論を展開したいと思っています。

またあわせて、災害時の医療救護という点から言わせていただければ、この点は非常に技術的に困難な点がたくさんある、そういう意味において、まだ答えが見えていないところがあるだろうと思います。だからこそ、真剣に検討を重ねなければならないのであって、この点についても私として論を展開させていただきたいと思っています。

これまで知事会として、また高知県としてさまざまな政策提言を外から行ってまいりましたが、もしそういうことが可能となるのであれば、私として例えば国会などでこういう論議を積極的に展開させていただくことで、さまざまな事業を一步でも前に進められるように努力をさせていただきたいと、そのように思うものです。

○32番（坂本茂雄君） 知事が今定例会で、これまで12年間進めてきたさまざまな施策を支えてくれた県庁職員に対する感謝の意をあらわすという場面が多くありました。しかし、この間私は議会でも機会あるごとに取り上げてまいりましたが、職員は人員を減らされ続ける中で業務量はふえ続け、職員1人当たりの時間外勤務時間数は上昇・高どまり傾向にある。

そういう状況の中で、足元で最も支えてもらった県庁職員の長時間労働を解消できなかったということについて知事はどのようにお考えにな

られているのか、お聞きします。

○知事（尾崎正直君） 本当に長時間労働を強いたということは申しわけなく思うところです。本当に県庁職員の皆さんは大変頑張ってくれました。

私が、これはすばらしいことだ、本当に県庁職員の皆様の頑張りだと思っておるのは、このデータであります。私が就任した平成19年度と昨年度を比べますと、職員数は8.6%減少しています。行革ということで、こういうことになっていくわけですが、しかしながら1人当たりの総勤務時間数というのは2%程度の増ということにとどまっておるところです。平成19年当時は、まだ産業振興計画もなかった、そういう中において、新たに産業振興計画など大いに仕事をして、総時間数を2%程度で抑えている。どれだけ効率的に仕事をしてくれたかということであらわしているんだらうと、そういうふうに思っています。

ただ、いずれにしても、残業時間がふえておるとか、長時間の労働になっておるとか、そういうことは間違いのないことであります。これを減らすための努力を重ねていかなければならないだろうと思っています。大きく言うと、3点の取り組みをしなければならんと思っています。

1つは、例えば時間外に協議を行う場合は管理職だけで対応するとか、そういうきめの細かな対応をする、それが大事ではないかと。そういう点、何とかこの平成31年4月から令和元年8月までについては、1人当たり時間数、去年に比べて3.2%減ということになっていますが、去年が災害対応で多かったことを考えれば、引き続きまだ高い水準だろうと思います。

さらに加えて、より具体的な形での業務の改善、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらには業務の状況に応じた職員配置、このことに

も意を用いなければならぬだろうと思います。

さらに言えば、3点目でありますけれども、行政のデジタル化を進めていくことによって、抜本的に効率化するであるとか、こういう対策もさらに今後必要となってくるのではないかと考えております。行政デジタル化推進会議とか、そういうものも進めておるところでありますから、こういう取り組みをしっかりと進めていくことが大事だと思います。

本当に職員には感謝を申し上げておるところでありますし、そういう中で長時間労働が続いていることについては申しわけなく思うところでもあります。ただ、本当に頑張っていたいていことに改めて心から感謝を申し上げたいと、そのように思います。

○32番（坂本茂雄君） 先ほど言われた3点については、これまでもお示しになったことがあろうかと思えます。ただ、ことし4月から、いわゆる他律的業務ということで、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務については、1カ月において100時間未満、1年において720時間、時間外を命じてもいいというふうな業務を指定していますけれども、これは現在知事部局で832人指定されているんですね。832人の方については、1カ月において100時間未満までは時間外をさせてもいいんだと、1年間では720時間まで時間外を命じてもいいんだというふうにしています。

なおかつ、これは4月に決めた後に、例えば県施策の中でいろいろと思わく忙しい部署が出てきたら、次から次へ指定するというようなことをしているわけで、これは本来の他律的業務の趣旨を逸脱しているのではないかと思うんですね。

そういった意味では、この他律的業務の指定の仕方というものも見直していくべきだという

ふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○知事（尾崎正直君） もうそここのところは、不断に時間外勤務軽減のための努力を重ねていく必要があるだろうと思っているところです。もっと言うと、上限がそこまでだから、逆に言うとそこまでさせていいんだということではなくて、上限がそうであったとしても、できる限り少なくするように努力をするということがやはり大事ではないかなと、そういうふうに思っています。

他律的業務があつて大変忙しい部局であっても、例えば全員が忙しいわけではないかもしれない。忙しい人は頑張らなければならないにしても、そうでない人は早く帰るようにするとか、そういう日ごろの工夫もあるでしょう。スクラップ・アンド・ビルドを徹底して少しでもトータルの業務を減らすこともありますでしょう。今後はデジタル化ということを通じて、より抜本的に業務の軽減ができればなとも思っています。そういう総合的な対策もあわせて講じていく必要があるだろうと考えるところです。

○32番（坂本茂雄君） 実は、高知県の職員の長期病休者のうちメンタル面が理由で病休をされている方が、平成21年には53%だったものが、現在は63%になっているというような状況を考えてみたら、やはり職員の健康管理ということにも十分配慮していただきたいということも含めて、十分これらについては今後も留意していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

続きまして、産業振興計画であります。

産業振興計画についての提案説明では、農業分野では農業産出額等、さらに林業分野では原木生産量など、水産業分野では漁業生産額などと、その目標と達成状況を示しながら、農業分野では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、林業分野では、山で若者が働く全国有数の

国産材産地の形成を目指し、水産業分野では、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現に向けて取り組んでこられたというふうに説明されています。

若者が働き、稼ぎ、暮らしていけるということを新規就業者が体感できるような、農業、林業、水産業の平均年収などそれを示す数値を明示していただくよう順次お尋ねしますので、簡潔に御答弁いただきたいと思えます。まず、農業振興部長にお聞きします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 農業分野では、農家の平均年収を捉えた統計データはございませんが、本県の農業産出額等を販売農家戸数で割った販売農家1戸当たりの農業産出額等の数値を、産業振興計画の取り組みの成果をはかる一つの指標としております。この販売農家1戸当たりの農業産出額等については、平成22年で503万円であったものが29年には817万円と、62%の伸びとなっております。

○**32番（坂本茂雄君）** 続きまして、林業振興・環境部長にお尋ねします。

○**林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 林業分野におきましても、林業就業者の平均年収に関する統計データはございませんが、本県の林業産出額を林業就業者数で除した就業者1人当たりの林業産出額の数値を算出いたしますと、平成20年に400万円であったものが平成29年には572万円と、43%の伸びとなっております。

また、参考値とはなりますけれども、林業労働力確保法に基づく認定事業者に対し4年ごとに行っているアンケート調査では、雇用者の年収階層別の人数を把握しており、この人数から加重平均により年収額を試算すると、平成21年に349万円、25年に329万円、29年には357万円となっております。

○**32番（坂本茂雄君）** 水産振興部長、お願いします。

○**水産振興部長（田中宏治君）** 水産業分野でも、平均年収などを捉えた統計データはありませんが、本県の漁業生産額を漁業就業者数で割った漁業者1人当たりの生産額を、産業振興計画の取り組みを進める上で参考としております。この漁業者1人当たりの生産額は、平成20年の984万円が30年には1,487万円となり、51%の伸びとなっております。

○**32番（坂本茂雄君）** それぞれに御答弁いただきましたが、明確な実態の把握というのはなかなか難しいところがあるとは思いますが、やはり、若者が働き、稼ぎ、暮らしていけるということをうたうのであれば、どうやって把握していくのか、さらに目標額を持たせて、その進捗状況もPDCAで回していくというようなことも必要ではないのかというふうに考えますが、知事、こういったことについてどのようにお考えか、お聞きします。

○**知事（尾崎正直君）** 非常に重要な御指摘だというふうに思います。いわゆる平均年収を把握するということについて、所得を把握するというデータというのはなかなか現実問題としてはないわけであって、例えば税務申告だとかにかかわって、個々個別にということはあるかもしれませんが、トータルの統計量として把握するということについては、我が国の統計上はそういうものはないわけです。ですから、その状況を把握するに足るような関連のデータを見ていって、トータルとしてどうなっているかなということを把握すると、いわゆる複合的に結果をはかるということが大事だろうというふうに考えています。

一番ダイレクトに近づきそうだなというのが、個々産業別の1人当たりの生産額とか、そういうものがまずは代替指標として使えるだろうということで使わせていただいています。例えば川上、川下の前後の産業ではどうかとか、食

料品製造業製造品出荷額はどうかとか、木材・木製品製造業製造品出荷額はどうかとか、そういう形で川上、川下もふえていくようであればトータルとしてうまくいっているのではないかと、そういうことを把握しようと試みています。

さらに言えば、これは全産業なべてということになりますけれども、1人当たり県民所得とか、1人当たり現金給与総額とか、そういうものも見ていくことでもってその状況を把握しようとしたり、そしてあわせて言えば、各集落において若い人の人口動態がどうかとか、そういうことをトータルで把握していきながら、私どもとしてその取り組みがうまくいっているかどうかを把握しようということを考えております。

今後に向けて、そういう状況の把握の仕方については不断に工夫を重ねていく必要があるものと考えるところです。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、南海トラフ地震対策について質問させていただきます。

知事は、難易度の高い課題は避難情報への対応と避難行動要支援者の課題だというふうに言われています。難易度が高い課題だからこそ、本気度が見える取り組みでなければならないと思います。

名古屋大学教授で講演のためよく来高される福和伸夫減災連携研究センター長の著書「必ずくる震災で日本を終わらせないために。」の中で、本音で語り、本質を見抜き、本気で実践するという言葉があります。そういうことを、残された在任期間にしっかりと道筋をつけていただきたいということを知事に要請しておきたいと思っております。

そこで、まず難易度の高い課題とされる避難行動要支援者対策について地域福祉部長にお尋ねします。避難行動要支援者対策では、自助だけでは避難できない方たちに対して、共助と公助がどのような支援を行うかということが問わ

れています。現時点での名簿提供状況、個別計画策定がなかなか進まないという課題はありますが、それ以上に大事なものは、策定率ありきではなく、どのように命を守る個別計画となっているかではないかと思っております。しかし、その策定過程では、さまざまな課題にぶつかる場合があります。

そこで、発災した直後の避難支援は、市町村から提供された避難行動要支援者名簿を活用した、現在策定中の個別計画による共助の支援の仕組みに頼らざるを得ないと考えられますが、個別計画策定後に実効性をはかる上で、明らかになる課題に対して公助として行政が事前に行っておかなければならないことは何だと考えられているのか、地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（福留利也君） 個別計画の実効性を確保する上では、公助としまして、避難訓練の実施など地域の取り組みへの支援に加えまして、安全な避難路の確保や避難場所での受け入れ環境の整備、福祉避難所の確保などに取り組む必要がございます。こうした取り組みを進める上では、移動が困難な方を初めコミュニケーションに不安がある方など、要配慮者の特性に応じたきめ細かな支援が行われるよう、関係者の理解を深めていくことが大切だと考えております。

○32番（坂本茂雄君） そういった課題がある中で、地域で個別計画を策定し、それを訓練などで実践しようとしたときに明らかになってくる課題をなかなか共助や自助の段階では克服できないという場合に、きちんと事前に公助でそれを支援するというふうな仕組みをつくっていくということについて、いかがでしょうか。

○地域福祉部長（福留利也君） こうした要配慮者の方の特性に応じたきめ細かな仕組みづくりということに関しましては、これまで市町村に対しまして、要配慮者の特性や困り事をまとめ

たチラシを配布いたしまして、津波避難ビルや緊急避難場所で要配慮者の特性に応じた対策を進めていただくよう働きかけてきたところでございます。各市町村では、県の地域防災対策総合補助金を活用しまして、障害者用トイレ、パーソナルテント、背負い式避難具などの資機材の整備が徐々に進んでいる状況でございます。

今後も、各地域の訓練などを通して、要配慮者の特性に応じたきめ細かな支援方法や必要な資機材の整備などがさらに進んでいくよう、危機管理部とも連携をしまして、地域の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ぜひ事前のそういった取り組みを支援する仕組みを、さらにさらにきめ細かくやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

続いて、昨年12月定例会において当時の危機管理部長は、既存の建物を指定している津波避難ビルは車椅子の利用者の避難を想定したスロープは設置されていない、今後タワーも含めて車椅子を利用される方が安全に避難できる方法について、市町村や自主防災組織など避難を支援することとなる方々とともに研究していきたいと答弁されていますが、現在どのような状況になっているか、危機管理部長にお尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 第4期南海トラフ地震対策行動計画では、津波避難タワーなどの避難場所の総点検を実施し、避難の実効性を高めていくこととしています。まずはタワーから実施しており、スロープを設置していないタワーにおいて、車椅子の方をどう避難させるつもりなのか調査したところ、ほとんどの市町村が、地域の方々が車椅子を持ち上げて避難することを想定しておりました。その中で、一部の市町村では、介助者の負担を軽減するため、階段を滑らせて移動できるエアバッグ式担架を購

入しているところもありました。

また、この総点検のほか、介助者の負担を小さくする製品を調べましたところ、介助者がおんぶしたり、布製の担架を介助者の肩にかけてつり下げること、介助者の両手が自由に使える、移動介助を安全かつ容易にする製品もありました。

今後も引き続き、車椅子を利用される方の安全な避難に関する事例を調査し、市町村と情報共有していきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ただ、その際にそれを配備していく上でも、やっぱり財政的な問題が出てくるんですね。先ほど地域福祉部長が言われたことと関連してきますけれども、例えば先ほど言われたエアバッグ式担架は大体10万円前後するんですよ。それを例えば1つの防災会で備えるということじゃなくて、やはりそこは、例えば民間の津波避難ビルを指定していれば、その津波避難ビルになっているマンションなんかの自主防災会が補助金をもって負担するのではなくて、きちんと公助の仕組みで負担していくということなんかも考えていただきたいというふうに思うんです。

ぜひそのことについては、地域福祉部とも連携して、そういった共助や自助のところの財政的な負担にならないような仕組みを考えていただきたいというふうに思いますが、その決意を聞かせてください。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 例えば避難タワーでしたら、そういう避難のための器具なんかについて市町村が購入する場合には、県のほうが半分以上負担するようにしていますので、基本的にはそういうものは補助の対象になると考えています。それが対象にならなかった事例があるかどうかというのはちょっと把握ができていないんですけれども、基本的には支援をしていくと、避難をするための器具については考えて

おります。

○32番（坂本茂雄君） タワーは公的につくったもんですよね。ところが、津波避難ビルは民間の建物をお借りしているわけですよね。そこに対して公が負担するということはまだやっていないでしょう。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 民間の施設を、地域の方々も避難するような施設にするというときには、一部、それに対する支援もやっています。例えば、民間の方が逃げるための避難タワーをつくるときに、周辺の方々も逃げるのであればというような位置づけで。だから、避難ビルも同じような考え、避難施設として考えられると思うんで、そこは十分に検討させていただきたいと思います。

○32番（坂本茂雄君） ちょっと、またきちんと詰めさせてもらいますんで、委員会のほうで。

昨年12月定例会では要請とさせていただいた、階段を上れる車椅子などの防災製品開発などについてはどのような状況か、商工労働部長にお尋ねします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 防災製品の開発につきましては、ユーザーの気づきを促すような価値提案型の製品開発を促進するため、本年度新たに避難所関連、防災食品、土木・建築の3つのテーマで防災製品開発ワーキンググループを立ち上げ、専門家を招いた勉強会や県内企業によるワークショップなどを行っているところです。

要請のありました階段を上れる車椅子など、要配慮者が安全に避難するための製品につきまして、県内企業によるものでは津波避難タワーに設置する手巻き式ゴンドラや階段でも人を運べるストレッチャーなどがありますが、まだまだ新たな製品開発の余地があると考えております。

避難行動における要配慮者対策は極めて重要

な課題でありますので、年内に開催を予定している2回目の避難所関連ワーキングにおいてテーマとして取り上げることとしており、危機管理部や地域福祉部、市町村などと連携を図りながら、県内企業による製品開発に向けた意欲の喚起に努めてまいります。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、広域避難所について危機管理部長にお尋ねします。避難所は、発災1週間後の避難者約23万人に対し約21万人分の避難所、約1,300カ所が確保されていますが、いまだ2万人分が不足しているというふうな状況です。

そこで、今後の避難所の確保の目途はどのように立てられているのか、お尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 避難所の確保につきましては、今後まだ活用していない学校の教室や公民館、民間施設の活用を進めていきたいと考えております。仮にですが、それらの施設を全て活用できましたら、約3万人分のスペースが見込めます。そうなれば、県全体としては全ての避難者の受け入れが可能になると考えています。可能な限り早期の確保を目指して、市町村と連携して取り組んでまいります。

○32番（坂本茂雄君） 今おっしゃったように、県内全体でいけば大体充足されると、それが可能になればということなんですが、ただ高知市という形で見ると約4万人分不足しております。中央圏域内での余剰充足数を差し引いてもなお、約3万人分不足するという試算結果が出ております。

現状では中央圏域内で完結できないと思われませんが、その場合は中央圏域を越えた範囲で確保することになると思われませんが、避難先の提示がどの段階で明らかにされるのか、お尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 避難者数は地震の規模によって大きく異なります。できるだけ

自宅に近いところに避難していただくためには、発災後に実際の避難所の利用状況や避難者数をもとに、広域の避難先を調整することとなります。そのため、住民の方々に対して避難先をお示しできるのは、基本的には広域避難の調整が終わった時点になると考えております。

ただし、高知市については広域避難者が多く発生することが想定されますことから、今後避難先についての大まかな方向性は決めていきたいと考えています。

○32番（坂本茂雄君） 広域避難の実効性の確保を図ることとして、訓練などを通じた広域避難計画の磨き上げが提起されています。そのためにも事前交流を重ねていくことも必要と考えますが、そのための支援はどのような形で行われるのか、お尋ねします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 地域間交流に係る移動や防災学習会の経費につきましては、県の地域防災対策総合補助金の対象となっています。具体的には、市町村が地域に補助する際にその2分の1を市町村に補助をしています。

○32番（坂本茂雄君） これも納得できませんけれども、時間がありませんので、次をお尋ねします。

仮設住宅について土木部長にお尋ねします。これまでも、仮設住宅の確保について量的な不足を随分と指摘してきました。昨年の中には、第4期南海トラフ地震対策行動計画の中で明確にさせていただきたいということも要請させていただきましたが、今回の計画の中でも、主な目標として応急仮設住宅建設用地約458ヘクタールの確保ということが掲げられているのみであります。

そこで、充足率を高めるための具体的な方策はどのように検討されているのか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（村田重雄君） 建設型の仮設住宅の

用地につきましては、昨年度末で2万3,000戸分を確保し、借り上げ型と合わせますと約3万戸の供給が可能と見込んでおります。この結果、L1クラスの地震で必要となる約2万2,000戸は確保できている状況ですけれども、L2クラスの地震において必要な戸数には足りない状況です。このため、限られた建設用地を効率よく活用する取り組みもあわせて進めているところでございます。

東日本大震災では、海上輸送コンテナなどを利用しました2階建てや3階建ての仮設住宅が建設されておりまして、限られた建設用地を有効に活用するための一つの方策と考えております。そこで、県では昨年度より、2階建てや3階建ての場合の問題点や改善策などにつきまして、一般社団法人プレハブ建築協会と検討を進めているところです。その一方で、必要となる仮設住宅戸数を少なくする取り組みも重要であると考えておりまして、住宅の倒壊を防ぐ耐震化の促進にも取り組んでいるところです。

引き続き、これらの取り組みを一層進めまして、仮設住宅の充足率を高めていきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 2階建て、3階建てという今までにない取り組みで、少しでも解消していくということなんですけれども、それに加えて、西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震において、被災者が所有する敷地にトレーラーハウス型応急仮設住宅が設置された事例があります。仮設住宅用地の課題を解消する一助になるのではないかと思います。今後の仮設住宅確保の上で検討されるのかどうか、お伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 昨年の7月豪雨被害の際には、岡山県倉敷市で51棟のトレーラーハウス型仮設住宅が供給されております。このトレーラーハウス型仮設住宅は比較的狭い敷地でも対応できることから、被災者の所有地の一角

に設置することも可能であり、仮設住宅の建設用地不足の解消につながるものと考えております。

このため、県におきましては、このトレーラーハウス型仮設住宅の活用につきましてメーカーと意見交換を行うなど、仮設住宅の供給メニューの一つとして検討を進めているところでございます。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、生きづらさの解消に向けた課題で地域福祉部長にお尋ねします。

厚生労働省の地域共生社会推進検討会は、複合的な課題について一元的にワンストップで対応できる自治体窓口の創設など、断らない相談支援の必要性について提言しています。検討会は年末に最終報告をまとめられる予定ですが、本県において、この流れを踏まえたときにどのような相談体制が想定されるのか、お尋ねします。

○地域福祉部長（福留利也君） 現在検討されております断らない相談支援の想定される相談体制としまして、地域の関係機関による既存のネットワークに断らない相談に必要な機能を付加する多機関の協働のタイプと、総合的な相談窓口を設けるワンストップのタイプが示されております。

現在、県の地域福祉支援計画の改定作業を行っているところでございまして、市町村のこうした相談体制や専門的な人材の育成など、県の支援のあり方につきまして、今後の国の議論も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 続きまして、引きこもられている方々への居場所、ピア相談窓口などの支援についてお尋ねします。先日、我が会派の田所議員も8050問題と引きこもりについて質問をされました。一昨日、高知市内で開催された「ひきこもり つながる・かんがえる対話交流会」

に私も参加させていただき、いろんなことを学ばせていただきました。

そこで、厚生労働省では2020年度、ひきこもりなどで社会的孤立に苦しむ人の個別相談を担い就労を支援するアウトリーチ支援員を、自治体に配置する検討に入ったということが報じられていました。小規模自治体でも相談体制を強化できるようにするとの意味合いから、こういったことが進められているようですが、本県ではどのような対応が検討されるのか、お尋ねします。

○地域福祉部長（福留利也君） さまざまな課題を抱えながら家庭内の問題を外部に出すことをちゅうちょするなど、みずからSOSを出せないといった、支援に結びつかない方を支えていくには、支援機関がそうした方の状況を把握し、支援につなぐためのアウトリーチが有効な手段でございます。お話にあったアウトリーチ支援員につきましては、国において予算化されれば積極的に活用し、地域でSOSを待つのではなく、早い段階から訪問支援を行う体制の構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） ちょっと時間がなくて申しわけないですが、今後そういった引きこもる人が孤立しない相談の窓口、あるいは居場所、さらにはアウトリーチによる相談支援、そういったことに対応できるような高知県の姿勢を求めているとお思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして——もう時間がありません。最後の課題なんですけれども、県立大学図書館の蔵書除却処分について知事に、時間がないので、1問目は省いてお尋ねしたいと思います。

県立大学の出先機関調査では、検証委員会の報告も出て、図書館改革委員会で改革が進んでいるからいいのではないかなというように一件落着感を感じました。しかし、その後高知新聞に

は「続 灰まで焼け」が連載されるとともに、私どもに寄せられる関係者や県民の無念感と怒りは継続しているとしか思えません。

そんな中で、開会日に公立大学法人評価委員会から平成30年度業務実績評価書が提出されました。全体評価として、図書館運営について課題がありとして、項目別評価では、県民等から批判があった永国寺図書館の図書除却については、その処分方法について配慮が十分ではなかったと認められると指摘されていました。

しかし、ことし6月の、事前に文案を調整したメールが流出したという新聞報道の際にあった、県の私学・大学支援課からは、今回の大学の処理は基本的には間違っていないというスタンスは変えないようにと言われていましたとか、処分の方法のところで配慮が足りなかつただけでいいのではないかなどと書かれていたことを反映したかのように、今回の平成30年度業務実績評価書では、その処分方法について配慮が十分ではなかったとしているのは、第三者機関の評価書として極めて問題だというふうに考えられますが、この評価書の妥当性について知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(尾崎正直君) これは第三者委員会ですっきり議論していただいた結論であります。御指摘のような、私学・大学支援課からの圧力によって内容がゆがめられたなどという事実は一切ございません。

このメールが流出したというものは、違法に流出したものでありますけれども、県の私学・大学支援課からは、大学の処理は基本的に間違っていないというスタンスは変えないようにと言われていたというのは、去年の8月17日、報道があった日に、翌日のコメントを出すに当たって、そのコメント文案を相談する中において、県のほうから、大学の考え方や事実を正確にわかりやすく記述してはどうかとか、大学は

除却について時間をかけて慎重に行っており基本的に間違っていないのではないかと、所管課として指摘や助言を行ったものということでもあります。

さらに、今回の大学の処理は基本的に間違っていないというスタンスは変えないようにと言われていたというメールについて、基本的に圧力というものではなくて、あくまでコメント文案をつくる時の指摘、助言にとどまるということ、この点ははっきりさせておきたいと思えます。

その後、私どもとして県から、事実関係を明らかにしてしっかりと検証するように、私も含めて多々申し入れてきたところであります。実際にその後の検証プロセスは、県とは独立した第三者によって行われてきたものであります。また例えば、学長が適切ではなかったと自覚した内容なんかについても、検証委員会の報告書にしっかり記載をされているとかいうこともありますように、この第三者委員会での検証というのは十分に客観性を持って検討が行われたのだと、そのように考えております。

もう打ちどめ感というようなお話もございましたが、そんなことはなくて、これからこそ改革のプロセスを具体化していくときだと思っていますから、大学においてしっかり対応していただくことが大事だと、そういうふうに思っています。

○32番(坂本茂雄君) やはり、いろいろと見るにつけ、この検証委員会の報告が本当に妥当だったのか。やっぱりここの検証がきちんとされないと、今後の改革というものもきちんとしていけないというのがあると思うんですね。そういった意味では、やはりもっと深く掘り下げた議論というのがされてしかるべきではないのかなというふうに思っています。

時間がございませんので、ほかにも用意して

いた次の質問もあったんですけども、引き続き危機管理文化厚生委員会の中で議論をさせていただきたいと思います。

最後になりますが、知事、12年間大変お疲れさまでした。もっともっと議論をしたかったという思いがありますけれども、これにて私の質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、坂本茂雄君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は40分です。

34番中根佐知さん。

○34番(中根佐知君) それでは、早速質問に入らせていただきます。

ことは、1979年に女性差別撤廃条約が国連で採択されて40年になります。日本を含めて国連加盟国193カ国の中で189カ国が批准をするこの条約は、国際文書として初めて男女の固定化された性的役割分業の見直しを高く掲げて、法律上だけではなく事実上の人間の平等を目指すものです。

1985年に世界で72番目の加盟国となった日本の批准国会で、当時の安倍晋太郎外務大臣は、条約は男女について母性保護以外は全て平等であるという立場をとっており、これまでにない極めて画期的な考え方ではないかと思っている、いわゆる基本的人権というか、人間の尊重、尊

厳をはっきりうたった包括的な条約であって、日本もこれに加入することによって条約の趣旨を生かして、今後日本に残っている問題を解決し、条約の趣旨が完全に履行されるよう努力していかなければならないと述べています。そして、条約を締結した以上は、これを誠実に実行しなければならぬ義務が国際的にも新しく付与されるわけで、まだまだ国内法の体制などについても十分でない点がある、この条約が完全にその目標を達成するように、まだ時間はかかると思うが、腰を据えて取り組んでいかなければならない、そう決意を語っています。

そのすぐ後、1988年の最初の女性差別撤廃委員会審査で日本政府は、1985年につくられた男女雇用機会均等法に、女性に対する育児のための便宜供与の規定を入れたことを意気揚々と報告しましたら、委員から、それは女性差別だと言われてぎゃふんとなりました。女性だけが育児の責任を負うという仕組みはだめだと言われ、1991年に男性もとれる育児休業法ができました。日本の到達が世界の高い到達に正されるということで、よりよい制度が作り出された一例となっています。

20年後、これでは不十分だとして、国連総会で女性差別撤廃条約の実施を促進するために、個人からの通報を認める個人通報制度と、締約国の選挙で選ばれた女性差別撤廃委員会の委員が締約国を調査する調査制度を入れた女性差別撤廃条約選択議定書が採択をされました。それからまた20年たった現在112カ国が批准していますが、日本政府はいまだに選択議定書批准を棚上げにしている状況です。県からも国に対して声を上げるべきではありませんか。

国際女性の地位協会会長の山下泰子さんはことしの3月、女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすれば日本はどのように変わるのかに答えて、批准をするということは裁判所が女性差別

撤廃条約を裁判に適用するようになる、国会が性別に基づく差別的法制度を見直して差別をなくすための法整備が進む、国や地方自治体が差別された個人を救済するための方策をとるようになる、個人やNGOがジェンダーに基づく無意識の偏見や差別をなくすために条約を活用して世論を喚起できる、ジェンダー平等と女性の権利の国際基準が日本の女性のものとなると述べています。意識と認識を変える大きな力になると思います。国際社会の流れに沿って、高知県でも、誰もが安心して生活できる環境を整えていこうではありませんか。

男女共同参画本部長として、この12年間取り組んでこられた知事の選択議定書批准への認識や思いをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 男女共同参画社会の実現というのは大変重要な課題である、これは言うまでもないことであります。県において、こうち男女共同参画プランに女子差別撤廃条約の周知を図ることなども位置づけて取り組んでいるわけではありますが、そういう中におきまして、この女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関しては、ポイントとなっておりますところの個人通報制度の受け入れの是非、やはりここについての議論を要するものと、そのように考えております。

今、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、国において真剣に検討を進めているところだと承知をしておりますけれども、条約に関する事柄でもありますので、国の動向を注視すべきものと、そのように考えております。

○34番（中根佐知君） 女性差別撤廃条約ができて40年、そしてこの選択議定書ができて20年。いつまでもゆっくり待っていたのでは本当に人生が終わってしまう、そんな感覚がいたします。何の障壁もないのだということを国会の中でも外務大臣などが述べていらっしやいまして、やっ

ぱりこれはいろんなところから意見を出していく必要があるのではないかと考えています。

選択議定書ができたのと同じ1999年に、日本では男女共同参画社会基本法が成立をし、政府にも担当大臣が置かれましたけれど、この20年、日本のジェンダー平等は大きく進んでいるとは言えません。

高知県男女共同参画社会づくり条例のもとで県の男女共同参画プランがつくられて、5年ごとに改定を行ってきました。この12年でどのような変化をつくり出してきたという認識の中で課題をお持ちなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） このこうち男女共同参画プランに基づいて、意識を変える、場を広げる、環境を整える、この3つのテーマを掲げて、啓発や研修等のさまざまな取り組みを進めてきたところであります。一定、男女共同参画に関する認識は広がってきているところはありますけれども、まだまだであって、さらに取り組みを強化する必要がある、そういうところだろうと思っています。

実際のところ、平成16年度と26年度の男女共同参画社会に関する県民意識調査を比較しますと、男女平等と感じる県民の割合は、職場において23.1%から32.7%と約10ポイント増加、学校においては62.5%から71%と9ポイント増加ということであります。ふえてはいますが、しかしまだまだだろうと思っています。

他方、高知家の女性しごと応援室はきめ細やかな就労支援などを行ってきたわけでありましてけれども、そういう中で3カ月以内の就職率が、開設した平成26年度の45.8%から平成30年度には65.5%へ増加したこととか、ファミリー・サポート・センターの設置数が、平成19年度1カ所だったのが現在10カ所になるなど、一定子育てしながら働いていくということについてのサポートの体制も整いつつあります。結果、育児

をしている女性の有業率が、平成24年度と29年度で比較すると、65.2%から80.5%と約15ポイント増加をしているところではあります。ただ、一定進展は見られるものの、やはりさらなる取り組みが必要な状況と思います。

さらに言えば、育児休業など制度的に性別に関係なく利用できる制度も男性の取得が少ない状況になっていること、こういうことなどもまだ課題として挙げられるのではないかと考えていまして、こういうことへの取り組みもさらに進めていく必要があるだろうと、そう考えているところです。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。いろいろな意識をお持ちのことと思いますけれども、限られた時間の中でお話をさせていただきました。正規の雇用などの中で男性も女性も子育てにかかわる人たちがしっかりと子育てにかかわれるような、そんな環境をやっばり整えていかなければならない、そんなふうにも思います。

このこうち男女共同参画プランでは、先ほどおっしゃったように、場を広げる、そして意識を変える、そして環境を整える、こういう分類をして努力をしてきましたけれど、多様性を大切にしながら施策を推進する点で言えば、私は県庁の庁議の場にもっと多くの女性が登用されればなというふうに思うこともしばしばです。選択的夫婦別姓や事実婚などの婚姻のあり方など、一貫して国連から指摘をされている民法の改正も追いついていません。実態に即した法律にしてほしいという願いはいまだに実現しないままでございます。たくさん課題の中でも、多様性に対して開かれた、スピード感を持った、40年、20年などと言わないような、そんな施策が今求められています。

先進国の中でも日本が極端におくれている課題の一つに、LGBTに対応する性的マイノリティー問題があります。社会の意識を変えるた

めに研修を重ねるとともに、徹底して行政の書類や申請書から必要のない性別欄をなくしている堺市の例を、2016年の吉良議員の質問でも取り上げました。性的マイノリティーへの差別をなくして尊厳を持って生きることを求める運動が広がっていることは、日本社会の希望なんですけれど、国会では昨年12月にも、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が4つの政党の共同提案で提出をされています。

そこで、高知県での性別欄に対する配慮についてどのようになっているか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 県では申請書等の性別欄につきましては、事業を行いますそれぞれの担当課において、法令等に基づいて必要性を判断しているところであります。事業を実施する上で性別情報を記載する必要がなければ、様式の見直し等をしているところであります。また、アンケート等におきましても、性別欄を自由記載とする事例がありますなど、柔軟な対応を図っているところです。

なお、県内では、香南市において性別欄を廃止した公文書があるというふうにも聞いております。

○34番（中根佐知君） それを県が始めたということは大変いいことだと思いますけれども、それを全县に広げていきたい、こんなふうに思います。

次に、性的マイノリティー問題の研修の状況はどうなっているのでしょうか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） こうち男女共同参画センターソーレや人権啓発センターにおきまして、平成26年度から性的マイノリティーに対する正しい理解と認識を深めるための一般向けの研修を実施しております。また、

人権啓発センターが行っております講師の派遣事業、派遣研修では、LGBTをテーマとした研修を実施しております。平成29年度には7件でしたが、30年度には30件と大幅に増加をしております。

また、人権問題に関する県庁内の職場研修というのがございますが、平成30年度には20の所属が性的マイノリティーをテーマとして実施をいたしましたほか、毎年度県職員と市町村職員を対象に実施しております男女共同参画に関する研修におきましては、平成29年度性的マイノリティーをテーマとして取り上げて実施をしたところであります。

○34番（中根佐知君） それでは、性的マイノリティーに関する電話相談窓口、これがソールの中にあるというふうにお聞きをしていますけれども、こうした窓口があるということ認識できるような広報活動なども積極的にすべきではないかと思いますが、文化生活スポーツ部長お願いいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 性的マイノリティーに関する電話相談といったことに対しましては、今御指摘のございましたソール、それと人権啓発センターも窓口として対応させていただいております。ただ、一般になかなかそれは周知されていないという実情もあります。さらに、このことは広報紙やホームページ等で、しっかりと県民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、学校の男女混合名簿はいまだに100%になっていません、どこに原因があるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 令和元年度に実施しました直近の調査では、県立学校と公立幼稚園では男女混合名簿の使用率が100%となっております。

すが、公立小学校は85.8%、公立中学校は86.9%と前回よりかなり上昇はしているものの、100%には至っていない状況となっております。この要因としては、男女共同参画社会や混合名簿使用の意義や必要性についての理解がまだ教職員間で浸透し切っておらず、保健体育、それから身体測定などの教育活動や事務処理を行う上で、男女別名簿の使用についての利便性が優先されている状況がまだあるというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） もう86%行っているのなら、あと14%近くができないはずはありません。こういうことは直ちに行うべきだというふうに思います。ぜひ啓発をしてください。

そして、トイレについて。学校に多目的トイレが必要だというふうに思うんです。公的機関の中に広がりつつありますけれども、学校は本当に子供たちが安心して入れるトイレを優先してつくるべきではないかと考えていますが、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく障害者等への配慮、それから支援の観点から、また学校を防災拠点や地域に開かれた施設にする観点から、各学校における多目的トイレの設置が徐々に進んできております。

また、ことし3月に高知県人権施策基本方針が改定されまして、性的指向・性自認が県民に身近な人権課題に新たに位置づけられ、県教育委員会としても性的マイノリティーへの理解や配慮が進むよう、研修等を通じて取り組んでいるところです。こうしたことから、人権尊重の観点からも多目的トイレの整備を促進していく必要があるというふうに考えております。

特に、教育面では幼少期から多様性を受容する意識や人権感覚を育む必要性があることや、全ての子供が安心・安全に過ごせる環境をつく

るために、学校に多目的トイレを整備することは重要というふうに考えておりました、その意義とか必要性につきまして、今後さらに市町村教育委員会や学校に周知していきたいというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） 予算も伴うことではありませんけれども、ぜひ周知をお願いいたします。

男女の性差にとらわれずに、人間としてより豊かに生きることができるよう、ジェンダー問題というのはもっとスピードを上げて取り組まなければならないと思います。今すぐにできることを率先する高知県の取り組みを求めたいと思います。

また、県内の全ての市町村に性的マイノリティー問題の取り組みを広げる手だてについて知事のお考えを伺います。

○知事（尾崎正直君） ことし3月に改定しました高知県人権施策基本方針において、新たに性的指向・性自認を県民に身近な人権課題に位置づけ、啓発、研修等に現在取り組んでいるところです。この基本方針では、県は市町村が実施する事業に高知県人権啓発センターの研修講師の派遣を行うなど、市町村と積極的に連携を図ることとしております。また、来年度に改定予定のこうち男女共同参画プランにおいても性的マイノリティーを位置づけますとともに、各市町村でも同様の視点で男女共同参画プランの策定や改定が進められるよう取り組んでいく必要があると考えております。

この性的マイノリティーに対応した施策は、まだまだ不十分であると認識をしているところでありまして、今後も県民の理解を深めるための啓発の実施や相談対応の充実、市町村との連携、こういうことに力を入れていく必要があると考えております。

○34番（中根佐知君） ぜひ積極的に取り組みをお願いしたいと思います。本当に多様性をどう

認めるか、これが人間をどう認めていくかという人権の問題、そしてよりよい社会をつくることにもつながっていくと思っています。

次に、育児休業についてお聞きいたします。都道府県の男性職員による育児休業の取得率が、2017年度は平均で3.1%と大変低く、政府の掲げる2020年に13%取得という目標にほど遠いことが発表されました。高知県は教員や警察を含めると7.3%だけれど、知事部局では17.1%というふうになっているとお聞きしています。しかし、これは決して素晴らしい数値では——日本全体もそうですけれども——ないと思うんです。

対象となる職員の何人に対して何人が取得した形になっているのか、知事部局の範囲で総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 知事部局におきます平成29年度の取得率17.1%のもととなる人数ですが、対象となる職員70名に対しまして取得者12名となっております。

なお、この17.1%というのは全国上位と認識しておりますし、また議員から御紹介のありました教育委員会、警察本部等を含めた高知県全体では全国2位という状況となっております。しかし、率先垂範する立場である公務職場としては、さらに取得率の引き上げに努める必要があると考えております。

○34番（中根佐知君） 全国の成功例では、3年連続100%の茨城県龍ケ崎市の市長が率先して取り組んでいる、そういう事例が報告をされています。とりやすい雰囲気を出して市長が率先してつくって、育休経験者を子育て部門に異動させるなどまちづくりに生かしている。イクメン休業の制度を導入して、最初の1カ月を有給にすることで取得期限を迎えた男性社員253人の全員が1カ月以上の育休を取得した大手企業など、組織を挙げて取り組む報道もされています。

長期休業者に対応するための要員確保について考慮する必要がある、私はあると思っています。臨時職員に正職員と同等の業務を担わせるのが困難な状態も生じたりしています。職場の皆さんに迷惑がかかる、とても忙しい、人が足りない、そんな中では休めないなどの声は以前から聞こえてきています。

高知市では2015年に、行き過ぎた定数削減を改め、増大する業務量に対して職員不足になっていることを認めて、人材確保の必要性を示していました。そして、その中で育児休業、長期休業に対しても臨時職員を原則とする対応に加えて、総務部門に予備定数を配置し、業務量の増減を含めて正職員で対応できるようにしたと報告をされています。このような体制的な保証をつくるのが欠かすことはできないことではないでしょうか。

知事は、イクボス宣言もされて頑張ってくられたと、呼びかけをしてきたということをお聞きしていますが、なぜ100%の取得ができないのか、該当者の声を分析して対応に当たる必要があるのではないかと思います、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 平成28年度に行いました職員アンケートでは、男性職員が育児休業を取得しなかった理由といたしまして、一番多かったのは、ほかに育児をする人がいた、これは23.2%、次に上司や同僚に迷惑をかけると思った、21.4%、3番目に収入が減って家計が苦しくなる、19.0%となっております。

この結果からは、まず育児休業の取得をちゅうちょする職員が取得できるようにすることが、取得率向上につながるものと認識しております。そのためには、管理職員を含めました周囲の職員の理解や、特に育児休業中の職場体制づくりが重要だと考えております。本県におきましては、管理職員に対しまして、子供が生まれる職

員と面談を行い、職員の状況等を踏まえて、育児休業中の業務をカバーする体制を整えるよう要請しているところでありますが、今後この面談の時期を早めるなど、取り組みを徹底してまいりたいと考えております。

○34番（中根佐知君） 続いて、総務省が業務調整や代替え要員の確保、取得者の体験談の周知などで、職員の不安や抵抗感を軽減するよう求める通知を出しているそうです。総務部長はどのように受けとめられているか、重ねてお伺いします。

○総務部長（君塚明宏君） 総務省の通知におきましては主に次の3点、1点目は、職員が育児休業を取得しやすい環境整備に努めること、2点目は、トップからの積極的なメッセージ発信や面談の実施を推進すること、3点目として、国では管理職の人事評価に関して、部下職員の育児休業取得に係る取り組み状況を用いていることを参考にすることが示されております。これらのことは、大変重要な取り組みと受けとめております。

本県においてもこれまで、1点目の関係では、育児休業を取得しやすい環境整備に向けて、子育て支援の制度等をわかりやすくしたハンドブックの作成や育児休業取得職員の体験談の紹介、それからトップに関することとしては、知事のイクボス宣言やイクボスに関するリーフレットの配布、管理職員の人事考課につきましては、次世代育成支援の取り組み状況を評価項目の一つとしていることなど、この通知に示された項目に取り組んでいるところでございます。加えて、議員からお話のありました代替職員の配置につきましては、臨時的任用職員の配置を原則とするのではなく、期間に応じまして正職員または臨時的任用職員を配置ということとしております。

来年度に向けまして、次期高知県職員子育て

サポートプランを策定する中で、総務省通知で紹介されている取り組みや現在実施中の職員アンケートの結果も踏まえまして、現状の取り組みの改善や新たな取り組み等について検討してまいりたいと思います。

○34番（中根佐知君） 先ほどお話がありましたように、だんだんに努力が積み重ねられているように思いますが、17%少しの比率は決して世界水準で高いものではありません。本当に、1980年代の国連で指摘をされたような、そんなところに舞い戻るような意識、ほかに育児をする人がいたからという意識では、男女共同参画の点ではなかなかオーケーは出ないということをお腹に銘じて、ぜひとも旗を大きく振っていただきたいというふうに思います。

厚労省は、これまでもあった男性の育児休業取得を促進させるために積極的に取り組む企業への助成制度を来年度さらに拡充する方向だと報道されています。高知県は中小業者が多くて、こうした助成制度を事業者によく知らせる必要があると思いますけれど、県としてどのような手だてをとっているのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 平成30年度の国の全国調査によりますと、女性の育児休業取得者の割合は82.2%、一方男性の割合は6.16%と、女性に比べて大幅に低い状況でございます。こうしたことから、国では男性の育児休業の取得を促進するため、来年度助成制度を拡充する方針を決めています。こういった各種助成制度の周知に当たりましては、国ではわかりやすいパンフレットを作成するとともに企業訪問や団体広報紙を活用したPRを行っており、県でも関係団体への説明会などを行っているところです。

また、昨年度設置をいたしました高知県働き方改革推進支援センターにおいて、職場環境の改善など課題解決に向けて相談を受けるととも

に、さまざまな助成金の活用を企業に促しているところです。その結果、男性職員が育児休業を新たに取得する企業も出始めるなど、徐々に関心が高まっていると感じています。

さらに今後は、今年度創設いたしました働き方改革実践支援アドバイザー派遣制度により、助成金の活用も含めたより実践的な企業の取り組みを支援し、育児休業の取得を促進してまいります。

○34番（中根佐知君） 社会のあり方そのものを変えていく事業ですから、大変ですが、一気に100%になることが自然であるような、そんな取り組みにぜひとも力を尽くすように。こうしたことが急がれているというふうに思っています。

次に、所得税法第56条の、個人事業主と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない規定についてお伺いいたします。これは、女性の地位向上と経済的自立を阻む差別を象徴するものとして、2016年3月に国連の女性差別撤廃委員会の勧告が出されて、2017年11月には日本弁護士連合会が所得税法第56条及び第57条を見直す意見書を公表いたしました。業者婦人など家族従業員の働き分を必要経費として認めないで、申告の仕方でも不当に差別をするものです。

実は、高知県では、2007年10月に県議会が決議をして以来12年かけて、この所得税法第56条の廃止を求める意見書決議が全市町村で上がっています。ことし7月に最後、室戸市が決議をいたしました。県を含め35自治体で国への意見書が決議をされた。そして、県の基幹産業に農家や中小業者が多い高知県にとって、地域経済、ひいては地域の活性化につながる内容をこの所得税法第56条廃止問題は持っています。

全自治体からのこの第56条廃止意見書の重みを受けとめて、国に向かって意見書の趣旨をしつ

かり要望すべきだと考えますが、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この所得税法第56条につきましては、御指摘のように、廃止を求める意見書が県内の自治体の議会において議決されるなど、本当に多くの意見があるということは承知をさせていただいております。これまで、家族関係の多様化などによる納税者の意識の変化を踏まえて、家族従業者の給与の取り扱いの妥当性に関する議論が、長年国会の場などでなされているわけであります。

国においては、本規定の見直しについて事業所得等の適正な申告に向けた取り組みを進める中で、引き続き丁寧に検討を行うとしておりまして、この検討を注視したいと、そのように考えるところです。

○34番（中根佐知君） 採択にかかわって、初めてこの第56条問題を知ったという郡部の議員さんなどは、今の時代にはすぐわない制度に憤りを感じていると、最低賃金が決められている先進国の日本でそんなことがあるなんてやっぱりおかしい、全国どこの議会でも通る中身だと思えますよと話されています。

被雇用者だろうと、自営業者だろうと、その家族だろうと、真面目に働く者に文化的で最低限度の生活が保障されるように、人的控除を中心に生活費に課税しない課税最低限の拡充が必要です。人間として多様な生活を認め合う男女共同参画社会が促進されるように、率先した県としての取り組みをこれからも求めていきたいと思っています。

次に、安全な食材を学校給食に提供する体制づくりについて教育長に伺います。

農水省によると、2018年度の食料自給率が2017年度より1ポイント低下して37%になりました。また、TPP協定は遺伝子組み換え食品の貿易促進をうたって、食の安全より貿易拡大を優先

する内容になっています。

学校給食法では、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地場産物を活用するなどの創意工夫、地域への理解を深めることがうたわれています。高知県の学校給食で地場産食材の使用割合はどうなっているのか、教育長お願いします。

○教育長（伊藤博明君） 文部科学省の学校給食栄養報告によりますと、本県の学校給食における地場産物の使用割合は、食品数ベースで平成28年度が33.9%、平成29年度は37.0%となっております。全国平均と比べて平成28年度は8.1ポイント、平成29年度は10.6ポイント上回っている状況でございます。

○34番（中根佐知君） 農業が大変盛んな高知県でもそのような状況です。

私たちの周りには今や輸入食品があふれています。輸入食品に頼り続ける国のあり方に日本の国の食の安全を危惧して活動してきた団体や個人が集まって、昨年12月に東京で学習会を開きました。講師は、アメリカで遺伝子組み換え食品や農薬から子供たちを守るための活動を成功させている、全米母親団体マムズ・アクロス・アメリカのゼン・ハニーカットさん。この講演を聞いた多くの参加者から、ゼンさんたちの活動のベースになった農薬グリホサート、これは除草剤のラウンドアップの成分なんです、この検査を日本の子供たちにもぜひ実施したいという声が寄せられて、デトックス・プロジェクト・ジャパンという、調査し結果を公表するプロジェクトが立ち上がりました。

WHOの下部組織であるIARC——国際がん研究機関が毒性や発がん性の懸念があると発表しているこのグリホサートは、発がん性だけでなく、皮膚炎や肺炎の急性毒性、それから神経系への障害、腸内細菌への障害、精神的な失調なども報告されており、既にオーストリア

下院では7月に使用を禁止する法案を可決しました。ドイツ、イタリア、オランダでも個人使用が禁止されたり、アメリカやアルゼンチン、オーストラリアでは自治体で部分的に禁止されるなど、世界各国で規制の動きが広がっています。今、こうした農薬が高知県でも、駐車場や道端の除草、コバエやゴキブリの駆除、ペットのノミ取りなどに無造作に使われて使用量がふえてきています。代表的なのが、このグリホサートの除草剤とネオニコチノイド系の殺虫剤です。

いろんな国でこうした危険性が言われている中で、さまざまな国で健康や環境へのリスクが懸念される農薬について、科学的な立証がなくても予防原則に基づいて使用禁止や規制強化がされているところです。ところが、日本では2017年12月に規制緩和がされて、小麦の残留基準値が6倍に、トウモロコシは5倍にも緩和をされています。アメリカの農薬使用状況をそのまま認めた対応です。給食などで子供たちが日常的に口にするパンや麺類の原料である小麦粉も例外ではありません。

先ほど紹介したデトックス・プロジェクト・ジャパンが、国会議員23人を含む28人の毛髪をフランスの検査機関に送って検査した結果と、学校給食のパンを調べまして、8月8日に東京の議員会館で緊急記者会見を行いました。その結果、グリホサートを含む13成分が19人から検出をされ、また小麦粉を使った加工食品の残留農薬を調べたところ、アメリカ・カナダ産の輸入小麦を使ったパンからグリホサートが検出され、国産小麦のみのパンからは検出をされていません。

県として、学校給食の安全チェック体制はどのようなになっているか、教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 文部科学省が定めております学校給食衛生管理基準では、学校給食で使用する食材の選定は実施主体である各市町村

において選定委員会を設置するなどして、品質や鮮度などを決めて選定することや、それに基づいて納品された食材は受け入れ時に、品質、鮮度、包装の汚れなど外観上の検査や消費期限や賞味期限、それから冷蔵品であればその納品時の温度などの点検をしっかりと行うこととされており

また、定期的に納入後の食材の微生物検査、それから理化学検査を行うこととされておりまして、県教育委員会としても各市町村に対して、これらの検査を確実に実施するよう毎年度文書で通知するとともに、検査結果について提出してもらいなど安全チェックを徹底しているところでございます。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

30%台と言わず、地産地消を基本に置く学校給食にすべきだと思いますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほど申し上げましたとおり、本県における地場産物の使用状況は、ここ数年全国に比べて高い割合になっております。県教育委員会では、栄養教諭や学校栄養職員に依頼しまして、学校給食において地場産物を積極的に使用する、高知の食べものいっぱい入っちゃん日を毎月1回実施するほか、カレーの日やだしで味わう和食の日なども実施しております。

今後もこうした取り組みを継続するとともに、各市町村教育委員会とも連携しまして、地場産物のさらなる使用率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

○34番（中根佐知君） より安全な食材をより多く使用してほしい、こういう思いですが、学校給食にどのような課題があるのか、教育長に再度お伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 学校給食で地場産物をより多く活用していく上では、食材の生産や調

達エリアが限定されていくこととなります。課題としましては、天候や季節によって種類や量の確保は難しくなる場合があること、それから調理面では食材の大きさや形が一定の範囲におさまっていることが望ましいため、このような条件を満たす食材を一定量そろえることが難しくなる場合があること、それからそれぞれの地域の天候などの要因によって価格が変動するため、地場産物の使用を優先して調達しようとすると給食の予算内でおさまらなくなることがあることなどがございます。

○34番（中根佐知君） わかりました。ぜひそれらをクリアするように頑張ってくださいというふうに願っています。

続いて、保育園の乳児の粉ミルクの購入ルートがどのようになっているか、食に関連して教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 日本国内で乳児用の粉ミルクを販売するためには、食品衛生法の基準により、原料として使用する食品の残留農薬が基準値を上回っていないことに加えまして、健康増進法に基づく30項目の成分組成の基準により、乳児用として安全性についての審査を受けた上で消費者庁の許可を受ける必要があり、そういった安全面に問題がないとされたものが一般に流通されております。

高知市におきましては、備蓄用の粉ミルクについては、市の保育担当課で健康増進法による許可基準を満たしたものといたった条件をつけて指名競争入札により購入しておりまして、各園で使用する分につきましては、各園において個々に地元商店などに発注して購入しているというふうにお聞きしております。

また、高知市以外の公立保育所において、乳児を受け入れている9市に確認したところ、通常各園において提供する粉ミルクは園ごとに購入しておるといことで、その場合には、基本

的に御自宅で飲んでいるミルクと同じものを確認して購入しているというようなことでございます。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。というのも、この粉ミルクに随分とたくさんのお子さんの遺伝子組み換えの食品が含まれていることがわかっています。初めて生をうけて、そして成長期真っただ中、物すごい成長する子供たちによりよいものを与えたい、こんなふうに思っていますが、食の安全に対する啓発、学習などもしっかりとやっていただきたい、このように思っています。

先ほど少し触れましたけれど、今科学的に立証されていなくても、健康被害を引き起こす前に問題があると思われる部分を意識的に制限していく、予防原則の考え方が大変大事になっています。生命の種の保存を含めて、本当にこの食の問題は大切ですので、ぜひとも県としても世界の先進例に学んで、行政主導で安全なものを子供たちに提供するよう努力されるように要請して終わります。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

ここで午後1時45分まで休憩といたします。  
午後1時40分休憩



午後1時45分再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

山崎正恭君の持ち時間は50分です。

22番山崎正恭君。

○22番（山崎正恭君） 公明党の山崎正恭です。お許しをいただきましたので、通告に従い質問

を行います。早速質問に入らせていただきます。

まず、障害者雇用についてお伺いします。

高知県における障害者雇用の状況におきましては、本年7月16日の県の発表によると、令和元年6月1日現在、知事部局の実雇用率が2.61%、公営企業局が2.19%、教育委員会が2.55%で、知事部局と教育委員会は法定雇用率を上回っており、公営企業局も新たな採用を行い、7月16日時点では法定雇用率を達成となっております。

平成28年4月改正の障害者の雇用の促進等に関する法律では、雇用の分野での障害者差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが規定されていますが、現在高知県では、障害のある職員さんへの働きやすい環境づくりについてどのように取り組みがなされているのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（君塚明宏君）** 障害のある職員の働きやすい環境づくり、これには職員一人一人の障害の特性を考慮した対応が必要となります。このため、配属先や業務内容の決定に当たり、丁寧な個別面談を行うなどしているところです。

また、執務環境の整備としましては、ハード面では、業務に必要な、例えば会話を文字に変換するアプリを入れたタブレット端末の配備、車椅子が出入りしやすいよう職場入り口ドアのスライド式への改修、ソフト面では、休憩時間の弾力的な設定や早出・遅出勤務の設定、研修における手話通訳の配置などの対応を行っております。

さらに、今年度からは管理職も含め、職員を対象として、高知労働局に協力いただき、障害の特性に応じた指導や接し方などの実践的な研修を実施しておりますほか、障害のある職員が多く勤務しているワークステーションでは、正職員1名と非常勤の支援員3名を配置して、業務のサポートなどを行う体制を整えているとこ

ろであります。

**○22番（山崎正恭君）** 次に、障害者の方のさらなる雇用率の上昇は、これからの高知県にとって大変重要な課題であります。今後の障害者の方の雇用の創出に向けて、そのモデルとなるような、大変興味深い取り組みを行っている企業が高知県内にございます。

この企業の取り組みにつきましては、本年8月に24時間テレビの直前特集として高知放送でも紹介されておりましたが、この会社は食品トレーをつくる会社で、従業員46人中、障害のある方を27人雇用、そのうちの15人の方は重度の障害があり、さらに全員が8時間労働の正社員という会社であります。私もこの会社に行ってきましたが、障害者の方それぞれに自分の持ち場があり、会社の製造ラインの主力として、黙々と働かれておりました。

工場長さんは、「ふだんの仕事の中で特別な配慮はしていません。障害者の方から初めに、障害者扱いしないでほしいという要望が多い。だから、うちの会社では障害者、健常者関係なく、一人一人、人間として助け合っていこうという考えでやっている。また、仕事についても、この人にはこれぐらいしかできないという先入観は一切ない。根気強く指導していけば、それが1年だろうが5年だろうが10年だろうが、必ずできるものと信じて指導している。特別なことをしないのがうちのスタイル」と言われていました。

しかし、実際には環境整備に関しては、障害のある方が働きやすいように多くの配慮がされています。例えば、商品を箱詰めするときに違う詰め方をしないように写真でわかりやすく表示されていたり、段ボールに詰めた数量に間違いがないように規定の量に達したらランプがつくようになっていたり、障害者の方が働きやすくなるための環境整備が至るところに散りば

められていました。

このことについて社長さんは、「障害者雇用のために無理やりつくったような仕事に、障害者の方はなかなかやりがいを見出せない。うちの会社にとっては、障害者の方は貴重な会社の主力選手である。障害者の方が、会社としての生産を生み、会社の主力としてやりがいを持って働けるような環境の一工夫、整備を行っていくことが、本当の障害者雇用のあり方と思う」と語られていました。

この会社の障害者の方のお給料は14万円から20万円程度であり、ボーナスも年2回支給され、障害者の方が経済的にも自立した生活を送られており、現在まで障害者の方の離職者はゼロとのことであります。

私は、今までに障害のある子供さんを持つ親の方から、私の一番の心配は、私たち親が亡くなった後この子供たちがどうなるかだということをよくお聞きしましたが、この会社における障害者の方の経済的自立と勤務の継続は、その親御さんたちの心配を軽減する取り組みだと思えます。

そこで、この県内企業のような、障害者の方の自立と共生社会を達成していけるような取り組みが、これからの県内企業の障害者雇用にとっての一つのモデルになると考えるが、地域福祉部長の所見をお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） お話のあった企業は、どんな障害のある人も条件さえ整えば働くことが可能であるという認識のもとで、障害の特性に配慮した設備の整備や、一人一人の適性、能力に応じた職場配置と勤務ローテーションなど、ハードとソフトの両面で工夫を凝らして職場環境づくりに努めておられます。また、障害のある人もない人も、ともに生きがいを持って働いておられ、障害者雇用と共生社会づくりのモデルとなる取り組みであると受けとめてい

るところでございます。

県としましても、この企業の取り組みを、障害者雇用未達成企業への訪問の際や県内企業が集まる機会などを捉えまして、モデル事例として紹介させていただき、障害のある方が働きやすい環境づくりと障害者雇用の促進に一層努めてまいりたいと考えております。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。

実は、この県内企業はその実績を買われ、北海道芽室町長より依頼され、芽室町における障害者雇用に対して助言を行っております。芽室町では、知的・精神障害者231名のうち、福祉的就労者は33名しかおらず、芽室町で生まれ育った障害のある子供たちが就労できる場所をつくり出すことが、必須課題として認識されてきました。

このプロジェクトでは、九神ファームという会社を立ち上げ、障害者の方は、ジャガイモ、メークインや男爵を主に生産し、加工施設において1次加工をして、愛媛県の総菜会社に販売します。障害者の方に農業技術指導をしてくれるのは、高齢でリタイアした地元の農業者3人です。総菜会社が必要とするジャガイモの量の不足分についてはJAめむろが供給する、流通に関してはホクレンが行うなど、地域のバックアップ体制がとられています。

平成25年の立ち上げ時は9名の障害者の方を雇用していましたが、現在は23名の方を雇用しています。取引先の総菜会社にとっては、メークインや男爵といった北海道のジャガイモが安定的に、しかも今までよりローコストで手に入る。高齢の農業技術者も今までの経験を生かせる場所ができ、JAめむろも不足分の補充と、無理のない協力体制となっており、それぞれにメリットがあるウイン・ウインの関係、そして企業としての利益がしっかり生まれるという環境の中で、芽室町長が目指した、障害を持つ子

供たちが安心して暮らせるまちづくりが着実に進められております。

この県内企業がプロデュースした、企業と自治体が連携して障害者の働く場所を生む取り組みは、プロジェクトめむろとして注目され、長野県や三重県などでも行われるなど、全国的な広がりを見せています。

そこで、こうした企業と自治体が連携して障害者の働く場所を生む取り組みを県内企業に呼びかけて、高知県内においても取り組んでいくことは、本県の障害者の方の働く場所を生む取り組みとして大変有用だと考えますが、地域福祉部長の所見をお伺いいたします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** お話のあった北海道の取り組みにつきましては、企業と行政が連携して障害のある方の一般就労の場を創設した、先進的な取り組みであります。また、障害のある方が、農業生産と農産物の1次加工に携わる農福連携の取り組みでもございます。現在では、20名を超える多くの障害のある方が就労されておりまして、住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送っており、若者の定着にもつながっていると受けとめております。

本県においても、障害のある方の自立した生活を支援するため一層の雇用促進を図る必要があります。北海道の事例などを参考に、企業と行政が連携した働く場の創設について研究をしてみたいと考えています。

**○22番（山崎正恭君）** 国や県や市町村のあらゆる制度を使いながら、ぜひこういった取り組みを行ってくれる県内企業がふえてくるような取り組みの推進を、ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、高知国際中・高等学校についてお伺いします。

本県のグローバル教育を牽引する学校として、大きな期待をされている高知国際中・高等学校

においては、その最大の目玉でもある国際バカロレアの教育プログラム——いわゆるIB教育校としての認定に向けて、現在一段と準備が進んでいることと思います。

私も総務委員会の視察で、西日本で唯一、公立高校でIB校の認定校となっている滋賀県立虎姫高校に行ってきましたが、このIB教育で新しい滋賀の教育をつくっていくという力強い決意とともに、学校長を中心に教職員全体がチームで取り組まれておりました。そのほかにも運営や施設整備等、さまざまなことを学ばせていただいたのですが、今回の県外校の視察で私自身が感じたのは、高知国際中・高等学校の取り組みの充実でした。客観的に見ても、施設整備等において、既存の施設を何とかやりくりしながら苦心している虎姫高校に比べ、高知国際中・高等学校の施設整備は、高知県の子供たちにとっては、大変恵まれた環境であると感じました。

また、私が一番大きな違いだと感じたのが、高知国際中・高等学校は、実際にIB教育を行っている県外校、東京学芸大学附属国際中等教育学校に、教員を1年から2年の長期研修に派遣しているところでした。平成26年から今年までに計20名の教員を派遣していますが、実際に派遣された教員に聞いてみると、東京に行って、生徒の学習に対する探究意欲や態度がすごい、また、各教員の教科を教える専門性が非常に高いので物すごく刺激を受ける、さらには、英語力が必要と痛感し英会話教室に通い始めた等の感想が聞かれ、今後の国際中・高等学校の本格的なIB教育のスタートに当たり、派遣された教員が非常に貴重な学び、体験を行っている様子うかがえます。

このことについては、虎姫高校でこの5年間、IB教育導入に向けて推進リーダーとして頑張ってきた英語教員が、東京で実際にIB教育を行っている学校に長期研修している高知の先

生が本当にうらやましいと言われていました。

私も教員としての経験から、この20名の学びは、必ずやこれからの高知国際中・高等学校の大きな財産になり得ると思いますが、本当に大切なのは、帰ってきてからそれをどう生かしどう実践するのか、派遣された教員のこれからの実践であります。

そこで、東京学芸大学附属国際中等教育学校で研修をしてきた教員の学び、経験を、現在どのように国際中・高等学校づくりに生かしているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 国際バカロレア認定校であります東京学芸大学附属国際中等教育学校に、これまで県内の中学校、高校の教員16名を派遣、今年度も4名を派遣し、国際バカロレア教育の手法を学んだ教員の養成を進めております。

現在、高知国際中学校では、こうした経験を積んだ教員等が中心となりまして、他の教員の指導力を高めるための研修を実施したり、学習指導要領と国際バカロレア教育との整合性の整理や、国際バカロレア教育で義務づけられている教科横断的な授業の計画等の作成に取り組んでおります。

また、令和3年度の高知国際高等学校の開校に向けてのディプロマプログラムコースの授業づくりや、普通科での探究学習の実施などは、派遣を経験した教員や、高度な国際バカロレア教員資格を持った教員が中心的立場として関わっていくこととしております。

○22番（山崎正恭君） 次に、今後は高知の自然、文化を初め、高知県の実情に合わせた高知国際中・高等学校流IB教育プログラムを具体的に築いていくことが重要であると考えます。そして、そのプログラムの作成、また推進に当たっては、教職員がまとまり、チーム国際中高としてどの方向、一番星に向かって進んでいくのか

という教職員の目標の構築・共有、そして推進に当たっての教職員の合意形成が、大変重要になってくると考えます。

この部分は、これからの高知国際中・高等学校をつくり上げていく上でのその推進力、エンジンとなる部分であります。より強力で排気量の大きいエンジン、推進力としていくためには、東京で研修を受けてきた教員を初め、多くの教員が意見を出し合い積み重ねていく、ボトムアップ型の職員の合意形成、校内体制が重要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際中学校では、生徒の実情に合った国際バカロレア教育を実践していくため、教員三、四名程度がグループとなって日常的に指導し合う体制をとるとともに、教科指導について全職員で打ち合わせを週1回、中学校と高等学校の合同の教科会を月1回開催するなど、定期的に共通理解を図るための時間をとって、チーム国際として教育活動に取り組める校内体制づくりに努めております。

国際バカロレア教育は高知県内では先例のない取り組みであり、校長にはさまざまな課題の解決に向けて強いリーダーシップを発揮していただくとともに、大学院や東京学芸大学附属国際中等教育学校などで学んだ教員の専門性を最大限引き出していけるよう、職員の合意形成や校内体制の構築を図って、高知版国際バカロレア教育の実現に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

県教育委員会としても、今後とも校長の学校経営や高知国際中学校の取り組みを支援してまいります。

○22番（山崎正恭君） 教育長がおっしゃってくださったように初めての取り組みですので、なかなか大変だと思うんですけども、丁寧に、また合意形成しながら強く強く進んでいけるよう、よろしく願いいたします。

研修に関連して、もう一点御質問いたします。先ほども申しましたように、教員の県外IB校での長期研修は大変有用であると思いますが、今後の本格的なIB教育のスタートに当たっては、その推進のかなめとなる管理職の役割が重要であると考えます。先ほど申しました、ボトムアップ型の職員の合意形成、校内体制を築いていく上において、例えば東京で研修を受けてきた教員が、東京でのIB教育実践校で育った生徒の姿をイメージしながら提案した意見であっても、今の状況では、それを取りまとめていく管理職にはそのことがなかなかイメージしづらいのではないかと思います。

教員のように1年や2年といった長期間の研修は難しいかもしれませんが、例えば6カ月や3カ月といった期間での管理職の東京学芸大学附属国際中等教育学校等での研修は、これからの学校づくりに有用であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 国際バカロレア認定校となるためには、管理職においても、国際バカロレア機構が主催する公式ワークショップへの参加が必要とされております。このワークショップでは、認定校において管理職に求められる学校経営手法を学ぶだけでなく、他の認定校の管理職と情報交換を行うため、管理職にとって重要な研修機会と位置づけ、全管理職に受講させております。

また、管理職は、このワークショップに加えて、公立の認定校としての学校体制づくりや現場運営を学ぶために、国際バカロレア教育の先進校である東京学芸大学附属国際中等教育学校や、市立札幌開成中等教育学校の校内ワークショップへ定期的に参加させるとともに、管理職に向けて、専門家等を招聘した校内研修などを実施しております。

こうした形で管理職の研修を実施しておりま

すが、将来の国際バカロレアの管理職を順次育成していくという視点からは、御提案のあった、国際バカロレアの管理職業務を学ぶ一定長期の研修も有意義だというふうに思います。そうした効果ある研修が可能か、受け入れ側にもお聞きするなどして研究をしていきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。ぜひ、東京でどんな研修を受けているのか、見てくるだけでも全然違うと思いますので、また何とぞ御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、高知県の中・高等学校の部活動の状況についてお聞きします。

スポーツ庁の、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、今年度より高知県内の中学、高校において、週2日の休養日を設けての部活動がスタートしましたが、県内の現状について教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 各市町村立中学校では各市町村教育委員会の方針に沿って、県立学校では県教育委員会の方針に沿って、それぞれの学校長が、学校の運動部活動に係る活動方針を策定しております。部活動の顧問はこの学校の活動方針に基づき、週2日の休養日を設定した年間及び毎月の活動計画を学校長に提出し、活動実績についても学校長に報告することとなっております。

現在、部活動指導員を配置し実態を把握している公立中学、高等学校の部活動、35校、57部については、県のガイドラインに基づき休養日を適切に設定しながら取り組んでいることから、その他の学校においても、適切な運動部活動の実施に向けた取り組みが進んでいるというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） 私も元中学校教員として長く部活動にかかわってきましたが、今最も懸念しているのが、週5日の活動になることによっ

て、現場の教員がやる気を失い、諦め、高知県の中学生、高校生のスポーツの競技力が低下することです。私自身もそうでしたが、他のチームよりも一分でも長く練習して、鍛えて鍛えて強くなる、競技力を上げるというやり方は難しい時代となりました。

では、部活動時間の減少イコール競技力の低下なのかというと、決してそうではないと思います。実は、これからの時代の部活動のモデルになるのではと私を感じる学校があります。それは、東京都にある國學院大學久我山高校であります。

久我山高校は、サッカー部は、全国大会に7度出場し、2015年には準優勝、ことしのインターハイにも出場しています。ラグビー部も、全国大会で優勝5回、準優勝2回を誇る全国屈指の強豪であり、野球部も、ことしの夏の甲子園出場を初め、激戦の東京で春夏6度の甲子園に出場しています。そうした部活動の活躍とともに、久我山高校は昨年度、国公立大学80名、慶應、早稲田、上智、東京理科大に229名、学習院、明治、青山、立教、中央、法政に422名が合格した進学校でもあります。久我山高校の特筆すべき点は、本当の意味での文武両道校であるということです。

近年は、私立高校などにおいて進学実績、部活動実績ともに素晴らしい学校がありますが、その内容を見てみると、進学実績は特別進学クラスの生徒が、部活動実績はスポーツ推薦組の生徒が頑張るといふ、学校内での文武別道ということが多く見られます。そんな中、久我山高校は、20年前から部活動の活動日は中学校が週4日、高校は週5日、野球、サッカー、ラグビーなどの強化クラブが週6日であり、下校時間も中学校は午後5時50分、高校は6時10分、強化クラブでさえも6時30分、さらに土曜日、日曜日の活動は午前か午後のどちらかのみと定めら

れています。先ほど紹介しましたサッカー部やラグビー部、野球部も、ふだんは1時間30分程度の練習時間で活動しているのです。

では、どうしてこの活動時間で、こういった文武両面において素晴らしい実績を残すことができるのか。それは、きちんと青春というキーワードのもと、勉強にも部活動にも学校行事等にも全力で取り組む生徒の育成が行われているからであります。例えば、久我山高校のサッカー部やラグビー部の3年生は、進学校にもかかわらず、高校3年生の1月まで部活も勉強も両方やると、誰ひとりも部活動を引退しません。サッカー部が全国大会で準優勝したときも、その中のレギュラー選手の一人は、引退後1カ月足らずで慶應義塾大学の一般入試を受けて、見事合格を勝ち取っています。久我山の生徒たちにとって、高3の1月まで部活動を続けるのは当たり前であり、そしてその後すぐにある大学入試も最初からわかっていることであるため、そこから逆算して、焦らなくていいように自分の中で学習の計画を立て、全国大会出場とともに難関大学の合格を勝ち取るという、非常にレベルの高い文武両道を行っています。

この実践は、みずから目標を立て、それに向かって計画的に、かつ自分を奮い立たせて目標を達成するという、これからの時代にますます重要になってくるであろう自己マネジメント力育成のモデルパターンであると考えます。この久我山高校の実践は、これからの高知県の部活動指導のあり方を考える上で、重要な示唆に富んだものであると思います。

そこで、久我山高校のような、短い時間でもしっかりと生徒の心を育て競技力も上げていくという指導のあり方が、今後の本県の部活動指導にとっては非常に重要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） スポーツ庁のガイドラ

インにも記載されていますように、部活動は、合理的でかつ効率的、効果的に取り組むことが重要であるというふうに考えております。そのために、顧問教員を初めとして部活動にかかわる者は、各競技種目の技術を高めるための指導力、それからスポーツ医科学的な見地にに基づき生徒に安全に取り組ませるための指導力、それに生徒がみずから考え、目的や狙いを持って練習に取り組む姿勢を育成する力を高めることが必要であるというふうに考えております。

県教育委員会では、部活動の顧問教員等を対象に、議員からお話のあったような短い練習時間で成果を上げている指導者を招聘した研修会を開催したり、県スポーツ協会等と連携し、指導力向上研修や指導者研修への参加を促しております。

今後は、高知県スポーツ科学センターに、各学校の部活動に合った合理的かつ効果的な指導や練習方法等について支援してもらうことを検討しております。また、顧問教員や生徒の意識改革が重要であるため、中学校体育連盟や高等学校体育連盟などと連携した取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○22番(山崎正恭君) このことにつきましては、生徒が大きく動いたことしから、この二、三年が非常に重要になってくるというふうに思っております。特に、国体で5年連続で天皇杯の最下位を行く本県にとっては、今の中高生の競技力の向上はとても重要であると思っております。先ほど教育長も言ってくださいましたが、こういった取り組みで、競技力を上げていく教員が県内にたくさんふえてきますよう、どうぞ現場への強力な推進をよろしく願いいたします。

次に、特別支援学校についてお伺いします。

総務委員会の視察で、岐阜清流高等特別支援学校を訪問しました。現在、137名の知的障害の生徒さんが在籍していますが、職業的自立に必

要な知識、技能の習得を目指して専門教科を導入し、企業の雇用ニーズに対応した職業人を育成するとの方針のもと、一般企業への就職を目指した、職業人を育成する教育が行われています。6つのコースに分かれて学習が行われていますが、このコースは、県内企業へのリサーチから障害者雇用の高い分野が選択されており、将来的に岐阜県内の企業のニーズが変化してくれば、コースの変更も行うとのことでした。

校舎は、10年ほど前に廃校になった県立高校を活用しており、新たに誕生した学校に地域の方も大変喜ばれ、朝晩の交通安全指導や、実習場所として校内に設置されている喫茶店のお客さんとして毎日数十名の方が訪れるなど、学校運営に多大な協力をしてくださっています。生徒の実習の受け入れや就職採用を行うサポーター企業には現在871社が登録するなど、企業とも連携したすばらしい取り組みとなっています。

そこで、高知県の特別支援学校における知的障害の生徒さんに対する職業教育についてはどのような現状なのか、教育長にお伺いします。

○教育長(伊藤博明君) 本県では、職業教育に重点を置く特別支援学校としまして、高等部のみの日高特別支援学校高知みかづき分校がございます。食品の提供や製造、清掃やビル管理、物流事務や作業などの3つの作業種を設けまして、卒業後就労することを望み、その実現に向けて努力する生徒を対象として募集を行いまし、入学後はビジネスマナーなどもあわせて取り入れ、職業自立に向けて取り組んでおります。

その他の知的障害特別支援学校でも教育課程の中に作業学習を設けまして、農作物の栽培や木材加工などに取り組み、現場実習においては、実習先の企業と具体的な進路実現を目指しながら、情報共有を密にして取り組んでおります。

加えまして、平成28年度から、生徒の働く意欲や自信を高め、企業等に障害のある生徒の力

をアピールし、雇用の促進を図るという目的で、特別支援学校技能検定を開催しております。

○22番（山崎正恭君） 次に、先ほど紹介しましたサポーター企業871社との連携であります。生徒の実習時や今後の就職に関しては、進路専任教諭と本人が企業に直接出向き、お願いしたい合理的配慮について、本人の口からしっかりと伝えてから受け入れてもらうというプロセスを大切にされています。そうすることで、本人も会社も、お互いが安心してスタートを切れるからであります。

今後、こういった高度な職業教育を受けた障害のある生徒さんが一般企業に就職し、そこで勤務を継続していくことは、まさに先ほど紹介した県内企業のように、障害のある方と健常者の方が力を合わせた会社運営が行われていくことになり、それこそが共生社会そのものであると思います。こういった取り組みを広げていくことは、障害のある生徒さんの一般就労の拡大という側面とともに、社会への正しい障害者理解の拡大につながると強く感じます。

そこで、高知県における特別支援学校と企業との連携の現状について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 平成30年度は、現場実習受け入れ先として約140社に御協力をいただいております。山田特別支援学校と日高特別支援学校に就職アドバイザーを各1名配置しまして、県立の特別支援学校の生徒の現場実習や就職先の開拓に取り組んでおります。平成30年度は、延べ856回の事業所訪問を行いまして、新しく訪問した195事業所のうち81事業所で実習生の受け入れに協力いただけることになっております。

現在、実習の要望があれば受け入れていただける事業所は300程度ございます。また、昨年度から中小企業の経営者団体と情報交換を行う場を設定いたしまして、特別支援学校の進路担当教員や就職アドバイザーが、会員企業への特別

支援学校の生徒の障害や能力などについて理解啓発を行うとともに、学校の職業教育の充実につなげております。今後も、他県の先進事例なども参考に、企業との連携に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。企業の母数も違います。しかしそういった中で、しっかり高知県においても進んでいるということで、非常にうれしく思います。

また、今後高知県内において、こういった職業教育に重点を置いた特別支援学校の設置の可能性があるのかどうか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 本県の県立知的障害特別支援学校におきましては、卒業後の社会的自立に向けまして、それぞれの子供の状態に応じた職業教育を行っており、卒業生全体に占める就職者は、毎年全国平均を上回る状況が続いております。職業教育に重点を置くこの高知みかづき分校では、今年度から定員を8名ふやして24名としたところでございますけれども、今年度の入学生は15名というふうになっております。今後、学校のPRに努めつつ、当面は現在の取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） 現状を見ながら、着実に進めていただきたいと思います。よろしくお伺いします。

続いて、理科教育設備についてお伺いします。

今回、初めて学習指導要領の中で、小・中・高校ともに、理科における環境整備に十分配慮することと明記されました。文部科学省では、学校における観察、実験等の教育活動を通して、自然及び科学技術に対する関心や探究心を高め、科学的な見方や考え方を養う必要があるとして、理科教育設備整備費等補助金制度をつくり、この補助事業も活用して、計画的に理科教育に必要な設備の整備を行うよう通知していま

す。

しかし、ある調査によると、学校現場で最も困っていることは、5年連続で観察・実験機器の不足という結果が出ていますが、理科教育設備の高知県の現状について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 令和元年度に日本理科教育振興協会が実施した、理科教育設備整備に関する充足調査によりますと、全国的に小中学校及び高等学校が備える理科の実験等の機器の保有率は、国が示す基準より少ない状況にあるということになっております。本県の公立の小中学校の聞き取り調査においても同様の傾向にありまして、特に顕微鏡やルーペ、ビーカー、試験管といった観察・実験器具の不足を報告する学校が多い状況になっております。

県立学校につきましては、現在観察・実験機器の不足により授業等で支障が出ているという報告は上がっておりません。

○22番（山崎正恭君） 先ほど述べた理科教育設備整備費等補助金は、国の補助率が2分の1の補助金制度であります。高知県の県立学校におけるこの補助金制度の活用状況について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県立学校におきましては、各学校において毎年一般財源で消耗機器等を購入しながら、毎年8校から10校がこの補助金を活用しまして、五、六年に1回順番に回ってくる形で、老朽化した備品の更新や不足している機器等を購入して、計画的な整備を行っております。

○22番（山崎正恭君） 同じく県内の小中学校の理科教育設備整備費等補助金制度の活用状況について教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 小中学校に関しては、令和元年度に国庫補助金を活用し、理科観察・実験機器の補充や整備を行った市町村は、全体

の約34%、12市町村となっております。平成27年度から令和元年度までの5年間において、毎年この補助金を活用して理科観察・実験機器の整備を行っているのは7市町村で、またこの5年間で一度でも活用したことのある市町村は、さきの7市町村を含め、17市町村となっております。補助金を活用する市町村には偏りが見られる状況にあります。

○22番（山崎正恭君） 今後の理科教育の環境整備の充実に向けての県の考え方を教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 観察、実験は理科学習の中核となるものですので、観察や実験のための機器や設備を充実させることは、理科学習の効果を高めるためには不可欠なものというふうに考えております。

県教育委員会では、毎年学校の理科観察・実験機器の整備を計画的に進めるため、国の補助金を有効に活用するよう、全市町村に周知をしております。また、昨年度はこの補助金を活用していない市町村を訪問しまして、本制度の周知と理科観察・実験機器の充実についても依頼を行ってきたところでございます。今後も、この補助金の活用について、市町村教育委員会に働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

また、まずは各学校から各市町村教育委員会へ、理科の授業に必要な教材、教具を整えるように要請していくことが必要であるというふうに考えております。そのため、校長会や教員の研修会などにおきましても、理科教育の環境整備を充実していくことの重要性、そのために必要な予算の確保に努めることの大切さなどを説明していきたいというふうに考えております。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。市町村等への周知も行ってくださっているということで、うれしく思います。

やはり理科という教科は本当に実験が重要なところでありまして、目を輝かせて実験に取り組んで、理科に興味を持つ子供たちがいます。また、私も中学校の教頭をしておりまして、予算の面で言うと、やっぱり理科の設備一つ一つは非常に高額であるため、なかなか通じづらいというふうな側面もございます。しかし、それでは設備が整っていないと思いますので、先ほども言うてくださっておりましたが、補助金制度を活用して、高知県の子供たちのために、都会の子供たちに負けないような理科教育の環境整備をしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、どうか今後の推進をよろしく願いいたします。

最後に、療育福祉センターの、補装具支給に係る更生相談所としての機能についてお伺いします。

補装具は、身体障害者の方の失われた身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具であり、その他身体障害者の方の職業、そのほか生活の向上を図ることを目的として補装具の支給を行うものと、補装具費支給事務取扱指針に明記されています。補装具の支給については市町村が行うものですが、この指針の中で都道府県等の役割については、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務を遂行できるよう、必要な体制の整備に努めることとされています。

また、この方針の中には、補装具費支給制度における技術的中枢機関、また市町村等の支援機関として補装具の専門的な直接判定を行うことや、身体障害児については、医療機関や保健所に対し技術的助言等を行う身体障害者更生相談所の設置が定められており、高知県においては、現在療育福祉センターがその仕事を行っています。

先ほども申しましたように、補装具の支給に

つきましては市町村が行うものでありますが、高知県内の実情で言いますと、なかなか小さな自治体では補装具等の支給について専門性を持った職員がおらず、更生相談所である療育福祉センターの助言イコール市町村の判断になっている現状があるとお聞きしています。

そこで、最近気になる新聞記事を目にしました。そこには、脳性麻痺による肢体不自由の障害のある息子さんがそれまで長年使ってきたスタンディング機能がついた車椅子が古くなり、故障が多くなったので、新しい車椅子を補装具として購入できるように市に申請を行ったが、それが却下されたとありました。その方は、働いているB型作業所での作業の際にそのスタンディング機能を使ったり、脳性麻痺による過緊張による姿勢の崩れを直したり、その機能を使ってその場での尿処理、おむつ交換をするために、スタンディング機能がついた車椅子を長年使用してこられました。

今回の却下理由を見ると、どうしてもスタンドアップ機能がないとできない仕事ではない、スタンドアップでないと筋緊張が落ちないわけでもない、おむつの交換に関しても、電動スタンドアップが使用できなくなることで通所を制限されることはない。今まで、長年にわたりスタンドアップ機能を使い、意欲的に仕事に向かい、みずから姿勢を保持し——そしておむつの交換においても、一回一回ベッドに横たわりおむつを交換してもらうとなると、補助をしてくださる方の負担も大きい。スタンドアップ機能を使ってのその場でのおむつ交換であれば、補助する人も本人も負担が少ないと考え、自立した生活に向けて頑張ってきたその方の努力をことごとく否定するような、わざわざできない理由を並べたかのような却下理由の内容となっています。

もちろん、さきにも述べたように、最終的な

判断、決定は市町村であります。この案件についても、更生相談所である療育福祉センターに指導・助言の要請があったと伺っております。

そこで、療育福祉センターは更生相談所として、現在市町村から指導・助言の要請がある補装具申請の案件について、どのような方向性、理念を持って専門的な指導・助言を行っているのか、地域福祉部長にお伺いします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 更生相談所は、車椅子などの補装具の給付に関しまして、市町村などに対する専門的な技術的支援と情報提供などを行う機関でございまして、障害のある方の自立と社会参加の推進を目的としております。

補装具は、身体に障害のある方にとって、能力の向上や自立と社会参加に大きく影響するものでありますことから、給付の判定に当たっては、御本人の身体の状態や職業、生活環境などの状況についてアセスメントを行い、その方の生活におけるニーズを十分把握をした上で、総合的に適合判定を行うことが重要であると考えております。そのため更生相談所は、常に福祉用具の研究や進歩について最新の情報を収集し、障害のある方の個別のニーズに応じて最新、最適な情報を提供するとともに、障害のある方の思いをしっかりと受けとめ、専門性の高い判定ができるよう、対応力や専門性の向上を図る必要があります。

このため、改めて更生相談所の業務体制を確認し、組織として総合的に判定を行うよう業務手順などを見直しするとともに、スーパーバイズ体制の強化など、さらなる専門性の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○22番（山崎正恭君）** 先ほど地域福祉部長からお話がありましたように、本当に判定においては、やはり障害者総合支援法の理念を考えていただきたいというふうに思います。本当に、障害の有無にかかわらず個人として尊重され、分

け隔てられることなく個性を尊重し合いながら共生する社会——やはり自己肯定感も含めまして——先ほどの例を挙げましても、少しでも今までやったことのない仕事をしよう、そして周りに迷惑をかけずにしっかり自分で頑張っていこう、そういった生きがいと自己肯定感を高めながら、自分で姿勢も直そうというふうな形でやられている、そういった頑張りに対してどういった助言を行うのか。その根底には、先ほど部長が言ってくださいました、やっぱり血の通った、しっかり温かみのある、そういったものをベースにしなが、前向きな助言をお願いしたいと思います。

関係者の方に聞きましても、他県などではこの助言をいただくときには、却下であっても、却下理由がなるほどと、さらにこういう理由で、もっとその利用者の方にとっていいなって、全然今まで知らなかった目からうろこのような専門的助言がいただけるというふうに聞いております。それが本来、指導・助言をやる県の役割でないかなというふうに思います。

本当に、もう一ついいなと思ったのは、これからは組織としての判断を検討してくださるということです。やはり、一人の担当者に判断を委ねるということではなくて、しっかり療育福祉センターが組織として判断ができるような体制をお願いできたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後になりましたが、私は、尾崎知事の政策の計画力、また実行力、そして次なる課題に向かっての推進力、またこの議会等におきましてのわかりやすい、かつ説得力のある発言等、政治家としてのすばらしい総合力を心より尊敬しております。私は新人議員でして、知事と一緒に仕事できたのは本当に短い間でした。本当にもう少し一緒に仕事できて、いろいろと学ばせていただけることができたらと思ってい

ますが、次なる大きな挑戦があるとのことあります。ぜひ、今後とも高知県のために、そのお力添えをいただきたいことをお願いしまして、私の一切の質問といたします。

尾崎知事、12年間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で終わります。(拍手)

○副議長（弘田兼一君） 以上をもって、山崎正恭君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時32分休憩



午後3時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は30分です。

26番武石利彦君。

○26番（武石利彦君） それでは、お許しをいただきましたので、一問一答の質問をさせていただきます。

尾崎県政3期12年、本当に力強いリーダーシップで高知県をぐいぐいと引っ張っていただきまして、本当にありがとうございました。本当に早いもんだなというふうに今思い起こしております。

この12年間で高知県政がどのように変貌を遂げたか知事自身は感じになっておられるのか、その点についてまずお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 高知県の産業振興計画をつくった、それが大体11年ぐらい前ということ、つくっていたときが12年前ぐらいということなわけでありまして。当時つくっておったとき、地産外商をぜひという話をいろんなところでさせ

ていただいたときよく言われたのが、そんなのは無理だと。そういうことが無理だから、できるだけ近いところでビジネスをやろうとしているんじゃないかと、それを外に出ていくべきだと、そんなわかったようなこと言うんじゃないかって、よく怒られたものであります。

しかしながら、平成21年から産業振興計画の取り組みを進めて、例えば、地産外商公社が主催する展示商談会なんかに参加をいただく県内事業者の数が、平成22年度は34社でしたけれども、30年度は190社まで拡大をする。さらには、輸出に取り組む県内事業者の数が、平成21年度は8社でしたけれども、平成30年度は100社になった。いろんな意味で、多くの民間の企業の皆様方が果敢なチャレンジをされるようになってきている。本当にある意味、地産外商が大きく進んだ、もっと言えば多くの果敢なるチャレンジが生まれた、このことは、大きく変わった点と言えるんじゃないかと思っております。産業振興計画をつくっていたときのことを考えれば、そういう意味においては本当に大きな変化だなと、そういうふうに思わせていただいております。

○26番（武石利彦君） 確かに、県民のやる気に火がついたというふうなこと、それからこういう方向に進むんだということを確認に示されたというような実感がいたしております。

それで、知事もこの3期12年間でもう勇退ということを表明されたわけでありまして、高知県は、また次の時代に移行するという変革期を迎えたわけなんです。

そうした意味で、中内県政から橋本県政へ移行する時期、そして橋本県政から尾崎県政に移行する時期、この変革期についていろいろ私も振り返ってみたところです。中内県政から橋本県政に移行するときというのは、橋本大二郎さんという全国的にも有名な、NHKのキャスター

をお務めになられたまさに都会のにおいのする方、その方に県政を託したいという多くの県民の变革願望があったように思います。その橋本県政から尾崎県政に移行するときも、さらに尾崎正直さんに高知県のかじ取りをお願いしたいという県民の大きな变革希望があったと思うんです。

そういう中で次、どういった県政に県民の皆さんが期待をするのかということ、私もこれから見きわめていきたいというふうに思いますし、我々県議会も、新しい知事とどのように向き合うのかということも真剣に考えていかなくてはならないというふうに思っています。

橋本県政のときは、私も自民党におりましたけれど、野党的なスタンスで、随分あのころは勉強になったなあという――議会の調査活動といえますか、執行部を追及していくという意味では、非常にやりがいのあった時期だったと思います。それから、橋本県政は余り議事に事前に説明をしなかったような印象もあるんですけど、逆に尾崎県政は十分に説明を果たすということで、これが見方によると、根回しをしているのかという見方もありましたんでしょうけれども、我々は決してそうは思わない。これは単なる根回しじゃなくて、事前にしっかりと議会で説明することで、より議論が深まるということ、我々もそれを真摯に受けとめて、一生懸命勉強もさせていただいたことであります。

そこで、質問したいと思うんですけど、次の県政に対して、尾崎知事はどのようなスタンスでお臨みになられるおつもりか、お聞きをいたします。

**○知事（尾崎正直君）** 一言で言うと、次の県政にはぜひ県勢浮揚に向けて、例えば産業振興計画など、こういう政策をしっかり継承し、そして発展していただきたいと、私はそのように思わせていただいています。継承し発展

していこうとする県政、それを私としてのその時々立場において一生懸命応援、余り邪魔しないように応援させていただくことが肝要であろうかなと、そういうふうに思っています。

**○26番（武石利彦君）** それでは、尾崎県政は国に対してもいろんな政策提言をされてこられたわけでありましてけれども、尾崎知事は財務官僚として政府の要員として活動もされてきた経験の中から、どのような点に留意されて政策提言をされてきたのか、その点をお聞きいたします。

**○知事（尾崎正直君）** いかにかこの高知にとって有用な事業というものを国からも引き出してくるか、またそういう政策展開が国において安定的に行われるようにし、その効果を高知に及ぼすか、このことは本当にこれまでも留意してきたところであります。

大きく言うとポイントは5点あると思っております、まず第1点目が、やはり単に我々が困っているのでは何とかしてくれという陳情型ではなくて、我々が困っている、だからこういうことをすべきだと、こういう解決策があると思っている、これをぜひ実現してほしいという、いわゆる提案型の提言を行う、これが第1です。

2点目でありましてけれども、本県にとって有利だとか、本県にとって必要だからというだけだと、それは地域的な問題ですねということ、国は動かない。このことは本県にとっても大事だけれども、ほかの地域にとっても大事なはずだと、全国的な課題だということを訴える、そういうことになれば国としてもやることだねということになって、国も動き出す。そういうふうに、国にとっても受け入れやすいような形で提言をする、それが2点目であります。

そして3点目、その提言の時期でありますけれども、12月の最後の段階に行ってももう遅いと。むしろその新たな政策をつくり始めているとき、例えば4月とか5月とか、そういう時期

に提言に行って、政策形成過程の最初の段階から打ち込んでいくということ、このことが大事だろうと思いました。

そして、4点目でありますけれども、それぞれの政策ごとにそのつぼがあります。そのつぼとなる部局的に働きかけていくということ、このことが大事だと思ったところです。

そして、5点目でありますけれども、やはり仲間を募って大きな勢力として提言をしていくということが非常に重要だと。全国知事会であったり、さらにはいろんな首長連合とかをつくったりいたしましたけれども、そういうものを通じて大きな声として提言をしていく、そのことが大事だということを心がけてまいったと、そういうことであります。

○26番（武石利彦君） 私も、県議会議長として知事と一緒に政府要望、提言に行ったこともありますし、その際非常に理路整然と説得力のある提言をされておられるなというのを強く印象深く思い出します。それから、知事とは別に、議長として政策提言に行ったときも、よくいろんな方から尾崎君頑張っているねとか、政府の関係者の方に尾崎知事の評価もあちこちで聞かされたということが思い出されるところであります。

そういう尾崎知事が全国知事会でも、国と地方の協議の場の設置に向けて随分御尽力もされましたが、その点についてやりがい——どういったことをお感じになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） やはり県知事として仕事をさせていただいて——そしてもっと言いますと、私は知事に就任させていただく前は総理官邸にいました。さらに、その前は主計局で仕事をしていました。そのときからも思っておりますけれども、やっぱり政策形成過程において実際にそれを執行する方々とか、さらには

その対象となる方に近いところの方々、そういう方々の意見というのをできる限り事前に反映をしておくということが非常に大事だと、それが効果的な施策をつくり出すし、また執行においてもスムーズになると。逆にそれをしていないと、つくったはいいけれども、実際に執行できなかつたり、執行が延期になつたりとか、そういうことをたくさん見てまいりました。

ですから、いかにしてその政策の立案過程において、例えば高知の関係でいけば、地方の声を反映させていくのか、そのことが非常に大事。それをぜひシステムチックにできるような体制をつくりたいという思いで、全国知事会の場におきましても、国と地方の協議の場とか、こういうものの法制化を強く訴えてまいりました。何とかこれを実現しまして、今もありますけれども、残念ながら特に実効性の高い分科会、これは法定はされていますけれども、事実上まだ4回しか開かれていなくて、常設はされていないという状況になっています。ぜひこういうものをもっともっと活用できるようになればと思います。

あわせてまた、社会保障常任委員長として仕事をしている中で、分科会ではないですけども、事実上の国との意見交換会を制度化しようと、そういうことに努めてきたところでございました。

○26番（武石利彦君） それでは次に、今お話にありました社会保障常任委員長としてのお立場で活動される中で、どのようなことをお感じになられたのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 今、我が国の社会保障ということでいけば、大きく言うと2つの点が問題だろうと思います。世上よく言われますのは、いかにしてこの持続可能性を高めていくかということでもありますけれども、ただあわせて同時にしなければならぬことは、今急激に少子化

が進む、急激に高齢化が進んでいく中で、いかにして少子化を食い止め、そして高齢者の皆様方のクオリティ・オブ・ライフ、QOLの向上に資するような形で社会保障の改革を行っていくか。QOLの向上と社会保障の持続可能性の向上ということ、この両方をどう両立させるかがやっぱり大きな課題だろうと、そういうふうに思っています。

そのために都道府県も国保の保険者になったわけでありますから、やはり主体的により取り組んでいくべきだということで、社会保障常任委員会が中心となって、全国知事会の中で健康立国宣言というのを去年の7月に宣言させていただき、そしてその中で先進・優良事例をお互い学び合って実践していこうじゃないかと、そういう取り組みをスタートしました。優良事例を持ち合って、全部で22のワーキングチームを立ち上げて、その中でお互い学び合って、そしてよい例をどんどん取り入れて実践していこうというプロジェクトをスタートさせたところですよ。平成30年度通じて、令和元年度から新規・拡充の369の取り組みを47都道府県全部でスタートした、そういうことなどもし始めたところがあります。

そしてあわせて、その優良事例の横展開をしておると、もっとこういうふうに国の制度が変われば、もっともっとよい取り組みを地方ができるんだけれどということがわかるようになってきます。このことをベースとして政策提言を行っていく、いわば現場の知恵としての政策提言を行っていく、そういう取り組みをし、その提言内容をもとに、国と地方との間で社会保障分野の定期的な意見交換会というものを持たせていただくようになったところでもあります。

先ほど、国と地方の協議の場の分科会、これの常設はかなわなかったけれどという話を申し上げましたが、ただこの社会保障の分野ではこ

ういう形で一定、意見交換のシステムというのができたのではないかと、そのように思わせていただいております。まだスタートですけれど、そういう感じでございます。

○26番（武石利彦君） 本当に力強い限りでありまして、高知県の知事としての御経験を、あるいは全国知事会での委員長としての御経験をぜひとも国政の場で生かしていただきたいというふうに、今の御答弁を聞いて思いました。

それから次に、県内での取り組みというか活動なんですけれど、やっぱり印象深いのは対話と実行を貫いてこられたということです。私の記憶では、1期目は対話と実行座談会という形、それから2期目以降は対話と実行行脚ということで、知事みずからがいろんな現場に足を運ばれて、県民の皆さんと向き合ってこられたわけであります。

その対話と実行という姿勢を通じてお感じになられたことはどんなものか、知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 私は、就任させていただいて最初の1年間、対話と実行座談会ということで県内34市町村全てで、意見交換会の場を持たせていただいております。そのとき、高知の現状についていろいろ勉強させていただいて、中山間の厳しさとか、そういうものも感じさせていただいたところでしたが、あわせてもう一つ、我々として——私としてとも言えると思いますが、その厳しい現状に対してどういう対応策をとるのかということについて、十分な政策群がないなということを当時深く感じたところでもあります。質問される内容が、例えば林業をどうするつもりだとか、水産業をどうするつもりだとか非常に大きな問いで、それに対して私がある持っている資料をもとに説明しても、どうしても相手は納得してくれない、そんなことでよくなるとは思えないと、そういう、本当に

厳しい御意見をたくさんいただいたことを覚えて  
います。

ただ、そのときにいろいろ勉強させていただ  
いたことを踏まえて、産業振興計画をつくら  
せていただいたり、日本一の健康長寿県構想をつ  
くらせていただいたり、そういうことをさせて  
いただけてきたわけでありまして、本当に多く  
の皆様からさまざまにお知恵を賜ったと、本当  
に心から感謝を申し上げております。

2期目から、対話と実行行脚ということで、  
今度は地域をより深く回らせていただくように  
しました。議会からも、議員からもそうであり  
ましたが、やはりまだまだ本当の意味で中山間  
をわかっていないんじゃないかと、四万十町へ  
行って、窪川へ行って中山間だと言ったら、大  
間違いだ、もっと奥があるんだというお話もよ  
くいただきました。ですから、私はもう一段深  
く中山間、奥山間を回らないといけないと、そ  
う思わせていただいて、対話と実行行脚とい  
うことで、地域を回らせていただいたところで  
ございます。

より中山間の実情を勉強させていただくとと  
もに、あわせてまたその段階ではいろいろ政策  
の実行段階にも入ってございましたから、その実  
行状況について肌で感じさせていただいて、ま  
た足らざる点はどうかということも勉強させて  
いただいたと思っています。

本当にある意味、一日かけて市町村を回らせ  
ていただくわけで、市町村役場の皆さんにも首  
長の皆様にも、また議員の方にも大変御迷惑を  
おかけしたことと思います。現場で御対応いた  
だいた皆様にも、お忙しい中お時間をいただ  
いて御迷惑だったかなと思いますけれども、お  
かけさまで百聞をさせていただいて一見もさせ  
ていただくということで、本当に大いに勉強さ  
せていただいた、そのように思わせていただ  
いておるところです。

○26番（武石利彦君） 本当に政策の進め方が、  
単なる机上の空論に基づいたものではなくて、  
現場の本当に細やかな部分を反映して実行に移  
されたということで、非常に実効性も上がって  
きたんだなという実感がいたします。

次に、橋本県政のときには、よく職員の意識  
改革という言葉が当時の橋本知事が使われたん  
ですね。だから、ともすれば県職員の意識を変  
える、言い方を変えたら、県職員が何か悪者で、  
自分がそれを改革する正義の味方みたいな、も  
っと言えば県議会が悪者で、自分がそれを改革  
する正義の味方みたいな雰囲気があったこと  
を記憶しています。

その橋本知事がよく言われた県職員の意識改  
革について、この12年を通じて知事は、どのよ  
うに変化をしたのか、あるいはどのように受け  
とめられたのかをお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） やっぱり一番大事なこ  
とは、難しい課題はたくさんありますが、その課  
題に逃げずに正面から向き合うということ、こ  
れを解決しようとするとかしようとするとい  
うこと、このことが本当に大事なことだと思  
います。そのことを繰り返し訴えてきました。も  
う間違いなくそういう形で、職員の皆さんは  
その課題に向けてがっぷり四つで取り組もう  
としていただいているものと、そのように思  
っています。そういう意味においてはありがたい  
ことだなと。

最初のころ、よく職員と議論をしていた  
ときに、難しい課題に対して正面から取り  
組むべきなのかどうなのかというようなレ  
ベルでの議論をしていたことが非常に多  
かったと思います。この分野についての  
浮揚を図ろうとして、果たしてそんな  
ことが本当にできるのかと、できもし  
ないのにそんなことにチャレンジする  
のかと、例えばそういうところから  
議論していたということがすごく多  
かったと思いますけれど、今、そ  
ういう問題に取り組むのだということに

ついて、恐らく多くの職員は疑問なくそれに取り組もうとしてくれていると、そのように思っています。その点は非常に大きい。真に県民のために役に立とうとする、そういう思いを持ってきておるものと、そのように思わせていただいています。

私も最初のころ、よく県庁職員に対して腹が立っていましたし、県庁の外で県庁職員の悪口を聞くと、そうだそうだと思っていましたけれど、だんだんだんだん、一緒に仕事をさせていただくにつれ、外で県庁職員の悪口を聞いた私腹が立つようになってきて、そんなことはないよと言いたくなったりもしてきていました。そういう意味においては、ちょっと何といいですか、県庁の中に没入し過ぎてしまっているのかもしれない。やや客観性を失ってしまっているのかもしれませんが、そのように今は私は、県庁職員は本当に頑張ってくれていると思っています。その悪口を聞いた腹が立つくらい頑張ってくれていると思っていますから、そういう意味においては随分この12年間で私も勉強させていただきましたが、県庁職員もまたある意味いい方向に転換をさらにしていただいているということではないかなと、そのように思わせていただいています。

**○26番（武石利彦君）** 本当に、県庁の職員の皆さんも尾崎知事のペースで、きめ細かい仕事を一生懸命やってくださったというふうに思います。それだけに、これからの県政運営がどのようなものになるのかということについて、我々県議会もしっかりとそのあたりも意識して活動をしたいというふうに思っております。

また、これまでの県庁の職員の皆さんの頑張りをつぶさに市町村の職員も見つけていますし、市町村の職員の皆さんと話をしても、県庁職員の考え方というのが本当に反映をされている、まさに高知県が一体となって一つの方向に向い

ているなどという、県全体でそういう印象を持ちました。

それから次に、教育についてお聞きをしたいと思うんですけど、知事が提案理由説明で述べられた、Society5.0の時代の人材を育成するというところで、AI教育をしっかりと進めると——大変心強い方針だというふうに受けとめております。特に中山間地域ですね、四万十町では総務省などの実証実験、スマート農業の実証実験を推進していますけれど、無人トラクターとかドローンを使った農作業とか、水田センサーで人が足を運ばなくても水田の水位がしっかりと管理できるというようなことがあります。

こういったことをしようと思ったら、やっぱりその機械を動かす電波が飛んでいなくてはならんということで、事によっては電話会社と契約をしてコストがかかるということもありますけれど、幸い四万十町は光ファイバーが張りめぐらされております。LPWAというんですか、安いコストでそういった電波を使えるというメリットもありますし、それをスマート農業にも応用しようということでやっています。

そういった意味で、これから知事が進められようとするAI教育は、高知市内の高校で勉強するのもいいと思うんですけど、やっぱり課題解決をして何ぼやと思うんです。それはやはり中山間地域の実証フィールドの中、そういった高等学校でAI教育を進める、つまり机上の勉強だけじゃなくて、フィールドでも一緒に勉強していくということで、子供たちにとっては課題をしっかりと見据えて、何のためにAIを活用するのかという、現場と理論を結びつけるような教育ができるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そうした意味で、これからAI教育をどのように進められるのか、拠点校を指定されるのかなと思いますけれど、そのあたりについての知

事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） このAI教育、もっと言いますと、デジタル化社会に対応した教育のあり方については、大きく言うと2つあるだろうと思っています。1つは、できるだけ県内全域でということ、そしてもう一つは、できるだけやはり若い、子供のころから、低年齢のころから一定こういうものを学び始めるということ、この2つがやっぱり大事ではないのかなと、そのように思わせていただいております。

このデジタル教育、デジタル化社会に対応した教育とかというと、往々にして都会の専売特許のように思いがちだったりするわけですが、決してそうではないと。むしろ課題が多い中山間こそ課題の解決にデジタル技術を生かすべきである。さらに言えば、さまざまな地理的なハンディを持っている中山間地域だからこそ、そこにおいて地産外商の事業を展開しようとしたときに、距離のハンディを乗り越えることのできるデジタル技術を生かすべきなのである。そういう意味において、中山間でこそデジタル技術を生かしたさまざまな取り組みが必要。ゆえに人材が必要だし、またそういう教育をしておれば、中山間に住む若者たちもまた大いに夢を語れる、夢を実現できるということになるのではないかと思います。

ですから、できる限り高知市中心部だけではなくて中山間地域も含めて、一定の拠点性は必要かもしれませんけれども、そういう教育ができる場というのをつくり、かつ例えば高校を一つ核としながらも、その高校を目指して小・中・高という形での連携ができるようにしていくということ、そういうことが大事じゃないかなと。そういう意味では、広く、そしてまた小学校ぐらいからと、そういうことを両方心がけて展開していくことが必要ではないかと思います。

○26番（武石利彦君） 私も本当に今の知事の答

弁と同感でありまして、今、中山間地域の高等学校は生徒数が減っているという悩みがありますね。地域の高校の魅力づくりにも県教委もすぐく力を入れてくださっていますが、やはり今おっしゃったように、小学校、中学校を通じてAIの教育をするということで、何も市内の学校へ行かなくても地元の高校でその目的が達成できるということになれば、すばらしいなというふうに思いますので、ぜひともそういうことを県内で実践していただきたいというふうに思います。

それから、その小中学校なんですけれども、高校も含めて生徒数が減って、小規模校が随分ふえてきたんですけれども、私は小規模校、大規模校、それぞれにメリット・デメリットがあると思うんですよね。しかしながら、今小規模校のデメリットだけに焦点が当たって議論されているという気がするんです。むしろ、小規模校のメリットをいかに伸ばすかという発想が大事だと思います。つまり、移住政策も進めているわけなんで、移住者の相談を受けたこともありますけれども、やはり移住を決めるには、仕事場がどこか、住むところがどこか、子育てをする環境がどうかという3つの条件がそろわないといけないと思うんです。学校、小学校もないとなると、ちょっとここには移住しづらいなという状況が必ず出てくると思うんです。

そういった意味で、小規模校のデメリット云々じゃなくて、小規模校のメリットを伸ばすということで高知県はいくべきだと思うし、大川村なんか、本当にそういうことに一生懸命取り組んでおられるのを見てこさせていただきました。

そこで、教育長にお聞きしたいんですけれども、その小規模校の今後のあり方といいますか、私が今申し上げたことに対する御所見をお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） お話しありましたよう

に、人口減少が進む中山間地域において、子供たちの地域での学習機会を確保する、それからその地域の子育て、文化の拠点を維持する観点から、地域に学校が存在するという事は大きな意義があるというふうに認識をしております。特に、後期中等教育を担う高等学校についてはその存在意義が大きいということから、地域に高等学校が必要だという考えのもと、高等学校再編振興計画の後期実施計画を昨年12月に県教委として策定させていただきました。

一方で、子供たちがいろんな友人との切磋琢磨とか協力のもとに、課題を解決する力とか社会性を高める学習を行うためには、一定の学級規模を維持することも望まれるという面もございます。

このようなことから、高等学校に比べまして校区が余り広くならない小中学校のあり方を考える際には、子供の学びの環境としての学校・学級規模という観点を大切にするという点と、それから議員から今お話しありましたように、小規模校のメリット、丁寧な指導ができるとか、そうしたものをしっかり考えた中で、小規模校の課題解決につながるICT技術の活用であったり、ICT機器の有効活用とかについても検討することが必要であるというふうに考えております。

そうした検討の上に、保護者や地域の方々の声を十分にお聞きしながら、それぞれの市町村において議論を重ねて、適切に判断をしていただくことが重要であるというふうに考えておまして、県教育委員会といたしましても、必要な助言とさらなる教育の質の向上に向けた支援、そういったものも行っていきたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） 私も先日、四万十町の影野小学校の授業参観をしてきたんです。複式でやっていますけれど、学校の先生は子供の陥り

そうな落とし穴をちゃんと意識して、そこをきちっと教育している。だから、習熟度も高いし、子供たちのやる気も旺盛と、まさに小規模校のいいところを見た。それから、父母だけじゃなくておばあちゃんなんかも参観に来ていて、やっぱりこれはアットホームでいいなあというふうに思いました。これから、その校長先生も地域学習に力を入れるということですので、ぜひこういう小規模校のメリットを生かすという観点で進めていただきたいと思います。

質問の最後に知事に多大なねぎらいの言葉をかけるつもりでありましたが、時間がなくなりましたので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後3時35分まで休憩といたします。

午後3時30分休憩



午後3時35分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上治堂司君の持ち時間は20分です。

21番上治堂司君。

○21番（上治堂司君） 今回、1人会派でございますけれども、一問一答形式による一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。緑と青の会でございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、よろしく願いいたします。

まず、尾崎知事は12月6日の任期をもって、3期12年で知事を勇退されるということでございます。就任以来、高知県の抱えるさまざまな

課題に積極的に取り組まれ、また斬新な発想、アイデアによって県民の福祉向上、防災や産業振興など、本当にスーパーマンのような行動力で、各分野において多くの実績を上げてこられたと思います。

また、県土の多くを占めます中山間地域の活性化について、中山間地域の振興なくして県勢の浮揚はなし得ないという強い思いで、県内全ての自治体に足を運び地域住民の生の声を聞く、いわゆる対話と実行行脚を行ってこられました。

私が馬路村村長時代のことでございますけれども、知事と村内の子供を持つお母さんとの対話がありました。その内容は子育て環境などについてだったと思いますが、しっかりと母親の話に耳を傾ける知事の姿が印象的でした。その後、知事の熱い思いと少子化対策の施策により、お母さん方は2人、3人と子供を産み育てておりまして、人口増にもつながったことでした。

また、知事の大変すばらしい人柄と、休む時間を惜しんで小さい集落まで足を運び、状況をしっかり把握して、市町村の課題に対しても県政の中でスピード感を持って対応する知事の姿勢は、全国の自治体から高い評価をいただいています。それは、全国組織の総会や大会などの際に他県の市町村長からよく聞く話で、高知県は知事と市町村長との関係が大変良好であり、一体となって行政が前に進んでいてうらやましいということでありました。

また、私がことしの7月、東北地方に私用で出かけた際のことです。移動でタクシーを利用しましたが、会話の中で高知から来ましたと言いますと、そのときのドライバーさんから、高知県知事は大変すばらしい方ですねと言われました。どうしてかと尋ねましたら、東北の震災へ多くの視察団が来るけれど視察後の反応はほとんどありませんが、高知県知事は視察後すぐに車の中で、被災状況を参考にして、高知県で

はこうすればよいなどなど震災への対応策を熱心に話されていたのを見て、熱く行動力のある知事だと感じたそうです。その話を聞いて、私も一県民、そして一議員として大変誇らしく思ったところでもあります。

さて、知事は就任以来、人口減が進む高知県にあって、人口が減少しても経済が上向く施策を初め、各分野において多くの政策を行い、実績を残されてきました。その中の一つ、産業振興計画は、第1期から現在進行中の第3期まで、PDCAを繰り返しながら一歩ずつ成果を上げているところです。

次の知事へつなぐ意味でも、それぞれの分野ごとでは進捗は違っていると思いますが、総括して知事の描く産業振興計画は点数で言うところのくらいまで行ったのか、お伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 産業振興計画の取り組みの点数ということは、もう私も退任しますので、これからは県民の皆様におつけをいただくということになるのかなと、そういうふうに思わせていただいておりますが、ただ先ほども申し上げましたけれど、県庁がつくった計画であります。いわゆる官製計画ではありますけれども、しかしながら実効を上げようとする、これが一定県民運動的なものになっていかなければならない。当時つくらせていただいたばかりのころは、知事だけがやってもだめだと、県庁がやらなきゃだめだ、県庁だけやってもだめだ、民間の皆さんも一緒になってやらなきゃだめだ、そういう話をよく言われたものであります。ですので、最初のパンフレットぐらいのときは、特に県民運動でとか、そういうことを非常に強調してつくっておったところでありました。

先ほど申し上げましたように、地産外商の取り組みに多くの企業さんに参加をいただくようになったりとか、それにとどまらず、いろんな分野において官民協働での取り組みが進むよう

になってきた部分もあります。これはある意味官製の計画でありますけれども、官民協働で実行されていくという点においては、一定うまくいったと言える側面もあるのかなど、そのように思わせていただいています。

さまざまな経済指標が上向いていて、県勢そのものは上昇傾向にあると思います。ただ、これはあくまで傾向ということであって、全体水準として今でよいとかということではありません。まだまだこの取り組みを継続していかないといけない、そういうふうに思います。それに個々の分野で見れば、たくさん、まだまだ課題、問題もあるわけでありまして、それぞれの分野についてしっかりと課題にも向き合って、さらなる進化をしていく必要があるだろうと、そういうふうに思っておるところです。

○21番(上治堂司君) ありがとうございます。知事におかれましては、12年間本当にお疲れさまでございました。これから、地方の実情を十分把握している政治家として、ぜひしっかり頑張ってください、さらに高知県が発展していくよう御活躍されますことを御期待申し上げます。

それでは、続きまして、産業振興計画の中の農業分野について農業振興部長にお伺いをいたします。

耕地面積の少ない高知県は温暖な気候などを利用して、海岸線の農地を中心に、早くから施設栽培に取り組んできました。そうした中で、ナスの生産量は高知県が全国1位であり、高知県東部の安芸・芸西・中芸地区の生産量は県内で80%を占めております。振興計画の中では、園芸農業先進国オランダから学んだ環境制御などの先進技術を高知県の気候、風土に合わせて改良し、環境制御技術の導入が農家に普及して、生産量もアップしている状況となっております。

この次世代型こうち新施設園芸システムの普及は、これからも順調に進んでいくと思われま

す。しかし、生産量はアップしても卸売市場の価格は、例えばナスの場合、出荷量の多くなる3月から6月までの4カ月は12月の高値の半値ぐらいまで下がるなど、時期によって大きく変動し、生産者にとっては、収穫量がふえても労働力等さまざまな経費を考えた場合、安定した収入につながっていない状況であるというふうにお聞きもしております。安定した収入を確保することは、生産者にとって生産する意欲の向上、また後継者の育成へと大きくつながっていくと思われま

す。そのために、生産者の所得向上対策として、生産されたナスなどの野菜をそのまま出荷するだけではなく、加工品にも挑戦することで、国内の消費地、また海外への輸出などで安定した収入につながっていくのではと考えます。

ユズは中芸5町村など中山間地域の基幹作物であり、高知県は全国一の生産量であります。そのユズは、さまざまな加工品開発により販売が大きく進み、生産者に安定した収入をもたらしています。そのことで新植が進み、栽培面積や生産量ともに大幅にふえておる状況であります。

県として、もうかる農業をより一層推進していくために、さまざまな野菜を総合的に加工し販売していくことの必要性はどのように考えておるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) 本県の農産物加工では、ユズやショウガの加工品が大半を占めておりますが、近年では産業振興計画における農業クラスターや6次産業化の取り組みによりまして、野菜においても、例えば株式会社フードプランなどのカット野菜や、日高村のトマトを使ったパスタソースなどが商品化され、県内外に販売している事例も出てきております。

こうした中、近年の野菜の消費動向を見ますと、家庭用消費が減少し、業務加工用の消費が

増加しており、カット野菜や冷凍野菜など1次加工された商品が求められております。こうした消費動向を踏まえ、これまでの野菜の生鮮出荷に加え、加工による商品化や販売に取り組むことで農家所得の向上にもつながるものと考えております。

○21番（上治堂司君） ありがとうございます。

高知県農協でございますが、これは2019年1月に高知県内の12の農協と高知県園芸連を初めとする5つの連合会が統合し、大きな組織となり、販売取扱高では全国2位という規模になったところです。

高知県農業のこれからの発展、振興を考えた場合、高知県の農業全般が十分把握できていて大きな組織となった高知県農協が、野菜の加工施設の設置や、そして販売等、総合的に事業を行っていくことが望ましいではないかと思いますが、県として高知県農協へそういうことを話しかけてはどうか、その考えを農業振興部長に伺います。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県とJA高知県

では、生鮮野菜の価格が下がる時期などにおける農家所得の安定化を図りますため、加工業務の実需者ニーズや野菜の消費動向に対応する新たな販売戦略について、検討する場を設けることとしております。この検討の場におきまして、冷凍野菜の製造、販売などの県外の先進事例も参考にしながら、本県における野菜の加工について、まずは例えば品目の選定や品目に合った加工方法、販路を検討し、その上で施設整備の必要についても一緒に検討してまいります。

○21番（上治堂司君） ありがとうございます。

ぜひ農協や生産者が一体となって施策が進み、これからも農業が発展していくことに、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、日本遺産を生かした中芸地域の活性化について観光振興部長にお伺いをいたします。

中芸地域では「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」というストーリーが、平成29年4月、日本遺産に認定をされました。日本遺産とは平成27年に始まった事業で、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産に認定し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としたものであります。現在、日本全国83件が認定されており、文化庁は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、100件程度を認定していく予定というふうになっております。

高知県内では、この事業が始まった平成27年に四国遍路が四国4県にかかわるものとして、また高知県単独では現在中芸地域のゆずロードのみが認定となっており、この日本遺産認定のハードルの高さを物語っていると感じています。

中芸地域では認定に向け、中芸5町村の行政や住民団体、高知大学や観光関係団体などの推進協議会を平成28年8月に立ち上げまして、延べ850名、計20回の協議を行い、ストーリーや活用方法について協議を重ねました。そうして完成したストーリーは地場産業の変遷に着目をしたものであって、かつて林業で栄え、木材を運ぶための国内最大規模の森林鉄道が走っていた地域が、その後日本一のユズの生産地となる経緯を「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」とまとめたものであります。

こうした関係者の努力により見事日本遺産に認定され、そして認定後は、この日本遺産を生かして地域の活性化につなげていくために、文化庁の補助金や中芸5町村の負担金などを活用して事業が進められ、交流人口の拡大を目指しております。

県として、この認定されました日本遺産を活用して、どのように中芸地域への誘客に取り組んできたか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 日本遺産の認定を

受けた当初から、県では、森林鉄道とユズ栽培の歴史や、5カ町村に広がる景観、食、森林鉄道遺産ガイドなどを、メディアやガイドブックを通じまして国内外にPRしてまいりました。そして、こうした日本遺産の構成要素をアピールしながら、高知県東部観光協議会と連携をしまして旅行会社にセールスを行いました結果、旅行商品の販売につながっております。

また、外国人の専門家を活用しましてインバウンド向けの旅行商品づくりにも取り組み、先月から、1泊2日の日程でありますけれども、ユズの里をめぐる商品がオンライン旅行会社で販売をされております。このような取り組みを通じまして、中芸地域への誘客を図っているところでございます。

○21番（上治堂司君） 日本遺産という事業は、創設をされてからまだ4年しかたっておりませんので、世界遺産のように認定後に観光客が大勢押し寄せてにぎわうという即効性という点では、まだまだこれからではないかというふうにも思われます。そういう意味で、日本遺産という事業そのものを広く国民に啓発普及していくことには、所管省庁であります文化庁の広報に大いに期待もするところでございます。

そういった中で、先日行われました安芸地域アクションプランフォローアップ会議において、産業振興計画の3年半の取り組みの総括がなされました。アクションプランに位置づけられている、日本遺産を活用した中芸地域の活性化については、大幅な集客増にはつながっていないことや拠点施設となるビジターセンターが整備されていないことなどを理由に、目標の集客人数に達することができておらず、B評価ということになっております。

ちなみに、高知カツオ県民会議というところが日本遺産の認定に向け活動を行ってききましたが、認定へのハードルが高く、令和元年度、残

念ながら、高知県の食文化を代表する高知のカツオをもってしても選定をされていないということでございます。

一方、中芸地域では、せっかく日本遺産という非常に価値のある事業に認定されたわけでありますので、ぜひともこれを地域の活性化につなげていきたいというふうにも考えております。高知県の観光振興においても、現在世界遺産のない高知県の中にあつて中芸地域の日本遺産の認知度を高めていくことは、集客拡大につながっていくのではないかと思います。

中芸地域の日本遺産「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」の認知度を高めていくのには、県のさらなる支援が必要ではないかと考えますが、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） せっかくの日本遺産ですので、関係機関とも連携をいたしまして、先ほどお答えしましたように、中芸地域の魅力発信や旅行商品の販売につながるように、県としても積極的に取り組んでまいりますし、その際には日本遺産であることをひととき強調するような工夫も凝らしながら、PRをしてまいりたいと考えております。

○21番（上治堂司君） ありがとうございます。中芸5町村もこの日本遺産を生かして交流人口の拡大に努めてまいりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、上治堂司君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町雅樹君の持ち時間は40分です。

8 番野町雅樹君。

○8 番（野町雅樹君） 自由民主党の野町です。

議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。知事初め執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

私は、2年前の2月定例県議会一般質問において、本県の農業振興を図る上で、農業技術センターなどの公設試験研究機関の役割と今後のあり方について質問をさせていただきました。そのときの質問の趣旨は、将来にわたって地域密着型の研究を進め、イノベーションを推進していくための長期ビジョンの策定、また他分野の研究機関や大学、民間企業などとの連携の重要性についてでありました。当時の農業振興部長からは、農業技術センターが現体制となつてから25年が経過をしており、その総括のための検討会を設置すること、またAIあるいはIoTなど、急速に技術革新が進行している分野については、大学、民間企業、国の研究機関などとこれまで以上の連携を図るとの答弁をいただきました。

今議会の知事の提案説明にもありましたように、Next次世代型こうち新施設園芸システムの確立に向けた取り組みでは、国の研究機関や東京大学など延べ140人を超える研究者や45社の企業が参画をし、13の研究テーマ群から成る開発プロジェクトに取り組んでいるとのことでありまして、大変頼もしい限りであります。

そこで、一連の開発プロジェクトでは、県がしっかりとイニシアチブをとって進めているわけでありませうけれども、多くの研究機関や研究者が参画をする中で、本県の農業技術センター

には、そこに埋没することなく、その役割を果たしていただきたいというふうに考えております。その役割について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） Next次世代型こうち新施設園芸システムの確立におきまして、農業技術センターは、関係機関と生産現場と連携し、研究の基礎となる各種データの収集や、開発した技術を現場ニーズに合わせ迅速に実装していくための現場実証など、開発プロジェクトのかなめとしての役割を担っております。

13の研究テーマ群の中でも、生育情報を活用した増収技術の確立や、作物の機能性成分評価などの3つのテーマにつきましても、農業技術センターが核となり各大学や国の研究機関と連携し、定期的に情報交換会や現地検討会を開催するなど、現場ニーズをしっかりと共有しながら研究開発に取り組んでおります。

農業技術センターが、これまでIPM技術や環境制御技術を早期に確立し、実装してきたノウハウを生かしながら、この一連の開発プロジェクトを推進し、その成果をデータ共有基盤IoTクラウドの構築、ひいては農家の皆様の所得向上にしっかりとつなげてまいります。

○8 番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、現在農業技術センターでは重点課題として、先ほど申されました、IoTが導くNext次世代型こうち新施設園芸農業への進化、次世代型こうち新施設園芸システムへの普及推進、環境保全型農業の推進、また独自品種の育成と地域特産品目の高品質化技術の開発を掲げております。また、農家の所得向上に結びつく、出口の見える研究開発を進め、普及組織と連携して研究成果の早期移転に努めるということにしております。

そこで、現在の革新的な取り組みを踏まえた総合的な長期ビジョンの策定が必要かというふ

うに考えますけれども、農業振興部長の御所見をお伺いします。

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業技術センターは、試験研究を通して農家所得の向上につながる技術開発が求められており、将来の本県農業のあるべき姿を見据えた長期ビジョンの策定が必要だというふうに加え、現在取り組んでいるところでございます。

これまでに、生産者、農業団体等へのアンケート調査やSWOT分析に基づいて、本県の試験研究の強みや今後強化すべき点などの方向性を検討してまいりました。さらに、生産者の代表や農業団体、大学、有識者などの外部委員で組織する検討会において、今後の方向性に対する御意見をいただいたところです。現在、その検討会で助言をいただいた、大学、民間企業との連携を含めて、Next次世代型こうち新施設園芸システムやスマート農業などの革新的な研究の方向性について取りまとめを行っているところです。

今後につきましては、できるだけ早く試験研究の長期ビジョンとして策定をし、生産や流通の技術革新につなげてまいります。

○8番(野町雅樹君) ありがとうございます。できるだけ早くということですが、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、一連の取り組みによる研究成果を産業化し、関連企業の集積による農業クラスターの形成によって、本県農業の振興はもとより、特に若者の雇用の場の確保につながるということ期待をしておるところであります。

先日、商工農林水産委員会の県外調査で、愛知県での同様の取り組みに関する調査をする機会がありました。愛知県の園芸農業産出額は1,777億円と全国で4位、本県の2.2倍、また園芸用のハウスの設置面積も2,950ヘクタール、本県の2.1倍でありました。トマトや温室メロン、花卉類

などの施設園芸も極めて盛んな地域で、以前から水耕栽培や自動化装置などの先進的な技術の導入が進んでいる産地であります。一方で、御承知のとおり全国で最も自動車産業が発展をし、その関連企業が集積をしている地域であることは言うまでもありません。そうした中、企業側からAIやIoTなどの技術を農業分野に生かせないかという打診を受けて、JAや若手農業者グループなどとの間で、環境測定機器や情報管理ソフトウェアなど、スマート農業関連の技術開発が盛んに行われているとの説明がありました。

一方で、担当者からは、高知県の一連の園芸振興策を大いに参考にしているなど高い評価をいただきました。本県の取り組みがこうした全国屈指の施設園芸産地からもリスペクトをされているということに、県民の一人として誇りを感じたところであります。

現在、本県でもIT関連企業などとの技術開発プロジェクトにおいて、ハウス内環境制御技術に関する機器類の開発や出荷予測システムの開発、また集出荷場での自動化、効率化技術の開発などが進んでいるというふうにお聞きをしています。

そこで、IT関連企業などとの技術開発プロジェクトの現状につきまして農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) IT関連企業などとの技術開発につきましては、平成29年度に農業振興部内に関係各課及び各農業振興センターと試験研究機関が参画する、IoT推進プロジェクトチーム会を立ち上げ、高知県IoT推進ラボ研究会とも連携して推進をしているところです。この2年間で115の現場ニーズを抽出し、各企業とのマッチング会などを通じまして、農業分野でのIT・IoT化を進めており、これまでに出荷予測システムと環境データ共有シ

システムが完成し、既に運用中でございます。

また、集出荷場の省力化のためのミョウガの箱詰め機や、シントウのパック詰め機の開発にもめどが立ってまいりました。また、さらなる収量増や出荷予測の精度を高めるため、AIを活用したナスの花数や実の数を自動カウントするシステムや、農薬や肥料の生産履歴をスマートフォンで簡単に入力、チェックできるシステム等が、今年度中に完成の予定でございます。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、現在このプロジェクトには45社の企業が参画をしており、このうちIT関連企業が33社とお聞きをしております。商工労働部におきましても、こうした企業の誘致に力を入れており、今議会にも新たに4社を誘致するための関連予算が計上されております。

こうしたIT関連企業の集積は、今後高知版Society5.0の実現に向けまして、農業を含む本県産業の高度化や新たな産業創出に大きく貢献することはもとより、若者の雇用の場としても大いに期待をされます。

そこで、IT関連企業の誘致をさらに強力に進めていくことが必要かというふうに考えますけれども、今後どのように取り組んでいかれるのかについて商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） IT・コンテンツ関連企業の誘致につきましては、これまで手厚い補助制度を創設するなど積極的に取り組んできました結果、現在20社が立地をし、280名を超える新たな雇用を創出してきました。さらに、今年度末までにはさらに4社の立地を見込んでいるところでございまして、着実に集積が進んでいるものと考えております。

今後は、高知版Society5.0の実現に向けて、農業など県内の地場産業に最先端のデジタル技術を掛け合わせることで、付加価値の創出、生産性の向上を図るため、IoTやAIなどの先

端技術を持つ企業の誘致活動も推進していくこととしています。具体的には、民間の調査会社に委託をし、先端技術を持つ企業3,000社に対して、本県への立地や実証実験の可能性調査を実施し、前向きな回答をいただいた96社の中から、本県の実情や課題に合った技術を持つ企業40社を抽出して、現在随時訪問活動を実施しているところでございます。

また、今後、県内外の多くの専門家や関係者とのネットワークを拡大し、さらにオープンイノベーションのプラットフォームの構築を目指しているところで、企業誘致にも最大限活用してまいりたいと考えています。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

若い農業者やIT技術者などが、高知の農業はおもしろい、ぜひやってみたい、あるいは応援をしたいと、わくわくする成長産業となりますように今後とも御支援をよろしく願いいたします。

次に、農産物の流通販売戦略についてお伺いをいたします。本県の農産物、特に園芸品の出荷販売を語る上で、高知県園芸連を抜きにして語ることはできないというふうに思います。97年という1世紀近くにわたりまして、本県の園芸農業を販売面で牽引してくれた組織であり、全国に先駆けて、県域一元出荷や共同計算方式、またいわゆる丸高方式など独自の販売体制を築き、県行政も一体となって、全国の卸売市場や消費者に対して確固たる信頼を築くとともに、園芸農家の所得向上に大きく貢献をいただきました。

さらに、実質的な丸高方式が幕をおろした平成12年以降も販売戦略会議などを介して、県行政との役割分担を明確化し、さまざまな改革によって時代に即した販売戦略をともに実践してまいりました。私も県の職員時代から長らくお世話になってまいりました。

そこで、まず本年8月末をもって97年の歴史に幕をおろしました高知県園芸連について、ともに本県農業の振興を推進してきたパートナーとしてその業績などに対する思いについて農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 高知県園芸連は、県内各地で生産される園芸作物をまとめ、全国市場へ出荷・販売するという、全国でも類を見ない一元集出荷体制を早くから確立されるとともに、盤石な物流体制を構築され、市場での競争力を高めるなど、本県園芸作物の基幹流通を担っていただきました。さらには、主要な消費地に県外事務所を設置され、消費地のニーズを的確に捉え、その需要に応えることで、市場や実需者との信頼関係を強固なものとし、加えて消費地動向を産地へフィードバックするなどの生産振興にも取り組まれ、園芸王国高知の礎を築いてられました。

改めて、長年にわたりよきパートナーとしてともに歩み、本県の園芸農業の振興・発展に取り組まれた園芸連の御尽力に感謝申し上げますとともに、機能移管したJA高知県とはこれまでの取り組みをしっかりと継承し、さらなる発展に努めてまいります。

○8番（野町雅樹君） 次に、先ほど部長のほうからも少し触れられましたけれども、本県の園芸品販売は、JAや園芸連などを通じた全国の卸売市場への安定供給、特に冬・春期における圧倒的なシェアを確保することや多品目化によることで高単価での販売を実現してまいりました。このことは、今後も重要な戦略であるというふうに考えますけれども、一方で量販店でのインショップや大規模な直販店、さらにはネット通販など、農産物の販売ルートがますます多元化をする中で、青果物の市場経由率は平成18年度の約65%から平成28年度には57%へと大きく低下をしています。

こうした現状を踏まえますと、先ほど上治議員からの御指摘もありましたけれども、新需要マーケティング事業などで取り組んでまいりました業務需要への対応や加工品開発、さらには輸出など新たな販売ルートの開拓への取り組みが、今後ますます重要になってくるというふうに考えます。JAグループとして、時代に即した新たな販売戦略によって、農家所得をいかに最大化していくかということが問われる時代になっているというふうに思います。

そこで、園芸連からその多くの事業を引き継ぐことになりましたJA高知県による園芸品の販売戦略を、今後どのように支援していかれるのかについて農業振興部長に御所見をお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） JA高知県の園芸販売事業の重点事項では、県外事務所を中心とした基幹流通の販売強化や業務需要などの新たな販路開拓、輸出の強化などが挙げられております。

まず、基幹流通の支援強化としましては、昨年園芸連が新たに開設した仙台、金沢、広島の実務所を含む6つの県外事務所と、県の東京・大阪事務所が連携し、市場や量販店の関係者の産地招聘や高知フェアなどの開催を通じて、市場取引による販売拡大に取り組んでおります。

また、業務需要等の新たな販路開拓の支援強化としましては、これまで園芸連と県で立ち上げた新需要開拓マーケティング協議会において、量販店や加工業者などの実需者に直接アプローチするなど、業務需要や加工用ニーズへの販路開拓に取り組んでまいりました。本年度は、この取り組みをもう一段強化するためにJA高知県へ職員を派遣し、大型直販所とさのさとを活用した新たな業務需要等への販路の開拓にも支援しているところでございます。

さらに、輸出への支援強化として、本年度に

県とJA高知県等で立ち上げた農産物輸出拡大プロジェクトチームにおいて、現状や課題を共有し、販路や輸出量の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

引き続き、こうしたJA高知県の販売戦略に対しまして、県としてもしっかりと支援し、さらなる販売の拡大や販路の開拓に取り組んでまいります。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、JAなどの集出荷施設の再編整備というのは、今後の安定的な出荷販売の実現には必要不可欠であります。JAや行政のエリアを越えた集約とともに施設や機械の高度化、効率化が必要であり、その多くが津波浸水エリアにあるということや、人材不足が顕在化をする中で、その逼迫度はますます高まっております。

私が2年前の2月定例県議会でこの問題を取り上げた際には、当時の農業振興部長から、JA設立委員会の作業部会で具体的な再配置計画が議論をされるので、県としてその計画段階から情報を共有し、計画的な集出荷施設の再配置と高度化が図られるように支援をするとの答弁をいただきました。その後、JAグループに、先ほど部長からもありましたけれども、県の職員も派遣をし準備が進められているというふうにお聞きをしています。

そこで、園芸農家からの期待や取引先からの要望なんかも踏まえ、よりスピード感を持った取り組みが必要というふうに考えますけれども、県としてどう支援をしていくのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 集出荷場の再編に当たりましては、JA設立委員会の作業部会に県も参加し、再編の考え方の整理や方向性について議論をしてまいりました。さらに、この4月に県職員1名をJA高知県に派遣し、県内の集出荷場の将来的な方向性の取りまとめや、

全県的な計画策定などを支援しているところでございます。

現在の計画案では、機械選果や出荷作業を行っている47の集出荷場について、10年後をめどに27の集出荷場へ段階的に再編、集約することとなっております。しかしながら、地域によっては、施設が津波浸水エリアに位置するほか、設備の老朽化や集出荷場における労働力不足など、早急な対応が求められている施設もございます。

今後は、この計画案をベースに地域の皆様から御意見をいただき、施設整備の優先順位など実現可能な再編計画となるよう、県としてもJA高知県とともに検討してまいります。さらに、施設整備に向けましては、準備段階から県も参画し、国の事業の活用や集出荷場の労働力不足への対応も見据えた省力化設備の提案など、将来にわたって産地を支える集出荷システムの早期の構築を目指し、支援してまいります。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

南海トラフ地震・津波対策なども踏まえまして、スピード感を持った積極的な御支援を何とぞよろしくお願いをいたします。

次に、農産物の輸出についてお伺いをいたします。知事の提案説明でも触れられましたとおり、県では産業振興計画の外商戦略において輸出拡大を本格的に支援し、その結果、輸出に取り組む県内企業も8社から100社へと増加をし、平成30年の輸出額は14億5,000万円と、取り組み始めた平成21年の28.5倍へと飛躍的に伸びております。

私は、この7月に南カリフォルニア高知県人会創立110周年記念訪問団の一員としてアメリカを訪問する機会をいただき、ふるさと高知に思いを寄せる多くの方々と交流をさせていただきました。また、その後2日間滞在をさせていただきまして、アメリカとの経済交流の一環であ

ります本県産品の輸出事情について調査を行いました。ジェトロ・ロサンゼルス事務所や日系の量販店、本県産のユズやミョウガを扱っていただいているレストランなどを訪問させていただきまして、農産物の流通アドバイザーや現地バイヤー、またシェフなどとの意見交換をさせていただきました。

その中で、高知の水産加工品やユズ製品、さらには土佐酒などのニーズの高さを実感することができました。一方で、アメリカでの食品の流通には、厳しい食品衛生管理制度である米国食品安全強化法の認定基準をクリアしなければならないことなども、あわせて勉強させていただきました。

そこで、最近の日本ブームにも支えられまして、今後需要の拡大が期待をされるアメリカ合衆国における、本県の農産物や水産加工品などの輸出戦略をどのように展開されるのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

**○産業振興推進部長（井上浩之君）** 本県の平成30年のアメリカへの食料品輸出額は2.5億円となっておりまして、輸出に本格的に取り組み始めました平成21年と比べると約11倍に拡大をしてきております。最近では、土佐酒、水産物が特に大きな伸びを示しているところでございます。

そのアメリカへの輸出戦略としましては、大きく3つ考えております。まず第1に、米国食品安全強化法といったアメリカ独自の厳しい衛生基準をクリアすること。第2に、西海岸、東海岸といったエリアごとの食の趣向の違いを見きわめ、輸出有望品目を選定していくこと。第3に、これはアメリカ以外でも言えることですけれども、現地への商流を確保した上で、量販店やレストランとのネットワークを強化することがポイントになるものと考えております。

このため、1点目のアメリカの衛生基準への

対応といたしましては、全国に先駆けて平成29年度から専門家によるサポートを実施しており、昨年度末までに10社が衛生基準への対応を完了し、本年度はさらに6社が対応中でございます。引き続き、衛生基準に対応する県内企業の増加に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

また、2点目、3点目につきましては、本年度から現地での日本食材の売り込みに精通した方を食品海外ビジネスサポーターとしてニューヨークに配置いたしまして、現地で好まれる輸出品目の情報収集を行うとともに、現地商社などとのネットワークの構築も進めておるところでございます。

こうした戦略のもと、県内の大型水産加工施設がアメリカの衛生基準への対応を進めておりますので、今後商流をしっかりと確保しつつ、水産物と土佐酒を中心に、本県の強みでありますかんきつ類などもセットにしながら、さらなる輸出拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。その際には、本県が誇るよさこいとか漫画文化などのPRを行うなど、観光面も十分意識して取り組んでまいりたいと考えております。

**○8番（野町雅樹君）** 大変前向きで元気の出る御答弁をありがとうございました。

この項最後に、この12年間、産業振興計画など県の主要施策のど真ん中に、本県の強みである農業を含む第1次産業を据え、あらゆる角度からその振興に御尽力をいただきました尾崎知事に、今後の高知県農業の発展に対する思いをお尋ねいたします。

**○知事（尾崎正直君）** 園芸王国土佐として、園芸王国高知として、これまでもトップランナーであり続けてきたわけでありまして。多くの品目において生産量ナンバーワン、そして特に生産性ということであれば断トツで1位という高知

県。これからも、例えばAIとかIoTとか、そういうデジタル技術も取り入れていながら、Next版の開発なども行っていますけれども、トップランナーであり続けていく、そのことが非常に大事だろうというふうに思います。これからは、販路の開拓という観点からは、海外も視野に入れた展開もしていくということが非常に大事だろうと、そういうふうに思います。

ただ、その際に2つ。1つは園芸農業の関連産業群をあわせてつくっていくということができるようになれば、より大きな裾野の広い産業群になっていくだろうと、このことは大変期待のできるところです。そしてもう一点、やはり中山間が多い、零細な農業者の方が多いということもまた視野に入れて、そういう方々にも対応できていけるような仕組みをつくっていく、このことも非常に大事だろうと思っています。

そういうことに留意していながら、本当の骨太で幅の広い、そして世界と戦う園芸王国である、そういう高知をぜひ目指すことができると、そのように思わせていただいております。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。今後とも高知県農業の振興に対する御指導をよろしく願いをいたします。

では、次の項目に移ります。東部地域における医療体制の確保に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

昨年6月に高知県東部地域医療確保対策協議会が設置をされ、本年2月には協議会の人材確保に関する作業部会におきまして、仮称ではありますけれども、公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設の設置について県から提案がなされ、協議が進められているとお聞きをしています。

一方、この問題の発端となりました、看護師不足による室戸病院の閉院の影響は大きく、室

戸市ではいまだに病院の救急機能や一般病床がない状態が続いており、エリア外への患者の流出、さらには田野病院や県立あき総合病院でも、室戸地区からの二次救急患者などの受け入れ数の増加により、満床に近い状況が続くなど、周辺の中核病院への負担も大きいというふうに聞いております。室戸市ではこの問題を打開するため、一般病床を備えた診療所の開設計画を進めているというふうにお聞きをしています。

そこで、室戸市での新たな動きも踏まえまして東部地域における医療体制確保への取り組みの状況について健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 平成30年3月に策定をしました第7期保健医療計画では、安芸保健医療圏における既存の病床数が基準病床を19床下回っております。そこで、その19床の使い道として、急性期または回復期機能を担う病床の整備について、去る8月1日から9月30日までの期間で整備計画の公募を行いました。結果、受け付け順で、安芸市で森澤病院等を経営する医療法人瑞風会、室戸市、田野町で田野病院等を経営する医療法人臼井会の3者から整備計画が提出をされたところです。

今後、提出をされました整備計画が地域の医療ニーズに即したものであるか、また実現可能性があるかどうかなどについて、安芸区域の地域医療構想調整会議や医療審議会における議論を経た上で、年内をめどにその採択を決定したいと考えているところです。

また、公立の看護師養成所を含む多機能支援施設につきましては、経緯もありましたことから、東部地域の市町村長の皆さんに改めて地元としてのお考えをお伺いしているところでございます。

○8番（野町雅樹君） 次に、こうした新たな診療所の開設には、医師や看護師などの医療人材

の確保が前提条件であることはもちろんでありますけれども、特に看護師については、各病院や訪問看護ステーション、また福祉施設など多くの施設において、定年後の再雇用やコストが高く不安定な条件での派遣会社からのあっせん、また病院独自の奨学金制度などを駆使して、何とか定員の確保に努めているという厳しい現状をお聞きいたします。

そこで、県としてこうした厳しい実態をどのように捉えているのかについて健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 平成30年の衛生行政報告例によりますと、安芸保健医療圏の医療施設に従事する人口10万人当たりの看護職員数は1,642人で、全国の1,205人よりは多いものの県全体の1,997人よりは少なくなっています。また、看護職員の平均年齢をみますと、安芸保健医療圏では47.7歳で、中央保健医療圏に属する高知市の43.1歳、南国市の41.6歳に比べて高くなっています。

医療機関からは、今議員から御紹介されたことも含めまして、新人の採用に苦勞していることですか、その結果、お願いして定年後も引き続き従事してもらっている看護職員も多いというふうに聞いているところです。

○8番（野町雅樹君） 次に、室戸市への新たな病院開設の動き、そしてまた現場の厳しい実態も踏まえまして、東部地域における看護師確保の見通しにつきまして健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 東部地域の高等学校から県内の看護師養成施設に入学する学生数は、平成26年の48名から平成30年には25名と半減をしております、今後人口の減少もあって減っていくことが想定をされます。そうした背景もありまして、東部地域では看護師確保が容易ではなく、また東部地域の中でも地域特性

があって、東に行くほど看護職員の確保が困難な状況であるというふうに認識をしております。

○8番（野町雅樹君） この項最後に知事にお伺いをいたします。12年間の知事在任中、日本一の健康長寿県構想の策定に始まり、課題解決先進県として全国に先駆けたさまざまな施策を展開し、現在、例えばあつたかふれあいセンターがサテライトを含め約290カ所に設置をされ、県内に広く定着するなど、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と福祉の連携も着実に進んでいます。

一方、当構想の目指すべき姿には、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」を掲げております。このことを実現するためには、言うまでもないことですけれども、特にその条件が厳しい郡部における病院施設というのは、地域になくてはならない基本インフラであり、それを担う人材の確保には、その条件が厳しいほど行政が担うべき役割は大きいものというふうに考えます。

そこで、人材の確保対策も含めた、東部地域での医療体制の確保に対する知事の思いにつきまして、改めてお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 東部地域の医療体制でありますけれども、まず第1に、室戸市における医療提供体制に大きな課題がある、そして2点目でありますけれども、看護師を初めとした医療人材の確保に課題があるということだろうと思います。そして3点目、そもそも非常に人口密度が疎であるということもあります。そういう中で、どうやって地域包括ケアシステムをつくっていくか、特別の工夫が求められるということだろうと、そういうふうに考えておるところです。

そういうこともございまして、室戸におきます医療提供体制の構築について、私どももまた地域の皆様と一緒に取り組みを進めさせていた

だきたいと思うわけであります。あわせて、看護人材の不足、さらに言えば人口密度が疎であるからこそ、訪問看護とか介護とか、そういうものが必要であるということも踏まえまして、この東部地域において地域の医療・介護を下支えしていく機能を持った施設が必要ではないかという提案をさせていただいているところです。

今後、東部地域の市町村とか地元医師会などの御協力をいただきながら、さまざまな施策の検討を進めさせていただければと、そのように考えています。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

引き続き、県が前面に立っていただきまして、積極的な、かつスピード感を持った取り組みを進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いをします。

次の項目に移ります。平成30年7月豪雨災害からの復旧状況についてお伺いをします。

本日、横山議員の質問と少し重なる部分がありますけれども、特に住民からの要望が最も多かった中小河川におけるしゅんせつ工事も、現在計画の6割程度まで進んでおり、令和2年度中には、今回の災害で堆積をした土砂の除去がおおむね完了するというふうにお聞きをしております。

しかしながら、ことし8月の台風10号の接近に伴う大雨などによりまして、昨年大きな被害を受けました安芸川、伊尾木川においては、復旧中の一部の地域で再び農地の流出や大量の流木が発生するなど予想以上の被害があり、ぎりぎりの状態に肝を冷やした住民も多かったと聞いております。

そこで、今後「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後も、計画的にしゅんせつ工事を実施するなどの取り組みが必要だというふうに考えますけれども、国への政策提言も含めました今後の取り組みについて土木部

長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 河川内に堆積した土砂や流木を撤去し、洪水が安全に流下できる状態に保つことは、事前防災の一つとして大変重要だと考えております。昨年の9月以降、次の豪雨に備えるため、県内全ての河川で点検を行い、土砂の堆積により浸水の危険性が高まっていることが判明した河川につきまして、国の3か年緊急対策事業によりまして、堆積土砂の掘削など、洪水を安全に流すための対応を実施しているところです。

3か年の集中投資期間以降につきましても、事前防災に資する予算が引き続き確保されるよう国に政策提言するとともに、点検の充実や土砂の掘削を行う基準を明確にするなど、計画的な維持管理にしっかりと取り組んでまいります。

○8番（野町雅樹君） 次に、安芸川沿いで住宅の浸水被害が発生をした栃ノ木地区では、県からの政策提言によりまして国が新たに創設をいたしました、治水対策の補助事業である大規模特定河川事業に採択をされ、現在計画策定や現地測量作業などが進められております。

一方で、被災をした住民からは、今回の台風10号における増水なども踏まえまして、よりスピード感を持った復旧への強い要望が寄せられております。この事業では、最長10年間の事業期間が設定をされています。特に浸水被害の要因となりました河床に堆積をした土砂の掘削や護岸のかさ上げなど、事前防災により効果の高い改修工事を優先することはもちろんでありますけれども、よりスピード感を持った集中的な事業化が強く望まれております。

そこで、こうした被災者の切実な要望も踏まえまして、安芸川における大規模特定河川事業にどう取り組むのかについて土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 本年度事業採択され

ました安芸川における大規模特定河川事業につきましては、現在測量と設計作業を行っており、年度内の設計完了を目標に、地元関係者への説明、協議を進めているところです。来年度は、その結果をもとに用地測量などを行い、用地買収に着手する予定です。

事業完成までには橋梁のかけかえなどが必要で一定の時間を要するものの、例えば家屋浸水などの被害が発生した左岸の堤防整備を優先するなど、早期に効果を発現できる整備手順を検討してまいります。

○8番（野町雅樹君） ありがとうございます。

知事初め執行部の皆さん、本当にそれぞれ御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

最後に、尾崎知事へのお礼を申し述べたいというふうに思います。この12年間、本当にお疲れさまでございました。知事も、12年前の就任時の高知県を振り返り、さまざまな指標で全国最下位レベルであったことを憂い、何とかせねばとの思いで知事としての仕事に取り組んできたというふうにおっしゃっておられます。その実績や成果につきましては、今議会でも多くの議員の皆さんが触れられたとおりであります。

この12年間を私なりに一言であらわすとすれば、高知県民が自信と誇りを取り戻した12年だったと、こういうふうに言えると思います。先ほどの武石議員の知事への質問の中でも、県庁職員の意識改革のお話がありましたけれども、多くの県民の皆さんが、そして多くの県職員の皆さんが、やればできると思えるきっかけをつくっていただきました。私も県職員として7年間、そして県議として5年間御指導をいただいたわけでありまして、大いにそのモチベーションを高めていただき、元気をいただきました。

尾崎知事には、今後もどういう立場に進まれましたも、高知県知事としての12年間の実績を

礎に、真の地方創生の実現に向けまして、これまで同様果敢なチャレンジを続けていただきたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

これで、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで午後4時45分まで休憩といたします。

午後4時39分休憩



午後4時45分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は30分です。

30番橋本敏男君。

○30番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。

2013年8月に、高知県の林業構造を大きく変えるとされた、四国で最大級の製材工場が操業開始されました。手厚い公費が投じられ、これまで伸び悩んでいた原木消費を掘り起こす一大プロジェクトとして、大きな期待が高まりました。その結果、10万立方メートルの原木消費の需要が生まれ、原木生産量は2018年度と2008年度比で54.5%の増と大きく膨らみ、林業活性化の起爆剤とも言われました。本格的な操業開始から6年目を迎え、今議会冒頭の知事所信表明や、さらにはマスメディアにも大きく取り上げられ、林業振興における救世主とも言わんばかりの評価感があったところです。

改めて四国最大級の製材工場が本県林業振興に果たす役割について林業振興・環境部長の答

弁を求めます。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 御質問の製材工場につきましては、豊かな森林資源を余すことなく活用し、原木生産量を拡大していくためには、需要先の確保が急務であったことから、大型製材工場や木質バイオマス発電所を整備することとし、誘致を行ったものでございます。

この製材工場の整備によりまして、10万立方メートルという大規模で安定的な原木需要を創出した結果、原木生産が活発になり、平成30年の原木生産量は64万6,000立方メートルと、平成20年の約1.5倍となっております。また、県産製材品の出荷額は、推計ではございますけれども、平成25年の70億円から平成29年の111億円と大きく伸びており、さらに中山間地域に貴重な雇用の場を創出するなど、本県の林業・木材産業の発展を牽引する大きなエンジンの一つになっているものと考えております。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

尾崎知事が就任した当時には126カ所あった県内生産工場は86カ所まで激減し、大型製材所が稼働してから、県内12の中小製材所が閉鎖することになりました。

このことは大型製材所が全体の出荷を押し上げる反面、県内の中小製材所は厳しい環境になっているのではないかと思われますが、大型製材工場誘致による地域製材事業者にもたらす影響について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 大型製材工場の通年稼働後となる平成27年と30年で比較いたしますと、県産製材品出荷量の総量は増加してございます。また、当該製材工場を除く既存製材工場の出荷量の総量も微増という状況になっておりまして、また既存製材工場の1工場当たりの出荷量は約1割増と増加傾向にございます。また、大消費地に乾燥材など品質の確か

な製材品がまとまって出荷されることにより、土佐材全体の評価は上がっております。さらに、中小の製材事業者とトレーラー便による首都圏への共同出荷など、相乗的な効果も出てきております。

なお、平成27年度以降に県内製材業者で廃業したのは、私どもの統計では10社ということで把握してございますけれども、これらの製材工場が出荷していた製品の合計量は約8,500立方メートルという状況でございます。その大半を占める2社の廃業理由は、後継者の問題であったり、また誘致前からの経営不振に起因するものであったりという状況になってございます。その他の事業者につきましても、生産規模は極めて零細であることから大型製材工場との競合はしておらず、誘致による影響はないと考えてございます。

○30番（橋本敏男君） 続いて、大型製材工場に投入した公費はトータルでどれぐらいに上るのか、林業振興・環境部長に示していただきたいと思えます。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 当時の一般的な補助率といたしましては、国際競争力の高い国産材の生産体制や全国的な安定供給体制を確立するための木材加工施設等に対しまして、国費50%を基本として支援をしてまいりました。本事業につきましては、産業振興計画に基づく事業であり、地域資源の活用や雇用の促進などに大きくつながることから、県単独事業として制度化されております企業立地促進事業の特別加算を適用いたしまして、国費50%に県費20%のかさ上げや、土地取得などに対しまして45%を補助しております。

トータルでは補助率が約62%、総事業費約28.8億円に対しまして、国費11.5億円、県費6.3億円の総額17.8億円を交付してございます。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

公告されている直近の大型製材工場、第8期決算の貸借対照表要旨から経営指標である流動比率を算出してみますと、危険水準の100%を大きく下回っております。一般的に、流動比率が100%を切ると資金繰りに影響が出始め、銀行融資や助成金の交渉に影響が出始めると言われています。さらには、流動比率は事業体の支払い能力を示す指標ですが、流動資産の中には棚卸し在庫など換金性の低い資産が含まれており、支払い能力の安全性を十分に示すことができない一面があるというふうにも言われています。したがって、流動比率より厳密に短期的な債務支払い能力を判断できる、棚卸資産を外した当座比率を求めたかったのですが、残念ながら公告されている数字では算出することができませんでした。

公告された数字から算出した経営指標の一つでもある流動比率に対する見解を、林業振興・環境部長に求めたいと思います。

**○林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 民間企業の経営に関することにつきましては、詳細に申し述べることは控えさせていただきますが、親会社の信用力もございまして、資金調達については支障なくできていると聞いてございます。

**○30番（橋本敏男君）** 御承知のとおり、健全な会社経営においては自己資本と他人資本の関係性が重要で、会社が利益を出し続けている限り資本金よりも純資産が下回ることはなく、自己資本が欠損することはありません。自己資本が欠損する事態に陥ると、会社が支払うべき債務が資本金を超過することになり、債務超過に陥ることは言うまでもありません。

この大型製材工場は、損失で資本金が全て欠け、純資産がマイナスに転じ、既に債務超過に陥っている経営状態であると思いますが、この現状について林業振興・環境部長の見解を求めたいと思います。

**○林業振興・環境部長（川村竜哉君）** この大型製材工場につきましては、当初の事業計画の段階から操業開始直後は赤字が続く計画となっており、フル操業となる平成27年度から単年度黒字に転換し、その後累積赤字の解消を進めていく計画となっておりました。操業開始後、予期せぬ事故の発生や熟練工の不足、販売先の確保等の課題もありまして、2年おくれたものの、平成29年度からはフル操業となっております。

課題でありました熟練工の不足については社内での育成により、また販売先についても親会社との連携により、それぞれ改善が図られています。

フル操業が2年おくれたことによりまして、財務状況の改善にもおくれが出ておりますけれども、親会社の支援のもと、操業開始当時から常にコスト削減等の改善に向けた取り組みが進められており、一定の成果も出ていることから、財務状況も改善に向かっていると聞いております。また、親会社の経営者からは、腰を据えて製材事業をやり切る、やり遂げるというかたい決意をお聞きしているところでございます。

なお、県といたしましては、引き続き当該製材工場を初め県内製材工場が経営しやすい環境整備を目指して、安定的かつ効率的な原木調達ができるよう、原木増産の施策を展開するとともに、全国知事会や経済同友会と連携した取り組みなどにより全国的な木材需要の拡大を進め、あわせて県産材の外商の取り組みの中で販売支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

**○30番（橋本敏男君）** 織り込み済みの決算状況であったというふうに今答弁がございました。

ちょっとお聞きをしたいんですが、債務超過と判断されるような経営指標、すなわち純資産がマイナスに転じたことが判明したのはいつの時点か、林業振興・環境部長に答弁を求めたい

と思います。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 経営状況につきましては、定時株主総会の決算報告により毎年把握してございます。もともと事業開始当初は投資が先行し、損失を計上することは織り込み済みの計画でございまして、予期せぬ事故の発生や熟練工の不足、販売先の確保等の課題によりフル操業に達するのがおこなわれていたことから、当初の想定よりも財務状況の改善がおくれ、平成26年の株主総会の決算報告の時点で純資産がマイナスとなっていることは把握しておりました。

一方で、課題を解決しながら、2年おくれで平成29年度にフル操業が達成されたことや、その間、当該企業が経営改善に向けた取り組みを進め、一定財務状況が改善してきたこと等も把握していたところでございます。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。

決算3期目の時点では、要は債務超過の実態を県はつかんでいたということだと思います。これまでの県の対応について、その数字をつかんでからどういう対応をしてきたのか、林業振興・環境部長に答弁いただきたいと思います。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 先ほどもお答えしましたとおり、フル操業の時期がおこなわれて財務状況の改善が想定よりもおこなわれておりましたが、引き続き経営の改善は進んでいると聞いておりました。県といたしましては、産業振興計画の中で核となる原木需要先と位置づける重要な施設でございますので、当該製材工場が安定的かつ効率的な原木調達ができるよう、原木増産の施策などを総合的に展開するとともに、木材需要の全国的な拡大や県産材の外商の取り組みで販売の支援を行うということをやっ

てまいりました。

○30番（橋本敏男君） 公告された貸借対照表の

要旨を見てみますと、第6期・第7期決算では利益が見られるわけですが、直近の第8期については損失となっております。その累積額は6億5,000万円を超えているのが現状でございまして、そもそも損失を出すということ自体、その事業体の経営体質そのものが問われることになるのではないかと思います。林業振興・環境部長、いかがですか。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 当該企業の詳細の決算内容について御説明は差し控えたいと思いますけれども、その決算内容からして、健全な経営に向かって改善が進んでいるというふうに私どもは判断してございます。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。一般論で申しわけございません。一般論で言うと、債務超過は倒産に等しい経営状態であるというふうに言われていまして、それからの会社再建は大きな痛みを伴う改革を断行しなければ成功もしないというふうにさえ言われています。具体的には、不採算部門の閉鎖や人員整理、そして返済計画のスケジュールなど、債務超過の原因となり得る損失を早急に取り除かなければ、ますます会社全体がむしばまれることになるというふうに思います。

この事態に県はどう向き合っていくのか。先ほどの答弁でいきますと、会社と話をしたら十分やっていけるというめどが立っているようですから——しかしながら、こういう実態があるということをしっかり捉えて、会社ともしっかりと向き合っていただきたいということを要請しておきたいというふうに思います。

次に、水産振興についてお尋ねをしてみたいと思います。

漁村は、古くから水産、流通を初め、文化と交流を支えてきた大切なエリアで、人と自然が共生する場所でもあり、先人が大事に育て残してくれた里山と同じく里海でもあります。漁村

では昔から、藻場や干潟の整備を初め、禁漁区を設け海域の生態系の保護を図り、適切に保全管理することで、豊かな海の恵みを得て暮らしの糧としてきました。その漁村では、生きていくための漁業技術は無論のこと、祭りや舟歌など独特の文化が生まれ、暮らしの中で継承され守られてきました。この貴重な漁村特有の財産を次世代へ継承するため、より多くの人がかかわって、沿岸環境を維持し里海を守っていかなくてはなりません。

しかしながら、漁村の衰退は非常に厳しい環境で、人の手が加わることにより担保される生産性と生物多様性を持つ里海を守ることが困難となりつつありますが、まずは水産振興部長の現状認識に立った所見を求めておきたいと思えます。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁村は、水産物の安定供給を担うだけでなく、地域文化の承継や海洋環境の保全などの多面的な機能を有しておりまして、産業面のみならず、文化や社会的な面からも大きな役割を果たしています。そうした中で、漁村は人口の減少や高齢化により非常に厳しい現状にあると認識しております。

漁村を活性化し、漁村の持つ機能を維持するためには、漁業者を中心に多くの方々に漁村に住んでいただくことが必要でありますことから、担い手を確保し、基幹産業である漁業を維持・発展させることで、加工や流通などの関連産業も含め、地域に雇用を生み出すことが重要であると考えておりまして、産業振興計画に位置づけられました担い手の確保や生産額の確保などの取り組みを全力で進めているところでございます。

○30番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございました。

漁業に携わる人がいなければ漁村の暮らしは成り立たず、長きにわたって築き上げられた技

術、経験、そして文化を次世代に継承することが不可能になってしまう上、日本人の食生活を根本的に支えるものを失うことを意味します。沿岸漁業における担い手問題は、皆さんが考えているイメージよりもはるかに深刻な状態にあると私は思います。

私が住んでいる土佐清水市では、若手と言われる漁師は60代、70代はばりばりの働き盛り、80代でもまだまだ大丈夫と言われる状況です。しかしながら、このままではあと10年もしたら漁師は半分になります。漁業者は、息子に後を継いでほしいのだけれども漁業がこれでは継がせられないと、じくじたる思いで別の職業につかしているのが実情で、多くの漁村が拡大再生産はほど遠く、縮小再生産どころか消滅に向かっています。

一旦漁村としての機能を失ってしまえば、再生することは不可能になるとさえ感じています。そうならないために、県は短期・長期研修や漁業就業支援センターなどの取り組みを強化して、担い手育成・確保に全力を挙げていることは評価いたします。しかしながら、その取り組みも、漁師の減少に担い手確保が追いつかない状況にあるのではないかというふうに思います。

実際、本県の漁業就業者数と新規就業者数の推移を見ても、漁業離職者数はこの10年間で約2,000人に対し、新規就業者数は約450人と厳しい状態が続いています。技術革新によって漁獲量や漁獲高を担保する取り組みも、状況判断に立ったすばらしい取り組みであると思いますが、幾ら1人当たりの分配率がふえ経済的に潤ったとしても、そこに人の暮らし、コミュニティがなくなれば漁村を守っていくことができません。

そこで、従来の若者を中心とした担い手育成・確保対策も重要ですが、少し視点を変えて、定年退職者を漁村の担い手として育成・確保でき

ないかと思いますが、水産振興部長の見解を求めます。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁村の暮らしを守るためには、人口の減少に歯どめをかける必要がありますことから、定年退職後に漁村で生活を希望されている方々にもぜひ漁村に来ていただきたいと考えております。

漁業就業支援センターでは、都市圏で開催されます漁業就業支援フェアや移住フェアなどに出席し、新たな担い手の確保に取り組んでおります。その中で、漁村での生活を希望される方からの相談に対しても漁業や漁村に対する情報提供をするなど、市町村や移住促進・人材確保センターと連携して、受け入れに向けた取り組みを進めております。

今後関係市町村や人材確保センターと連携しまして、こうした方々への情報提供を行っていきますとともに、あわせまして漁村での暮らしの効果的なPRの方法についても検討してまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

海は男の仕事場、漁師は男の仕事というイメージがあり、体力的に劣る女性には不向きという思い込みがありますが、沿岸漁業には多種多様な仕事があり、養殖や定置網漁業における市場での鮮度保持技術などの繊細な仕事は、むしろ女性のほうが適しているとも思います。昨今ではレジャーフィッシングが大流行。男女問わず気軽に海や川で釣りを楽しむことは当たり前。今からは、漁業の担い手の多種多様な形態があってもいいと思います。

セカンドライフ漁師とともに、女性を漁師の担い手として育成・確保するよう取り組んでみてはどうかと思いますが、水産振興部長の見解を求めます。

○水産振興部長（田中宏治君） 平成30年漁業セ

ンサスによりますと、県内では135名の女性が漁業に従事しておりまして、さまざまな役割を担っていらっしゃいます。そうした中、漁業就業支援センターが今年新たに水族館の飼育員などを養成する専門学校を訪問しまして、就業希望者の勧誘を行いました結果、女性2名を含む8名の方に短期研修を受講していただいております。

今後も、新たな訪問先の開拓なども含めまして、本県の支援制度のPR方法を工夫しながら、男性だけではなく女性も含めて、新規就業者の確保に取り組んでまいります。

○30番（橋本敏男君） かつては漁業が花形産業も今は昔、漁村では、何年も使われていないような朽ち果てた漁船が放置されているのをよく目にします。漁業には定年がないかわりに、引退をしても退職金が出ないどころか、船をスクラップする経費がかかってしまいます。ほとんど出漁しない高齢者が、そのまま組合員を続けているケースが多く見られるのが実態だと思います。

若者はどうして漁村から去っていったのか。若者がぜいたくになって、きつい仕事を嫌がるようになったと言われますが、私は、生産性が低過ぎる今の漁業の仕組みに問題があり、生産性が余りにも低いため、若者が漁業を継ぎたくても継げなかったのではないかというふうに思います。一昔前は、船足の遅い木船ですぐその漁場へ行けば、家族を養うだけの水揚げが可能でしたが、今では船足の早いFRP船に大型のエンジンを積み、最新鋭の魚群探知機や漁具、そして高価な餌を積まないで漁獲を維持することができなく、魚価も低迷し続けています。

生産性がなぜ低いのかを検証するためには、漁業者の収入額と経費の差額を調査し、正味の漁労所得の積算を行った上で、多種多様な沿岸漁業者の生産性をどう引き上げていくのかを検討しなければならぬというふうに思いますが、

水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁業者の生産性を引き上げますためには、マリノバージョンなど生産体制の効率化を推進しますとともに、個別の漁業者の経営や操業を具体的に分析して課題を把握し、改善していく取り組みが必要となっております。本年度から高知県漁協が各ブロックに5名の営漁指導員を配置しまして、経営指導に必要なスキルの習得やツールの作成を実施しております。この取り組みを県も支援しております。

現在、各ブロックの主要な漁業について、優良漁業者の収支を参考としました経営モデルの作成に取り組んでおりまして、今後この経営モデルを活用しまして、漁業者の経営の改善に取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、この経営モデルを就業希望者にもお示ししまして、新規就業者の勧誘にも活用してまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 高知県の2018年における漁業就業者1人当たりの生産額は約1,500万円、20年間の平均生産額は約1,100万円を大きく上回っています。これは養殖や大型船などが押し上げたことが要因として考えられますが、小釣りや小網など小型漁船漁業者の生産額は極めて低いものだというふうに思います。漁村で暮らしている生産者の多くは、小型船で細々と出漁している零細な漁業者が圧倒的に多く、その中でも高額な設備投資が可能な生産者だけが生産性を担保できる仕組みができ上がっていると思います。このことから、漁業にも勝ち組、負け組の格差が大きくなっているのを感じます。

高知県における海面漁業生産額を見ますと、沿岸漁業などを中心に家族で働く漁業者の1年間の漁業収入は、この20年余り1,000万円前後で推移しています。ここから船や網の修理代、燃料代、餌代などの経費を差し引いたものが漁

業で得られる純粋な所得となりますが、いかにせん経費についてのデータがありません。物価上昇を考えると、実質的にはかなり減少していると思われます。さらには、漁獲量の減少に加え、輸入品の増加によって水産物の値段が下がっていることや、燃料費の高騰も漁業者の生活を苦しめている一因であると思います。

漁業における格差の拡大について水産振興部長の見解を求めたいと思います。

○水産振興部長（田中宏治君） 漁業種類や経営規模の違いによりまして漁業収入は大きく異なりますが、いずれの経営体におきましても経営感覚を磨いていただき、生産性を上げることが重要となっております。このため、先ほどお答えしましたとおり、漁協に営漁指導員を配置しまして、新規就業者や既存漁業者への経営指導の取り組みに着手したところでございます。

経営指導を行う中では、漁がない時期に他の漁業や遊漁船業を営みますなど、複合的な漁業経営の提案も行いますことも、さらに経営安定に有効と考えておりまして、そのようなことも実施してまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） 漁業が基幹産業となっている沿岸域では、人口の減少と高齢化は既に一部の水産業の存続を厳しくしています。例えば、宗田節加工場では納屋の女工さんが集まらず、大変な苦勞をしています。先日訪問した加工場、納屋の女工さんは70から80歳を超えている人ばかりで、あと何年生産を継続できるのかわからないと先行きが不安で、既に人手不足が生産のボトルネックになっているんです。

漁村では人手不足と過疎化が同時に進行しており、労働力は欲しいけれど、生活の安定を保障するだけの生産性がないのが現状です。漁業の存続には省人化と生産性の向上が求められているのですが、現状では期待薄だというふうに思います。沿岸漁業の場合、ほとんどが家族経

営、すなわち父ちゃん母ちゃん経営体で、一般企業では当たり前のスケールメリットやイノベーションという概念はありません。漁業者はよくも悪くも職人で、道具や手順を自分なりに改良することはできても、技術革新を起こして産業構造を変えることはできません。

例えば、土佐清水市では昭和30年代に3万人いた人口が今では半分を割り込み、高校卒業者の約9割は進学や就職のため故郷を離れます。その後、帰りたいと思っても仕事がなく、安定した職業といえば役場、学校の先生、団体職員などで、これらの職は毎年求人があるわけでもないのが狭き門となっています。もし漁業で地方公務員並みの安定した収入が得られるなら、地元に戻って漁業をしたい若者は大勢いると思います。漁業を生業にと勧めてみても、本物の漁師の技術や仕事を素人がこなすには限界があり、時間がかかります。

しかしながら、沿岸漁業を取り巻く産業には相当の経験を要する高度な仕事もある一方で、素人でもある程度の訓練を積めば十分役立つ簡単な仕事もあります。特に、繁忙期には簡単な仕事だけでも手伝ってもらおうと、漁業者にとっては大変ありがたいものだと思います。これらもろもろの実情や多くの課題を踏まえ、漁業を取り巻く関連産業の担い手の育成・確保にどのように向き合っていくのか、水産振興部長の答弁を求めます。

**○水産振興部長（田中宏治君）** 漁村地域において関連産業を含め担い手を育成・確保していくためには、何より基幹となる漁業を維持・安定させることが重要だと認識しております。漁業が安定することで関連産業が活性化しまして魅力的な職場となりますとともに、新たな雇用がさらに生まれることで漁村の活性につながるものと考えております。

漁業現場はもとより、関連産業の担い手不足

に対応するためには、漁業の操業の効率化や産地市場の作業の効率化など、効率的な生産体制への転換も必要となりますことから、そのような取り組みも全力で進めているところでございます。

**○30番（橋本敏男君）** 先日、私が所属している商工農林水産常任委員会の県外調査で、静岡県立漁業学園を視察させていただき、学校長には熱のこもった講義を聞かせていただきました。国内で唯一、大型船の幹部を目指す県立の職業訓練学校で、1970年に創立され、これまでの卒業生は915人に達し、県内の漁業で活躍をしているとのことでした。

そのパンフレットの中に、「漁村に生まれた人が漁師になるのは過去の話。今は、都会育ちの若者も漁師をめざす時代です。しかし、漁師にあこがれるあなたに、アドバイスをくれる人はいるでしょうか。漁業の種類はたくさんあります。仕事の内容も、収入も違います。でも、ほとんどの人は漁師の仕事を知らないのが現実です。」と、漁師を目指す方へのメッセージが書かれています。

どうか担い手の育成のために頑張ってください。よろしくお願いいたします。エールを私のほうから送りまして、私の全ての質問を終わります。（拍手）

**○議長（桑名龍吾君）** 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時15分散会

## 令和元年10月2日（水曜日） 開議第6日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第6号)

令和元年10月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第5号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第13号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第14号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第15号 平成30年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第16号 平成30年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 平成30年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 平成30年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算

報第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別  
会計歳入歳出決算

報第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉  
資金特別会計歳入歳出決算

報第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資  
金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業  
団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成  
事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 平成30年度高知県県営林事業特別会  
計歳入歳出決算

報第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改  
善資金助成事業特別会計歳入歳出決  
算

報第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金  
助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特  
別会計歳入歳出決算

報第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別  
会計歳入歳出決算

報第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金  
特別会計歳入歳出決算

報第21号 平成30年度高知県電気事業会計決算

報第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会  
計決算

報第23号 平成30年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問（一問一答形式による）

第3 決算特別委員会設置の件

第4

議発第1号 議員を派遣することについて議会  
の決定を求める議案



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会  
計補正予算」から第16号「平成30年度高知県工  
業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関  
する議案」まで及び報第1号「平成30年度高知  
県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「平成  
30年度高知県病院事業会計決算」まで、以上39  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行  
います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によるこ  
ととします。

塚地佐智さんの持ち時間は40分です。

37番塚地佐智さん。

○37番（塚地佐智君） おはようございます。本  
議会の本会議質問も最終日を迎えまして、お疲  
れのことと思いますけれど、どうぞよろしくお  
願いを申し上げます。それでは、質問に入らせ  
ていただきます。

2018年12月に、成育過程にある者及びその保  
護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切  
れ目なく提供するための施策の総合的な推進に  
関する法律、略称成育基本法が全会一致で可決、  
成立をいたしました。今年中に法律が施行され、  
その後成育医療等協議会が設置をされ、有識者  
から意見を聴取、それを参考に厚生労働大臣が  
基本方針を策定し閣議決定することとなってい  
ます。

まず、本法律が成立したことをどのように評  
価されているか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 成育基本法は、

成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、乳幼児から大人になるまでの一連の成育過程にある者とその保護者、妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとしており、地方公共団体の責務も規定されております。

この法律の成立は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援である高知版ネウボラなど、本県が進めている取り組みの後押しになるものと評価をさせていただいております。

○37番（塚地佐智君） 今後、この法律の具体化により、いつでもどこでも誰でも安心して出産・子育てができる、また子供たちが健やかに成長できる体制や制度が充実されるよう、意見を酌み取り提言していくことが大切だと思います。国にはこの法律の趣旨がしっかり具体化できる予算措置を求めていかななくてはなりません。法律の具体化を見通しつつ、県として現状を一步でも前進させていく取り組みについて、今回は妊産婦への支援施策について何点か伺います。

まず、分娩を取り扱う医療機関の体制の整備です。健康政策部長、本県の現状はどうなっているか、二次保健医療圏ごとにお示しください。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在、県内で分娩を取り扱っている医療機関は、安芸保健医療圏に1施設、中央保健医療圏に10施設、幡多保健医療圏に2施設で、合計13施設ありますけれども、高幡保健医療圏には平成22年1月以降、分娩を取り扱う医療機関がないという状況でございます。

○37番（塚地佐智君） 極めて広い県土で、少ない医療機関になっているという実態だと思います。とりわけ高幡保健医療圏では、先ほどおっしゃられたとおり、既に約10年間産科のない無産科医療圏となっており、その課題解決は喫緊の課題です。

産婦人科や周産期医療の医師確保の取り組みを進めていますけれども、無産科医療圏の解消の見通しについて健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） これまで県内の産婦人科医師の増加と定着を図るため、産婦人科を志望する人に対する医師養成奨学金制度の貸付金の加算、高知医療再生機構を通じた専門医・指導医の資格取得支援、分娩に従事した産婦人科医への手当の支給に対する補助などを行ってまいりました。

これらの取り組みにより、県全体では平成28年に県内の産婦人科・産科医師数が増加に転ずるなど、一定明るい兆しは見えておりますが、分娩の安全性確保の観点から少なくとも複数の産婦人科医師による分娩対応が必要であること、分娩取り扱い診療所の減により県内の基幹病院での分娩数が増加していることなどから、高知大学からくぼかわ病院へ優先して複数医師を派遣する余裕がない状況であり、高幡保健医療圏での分娩再開にはまだ時間を要する見込みでございます。

○37番（塚地佐智君） この間の御努力は大変なものだと思います。本当に切望されているこの高幡保健医療圏でございますので、どうぞ今後とも県を挙げて、ぜひ実現に努力をいただきたいと思います。

さて、妊産婦への支援施策はこの間、平成21年から妊婦健診の公費負担を14回にふやすなど充実が図られてきました。しかし、昨年来妊婦が健診以外で医療機関を受診した場合の診療報酬を加算することが決定され、大きな問題となりました。妊婦だからと加算を負担させていいのかとの大きな世論がつけられ、現在実施は凍結をされています。一方、医療機関側は妊婦の診療に当たっては特別な配慮が必要であり、妊婦の診察を受け入れるためにも加算の必要性を主張する声もあります。

この現状をどのように認識されているか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 議員がおっしゃられたような妊婦加算についてのいろいろな御意見があることは承知をしておりますが、この問題につきましても、妊産婦が受診する際の負担が、これから子供を欲しいと思う人にとってその意欲をくじくものとならないようにすることが必要であり、妊産婦に対する健康管理などの保健サービスや医療機関の連携など総合的な支援の中で、医療提供体制を確立・維持していく観点からの議論が望ましいと認識をしております。

厚生労働省の有識者会議では、新たな報酬制度の要件や名称について、中央社会保険医療協議会で議論するよう厚生労働大臣に求めており、今後始まるこの協議会での審議を注視してまいります。

○37番（塚地佐智君） 今後の中央社会保険医療協議会での審議を注目していくということが大事だと思うんですけども、加えて妊産婦の負担をどう軽減をしていくのかということが大事な論点になるかと思えます。早期発見、早期治療は重症化を防ぎ、医療費の削減に効果があることは自明の理です。医療にアクセスしやすい環境にすること、さらに妊産婦の経済的負担の軽減は、少子化対策の一つの柱とも言えます。

既に、栃木、富山、岩手、茨城では県として妊産婦への県単独の医療費助成を実施しています。それ以外の県でも市町村が独自助成を行っている自治体も広がっています。最もシンプルな制度設計と考えられる栃木県では、対象は全妊産婦、所得制限なし、給付対象は医療保険適用の全ての疾病、自己負担は県として月500円を設定していますが、全市町村が補助をしているため実質負担はゼロ、給付方法は償還払いで実施をし、県と市町村が2分の1ずつ負担をして

います。

本県でこの方法で実施した場合、必要な予算はどうか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 平成30年の本県の出生数に、平成30年度に栃木県が助成をした出生数1人当たりの実績額を単純に乗じて試算をいたしますと、約7,300万円の予算が必要と見込まれるところです。

○37番（塚地佐智君） 本県でもさまざまな努力で合計特殊出生率を引き上げてまいりましたが、知事提案説明にもあったとおり、平成29年度よりも30年度は下回ってしまいました。とりわけ妊婦は胎児の健康とも不可分ですから、少子化対策の重要課題としてぜひ本県でも実施の方向で検討していただきたいと思いますが、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 少子化対策を進める上で、妊産婦が安心して出産・子育てできる環境をつくっていくことは重要です。一方、医療費の助成は、妊産婦の方が気になる症状があるときに費用のことを心配せず、ちゅうちよなく医療機関を受診できるという一面と、制度のありようによっては医療提供体制に影響を与えることも懸念をされます。

したがって、限られた財源の中で、子育て支援の施策が全体としてさらに充実するかどうかということを基本にしながら、他県の事例を参考に、市町村や医療関係者などの御意見も伺いながら検討してまいります。

○37番（塚地佐智君） 今の御答弁は、大変慎重な御答弁だったと思いますが、さらにその上で、本議会での吉良県議の、子供の医療費無償化の県としての拡充を求めた質問に対して、知事は、拡充の方向を否定したものの、この間の少子化の中、助成対象となる乳幼児数が徐々に減少し減額されてきた予算について、県としましては、引き続き市町村に頑張ってもらっている事業

は市町村にお願いしつつ、あわせて県独自の他の施策を展開するなどして、限られた財源の中で、子育て支援の施策が全体としてさらに充実し、子育てしやすい環境となるよう全力で取り組んでいく必要があるとの答弁もされています。

妊婦の健康は、おなかの中にいる胎児の健康と一体のものです。ぜひ県独自の新たな子育て支援施策として、妊婦への医療費助成制度をスタートさせていただきたいと思えます。先ほどの医療体制の充実、市町村との話し合いの蓄積、大事な観点だと思えますけれど、実現する方向でその話し合いに臨んでいただけるのかどうか、そこの姿勢をもう一度お願いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 懸念されることがありますというふうにお答えをしたところなんですが、例えば子供の医療費の無償化により、小児科への夜間とか休日、診療時間外の受診が増加をして、それに対して小児科医のほうで悲鳴を上げているという声が全国的に、また高知県でも聞かれているところでございます。お産に関しては、24時間、日中、深夜を問わず、いつ訪れるかわからないという状況の中で、非常にもともとが厳しい状況にあるんですが、私が直接お聞きをした話でも、産婦人科を開業して以来、家族を含めて旅行で県外に一度も出たことがないというような非常に苛酷な環境で仕事をなさってくださっております。

そうしたところにこの制度が影響を与えないかどうか、そこは可能性としてゼロではないということもありますので、そこも含めて慎重にということでございます。

○37番（塚地佐智君） 必要のないときに妊婦が診察を受けに行くということは考えづらいことです。そこはアクセスをしやすいように、いかにハードルを下げるか、その点をやっぱり基本に私は置くべきだと思いますが、そこは産婦人科医会の皆さんなどに十分な御理解をいただく

必要があると思えますので、その理解をいただけるような努力をぜひ進めていただきたいと思います。

また、本県は産婦人科はもとより医療機関の偏在で、診察のための交通費などの負担も大きくなっています。妊婦を対象に分娩しやすい体制を整備する方策について、これまでどのような検討がされたのか、健康政策部長に伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 分娩しやすい体制の整備として、これまで交通費の助成の検討は行っておりませんが、妊婦健診や分娩待機のための一時滞在施設の確保ですとか、破水などをして救急車で搬送する際に適切な対応ができるよう、主に中山間の救急救命士を対象とした産科救急に関する研修、また助産師等が妊産婦の不安の解消や保健指導を強化する際の市町村への助成などを実施してきております。

○37番（塚地佐智君） 引き続き、妊産婦の皆さんにとって、この高知県で安心して出産ができる体制の整備を進めていただきたいと思います。

さて、周産期については、妊娠中のみならず分娩後のサポートも大切です。妊産婦の負担軽減と身体並びに精神的ケアの充実の一環として、国が打ち出した施策に産婦健康診査事業があります。産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦が精神的にも不安定になる産後2週間、産後1カ月などの出産間もない時期の健診を促すための産婦への補助制度です。

今議会での西森議員への御答弁で、本県での補助制度の活用がなされていないとのことでしたが、何がネックになっているとお考えか、ある市町村の担当者からは、産婦健診後のフォロー体制などが整っていないなどの声も聞かれますけれど、健康政策部長の御所見を伺います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 西森議員の質問にお答えしましたとおり、事業主体となる市町村からは、まずは県全体としての事務手続の統

一化などの仕組みを県につくってほしいという声をいただいております。現在市町村と医療機関の委託契約方法や、健診受診票や通知書の様式などの検討を行っております。

また、私も塚地議員と同様の声を聞いておりますので、市町村と周産期医療機関、精神科医療機関の連携といった産婦健診後のフォロー体制などについても検討しているところです。

○37番（塚地佐智君） それぞれ前向きに御努力をされて、体制整備に取り組まれているということがよくわかりました。

先日、産後1カ月健診に行かれた方から、6,000円の窓口負担が必要だったと、領収書を見せていただきました。産後の出費がかさむ中で大変大きな負担です。ここが無料になる、これは大きなことだと思います。市町村に早急にこの助成制度を導入していただかなくてはなりません。

先ほどの体制整備に努力をしていただくと同時に、県として推進をするため、市町村負担の軽減に、例えば県が助成費用の4分の1を負担するなど検討するおつもりはないか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現時点で市町村から費用に関する要望はいただいているところであり、先ほど申しましたとおり、現在は要望されております、健診後のフォロー体制を含めた健診事業のスキームの確立に向けて取り組んでいるところですので、まずはそのことを通じて、全市町村で早期に産婦健診事業が実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 厳しい市町村の財政状況の中です。そこに県と一緒に取り組もうということを示す、その意味でも私は県の積極姿勢を示す上で、こういう補助制度もつくる、一緒にやろうという姿勢を示すことが大事だと思うんです。

ぜひその点は今後の施策に生かしていただき

たいと思いますけれど、もう一度御答弁お願いできますか。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） なお、市町村と協議を重ねる中でそういった声がありましたら、十分にお聞きをしていきたいというふうに思います。

○37番（塚地佐智君） 市町村から要望として、いよいよ実現するとなったときの財政負担の問題もきっと出てまいりますので、そのときにはぜひ前向きに対応していただけるようお願いをしておきたいと思います。

この産後間もなくの健診とともに、先ほど述べられた産後ケア体制やネットワークのさらなる充実が求められます。医療機関だけでなく、気軽に相談や悩みが交流され、リフレッシュできる地域で支える仕組みづくりが大切です。

子育て世代包括支援センターなど公的な機関での充実はもちろんのこと、自主的に運営する子育てサークルなどによる地域活動への支援も大切だと考えますが、今後どう取り組むおつもりか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 子育てサークルは、子育て中の親子の交流や育児講座などの活動を通じて仲間づくりや心身のリフレッシュに向けた支援を行うなど、子育て家庭のよき相談者となっております。こうした取り組みは、子育て家庭の孤立化や負担感の軽減につながるものでありますので、高知版ネウボラを進める上で重要な支援の輪となっております。

今後も、子育てサークルが継続して活動できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 本当に大事な役割を地域で果たして下さっている方々だと思います。その支援の輪が隅々まで広がる、そういった体制の整備に補助をしていただくということを積極的にぜひ進めてください。よろしくお伺いをいたします。

この質問の最後に、不妊治療の補助制度についてお伺いをいたします。不妊に悩む家庭を支え、子供が欲しいと希望する方たちにとって、この補助制度は大変有効な制度となっています。しかし、一般不妊治療費補助金の申請は市町村が窓口となっております。補助制度が十分に周知、活用されていないと思われま

す。特定不妊治療費の補助制度は県が窓口になっていますから、この際一般不妊治療費補助金などについても申請しやすいような運用についての工夫を行い、活用を促す方法をとるべきだと考えますけれど、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 補助制度が十分に活用されていない理由としては、制度の周知不足に加えて、市町村からは、不妊治療を受けていることを知られたくないために助成申請をためらう方もいらっしゃるのではないかとこの話も聞きます。

県としましては、引き続き市町村と一緒に不妊治療制度の広報を行って一層の周知を図るとともに、市町村に対して申請窓口でのプライバシーに配慮した対応を検討していただくよう、担当者会などを通じて協力を求めていきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひこの不妊治療の活用を広げていただく――先ほどお話があったとおり、大変センシティブな問題でもありますので、市町村では受け付けをしても、申請に行きにくいという実態があります。必ず工夫を実現していただき、活用の促進を図っていただきたいと心より要望をしておきたいと思

います。高知版ネウボラの理念がしっかりと根づく取り組み、この間も着実に進められてきていると思います。さらに、一層この流れを大きくしていただく、今回の法整備をしっかりと具体化していただく、そのために県として力を尽くしてい

ただけますように要望をいたしまして、この項の質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、子供の貧困問題についてお伺いをいたします。

2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定をされて、2014年8月に子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定いたしました。それに基づき本県でも、高知家の子どもの貧困対策推進計画を2016年3月に策定し、本年度計画の見直しを行うこととなっています。

本年6月国会において、子どもの貧困対策推進法の一部改正が行われました。今回の改正は法律に5年後の見直しが規定をされていることを踏まえた改正ですが、関係団体からの要請を超党派議員連盟で検討して提出されたものです。

そこで、まず本改正の主な内容のうち、目的、基本理念の充実をどのように捉えておられるか、知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 子どもの貧困対策推進法でありますけれども、今回の改正法の目的として、子供の将来だけでなく現在に向けた対策であるということ、これも踏まえるべきだと。さらには、貧困の解消に向けて児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、こういうことが明記をされ、さらに基本理念として、子供の年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが新たに規定をされていることでありまして、いずれもまことに重要な考え方、また理念であると、そういうふう考えています。

現在、高知家の子どもの貧困対策推進計画をつくりまして、子供が幼少期のころは保護者のさまざまなバックアップを、そして子供が長じるに従って、例えば放課後の学習支援など子供自身に対する対策を充実させていくと、そういう形で切れ目のない支援策を講じようとしてきているところでもあります。この取り組みにつ

て、今回この新たな改正法の理念、また目的に応じまして今後改定をしていく、その中においてさらに充実をしていくということを考えていかなければならぬだろうと、そういうふう思っております。

高知版ネウボラの取り組みについて、本当に、子供の年齢に応じて子供の今を守っていくと、そしてまた子供の将来を守っていくと、そういう取り組みにつながっていくように、さらに取り組みを充実させていきたいと、そういうふうに考えています。

○37番（塚地佐智君） 今御答弁もありました、この理念の基本的な改正内容は、これからの貧困対策にとって大変重要なものになると思います。とりわけ今回の改正の肝と言われるのは、子どもの権利条約の基本理念である子供を権利の主体として捉え、子供の将来のためだけでなくその子の今を豊かにする包括的で早急な取り組み、また具体的施策に主体である子供の意見表明権を保障する点、さらに貧困状況にある保護者の所得を増大させる点などにあります。

本年度県の計画も見直し作業に入ることとなりますが、この理念や改正内容をどのように生かしていこうと考えておられるか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 高知家の子どもの貧困対策推進計画の見直しに当たりましては、今回の法改正の目的、理念を踏まえまして、高知版ネウボラを初め親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援の強化、子供を直接支援する際に子供たちが意見表明できる仕組みづくり、保護者の職業生活の安定のための就労支援の強化、働きながら子育てしやすい環境づくりの強化などについて検討をしていく必要があるものと考えております。

○37番（塚地佐智君） これまでにない理念や観点というのがやっぱり盛り込まれていく、その

中に子供たちの意見がしっかりと反映をされる計画づくり、ぜひ進めていただきたいと思います。

さて、高知県子どもの生活実態調査が2016年度に実施をされ、ことし3月に報告書がまとめられました。小学1年生の保護者、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の児童生徒とその保護者に学校を通じてアンケートを実施し、回収率は義務教育で約60%、高校で約70%となっています。この回収状況について、調査結果の概要に記されているとおり、本県の小中学校の就学援助率は2016年度約25%であるのに、本調査では約17%にとどまっており、就学援助を受けている経済的に支援の必要な世帯の回答が十分反映し切れていないとの評価もあります。それでも生活困難世帯とされる世帯が33%に上るなど、本県の子供たちの置かれている実態の概要を把握する貴重な報告書でもあります。

この報告書に基づき、この間も県の施策の見直しを図ってこられていますが、対策の推進のためにも県民の皆さんにも認識していただく取り組みが必要だと思います。本年3月に県として、子どもの貧困を考えるフォーラムを開催され、高校生を含む100人余りが参加をされています。

この取り組みを一過性のものとせず、今回の子どもの貧困対策推進法の理念に盛り込まれた、子どもの権利条約や法律改正の趣旨を、高知の子供の実態とともに伝えていくことが重要だと考えますが、地域福祉部長に御所見を伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 本年度は、議員からお話のありましたフォーラムの内容につきまして取りまとめたリーフレットを作成して、市町村や学校へ配布することを予定しております。今後改定する県計画の周知とあわせて、改正法の趣旨や各施策の取り組み状況等も、県民の皆様幅広く御理解いただけるよう、県の広報

や市町村を通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 周知ということも大事ですけれども、ここはやっぱりある意味啓発という側面も必要かと思えます。ぜひ県のさまざまな研修の場でも活用いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今回の改正では、より身近なところでの対策の前進を図るとして、これまでの都道府県に課せられていた貧困対策の推進に関する計画の策定の努力義務を、市町村にも課すこととなりました。市町村が当該子供の実態にきちんと向き合い、対策を推進する上で計画策定は意義深いことです。しかし、マンパワーやノウハウが不足している市町村での計画策定は容易ではなく、県の支援は極めて重要となります。

市町村での計画策定を推進するための支援体制をどのようにされるのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（福留利也君） 本年度の法改正を受けまして、市町村の主管課を対象としました説明会を開催することとしております。また、個別に各種のデータを提供していくなど、市町村の策定に向けてきめ細かく支援をしてまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひ、県のバックアップがなければ、なかなか進まない取り組みになるかと思えますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、子供の貧困対策は極めて多岐にわたって取り組まれています。今回は県として推進を図っているこども食堂について具体的な取り組みを伺いたいと思えます。私も高知市内で実施をされているこども食堂に何カ所か参加をさせていただきました。それぞれお話も伺ってまいりました。赤ちゃん連れのお母さんから高齢者の方まで、子供たちとおしゃべりをしながら

楽しそうに食事をされ、ボランティアの学生や主婦の人たちもにぎやかに子供たちに寄り添っている姿に、子供たちだけでなくみんながほっとできる居場所なんだと改めて存在の意味の大きさを実感しています。

そこで、現在高知県内でのこども食堂の開設状況はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 県内のこども食堂は、現在11市9町で75カ所で開設をされておりまして、このうち定期開催をしている食堂は58カ所、その約8割が月1回程度の開催となっております。こども食堂は、平成27年度末の2市3カ所から順調に開設が進んできましたが、まだ開設されていない地域が14町村ございます。このため、市町村や社会福祉協議会等と連携をしまして、既存の交流施設などを活用した開設の促進や、運営スタッフなどの人材育成などに取り組みまして、子供たちの居場所づくりを推進してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひ推進の方向で御努力いただきたいと思えます。

高知県社会福祉協議会などとも連携をして、ボランティアの募集の支援や開設費用の県単独の補助制度などもつくられています。運営されている方々からは、1回の運営費補助が6,500円では、保険料や消毒液などの衛生用品費用が必要で、規模の大きなところでは到底食材を賄い切ることができないとの要望も出されています。

県が助成制度を開始して本年度で3年目を迎えています。この間の開催実態を踏まえた運営費補助のあり方の見直しも必要だと思いますが、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 平成30年度は、こども食堂支援事業費補助金を32カ所で活用いただいております。その実績を見ますと、寄附金や参加者の負担金以外に運営者の自己資金を

過重に充当しているような事例はなく、過度な負担にはなっていないものというふうに考えているところでございます。

なお、各食堂によって運営内容が異なりますことから、今後地域の支援機関との連携状況などを協議する際に、その内容についても詳しくお聞きをしたいというふうに考えているところでございます。

**○37番（塚地佐智君）** 確かに寄附金なども寄せられていまして、それなりの御努力はされています。でも、そうしたことへの負担がしっかりあるのも現実です。やっぱり県が支えるという部分が、このこども食堂が広がる上で大きな意味合いを持っています。関係者の皆さんからしっかりその実態もお聞きになって、今後この運営費用の見直しの方向もぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、食材の確保がかなめで、高知市では中央卸売市場の有志の方々の善意や高知生活協同組合などの協力が得られているものの、さらに広げていくためには、食材の提供をどう進めていくかも課題だと話されています。

県としても、食材の確保のシステムづくりにチャレンジもされたと思っておりますけれども、今後の取り組みについてどのようにお考えか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 現在、県内の量販店の御協力によりまして、県内の8店舗で月1回食材を提供していただいているところでございます。このほか、県内外の食品メーカーや食品製造会社、コンビニエンスストアなどの複数の支援のお話をいただいております。配送の仕組みなどについて協議を進めているところでございます。

また、地元の事業者や生産者等からは、地域内へのこども食堂に食材提供の御相談がある場

合は、市町村ごとに連絡窓口を設置して随時対応させていただいているところでございます。

なお、広域的に食材を提供する場合は、保管場所や配送体制の課題もありますので、こうした仕組みづくりにつきまして、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

**○37番（塚地佐智君）** 今、仕組みづくりを今後広域的なものも検討していただくという御答弁がありました。本当にボランティアの皆さんが大変な思い、食材を抱えて実施をされている実態もあります。その今のシステムづくりへの期待は大きいと思っておりますので、実現の方向でよろしく願いをいたします。

こども食堂に来る子供たちの中には、朝食を食べていない、食べたとしても菓子パンだけだという声も聞こえてくる、ぜひ学校として朝御飯食堂、朝食を提供することが必要だと思うとの提案もあります。さきに述べた高知県子どもの生活実態調査でも、中学2年生で、朝食をいつも食べない、食べないほうが多いと答えた生徒は5.6%もいます。既に取り組んでいる学校などもあり、特に月曜日の朝おなかをすかして子供たちがいるとのお話も伺っています。

そこで、学内で朝御飯を子供たちに提供している学校は現在どのような状況なのでしょう、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（伊藤博明君）** 県教育委員会は、平成29年度から児童生徒に朝食の重要性を理解させるとともに、児童生徒が自分一人でも朝食を用意できる力を身につけさせることを目的として、学校で朝食をつくって提供するボランティア団体等に対し、食材や食育資料の提供などを行う食育推進支援事業を実施しております。

ボランティアの方々の食育活動の推進によって、児童生徒が実際に朝食づくりに参加したり、朝食に関する知識や技能を習得することで、朝食の大切さや健康的な生活習慣に関する意識を

深めることにつながっておりますが、昨年度は6団体が8校でこの事業を実施しまして、45回、延べ1,822人の児童生徒が参加しております。本年度は今後の予定も含めまして、8団体が10校で57回開催し、延べ約2,800人の児童生徒が参加する見込みとなっております。

○37番（塚地佐智君） 取り組みは徐々にではありますけれど、広がってはきていると思います。確かに家庭が担う役割でもありますし、食育という側面もあるかと思えます。しかし、低賃金の中のダブルワーク、トリプルワークをしているひとり親家庭や、精神的、肉体的な病気に悩む保護者もいるのが実態です。今の子供たちの現状を少しでも改善するため必要な施策だと考えます。

積極的な今後の取り組みを求めたいと思えますけれど、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） この食育推進支援事業に参加した子供たちからは、バランスよく朝御飯を食べることが大切であることがわかったとか、家でもつくってみたい、実際につくってみたといった意見がありましたほか、学校からは、子供たちが朝食をしっかり食べている日は学習意欲があると、授業に集中できていると、子供自身も朝食を食べている日と食べていない日の体調の変化を感じ取っているといった意見も寄せられております。

このように、この事業は食育を目的として実施しておりますけれども、朝食が食べられないということで、厳しい環境にある子供たちへの支援にもつながっている面もあるというふうに考えております。この事業をさらに拡大していくためには、地域のボランティアの方々の協力が必要となつてまいりますので、県教育委員会としましては、食育の大切さとあわせて、この事業のPRをPTAの会や地域学校協働本部などの会で実施していきたいというふうに考えてお

ります。

○37番（塚地佐智君） ボランティアの方々に負担をおかけすることにはなろうと思えますけれど、やっぱり学校を開いていく、現場の子供たちに直接そうした支援をしていくということは大変重要なことだと思えますので、しっかり進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

さて、今回は高知版ネウボラのさらなる推進、子供の貧困対策の推進について質問をさせていただきました。尾崎知事とはこの議場での最後の質問の場となりました。私は、今回質問に立ったこうした問題の解決、それは何といたっても子供たちの貧困をなくす国づくりが基本だというふうに考えております。今のこの格差と貧困の広がり、中山間地の衰退、こうした問題は自然現象ではなくて、これはこれまでの自民党政治の帰結だと、結果だと私は考えています。今から知事が身を置こうとするその立場が、本当にこの問題を解決できるのかという点は、大変不安にも思っているところでございます。これから立場を変えて、大いに議論もさせていただきます。12年間御苦労さまでございました。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前10時45分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田豪太君の持ち時間は40分です。

9番浜田豪太君。

○9番（浜田豪太君） 自由民主党の浜田豪太でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

最初の項目は福祉政策について。

まずは、ひきこもり者及びその御家族支援についてお聞きいたします。この質問につきましては、一般質問2日目に田所議員も質問されておりますが、ひきこもり者とその御家族の支援につきましては、私は本年2月定例会で、7040問題についてとして質問いたしました。また、私のライフワークとして取り組んでおりますので、再び質問させていただきます。

本年3月29日、内閣府が初めて40歳から64歳までを対象として実施した調査結果が公表され、ひきこもり状態にある人が約61万3,000人になることがわかりました。内閣府は、平成27年12月に15歳から39歳の5,000人を対象とした調査において、ひきこもり状態にある方を全国に約54万1,000人と推計しておりますので、今回の結果を比べますと、中高年でのひきこもり状態にある人は、39歳以下の方々を上回っていることが浮き彫りになりました。したがって、これら調査を合わせた15歳から64歳までのひきこもり状態にある方は、全国に100万人以上と推計されることとなります。

これまで、ひきこもり問題とは、不登校の児童生徒やその後の若者の問題と考えられてきましたが、今回の内閣府の調査からは、むしろ中高年者のひきこもり状態が深刻化していることが明らかになりました。

そこで、2月定例会でもお聞きしましたが、15歳から64歳までのひきこもり者が日本全国で約100万人以上いるという現状につきまして尾崎知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 私としましても、このひ

きこもりの問題、7040問題、非常に深刻な問題だと、そういうふうを考えているところであります。中高年のひきこもりの要因の一つとして、いわゆる就職氷河期世代、現在この皆様方が40代半ばに差しかかれて、そして無業や不安定な雇用が長期化をしている、こういうことが大きな原因になっているだろうということかと思えます。

全国知事会でもさまざまな政策提言をしてみました。県としましてもこのひきこもり対策について、対応をやはり大幅に強化しないとイケないのではないかと、そういう問題意識を持っているところです。これは、ひきこもり状態にある方々に対して、雇用の側面とか、さらには本人、御家族が抱える経済的困窮にとどまらず、家族関係とか心身の障害とか、さらには介護にかかわる問題とか、こういう複合問題についてしっかりと捉まえた上で、包括的な支援が必要だというふうに考えておりました。福祉、医療、教育、総合的な対策を講じていく必要があるかと考えています。

しかし、有識者の皆様方の御意見もお伺いしながら、しっかり腰を据えて対策を練り上げていきたいと、そのように考える次第です。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

2月定例会で地域福祉部長が、今回の内閣府の調査結果を参考にしながら、県内の調査について調査のあり方や有効性なども考慮し、その実施の是非を含め検討してまいりますと答弁されました。そして、田所議員の質問に対して地域福祉部長から、今月中に実態調査を行うかどうかも含めた、ひきこもり者支援のための検討委員会を立ち上げるとの答弁がございました。何よりも、具体的な現状を把握し、何をしなければならぬのかを早急に検討し実行してもらうことが、ひきこもり者とその御家族への支援につながりますので、検討委員会の早期開催を

私からも要請いたします。

さて、このような実態が浮き彫りになりつつある中、本年5月、川崎市多摩区で私立カリタス小学校の児童ら20人が殺傷された事件、また6月には父親が自宅で同居する長男を刺殺した事件が発生しました。これら極めて痛ましい事件が報道される中において、報道機関やインターネット上では、川崎市の事件で自殺した容疑者の男がひきこもり傾向にあったと、また父親により長男が殺害された事件では長男について、ひきこもりがちだったなどとの供述が報じられました。何よりも第一に、被害に遭われた皆様と御家族に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そして、罪のない命、とうとい命を奪った犯行は身勝手きわまりなく、断じて許されることのない蛮行であります。また、その一方で私は、この2つの事件により、現在ひきこもり状態にある人とその御家族が、いわれのない誤解や偏見を受けておられるのではないかと危惧しております。

そこで、本県におきましてひきこもり支援をされておられるKHJ親の会や高知県精神保健福祉センターなどにおいて、これらの事件の後のひきこもり者とその御家族からの相談内容の状況につきまして地域福祉部長にお聞きいたします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 県の精神保健福祉センターにおける、事件後のひきこもりに関する相談受け付け状況は、新規の相談ですけれども、6月に前月より4件ふえ10件となっておりまして、以降8月まで10件程度で推移しております。相談者の多くは当事者の親でありまして、子供の今後についての不安感を訴える声が多くなっております。それに対してセンターでは、本人や家族の状況を聞き取り、当事者の来所相談につなげるようアドバイスをしている

ところですよ。

また、KHJ親の会からは、6月ごろから相談が少しふえているとお伺いをしているところですよ。

**○9番（浜田豪太君）** ありがとうございます。これは本当に非常に大切な問題だと思います。これは事件と全く関係ありませんし、ひきこもり状態である方とその御家族は本当に救いの手を求めているのが現状だと思いますので、ぜひこれからも注意深く見ていただきたいと思います。

次に、長年にわたり生活困窮者支援やひきこもり支援に取り組んでおられる方からお聞きした、現場での話であります。現在、地域のさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点である地域包括支援センターなどから、高齢者宅に派遣された介護ヘルパーによって50代ほどのひきこもり者が発見されるという事例などが発生しているとお聞きしました。現在の70代から80代の世代の方々の価値観の中に、自分の子供がひきこもり状態であることに対して周りから隠そうとして、誰にも相談できず、家族のみで長期間苦労される傾向があるのではないかと考えられます。したがって、高齢となり外部からの介護が必要となったとき、初めてひきこもりの子供が発見されるのではないのでしょうか。

そこで、実際に本県でこのような事例が発生しているのか、地域福祉部長にお聞きします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 高齢者支援の現場でひきこもりの方が発見されるといったような事例につきましては、市町村や地域包括支援センターなどから精神保健福祉センターに、月一、二件の相談があっている状況でございます。こうした相談に対しまして精神保健福祉センターでは、ひきこもりの人や家族関係などについてアセスメントを行い、地域での支援方法に

ついてアドバイスをを行っているところでございます。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

本当に、これから地域包括ケアシステムがど  
んどんどん完成していくと、さらにそういった  
事例というか、そういった方々が発見をされ  
るということがあると思います。

そこで、高齢者支援の現場でひきこもり者が  
発見された場合、地域包括支援センターの中で  
情報を共有し、KHJ親の会や高知県精神保健  
福祉センターなどの関係機関と連携し、ひきこ  
もり者への支援スキルの向上を図る必要がある  
と考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺い  
します。

○地域福祉部長（福留利也君） 高齢者を支援す  
るケースにおいて、ひきこもりの人の存在が明  
らかになった場合、まずは高齢者支援の関係者  
を中心にケース検討が行われます。このため、  
その場に精神保健福祉センターの職員などが出  
向いて、ひきこもりの人の支援方法などについ  
てアドバイスをすることが重要となります。また、  
KHJ親の会と連携して家族に支援を行う  
ことも効果的であるというふうに考えます。

こうしたことから、精神保健福祉センターや  
KHJ親の会と連携した、地域における相談支  
援体制のあり方について、親の会も含め、保健、  
医療、福祉、教育、雇用などの関係機関で今月  
設置します検討委員会において、検討を行って  
まいりたいと考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

本当に、新たな高齢化社会の中の一つの問題が  
これからさらに生じるんじゃないかと思いき  
るので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、今年度から新たにひきこもり者等就労  
支援コーディネーターが配置されて、すぐには  
就労できる状態ではない、障害者手帳を持たな  
いひきこもり者などについて、その状態に応じ

た伴走型の就労支援が行われているとのこと  
であります。始まったばかりではございますが、  
その現状につきまして地域福祉部長にお聞きい  
たします。

○地域福祉部長（福留利也君） ひきこもりの人  
に伴走型の支援を行います就労支援コーデ  
イナーにつきましては、本年7月から障害者  
就労支援事業所に配置をしております。支援  
対象者の現状を把握するため、親の会や市町村、  
社会福祉協議会、医療機関などを現在訪問して  
いるところでございます。

今後は、関係機関からつながった当事者の状  
況に応じて、生活リズムの立て直しや就労に向  
けた軽作業などを経まして、企業での実習につ  
なげるといった一連の支援を行うことによりま  
して、就労につなげてまいりたいと考えており  
ます。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

次に、農福連携について福祉の視点からお聞  
きします。近年、本県におきましても農福連携  
が大きな期待を持たれています。今議会の質問  
においても多くの議員が質問されております。  
私もこれまで2度、安芸市での農福連携の取り  
組みについてのセミナーに参加させていただきました。

まず、初めてこのセミナーに参加したときに  
驚きましたのは、農福連携の始まりが、安芸福  
祉保健所の中の自殺未遂者相談支援事業であつ  
たことであります。安芸福祉保健所の職員さん  
が、鬱病などのメンタルヘルス不調により自殺  
を考える自殺企図者や自殺未遂者への相談対応  
の一つの手段として、あき総合病院、各消防本  
部、各警察署などとの協力関係の中での副産物  
として、農福連携が生まれたそうであります。

そして、2度目のセミナーに参加したときに、  
私は、この安芸市での農福連携が余りにもすば

らしい話であり、参加している農業関係者は、農家の労働力不足の解消と、障害や生きづらさを抱えている人たちの居場所づくりに貢献できるということへの、ややもすれば過度の期待感を抱いてしまうのではないかと感じました。

その後、このセミナーの関係者にお話を聞きますと、福祉サイドから始まったいわゆる安芸市方式の農福連携ではなく、むしろ農業関係者の方から農福連携に取り組んでみたいという農業関係者と福祉関係者の間で、温度差が生じているのではないかと懸念しておりました。

私も農業の現場での人手不足の深刻さは重々承知しておりますし、話を聞けば非常に魅力的な取り組みだと思えました。しかしながら、このセミナーの中でお話くださった農家さんの、農福連携は人手不足の解消のためではなく、農作業が生きづらさを抱えている人たちの特性に合って、気づいたときに戦力になったことで、たまたま人手不足の解消になったと思うという言葉、これが農福連携の本来の姿であるのではないのでしょうか。したがって、この福祉側と農業側の相互理解をどのように深めていくかが、農福連携の推進の鍵ではないのでしょうか。

質問初日の西内健議員の質問に対して農業振興部長は、障害特性を踏まえた作業の指示、障害者への配慮事項などを農家にアドバイスできる人材の育成・確保に取り組んでいくと答弁されました。そして、質問2日目の田所議員の質問に対しては、農家からはなくてはならない人材との答弁もございました。また、農林水産省のホームページには農福連携について、農福連携とは障害者等の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みであり、農林水産省では厚生労働省と連携して、農業・農村における課題、福祉における課題、双方の課題解決と利益があるウイン・ウインの取り組みである農福連携を推進しています

とございます。

私は、このウイン・ウインの関係は、福祉サイドのウインは、障害や生きづらさを抱えた人に安心できる居場所と、生きがいを実感できる作業により心の満足度を高めることであり、農業サイドのウインは、人手不足解消と収穫量アップではなく、農業によって、障害や生きづらさを抱えた人に希望を与えることができるという心の満足度を高めることだと考えます。

実際に、私が話をお聞きした農福連携に取り組まれている農家の方々は、つき合いのなかった農家さん同士の交流の広がりや、作業されている人の生き生きとした表情を見ることと会話することに、幸せを感じておられるそうです。

そこで、これまで話をしてきたような農福連携の現状について、特に福祉関係者の視点で地域福祉部長の御所見をお伺いします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 農福連携について障害者就労支援事業所からは、期待するという声とともに、障害の特性により、障害のある方が作業になれるまでに非常に時間がかかることや、仕事のペース配分がうまくいかない、仕事での困り事を相談できないといった、不安の声を聞いているところでございます。

こうしたことから、農福連携を進めていく上では、何より障害のある人と農家の双方が理解し合うことが重要であります。このため、農業振興部と連携して地域セミナーなども開催しておりますが、こうした中で、安芸市などの取り組み事例を紹介しますとともに、障害のある人を受け入れる際に配慮が必要なことなどについても、十分に説明してまいりたいと考えております。

**○9番（浜田豪太君）** ありがとうございます。

今後、さらに農福連携を県域へ広げていくためのつなぎ役となる人材育成の課題についても地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（福留利也君） 農福連携のつなぎ役として、農家と障害者就労支援事業所などをマッチングする農福連携促進コーディネーターを設置しているところですが、今後取り組みの拡大を図る上では、コーディネーターの活動だけではなくて、各地域でマッチングを進める人材を確保していく必要がございます。このため、農業振興部と連携して、各地域ごとに農業部門、福祉部門の関係者で構成する農福連携支援会議を設置しまして、マッチングの推進に向けた体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

この項最後に、尾崎知事は本年4月11日に対話と実行行脚において、実際に安芸市の農福連携の取り組みを視察され、直接お話をされたとのことですが、そのときに感じられたことや、これまでの本県の取り組みを踏まえまして、農福連携をいかに推進していくべきか、御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 私もこの4月、安芸市にお伺いをさせていただいて、この農福連携をやっておられる農家さんのところにお伺いをさせていただきました。本当にさまざまな御苦労がある中で、この農福連携の仕組みをつくり上げていった安芸福祉保健所の職員、たしか公文さんという名前の方だったと思いますけれど、さらには受け入れていただいた農家の皆さん、本当にすばらしい取り組みをしておられると思います。夜、懇談会の場でも15分、20分ぐらいずっと、お酒を飲みながらいろいろお話もお伺いしました。今、浜田議員が言われたように、職員にしる農家の方にしる、やはり福祉が主ということを確認に基本スタンスとして取り組みをされている、そのところを本当に忘れてはいけないなということ、改めて感じさせていただいたところでありました。

今回、この安芸市において、マッチングから定着支援までの一貫した仕組みというのができ上がってきています。ぜひこのノウハウを標準化して、農業部門、福祉部門の双方で共有するとともに、これをぜひ県内全域に横展開していきたいものだと、そういうふうに考えておるところです。ただ、やはり福祉が主だということをお忘れずに、余り焦らずに、しっかりと仕組みが地域地域で根づいていくように心がけていながら対応していきたいと、そう考えています。

○9番（浜田豪太君） 本当に丁寧な御答弁ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、障害者支援についてお聞きいたします。

私は、さきの9月4日、高知市の重症児デイサービスいっぽを見学させていただきました。そして、そのいっぽを運営されておりますNPO法人みらい予想図の理事長である山崎理恵さんより、小児医療の進歩により重症児・者が増加している現状、その結果として重症児デイサービスの必要性や実際のサービスの内容についてなど、お聞かせいただきました。

先週9月23日の高知新聞によりますと、このみらい予想図さんが、日本の知的障害児福祉の父と呼ばれる糸賀一雄先生を顕彰する財団より、糸賀一雄記念未来賞を御受賞されたとのことあります。これは非常に喜ばしいことでありまして、心より敬意を表したいと思います。また、そのときのお話の中で、これから新しいチャレンジとして、18歳以上の重症者の方を含めた、さまざまな障害をお持ちの方なども対象にした施設開設への思いなどもお聞きしました。

そこで、県内の重症児・者の現状についてお聞きいたします。平成30年2月定例会において、現桑名議長の質問に対して、在宅の重症心身障害児・者の状態や御本人を取り巻く状況を記載したアセスメントシートにより、平成29年1月時点の重症心身障害児・者は県全体で119人、う

ち18歳未満の方が50人、18歳以上の方が69人との答弁がありました。現在の状況について地域福祉部長にお聞きいたします。

○**地域福祉部長(福留利也君)** アセスメントシート  
の提出がありました在宅の重症心身障害児・者の現在の状況でございますが、県全体で136人、うち18歳未満の方が47人、18歳以上の方が89人となっております。市町村別に見ますと、高知市にお住まいの方が全体の約半数を占めておられまして、その他の方についても医療機関に通院が可能な中央圏域に集中をしております。

○**9番(浜田豪太君)** ありがとうございます。  
その重症心身障害児・者の方々の通所ニーズに対応ができる事業所の現在の整備状況について地域福祉部長にお聞きします。

○**地域福祉部長(福留利也君)** 県内の重症心身障害児・者を主たる対象とする通所支援サービス事業所は、18歳以上が利用する事業所は6カ所、18歳未満の就学児が利用する事業所は8カ所、就学前の子供が利用する事業所は6カ所となっております。重症心身障害児・者に対応するためには、医療的なケアができる看護師などの人員の確保や設備を整える必要があるため、他の事業所と比べまして整備のハードルが高く、参入が進みにくい状況となっております。

○**9番(浜田豪太君)** ありがとうございます。  
そこで、県内の圏域別での重症心身障害児・者の方々のマッチング状況について地域福祉部長にお聞きします。

○**地域福祉部長(福留利也君)** 重症心身障害児・者を主に対象とした事業所は高知市に集中をしておられまして、高知市以外では南国市と宿毛市にそれぞれ1カ所あるのみです。事業所がない地域では、遠方の事業所を利用したり、介護保険のデイサービス事業所が提供するサービスを利用している状況などがございます。

また、比較的事業所がある高知市周辺部にお

住まいの保護者からも、利用日数をふやしたいという声もお聞きをしておりますが、事業所の定員に限りがあるため、毎日通うことが難しいなどの状況もございます。

○**9番(浜田豪太君)** ありがとうございます。  
そこで、利用者が少なく事業所の参入が進みにくい地域において、重症心身障害児・者に対する支援の現状を踏まえた課題について地域福祉部長にお聞きいたします。

○**地域福祉部長(福留利也君)** 参入が進みにくい地域については、訪問看護や居宅介護などの在宅サービスを利用しながら、日中の介護のほとんどを保護者が担っており、負担が大きくなっている現状がございます。保護者の負担を軽減するためには、既に地域にある介護保険の施設などで障害特性に応じたサービスの提供をしていただくなど、受け皿の拡充が必要というふうに考えております。

○**9番(浜田豪太君)** ありがとうございます。  
本当にそのような状況を踏まえて、ぜひ何とか取り組んでいただきたいと思いますところでありまして、次にそれに関連して、重症心身障害児・者の保護者の支援についてお聞きします。

重症心身障害児・者にとりまして、保護者による介護は24時間欠かせず、食事、入浴、排せつ、着がえ、移乗、病院、学校送迎、医療的ケアなど、介護に命をかけて取り組んでおられます。一方で、保護者は体調を崩すなどしても子供のそばを離れられず、病院に向かうことすらできません。介護している保護者に病気や不測の事態が発生したときに保護者の負担を軽減するためにも、レスパイト事業の拡充、御家族に対する往診制度への支援、ホームヘルパーの家事利用、未就学児を受け入れる通園施設のケアが重要となります。

そこで、本県におけるレスパイトケアの現状を踏まえた課題について地域福祉部長にお聞き

します。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 先ほど申し上げましたように、事業所の少ない地域においては保護者の負担が非常に大きくなっております。保護者のレスパイトのためには短期入所や日中の支援が受けられる通所施設の確保が必要ですが、利用できる施設は限られているため、施設の拡大に向けた取り組みを進めますとともに、入院時のヘルパーによる付き添いや、保育所での受け入れを促進するための加配の看護師の雇用や、訪問看護師による医療的ケアの実施などの支援策に取り組んでいるところでございます。今後も、保護者の皆様のニーズに応じた支援策について検討してまいりたいと考えております。

○**9番（浜田豪太君）** 私が今議会でこの重症心身障害児・者支援についてなぜ質問したかと申しますと、先ほど申しました重症児デイサービスいっぽを見学させていただいた際、山崎さんとお話をする中で、重症児を持つお母さんたちの思いをお聞きしたからです。重症児を持つお母さんたちは、お子様が大きくなるにつれて御自身も年齢を重ねる中、入所施設は満員で、新しく施設がふえることも期待できない、私が死んだら誰がこの子の面倒を見るのかといった不安を抱えております。そして、我が子が死んだ1日後に死にたいとすら思われる方もいるとのことです。

私には3人の子供がおりますが、私は子供より早く死にたいと思います。これは、知事初め、この議場におられる多くの方が同じ思いではないでしょうか。我が子が亡くなった後に死にたいという言葉、親としてこれほど重い言葉を私は聞いたことがありません。このような保護者の方の御負担を少しでも軽減し、文字どおりレスパイト、少しでも休息をとっていただけるように、地域福祉部長にはさらなる御尽力を賜りますよう御要請をさせていただきます。

次の項目に移ります。教育政策についてお聞きいたします。

まずは、特別支援学校についてお聞きします。県内に、知的障害のある子を対象にした特別支援学校は、公立、私立で計8校であり、そのうち県立と高知市立6校の児童生徒数は、平成6年度の317人から本年度は611人と2倍にふえております。9月18日の高知新聞では「県内特別支援校 教室不足」として、具体的に生徒数が最も多い山田特別支援学校では、目安の人数144人に対し本年度は187人が在籍しており、視聴覚室や被服室などの特別教室を普通教室に転用している実態などを取り上げておりました。

初日の吉良議員の質問に対し、ことし7月に、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会を設立し、対応策の協議をスタートさせていると、教育長より御答弁がございました。私も、これまで2回開かれておりますこの検討委員会の協議資料を拝読しました。検討委員会では各委員より率直かつ冷静な御意見が多数出されており、それらの内容を適切に取りまとめさせていただいて、一日も早く現状改善がなされますように教育長に要請させていただきます。

さて、その検討委員会の資料の中で、寄宿舎つきの特別支援学校について、実際に小学部から寄宿舎に入ると、家庭でも居場所がなく、地域でもふだん地域におらず周りが知らないので居場所がない、その人の居場所づくり、小さいときから地元とつながっていることが大切という意見が出ておりました。

確かに寄宿舎は、遠距離で自宅からの通学が困難な児童生徒に対する宿舍としての役割や、社会人となるための自主性や協調性を学べる大切な居場所であることは間違いありません。一方で、このような視点で地域の学校に通うという選択肢もあることを私は知りました。そこで、

重要になってくるのがインクルーシブ教育ではないでしょうか。

平成29年2月定例会で、私はインクルーシブ教育システムを本県に構築することについて、尾崎知事に質問いたしました。知事からは、学校が組織として支援を行うための校内支援体制や教員の専門性の向上などの取り組みをさらに充実強化し、障害のある子供たちが地域の身近な場で個に応じた適切な支援のもと、教育を受けることができるインクルーシブ教育システムを本県にしっかりと構築すべく取り組んでまいりますと、御答弁をいただきました。特別支援学校を設置することと並行して、地域地域にインクルーシブ教育システムを構築することが必要ではないでしょうか。

そこで、今こそインクルーシブ教育システム構築の推進が必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 障害者等が積極的に参加、貢献していくことができます共生社会の実現に向けまして、教育の分野では、障害のある子供と障害のない子供ができるだけともに学ぶことを追求する、インクルーシブ教育システムの構築が求められております。この実現には、教職員の専門性の向上や障害のある子供の地域での居場所づくりなどが必要となります。

県教育委員会では、平成30年度から毎年6名の教員を、2年間の高知大学教職大学院特別支援教育コースへ派遣しており、また教育センターにおいては、特別支援教育講座を全校種対象に実施するなど、教員の専門性向上に向けた研修を実施しております。

また、地域での居場所づくりに向けましては、平成25年度から、特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業として、特別支援学校に在籍する子供が居住するそれぞれの地域の小中学校を年二、三回程度訪問して、一緒に授業

を受ける取り組みを進めておりまして、平成30年度は、小学部に在籍している児童の半数以上に当たります約80人が参加しております。今後も、こうしたインクルーシブ教育システムの構築の推進に向けまして、より一層取り組みを進めてまいります。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

また、地域の公立小中学校の特別支援教育のさらなる支援も必要であると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 平成29年度から、各教育事務所に計3人の特別支援教育巡回アドバイザーを配置しまして、3年間で管内の全ての小中学校を訪問し、校内支援体制の運用等についての助言を行ってまいりました。その結果、県内のほぼ全ての学校の学校経営計画に、校内支援会や校内研修の実施といった特別支援教育に関する取り組みが位置づけられて、組織的な取り組みが進んできております。

一方、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しましては、個別の教育的ニーズを的確に捉えて必要な指導・支援を提供するための、教員の専門性の向上が必要となります。このためこれまでの、特別支援学級を初めて担任する教員の悉皆研修に加えまして、今年度からは、初めて担任する教員も含めて、全ての自閉症・情緒障害特別支援学級担任に対しまして、児童生徒の見立てや支援方法に関する研修を新たに実施するなど、専門性向上に向けた研修の充実を図っております。

また、巡回相談員派遣事業としまして、言語聴覚士などの外部専門家を学校に派遣する事業も実施しております。今後も、こうした取り組みを充実してまいります。

○9番（浜田豪太君） 何とぞよろしくお願いたします。

次に、高知県教育委員会が発行しております歴史副読本「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」についてお聞きいたします。この副読本、中身は旧石器時代の奥谷南遺跡から尾崎知事の産業振興計画まで、高知県の歴史がきめ細かく、かつ丁寧にわかりやすく書かれております。副読本にしておくにはもったいないとすら感じました。この副読本の活用状況につきましては、2日目に土森議員が質問されて教育長が御答弁されました。ぜひ本県の中高生にどんどん活用していただきたく、私からも要請いたします。

この項目の最後に、この副読本に、名前こそ登場しませんが、御自身が取り組んだ産業振興計画や地産外商などが記述されております尾崎知事に、この副読本が作成されたことの意義についてお伺いいたします。

○知事(尾崎正直君) 正直、「中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史」、これに産業振興計画だとか地産外商だとかが記述されているというのは、今回の質問で初めて知りました。正直大変驚いたところでありました。ただ、改めて、そのおかげでこの本を見させていただきましたけれども、大変よくできた歴史の教科書だなど、そういうふうに思わせていただいたところです。

歴史を学ぶことによって、今これはこの歴史によって立っているんだということ、そしてまたこれからの将来を考えるに当たって、この歴史も参照していきながら考えるということ、ぜひ子供たちに学んでいただきたいものだなど、そういうふうに思います。

そういう意味において、歴史と今、さらには将来、これを結ぶ結節点の例として、今取り組んでおる産業振興計画などが取り上げられたものと、そのように考えております。ぜひ歴史と今をつなぐ、そして将来をつなぐ結節点として、この産業振興計画などもひとつ子供たちに参照もしていただければなど、そのように思うところ

です。

○9番(浜田豪太君) ありがとうございます。

最後の項目、農業政策について御質問いたします。

私は、出荷量日本一のニラの産地である香南市選出であります。そこで、このニラの生産量日本一を今後も維持していくために幾つかお聞きします。

まず、パーシャルシール包装について。パーシャルシール包装とは、ニラやネギの鮮度を保つために高知県農業技術センターが平成13年に取得した特許技術であります。空気をわずかに通す微細なすき間のあいたシールで、袋内を低酸素・高二酸化炭素状態にすることで、ニラの呼吸作用を抑制し、長期間高い鮮度を維持することができるため、遠方へも生き生きとした新鮮なニラを届けることが可能となり、本県のニラにはなくてはならない技術であります。しかしながら、このパーシャルシール包装の特許期限が昨年切れました。パーシャルシールは繊細な技術であり、簡単にまねできるものではないとのことですが、ニラ農家の皆様にとりましては深刻な問題であります。

平成29年9月定例会におきまして、土居央議員からもパーシャル包装について、特許期限の終了に向けた新たな技術の活用について質問されており、当時の農業振興部長より、さらなる鮮度保持技術の開発に取り組み、産地の強化、農家所得の向上につなげていくとの答弁がございました。

そこで、その後のパーシャルシール包装の現状について農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) このパーシャルシール包装の技術は、袋の溶着部分の加工に高度なノウハウがあることから、直ちに他県が利用することは難しく、当面本県の優位性が揺らぐことがないと考えておりますし、近年そうい

う同等の技術が出てきているということも聞いておりません。

これまでに、ニラ以外への応用にも取り組み、青ネギ、小ネギのほか、ナバナ、アスパラガスなどの業務用に対応したパーシャル大袋包装も実用化されておりますし、今後はダリア、トルコギキョウ、ユリなど、花で利用できる技術の開発にも取り組んでまいります。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。  
さらなる技術開発をお願いします。

そして、ニラ農家さんの話によりますと、高知県と民間企業で開発されましたパーシャルシール包装について、フィルムのメーカーが1社しかないため独占状態であり、出荷資材コスト削減が難しく、コスト低減に向けては価格競争につながるようフィルムの種類をふやす必要があると言われておりますが、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 議員のお話にもありましたように、パーシャルシール包装につきましては、現在使用されているものと同等の鮮度保持効果を示すフィルムを見出し、選択肢を広げ、競争性を確保することで、コストの低減につながるものと考えております。そのため農業技術センターにおいて、パーシャルシール包装に利用可能なフィルムをリストアップして、ガス透過性や溶着強度、輸送試験による実用性の検証と経済性を評価することを研究課題に位置づけております。一日でも早く生産者の皆様に研究成果をお示しできるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

残念ながら次の病害虫のことは農業振興部長、大変申しわけないんですけど、時間の関係上、飛ばさせていただきます。

最後に、この恵まれた自然環境のある本県の農業——知事からも、この前の質問だと思いま

すが、園芸王国という言葉が出されておりました。その園芸王国高知県の先頭に立って地産外商に奔走された尾崎知事に、日本一の産地としてあるべき姿について御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 園芸王国高知として常に進化を続けるということが大事だと、そういうふうに思っています。これまでも、園芸王国、世界のトップランナーであるオランダからさまざまに学ばさせていただいて、進化を続けてきたわけでありまして。これからは、環境制御技術、オランダから学んだ技術をさらに進化させて、次世代型からNext次世代型の開発を新たに進めていくことで、園芸王国高知を世界のトップランナーにする、このことが大事だろうと思っています。さらに、マーケットも世界を視野に入れて展開をする、そういう意味においても、園芸王国高知を世界のトップランナーにすることが大事だと、それをぜひ目指していきたいと思っております。

ただ、その際、零細な農家が多いということにも非常に留意しながら対応していくことも肝要かと、そのように考えています。

○9番（浜田豪太君） ありがとうございます。

これまで12年間、この園芸王国のいわば国王として頑張ってもらっていただきました知事、本当にお疲れさまでございました。そして、さまざまな分野でこれからも御活躍を願っております。

私の一切の質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、浜田豪太君の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩といたします。

午前11時25分休憩



午前11時30分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田周五君の持ち時間は30分です。

31番上田周五君。

○31番（上田周五君） 県民の会の上田周五でございます。よろしくお願いいたします。

まずは旬の話題から入ります。仁淀ブルーについてでございます。

近年、仁淀ブルーで一躍その存在を知られるようになりました仁淀川。仁淀川の知名度アップへの取り組みは平成7年まで話がさかのぼります。私が伊野町役場の職員でした平成7年に、伊野町は町制100周年を迎えました。100周年記念に当たり、仁淀川の写真集をつくらうとの話が持ち上がり、その写真集の作成を依頼したのが、後に仁淀ブルーの名づけ親となる写真家の高橋宣之さんでした。当時は余りにも四万十川が有名でありましたが、仁淀川は水質では四万十川にまさるとも劣らないきれいな河川だと自負していました。その仁淀川をPRしようということで高橋さんに相談し、写真集のタイトルを「美しい川 土佐・仁淀川の四季」としました。

あれから24年が経過する中で、ことし7月1日国交省が発表した、国が管理する全国の一級河川164河川で実施した2018年版の水質調査で、川の汚れをはかる代表的な尺度であるBODの値が0.5ミリグラム以下を示し、水質が最も良好な河川に選ばれました。全国で17河川が選ばれていますが、中四国の河川では唯一、仁淀川が選ばれたのです。

こうした話題性もあり、ことし8月12日には早朝の人気情報番組で仁淀ブルーが全国放送されました。その内容が、朝7時台の飛行機で羽

田を飛び立つと11時には仁淀ブルーの原点、安居溪谷に到着、仁淀ブルーを堪能し、夕方には東京へ戻れますというものでしたので、一気に人気沸騰。事実この夏は、仁淀川本川の波川公園や支川である上八川川及び土居川、安居川など流域の河原という河原はキャンプや水遊びを楽しむ県外のお客さんで連日ごった返しの状況でございました。今や仁淀ブルーは、全国的にも一二を争う地方の人気観光スポットと言っても過言でないと感じています。

そこで、まず観光振興部長にお聞きをいたします。部長はこの仁淀ブルーの原点、安居溪谷を訪れたことがあるのか、お聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） ことしの5月にプライベートで安居溪谷の散策をしました。久しぶりに仁淀ブルーを目の当たりにしまして、新緑と一体となったその美しさに胸を打たれる思いがいたしました。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。さすが県の観光を引っ張る観光振興部長であります。

それでは、次へ移ります。次に、先ほど述べましたように、仁淀川は、仁淀ブルーの愛称で全国的にもファンが急増し、今や四万十川と並び、高知県にとり地域観光の大きな目玉だと思っています。ついては、このすばらしい川をもっともっと多くの人に知っていただきたいと思っています。

今後、どのようにPRに取り組まれるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 県では、にこ淵や安居溪谷の自然景観、カヌーやラフティングなどのアクティビティーといった仁淀川の魅力や楽しみ方を、自然&体験キャンペーンの特設ウェブサイトやSNS、そしてテレビ局などのメディアを大いに活用してPRをしております。また、全国に販売網を持ちます旅行会社に対し

て提案するなどのセールス活動も行っているところと  
ころです。

引き続き、こうした取り組みを進めてまいりますし、その際には仁淀ブルーを初めとする清流の美しさや原風景が際立つような映像も加え  
まして活用し、国内だけにとどまらず、海外にもその魅力を発信してまいりたいと考えていま  
す。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

引き続きよろしく願いをいたします。

次に、中四国で唯一水質が最も良好な河川に  
選ばれたことから人気が沸騰、予想以上に県外  
の観光客が押し寄せたためにうれしい悲鳴の中  
で、地元はその受け入れ体制に四苦八苦してい  
る状況にあります。当面最も困惑しているのが、  
観光地でございます安居溪谷へ通ずる県道安居  
公園線です。本線は未改良部分が多く、以前か  
らもそうですが、紅葉の時期にはたびたび渋滞  
が起こり、地元住民と観光客の間でトラブルが  
発生したこともあるとお聞きをしています。

そのため、まずは観光地へ通ずるこの県道安  
居公園線の整備が急がれているものと考えます  
が、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県道安居公園線は、  
県内有数の観光地である安居溪谷への唯一のア  
クセス道路であり、紅葉シーズンなど混雑する  
ことは承知しております。

こうした混雑の解消や住民の安全な通行の確  
保に向けまして、これまでも1.5車線の道路整備  
に取り組んでおりまして、本年度も道路の見通  
しの改善や、すれ違いのできる道幅を確保する  
ために改良工事を行うこととしております。加  
えまして、紅葉シーズンには県と仁淀川町で交  
通誘導員を配置し、混雑の緩和にも取り組んで  
いるところです。

県といたしましては、仁淀川町や地域の皆様  
の御意見もお聞きしながら、引き続き県道安居

公園線の整備を進めてまいります。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございます。  
改良を進めるに当たりましては、地元の  
皆様の思いを取り入れた上で、今後また対応も  
よろしく願いをいたします。

次に、仁淀川は、河川を利用した夏の水遊び  
でも、年間でも、直轄管理区間延長当たりの利  
用者数が、平成26年度の河川空間利用実態調査  
で全国2位となっています。そういった意味で、  
仁淀川はもともと地域観光スポットとなるポテ  
ンシャルは高かったわけでございます。

今後ますます魅力を高めるためにも、仁淀川  
町、越知町、佐川町、日高村、いの町、そして  
土佐市の1市4町1村で構成する仁淀ブルー観  
光協議会を中心に、例えば自然や地域をよくす  
る活動へつなげていく目的を持って、利き鮎会  
などを開催するといった活動を現在されていま  
す県友釣連盟など、幅広い仁淀川流域の関係団  
体と連携した取り組みが求められていると思い  
ますが、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 仁淀川流域には自  
然や産業、暮らし、歴史文化などさまざまな観  
光資源がありますので、これらを生かしたより  
魅力的な観光地づくりに向けては、幅広い団体  
と連携した体制づくりが大切だと考えています。

仁淀ブルー観光協議会では、例えば伊野商業  
高校や仁淀川漁協などの参画も得て、観光列車  
でのガイドやイベントでの特産品販売といった  
取り組みを行っています。こうした取り組みは、  
県としても大変心強く思いますし、流域の幅広  
い関係団体との連携は、DMO化に向けた取り  
組みとも合致しますので、仁淀ブルー観光協議  
会をしっかりと支援してまいりたいと考えてい  
ます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、中山間対策でございます。

まず、中山間地域での電力網を維持するため

の暴風対策についてでございます。先月早朝、千葉県付近に上陸した台風15号。この台風の直撃を受けた千葉県では、強風による倒木やトタン屋根などの飛来物が原因で電柱や電線が多数損壊し、大規模停電の長期化につながりました。特に、山合いの集落では倒木や損傷した電線の数が多く、復旧に時間も手間もかかり、住民生活に大変な支障を来しました。

今度のことが中山間部の多い本県で発生していたらと考えたとき、大変不安が募ります。地球温暖化に伴って日本に上陸する台風の勢力が強まる可能性があると言われております。特に、千葉県では最大瞬間風速が57.5メートルを記録するなど——これは鉄筋コンクリート製の電柱が折れるというような風速だそうです。今後の台風はそういった暴風が心配されます。

千葉県を襲った台風15号を教訓に、決して対岸の火事ではなく、本県の中山間地域の電力網を維持するための暴風対策について、豪雨災害対策推進本部で早急に議論すべきと考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いします。

**○危機管理部長（堀田幸雄君）** 電力網を維持するための暴風対策については、一義的には電力会社の役割であろうと思いますが、県としてもでき得る対策は行っていかなければならないと考えており、豪雨災害対策推進本部において、今回の千葉県での教訓なども参考に暴風対策の検討を進めていきたいと考えています。

なお、四国電力の暴風対策としては、電柱自体は東京電力と同様のものを採用していますが、四国は台風の通り道となることが多いため、高知県の全域で電柱の基礎を深く埋めるとともに、設置間隔を狭めたり、配電部材を通常に比べて強化するなど、暴風に対する独自の対策を講じているとお聞きをしております。また、四国電力の社長さんは先日の記者会見において、千葉県内で大規模停電が発生した事態を踏まえ、

経済産業省が行う検証の結果をもとに、四国内での具体的な対応策を検討すると発表されております。

このように、四国電力でも暴風対策に取り組んでおられるものと承知をしております。

**○31番（上田周五君）** 御答弁ありがとうございます。なお、これからも関係機関が深い連携のもと、暴風対策を講じていただきたいと思います。

次に、停電の長期化対策についてでございます。今回の千葉の停電は難病患者を直撃しています。自宅療養を続けているALSの患者を直撃したのです。人工呼吸器を外部電源なしで動かせるのは約20時間。停電により熱中症に近い状態になり、命の危険を感じたといいます。幸いにして停電から半日ほどで、ふだん利用している訪問看護所の系列病院に移ることが決まり、最悪の事態は回避できたのです。命にかかわる人工呼吸器が一番心配だった、もしこれが大地震だったらと想像してしまうと、家族の方はおっしゃっています。千葉市での事案は都市部でございましたが、万一本県の中山間部で発生していたらと考えますと、大変不安になります。

そこで、お聞きをします。人工呼吸器を装着している在宅難病患者は県内に何名いらっしゃるか、健康政策部長にお聞きをいたします。

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 受給者証を有する難病患者のうち、人工呼吸器の使用の認定を受けている人の数は、在宅か入院かの区別はできておりませんが、両者を合わせると県内には昨年度末時点で44名いらっしゃいます。このうち、在宅の方を対象に作成する個別支援計画を通じて県が把握しております在宅患者の人数は、先月26日現在11名でございます。

**○31番（上田周五君）** ありがとうございます。

次に、今回の千葉県を直撃した台風15号の停電被害を踏まえ、人工呼吸器をつけた在宅難病

患者及び家族の皆さんが安心・安全に過ごせるためにも、停電が長期化した場合の生命維持に係る備えを急ぐべきだと考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県では、平成28年3月に高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを策定しまして、その中で発災時に停電となった場合の人工呼吸器を使用している方及び関係者の対応を整理し、個々の状況に応じて適切な対策をとっていただくよう周知をしております。

このマニュアルでは、難病患者に停電時の電源確保として、外部バッテリーや発電機の準備、また緊急的に使えるよう手動式の呼吸器であるアンビューバッグの用意、さらには各機器の使用の確認や平時からの使用訓練も行っていることなどをお願いしております。また、こうした備えができているかどうかを確認するものとして、個別支援計画の様式例を示し、市町村に作成するよう働きかけを行っているところです。あわせて、この支援計画には、停電が長引きそうな場合には入院が必要になることもありますので、緊急の入院先や避難支援者などを事前に決めておくようお願いもしております。

こうした形で、長期化した場合を含め停電した場合の対策に取り組んでいるところですが、今般の千葉県での事例を踏まえ、再度マニュアルの内容を確認の上、徹底してまいります。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございます。さまざまな取り組みをなさっているようでございますが、1つ、岡山県では避難所への避難訓練をモデル的に実行するというような計画もあるようです。また、そのあたりも参考にされて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思っております。

次は、過疎対策法についてでございます。人口の著しい減少に伴って地域社会における活力

が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることによって、地域の発展に寄与するという中で、過疎地域対策緊急措置法が昭和45年に制定されております。以来、4次にわたりまして議員立法として過疎対策法が制定されています。本県では、現在28市町村が過疎地域に指定されており、その28市町村はそういった中で中山間地域の振興に努めてこれらしております。その現行の過疎対策法が期限切れに伴い、令和2年度末に失効いたします。

そうしたことから、県では、次期過疎対策法の制定に向けて庁内に推進チームを立ち上げています。この庁内推進チームとは別に、高知県次期過疎対策検討会を立ち上げられていますが、この検討会はどのようなメンバーで構成されているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 高知県次期過疎対策検討会は、県とブロック単位で推薦されました13の市町村で構成されており、日高村など非過疎の市村も含め、県内各地域のそれぞれの実情を反映できるようなメンバー構成となっているものと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、過疎地域に指定されている28市町村のうち、24が過疎市町村、そして4市町が過疎地域とみなされる区域となっております。そんな中で、平成26年4月1日に過疎対策法が改正されておりますが、それから5年余りが経過する中で、中山間地域はますます厳しい環境にあります。

今、庁内推進チームではどのような議論が主にされているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 庁内推

進チームは、5月に初回の会議を開催し、新たな過疎対策に関する国等の動向の共有や、全庁的に取り組んでいくことなどについて確認をしたところです。現在、過疎対策における県の役割や、各分野で国への提言が必要な国庫補助や税制等の個別の項目について、各部局の意見を集約しており、今後、高知県次期過疎対策検討会での議論に反映させてまいります。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

それでは、高知県次期過疎対策検討会ではどのような議論がされているのか、中山間振興・交通部長、お願いをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 高知県次期過疎対策検討会においては、これまで過疎地域が抱える課題を解決するための対策の必要性や、市町村の自主性を尊重する仕組みである過疎対策事業債などの支援制度のあり方などについて、包括的な提言をまとめるための議論を重ねてまいりました。

今後は、各分野における規制緩和や国の助成制度、税制特例措置の拡充、公営企業に対する財政支援の拡充など、個別の提言内容について議論し、本県の中山間地域の実情を踏まえた提言として取りまとめることとしております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、過疎地域に指定されている市町村の担当者は、平成22年の改正過疎対策法により従来のハード事業に加えて新たにソフト事業も過疎債の対象となったことから、この過疎債を活用し、いろんな活性化に向けた事業を展開しており、今やもう過疎債は欠かすことのできない制度だと非常に評価をしております。ちなみに、本県の過疎債のソフト分の発行額は、平成22年度から30年度までの9年間で211億円余りとなっております。うち27億円は全国自治体を使い切れなかった分を本県が活用しているという状況がございます。

そういったことで、継続してソフト事業の支援をしてほしいとの強い地域の要望がっておりますが、中山間振興・交通部長の力強い御答弁をよろしくお願いたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） いわゆる過疎債ソフトは、幅広い事業で柔軟に活用ができる制度であり、高知県次期過疎対策検討会においても市町村から要望があつていることから、今後も制度として継続されるよう、しっかりと要請をしております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、国への要望に際しまして、高知県次期過疎対策検討会で提言内容をまとめられると思いますが、今後の全体のスケジュールを中山間振興・交通部長に少し教えていただきたいと思っております。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 今月末をめどに高知県提言を取りまとめまして、11月から12月にかけて、県内関係市町村とともに国会議員や関係省庁への要望活動を行うこととしております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、私は県議1期目の最初の質問で中山間対策をテーマに取り上げて以来、この課題をライフワークとしてまいりました。中山間地域の振興は、もはや時間との闘いとなっているのではないかと強く感じています。しかるに、次期の過疎対策法の制定につきましては、現時点で過疎地域とみなされていない市町村においても、旧市町村単位で見れば、既に限界集落の増加など過疎地域そのものとなっている地域も多くございます。

そこで、昭和の市町村合併前の旧村単位で過疎地域とみなしていただくよう、国に強く要望すべきだと考えますが、ここは知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） この新たな過疎対策にお

きまして、現在総務省の有識者会議であります過疎問題懇談会において、さまざまな議論がされているところであります。その中において、議員からお話のありました、いわゆる市町村内の一部の地域を過疎地域とみなす制度のあり方は、非常に重要な論点の一つとなっているところであります。

1点留意しなければならないかなと思っておりますのは、昭和の合併前の旧市町村単位でということになりますと、新たに過疎地域とみなされるところが出てくる一方で、現在全域が過疎地域となっているところのかなりの部分が例えば解除されてしまうとか、そういう課題も出てくるのではないかなということでもあります。

今、議員の御指摘のような論点もあろうかと思えますし、あわせて例えば過疎地域か非過疎地域かのいずれかということではなくて、過疎地域に準じるといった段階的な支援のあり方はないかとか、そういう観点なんかも含めてさまざまな議論が行われていきますように、しっかりいろいろと提言もしていきたいと、そのように考えています。

○31番（上田周五君） 知事ありがとうございます。そういった本県の特長もあろうかと思えますけれど、実情も絡めてよろしく願います。

私は、過疎対策事業債は本県にとりまして地方交付税と同様に貴重な命の財源だと強く認識しています。先ほど提案いたしましたことも含めまして、今後はスケジュールの中で県選出の国会議員、そして国に対しまして要望活動を行っていただくよう要請をしておきたいと思えます。

次に、中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ない——中山間対策は知事にとりまして県政運営上の最も重要な施策の一つとしてこの12年間取り組んでこられたと思っています。特に、知事自身が平成24年に中山間総合対策本部

長となられまして、そのときから中山間対策は並々ならぬ力を入れられて加速をしたんじゃないかと思っています。

知事がよく言われます、生活を守る取り組み、産業をつくる取り組み、この2本立てでやってこられまして、集落活動センターとかあったかふれあいセンターとか、そういういろんな展開をなさってきました。しかし、知事が提案説明で触れられていますように、中山間地域の現状は——ここでは中山間地域の窮状といった重たい表現もなさっておりますが、課題も残っているとの御認識を示されております。

そこで、知事にお聞きをしたいんですが、これまでいろんなさまざまな中山間対策を展開してきた中で一番御苦勞された点はこういった点であったか、よろしく願いいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域の振興を図るという観点からは、やっぱり足元のマーケットが小さいわけですから、地産外商を進めなければならぬだろうと、そういうふうに思いました。そして、あわせて担い手を確保していくために移住促進策も含めた取り組みを展開していくべきだろうと、そのように考えたところです。

ただ、地産外商、移住促進、この取り組みをしようとしても、中山間、さらに言えば奥山間になってくると、本当に衰退が進んでいるということもある、足元のマーケットが極めて小さいということもある、その難易度が格段に上がるということだと、そこがやはり一番苦勞している点だと、そういうふうに思っております。

そうだからこそ、やはり中山間、もっと言えば奥山間においては、あえてもう一つ拠点をつくる必要があるだろうと、そういうことで集落活動センターの設置に取り組んでまいりました。さらに、その拠点をつくった上で、その拠点の取り組みと近隣にあるさまざまな経済活動ができるだけリンクさせるように、意図的にですね、

そういう取り組みを進めようということで、例えば産業成長戦略、地域アクションプラン、集落活動センター、この3層構造でもって経済政策を進めるということをしてきたわけでありませう。あえて拠点をつくるというプロセスを踏む必要があること、3層構造をあえて構築するように取り組んでいく必要があること、こういう点というのは1つ大きな苦勞だろうと、そのように考えさせていただいています。

そして、もう一点ありますのは、これ実は国にさまざまに政策提言をしていきますときに、誰とは申しませんが、この中山間の対策をという話をしたときに、いやいや、これからは選択と集中ではないですかと、高知なんかの場合は中山間と言わずに、例えば高知市とか四万十市とか、そういう都市部に皆さん住まわれるようにしたほうが効率的なまちづくりになるんじゃないとか、やっぱりそういう意見というのがありました。

やはりそういうものに対して高知なんかの場合、この中山間で住み続けようと思っている人の思いはどうかとか、その中山間を大事にすることが中長期的な視点でもってこの県勢浮揚にとっても重要な点という点とか、こういうことを理解いただくということにやはりエネルギーが要った、そのことは大変我々として苦勞した点だと、そういうふうに思っておるところです。

現在、随分風向きが変わってきて、こういう集落活動センターなんかを応援しようというような財政制度、法制度なんかもできようとしてきているところでもありますから、この後者の点は随分変わったなと思っておるところではありますが、大きくこの2つの点に苦勞いたしました。

**○31番（上田周五君）** どうもありがとうございます。

そういった苦勞の点があって進んできたんですが、その中山間対策、知事としてこの12年間

頑張られて、まだまだなし得なかったことも多々あるかと思えます。

そういったことを含めて、今後の中山間振興について最大のポイントをちょっと語っていただきたいと思えます。

**○知事（尾崎正直君）** 先ほど申し上げたように、地産外商の取り組みを進めて、そこに担い手を確保してくる、この2つを徹底的にこれから進めていくということかと思えますが、いろいろな集落活動センターの取り組みとか、私もいろいろな地域を回らせていただいて見させていただいて、やっぱりこの成否の鍵は人だろうと、そういうふうに思えます。その地域における地産外商を担う人、この人材を確保できるかどうか、それがうまくいっているところと、これからというところでは、やっぱり大きな差がついているなということを私としては思わせていただいています。

この人材の確保ということについて、もう一段制度的対応を踏み込めないか、こういうところを今後検討していく必要があるのかなと、そのように思っています。

**○31番（上田周五君）** どうもありがとうございました。

知事におかれましては、12年間大変お疲れさまでした。私自身、12年間丸々というか、知事とお付き合いさせていただきましたが、一人の県議として心からお疲れさまと申し上げたいと思えますし、知事にとりましては、あつという間の12年間ではなかったかと推測をいたします。知事も今議会の中で申しておりましたが、12月6日までの任期であるということで、あと2カ月ちょっとでございしますが、民生の安定と県民福祉の向上に邁進していただきたいと思えます。とにもかくにも大変お疲れさまでした。

以上で終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、上田周五君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時休憩



午後1時再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は40分です。

4番金岡佳時君。

○4番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

今回はSDGsについて質問をさせていただきます。

SDGsとはサステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標の略称であります。先日、西森議員より質問がされ、答弁がありましたが、中山間地域にとって極めて重要な問題でありますので、重ねて質問をさせていただきます。

経過などは省かせていただきますが、中身について若干説明させていただきます。まず、17のゴールズについて見てみますと、ゴール1は貧困をなくそう。ゴール2は飢餓をゼロに、この中には持続可能な農業を推進するということが含まれております。ゴール3は全ての人に健康と福祉を、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。ゴール4は質の高い教育をみんなに。ゴール5はジェンダー平等を実現しよう。ゴール6は安全な水とトイレを世界中に。ゴール7はエネルギーをみんなに、そしてクリーンに、これでは持続可能

かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保するとあります。ゴール8は働きがいも経済成長も、この中には全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセントワークを推進するとあります。

ゴール9は産業と技術革新の基盤をつくろう、強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図るとあります。ゴール10は人や国の不平等をなくそう。ゴール11は住み続けられるまちづくりを、都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にするとあります。ゴール12はつくる責任、使う責任。ゴール13は気候変動に具体的な対策を。ゴール14は海の豊かさを守ろう、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。ゴール15は陸の豊かさを守ろう、この中には森林の持続可能な管理というのがあります。ゴール16は平和と公正を全ての人に。そして、ゴール17はパートナーシップで目標を達成しようということがあります。

政府も、関係省庁が連携し、政府一体となった取り組みを可能にする新たな国の実施体制として、2016年5月20日に内閣に、持続可能な開発目標推進本部を立ち上げております。特に地方自治体には大きな期待が寄せられており、持続可能な開発目標実施指針では、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。」と書かれております。

また、持続可能な開発目標推進本部第3回会合において安倍総理から、地方でのSDGsの推進は地方創生の実現に資するもので、関係閣僚が連携し、SDGs達成に向けた地方の取り組みを促進する施策を検討、実施していくようにという発言がなされており、以上、SDGsの内容と国における取り組みについて述べさせていただきました。

一方、高知県においては、尾崎知事就任以来、中山間対策を重要施策の一つに位置づけ、県民の皆様が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、さまざまな対策を講じられてきました。産業振興計画、高知版地域包括ケアシステム、中山間対策の核となる集落活動センター、さらには農業につきましてもNext次世代型こうち新施設園芸システムなど、改めてこれまで高知県が進めてきた中山間対策を振り返ってみますと、先ほど御説明申し上げましたSDGsとは、持続可能性など多くの点で方向性が同じではないかというふうに考えております。

中山間地域では、本質的に今までの歴史の中で、SDGsに似た状況を求めて地域づくりがなされてきております。SDGsを取り入れて計画を立てることは、県の施策も理解しやすくなるなど、地域にとって極めて取り組みやすい方法であると思われま。

今後、中山間対策を進めていく上では、それぞれの市町村でSDGsの目標に基づいたまちづくり計画を立てていただくなど、このSDGsの考え方を踏まえた対策を実施することが何より重要であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（尾崎正直君）** 中山間対策の取り組みを進めていく中において、個々個別にも、例えば集落活動センターの取り組みはゴール11の住み続けられるまちづくり、これを推進するものがありますし、また生活用水の確保対策はゴール

6の安全な水を確保する取り組みであります。さらに言えば、この中山間対策そのものがいわゆる持続可能な中山間地域をまずは目指すということでありまして、そういう意味において、この中山間対策を進めていくことそのものが、誰ひとり取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会、SDGs実施指針に示された目標に合致するものだろうと考えています。

中山間対策などを実施していくに当たって、このSDGsの取り組みの視点も取り入れていくことによって、またさらに視野を広げた取り組みもできますでしょうし、県民の御理解も得やすくなる可能性が高まると思います。さらに言えば県外の、もっと言うと都市圏の大企業の皆さんとか、そういう方々なんかの御理解も得られやすくなるか、いろんな意味において効果が出てくるのではないかと考えております。

SDGsの考え方を踏まえた中山間対策の実施ということについて、我々としても本当にこの点は重要だろうと、そのように思っております。

**○4番（金岡佳時君）** 内閣府において、平成30年度、令和元年度とSDGs未来都市等の選定が行われ、平成30年度には29都市、令和元年度には31都市が選定をされております。それぞれ道県、市町村ともに、その地域の特色を生かし計画が立てられております。

日本社会の持続可能性にとって望ましい方向は地方分散型とも言われております。そもそも中山間地域は1,000年以上の歴史を持つところが多く、持続可能な町であったわけでありまして。高度成長時代あたりからの価値観の変化が都市集中をもたらし、現在に至っているのではないのでしょうか。

今、嶺北地域ではSDGs、持続可能な開発目標を取り入れ、よりよい町を築いていくための取り組みが進められようとしています。つき

ましては、中山間地域の市町村がSDGsに基づいたまちづくりを進めるに当たり、県としてどのような支援を行っていくことが考えられるのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 市町村におけるSDGsに基づくまちづくりについては、産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などに位置づけられ、産業振興、医療、福祉、防災、集落対策、生活支援など、多岐にわたる取り組みがなされるものと考えております。

県といたしましては、中山間総合対策本部会議等での議論を通じまして、関係部局が連携し、全庁挙げて市町村のまちづくりの取り組みを支援してまいります。

○4番（金岡佳時君） ありがとうございます。

今、本山町では、本山町農業クラスタープロジェクト推進事業が進められております。これは、バイオマス発電所と次世代型園芸施設を建設し、嶺北地域にある林産資源を利用し発電すると同時に、その発電所で発生する熱などを利用し野菜を栽培しようとするものでありまして、去る9月12日に高知県と本山町、そしてエフビットコミュニケーションズの3者で進出協定が結ばれたところであります。

具体的には、農業生産へのエネルギー供給をトリジェネレーションとして実行し、暖房用の熱、電気、二酸化炭素を併設する発電設備から供給することでエネルギー原価を3分の1に抑制し、発電はエコ発電であるバイオマス発電とする上に、さらに排出する二酸化炭素を次世代園芸施設の植物生育促進用に供給することで二酸化炭素の排出量を極限まで削減する、究極の発電モデルにする計画だと聞いております。年間3万トンのバイオマスの消費は嶺北地域の林業に大きく寄与すると同時に、20人以上の安定

した新たな雇用は若者の地域定着につながると、大きな期待がされております。

これらを通じて持続可能なまちづくりを図らなければならないわけでありましてけれども、現在再造林が4割程度の中でどのような持続可能な循環林の姿を描いているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 産業振興計画に基づきまして木材の増産を継続した場合、現在4割程度となっております再造林率が継続いたしますと、約50年後には、持続可能な林業に必要な木材生産に適した森林が不足してくる懸念がございます。このため、再造林率を7割程度まで増加させる必要がございます。

再造林率を向上させるためには、生産性の向上による木材生産のコストダウン、また再造林とその後の育林に係るコストダウンを進めて、森林所有者の手元に残る収益を少しでもふやすこと、あわせて木材がより高く、より多く売れるよう、需要拡大、加工流通体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、森林所有者に意識を持って再造林に取り組んでいただけるよう、県内6ブロックに設置いたしました増産・再造林推進協議会を活用して森林所有者に働きかけを行うなど、持続的に木材生産が可能な森林に誘導していきたいと考えております。

○4番（金岡佳時君） いわゆる循環林になるようにしていかなければ、先ほど申し上げた施設も未来永劫続かないわけですので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

A材を初めとする建築用材、バイオマス用材、シイタケ木のクヌギ、そしてシキミ、サカキ、家具用材、ウバメガシなどいろいろな需要がある中で、将来のどのような林相を考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○**林業振興・環境部長（川村竜哉君）** これからの森づくりにつきましては、将来のさまざまな需要を想定した上で、杉、ヒノキを初めとして、早生樹であるコウヨウザンといった新しい樹種や広葉樹についても、適地適木を基本として更新を進めていくことが必要と考えております。その上で、建築用材の生産を目指す山や、特用林産物の生産に必要なシイタケ原木やウバメガシの山など、多様な樹種、林齢がバランスよく配置される林相にして、森林の多面的機能の発揮が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

○**4番（金岡佳時君）** ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そこで、今の質問の答弁の中に恒続林という言葉がありませんでしたけれども、恒続林についてどのような御所見をお持ちなのか、林業振興・環境部長にお伺ひします。

○**林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 恒続林という思想につきましては、たしか第1次世界大戦が終わったころのドイツにおいて出てきた思想であるというふうに承知しております。この恒続林というのは、森林が多種多様な生物の一つの有機的な集合体であるというような森林有機体説という思想に基づいて構成されているものでして、ほぼ天然林に近いような状態で、単木的に抜き切りを繰り返して、森林の成長の果実を収穫するというような思想になってございます。

この思想につきましては、ドイツでも定着をしているというわけではございませんけれども、昨今ドイツのほうでも、単層林から近自然的な林業ということで、非皆伐で天然更新を進めるという考え方の根底になっているような思想というふうに承知しております。

我が国におきましては、人工林において天然更新をするというのは非常に厳しいという状況

がございます。ヨーロッパでは、主にはドイツのトウヒなんですけれども、種が落ちるとそのまま成長してくるという自然条件でございますが、我が国の場合は、種が落ちてほかの草や木と競合してなかなか成長しないというところもでございます。ですから、我が国に適した多種多様な森づくりのあり方というところを目指していくべきだというふうに考えております。

そのためには——やはり一つの場所で多種多様性を求めるというのは森林所有者さんのお考えもでございますので、どういった樹種がいいのかというのは、最終的には森林を持たれている、その管理をされている方のお考えになります。ただ、地域全体の中で多様な森林を造成して、森林の多面的機能が地域全体で高度に発揮されるというものを目指してまいりたいと考えております。

○**4番（金岡佳時君）** ありがとうございます。

続きまして、農業についてお伺ひします。「I o P (Internet of Plants)」が導く「Next次世代型施設園芸農業」への進化」ですが、野町議員、そして西内健議員からの質問もありましたので、この問いに関しては簡単に一つ、どのような知見や技術が得られたのか、農業振興部長にお伺ひしたいと思います。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 現在までに得られた技術などとしましては、出荷予測システムと環境データ共有システムの2つがございます。出荷予測システムでは、生産者みずからが自分の出荷実績の推移や順位、3週間先までの出荷量の予測をスマートフォンやパソコンでいつでも確認でき、栽培管理の見直しや販売戦略等に活用できるものと考えております。

環境データ共有システムでは、生産者同士がそれぞれのハウスの環境データを同じグラフ上で重ね合わせて比較することにより、温度や二酸化炭素などの管理を見直し、改善していくこ

とで収量増に寄与できるものと考えております。

○4番(金岡佳時君) いろいろな成果が上がってきておるといことであると思ひますけれども、これらの知見や技術、さらにはこれから新たに得られる知見や技術について、これから施設を導入するところには迅速かつ積極的に取り入れていただけるように進めていただかなければならないのですが、どのように進めていくのか、農業振興部長にお伺ひいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) 新たに得られる知見や技術を迅速に普及していくためには、その技術の効果を実感していただくこと、それから安価で簡易なものからより高度なものまで、それぞれの農家のニーズに対応して普及推進すること、これらが重要だと考えております。

普及に当たりましては、これまで主要7品目で50%まで引き上げた次世代型こうち新施設園芸システムの普及ノウハウを生かして、環境制御技術普及推進員等による指導や、学び教えあう場を活用した活動などを通じまして、その効果を周知してまいりたいと考えております。

今後、新たに開発される技術についても、国の補助事業等も活用しながら、大規模な次世代ハウスはもとより、既存の小規模なハウスでも早期に導入できるよう取り組んでまいります。

○4番(金岡佳時君) ありがとうございます。ぜひともそういうふうに進めていただきたいと思ひますが、もう一つ農業振興部長にお伺ひしたいんですが、その技術等のフォロー体制というものもできておるんでしょうか。

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業振興部としては、いろいろな技術を現場に普及していくということがあります。そのフォローアップとしましては、出先機関であります農業振興センターの中でそれぞれの専門を持つ者がおりますので、そこがしっかりと現場のフォローに当たっているという形になっております。

○4番(金岡佳時君) ありがとうございます。

本山町は、先ほど申し上げました施設を中心に、SDGsを取り入れ持続可能なまちづくりを進めていこうとしています。しかし、本山町を初め嶺北地域農業の中心は、棚田における米作でございます。県はこれをどのようにして持続可能な農業にしていくのか、農業振興部長にお伺ひいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) 県では、生産を下支えする中山間地域等直接支払制度を活用した農地維持の取り組みや、地域の核となる経営体である集落営農と中山間農業複合経営拠点が両輪となって、中山間地域の農業を支える取り組みを推進しております。しかしながら、中山間地域の中でもより条件の厳しい山間地域におきましては、農業者の高齢化や組織の中心的な役割を担う人材の不足がさらに深刻化しております。

このため、中山間地域等直接支払制度におきましては、集落協定の広域化を進めており、また集落営農と中山間農業複合経営拠点におきましては、組織間の相互連携を進めるとともに、スマート農業の導入を加速化させております。このような地域全体で人材や設備を補完し合う仕組みの構築と省力化の推進によって、持続可能な農業の実現を目指してまいります。

○4番(金岡佳時君) ありがとうございます。

次に、種子法についてお伺ひいたします。種子法は、1952年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導して優良な種子の生産、普及に努める必要があるとの観点で制定をされておりますけれども、昨年4月に廃止となりました。その理由として、種子生産者の技術の向上などにより種子の品質は安定している、農業の戦略物資である種子については多様なニーズに対応するため民間ノウハウも活用して品種開発が強力に進められる必要がある

というようなことで、ほかにもありますけれども、廃止をされておるわけです。

この種子法が廃止された後の種もみなどの生産状況は現在どのようになっているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 種子法の廃止に合わせまして、県では主要農作物種子生産要綱を策定し、農家が必要とする種子を、種子法廃止前と同じ方法で安定的に生産、確保しております。水稻では、よさ恋美人、吟の夢といった本県オリジナル品種やコシヒカリなど、13の奨励品種について、農業技術センターで原種を生産し、その原種を用いて県内6つの採種組合で一般農家向けの種子を生産しております。また、栽培面積の大きいコシヒカリなどは、リスク分散の観点から、一部の種子を県外から確保しております。

また、大麦と大豆についても原種を農業技術センターで生産しておりますして、一般農家向けの種子は農業技術センターまたは県外から確保しております。

○**4番（金岡佳時君）** 私も農家でございませぬので、詳しいことはわかっていないというのが現状なんです、種もみなどは栽培されている地域で採種されるのが望ましいというふうに聞いております。

将来にわたって、それぞれの地域で優良で安価な種もみが採取され提供されていくのかどうか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 金岡議員の先ほどのお話もありましたとおり、種子は各品種の栽培適地で生産されるということが望ましいことや、本県においてはオリジナルの奨励品種が多いことなどから、先ほども申しましたとおり、現在県内6地域の採種組合において種子を生産しております。それら地域地域で行われている種子生産体制を今後もしっかりと維持していく

必要があると考えております。

しかしながら、種子生産を担う採種組合では農家の高齢化が進行しておりますことから、現在栽培技術の高い農家の方に対し種子生産の意義やメリットなどを周知しながら組合に参加していただくことにより、新たな採種農家の確保を図っていききたいというふうに考えております。

○**4番（金岡佳時君）** ぜひとも優良な種を守っていただきたいというふうに思います。

そこで、次に種苗法が改正され自家採種が原則禁止となりました。在来種や固定種については自家採種が可能でありますけれども、育成者権が認められますと採種禁止となります。

高知県には大豊キュウリや弘岡カブのような在来種がたくさんありますけれども、このような在来種を今後どのように守っていくのか、農業振興部長にお尋ねいたします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 県内には、弘岡カブ、十市小ナス、入河内大根、銀不老、田村カブ、大豊在来キュウリなど多くの在来種が存在しております。在来種は独特の味や形、色などの形質を持っておりまして、その珍しさや懐かしさから、直販店などでは地域特産品目としてその価値を改めて見直されているところなんです。

種苗法に基づいて品種登録されれば自家採種が原則できなくなりますが、在来種は既に種苗や収穫物が広く出回っておりますことから、育成者権は認められることはなく、品種登録によって一個人や企業に独占されるおそれはないものと考えております。

ただ、在来種は広く栽培されていないため、その種子は計画的に更新していかないと、途絶えてしまうことが懸念をされます。在来種を地域に残し守っていくためには、先人からの財産として、例えば地域の保存会などで種子を更新するなど、次の世代に引き継いでいくよう、農業振興センターなどでも支援してまいります。

○4番（金岡佳時君） よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、暴風対策についてお伺いをいたします。

これについては、先ほど上田周五議員からの質問もありましたけれども、改めて質問をいたします。

9月9日に千葉県付近に上陸した台風15号は、千葉県に甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

9月22日時点で、千葉県の住宅被害は1万1,773棟であると言われております。特に送電線関連では、送電鉄塔2本と電柱84本が倒壊し、約2,000本の電柱が損傷したようであります。その結果、千葉県内でピーク時に約64万戸の大規模な停電が発生いたしました。そして、全面復旧には2週間以上の時間がかかりました。その間、停電によって通信が途絶えたり、断水になったところも見受けられました。

復旧に時間がかかった要因の一つに、倒木の除去に時間を要したことが挙げられております。2月議会でも指摘をさせていただきましたが、2月議会では道路管理というようなことで土木部長にお尋ねをいたしました。まさに危惧されることが千葉県で起こったわけであります。高知県に同様の台風が襲来すれば、中山間地域の道路は至るところが樹木で覆われておりますし、道路に沿って電柱が立てられ配電線や通信線も通っておりますので、千葉県と同様の被害が予想されます。

暴風に対する事前対策として、住宅の耐震化と同様に、倒木によってこのような被害を及ぼしそうな樹木を事前に撤去すべきではないかというふうに考えますけれども、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 暴風による倒木の事前対策として、県では、道路パトロールな

どで、危険と認められる立ち枯れ木や道路に張り出している樹木など、道路沿いで倒木となる危険性が認められる樹木を発見した場合には、地権者の同意を得て伐採するようにしています。

四国電力やN T T西日本でも、定期的または台風後に巡視を行い、危険性のある樹木などがあれば、地権者に承諾をいただき伐採などの対応をしていること、またそれぞれのコールセンターに電線への樹木の接触や接近について住民から連絡があれば、現地を確認の上、伐採をしているともお聞きをしています。

倒木を防止するための対策は、道路管理者や関係機関、樹木の所有者などがそれぞれ取り組んでいかなければなりません。今後一層の対策が必要ではないかとも考えております。今回の千葉県での教訓などを踏まえまして、豪雨災害対策推進本部において関係部局と連携しながら、暴風対策を検討してまいりたいと考えております。

○4番（金岡佳時君） 私がこの質問を繰り返しておりますのは——道路沿いの大きな木というのは毎年太りまして、枝を払っても払ってもどんどんどんどんふえるわけですね。そうした中で、恐らく根は下へ伸びませんので、要するに、木が大きくなればなるほど倒木の可能性が高くなるという状況が続いているのではないかなというふうに思います。

さらに、中山間地では家の周りとかいろいろな——棚田の周辺とかにも木を植えたりしております。伐採をしたいけれども、もう切ることがちょっと不可能だというような状況が続いておるわけですね。ですから、何度も繰り返して、何とかならないかというふうに申し上げているわけで、これはもう災害が予想されますので、先ほど部長の答弁のあったように、ぜひとも前向きに進めていただきたいというふうに思います。要請をしておきます。

次の項目に移ります。今、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」そして「土佐れいほく博」が行われております。その効果でありましょう。多くの観光客が嶺北に来ております。

高知県の観光客数は、全体的には右肩上がりが増加をしておりますけれども、例えば年単位で行うキャンペーンや博覧会のような大型のイベントを打ったときは、それが終わってしまうと、やはり反動減が見られますので、直線的な右肩上がりにはなっておりません。大型イベントを打つと、その中に新たな発見や反省すべきこと、さらには方向性も見えてまいります。例えば、大型イベントの中で期間限定的に実施した小さなイベントでも、一過性で終わらせるのはもったいないものもあるのではないかと思いますので、本質的にはいわゆるPDCAサイクルを回しながら、期限を設けずに取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

期間限定で行った小さなイベントや体験プログラムが、期間終了後も継続して行われるようにしていく必要があるのではないかと思います。観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

**○観光振興部長（吉村大君）** お話にありましたような期間限定で行われた小さなイベントなどの事業の中にも、観光客の方にその土地ならではの感動を覚えていただけるものもあると思います。このため、議員のおっしゃるように、こうした事業の検証を行った上で、誘客の効果や観光客の満足度が高いものなどについては、事業の継続に向けた検討をしていくことが重要だと考えています。

県としましては、この検討の結果を踏まえて事業の継続を目指す場合には、広域観光組織や市町村の産業振興推進地域本部などとも連携をいたしまして、アドバイザーの派遣や土佐の観光創生塾による磨き上げなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

**○4番（金岡佳時君）** 要するに、いろいろなイベントをやった中にもこうしたい、ああしたいという思いは地域にはたくさんありますので、それをやはり酌み上げていただきたいといえますか、そのイベントが終わったらもう全てが終わりみたいな形にならないように、ぜひともそれぞれの地域での思いとかを酌み上げていただく、さらには新しい観光資源を見出していくということが必要なのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私も知事に一言申しておかないといかんとおっしゃって、時間を残しました。知事の今までの功績については、るる同僚の議員が皆さんおっしゃられております。そのとおりであろうと思います。私も知事にいろいろ教わるころもありましたし、またここがすごいなとかというような思いもあります。でも、私自身、1つだけ知事の功績として挙げるならば、県庁の職員あるいは市町村の職員、さらには県民が、夢や希望、そして未来を語るができるようになったということではないかと思います。これが一番大きな功績であったのではないかというふうに思っております。

知事も覚えておられるでしょうか。私が知事と初めて会ったのは、12年前の選挙のときであったと思います。嶺北に来ていただきまして、古い薄暗い旅館の一室で話をさせていただきました。本当にきのうのように物すごく鮮明に覚えておるわけでございますけれども、その中で私は、そのときに知事の背中に坂本龍馬を見たような気がいたしました。シチュエーションがそうだったのかもしれませんが。ですから、今回の知事の決断はそれほど違和感を感じるものではございませんでした。要は必然であろうというふうに思っております。

今までは、桂浜から山のほうを見て活躍をされておったわけでございますけれども、ぜひと

もこれからは海のほうを向いて、そして国家、国民のために活躍をされることを御期待申し上げまして、1分少々時間を残しましたけれども、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○副議長(弘田兼一君) 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで午後1時45分まで休憩といたします。

午後1時39分休憩



午後1時45分再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹君の持ち時間は50分です。

6番田中徹君。

○6番(田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。

まず冒頭、尾崎知事に、この12年間の県勢浮揚に向けたさまざまな取り組みへの御尽力に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。とは申しましても、私にとりましては残念といえますか無念といえますか、そんな思いがいたしているところであります。1期4年間、県議会議員として活動させていただいて、いよいよ2期目、これからまさにこの議場でさまざまな議論をさせていただきたいというふうに考えておりましたので、また別の場所でも県政について、いろいろと議論を交わさせていただきたいというふうに思っております。今回、県議会の議場での最後の質問となりますので、この時間を大切に、しっかり精いっぱい議論させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、自然災害についてお伺いをいたします。

尾崎知事が就任されて以降、東日本大震災や熊本地震、また北海道胆振東部地震といった大きな地震の発生とともに、近年では広島県で大規模な土砂災害が発生した平成26年8月豪雨、鬼怒川が決壊し大洪水となった平成27年9月の関東・東北豪雨、梅雨前線や台風3号の影響により局地的に猛烈な雨が降り大雨となった、平成29年6月末から7月上旬にかけての九州北部豪雨、そしてまだ記憶に新しい、昨年7月の西日本豪雨や9月の台風21号による高潮や暴風など、毎年のように全国各地で大規模な風水害が発生をしています。そして、先月9日には台風15号の接近、通過に伴い、我々が経験したことがないような猛烈な風が吹き、千葉県を中心に甚大な被害が発生しています。

そこでまず、ますます激甚化する近年の自然災害の状況を踏まえ、気候変動による影響に対する認識について知事にお伺いをいたします。

○知事(尾崎正直君) 私も就任以来12年間、ほぼ毎年災害対策本部を立ち上げて、豪雨災害対策とか、そういうものに当たってきたわけでありまして、恐らく1年間一度もそういうことがなかったことはないんじゃないかなと思っています。毎年、災害対応しなければならなかったと思っています。

そういう中で、つくづく実感として思いますのは、昔異常気象と言われていたものが、だんだん異常ではなくなってきたなということです。実際の統計データを見ましても、時間当たり雨量、非常に激甚的な雨が降る回数などというの、趨勢的にふえてきているところでもあります。そういう意味において、従前異常気象とされてきたもの、我々がそう考えてきたものについて、十分起こり得る、頻発し得ることだということ、念頭に置いて対策を講じていくことが非常に

重要になってきているのではないかなと、そのように思っています。

○6番（田中徹君） 私は、発災から9日目に当たります先月18日、台風15号の影響により大きな被害の出た千葉県へ入らせていただきました。私の伺った地域では、家屋の損壊や倒木、電柱の倒壊、そして農業用ハウスの損壊などが確認できました。また、発災直後の様子について、住民の方より詳しくお話をお伺いすることができました。長期にわたる停電の影響で、通信網が途絶し情報が不足していることや、生活用水を確保することなどに苦労されていることがわかりました。ここで改めて、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期に生活が再建されますことを心からお祈り申し上げます。

では、この災害の教訓を本県でも生かすため、私が現地で見聞きしたこと、また感じたことを中心に、順次お伺いしたいと思います。

まず、農業被害についてお伺いします。今回の台風では、私が目にしたほとんどの農業用ハウスが強風により被災し、ニンジンなど露地作物についても大きな被害が出ています。

そこで、本県で仮に今回の台風15号と同程度の災害が発生したとき、どのような農作物の被害が出ると想定されるのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 仮に、今回の台風第15号と同じ勢力の台風が本県に上陸しますと、猛烈な暴風雨によりまして甚大な被害が発生することは想定されます。例えば、水稻、ショウガやオクラなどの野菜、ユズ、温州ミカンなどのかんきつ類を中心に露地作物において、茎や葉のすれ、果実の落下、株や樹木の倒伏などが発生し、生育の悪化や果実品質の低下、収穫量の減少などの被害が考えられます。

また、園芸用ハウスでは、被覆資材の破損や

パイプの曲がりなどにとどまらず、強度の弱いハウスが倒壊することも想定をされます。被災しましたハウスでは、栽培されているナスやピーマン、トマトなどに、先ほど申しました露地作物と同様の被害が発生することが考えられます。

○6番（田中徹君） では、今後の台風の大型化への備えとして、農業用ハウスについては強度を上げるなどさまざまな対策が必要と考えますが、今後どのように取り組まれていくのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 台風などの自然災害に対する備えとしまして、強度の高いハウスを整備していくことは、被害を軽減する上でも極めて重要だと考えております。このため県の園芸用ハウス整備事業では、一般的なハウスよりも強度の高いハウスを整備する場合の補助限度額を引き上げることなどの支援をしておりますし、さらに国の事業を活用することにより、風速50メートル以上の強風にも耐えられるハウスの整備にも取り組んでおります。

また、昨年西日本を中心に大きな被害をもたらしました豪雨や台風を踏まえて創設されました、国の農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用して、本年度は筋交いなど骨材の補強や防風ネットの設置など、7つの市町村、54戸において、既存ハウスの強化対策にも取り組むこととしております。

これらの備えに加えまして、台風前の対策として、被害を受けやすい天窓や被覆資材の固定などを徹底することによりまして被害を最小限に抑えるとともに、万一被災した場合の備えとして、園芸施設共済や収入保険制度への加入を促進するなど、関係機関とも連携し、自然災害に強い産地づくりに取り組んでまいります。

○6番（田中徹君） また、今回畜産においても、畜舎の倒壊や長期停電による断水や生乳の廃棄、また熱射病などによる乳牛や鶏の死亡など、

大きな被害が発生をしています。特に、今回は停電が長期にわたったことで被害が拡大したと考えられますが、停電による被害は非常用電源を確保することなどによって、一定防ぐこともできたのではないかと考えます。

そこで、本県の畜産において、停電に対する備えとして現在どのような対策がとられているのか、農業振興部長にお伺いします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 畜産の中でも特に酪農につきましても、生乳の冷却保管や搾乳機械の稼働、暑さに弱い乳牛への送風など、他の家畜と比べて生産物の衛生管理と飼養管理に多くの電力を必要としておりますことから、停電に対する備えが非常に重要だというふうに考えております。

これまでに、県内の酪農家59戸のうち13戸が既に発電機の導入により非常用電源を確保しておりますし、今年度は国の事業を活用し5戸が導入予定であり、頭数ベースで言いますと5割以上が対応済みとなっております。なお、未導入の酪農家につきましても、台風の接近前に発電機をレンタルすることなどで対応しているというふうにお聞きしております。

○**6番（田中徹君）** では、今後長期にわたることも想定しての停電に対してどのような対策を行っているのか、農業振興部長にお伺いします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 今回の千葉県のように、結果として乳牛の死亡などといった大きな被害となったことを考えますと、本県においても長期停電の対策が必要であるというふうに考えております。

今後は、引き続き酪農家における非常用電源の整備を進めますとともに、千葉県の被害事例やその原因の分析、課題などを踏まえて検討してまいります。また、その上で必要があれば、国に対しても提言を行っていきたいというふう

に考えております。

○**6番（田中徹君）** また、今回被害に遭われた方々にお伺いしますと、もともと災害が少ない地域でこれまで災害について深く考えたことがない、また自主防災組織もなく訓練などしたことがないというお話でしたので、強風や長期停電に対する備えは十分ではなかったと私は感じました。

また、ある方からは、今回の台風被害での教訓を高知県のみならず、ぜひ全国に発信してもらいたいというお言葉もいただきました。本県でも南海トラフ地震対策と並行して、さまざまな風水害に対しての備えもさらに強化していかなければならないと改めて強く感じているところです。そして、今回の千葉県での台風被害や長期停電の教訓を生かし、県民の皆様が風水害に対する意識を変える取り組みも必要だと感じています。

そこで、停電が発生した際の備えとして何点かお伺いしたいと思います。まず、医療的ケアの必要な方への対策について現在どのようなになっているのか、これに関しましては、午前中に上田周五議員の質問もございましたので少し重複するところもあろうかと思いますが、健康政策部長にお伺いします。

○**健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 停電が発生した場合に医療的ケアが必要な方への対策については、上田周五議員の質問にお答えしましたように、平成28年3月に高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを策定し、御本人や御家族、また関係者が行う平常時及び発災時の対策をお示ししております。

停電という点で申しますと具体的には、人工呼吸器については、停電時の電源確保として外部バッテリーや発電機の準備、緊急時に使用する手動式呼吸器アンビューバッグの用意や各機器の使用の確認と平時からの使用訓練など

を記載しております。また、在宅酸素療法については、御本人、御家族には停電時の携帯用酸素ポンベの準備や切りかえ方法の確認など、酸素ポンベを取り扱う医療機器取扱業者等には患者の安否確認や酸素ポンベの供給対応等を記載しております。

なお、今般の千葉での停電の長期化を踏まえて、再度マニュアルの内容を確認の上、その徹底を図ってまいります。

○6番（田中徹君） また、この分野につきましては、地域福祉部にも関係すると思いますので、地域福祉部長にもお伺いをします。

○地域福祉部長（福留利也君） 先ほど、健康政策部長が申しあげました人工呼吸器や在宅酸素療法のほか、医療的ケアには、たんを自力で排出できない方に機器を使って行うたんの吸引などがございます。たんの吸引については、電動式の機器を使用する方もおられ、高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルでは、停電時の手動式吸引器等によるたん吸引について記載をしております。

今般の千葉での停電の長期化を踏まえ、健康政策部と連携をしまして、マニュアルの内容の確認をいたしますとともに、停電時の対策について徹底を図ってまいります。

○6番（田中徹君） また、特に長期の停電を想定するならば、まずは電力の確保という意味で、非常用電源として発電機等の購入に対しての助成制度も必要だと考えますが、県内では既に制度化している自治体もあれば、していない自治体もあるとお聞きしています。

そこで、この購入費に対する助成制度も含め、今後長期停電に対して県としてどのような支援が考えられるのか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（福留利也君） 人工呼吸器などに使用できる発電機につきましては、難病の方

も含めて、障害者総合支援法の日常生活用具として市町村が給付することができるようになっております。現在、発電機を給付対象の種目として定めているのは11市町村となっております。このため災害時の具体的な対応策として、全ての市町村において発電機を対象種目にしていただくよう働きかけてまいります。

また、今回の千葉県における長期停電のような事態が起こった場合には、個人用の発電機では長時間の対応ができないことから、医療機関などの電源と医療ケアが確保できる場所に避難することが必要となります。このため長期停電に備えて、先ほど申しあげましたマニュアルの内容の確認を行う際に、医療的ケアが必要な方の早期避難のあり方についても検討を行ってまいりたいと考えております。

○6番（田中徹君） また、今回長期停電する地域を視察する中で感じたことは、報道でもありましたように、隠れ断水と言われる、停電のために地下水をくみ上げることができず、水が使用できず困っている家庭が多かったことです。また、下水道が布設されておらず、浄化槽による処理をしている家庭も多く、浄化槽が満水の状態であふれ出す状況も見受けられました。本県でも、長期停電になれば同じようなことが想定されますが、このことは一定の知識があれば回避できると考えています。

そこで、同じようなことが想定される地域では、長期停電に対する備えとして浄化槽の災害時の対応についての周知、啓発が必要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 多くの浄化槽では自然流下により排水されるため、長期停電時におきましても浄化槽から汚水があふれ出ることはございません。一方で、自然流下による排水が困難な場合には、電動の放流ポンプを使用している浄化槽もございます。そうした浄化槽では

停電時に放流ができなくなり、汚水があふれ出すおそれがあるため、使用を控える必要がございます。

このように、電動の放流ポンプの使用の有無によって対応が異なるために、事前に設置者がポンプの有無を把握するとともに、停電時の使用の留意点について周知を図ることが重要です。そのため、一般財団法人高知県環境検査センターが行う法定検査の結果を通知する際に、留意事項として設置者に周知を図るほか、設置者と接する機会が多い保守点検業者にも協力を依頼し、定期的な保守点検の機会を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

**○6番（田中徹君）** また、今回の視察を通じて、長期にわたる停電や南海トラフ地震への備えとして備蓄する食料は、現在広報している3日分では少ないのではないかと感じています。

まだ3日分も備蓄できていないかもしれませんが、県民の皆様への意識の変化を促す意味も込めて、次期南海トラフ地震で長期浸水が想定される地域などについては、5日分や1週間というように、もう少し期間を延長した広報や啓発をするべきではないかと考えますが、食料備蓄に関して危機管理部長の御所見をお伺いします。

**○危機管理部長（堀田幸雄君）** 県では、県民の皆様へ、家庭での水や食料の備蓄について3日以上、可能であれば1週間分以上実施していただくよう啓発を行っております。しかしながら、昨年実施した県民意識調査では、3日以上備蓄している方は約2割、7日以上の方は約3%という状況でした。

そのため、備蓄の重要性の啓発を強化するとともに、取り組みやすい備蓄方法として、ふだんから利用するインスタント食品などを多目に購入し、使った分だけ買い足すローリングストックの普及も進めていきたいと考えています。そ

の上で、高知市の長期浸水地域においては、救出までに一定の時間が必要となりますことから、今年度高知市が策定する救助救出計画を踏まえ、必要な備蓄のあり方を市と協議していきたいと思っております。

**○6番（田中徹君）** そして、何より今回の停電が長期にわたった要因として、強風による倒木や電柱の倒壊などの被害が広範囲に及んだことや、携帯電話など通信網が途絶され情報が十分に共有できなかったことが考えられます。本県でも同じような被害が発生した際には、速やかに停電からの復旧が行えるよう、事前の準備が必要と考えます。

そこで、私も報道で知ったわけですが、昨年9月に発生した台風21号の際に和歌山県内で広範囲にわたる停電が発生し、倒木等の影響により停電復旧作業に時間を要した結果、停電が長期化したことを受け、本年4月に関西電力と和歌山県は、災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定を締結しているようです。

そこでまず、この協定の内容はどのようなものなのか、危機管理部長にお伺いします。

**○危機管理部長（堀田幸雄君）** お話のありました協定内容の特徴としましては、大きく2点ございます。1点目は、和歌山県内で広範囲の長時間停電が発生した場合に、関西電力からの要請に基づき、県が停電の復旧作業に支障となる倒木や土砂などの障害物の除去を支援するというもの。2点目は、倒壊した電柱が県管理道路の復旧を妨げている場合に、関西電力が安全確認を行った上で、県が倒壊した電柱などを除去することも可能とするものと承知をさせていただきます。

**○6番（田中徹君）** ここで、知事にお伺いしたいと思います。先ほど、危機管理部長から御説明をいただいた内容であれば、日ごろからの電力会社との連携を深める意味でも早期にこ

のような協定を四国電力と結べないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 停電が発生した場合の復旧のための取り組みは、一義的には電力会社の皆様方に取り組んでいただかなければならないわけでありまして。しかしながら、例えば大規模な停電が発生した場合でありますとか、もしくは大規模な災害が発生していて、結果としてさまざまに復旧作業に妨げが生じ得る場合などを考えましたとき、やはり応急対応のために、県との間で緊密に連携して取り組みを進めていくということが大事にならうかと、そういうふうに思います。

他県の例も参考にさせていただきながら、四国電力さんとの間で協定を結ぶことにつきまして、ぜひ前向きに検討させていただきたいと、そのように思います。

○6番（田中徹君） 非常に前向きな御答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

私、昨晚のテレビで知ったわけなんですけれども、この和歌山県と関西電力の協定の中には、実は通信網のNTTさんとの関係も含まれているようですので、ぜひ高知県にとってよりよい協定になるように、前向きに取り組んでいただきたいというふうに申し上げておきます。

知事、お答えいただけますか。

○知事（尾崎正直君） できるだけ早期に協定が締結できますように、まずは事務レベルでの協議を迅速に始めたいと思ひます。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

この項最後に、知事にお伺ひしたいと思ひます。冒頭でも述べましたように、知事就任以来、東日本大震災を初め、全国各地で発生する多くの自然災害を目の当たりにして、その都度教訓を対策に生かしてこられました。南海トラフ地震対策も含め、今後の本県の自然災害への対策

はどうあるべきなのか、知事のお考えを県民の皆様へのメッセージも込めてお願ひしたいと思ひます。

○知事（尾崎正直君） この自然災害への対策をどう進めていくかということについては、大きく言って5つあるだろうと、そのように思ひています。

まず第1に、最悪に備える、これが大原則だと思ひています。できることをできるだけやろうではなくて、あくまでも最悪に備えてやるべきことをやると、そういう視点が必要だろうと、そのように考へておひります。実際、本県の南海トラフ地震対策は、L2レベルのものが起こったときにもどうするかということをも想定しての対策を進めているわけでありまして。なかなか全て一遍にできないことはあるだろうと思ひますけれども、あくまでも最悪に備えるということをも視野に入れておくと、これが大事だろうと思ひておひります。

2点目が、やはりあらかじめ備えるということが極めて大事と、事前防災という観点を徹底していくことが大事だろうと思ひています。これによって多くの命を守れる、財産も守れるわけでありまして。さらに言えば、事前防災を徹底することによって、後に起こり得るであろうさまざまな復旧・復興のための、例えば財政負担なんかも大幅に軽減できるとか、そういうことがあり得るだろうと思ひています。

3点目でありましてけれども、ぜひ包括的なアプローチが必要だと、そういうふうに考へています。この予防の段階、発災直後の段階、応急期の段階、復旧期の段階、復興期の段階、それぞれにおいて何が起こるのかということをも想定して対策を考へるとすることが大事と思ひています。これは一部分だけ対応をとりましても、例えば発災直後の対策だけとっていても応急期の対策をしっかりとっていなければ、恐らく半

日ぐらい命を長らえられたかもしれないけれども、応急期の段階でつまずいてしまうとか、そういうことが起こり得るということだろうと思っています。あらゆる事態というのを想定して考え抜いて、想像し抜いて、包括的なアプローチとなるように徹底していくことが大事だと思っています。

そして、4点目でありますけれども、自助、共助、公助、この役割分担をあらかじめ決めておくということが非常に大事だろうと思っています。公助としてできる限りのことを徹底するわけでありましてけれども、自助、共助も徹底していただかなければなりません。このことは、勇気を持って県民の皆様方をお願いをしていかなければならぬだろうと、そういうふうになっています。

そして、最後でありますけれども、この防災対策、自然災害への対策についてもPDC Aサイクルをしっかりと回していくことが大事だろうと思います。数値目標も定めて対応していくことが大事と、本県の南海トラフ地震対策も想定死者数についてコンピューターシミュレーションをしながら、想定死者数をどれだけ減らせていけているかを常に念頭に置いて対策を進めていますけれども、こういうことが大事だろうと思っています。

そして、このPDC Aサイクルを回すときには、チェック・アクションの部分で、ほかの地域で起こった災害の教訓を生かす、このことも非常に大事だろうと思っています。南海トラフ地震対策を進める上で、熊本地震で起こったことを我々大いに学ばさせていただいて、対策強化につなげさせていただきました。こういうことも大事なかと、そのように思わせていただいています。

○6番(田中徹君) どうも、大変力強いメッセージをいただきました。ありがとうございました。

次に、国際的な取り組みについて何点かお伺いをします。

初めに、INAPの取り組みについてです。私は、先月青島にて開催されましたINAPの総会に初めて出席をさせていただきました。青島への訪問も初めてでしたので、青島港のスケールの大きさに驚くと同時に、全て無人で行われるオペレーションを見学させていただいたときには、無言で見入ってしまいました。また、さまざまなセレモニーなどを通じて、各国から参加された港関係者の方々とお話をさせていただくことによって、本県が事務局を務める意義、また将来にわたる大きな可能性を感じることができました。そして総会では、今回の訪問団の団長である村田土木部長が、大変流暢な英語でスピーチをされました。そのスピーチされる部長を拝見し、とても誇らしく、また頼もしく感じたところでした。

そこでまず、今回の青島でのINAP総会並びに経済ミッションに参加されてどのようなことを感じられたのか、土木部長にお伺いします。

○土木部長(村田重雄君) INAPは、1998年に青島港、高知港を含む5カ国、5港により設立されました国際的な友好港ネットワークでございます。その後、会員港は着実にふえてきており、現在7カ国、10港になっております。

INAPでは年1回持ち回りで会議を開催しており、今回は中国・青島港での開催となりました。総会とともにシンポジウムや視察を実施し、情報交換や交流を行ったところです。また、INAP会議に合わせまして、工業、食品、林業などの分野における個別商談や、県内企業の技術に関するプレゼンテーションなどの経済ミッションを実施し、輸出入のきっかけをつかむ機会を創出したところです。

今回、INAPを開催しました青島港は、コンテナ取扱量が世界第8位を誇る大変大きな港

でありまして、アジア初のコンテナターミナルの全自動化に中国政府、山東省挙げて取り組んでいるなど、実際に自分の目で拝見すると、そのスケールの大きさと先進性を驚きを持って実感させていただいたところです。また、I N A P 会員港の中には、青島港のみならずコロンボ港やタンジュンペラ港など、世界有数の港として大きく発展した港もございます。

その中で、高知港が事務局として、会員港と I N A P 発足以来21年の長きにわたり国際的なネットワークを維持・拡大し続けていることは、本県にとって大きな財産だと改めて感じたところです。

○6番（田中徹君） 先ほど部長答弁にもありましたが、本県が事務局であるこの I N A P の取り組みは、今後の大きな可能性も感じますし、このような国際的なネットワークは大変意義深いと考えます。

そこで、今後 I N A P をどのように発展させ、本県と海外とのつながりを深め広げていくのか、今後の展望について土木部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） I N A P では、会員港間の情報交換や交流にとどまらず、近年では開催国訪問に合わせまして、県内企業のビジネスの拡大を図るため、商談会や防災セミナーの開催、現地企業の訪問などの取り組みを積極的に行ってまいりました。こうした取り組みは、県内企業にとって輸出入の端緒をつかむよい機会となっていると考えております。

今後の展望といたしまして、引き続き商談会や防災セミナーの開催、現地企業の訪問などを通じ、開催国との経済的な交流を深めるとともに、I N A P の会員港をふやすなどネットワークをより一層拡大し、輸出入の機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

次に、高知龍馬空港の国際化に向けた取り組

みについてお伺いします。先月12日、第5回目となる高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議が開催されました。今回の検討会議では基本構想案の中間報告が行われ、アクションプランの目標である国際チャーター便の年間100往復の運航に伴う県内への経済波及効果は年間8.3億円、また新ターミナルビルの整備費用は概算で42億円程度と公表されています。ビルの整備とともに、やはり令和3年度の国際チャーター便100往復の実現ということに注目せざるを得ません。

そこで、国際チャーター便の年間100往復の実現に向けてどのような取り組みが行われているのか、これまでの取り組みも含め、観光振興部長にお伺いします。

○観光振興部長（吉村大君） 国際チャーター便につきましても、主に本県への旅行者の割合が多い台湾、香港、中国、韓国をターゲットに誘致活動を行っています。この活動に当たっては、各重点市場に設置しています海外セールス拠点などから情報を得まして、現地の航空会社や旅行会社を訪問して、トップの方などに直接本県観光の魅力をPRし、チャーター便の就航を強く要請してまいりました。

この過程で幾つかの航空会社からは、新たな機材の導入や新規路線の開拓の時期といった、チャーター便の誘致に有益な情報を得ることができましたし、本県を周遊する旅行商品の造成に意欲を示す旅行会社も把握できました。

今後は、こうした旅行会社などを対象に、本県に招いて魅力を実感していただく視察ツアーや、県内の宿泊事業者などとともに現地で開催する情報交換会などを通じまして、相互の交流と理解も深めながら、誘致活動の成果につなげてまいりたいと考えています。

こうした一連の取り組みを高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備に連動させながら、年間

100往復のチャーター便の実現につなげてまいります。

○6番（田中徹君） また、空港施設の機能強化に関する基本方針として、令和3年度の国際チャーター便100往復を目指し、その成果も生かした国際定期便の誘致となっています。先ほど、観光振興部長にお伺いしましたように、国際チャーター便については、海外の航空会社や旅行商品を造成する旅行会社へのセールス、また受け入れ環境の充実などで実現するものと思いますが、その先の定期便の就航となれば、航空会社などへのさらなるセールスが必要になってきます。

そこで、時期尚早かもしれませんが、国際定期便の就航に向けて現在どのような取り組みが行われているのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 国際チャーター便の100往復の運航を積み重ねる中で、航空会社からの評価を高めることが定期便の就航につながるものと認識をしております。そのため、観光振興部と連携し、海外の航空会社などへのセールス活動や、国際チャーター便の就航時には、国内航空会社の受け入れスタッフの確保、出入国審査業務を行う国の機関との調整などを行っているところでございます。

さらに、平成30年度に立ち上げました高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議による基本構想の協議の中で、国際定期便の受け入れ機能を備えた新たなターミナルビルについて議論がなされているところでございます。

○6番（田中徹君） 今回INAP、そしてまた空港を含めた航路の話をさせていただきましたのも、国際的な取り組みは、経済的な交流を初め、人的交流や輸出に関することなど多岐にわたる分野で行われています。

そこで提案ですが、今後の海外とのネットワー

クの進展を見据え、県として国際的な取り組みを統括できる部署が必要ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） この国際的な取り組みを組織としてどう行っていくかということについてですけれども、私として思いますのは、今後の県庁組織のあり方については新知事が皆様とともにお決めになるということになるんでしょうが、聞いていただきましたんでお答えをさせていただくわけでありまして。国際的な取り組みを統括する部署及び今後は多分デジタルの分野もそうだろうと思うんですが、そういう部署というのは全ての部が持つべきだろうと、これからにおいてはそういう時代だろうと思っています。

例えば、デジタルマーケティングとか言ったりしますけれども、地産外商を行う部は全て、水産振興部だろうが農業振興部だろうが、やはりデジタルを使ったマーケティングというのを今後考えていくことになるだろうと。輸出ということ考えたときに、やっぱり全ての部がその輸出ということに取り組むと、それが当たり前だという形になっていくことになるんじゃないかと、そういうふうに思っています。

ですから、1つには、それぞれの部局において当たり前のように国際対応できるような体制をつくっていくということが非常に重要。ただあわせて、言われましたような統括機能というものも非常に重要だろうと思っています。国際的な輸出をする、そして観光につなげる、そもそもそういう交流を行っていくためにも地ならしといいますか、いわゆる一般的な外交的交流を行っていく、それをスタートとする、例えばそういうことも必要になってくるわけですね。

ですから、各部が持つておるわけですが、あわせて統括機能というのを強化する必要がある、これは例えば国際戦略統括本部とかい

う形で体制をとって、例えば、中山間対策なんかそうなんですけれども、そういう形で行っていくということも考えられますでしょうし、またさらには国際部というものをつくって行っていくということも考えられようかと思えます。ただ、恐らく国際部とかいうものをつくってしまうと、国際的なことは国際部だけがやるということになってしまうんじゃないか、そういうことをちょっと懸念するところでもあります。ですから、私は今の段階では、各部がそれぞれそういう国際機能を持っていて、それを横の連携を図るための統括機能としての統括本部みたいなものを置くと、例えばそういうやり方がいいのではないかと、そういうふうに思わせていただいています。

○6番（田中徹君） まさに私もそのような考えを持っておりまして、本当にもう広範囲にわたってきますので、どこかが窓口になって一本化できれば、統括できれば、全てつながっていくというような、そんな組織ができたらいいのになというふうに考えております。ぜひ、県庁職員の皆様方に考えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、この項最後に、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の会長でもあられます副知事にお伺いします。来年2月ごろには第6回目の検討会議が開催され、基本構想の承認が行われる予定となっておりますが、現在の進捗を踏まえ、新ターミナルビルの建設着工や完成、また開業といった今後のスケジュールについてどのように想定されているのか、副知事にお伺いします。

○副知事（岩城孝章君） 先月の12日に、私が会長を務めております龍馬空港の検討会議を開催させていただきました。その中で、基本構想の中間報告をさせていただきました。これによって、施設の全体的な概要というのはだんだんわ

かってきたかなということで、今後は関係者の皆さん方とちょっと細部を詰めまして、可能であれば、令和2年度の当初予算に設計予算を計上させていただきたいというふうに思っております。

この予算をお認めいただいた場合に、基本設計、実施設計を2年度に行って、3年度に建設に着手をし、令和4年度、早い段階で供用開始ができればなというふうに考えております。

○6番（田中徹君） 大変詳しく御答弁いただきましてありがとうございました。私も地元でありますし、この国際化というものに対して大変期待をしているものでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後の項として、高齢の方々への支援や対策についてお伺いをします。

ここで、質問に入ります前に、本年4月の県議会議員選挙を通じて、私自身が有権者の方々からお聞きしたことを少し紹介させていただきます。まず、南国市の南部にお住まいの女性の方ですが、バス停まで歩いて行くととなると遠く、結局病院までタクシーで通い、毎回5,000円ほどかかっているというお話でした。また、別の方は南国市北部にお住まいの女性で、買い物に行くにも隣の香美市まで行かないといけないし、こんな陸の孤島のようなところでは住めない、もうすぐ県外にいる娘のところ引っ越すとのお話でありました。

このお二人からお聞きしたことは今でも鮮明に覚えていますし、私自身とてもショックを受けました。特に、後段でお話をした市北部にお住まいの方は北部といっても平野部ですし、それほど移動手段に困っている地域とは私は考えておりませんでした。このお二人のそれぞれのお話は、改めて買い物や病院への移動手段の確保について考えさせられる内容でありました。

そこでまず、近年の高齢者の運転免許の自主

返納の状況について警察本部長にお伺いをします。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 高齢者で運転免許証を自主返納された方は、過去5年間を見ると増加傾向で推移しておりまして、平成26年は1,262人の方が返納されていたのに対しまして、平成30年には2,200人の方が返納されておりまして、約1.7倍にふえている状況であります。

しかしながら、高齢運転者人口に対する割合で見ますと1.57%と必ずしも高いとは言えず、その要因といたしましては、今議員のお話にもありましたけれども、本県では公共交通機関の利便性に難があり、返納後の移動手段の確保に高齢者の方が不安を抱いているからではないかと考えます。

○6番（田中徹君） 私は、昨年2月定例会において、高齢者の交通事故防止の取り組みとして、自主返納に向けてどのように取り組まれていくのかという質問をさせていただいています。

まず、平成30年中の県内の高齢者の交通事故の状況について警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 昨年、県内における高齢者の絡む人身交通事故ですけれども、691件発生しておりまして、18人の方が亡くなられ、440人の方がけがをしております。特に、この18人ですけれども、全体の交通死亡事故者が29人ですが、その62.1%を高齢者の方が占めているという状況でありまして、さらに75歳以上の死者は11人で、これは高齢者の死者全体の61.1%を占めているという状況であります。また、歩行中の高齢者の死者は9人で、高齢者の全死者18人の50%を占めておりますが、うち5人は道路横断中に犠牲となっており、8人は薄暮から夜間にかけて亡くなっているという状況であります。全死者に占める高齢者の死者の割合は、全国ワースト15位という状況であります。

また、高齢者の事故ですけれども、これは高齢者がドライバーあるいは高齢者の自転車乗車中、それから歩行者、いずれにつきましても一般の方と比べると高齢者の側に交通違反が認められるというのが特徴であります。

○6番（田中徹君） ありがとうございます。

改めてお伺いいたしますが、この自主返納も含め、今後交通事故から高齢者を守るためにどのように取り組まれていくのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 歩行中や自転車乗車中の高齢者の事故防止対策として、加齢に伴う身体機能の変化が歩行や自転車運転等の行動に及ぼす影響を理解していただくために、歩行者シミュレーターなどの各種機材を活用した交通安全教育を実施したり、先ほど申し上げましたとおり、高齢者の被害者にはみずから交通違反が認められるケースも多いことから、運転免許の有無にかかわらず、幅広く高齢者に交通ルールの遵守など交通安全意識を醸成するための交通安全教育や広報啓発活動を推進するほか、夜間に被害に遭うケースも多いことから、ドライバーからの視認性を高めるため、明るい色の服の着用であるとか、反射材の着用の普及促進を図ってまいります。

また、高齢ドライバーによる交通事故防止対策といたしましては、高齢者講習等を通じてきめ細やかな指導を行うとともに、運転に不安を感じられる高齢者に対する運転免許の自主返納を勧奨するとともに、地域公共交通網の形成に向けた関係機関・団体への働きかけなど、運転免許証を返納しやすい環境整備に取り組むほか、安全運転サポート車や誤発進防止装置の普及促進も図ってまいります。

こうした取り組みにつきましては、高齢者本人に対する教育や指導だけでなく、家族間で話し合ってもらうことも重要であると考えており

ますので、高齢者の家族の方に対する助言や指導といったものも推進してまいりたいと考えております。

○6番（田中徹君） どうもありがとうございます。

先ほど、警察本部長への2つ目の問いに対して、本部長からさまざまな公共交通の事情からという話もございました。本県では、買い物や通院などの移動手段の確保が喫緊の課題となっています。私の地元南国市においても、昨日よりコミュニティーバス、NACOバスの運行が開始をされたところです。新たな移動手段の確保に向けて全力で取り組まれていることは重々承知しておりますが、さきに述べましたように、バス停まで歩くことができず、依然としてタクシーなどを移動手段として利用している方がいらっしゃるのも事実です。

空白地を完全になくすことが難しいことは承知しておりますが、例えば買い物に関して移動販売車の経路をふやすことなど、まだまだできることがあると考えます。これまでも県として、市町村に対してさまざまな支援を行ってこられました。今後は市町村の意識を変えるような、地域に踏み込んだ対策や支援が必要ではないかと考えます。

そこで、移動手段の確保策として今後県として市町村に対してどのような支援が考えられるのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 昨年度、県では全市町村を対象に移動手段や生活用品の確保に関する実態調査を実施し、個別にヒアリングをする中で、地域の実態を改めて確認するとともに、新たな取り組みの検討や見直しの必要性なども提案してまいりました。

今後は、実態調査の結果を踏まえまして、市町村が新たな移動手段等の仕組みづくりを検討される際には、県としましても構想段階からか

かわり、財政支援も含めたさまざまな支援を引き続き行ってまいります。

あわせて、買い物弱者対策につきましては、今年度関係市町村と立ち上げました、中山間地域における移動販売に関する研究会において、移動販売事業の現状を知り、その継続に向けて今後行政としてどのような支援ができるのかについて、引き続き検討してまいります。

○6番（田中徹君） よく知事が官民協働という言葉をおっしゃられますけれども、やはりもうこれからの時代、民間の方々にも本当に力を入れていただけて助けていただきながら、さまざまな課題にも対処していかなければならないときに来ているんだと思います。そういった意味で、先ほど御答弁もありましたけれども、市町村政との連携・協調をとっていただきまして、移動手段の確保に努めていただきたいというふうに考えております。

最後に、質問は終わりましたが、尾崎知事にお伝えしたいことがございます。ある県庁の幹部職員の方とお話をしたときのことです。その幹部の方からは、尾崎知事だからお仕えをさせていただいた、もう少し尾崎知事に仕えさせていたかったかというお話がございました。まさにこの尾崎県政12年の評価と申しますか、成果ではないだろうかというふうに考えております。

尾崎知事におかれましては、お体に御留意されまして——心から感謝を申し上げて、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 以上をもって、田中徹君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時32分休憩



午後3時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土居央君の持ち時間は50分です。

7番土居央君。

○7番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。尾崎知事の最後の県議会に、議員として質問の機会をいただきましたこと、大変ありがたく、うれしく思っております。早速、質問に入らせていただきます。

今、全世界で若者を中心に、地球温暖化対策など環境問題への意識がかつてない高まりを見せております。先月20日には、世界の指導者が集う国連本部で開かれた気候行動サミットに合わせ、環境少女こと16歳のグレタ・トゥンベリさんを中心に、世界150カ国以上で数百万人が一斉抗議行動を行ったことは記憶に新しいところです。

私自身は、学校ボイコットなどのような手法や時折見せる過激な発言など、一部には共感できないところもございますけれども、世界中の若者が呼応し一斉行動を巻き起こした背景には、経済成長を追求する一方で、なかなか成果を上げられない各国の環境対策への怒りと、若者が活躍すべき未来への危機感があることは理解するところでございます。

そこでまず、知事は、こうした若者の環境問題への意識の高まりと世界的な抗議行動についてお感じになられたところもあったと思いますが、政治としてどう対応するべきと考えられるのか、お聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） まず、地球温暖化によって最も影響を受ける方々、すなわち若者たちが立ち上がったこと、そして世界規模の課題に対

して世界規模のネットワークができたこと、そしてそのネットワークが世界の指導者に対して直接働きかけたこと、そして世論に訴えたこと、このことは大変画期的であったと、そのように思っています。

地球温暖化、この地球環境問題に対して、いわゆる真の危機感というものが人類共通の課題として共有され始めた、そういうときが来たのかなということをつくづく感じたところでありました。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

今回は地球環境問題ということが一つのきっかけになったわけでありますけれども、今AIとか移動通信技術の進歩によりインターネットとかSNSなどは格段に進化を遂げまして、世界は結びつきやすくなり、また世界中で価値観の共有も図られやすくなりました。若者を中心に新しい価値観が次々生まれて、かつ急速にオープンになります。さらに、これからは5Gの時代がやってまいります。政治も世界レベルの変化の早さや新たな価値観の創出に適切かつ柔軟に対応していくことが、さらなる成長と成熟には大事なんだろうと感じるところでございます。

そこで、こうした世界的な環境意識の高まりの中で、国連が進めるSDGsの取り組みにも官民間問わず関心が高まっています。今議会でも西森議員、金岡議員も取り上げましたので詳細な説明は省きますけれども、端的に言えば、将来にわたり人間が持続可能な発展をしていくための2030年までの国際目標です。SDGsは、貧困や飢餓や環境問題、経済成長やジェンダーの平等まで幅広い課題が網羅されており、豊かさを追求しながら地球環境を守るため、17のゴールと169のターゲットが設定をされています。

日本政府も総理大臣を本部長として、全ての国務大臣がメンバーとなるSDGs推進本部を設置し、そこで決定されたアクションプランを

もとに取り組みを進めています。現指針でありますSDGsアクションプラン2019の骨子は3つ、1つが、SDGsと連動するSociety5.0の推進、2つ目が、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、3つ目が、SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント。この3つが掲げられていますが、具体的な内容も含め、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略や産業振興計画、健康長寿県構想などの目指す方向性とほぼ同じであります。

このように、今全世界が持続可能性の重要性に注目し、SDGsを追求する活動を推進している中で、本県はさまざまな課題を克服して持続可能な地域づくりに挑戦してきた課題解決先進県として、持続可能な社会づくりをリードしていくべき立場にあるのではないかと感じています。また、本県が産業振興計画の今後10年、20年を見据えた場合、インバウンド観光や輸出の拡大など、世界を相手に地産外商を拡大していく上では、世界的な価値観を尊重する姿勢は非常に大事になってくるのではないかと考えます。

そこで、本県では、来年度に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略と高知県産業振興計画が同じタイミングでバージョンアップをされることとなります。これらの計画に持続可能な開発目標、SDGsを追求する視点を、より明確に盛り込んでいくべきではないかと考えますが、知事の見解をお聞きします。

○知事（尾崎正直君） 地球環境問題など、いわゆる持続可能性というものが大変大きな課題になっている中において、先ほど申し上げたように、若者たちが声を上げて世界的に危機感が共有されようとしている中において、やはり世界的規模の問題として人類皆が取り組まなければならない課題ということになるのだろうと思

ます。だからこそ、例えば高知県においても、県も取り組まなければならない、また県民の皆様方も取り組まれることとなるように、ぜひそういうことが進んでいければと思います。だから、県もその先駆けとしての仕事をしていくことも大事だろうと、そのように思う次第です。

実際、まち・ひと・しごと創生総合戦略のそれぞれの取り組み、これを大きく柱に分けると4つの基本目標を持っているわけでありまして。この基本目標の1、例えば地産外商により安定した雇用を創出するという目標は、持続可能な開発目標のうち、経済成長と雇用、産業化やイノベーション、こういう目標に合致することとなります。実際、この基本目標4つ全てを羅列しますと、SDGsの目標全てを網羅することになるわけでありまして、そういう意味におきまして、やはり我々としてこの総合戦略を進めていくに当たって、このSDGsの取り組みというものをしっかり意識していくことが非常に重要であろうかと、そういうふうな思ったところでありまして。

先ほど申し上げたように、基本目標とSDGsを対比させていくような仕事というのは実はこれまでもしてきて、総合戦略の見直しに当たって、参考値としてそういう表も掲載させていただいたりしたところでありましたけれども、今後、より個々の施策についてSDGsのどこに該当するかということをお知らせすることなんかも考えていかなければならないかなど、そういうふうな思っています。そうすることで、一つ一つの仕事をしていくときに、この持続可能な開発目標のこれに該当するんですよということをお伝えしていく、官民協働で進めていきたいと思いますし、また県民の皆様方への啓発ということにも、また民間の皆様方の新たなお取

り組みということにもつなげていくことができればなど、そのように思う次第であります。

○7番（土居央君） ありがとうございます。SDGsの見える化といったことだろうと思えますけれども、すばらしい取り組みではないかと思えます。

私は、産業振興計画だけでなく健康長寿県構想などについても、課題解決先進県の取り組みとして国内のモデルとなるようなすべからぬ実績を積み重ねてきているものと思えますし、持続可能な経済社会づくりにつながるものと考えます。こういった取り組みをSDGsと関連づけて国や世界へ発信するために、内閣府において平成30年度から実施されているSDGs未来都市や自治体SDGsモデル事業などへの選定も、市町村と連携しながら目指してはどうかと考えます。このことにつきましては、意見、要請とさせていただきます。

次に、SDGsと産業振興にかかわる具体的な環境問題として、プラスチックごみと食品ロスの問題につきまして、順次お聞きしたいと思います。

まず、プラスチックごみ、以下プラごみと略して言わせていただきたいと思います。このプラごみによる環境汚染が世界各地で問題化していることを背景として、ことし5月ごみの輸出入を規制する国際条約、バーゼル条約の改正案が可決をされました。これは日本が共同提案国となっております。締結国は、ごみの発生を最小限に抑え、できるだけ国内で処分するよう求められます。2021年の発効を見据えて、改めて国内のリサイクル体制や削減策の強化が必要とされることとなります。

昨年、日本のプラごみを資源として大量に輸入してきた中国が輸入禁止に転じたことに加え、こうした国際条約の締結により世界各国で輸入規制が強化をされています。ことし2月の環境

省の調査によりますと、日本国内の行き場を失ったプラごみの保管量は確実に増加しており、処理業者の受け入れ制限や保管基準違反の増加など各方面への影響も出始めているほか、不法投棄の発生も懸念をされています。

県内では、一部処理料金の値上げやプラごみ保管量の若干の増加があるものの、今のところさほどの混乱はないように聞いておりますが、こうした国内外の動向を踏まえ、県内のプラごみの今後の状況予測も含め、プラスチックごみ問題に関する県の基本認識を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 県内の廃プラスチックにつきましては、その処理状況等を把握するため、本年6月に廃プラスチック類の処理実績がある産業廃棄物処理業者29社を対象にアンケート調査を実施いたしました。この調査により得られた、平成27年度から29年度までの3年間の廃プラスチック類の平均処理実績と平成30年度の実績を比較いたしましたところ、受け入れ総量につきましては若干の増加が見られておりますが、新規の受け入れについての問い合わせが増加していたり、保管量が増加していた業者は一部にとどまっております。

このことから、今のところ県内において廃プラスチックが増加して受け入れができないといったような問題は見受けられない状況にあると認識しております。プラスチックにつきましては、有用な物質である一方、海洋に流出した場合は地球規模の環境汚染による生態系や生活環境等への影響が懸念されておりますことから、県としては、今後の廃プラスチックの動向を注視していく必要があると考えております。

今後の廃プラスチック対策としては、国が本年5月に定めたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、プラスチックのリデュース等の徹底、効果的、効率的で持続可能なリサイクルなど、適

正処理のためのプラスチック資源循環体制の構築に向けて、令和3年度から5年間の計画期間とする次期高知県環境基本計画第5次計画を策定していく中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

ことし6月に開催されましたG20大阪サミットにおきましては、このプラごみ問題の中でも特に近年問題視されております海洋プラスチック対策が主要テーマの一つに挙げられ、2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにする国際的な合意形成がなされました。大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと言うそうでございます。これは、大きさ5ミリ以下という微細なマイクロプラスチックが生態系に与える悪影響への懸念が強まり、現状を放置すると2050年までに海洋プラスチックごみの総重量が魚の総重量を上回るとの世界経済フォーラムの試算が発表されたことなどが背景にあります。

日本政府は、それに合わせるように、先ほど御答弁にもありましたプラスチック資源循環戦略や海岸漂着物対策の基本方針など、海洋プラスチックごみ削減を推進する計画を打ち出し、食品容器などの使い捨てプラスチック排出量を2030年までに25%抑制することや、プラスチックにかわる素材の利用拡大、プラスチックごみの流出による海洋汚染対策など、取り組みの強化を掲げています。

本県では昨年、当時の天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、「森・川・海 かがやく未来へ 水の旅」をテーマに全国豊かな海づくり大会を主催し、関係者一同、豊かな海を育む環境保全活動への思いも新たにしたところだと思っております。

そこで、今世界的に海洋汚染対策の充実が求められ、国が対策を強化する方針を打ち出す中で、本県は海洋プラスチックごみ対策にどう取り組んでいこうと考えているのか、林業振興・

環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 本県における海洋プラスチックごみ対策につきましては、プラスチックごみ対策全般に共通するものでもございますけれども、陸域で発生したプラスチックごみが河川等を経由して海に流出、飛散することがないように、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組み、適正な廃棄物処理の徹底、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づく清掃活動の実施や県民意識の醸成などを通じて取り組んできているところでございます。

また、こうした取り組みとあわせまして、国の海岸漂着物対策の基本方針で示されておりますように、国、地方自治体、国民、NGO、事業者等の関係者が広く情報共有をしながら連携・協力をし、それぞれの主体が適切に役割分担を行うことにより、海洋プラスチックごみ対策を推進していきたいと考えております。

○7番（土居央君） これまでも3Rへの取り組みといったことは本県も全力で取り組んできたことと思います。今のこの流れを見ておりまして、その3Rの中でも特にリデュースの部分を強化していこうという国の流れがあるのではないかというふうな印象を持っております。

こうした環境政策の動きにも民間企業は敏感に反応しています。コンビニや外食産業などで、プラスチックからバイオマス素材へ、環境に配慮した包装や容器、食器を導入するなど、脱プラスチックの動きが広がっています。

そこで、本県はこうした動向をむしろチャンスと捉え、例えば本県の強みであります紙産業技術センターや県内紙産業が有する技術を生かして、プラスチックにかわる製品開発を官民挙げて推進する考えはないか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 通常のプラスチックにかわる素材としましては、お話にもありま

したように、微生物によって分解される生分解性プラスチックやトウモロコシ等を原料とするバイオマスプラスチックがあり、既に農業・土木資材や食品の容器など多くの製品が販売をされています。県内ではこうした動きを敏感に捉え、植物由来の素材を活用した製品の開発に着手している企業があり、紙産業技術センターにおいて情報収集や技術サポートを行っています。一部の企業の動きにとどまっているのが現状でございます。

そのため、今年度工業技術センターにおいて県内企業が製品化につなげやすい生分解性プラスチックの選定や性能分析等を行い、その結果を踏まえて、来年度には包装資材を取り扱う企業を中心に生分解性プラスチックの利用促進をテーマとした分科会を立ち上げることとしており、外部講師による講座の開催や参加企業による試作開発への技術指導などを行っていくこととしています。

今後、世界的な環境意識の高まりをチャンスと捉え、県内企業による生分解性プラスチックの活用等による新たな製品開発を支援してまいります。

○7番（土居央君） ありがとうございます。御答弁、大変期待をさせていただきます。環境対策は、経済規模からいけば高知県の取り組みによる効果は日本全体からすれば小さいのかもしれませんが、自然豊かな高知県として、やはりしっかりと少しでも取り組んでいかなければならない問題ではないかと思っております。

次に、食品ロスの問題でございます。

この問題も世界的な課題となっています。このため、食品ロスの削減はSDGsに掲げられますとともに、G20大阪サミットに先駆けて開催されました新潟農業大臣会合の閣僚宣言には、G20が食品ロスの削減に主導的役割を担うことが盛り込まれています。

我が国では、実は食品ロスの削減の推進に関する法律、いわゆる食品ロス削減推進法が、まさにきのう、10月1日から施行されています。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体または食品関連事業者などの責務や関係施策の基本事項を定めており、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。特に、本法は食品ロス削減の活動を多様な主体の連携を要する国民運動と位置づけておりまして、今後は原料の提供にかかわる1次産業から加工業などの2次産業、食を提供する3次産業、そして最終実需者であります消費者に至るまで幅広い分野におきまして、より具体的な取り組みが求められると思います。

県としては、これまでも一定の取り組みを推進してきたことと思いますけれども、食品ロス削減推進法の施行を踏まえた取り組みを始めなければならないと思います。推進の組織体制も含めどのように取り組んでいく考えか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 食品ロス削減推進法では、今後国が策定する基本方針を踏まえて、県は食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされております。このため国から示されたスケジュールでは、今年度中に基本方針が閣議決定されることとなっております。それが公表され次第、まずは速やかに計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

その際、食品ロス削減を効果的に推進していくためには、事業者、消費者を初め県民全体で、それぞれの立場においてこの課題に取り組む必要がございます。ですから、県の計画を作成するに当たりましては、事業者、消費者、生産者、また市町村などから成る協議の場を設け、幅広い分野にさまざまな取り組みが進みますよう考えてまいりたいと思っております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

それでは1点、今からでもできます具体的な政策を提案したいと思います。（現物を示す）皆様、このロゴマークを御存じでしょうか。こういうマークと、「食べものに、もったいないを、もういちど。」「NO-FOODLOSS PROJECT」と英語で表記されております。これは、泣いているバージョンと笑っているバージョンの2つあるそうでございますが、食品ロスの削減に国民全体で取り組んでいくために国が作り出した、食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」と言うそうでございます。

G20大阪サミット会場の各国代表团及びプレスレストランにおきまして、このマークが配置された三角柱が食品ロス削減を呼びかける啓発資材として、日本語及び英語の2カ国語版で約50個設置されたそうでございます。こうした取り組みにより、各国の代表团やプレスに日本の食の魅力を十分に味わっていただくおもてなしとともに、これらの食を余すことなく食べていただくことによる、もったいないについても発信をしたそうでございます。

このロゴは、農林水産省に申請をして承認を受ければ、簡単に企業や団体が使用することができます。本県にとりまして、食やおもてなしは大きな強みとして観光政策などの柱に位置づけられておりますが、そういう高知県だからこそ、こうした取り組みを率先垂範して官民で取り組んでいくことには大きな意義があるものと思います。

県内の関係事業者とのコンセンサスを図りながら、食品ロスの削減を訴えるこうしたロゴ、シンボルマークを有効活用する政策を推進すべきではないかと思いますが、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 食品ロスの削減ということに関しましては、やはりそ

れぞれの皆様の意識に訴えかけていく必要があるろうかと思えます。その意味でこうしたロゴマークの活用というのは、事業者、また消費者の皆様に訴えかける非常に有効なツールであろうと考えます。

今後、先ほど申し上げました食品ロス削減推進計画を策定する際には、その関係する事業者の皆様などからの御意見も伺いながら、ぜひそういうことに取り組んでまいりたいと思えます。

○7番（土居央君） もう一度、（現物を示す）こういうものでございますけれども、これは国がつくったロゴでございます。本県は、まさに特色ある食文化、また献杯、返杯など独自のおもてなし、おきやく文化が根づいた地域でございます。一方で、私は個人的に県外の方から、高知のフードロスの多さを指摘されることがございました。そういうこともありまして、高知ならではの、全国のバージョンでなくて高知バージョンみたいなものがあったら大変効果があるのではないかと、これも意見、提案とさせていただきます。

次に、観光と文化について質問をいたします。

第3期産業振興計画では、435万人観光の定着を図るため、「志国高知 幕末維新博」で磨き上げてきた歴史や食を基盤とする観光を引き続き推進するとともに、高知ならではの幅広い自然・体験型の観光基盤の強化を行うなど、国内外からの誘客につなげる取り組みを展開しています。今後も観光客数や観光総消費額を拡大させていくためには、歴史から自然、アクティビティーへと重心が移り行く中でも、これまで磨き上げてきた歴史文化観光基盤をいかに維持・持続していけるかが肝になるろうかと思えます。

県では、幕末維新博の2年間、常設の歴史文化施設や展示環境を整え、全25会場、334万人の来場者を誘客した実績をもとに、持続的に誘客

できる歴史観光の基盤が整ったことに自信を持たれていることと思いますけれども、幕末維新博終了後、高知城歴史博物館を初めとした県内歴史文化施設からは、入り込み数が減少したというお声も聞きます。

そこで、まず県内の歴史文化施設の現状の入り込み数はどうか、観光振興部長にお聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 「志国高知 幕末維新博」閉幕後のことしの2月から8月にかけての入館者数は、メイン会場、サブ会場、地域会場を合わせた25施設全体で、約87万人でございます。前年同期比では約89%となっておりますが、幕末維新博を開催する前の年の平成28年の同時期と比較しますと約110%となっておりますので、県内に歴史の観光基盤を整えてきた効果があらわれてきたものと考えています。

○7番（土居央君） 何とか幕末維新博の勢いを維持していきたいところだろうと思います。

入り込み数を持続させるには施設みずからの努力も必要だと思います。幕末維新博のメイン会場としてオープンし、維新博を牽引してきた県立の高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館について、維新博終了後その経験を生かして磨き上げなどをどのように行ってきたのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 高知城歴史博物館と坂本龍馬記念館におきましては、幕末維新博が終了した後も歴史に関心のある方だけではなく、より多くの皆様方に興味を持っていただけるように企画展の充実、展示内容の工夫に努めております。

例えば、坂本龍馬記念館では、10月5日から開催します特別展で、重要文化財に指定されております京都国立博物館所蔵の龍馬関連資料、また現存する龍馬が所持していたと言われる刀5振りの展示を行いますとともに、「刀剣乱舞

-ONLINE-」というゲームの声優による音声ガイドを作成するなどして、新たな龍馬ファンをふやす視点で特別展の充実を図っております。

また、現在高知城歴史博物館で開催をしております、国史跡の土佐藩主山内家墓所をテーマといたしました企画展では、ふだん一般公開されることのない竹林寺所蔵の徳川家康公の位牌の展示、それから3Dデータをもとにしまして、初代藩主の一豊公、それから15代の容堂公の墓石の復元模型を展示いたしますなど、多くの方に興味を持っていただけるような視点での展示を行っております。

また、こうした展示の充実を図ってまいりますため、県全域での資料の調査研究も進めていく必要があると考えておまして、本年度から高知城歴史博物館に地域歴史文化調査支援室というものを設置し、市町村の文化施設の資料調査の支援、また地域におけます人材育成の取り組みも始めているところでございます。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

この2年間の幕末維新博の大きな成果の一つといたしまして、市町村の歴史文化施設の整備が進んだことと、歴史文化行政と観光行政が密接に結びつくことができたことが挙げられると思います。今後もこの関係を一過性のものに終わらせず、どう恒常的なものにしていくのか、本県の観光を厚みのある質の高いものにしていくために不可欠な視点だと思います。

現状でも、先ほど御答弁にもありましたように、幕末維新博を契機として、観光と歴史文化の連携は一定進んできているものと思いますが、これまで築き上げてきた歴史文化施設の情報やスキル、そしてネットワークの充実を考えますと、各地域の観光政策にはまだまだ歴史文化資源が生かせる余地があり、観光と歴史文化の連携のさらなる深化を期待しているところでございます。

そこで、こうした歴史文化施設の取り組みの成果を地域観光にもフルに発揮させ、歴史観光を今後も本県の観光基盤の柱の一つとしていくために、観光部門と文化部門の関係者が事前に情報交換し協議ができる恒常的な仕組みづくり、歴史観光振興プラットフォームのような仕組みが必要ではないかと考えますが、文化生活スポーツ部長の見解をお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） これまでも幕末維新博に係る企画展等の情報共有を図りますために、文化振興課におきまして、所管する歴史系の文化施設3館との連絡会議を開催しておりました。本年度からは、この連絡会議に観光政策課も加わり、各館の入館者の動向でありますとか、自然&体験キャンペーンに係りますプロモーションの情報共有、意見交換などを始めております。

また、県内の多くの文化施設が会員となっております、こうちミュージアムネットワークとの連携も図りつつ、こうした文化と観光にかかわる関係者が協議を継続的に行うことのできる場を設けまして、本県の文化の振興と歴史観光の推進といったことの調和を図ってまいりたいと思います。

○7番（土居央君） ありがとうございます。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

では、こうした歴史文化施設の取り組みを生かして入り込みにつなげるにはプロモーションが必要となりますけれども、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」では歴史観光についてどのようなプロモーションを行っていくのか、観光振興部長にお聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 本県の歴史観光におきましては、坂本龍馬記念館の特別展示を初め、県内各地の歴史文化施設において、その土地土地のゆかりの人物にスポットを当てた秋の企画展示などが行われます。これらに加えまし

て、11月からはナイトタイムエコノミーの取り組みとして、高知城を初め県内各地の歴史文化施設や観光施設を中心に夜間イベントの開催が予定をされています。こうした歴史を中心テーマとした企画に関しましては、歴史系の文化施設3館との連絡会議で情報共有を図りながら、自然&体験キャンペーンにおいて一体的なプロモーションを行いまして、歴史文化施設への集客拡大と県内各地への誘客を図ることにしております。

本県への関心を引き寄せるための取り組みといたしまして、具体的にはインパクトの大きい坂本龍馬記念館の特別展や高知城での夜間イベントについて、全国大手の新聞や雑誌など注目度の高い媒体を通じまして露出をし、話題化を図ってまいります。また、近隣県向けにはテレビや新聞、情報誌といったメディアを通じまして、歴史観光をテーマにプロモーションを集中的に実施していくこととしています。こうした一連の取り組みにより、キャンペーンの特設ウェブサイトにも誘導し、県内各地の歴史文化施設の展示情報をお知らせすることで、入館者の増加にもつなげてまいります。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

1点、今年度文化庁がおもしろい事業を始めています。「Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業」といいます。これは、国指定や選定文化財を活用して、歴史上の行事や当時の暮らしを再現することで、観光客などにリアルな歴史体験に触れていただき、楽しんでもらうとともに、日本文化に対する理解を促進することを狙いとしています。

今年度は多くの自治体の事業が採択されています。例えば、姫路市や和歌山市では、それぞれ姫路城、和歌山城を活用して大名行列を再現、また国宝の縄文式土器のある新潟県十日町市では、縄文の食生活の体験ができる企画を予定し

ているようです。もちろん都道府県も申請できまして、石川県では兼六園や金沢城跡を活用した事業を企画しているようでございます。

特に、訪日外国人観光客は日本の生きた歴史や伝統文化体験などに強い興味を持っているとお聞きしますが、今後本県での外国人観光客の誘致に当たっては歴史体験や文化体験を観光政策としてどう活用していくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

**○観光振興部長（吉村大君）** 観光庁の消費動向に関します調査によりますと、議員のおっしゃるように、日本の歴史・伝統文化体験は訪日外国人観光客にとりまして関心の高い分野とされています。このため県では、本年度から日本在住の外国人専門家を活用しまして、紙すき、田舎暮らし、刃物づくり、四国遍路、酒蔵見学などを素材に、個人をターゲットにしました旅行商品を造成しまして、オンライン旅行会社で海外向けに販売をしております。

今後、本県ならではの歴史や文化を実際に体験できる旅行商品づくりをさらに進めますので、その際には外国人観光客の評価も反映させてまいりたいと考えています。加えまして、これらの商品をオンライン旅行会社にとどまらず、現地の旅行会社でも販売してもらえよう、販路の拡大にも取り組んでまいります。

**○7番（土居央君）** ぜひとも体験型観光を通じて、外国人観光客の宿泊者の増につなげていただきたいと考えております。

さて、11月2日からの3日間、文化と知の祭典「カーニバル00in高知」が開催されます。これは10年前、平成21年に高知を大変盛り上げてくれましたエンジン01文化戦略会議の魂を継ぎ、エンジン01をきっかけに高知に移住しております映画監督安藤桃子さんが中心となって企画され、県や市、経済団体代表らでつくる実行委員会が主催されると聞いております。

私は、10年前のエンジン01のとき高知YEGの一員でもあり、スタッフとして運営に参加をいたしました。講師として来高されたたくさんの著名文化人の皆様のオープンカレッジや、酒を酌み交わしながらの座学を通じて、県民の皆様が日本を代表する多くの文化人の豊かな知識や感性に刺激を受け、みずからを成長させることができましたし、講師の皆様もまた、高知のおもてなしの心やホスピタリティーの高さ、食や文化のすばらしさ、陽気で温かい県民性などに触れていただき、高知のファンになっていただくことにつながりました。このことは、エンジン01終了後に、講師の皆様方のブログや全国の新聞、週刊誌のコラムなどにも執筆、掲載していただいて、大いに高知のPRに貢献いただいたことからもうかがえます。

このように、「カーニバル00in高知」は、高知の文化振興はもとより、観光など広く産業振興にもつながるものとして大いに期待をしているところでございます。今回も70人を超える文化人が高知に集結されると伺っておりますが、開催まであと一月に迫る中、県としてはプロモーションも含めてどう盛り上げていこうと考えているのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

**○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君）** 「カーニバル00in高知」では、エンジン01文化戦略会議の会員を初めとする多くの文化人を本県にお招きし、オーテピアや高知市中心商店街でさまざまなトークイベントやワークショップを開催いたします。先週の金曜日に実行委員会会長の知事と大会委員長の安藤桃子氏が記者会見をして、カーニバルのポスターデザインやプログラムの発表を行いました。その翌日からチケット販売を開始しております。

このように、カーニバルの視覚イメージ、プログラムの内容、多彩な講師陣が固まりました

ことから、今後ホームページやツイッター、ポスターやチラシの配布、新聞広告などといったさまざまな媒体を通じましてPRを行い、多くの県民の皆様に参加をいただくように、また10年前のエンジン01のときと同様に、こうした機会を契機といたしまして、多くの文化人、アーティスト、クリエイターの皆様との交流が本県の活性化、それがレガシーとして続いていきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（土居央君） 開催まであと一月ということでございまして、何をやるにしてもこれからは全てタイトなスケジュールになるかと思いますが、素晴らしいイベントになりますことを期待しております。ぜひ、そのカーニバル以降にもしっかりとつなげていけるような取り組みをまた考えていただきたいと思っております。

最後に、食品産業について質問をいたします。

これまで県は、豊かな1次産業の恵みを生かした食品産業を産業振興計画において重点的に支援をしております。第3期産業振興計画において、食品製造業出荷額の令和元年度の目標を1,000億円以上に設定し、さまざまな取り組みを強化してきました。結果、御承知のとおり平成29年には、既にこの目標を達成していただだけでなく、10年後——これは令和7年になりますけれども、この目標をも既に達成しています。今後は、さらなる飛躍に向けて意欲的な目標を再設定されますことを期待しています。

さて、私は1期目の4年間、食品産業の振興については議会でたびたび取り上げさせていただきました。平成28年9月議会では、全国的に食品産業の育成に力を入れる自治体がふえる中で、他県におくれをとることなく食品産業の拡大再生産を継続していくためには、食品加工や流通の技術研究を進めるとともに、民間への技術支援、民間による加工品の研究、試作、テスト販売、そして事業化までを一貫して支援する

体制をさらに強化する必要があり、そのための拠点、新食品開発センターあるいはフード・オープンラボなど新たな施設整備の提案をさせていただきました。

その実現には至っておりませんが、この4年間、本県では食のプラットホームの設置から、工業技術センターによる技術支援の強化、県版HACCP認証の取得支援、そして食品ビジネスまるごと応援事業など、食品産業の支援体制は大きく前進し、本県の食品産業の基礎体力も充実してきたことは、さきに述べた目標達成の状況からも明らかだと思っております。

今、第3期産業振興計画も最終年度を迎え、来年度以降のさらなる挑戦に向けての戦略を練られているところだと思っておりますが、その中で食品産業支援拠点の整備も検討していくことと伺っております。そこで、どのような拠点を想定しているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 産業振興計画における、食品産業の振興に向けたさまざまな取り組みとその成果を土台にしまして、食料品製造業出荷額等のさらなる増加に向けて、本県の食品産業がもう一段上のステージを目指していくためには、産学官の連携によります食品産業の総合的な支援拠点について検討していく必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

この支援拠点の機能といたしましては、これまで県が中心となって進めてまいりました食にかかわる一連のサポートをワンストップで行うような機能に加えまして、特に乾燥や冷凍といった加工技術のさらなる高度化や、新たな商品づくりに向けたさまざまな研究開発を支援する機能などが求められるものと考えております。また、そうした支援をてこに多くの食品加工に係る実践者や研究者が集い、食に関するイノベー

ションを生むようなオープンラボ的な機能も考えられるところでもあります。

まずは、いま一度県内の食品加工の現状、そして課題をしっかりと分析した上で、こうした機能面について県内の食品加工事業者の方々、大学の関係者など幅広く御意見をいただきながら検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。次なる挑戦に向けまして、食品産業の支援強化、また頑張っていたきたいと思います。用意した全ての質問を終了いたしました。それぞれの御答弁本当にありがとうございます。

最後になりますけれども、知事におかれましては12年間、本当にお疲れさまでございました。高知県のために全力疾走で12年間駆け抜けてこられた、そういう印象を持っております。

尾崎知事の誕生の折、私は市政に身を置く立場でございました。そして、私が議員になったときは前橋本県政、そして松尾市政でございました。その中で尾崎県政、そして岡崎市政の誕生で大きく潮目が変わったということを実感してまいりました。特に、県と市の堀が埋まりまして、随分と県市の連携が前進した、そういうことを強く肌で感じてきたことを覚えております。大変な時代の中で、本当に難題に敢然と立ち向かい、前例のない道を歩み出そうとする気概、そして有言実行の行動力には大変感銘を受けてきたところでございます。

知事の今後ますますの御活躍を心から祈念をいたしまして、私の全質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで午後3時55分まで休憩といたします。

午後3時47分休憩



午後3時55分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は50分です。

16番依光晃一郎君。

○16番（依光晃一郎君） 尾崎県政最後の質問者ということになりました。23番目の登壇ということで、普通に質問をしては屋上屋を重ねてしまうと思います。そこで、お許しをいただきまして、未来の高知県民や研究者が尾崎県政を理解するために役立つ質問をとという意図を持って、質問をさせていただきたいと思います。

未来の高知県民や研究者にとって、尾崎県政は成果を上げた県政という評価になると思いますが、実は政策的な岐路があり、失敗を恐れ無難な道を選んでいれば、令和元年の高知県は今とは違ったみじめな高知県であった可能性さえあったということが明らかになればと思います。また、正しい選択肢を選び取ったという意思決定プロセスも未来の県政に受け継いでいただきたいとも思います。知事、副知事を中心に質問させていただきますが、後世の研究者にとっては、御答弁が一級資料になりますし、また教育委員会の歴史副読本にもエピソードが採用されるかもしれませんので、しっかりと御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、尾崎県政が誕生した平成19年冬の高知県の状況を思い出してみたいと思います。橋本大二郎知事の最後の4期目4年間は、県議会での辞職勧告決議議案可決、出直し選挙が初年度にあり、議会も県民も選挙を通じて分断された不安定な状態であったと思います。また、橋本県政4期目は平成15年冬からのスタートで、

大企業、製造業を中心とした日本の景気回復が19年まで続いていく時期と一致していながら、その恩恵を受けることができなかったという、景気回復の流れから取り残された4年間でもありました。不出馬を表明した橋本知事は、後継候補を出すという動きもありましたが、結局不調に終わり、次の高知県のかじ取り役はどうなるのだろうと県民の心配が高まる中で、尾崎知事が名乗りを上げ、圧倒的な県民の支持を得て高知県知事に就任されます。

この質問をつくりながら、そういえば尾崎知事は1回目の選挙で何を訴えていたのかと思ひ、当時のリーフレットを見返してみました。そこにはおなじみの対話と実行という文字とともに、力を合わせて高知に活力をとという言葉がありました。力を合わせてというフレーズは、選挙を通じて分断されていた高知県にとって、県民の希望になったのではないかと思います。

また、尾崎県政最初の12月県議会、初登壇のときにこういう発言もありました。「県勢は下向きにあると言われていますが、私は決して悲観をしておりません。なぜなら、高知には豊かな自然を初め歴史や文化、そしてすばらしい人々とすばらしい資源がたくさんあるからであります。高知の強みを伸ばしていくことで、この4年間を、県勢を上向きに転じる輝かしい期間にしたいと思ひます。そして、そのために積極的な対話を通じて人と人、民間と行政、地域と地域などのつながりを築くことで人々の力を結集して、活力あふれる高知を目指してまいります」というものでした。私は、積極的な対話、人々の力を結集という言葉はとても重いものだと感じます。

まず最初に、尾崎県政のキーワードである対話と実行の対話、特に人々の力を結集するという初登壇時に述べられた思いについて知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 私は、12月に就任させていただいたとき、12年前でありましたけれども、そのとき正直申し上げて強烈な危機感を持っておりました。さまざまな県勢指標を見ましたときに、高知県が全国最下位レベルと言うにとどまらないものがある、要するに全国は上向いていても高知だけはついていけない、もっと言いますと、四国の他県は上向いていても高知だけはついていけないというものが多々あったという状況でありました。これだけ厳しい状況ということであれば本当に力を合わせて、みんなの力を結集して対応していくことが必要なのだろうと、そのように思わせていただいたところでもあります。

そういう意味において、国政の与党、野党を超えて、国政野党の皆様方にも一緒に力を合わせていただいて、本当に心から感謝を申し上げているところでもあります。また、あわせまして、市町村政との連携・協調という点においても力を合わせていただきたい、そのことをお願いして、その実現もいただき、また多くの県民の皆様方にも大変お力を賜りました。

このように、力を結集する、そのためにもまず大事なことは対話をする事だ、そういうことで対話と実行、力を合わせて高知に活力をとということを当時のキャッチフレーズにさせていただいたところでありました。ある意味、危機感の裏返しであったと、そのようにも思わせていただいておりますし、また力を合わさせていただくということについて、本当に多くの皆様の御協力をいただいたことに感謝を申し上げたいと、そのように思ひます。

○16番（依光晃一郎君） 次に、対話を通じて県民の知恵を集め、人々の力を結集してつくり上げた産業振興計画についてお聞きをいたします。

産業振興計画はバージョンアップを繰り返し、今年度で第3期ver. 4となっております。先月

17日にフォローアップ委員会を傍聴させていただきましたが、順調に進化を続けていると感じました。この産業振興計画は、知事就任後すぐに動き出します。知事就任から2回目の議会である平成20年2月議会で、産業振興計画を策定するため担当の副部長やワーキンググループを新たに設け、地域の方々や地域支援企画員、出先機関の職員との連携を強化するほか、ブランド化戦略を部局横断的に検討するため庁内の連携体制と事務局体制の充実を図りますと述べられ、スピード感を持って県庁を尾崎流の組織に変えていきます。年度が変わり、平成20年4月には総務省から恩田馨部長が着任し、6月から受田浩之高知大学副学長を委員長とした産業振興計画の検討委員会がスタートします。この平成20年は激動の年となったのではと思います。

ネットで産業振興計画検討委員会と検索していただければ、第1回の会議の概要を今でも見ることができるのですが、各委員が本気で議論しております。特に、数値目標についてどう取り扱うかという議論は、高知を何とかせねばという委員の熱意が伝わってきました。

また、当時の政策推進課がつくった産業振興計画の策定についてという資料も公開されているのですが、次の記述があり驚きました。それは、「数値目標を設け、P D C Aを行い得るものとする。その際、生産額や雇用といった指標のほか、地域の良さをアピールできる指標も併せて検討する。」というものです。民間だけではなく、取りまとめをする高知県庁にも、数値目標とP D C Aサイクルについての意識が最初からあったことがわかります。この数値目標の設定とP D C Aサイクルの導入は尾崎県政の大きな特色ですが、県庁という大きな組織で導入する際には、大変なアレルギーがあったのではと想像します。

数年前、当時の総務部長であった恩田さんに

お聞きをしたのですが、産業振興計画策定期間には幹部職員のストレスも大きくて、現在の形での産業振興計画ではなく、妥協をした、もっとレベルの低い計画になった可能性もあったということでした。私は、産業振興計画というのはスムーズにでき上がり成果を上げたという評価ではなくて、当時の県庁職員の皆さんによる産みの苦しみがあったということをしかりと残しておくことが、今後の高知県政にとって、また未来の県庁職員にとっても有益だと信じています。

そこで、産業振興計画検討委員会の時期に総務部副部長で、初代産業振興推進部長であった岩城副知事に、産業振興計画の産みの苦しみなど、策定前後の状況についてお聞きをいたします。

○副知事（岩城孝章君） 知事が就任して、平成20年度に産業振興計画を実際につくり上げていく時期には、私は総務部副部長ということで、そのときは企画振興部が各産業部局を集めて計画の策定をしておりました。総務部副部長はちょっとそれを傍観するという立場にありまして、産みの苦しみについては正直詳細なことはわかっておりません。ただ、大変な作業をしているということだけはわかりましたし、こうした難しい仕事を誰が実行していくんだろうかというような思いで見しておりました。

ただ、産業振興推進部で仕事をするようになって、その後いろいろ勉強させていただいたとき、その当時、産業振興計画を策定する以前は、やはり各産業分野それぞれにビジョンや計画はございましたが、その目指す方向や目標年次も全くばらばらといったような状況でございました。

産業振興計画の策定に当たりましては、こうした全くばらばらの状況を同じベクトルのもとに一つの計画として、しかも関係団体の御意見を聞きながら短い時間で策定する必要があり、

今振り返れば、これまでの県庁の仕事の中でも最も難しい仕事の一つであったのではないかと、いうふうに思っております。

また、計画のスタート後は、計画をよりよいものにするとともに、大きな成果を上げるためにインプットだけではなくアウトプットやアウトカムにこだわり、部局間の連携の徹底やPDC Aサイクルによる取り組み状況の点検、検証を四半期ごとに実施するなど、それまでと仕事の仕方が大きく変わり、戸惑う職員も多かったのではないかと思います。知事のリーダーシップのもと、職員も日々成長してきました。

もう一つ、大変ありがたいのは、知事の初めての政策、看板政策ということで、県議会議員の皆さん方、関係企業の皆さん方、また多くの県民の皆さん方に大変いろんな形での御助言とかをいただきました。そのことがPDC Aサイクルを回していく上でいろんな形でそういうことを参考にして取り組んだ結果、現在産業振興計画の成長につながっているのではないかと、いうふうに思っております。

**○16番（依光晃一郎君）** ありがとうございます。先ほどお聞きただけでも相当の業務量があって、また仕事のやり方が変わっていくということで、民間であっても数値目標というのは怖いものであって、なかなか大変だったろうなというふうに思います。

さて、このような状況の中で産業振興計画が策定できたというのは、私は高知県庁の職員の能力が極めてすぐれていたからだという仮説を立てております。先ほども述べましたように、数値目標の設定やPDC Aサイクルというのは、民間企業であれば当たり前ですが、単年度予算で動く行政ではアレルギーが強いのではと思っております。県庁として、スタート時から数値目標の設定とPDC Aサイクルの導入を決めていたことに関して、改めて敬意を表したいと思

います。

このPDC Aサイクルですが、高知県庁でいつから使われるようになったかと疑問が湧き、高知県議会の会議録検索システムを使って調べてみました。私の想像では、産業振興計画が策定された後にPDC Aサイクルが使われるようになったのだろうと想像して検索したのですが、結果は意外なものでした。初めての登場は平成17年12月定例会で、高知県行政改革プランにかかわることで登場します。つまりPDC Aサイクルという概念は、尾崎県政以前の橋本県政時代から使われていたのです。

また、総務部の中に業務改革推進室という部署があり、橋本県政で行われていた県庁職員の定数削減、民間への県庁業務のアウトソーシングなどの業務を通じて、PDC Aサイクルや数値目標の設定ということに対しての意識が醸成されていたのだと推測いたします。つまり、尾崎知事のリーダーシップを実現できるスキルが県庁職員にあったからこそ、産業振興計画がスムーズに実行に移せたという仮説です。

産業振興計画策定時において、県庁職員にPDC Aサイクルや数値目標に対する理解と能力があったからこそ、困難を乗り越えて産業振興計画がスタートできたという私の仮説についてどうか、尾崎県政誕生時の平成19年に業務改革推進室長であった岩城副知事にお聞きをいたします。

**○副知事（岩城孝章君）** 行政改革プランで平成17年12月、議員がおっしゃられるようにPDC Aサイクルという言葉がございました。その当時、この行政改革プランのまさしく実行部隊であった業務改革推進室長という立場で、職員の削減であるとか、あるいは事務システム、総務事務システムを手がけておりました。

ただ、こういう言葉はございましたけれど、私自身これをしっかり回していくというよう

意識は、申しわけないですけど、そのときは  
ございませんでした。私だけかと思って、ちょっ  
とその当時一緒に仕事をした吉村観光振興部  
長、鎌倉健康政策部長に確認しましても、2人  
ともそういう意識はなかったということござ  
います。言葉としては認識はしておりました。

加えて、現議長の桑名議員から平成19年6月  
議会で、PDCAサイクル、アクションプラン  
ではあるけれど、PとDはやっているけれど、  
CとAは全くやっていないじゃないかという御  
指摘がありました。PDCAサイクルに関して  
は、その当時はそういうような状況で、やはり  
産業振興計画が始まって以降、職員にそれが浸  
透していったということだというふうに思っ  
ております。

○16番(依光晃一郎君) 私の仮説は間違ってお  
たということでしょうが、議会で桑名議長の指  
摘があったというように、議会側はしっかり議  
論しておたということがわかりました。けれ  
ど、私はそれでも能力はあったんだろうと思  
っております。

次に、産業振興計画検討委員会での御苦労に  
ついてもお聞きをしていきます。このことにつ  
いては、検討委員会の委員長をお務めになり、  
その後のフォローアップ委員会でも委員長をお  
務めの高知大学副学長、受田浩之教授にお聞き  
をしました。受田先生によると、第1回の検討  
委員会が特に印象的とのことでした。なぜか  
という、当時の高知県工業会の会長、技研製作  
所の北村社長が、産業振興計画策定について  
真っ向から反論したからだそうです。

そこで、ホームページにあった第1回高知県  
産業振興計画検討委員会の概要という資料を読  
んでみると、D委員として登場する北村社長が、  
歴代の知事も産業振興についての計画をつく  
ってきたが結局成果は出ていないではないかとい  
う意見を述べられています。また、資料に詳細

は載っていませんが、受田先生の記憶によると、  
北村社長から、新しくつくろうとしている計画  
も結局は成果が出ないだろう、むしろその分の  
予算を技研製作所を含む地場企業に投資をして  
くれたなら、県が目指す製造品出荷額の目標を  
達成してみせるといような発言があったよう  
です。私の想像ですが、当時の高知県工業会所  
属の企業は補助金などの支援が届きにくく、歴  
代県政への不信感があり、加えて高知県民特有  
のお上を嫌ういごっそう気質から、けんか腰の  
意見となったのではと思います。

また、橋本県政においても、高知県産業振興  
センターを中心に地場産業支援はやっていたと  
思いますが、技研製作所のような企業への支援  
は手薄で、県の優先順位は企業誘致など県外企  
業に向かっていたのかもしれませんが。橋本県政  
の製造品出荷額ピークは平成7年の7,055億円  
で、13年後の平成20年の時期においては、まだ  
一発逆転で大企業の誘致を実現させたいという  
成功体験を引きずった思考だったのではと想像  
します。ちなみに、平成7年は三菱電機高知工  
場1社だけで958億円を占めていました。

念のため、北村社長についてフォローをさせ  
ていただくと、技研製作所の平成30年8月期決  
算の売り上げは、291億4,000万円ということ  
でした。先ほど述べたエピソードの時期である平  
成20年決算の売り上げが127億5,000万円です  
ので、高知県の製造品出荷額にも大きく貢献して  
いるということで、当時の発言は自信の裏返し  
であったのだと思います。また、数年前から高  
知県は防災産業の育成に力を入れていますが、  
東日本大震災後の高知県の販売支援は技研製作  
所の売り上げに貢献し、社長の県政への意識も  
変わったことと思います。

前置きが長くなりましたが、産業振興計画検  
討委員会での御苦労という話に戻ります。北村  
社長が述べられていたように、歴代知事の産業

振興についての総合計画づくりが失敗し続け、また高知県民のいごっそう気質は全県的な総合計画に不向きであるにもかかわらず、オール高知の総合計画を策定できたことは、高知県政始まって以来の奇跡的な快挙であると感じます。

この高知県工業会会長とのバトルのようなことが検討委員会の時期には幾つかあったと思いますが、このときの苦労を振り返ってどう感じられるか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 確かに、産業振興計画をつくっておるとき、さらにつくっても一、二年ぐらいの間というのは、一言で言うと、さんにかけてもらっていなかった、だから大変苦労しました。フォローアップの策定委員会で議論をさせていただくときもしくは県民の皆様とも話をされていて一番苦労したのは、多くの方から、どうせ絵に描いた餅だろうと、つくって終わりの産振計画、それならつukらないほうがいいんじゃないかとか、そういう御意見というのはたくさんいただいたところでありました。なので、そうではないと、つくって本当に実行しますということを言うために、当時の産業振興計画のキャッチフレーズは、当たり前なことなんですけれど、本気で実行でありました。それをいつも言っていました。そういう形で何とか信じていただこうと苦労したことを覚えております。

もう一点は、地産外商、これは無理だろうと、そういう御意見もたくさんありました。もっと言いますと、昨日も申し上げたかと思いますが、東京から帰ってきたばかりで偉そうなことを言うなど、東京に売り込みに行こうとしてもそれができないから、なかなか地産外商なんていうのは進まないんじゃないかと、そういう御意見もたくさんいただきました。そういう意味において、この地産外商困難論というものもたくさんお話をいただいたところです。

ただ、そうやって、北村社長もそうですけれ

ども、厳しく言っていただく方、厳しく批判していただいた方こそ、後々いろんな形でアドバイスをいただきました。地産外商の地に産するものを生かすべきだという思想を徹底して、いろんな具体論も含めて御教授いただいたのが北村社長でもありましたし、先ほど言った地産外商は無理だ、もっと言うと絵に描いた餅論、そんなことを言われた方に限って多くのお知恵をいただいた、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、もう一個ありまして、第1回目のフォローアップ委員会でも議論した点でありましたけれども、実は若干アプローチの仕方に違いがあって、その議論というのは非常に大きかったと思っています。実は、ゴールを設けて数値目標を一定設けるということについては、昔からある程度はやっていたと思います。ただ、問題はその数値目標を設けても、それを実現するための具体の手法がない、政策がない、そういう場合が非常に多かったと、私には思えました。ですから、個々個別の課題についてしっかり分析をして、何を解決していくべきなのか、川上においてどうか、川中においてどうか、川下においてどうか、それをまずしっかり分析することから始めるべきだと、私は当時盛んに言わせていただいていたいました。

ですから、一個一個、個別の分析への対策みたいになっていって、どちらかというと支流はあるが本流がないとかとよく言われたり、そういう御批判も受けたりしたものでありました。ただ、やはりまずその個々個別の分析ということから始めないと、実際に大きな目標を立てても、その目標達成のための具体の手段というのが浮かび上がってこないのではないかと、そう考えて、地味なことではありましたが、個々個別の各ポイントについての分析をしてもらったということでありました。

そういう手法に対して、そうではなくて大きな目標を先に掲げていくべきではないかという御議論も結構あったりしまして、そのとおりなんですけれど、ただそうなるための前段として個々の分析をやらせてほしいということを盛んに当時申し上げていたところでもあります。最終的に個々の分析に基づいた大きな数値目標を掲げられるようになったのは第2期産振計画からでありまして、それから明確にマクロの目標、アウトカム目標というのを定めています。それまでは多分アウトプット目標までだったと、そういうふうに思っております。

○16番（依光晃一郎君） 本当に真剣に議論されていたことが伝わりますし、もっと聞いてみたいこともあるんですが、時間がなくなってきますので進みたいと思います。

ここまで産業振興計画策定の御苦勞話を聞き続けていますが、このことにはわけがあって、私も似た経験があるからです。少しだけ私の経験をお話しさせていただきたいと思います。今からさかのぼること15年前の平成16年から2年間、土佐経済同友会で地域経済活性化委員会の委員長を務めさせていただきました。ミッションは、高知県の産業振興策についての提言をつくることです。当時の日本銀行、迫田高知支店長が音頭取りで、高知県企業、金融機関、大学などから、そうそうたるメンバーが集い、当たりさわりのない人選ということで20代の私が委員長となりました。県からは、産業振興センターの専務理事であった田中拓美さんに来ていただいております。

当時は小泉内閣の三位一体改革の時期で、公共事業が削減され、高知県内でお金が回らなくなってきており、国に頼らずみずから稼げる県にしなければならないという問題意識から、熱心な議論が続きました。今から考えれば、尾崎知事の産業振興計画を先取りした議論を4年前

にしていたのではとも思います。

さて、私が委員長を務めたのは2年間で、次の委員長は渋谷日銀高知支店長にお願いをしました。渋谷支店長は、尾崎知事就任以来、定期的に意見交換をされていたので、尾崎知事はよく御存じであろうと思います。渋谷日銀支店長が同友会の委員会で導入したのが、SWOT分析とマトリックス分析の併用という方法論でした。簡単に説明すると、高知県の産業ごとに、強み、弱み、機会、脅威をそれぞれ分析して1つの表にまとめるというものです。

委員会では、農業分野、林業分野などと、それぞれ分野ごとに講師をお迎えして、強み、弱み、機会、脅威について順番に検討していきました。この検討の過程で、農業分野の講師として、後に産振計画フォローアップ委員会委員長となる受田先生を御推薦してくれたのが、県の田中拓美さんでした。田中さんは、当時はまだ県庁の中でメジャーな意見とはなっていなかった、食品加工業の振興を粘り強く主張されていた方です。

最終的に、高知県経済活性化の方向性と活性化に関する提言として、尾崎知事が就任される年の8月に、橋本知事宛てに提出をしました。御興味のある方は、土佐経済同友会のホームページでダウンロードできますので、ごらんいただければと思います。ちなみに、私は書記となっていますが、ロジ周りをやっていた書記で、提言文章は全く書いておりません。

この提言では、優先・重点的に取り組む分野として、1、第1次産業の再編とその周辺加工業の振興、2、健康サービス産業の振興、3、観光振興の3つを挙げております。特に、提言にある第1次産業の再編とその周辺加工業の振興については、尾崎知事の産業振興計画において、食品加工業の振興ということで花開いたのではと思います。また、SWOT分析とマトリッ

クス分析の併用という方法論についても、産業振興計画の策定時に役立ったのだと理解しております。

私は、尾崎知事の産業振興計画において、食品加工業に力を入れていただいたことを大変評価しております。さきにも述べましたが、過去の高知県政、商工分野においては、県外の大企業誘致が花形である一方で、食品加工業にはほとんど力が入っていなかったように感じます。しかし、尾崎県政となって食品加工業に光が当たり、そして地産外商戦略の中で、高知県内の地域地域で商品開発が進み、大きな広がりとなったということは非常に意義あることに感じます。

そこで、尾崎知事になってから光が当たった食品加工の分野についてどういった思いで支援してきたのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 私は地産外商という話をさせていただきました。もっと言いますと、持てる強みを生かすということが大事だろうと思っています。地域によっては企業誘致、これが非常に強みだという地域もあると思います。ただ、高知の場合は、例えば災害リスクとかということもあり、必ずしもそれが例えば関東北限にある県とか、そういうところに比べれば優位ではないというところがある、他方で1次産業ということであれば、比較優位があります。また、資源の賦存量が非常に多いという点もあると思います。比較優位があって資源の賦存量の多い産業を生かせというのが経済学の道理ということかと思っています。ですから、1次産業を基幹として、その派生関連産業群を生かすというのが産業振興計画の一番原型となったところの考え方であって、地に産するものを生かして外で商うというものに、その地産の強化という点はまさに今言った産業分野を指すということであり

ます。

ですから、1次産業の関連産業群というのは

食品加工の分野ということになるわけでありまして、そういう意味において、この食品加工というのは戦略的に非常に重要な産業だろうと、そういうふうに思ったところです。裾野も広い産業でありますし、非常に重要、あわせて観光業についても自然と食を生かす観光、そういうことにつながっていく。高知の場合、それに歴史も加わっていくわけですけれども、そういう意味において派生関連産業群として有用ということだと考え、重点的な対象とすべきと、そのように考えたところです。

そういう中において、経済同友会の高知県経済活性化の方向性と活性化策に関する提言、これは私も参照させていただいて、大いに参考にさせていただいたところです。ここにある考え方というもの、持てる強みを生かそうではないかということ、一言で言えばそういうことだったろうと思います。これは大きな戦略的な転換だった、そういうことを示す提言だったんじゃないかと思っています。本当に私も大いに学ばせてさせていただいて、産業振興計画の策定に当たらせていただいたということでもあります。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。同友会の提言のときに、自分は全く役に立ってなかったわけなんですけれども、印象的だったのが、高知を何とかしたいという県外の支店長さん方が本当に応援してくれて——今観光特使で日銀の支店長を含めて残っておりますけれども、そういった県外の方が応援してくれたことに高知県民も触発されて頑張って提言を出したということはひとつ御紹介しておきたいと思っています。

次に、食品加工業を支えた人材育成についてお聞きをいたします。先ほど御紹介した受田先生は、土佐経済同友会の提言で書かれた、第1次産業の再編とその周辺加工業の振興という項目についての御示唆を与えてくれただけではなく、産業振興計画の食品加工業の振興について

も御貢献があったのだと認識しております。特に、平成20年にスタートした高知大学の土佐フードビジネスクリエーター、通称土佐FBCという産業人材育成のプラットフォームをプロデュースされました。この土佐FBCは、高知県企業からも社員さんを積極的に集め、企業の食品加工に対する技術レベルを向上させ、加えて販売戦略という経営的な視点も講義の中に盛り込んだことから、企業の人材育成にも寄与しました。また、土佐FBCと一緒に学んだという人的ネットワークは、高知県企業同士の連携や、オール高知で地産外商をしていく際の大きな力になったことと思います。

また、この土佐FBCの成功は、土佐まるとビジネスアカデミー、通称土佐MBAの設置につながりました。産学官の連携という言葉が言われて久しいですが、高知県においては、知の拠点、永国寺キャンパスも整備され、社会人が学ぶ場として、またIT・コンテンツ産業に関する新たなプログラムがスタートしたりと、尾崎県政を通じて新たな付加価値を生み出す体制が整ってきました。

そこで、今日は特に高知県の強みをさらに強くするための食品加工業の人材育成について今後どのように取り組んでいってほしいか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） この人材育成事業は、必ずしも食品加工の分野だけにとどまってスタートしたものではなくて、むしろ地域アクションプラン、これを何とか進行させていきたいという中で、平成22年に「目指せ！弥太郎商人塾」を開設したことがスタートであります。そして、これをさらに発展させて、特に事業戦略づくりとかのお役に立ちたいということで、平成24年に土佐まるとビジネスアカデミーという形で展開をしていったということでもあります。

その中において、食品加工は重点産業対象分

野であるということ、さらにあわせて人材育成が非常に重要であるということ、その分野においてもですね、その点においてこの土佐FBCの取り組みについては大いに我々として参考にさせていただいたし、そもそもこの人材育成の重要性を教えていただいた事業であります。今はまるとビジネスアカデミーとも一体となって取り組ませていただいております。

平成29年度に食のプラットフォームを設置させていただいて、さらに取り組みを進めていっているわけであります。30年度にはIT・コンテンツアカデミーも開設をさせていただきました。人材育成事業そのものをさらに充実していきますとともに、人材育成事業で学んだことを例えば試すことのできる場、先ほど土居議員の御質問にもありましたけれども、そういう場があることが非常に重要ではないのかなと、そういうふうに思っております。

もう一段ハイスペックな、もう一段競争力のあるさまざまな取り組みにつなげていくためにも、人材育成と、そして挑戦をすることのできる場、この2つをつくっていく、これが大事ではないのかなと、そういうふうに思っています。

○16番（依光晃一郎君） 次に、SWOT分析とマトリックス分析の併用という方法論が、産業振興計画策定時にどういった影響を与えたかについてお聞きをさせていただきます。

私は、この方法論は同友会の提言から、受田先生を通じて産振計画に影響を与えたと考えています。

さて、産業振興についての実効ある総合計画が過去の歴代知事によって実現できなかった理由は、農、林、水産、商工、観光と主要な5つの産業を一まとめにして議論する際に、一般的な方法論がなかったからだと思います。加えて、高知県のいごっそう気質に原因があり、おらがおらがで自分の意見を主張するばかりで、他人

の意見に耳をかさず、結果として横の連携と情報共有が進まず、当事者以外は無関心ということで、議論がすぐに壁にぶち当たったからだとして分析しています。この主要5つの産業を一まとめに分析し、いごっそう気質を打ち破って、情報共有、他者理解を深める方法として、SWOT分析とマトリックス分析の併用という方法論にたどり着けたのは、高知県にとってブレイクスルーであったと思っています。

高知県の産業振興計画は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定にもつながっていきませんが、高知県が全国1番目に策定したということから見ても、高知県の議論が先進的であったことは間違いありません。しかし、最近では、個別の産業ごとのPDCAサイクルを回すことのウエートが大きくなり過ぎて、SWOT分析の定期的な検証がおろそかになっているのではと感じます。

例えば、高知県がIT・コンテンツ産業の集積を目指し、新たな強みに変えようとして、アプリ開発コンテストなどの施策をやっているのであれば、横の連携を発揮し、健康長寿政策課の高知家健康パスポートアプリや危機管理防災課の防災アプリなどを、高知県企業を育成する視点で、開発コンテストのようなビジネスチャンスを生み出す取り組みができなかったかと思っています。

私は、産業振興計画で雇用をつくり人口を維持していくためには、時代に合った効果的な戦略を立案し続ける必要があると思っています。また、高知県の産業振興に貢献する人材育成についても、高知県がどういう前提で戦略を練ったかという、思考プロセスがわかるSWOT分析とマトリックス分析に基づいた資料があれば、人材を生み出し続けていけると思います。

そこで、SWOT分析とマトリックス分析の併用という方法論で、高知県の産業の強み、弱

み、機会、脅威について分析した資料や手法を、産業振興計画の理解を深めるためや人材育成のために活用する考えはないか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 本県の厳しい経済状況を抜本的に変えていくためには、本県の強みをいま一度見詰め直すとともに、弱みを洗い出した上で社会経済状況の変化を捉えつつ、強みをさらに生かし、弱みをも強みに転ずることが重要であり、この計画の策定段階からSWOT分析とマトリックス分析の併用、いわゆるクロスSWOT分析を用いまして、計画の方向性を検討してまいりました。以後、計画のバージョンアップのたびにこのクロスSWOT分析を重ねてきておりまして、その内容は毎年度計画の総論編にも記載をしているところであります。加えて、移住や観光のようにマーケティングがより重視をされます分野については、具体的な施策の検討に当たって、クロスSWOT分析を積極的に活用しているところであります。

こうした分析は、その分析手法を学び、みずから分析し、その分析結果からとるべき方策を導き出すことが重要であり、事業者の方々のマーケティングや事業戦略づくりに用いられるものであります。このため県では、県内のものづくり企業の事業戦略や食品事業者の輸出戦略などの策定支援にこの手法を導入するほか、土佐まるごとビジネスアカデミーの経営戦略コースにおいて、この手法を学ぶ講座も実施しているところであります。

今後、産業振興計画における分析結果も活用しながら、そうした手法を学び、実践する場の充実に努め、人材育成にもつなげてまいりたいと考えております。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

次に、尾崎県政が生み出した新たな連携につ

いてお聞きをしていきます。尾崎県政の特徴は、産業間、県庁部局間の壁を越えて新たな連携を生み出したことであると思います。私は、哲学的な奥行きさえ感じる高知家というコンセプトにも注目したいと思います。この高知家については平成25年6月からスタートしておりまして、私は直後の9月議会で最上級の敬意を表して議会質問をさせていただきましたが、今でもその思いは変わりません。

高知家バッジはこれまで約38万個流通しているとお聞きしましたが、高知県民が自腹でお土産として県外に配ったり、高知家のTシャツをふだん着として着て日常的にPRしたりと、高知家というコンセプトに高知県民としての誇りを託しているのではとさえ思ってしまう。

また、高知家のキャッチフレーズは、産業振興分野だけではなく、部局の垣根を越えて教育委員会や健康政策、福祉政策でも使われています。これだけ広く使われるキャッチフレーズは全国的にも珍しいのではと思います。私は、この尾崎県政で生まれた高知家というコンセプトは、県民性をよくあらわした最高傑作であると思っておりますし、今後の県政でも使い続けてもらいたいと思います。

この高知家というコンセプトについてどういった感想を持っているのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 私は、初めて知事室でこの高知家というのを見させてもらったとき、本当にこれはすばらしいと、直感的に思いました。高知県民の皆様の優しさとか温かさとか、そういうものを本当に端的にあらわした言葉だなと思って、結果として今38万個のピンバッジが出ているわけでありまして。さらに、高知家のロゴを利用した商品、255件だそうでありましてけれども、本当に多くの皆様にいろんなシーンで使っていただいています。ありがたいことだと、

こういう形で県民の皆様に浸透いただいたことについてもありがたいことだと、そのように思っています。

○16番（依光晃一郎君） 次に、リーダーとしての尾崎知事の特徴についてお聞きをしていきます。私が今後、人に、知事としてどんな特徴がありましたかと尾崎知事に対して聞かれたならば、一つ一つの政策の論理性を求め、結果にコミットメントした知事だったと答えたいと思います。政治家としての口癖は、PDCAサイクル、数値目標、パス回し、5W1Hの4つが思い浮かびます。

そこで、尾崎知事は、PDCAサイクル、数値目標、パス回し、5W1Hというようなキーワードで大きな県庁組織を動かしていったと思いますが、どういったことに気を配ってきたのか、お聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 特に産業振興計画のような経済政策の場合の重要な点、ほかの政策においても重要なことだろうと思っておりますけれども、大きく言いますと5つの点に気をつけてまいりました。

第1、必ず政策において明確な理念を掲げて目標を設定すること、目指す姿というものを設定するという。そして第2に、それにかかわる数値目標というものを到達点とゴール、両方含めて設定をするということ。これが非常に重要ということでありまして。

そして第3に、いわゆるパス回しにかかわると、もっと言えばストーリーをつくるということにもなるかと思っております。もっとブレークダウンして言わせていただきますと、システム全体で考えて、川上、川中、川下全体でその政策を論じて、それぞれのボトルネック、そして牽引役は何かを見出し、ボトルネックを解消し、牽引役を育てるような政策をつくるということ。

そのことをそれぞれに展開しようとし、さら

にあわせて経済効果をそれぞれの地域に波及、県内全域に波及させていくという観点から、第4ということになりますけれども、いわゆるネットワークをつくるということを非常に意識してまいりました。例えば、中山間対策では3層構造の政策群をつくるんだと、集落活動センターをつくったりして地域にも効果が及ぶようにする、そういうことなども心がけてきたところがあります。

近年は、いわゆるイノベーションを生み出していくようなプラットフォームをできるだけつくっていきこうということも、あわせて意識をしてきたところでもあります。パス回しにかかわる部分、すなわちストーリーにかかわる部分ということで言わせていただければ、システムを見る、ネットワークをつくる、プラットフォームをつくる、この点について意識して政策形成に取り組んできたところでもあります。

そういう形で政策についてつくり上げていったら、それを各部署部署に5W1Hという形で割り振っていくということが大事であって、その上でもってPDCAサイクルを回すということが大事だろうと思っています。このことをずっと展開してきたということかと、そのように思っています。

職員の皆さんそれぞれ、私が言わなくてもどんどんどんどん取り組みを進めてくれるようになって、ありがたいことです。産業振興計画の、一番最初つくったときのパンフレットというのが今手元にありますが、22ページしかありません。今、第3期産業振興計画のver. 4がありますけれども、90ページあります。でも、これは1冊にとじることでできる限界がこれぐらいだから90ページでとどまっているんであって、実際中身で言えばもっともっと分厚いだろうと思っています。22ページを90ページまでに持っていったくれた、みんながいろんな知恵を

練ってくれたからでありまして、感謝申し上げます。そのように思います。

○16番（依光晃一郎君） 次に、東京事務所のパワーアップについてもお聞きをいたします。

尾崎県政の特色として忘れてはいけないのが予算獲得の力です。知事はドリルと称されることもあります。論理的に政策を練り上げ、予算の必要性を訴えて、予算を獲得していくやり方をされました。昔のように国の人口も予算もふえる時代であれば、ふえた予算を国会議員が陳情してくる地方に分配するというシステムだったかもしれませんが、今では人口減、予算減の時代として、陳情ではなく予算獲得のために論理性を磨いて政策提言をした、このことに力を発揮したのが東京事務所で、知事就任後に組織が拡大され、その存在意義は拡大し続けております。

そこで、尾崎県政となって東京事務所の役割や機能がどう変わってきたのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 1つ目は、政策提言の拠点であります。そして2点目は、地産外商の拠点であります。この2つの役割を果たしてもらいたいということで、機能の強化を図ってまいりました。

後にこの地産外商については、それぞれの組織がさらに引き継いでいくこととなります。地産外商公社とか、ものづくり地産地消・外商センターとか、そういう形に展開していくわけですが、いまだに東京事務所はそのバックアップをする役割を果たしてくれているところでもあります。本当に高知にとってはなくてはならない組織だと、そういうふうに思っています。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。本当に東京事務所の皆さんも頑張られて、知事がどンドン知事としての役割があつて、そのこともサポートされたということで、

本当に東京事務所の皆さんにも感謝申し上げますと思います。

次に、商工会、商工会議所についてお聞きをいたします。

商工会、商工会議所は、その設立以来、地域の事業者の経営などに助言、支援する第一線の機関として、地域の事業者とともに地域経済の維持・発展に大きく貢献してきました。しかしながら、地域においては、人口の減少や廃業の増加などによる事業所の減少により、組織の維持が難しくなる商工会、商工会議所も発生するような状況でした。

そうした中、平成29年には県内の商工会などで補助金の返還問題という残念な出来事がありました。県ではこの問題なども契機とし、商工会などを取り巻く現状や果たすべき役割などを整理し、補助要件の大幅な見直しなど、商工会などへの支援を充実してきました。このことは、地域経済の維持・発展に向けた知事の熱い思いや強いリーダーシップのもとで、全国的にも進んだ取り組みがなされてきたものと認識をしております。

今後とも、人口減少が続く中で地域の商工業の振興を図るために、さまざまな課題を抱える地域の事業者に一層寄り添った対応が求められると考えますが、これからの商工会や商工会議所に期待されることについてどのように考えておられるか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 商工会、商工会議所はこれからも地域経済の発展に大きな役割を果たされるだろうと、そのように御期待を申し上げているところであります。1つには、各事業者の皆様方に対する伴走支援を行うという役割、経営計画の策定とか、さらには後継者の確保とか、今後もさまざまな取り組みをされることと思います。そしてもう一点は、地域全体を盛り上げていくような役割、地域の商店街全体としての

活性化策を講じられるとか、そういうお仕事も大変意義は大きいであろうと、そのように思わせていただいております。

いずれの取り組みについても、県として産業振興計画の枠組みの中で、例えばスーパーバイザー、経営支援コーディネーターの配置でありますとか、さらには商店街の振興策の策定支援でありますとか、そういう取り組みなどを通じて、ともに取り組みをさせていただければと、そのように考えさせていただいております。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。商工会の補助金返還の問題、このときにはいろいろと自分も調査をしたんですけれども、全国的に50%の組織率というのは高いハードルであったのが、尾崎知事のリーダーシップによって変えられたというようなことを聞きました。これは、本当に国の政策にドリルで穴をあけたような、そんなイメージを持っております。ありがとうございます。

最後に、山田高校の新学科開設に向けたPRについてお聞きをいたします。

高知県立山田高校は、令和2年4月から新たな学科を設置し生まれ変わります。新たに設置されるのはグローバル探究科で、商業科はビジネス探究科にパワーアップ、加えてこれまでの普通科を含めて3学科でスタートします。私は、高知県で初めての探究を冠した学科に期待しておりまして、変化し続ける時代を切り開いていく人材育成ということで、高知県の教育にも一石を投じる高校になると信じております。

私は、新しい学科のスタート時にはそれなりの生徒数でスタートしていただきたいと思いたすし、中学生にも親御さんにも新しい学校について知らせる必要があると思います。

そこで、山田高校の新学科開設に向けたPRについてどのように考えているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 山田高校のグローバル探究科、ビジネス探究科の開設に向けたPRにつきましても、まず学校が主体となりまして、ホームページとかパンフレットの作成、配布はもちろんのこと、香美市、香南市、南国市の全ての中学校を訪問、それから7月にオープンスクールを開催といったようなことを既に実施しております。また、あした3日には一日体験入学を開催することになっておりまして、約210名の中学生が参加するというふうにお聞きしております。

加えて、県教育委員会としましては、中学生向けの公立高校紹介冊子の配布のほか、11月22日には高知市、23日には香南市で探究科設置の成功例として全国に広く知られております京都市立堀川高校の元校長で、中央教育審議会分科会委員などを歴任されております荒瀬克己先生をお招きして、探究学習のシンポジウムを開催する予定となっております。

また、11月に県内民放で放送予定のテレビの広報特別番組の中でも、山田高校の探究学習の取り組みを紹介させていただくということで、今後も香美市などにも御協力いただきながら、学校と県教委とが協力してPR活動を行ってきたいというふうに考えております。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

山田高校に関しては、知事も政策提言の発表を聞いていただいて、そのことがあったのかどうかですけれど、文部科学大臣表彰を山田高校がとりまして、また地域協働本部もやっぱり大臣表彰をいただきました。そういう意味では、本当に人材育成としても産業振興推進部にも大変お世話になりながらできたということで、ぜひとも教育委員会のさらなる支援をお願いしたいと思います。

きょうはこんなに時間が足らなくなると思いませんで、結構はしりながらやってしまいま

して、お聞き苦しかったかとも思います。私としては、スーパースターのような尾崎知事がいなくなっても、技術であったりノウハウであったり、それを引き継ぐことでしっかりとした県政をやっていけるように、議会も当然予算をしっかりと通す立場でありますので、PDCAサイクルも見ていきたいと思っております。

知事、副知事に本当にいろいろな苦労話も聞きたかったんですが、このことはまた公文書館ができるとかいろいろありますので、そこで研究したらおもしろいのかなと思っております。また、いろんなノウハウとか——高知県の中で、県庁おもてなし課という小説があって映画化もされましたけれども、もしかしたら産業振興計画もですね、何か将来、高知県から日本を変えたというようになれば、またそういう小説が生まれドラマになったらうれしいなど、そういうふうにも思っております。また、タイトルもいろいろあるかと思いますが、尾崎知事とそれを支えた県庁の職員みたいなタイトルになったら、知事の12年間の苦労も報われるのではないかなと思っております。12年間本当にお疲れでございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



### 決算特別委員会の設置

○議長（桑名龍吾君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成30年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第15号及び第16号

並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第15号及び第16号並びに報第1号から報第23号まで、以上25件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、1番土森正一君、3番今城誠司君、9番浜田豪太君、16番依光晃一郎君、20番三石文隆君、22番山崎正恭君、25番大石宗君、27番田所裕介君、29番大野辰哉君、33番岡田芳秀君、以上の諸君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



#### 議案の付託

○議長(桑名龍吾君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

○議長(桑名龍吾君) ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第14号まで、以上14件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末390ページに掲載〕



#### 議員派遣に関する件、採決(議発第1号)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末394ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3日から9日までの7日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月10日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月10日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分散会

## 令和元年10月10日（木曜日） 開議第7日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 宇田川佳宏君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 7 号)

令和元年10月10日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和元年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 5 号 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県認定こども園条例の一部を改

正する条例議案

- 第 10 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 13 号 高知県防災行政無線システム再整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 14 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

追加

- 第 17 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

追加

- 議発第 2 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書議案
- 議発第 3 号 災害時の停電長期化防止と早期復旧への取り組み強化を求める意見書議案
- 議発第 4 号 農協改革に関する意見書議案
- 議発第 5 号 再生可能エネルギーの適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書議案
- 議発第 6 号 防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書議案

追加

- 議発第 7 号 大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案

追加

- 議発第 8 号 辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を

## 図ることを求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。



## 諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、委員長に三石文隆君、副委員長に依光晃一郎君をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末418ページ  
に掲載〕



## 委員長報告

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第14号まで、以上14件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君。

（危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（上田貢太郎君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につ

いて、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第13号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、地域福祉部についてであります。

第5号「高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、現行の定数を定めて以降の人口変動等により民生委員の区割りの見直し等が必要となっている。このため、本年12月に予定している民生委員の一斉改選に合わせ、定数の見直しを行うものであるとの説明がありました。

委員から、多岐にわたる地域の困り事などに対応してもらうための民生委員の能力向上については、どのような手だてがとられているのか。例えば、ひきこもりの方にどう向き合うかによって求められる能力に違いが出てくると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、新任、中堅それぞれの民生委員に向けた研修を行っており、傾聴の技法などを学んでいる。ひきこもりの方の支援では、顕在化していない問題を抱える方を見つけ、ひきこもり地域支援センターなど専門的な機関の相談、支援につなげていただく役割をお願いしている。民生委員に過度の負担がかからないように、地域の関係機関が連携して支援する体制を整えたいとの答弁がありました。

別の委員から、民生委員の確保対策がうまくいっているところでは、こういった取り組みが行われているかとの質疑がありました。執行部からは、生活支援サポーターなど民生委員活動

をサポートする体制があるところや、日ごろから地域の課題を共有し、話し合いができる場を設けている地域のある市町村では、民生委員の充足率が高く、こうした事例を紹介しているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第7号「高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国において大学等における授業料等の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金制度が拡充されることを考慮し、高知県夢・志チャレンジ育英資金の給付額を見直すなどの改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、今回の見直しにより、従来の制度と比べて給付額を引き下げ、多くの奨学生を支援することとした経緯について、どのような議論があったのかとの質疑がありました。執行部からは、国の新制度により大学入学金が支援されるとともに奨学金の支給が拡充されることなどから、夢・志チャレンジ育英資金制度においては、入学一時金の給付は廃止することとした。給付月額、家計調査の結果等も踏まえて4万円に引き下げることとしている。これにより、より多くの学生を支援することとしたとの答弁がありました。

別の委員から、この育英資金制度について、財源となる基金の運用状況など、今後の計画はどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、篤志家の方からの寄附金を活用した給付型奨学金の制度であり、基金の残高が少なくなっていた。今年度、新たな篤志家の方からの寄附があったため、それを原資として制度を継続することとし、令和2年から5年までの大学進学者を対象として制度を見直したとの答弁がありました。

次に、第1号「令和元年度高知県一般会計補

正予算」のうち、聖火リレー実行委員会補助金について、執行部から、来年4月に本県で開催される東京2020オリンピック聖火リレーにおいて、実行委員会が行う準備等に係る経費を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、聖火リレーのルートに選定されなかった市町村においても疎外感を感じさせることなく、県内全域でオリンピック・パラリンピックを盛り上げるよう、広報活動等に尽力してもらいたいとの要請がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

来月、高知市内で開催される「カーニバル00 in高知」について、執行部から、約70名の文化人が高知に集結し、シンポジウムや幅広い分野のテーマを設定したワークショップ、トークなどの講座を展開する。さまざまな感性が触れ合い、多様なアイデアが生み出されることを期待しており、そのアイデアを本県の文化や産業の振興につなげていきたいとの報告がありました。

委員から、相当な数のアイデアが出てくると思うが、それをどのように集約し、本県の振興につなげていこうと考えているのかとの質問がありました。執行部からは、分野が多岐にわたるので、開催に当たっては、関係部局によるプロジェクトチームを設置して、それぞれが催しの運営にかかわることとしている。また、今後アイデアを生かした取り組みへのかかわりや講師との関係の構築などにつながっていくことも期待している。事務局としても、さまざまなアイデアを集約し、関係部局につなぐハブ機能を果たしていきたいとの答弁がありました。

次に、執行部から、高知県立大学図書館の改革の取り組みに関する本年度上半期の検討状況について報告がありました。この中で、選書及び除籍に関する基準であるコレクションマネジメント方針の策定に関しては、高知県立大学に

おいてたたき台を作成し、部局長会議や学外の特別委員も参加している図書館改革委員会において協議が行われているとの説明がありました。

委員から、コレクションマネジメント方針は、図書館の改革におけるかなめになると思う。策定される前に検討している内容を報告してもらいたいとの要請がありました。執行部からは、要請があったことを高知県立大学に伝え、何らかの形で示すことができるように検討したいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 商工農林水産委員長西内隆純君。

（商工農林水産委員長西内隆純君登壇）

○商工農林水産委員長（西内隆純君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金について、執行部から、IT・コンテンツ関連企業の立地に伴う初期費用や新規雇用の経費に対して助成するもので、企業との誘致交渉が順調に進み、企業の雇用計画等が当初の想定を上回る見込みであるため、助成経費を追加するものであるとの説明がありました。

委員から、IT関連企業を誘致する際、地理的条件に左右されず、他県との競争も激しい中、県としてどのような取り組みを進めているのかとの質疑がありました。執行部からは、昨年度、

IT・コンテンツアカデミーを立ち上げ、企業が求める人材の育成を行っており、2年間で延べ6,000人が受講している。このような取り組みが企業側に評価され、高知県への進出が決まったケースもあるとの答弁がありました。

別の委員から、誘致活動を進めていく上で、助成制度や人材育成の取り組みなど、戦略的に行うことが重要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、引き続き人材育成の充実強化を図っていくとともに、企業が求める即戦力として、首都圏や関西からのU・Iターンを促進する取り組みも進め、あわせて情報発信もしっかり行っていくとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、森林情報整備委託料について、執行部から、県に配分される森林環境譲与税を活用し、昨年度、林野庁が実施した航空レーザ測量の成果をもとに、県内全域で地形や森林資源の情報を整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、今回整備しようとする詳細な森林情報は林業経営上必要なものなのかとの質疑がありました。執行部からは、現地調査の簡素化や経費削減、林道等の整備や災害復旧計画などへの利活用、市町村が進める森林経営管理制度の円滑な運用につながるものと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、林道の開設や自然災害などによって森林の状況が変化した場合、今回整備するデータはどのように更新していくのかとの質疑がありました。執行部からは、航空レーザ計測は一般的に六、七年が経過すると更新が必要となってくるが、経費的な問題もある。詳細な調査が必要となった場合は、地上からのレーザ測量やドローンを用いた方法などを併用しながら対応していきたいとの答弁がありました。

委員から、今後整備を進めていく中でさまざまな情報とリンクさせて活用できると思われるが、広く活用できる可能性はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、個人情報なども含まれるため全ての情報は公開できないが、セキュリティの管理などが整理できれば、将来的には県民の方も見られる形にしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

第3期産業振興計画の商工業、農業、林業、水産業の各分野における実行3年半の取り組みの総括とさらなる挑戦について、各部から報告がありました。

まず、商工業分野についてであります。

委員から、地域商業の活性化の取り組みについて、インターネットや大型店舗での購入など消費者の生活スタイルが変化していく中で、中山間地域の商店は厳しい状況であると思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、全市町村にある中心商店街で可能な限り商店街等振興計画の策定を進めていくこととしており、商工会、商工会議所の経営指導員による各個店の経営計画策定等への支援も行っている。面的な支援と個々の事業者に対する支援をあわせて取り組みを進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、地域の生活を支える商店街の取り組みと商店街の外から呼び込む仕組みを切り分けて考えていく必要があるのではないのかとの質問がありました。執行部からは、地域の資源を活用して観光客を商店街に呼び込む工夫など、観光と連携した取り組みのほか、地元の方の日常的な生活をいかに機能させていくかを計画に盛り込んでいる地域もあり、地域本部や市町村、商工会、商工会議所等と連携して引き続き取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、林業分野についてであります。

委員から、原木生産のさらなる拡大に向けた取り組みについて、生産者と事業者、消費者との需要と供給のバランスについてはどのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、生産者と製材工場、バイオマス発電所などとの間で協定を結び、原木の安定供給を行っており、今後県内全域での流通や県外需要への供給体制づくりを検討していく。事業者には機械の稼働率の向上に向けた支援を行うとともに、生産量の増大を図るため、皆伐と再造林をあわせて進めていくための支援も強化していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、委員会として調査を行った愛知県などの東海地域では木材の需要が見込めるが、都市部への供給について、他部局とも連携して取り組む考えはないのかとの質問がありました。執行部からは、東海地域においては住宅の規模や木材率が高く、市場規模は全国で3番目となっており、将来的に見ても魅力のある地域である。現在連携している東海地域の市場とともに需要の開拓を行っていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第14号議案、以上3件については全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、中山間振興・交通部についてであり

ます。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、離島航路運営費補助金について、執行部から、国の補助制度に連動させて、航路の運航により生じた欠損額の一部を須崎市及び宿毛市に補助するもので、平成31年3月に国の補助金額が確定したことから、例年どおり9月補正するものであるとの説明がありました。

委員から、離島航路の利用者実績はどの程度か、また船の耐用年数などもあるが将来的な見通しはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、平成30航路年度の実績で、須崎市が約5,000人、宿毛市が約1万5,000人の利用がある。今後も、同程度の利用者数は維持していきたいと考えている。また、宿毛市で今使っている船は平成15年に建造したものであり、現在船の更新時期などの検討を県も入り進めているとの答弁がありました。

次に、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、シカ個体数調整事業費交付金について、執行部から、狩猟により鹿を捕獲した狩猟者に報償金を支払った市町村に対して、翌年度にその金額を県が市町村に交付するものであり、今回、当初予算で見込んだ頭数よりも実績が上回ったため補正予算を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、鹿の捕獲頭数は目標と比較してどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、実績は増加しているが、年間捕獲頭数の目標3万頭に対して、昨年度は約2万頭の実績であり、引き続き支援を推進し、目標達成を目指していくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、都市計画街路事業費について、執行部から、高知駅秦南町線などの事業を促進するための経費であるとの説明がありました。

委員から、全国的に高力ボルトが供給不足となっていることに関して、その後の工事の進捗はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、令和2年度に発注を予定している上部工工事にも高力ボルトが相当数必要となるが、現在でも高力ボルトの調達に時間を要すると聞いており、そういう状況も踏まえて発注方法や時期について検討しているとの答弁がありました。

次に、第8号「高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県等が定めることができる屋外広告物の表示、掲出物件の設置、維持などの基準について、国が定める屋外広告物条例ガイドラインが一部改正されたことを踏まえ、許可を受けて屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置する者に対して、これまでの管理義務に加え、新たに点検を義務づける規定を追加しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、無許可の看板や倒産などにより許可の更新がされない看板に対する指導はどうしているのかとの質疑がありました。執行部からは、許可の手続等は土木事務所が行っており、無許可や更新がされていないとわかった時点で文書などによる指導を随時行っている。現時点では文書での指導となるが、点検まで義務化する以上は厳格な指導を検討していく必要があるとの答弁がありました。

次に、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、住宅耐震対策事業費について、執行部から、過去最高となった昨年度と同程度で推移している住宅の耐震改修などの地震対策のさらなる加速化を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、空き家活用の数字が大幅に増加しているが、この要因は何かとの質疑がありました。執行部からは、室戸市が移住者対策として

補正予算を組んで空き家の活用を行うなど、各市町村で積極的に取り組んでもらっているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、とさでん交通の昨年度1年間の経営実績について説明がありました。

委員から、公共交通の利用者が減る中、一方では400万を超える観光客が来ている。観光客のバスや電車の利用促進を図るため、観光客向けに乗り放題の切符と観光施設のチケットをセットにするような取り組みについて、観光振興部や旅行会社などと検討されたことがあるかとの質問がありました。執行部からは、現在開催している自然&体験キャンペーンの中でも、観光施設等での優待とバスや電車で使える1日乗車券をセットにする取り組みも行っており、一定の成果があらわれていると思っている。特に、「土佐れいほく博」の開催に合わせ、1日乗車券が嶺北エリアまでの路線バスでも利用できるもので、こちらもPRしていくとの答弁がありました。

次に、高知龍馬空港新ターミナルビルの基本構想案の中間報告について、執行部から、新ターミナルビルの整備について、令和2年度当初予算案に設計に必要な経費を計上し、予算が認められれば、基本設計と実施設計を2年度に行い、3年度には整備に着手し、令和4年度の早い段階に供用開始ができればと考えているとの説明がありました。

委員から、概算整備費が約42億円と非常に大きな金額になっている。ランニングコストも含め、厳し目の検討を行うことが必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、安価な手法についても検討し、事業費を軽減したいと

考えているが、整備に関しては航空需要の見きわめも大事なポイントになる。四国他県の空港の定期航路と高知県の航路の関係がどうなのかも含めしっかりと見きわめた上で、それに必要な施設整備について、次の設計の業務に移るまでに整理したいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

東京オリンピック・パラリンピック開催年における首都圏でのよさこい演舞イベントの開催について、執行部から、全国のよさこいが集結し、世界中の注目が集まる東京で演舞することにより、よさこいの魅力を国内外にアピールして、発祥の地高知の認知度を飛躍的に高めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、演舞イベントを1日限りのものにするのではなく、動画を残してPRに使用していくなど後々つながるものにしてもらいたい、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、この事業は、海外メディアを通じて海外へ発信していくことで大きなPR効果を上げたいと考えている。映像等の記録などを情報発信に活用していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 総務委員長今城誠司君。

（総務委員長今城誠司君登壇）

○総務委員長（今城誠司君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第9号議案から第12号議案まで、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

総務部についてであります。

第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、地方公務員法等の改正に伴い、新たに会計年度任用職員の制度を導入するために必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、会計年度任用職員の制度の導入に当たり、当初は対象者から不安の声が多く聞こえていたが、説明があった勤務条件等を見ても、年収は上がり、下がる場合があったとしても現給保障がされる。任用の年数も長くなり、身分が安定すると思われる。現在までにどういう経緯があったのかとの質問がありました。執行部からは、国から示されたマニュアルに沿った内容により、昨年9月に職員団体に提示し、その後の交渉の過程の中で、現行の臨時・非常勤職員の移行に当たって、現行の運用なども踏まえて協議をさせていただいた結果、経過措置として、引き続きの雇用や期末手当に係る在職期間の通算などによって、処遇改善につながるよう制度設計を行ったとの答弁がありました。

さらに、委員から、対象者が納得するよう説明及び周知をしていただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

執行部から、高知県公文書管理委員会における審議状況等について、これまでに2回開催された委員会の審議状況及び公文書管理の具体的な取り扱いのイメージ等について報告がありました。

委員から、公文書館に移管された個人情報を含む公文書に関して、個人情報保護についての基本的な考え方はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、国立公文書館で

は事案によって公開までの年数を定めた取り扱いをしており、本県でもそれに準じた形での取り扱いを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、公文書館の開館時には文書の選定等で相当膨大な事務量になると思うが、どういう人的体制で対応する考えかとの質問がありました。執行部からは、現在ハード面の整備及び保存している公文書の選別に対して9名のスタッフで対応しているが、開館時には大量の公文書を処理する必要があるため、通常の業務ペースになるまでは少し手厚く体制を組むことも考えている。現行の9名を一定の目安として、他県の公文書館の実情も見ながら決めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、公文書館の職員の専門性を高めるためにどのような検討を行っているかとの質問がありました。執行部からは、専門職の配置が非常に効果的に機能するということは他県の事例からも感じており、国立公文書館のアーカイブズ研修などでスキルを身につけたり、OJT的に力をつけていく方法等を検討しながら、専門性を持ち、かつその専門性を高めていくことができるような配置のあり方を考えているとの答弁がありました。

次に、高知県行政サービスデジタル化推進計画案について、執行部から、9月に開催した第3回高知県行政サービスデジタル化推進会議において協議した計画案の概要について報告がありました。

委員から、事業推進のための市町村への啓発活動については、市町村において取り組みの温度差がある中、かつてのLGWANの導入のときのように、担当職員だけではなく、その上司、さらには市町村長は十分に理解できているのかという難しさもあると思う。そういった意味で、担当者へ説明をするだけではなく、市町村長に対しても啓発活動をすることも必要ではないか

との意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、執行部から、4月に実施した全国学力・学習状況調査結果について報告がありました。

委員から、中学校英語の正答率が全国平均より今回マイナス3.6ポイントという調査結果についてどのように捉えているのか、また大学入試の英語科目の制度が変わってくる中で、今後どのように中学校の中で取り組んで正答率を上げていくのかとの質問がありました。執行部からは、今回のマイナス3.6ポイントは非常に厳しい状況と捉えている。しかしながら、1月に実施した県版学力定着状況調査の結果では、全国との差がマイナス5ポイント以上あったところ、英語プロジェクトを実施し、マイナス3.6ポイントまで改善している。今後も、授業改善と、聞く、話す、読む、書くの4技能を生かしたテスト集をしっかりと活用し、個々の教員に指導主事が指導に入るなど強化策をとりながら検証、改善していくとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

薬物犯罪の現状と対策について、執行部から、全国及び県内の薬物犯罪の発生件数や若年層の大麻汚染対策等について報告がありました。

委員から、インターネットでの大麻入手への対策はどのようなものがあるかとの質問がありました。執行部からは、県内ではインターネットでの大麻入手の検挙例はないが、全国的には隠語でのインターネット検索などによって入手できる実情があるため、県内の学生に対しては、薬物乱用防止教室等で薬物の危険性等について直接訴えているとの答弁がありました。

別の委員から、県内では、高校生などの若者が音楽イベントなどで大麻を使用していた実態があるとのことだが、再発防止のためどのような対策をとっているのかとの質問がありました。

執行部からは、機会を捉えての学生本人への啓発活動に加えて、学校に対する注意喚起等の取り組みを行っているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第14号議案まで、以上13件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上13件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



## 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第17号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末396ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第17号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第17号議案は、高知県人事委員会委員の高橋秀雄氏の任期が今月19日をもって満了いたしましたため、新たに高橋重一氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第17号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第2号—議発第6号 意見書議案)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号から議発第6号 巻末397～408ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「高齢者の安全運転支援と移手段の確保を求める意見書議案」から議発第6号「防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書議案」から議発第6号「防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書議案」まで、以上5件を一括採決いたします。

以上5件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、以上5件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



#### 議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

[議発第7号 巻末411ページに掲載]

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 日本共産党の米田稔でございます。私は、提出者を代表して、ただいま議題となりました議発第7号「大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案」について賛成の討論を行います。

2020年度から始まる大学入学共通テストにおいて、文部科学省は、読む、聞く、書く、話すの4技能をはかるためとして、7つの民間英語検定試験の利用を導入しようとしています。来年度から、高校3年生が4月から12月のうちに受ける民間試験の2回までの成績が、大学の可否判定に使われることとなります。

しかし、一部の民間英語試験の申し込みは既にこの9月から始まる中、多くの問題点が解決をされず、当事者である高校生に深刻な不安が広がっています。このまま民間試験導入を強行すれば、日本の教育にとって大きな禍根を残すことになると言わなければなりません。

問題の第1は、民間試験の多くは、あくまで実用英語の能力をはかることが目的であり、子供たちの英語学習のために開発されたものではありません。これを大学入試に持ち込めば、中学・高校の授業、英語教育が民間試験対策に偏ってしまい、本来身につけるべき英語の基礎的な能力・知識の学習がおろそかになる危険性が指摘されています。しかも、民間試験の運営団体等による対策講座や教材の販売が行われることは必至です。英語の基礎的学習の本旨が大きくゆがめられてしまいます。

問題の第2は、受験生の経済的負担が深刻です。民間試験を受けるためには、大学入学共通

テストとは別に受験料が必要です。最も安いものであっても5,800円、高いものでは2万5,000円を超えます。試験会場が大都市でしか開かない試験もあります。本県のような地方の受験生は、時間と会場までの旅費、宿泊費もかかります。家庭の経済力によって試験そのものが受験できないということになりかねません。低所得の家庭には大きな重荷です。

また、民間試験の対策講座への参加や教材購入にも費用がかかるでしょう。高校生の人生を人質にとり、教育業界が中間搾取をするものだという厳しい批判の声が上がっています。本来、公平・公正であるべき大学入学試験において、その入り口から経済格差、地域間格差を生じさせるもので、言語道断な事態です。

第3は、目的も難易度も異なる民間試験の成績を公平に比較すること自体がそもそも困難です。どの試験を受けたかで有利、不利が分かれ、入試で最も大切な公平性が保たれません。

文科省はこの対策として、7つの民間試験の成績を国際標準規格、欧州で行われている言語能力の評価と対照させるとして、この間了承していますが、同作業部会メンバー8人中5人が試験実施事業者の幹部でした。まさに民間業者と文科省一体になっての自作自演でつくられた対照表に、公平性を保障する客観的な裏づけはありません。

入試制度の根幹である公平性、公正性を欠き、重大な問題が明らかになる中で、大学によって対応が分かれています。7月の朝日新聞と河合塾の共同調査によれば、大学の65%が民間試験の利用を問題があるとし、36%がやめるべきと回答をしています。文科省の9月末時点の調査によっても、利用予定は大学と短大合わせて561校、52.5%にとどまっています。今後増加する可能性はありますが、いまだ流動的です。文科省は各大学に対し、入試の大きな変更は2年前

に公表すると通知していたことから、極めて不正常的な事態です。

学校現場や高校生自身から試験の見直しを求める声が上がっています。全国高等学校長協会は文科省に対して、7月の不安解消に向けてとの要望提出に続き、9月10日には、不安解消にはほど遠い状況、諸課題を解決しないまま開始することは極めて重大として、延期及び制度の見直しを求める要望書を提出しています。そして、全国の校長の7割が延期を求めているといっています。

また、初等中等教育分科会の委員を務める西橋瑞穂鹿児島県立甲南高校校長は、英語民間試験の利用問題について、制度を設計したときに想像力が不足していたのではないかと、離島の生徒は受験するのに2泊3日が必要になる、悪天候だったらさらに時間と費用が必要になると批判をしています。

最大の被害者は、当事者である高校生、受験生です。不安は払拭されるよりむしろ日々増している、犠牲になるのは僕たち高校生などと、深刻な懸念が相次いでいます。利用中止を求める国会請願署名約8,000名分が提出をされ、文科省前の抗議行動にも多くの関係者が集まっています。

国会内で開かれた英語民間試験導入問題での野党合同ヒアリングでは、高校生が、試験を実施する団体が対策本や対策講座を開く、中間搾取を感じずにいられないと批判。別の高校2年生は、母子家庭で生活が苦しい、経済的不安が増していると語り、自分が受験生だったら、保護者だったらという立場でしっかり考えていただきたい、高校生の人生がかかっている、見直していただきたいと訴えています。本当に重く切実な訴えです。この声に応じて、英語民間試験利用の中止と抜本的な見直しを求めようではありませんか。

文科大臣は、中止すれば混乱が生じると述べ、予定どおりの実施を表明しています。しかし、2023年度までは大学入試センターの英語試験が継続され、中止しても入試に差し支えはありません。民間試験の利用に固執する文科省の姿勢こそ、学校現場に混乱を引き起こしているのです。

そもそもの発端は、2013年4月の自民党教育再生実行本部の第1次提言です。グローバル人材養成のため、大学において従来の入試を見直し、実用的な英語力をはかるTOEFL等の一定以上の成績を受験資格及び卒業要件とすると打ち出しました。また、2014年9月、文科省、英語教育の在り方に関する有識者会議では、財界委員の要望に応じて民間試験の導入を決定し、共通テストの英語廃止などが議論をされています。まさに財界、政府・自民党の肝いりで始まった英語入試改革です。

グローバル人材の育成を口実に企業がもうける国づくりを進める、そのために、人格の形成を使命とする教育の目的、国民の教育権を侵害することは、決して許されるものでないことを強く指摘したいと思います。

今、私たち大人が、高校生の人生を守るという一点で立場の違いを越え、まさに行動を起こせるかどうか、高校生、受験生、県民の視線が注がれています。高知県議会として、この切実な声に応える確かな行動を起こそうではありませんか。同僚議員の賛同を心からお願いして、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末413ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番（坂本茂雄君） 県民の会の坂本でございます。提出者を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第8号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書議案」について賛成討論をさせていただきます。

私たちは、沖縄県民の民意をこれ以上ないがしろにし、憲法違反状態の辺野古新基地建設を容認することはできないとの立場から、建設中止を求め、国民的議論により憲法に基づき公正に解決すべきだということで、意見書議案を提出させていただくこととなりました。この意見書議案に対して、次の理由から賛成を求めたいと思います。

まず1つ目に、沖縄の声、民意についてであります。2019年2月に、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示しました。憲法改正の手續における国民投票の場合には、投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回、沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的であると言えます。また、これまでの沖縄県知事選で重ねて示されてきた民意とあわせ、政府及び日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要があります。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法のもとの平等の各理念に著しく反するものであり、普天間基地所属の海兵隊について、沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も、軍事的には沖縄ではなく他

の場所でもよいと明言しています。にもかかわらず、政府が辺野古新基地建設を断行しているのは、民意の無視であると言わざるを得ません。

2つ目は、今の政府の対応は、憲法第41条、92条、95条や、13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、14条の定める法のもとの平等に反する憲法違反の対応と考えられます。

憲法第41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定め、立法権を国会に独占させていることから、国政の重要事項については国会が法律で決めなければならないとされているにもかかわらず、名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による2006年5月30日及び2010年5月28日の閣議決定があるのみです。

次に、第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と定めており、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければなりません、これもありません。

そして、第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定しています。

今回の県民投票は、この第95条の趣旨に沿うものとして憲法上の拘束力があることから、本来なら政府は、日本国憲法に基づき普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約及び日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきものなのであります。

さらに、国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は2010年、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、

住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明するとの見解を示しているにもかかわらず、政府は専ら、本土の理解が得られないという不合理な理屈で辺野古が唯一と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法第13条、沖縄県民の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、第14条の定める法のもとでの平等に反しています。これらの状態を解消するためにも、辺野古新基地建設は即時中止、普天間基地は沖縄県外・国外移転をしなければならないのです。

3つに、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決が求められているということです。沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきであります。安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは国民全体で議論すべき問題であります。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的議論によって決定すべきであると思われまます。そして、国民的議論において、普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一つの地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定をすることが求められるものであります。

昨年、翁長前沖縄県知事がお亡くなりになる前、辺野古埋め立ての承認時には明らかにされていなかった多くの事実が判明し、これらの承認後の事実からすれば、環境保全及び災害防止につき十分配慮の要件を充足していないとともに、国土利用上適正かつ合理的の要件も充足していないものと認められたことから、命をかけて埋め立ての承認を撤回されました。

翁長前知事は、那覇市長当時の2012年11月に朝日新聞のインタビューに対して、「振興策を利益誘導だと言うなら、お互い覚悟を決めましょうよ。沖縄に経済援助なんか要らない。税制の優遇措置もなくしてください。そのかわり、基地は返してください。国土の面積0.6%の沖縄で在日米軍基地の74%を引き受ける必要はさらさららない。一体沖縄が日本に甘えているんですか。それとも日本が沖縄に甘えているんですか」と答えられています。

そして、昨年6月、沖縄慰霊の日の平和宣言の中で、沖縄の米軍基地問題は日本全体の安全保障の問題であり、国民全体で負担すべきもの、国民の皆様には沖縄の基地の現状や日米安全保障体制のあり方について真摯に考えていただきたいと述べられています。

同僚議員の皆さん、高知県議会はたび重ねて、米軍機低空飛行訓練の中止を求める意見書を可決してきました。これには賛成し、今回の沖縄の基地負担軽減を求める意見書には反対するということは、高知県民の命と健康は守るが、沖縄県民の命と健康には無関心という論理矛盾を抱えることになるのではないのでしょうか。そして、国が沖縄県民の人権を無視することを私たち高知県議会が容認し、同様に高知県民の人権無視をも容認してしまうことになるのではないのでしょうか。

私たちは、憲法に基づく地方重視の国政、地方自治を推進する立場に立つ者として、沖縄県民の心に寄り添い、同僚議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国

民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



### 継続審査の件

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末416ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(桑名龍吾君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



### 閉会の挨拶

○議長(桑名龍吾君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和元年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。特に補正予算では、経済の活性化を初めとする基本政策などを着実に推進するための予算が提案され、議員各位からは終始熱心な御審議をいただきました。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様からも、この間何かと御協力を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、尾崎知事におかれましては、12年間にわたり県勢発展に努められましたことに深く感謝を申し上げます。知事就任当初は、リーマンショックや北海道の夕張市が財政破綻を起こすなど、地方自治体にとっては財政的にも厳しい時代でありました。また、政権も、自由民主党から民主党へ、そして自由民主党へと、政治的にも不安定な12年間でした。しかし、尾崎知事は厳しい経済状況の中、産業振興計画を策定し、県経済を上昇傾向へと導きました。

思い起こせば、平成23年9月定例会で、私は飛行機好きの知事に、加速化という言葉をよく使っているが、産業振興計画は飛行機の運航に例えればどのような状況であるのかとお伺いしましたところ、知事はこの問いに対し、乗員が決まり、飛行計画を練り、燃料を補給し、乗客を乗せ、数々のチェックを経て、飛行機が滑走路を走り、今まさに離陸した直後であり、これ

から加速をし、上昇を目指していく段階ではないかと考えていると答えられました。

そして、5年後の平成28年2月定例会では、私の同様の問いに対し、さらに加速しながら順調に上昇を続けているが、人口減少による負のスパイラルという厚い雲の中を上昇中であり、国内でもこの雲を抜け出した飛行機はないが、チャレンジを続けていくとの答弁でした。

そして、このたびの定例会前、知事に産業振興計画は今どのような状況ですかと伺ったところ、安定した飛行状態、いわゆる巡航高度に達している、高度9,000メートルぐらいだろうか、今後は1万メートルから1万2,000メートルまで上昇できれば、もっと遠くに飛んでいけるのではないかとこの言葉をいただきました。

今後は、尾崎機長から新しい機長がこの飛行機を操縦していくこととなりますが、この上昇を下降させることなく、また右に左にぶれることなく、我々議会といたしましても、飛行中のあらゆる計器をチェックしながら上昇飛行を続けてまいります。

また、知事の常に何事にも本気で取り組む姿勢はまさに、最大の危機は、目標が高過ぎて失敗することではなく、低過ぎる目標を達成することだとのミケランジェロの言葉を、身をもって実践されたものでした。改めて敬意を表します。

どうか御安心ください。議会一丸となって、誰も抜け出したことのないこの分厚い雲を抜け出してみせます。

朝夕に秋の気配を感じる季節になってまいりました。議員各位を初め尾崎知事、執行部、報道関係の皆様方におかれましても、どうか健康に十分留意され、県勢発展のために引き続き御尽力賜りますよう心からお願いを申し上げます。これをもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 令和元年9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和元年度一般会計補正予算を初め、高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会の冒頭でも申し上げましたが、今議会は私にとりまして最後の議会となります。今、この場所に立たせていただき、改めてこれまでの県政を振り返りますと、まことに感慨深いものがございます。

この12年間、私は県勢浮揚に向けて、さまざまな懸案課題の解決を目指し、県民の皆様との対話を重ねながら全身全霊を傾け、常に進取果敢でありたいとの信念を持って取り組んでまいりました。全国に先駆け人口減少社会に突入した本県において、10年以上にわたり、これらがもたらす負の影響の克服に向けて課題に真正面から向き合い、皆様のお力添えを賜りながら、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、さらには南海トラフ地震対策などの取り組みを進めてまいりました。

私は、知事就任以来、難局の打開に向けては多くの方々と力を合わせていくことが必要であり、そのためには、まずは対話が重要であるとの考えのもと、県政運営において対話と実行の姿勢を基本姿勢としてまいりました。

これまで、対話と実行座談会や対話と実行行脚などの取り組みを通じて県民の皆様から貴重な御助言を多数いただきましたことや、県政運営の日々の諸活動の中でさまざまな御指導をい

いただきましたことにつきまして、大変ありがたく思っております。改めて県民の皆様から心から感謝を申し上げます。

また、私どもといたしまして、まずは対話が重要であるとの考えのもと、県議会議員の皆様にも県政課題についてできる限り丁寧な御説明を行うよう心がけてまいりました。私として、至らぬ点が多々あったにもかかわらず、県議会において徹底した政策論議がなされ、建設的な議論を積み重ねていただいたおかげで、県政運営に対し数多くの有意義な御指導を賜うことができました。さらに、こうした議会審議での経験を経て、議会で説明できるか、議会での厳しい審議に耐え得るかとの視点を常に意識して仕事する習慣が執行部全体に根づいたことで、常日ごろより説明責任を意識した、緊張感のある県政運営を心がけることにつなげることができたものと考えております。改めて県議会議員の皆様には、さまざまな場面において御指導、御鞭撻を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

そして、この場をおかりして、これまでの間、絶えず献身的に業務に当たってくれた県職員の皆様にも、改めて深く感謝申し上げたいと思っております。

次期県政においても、県民の皆様や県議会議員の皆様、新知事、執行部との間で活発かつ建設的な議論がなされ、これを通じて英知が結集され、先々にわたり本県の県勢浮揚が果たされていくことを心から願っております。

私の知事としての任期ももう余すところ2カ月足らずとなりましたが、残された期間も知事として、ふるさと高知のために全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、高知県議会のますますの御発展と県民の皆様への御多幸、そしてさらなる県勢浮揚の実現を心よりお祈り申し上げまして、私の本議会での最後の御挨拶とさせていただきます。

ます。

この12年間、まことにありがとうございました。



○議長（桑名龍吾君） これをもちまして、令和元年9月高知県議会定例会を閉会いたします。  
午前11時16分閉会